

設工認作成要領について

- ・資料1-1：設工認作成要領に対する検討事項と対応方針
- ・資料1-2：設工認作成要領
- ・資料1-3：適合性確認(様式)に対する検討事項と対応方針
- ・資料1-4：再処理施設及び廃棄物管理施設の適合性確認について

設工認作成要領に対する検討事項と対応方針

No	項目	検討事項	対応方針	11月20日面談資料 該当ページ	12月4日面談資料 該当ページ	第1回申請までの対応要否
1	①基本的考え方	仕様書の記載方針に設工認申請対象設備選定ガイドにある「仕様書記載対象と基本設計方針対象の基本的な考え方」の判断フローおよびその考え方を反映する必要がある。	別紙1を削除し、判断フローと考え方を追加する。	10 12, 13 (別紙1)	13	○
2	②仕様書の作成要領	仕様書「安全保護回路」には計器番号が無い場合、仕様書「安全保護回路の起動信号の種類」欄での識別方法を明確に整理する必要がある。	既認可では検出計器番号を記載し識別しているため、同様に検出計器番号を仕様書内で記載するように作成要領で明確にする。	78	第2回申請に向けて見直し中	(2回申請までに対応)
3		機器等の主要寸法の「たて・横・高さ」の記載方針が明確になっていないため、整理する必要がある。	各機器の種類に応じた「たて・横・高さ」の記載例を充実させ、不整合が生じないようにする。	23	28	(第1回申請に係る部分のみ)
4		ダクトの仕様書では、対象を識別できるように記載することとしているが、識別方法が明確になっていないため、整理する必要がある。	ダクトの仕様書名称 (FromTo) の記載方法について検討し、不整合が生じないようにする。	69	第2回申請に向けて見直し中	(2回申請までに対応)
5		仕様書の記載が不要な項目についての記載方針が明確になっていないため、整理する必要がある。	機種毎に適切なフォーマットとする。その旨を仕様書作成要領の本文に明記するとともに、仕様書フォーマットを適宜拡充していく。 ・ 本文明確化：第1回申請までに対応。 ・ 仕様書フォーマット：第1回申請設備のみ先行実施	-	57~72	(第1回申請に係る部分のみ)
6		既認可仕様書では「特記事項」があるが、特記事項を必要とする場合の対応を明確に整理する必要がある。	仕様書記載事項以外で必要になる場合を考慮し、作成要領で明確にする。	-	48	○
7		機器分類ごとに仕様書に記載すべき事項を整理する必要がある。	様式-6, 7の整理結果および申請対象設備の選定結果を踏まえ、第1回申請対象設備に係る機器分類の仕様書に記載すべき事項を反映する。第2回申請以降は各申請前までに対象設備について整理する。	47	57~72	(第1回申請に係る部分のみ)
8		「2.2仕様書の記載項目」と「2.3仕様書の記載方法」でそれぞれ記載すべき事項を整理し、明確に区別する必要がある。	現状、記載内容が重複しているため、各項目の記載内容を今後整理する。	2.2: 18~28 2.3(1)g以降: 38~42	2.2: 23~33 2.3: 43~46	(2回申請までに対応)
9		ユニットで登録するような複数の機器分類に関連するものの扱いを整理する必要がある。	ユニットで登録する機器の仕様書の記載項目の表を作成要領に追加する。	18	24	○
10		設計能力を示す例として、容量と伝熱面積を同一枠で扱っているが、記載要否の考え方が異なるため、容量に相当する設計熱交換量と混同しないよう、それぞれ記載する方針を整理する必要がある。	性能に関するものと構造で担保するものを区別した記載に見直す。	20	25	○
11		また、ここで図示することとしている伝熱に有効な面積の構造図での記載方針は「添付図面の作成要領」で明確にする必要がある。	構造図への図示について、「添付図面の作成要領」で方針を明確にする。具体的には、有効伝熱面積の算出に必要な情報を記載する旨を規定する。	20 250	28	○
12		内圧、外圧ともに考慮するものの扱いを整理する必要がある。	設計上、内圧、外圧が両方発生する機器に対する扱いについて、考え方を改めて整理する。	21	26	(2回申請までに対応)
13		寸法としてどこまでを本文に記載するかの方針を整理する必要がある。また、設計確認値、公称値、公差、腐食代の扱いについては、使用前事業者検査、定期事業者検査等での扱いを含めて記載の方針を整理する必要がある。	腐食代の考え方については添付資料(1)で整理した。定期事業者検査の扱いについては今後整理する。	23 51~96 (添付-1) 97~116 (別紙1)	28 (整理中)	(第1回申請に係る部分のみ)
14		DBの範囲において、冷却コイル等の容器側の扱いと冷却系側の扱いについて整理する必要がある。	第1回申請に係らない事項であるため、今後整理する。	29	34	(2回申請までに対応)
15		大型移送ポンプ等のF施設と再処理本体とでの扱いについて整理する必要がある。	第1回申請に係らない事項であるため、今後整理する。	32	36	(2回申請までに対応)
16		「2.3 仕様書の記載方法」の「c. 変更前後の書き分け」において、判断フローによる仕様書対象設備の抽出結果を踏まえDBで追加するものが出てきた場合には記載方法を追加で整理する必要がある。	判断フローによる仕様書対象設備の抽出結果を踏まえて、現作成要領の記載程度を不足している場合は別途整理する。	32	37	○ (追加整理必要時)
17		既設工認において、配管番号だけの記載であったものの記載の適正化について記載する必要がある。	第1回申請に係らない事項であるため、今後整理する。	35	40	(2回申請までに対応)
18		同じ設備区分で同一機器を異なる用途で使用する場合 (DBでのかくはん用配管をSAで排気利用するなど) の記載について整理する必要があるが、検査が必要である。	第1回申請に係らない事項であるため、今後整理する。	36	41	(2回申請までに対応)
19		使用条件をDBでは明示せずSAで明示する対象に対する記載例について整理する必要があるが、検査が必要である。	第1回申請に係らない事項であるため、今後整理する。	36	41	(2回申請までに対応)
20		「取付箇所」の記載については、溢水要求だけでなく、その他、火災、薬品等の影響も考慮して、記載方針を明確にする必要がある。	火災および薬品漏えいの要求も考慮する必要があるため、別紙3を含めて記載を修正する。	38	43, 45, 90 (別紙3)	(第1回申請に係る部分のみ)
21		使用前検査未完了の工事に関して、過去に届出があったのか整理する必要がある。また、「一体工事」と、F施設、再処理本体のそれぞれでの手続きの関係について整理する必要がある。	新規制施行前に設工認申請を行い使用前検査に合格していない案件を整理し、今回の新基準一体工事として扱うか否かを整理する。	41	47	○
22		個別設備の記載において、補機駆動用燃料設備と供給される側の設備の取り合いを明確にする必要がある。	第1回申請に係らない事項であるため、今後整理する。	43	49	(2回申請までに対応)
23		「設備及び機器等の記載要求範囲」の「A. 主配管」では、廃棄物管理でのサンプリング配管等について、系統図等で対象範囲の認識を共有する必要がある。	申請対象設備の選定の考え方を整理 (設工認作成要領への反映事項) し、申請対象範囲の認識を共有できるようにする。	47	54	○
24		「設備及び機器等の記載要求範囲」の「D. フィルタ」では、従事者の防護に関する範囲について整理する必要がある。	従事者等の放射線防護を目的として設置するものとして、給気側に設置するものを作成要領で明記する。 ・ 対応方針：第1回申請までに対応 ・ 作成要領への反映：第2回までに対応	49	55	○ (対応方針) (作成要領への反映は第2回までに対応)

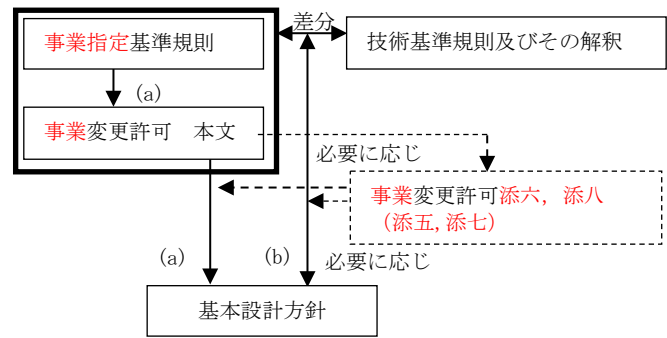
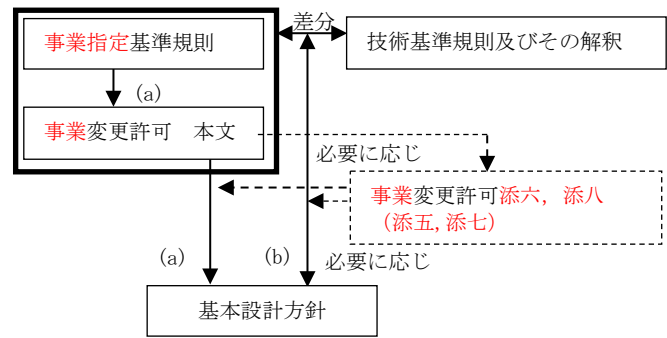
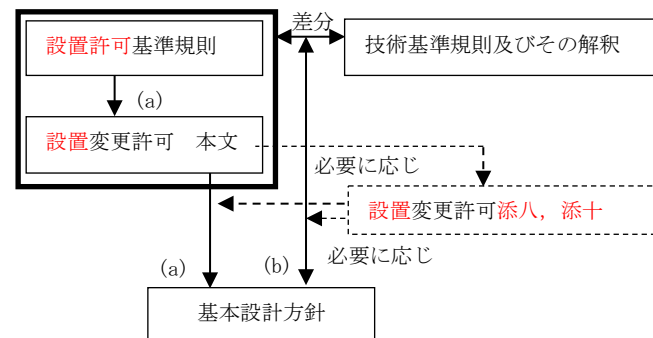
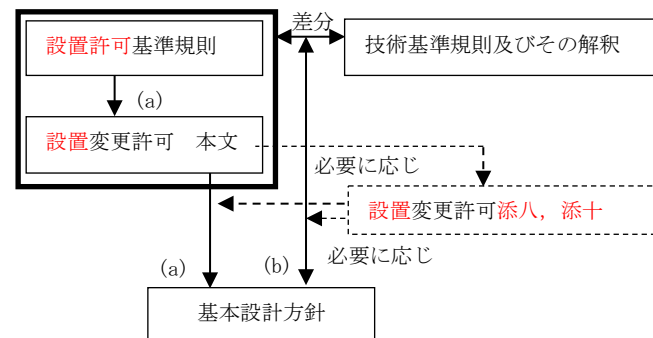
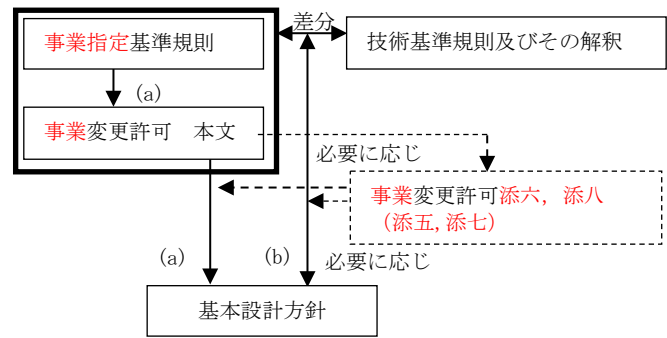
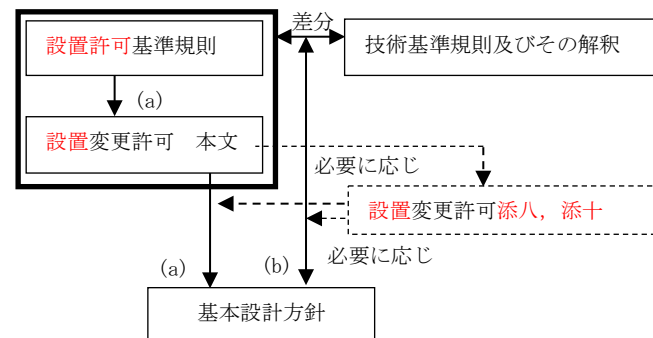
No	項目	検討事項	対応方針	11月20日面談資料 該当ページ	12月4日面談資料 該当ページ	第1回申請までの対応要否
25		様式6, 7を用いた抽出結果を反映し、機器分類ごとに様式を整理する必要がある。その中で、以下の点についても整理が必要。 ①遮へい壁等について記載対象の考え方を明確にする必要がある。 ②凝縮器は発電炉の熱交換機等との対比が必要がある。 ③配管での備考欄での配管番号の記載について、ダクトでの扱いを整理する必要がある。 ④盤についての発電炉での記載事例について確認する必要がある。 ⑤マンメイドロックの本文としての扱いについて整理が必要がある。	第1回申請に係る①、⑤については、以下のとおり整理する。 ①「仕様表記載対象と基本設計方針対象の基本的な考え方」の判断フローおよびその考え方を「基本的考え方」に追加する。 ⑤仕様表への展開を明確にする。 ②、③、④については、第1回申請に係らない事項であるため、今後整理する。	51~96	①18 ⑤57	(第1回申請に係る部分のみ)
26		別紙2の「兼用先一覧表」の必要性、位置づけについて整理する必要がある。	第1回申請に係らない事項であるため、今後整理する。	117	73	(2回申請までに対応)
27	③基本設計方針	主要設備リストに展開する対象の考え方を発電炉への確認結果を踏まえて見直す必要がある。	仕様表対象を主要設備リストに記載することを明記する。	174	111	○
28		共通項目のうち、個別項目の基本設計方針を呼び込み方について認識を共有する必要がある。	呼び込みの記載例を追加し、認識にずれが生じないように修正する。	165	102	○
29		基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定の考え方を整理する必要がある。その上で、設備名の記載要否の考え方を整理する必要がある。	別紙4の扱いと関連するため、No.32の対応に含める。	167 191 (別紙4)	104, 128	○
30		主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例および設備リストに記載する「略語の定義」を整理する必要がある。	別途添付することとしていた、別紙4「略語の定義」(番号繰り上がり)および別紙5「主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例」を添付する。	175, 176	131, 132 (別紙4) 133, 144 (別紙5)	○
31		別紙1「基本設計方針目次(記載例:再処理施設)」の記載順について、整理する必要がある。	最新の考え方に合わせて記載を見直す。	177	114	○
32		別紙4「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」の判定基準の考え方の整理が必要。また、方針に説明を記載するものの抽出と、設定根拠を説明すべきものの抽出の2点が混同しており、それらを区別した整理が必要である。	別紙4については削除した上で、以下とおり整理する。 ①基本設計方針に記載すべき対象については、「仕様表記載対象と基本設計方針対象の基本的な考え方」の判断フローに反映する。 ②設定根拠を説明すべきものの抽出フローについては、添付書類の作成要領に今後反映する。 ③については、第1回申請に係らない事項であるため、今後整理する。	191 (別紙4)	104, 128	(第1回申請に係る部分のみ)
33	④添付書類の考え方	2. (1)a. の法令上の整理については、現状の整理を踏まえて記載の修正が必要である。	類型化の検討を踏まえ添付書類の見直し等、最新の情報を反映する。	202	143	○
34		3. で確認・調整中としている添付要否の考え方等について整理が必要である。	様式-6, 7の整理結果を踏まえ、添付要否の考え方等について整理する。	209	150	○
35	⑤添付書類の作成要領	3. での強度説明については、現状の整理を踏まえて記載の修正が必要である(別紙4も同様)。	類型化の検討を踏まえ、強度に関する説明書に材料及び構造以外の強度評価についてまとめることとし、作成要領に反映する。	215	163	○
36		別紙1においては、仕様表及び基本設計方針で記載する仕様項目を抽出したうえで説明が必要な項目を漏れなく列記し、各項目に対する説明方針を整理する必要がある。	第1回申請に係らない事項であるため、今後整理する。	216	164	(2回申請までに対応)
37		別紙1の4. では、仕様の記載順として、機器分類の並びの考え方を整理する必要がある。	第1回申請に係らない事項であるため、今後整理する。	217	165	(2回申請までに対応)
38		別紙2について、発電炉との相違の有無を確認し、整理する必要がある。	発電炉との整合を考慮して記載しているが、今後見直しが必要な場合は適宜修正を行う。なお、発電炉工認と異なる部分については、必要に応じて解説を補足する等し、記載の意図を明確にする。	225~233	169~176	○(適宜対応)
39		別紙3については、スロッシングの扱いの考え方、溢水と化学薬品を別途で扱う必要性等について整理する必要がある。	溢水と化学薬品は共通する部分が多い(溢水高さや没水高さの評価方法)ものの、損傷を受けるモードが異なるため、防護対象設備の選定等の考え方が大きく異なる。そのため、説明書は溢水・薬品別々に作成する方針とする。 スロッシングの扱いについては、第1回申請に係らない事項であるため、今後整理する。	234, 235	189	(2回申請までに対応)
40		別紙4の6. での施設の特徴を踏まえた整理の作業方針について認識共有する必要がある。	再処理、MOXで方針は共通であるため、記載を削除する。	240, 246	194, 199	○
41	⑥添付図面の作成要領	別紙で記載している配管勾配や「許可記載の加熱・冷却機能」等の追加考慮事項について、本文で明確になっていないため、記載方針を整理する必要がある。	別紙で示した設計方針等については、3. (2)の本文中で明確にする。	別紙, 253	206 別紙 (224~229)	○
42		仕様表作成要領で伝熱面積を記載する機器は、有効面積の算出に必要な情報を構造図に図示するとされているが、記載項目が明確になっていないため、整理する必要がある。	構造図への図示方法を作成要領で明確にする (No. 11対応)。	20, 250	216, 222, 223	○
43	⑦他施設の共用する設備の扱い	設置する施設側の記載が発電炉と異なっているため、再整理する必要がある。(発電炉では「東海、東海第二発電所共用」と並記しているのに対し、「再処理施設と共用」と記載し並記していない。)	第1回申請に係らない事項であるため、今後整理する。	273, 274	230, 231	(2回申請までに対応)

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>1. 本規程の位置づけについて</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく発電用原子炉施設の設計及び工事の計画の認可等に係る手続の適正な実施のため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）</p> <p>第8条から第14条までに基づく設計及び工事の計画の認可等について、以下のとおりとする。</p> <p>また、本規程における用語の定義及び用法については、原則として、法、規則、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という。）及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）における用語の定義及び用法に従うこととする。</p> <p>なお、設計及び工事の計画に関する手続に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p>	<p>設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方</p> <p>【本要領の位置づけについて】</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく使用済燃料の再処理施設、特定廃棄物管理施設及び加工施設の設計及び工事の計画の認可等に係る手続の適正な実施のため、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）に基づく設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請書を以下のとおりとする。</p> <p>また、本要領における用語の定義及び用法については、原則として、法、規則、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を含む）（以下「事業指定基準規則」という。）及び再処理施設の技術基準に関する規則（特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則、加工施設の技術基準に関する規則を含む）（以下「技術基準規則」という。）における用語の定義及び用法に従うこととする。</p> <p>なお、設計及び工事の計画に関する手続に係る要件の技術的内容は、本要領に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p>	<p>1 工事計画認可申請における資料作成に当たっての基本的考え方</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>赤色部は発電炉—当社施設とで異なる部分から変更している箇所を示す。その他、説明性の観点から、必要に応じて引用箇所の紐づけを赤色以外の着色にて識別する。</p> <p>前回説明からの変更箇所については下線___および黄色ハッチングにて示す。</p> </div>	<p>・発電炉と適用する法令、規則等が異なることから、ガイドに基づき位置づけ部分を明確化</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種別に応じて規則別表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。この規則別表第2に規定されている記載要求事項については、少なくとも技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要があり、以下では、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。</p>	<p>設工認申請書に記載すべき設備は、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則で示す施設の区分に応じて事業変更許可申請書に示す設備、及び技術基準規則に適合するために設置、設計を行う設備である。</p> <p>これらの設備について、設備ごとさらに機器等の単位で事業変更許可申請書における設計方針を基にした詳細設計の内容、及び技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要がある。</p> <p>本要領は、設工認申請書の作成作業において展開すべき必要事項を漏れなく反映するとともに、記載の横並びを円滑に図ることを目的とし、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」及び「工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領」を踏まえ、本文及び添付書類の項目ごとに纏めるものとする。項目ごとの展開内容を以下に示す。</p> <p><作成要領の項目ごとの展開内容></p> <p>(1) 設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 設工認申請書の本文及び添付書類の構成概要と本文の具体的記載方針 <p>(2) 設工認申請における仕様表の作成要領</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様表にて示す機器等の機種ごとの記載項目とその考え方 <p>(3) 設工認申請における基本設計方針の作成要領</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本設計方針の項目構成の考え方と具体的記載方針 <p>(4) 設工認申請に記載する準拠基準及び規格について</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載すべき準拠基準及び規格の考え方と具体的記載方針 <p>(5) 設工認申請に添付する添付書類の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類ごとの記載内容と、今回の新規制基準適合に係る申請における添付有無の考え方 <p>(6) 設工認申請における添付書類の作成要領</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類の具体的記載方針 <p>(7) 設工認申請における添付図面の作成要領</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付図面を添付する対象範囲の考え方と具体的記載方針 <p>(8) 他施設と共用する設備の設工認書類の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 共用に関する具体的記載方法 		

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>2. 設計及び工事の計画の認可及び届出手続の範囲</p> <p>認可手続の範囲については規則第8条第1項第1号の規定により規則別表第1の中欄で、届出手続の範囲については規則第11条第1項の規定により同表の下欄で定められている。さらに規則第8条第1項第2号に規定されている制限工事についても認可手続を要するものとされている。</p> <p>規則別表第1では、工事の種類ごとに手続の範囲を規定している。対象となる設備及び機器は、規則第9条第1項第2号又は第12条第1項第2号で規定されている工事計画に記載しなければならない事項として規則第9条第2項又は第12条第2項で規定されている規則別表第2の中欄で定められているものと対応している。本規程では、規則別表第1に規定されている工事の種類に加え、規則別表第2に規定されている設備及び機器等の範囲（工事計画に記載すべき範囲）を示す。</p> <p>(1) 工事の種類</p> <p>規則別表第1の上欄の工事の種類は、大きく、設置の工事と変更の工事に分けられている。さらに変更の工事は、発電用原子炉の基数の増加と発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事に分けられている。</p> <p>1) 設置の工事</p> <p>工場又は事業所に初めて発電用原子炉施設を設置する工事をいい、いわゆる新設工事であり、認可の対象としている。</p> <p>2) 発電用原子炉の基数の増加</p> <p>既に発電用原子炉施設が設置されている工場又は事業所において、新たな発電用原子炉を追加設置する工事をいい、いわゆる増設工事であり、認可の対象としている。</p> <p>3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事</p> <p>既に設置されている発電用原子炉施設において、設備又は機器を変更する工事をいい、さらに以下の工事に分類して認可又は届出手続の範囲を規定している。</p> <p>A. 設置 B. 取替え C. 改造 D. 修理 a. 取替工事 b. 性能又は強度に影響を及ぼす工事</p> <p style="text-align: right;">} 中略</p>	<p>【設工認手続の範囲】</p> <p>設計及び工事の計画の認可を要しない工事等については、再処理規則等において以下のとおり定められている。</p> <p><再処理規則の例></p> <p>第1条の5（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等）</p> <p>法第45条第1項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であって、次条第1項第3号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。</p> <p>第2条（設計及び工事の計画の認可の申請）</p> <p>三 次の区分による再処理施設に関する設計及び工事の方法（再処理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）</p> <p>イ 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設 ロ 再処理設備本体 (1) せん断処理施設 (2) 溶解施設 (3) 分離施設 (4) 精製施設 (5) 脱硝施設 (6) 酸及び溶媒の回収施設 ハ 製品貯蔵施設 ニ 計測制御系統施設 ホ 放射性廃棄物の廃棄施設 ヘ 放射線管理施設 ト その他再処理設備の附属施設</p> <p>ここで、第2条第1項第3号に掲げる事項の変更を伴う工事とは、具体的には設備の設置、改造等により基本設計方針、仕様表等の設工認申請書本文記載内容に変更があるものとし、それらの変更が生じる設備等を設工認申請範囲とする。</p> <p>また、法第45条第2項における、認可を受けた設計及び工事の計画を変更する場合においても同様の考え方であるが、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なもの（設備又は機器の配置の変更であって、当該機器の相互の間隔を、許可を受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更）である場合は、同条第5項における届出の対象とする。</p>		<p>・設工認として申請すべき範囲について、発電炉と適用する法令、規則等が異なることから、当社に関連する規則を引用し扱いを明確化</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p data-bbox="157 338 914 380">< 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則より引用 ></p> <p data-bbox="157 386 721 422">第九条 (設計及び工事の計画の認可等の申請)</p> <p data-bbox="157 428 914 642">2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。</p> <div data-bbox="344 814 914 953" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>分割申請における申請形態の考え方については、書類構成と合わせて別紙として展開</p> </div>	<p data-bbox="982 300 1397 331">【設工認申請書に記載すべき内容】</p> <p data-bbox="982 338 1062 369">(本文)</p> <ul data-bbox="1026 375 1786 512" style="list-style-type: none"> ・ 技術基準規則に適合させるために必要な詳細設計の内容 ・ 事業指定基準規則への適合性を確認するための設備の仕様を決定する上での設計方針 (設備と一体となって適合性を担保する運用を含む) を基にした詳細設計の内容 <p data-bbox="997 518 1786 581">なお、変更申請に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載するものとする。</p> <p data-bbox="982 695 1115 726">(添付書類)</p> <ul data-bbox="1026 732 1626 764" style="list-style-type: none"> ・ 本文の具体的な考え方、実現方法及びその根拠 <p data-bbox="967 800 1768 863">設工認申請書の書類構成の概要及び分割申請時の申請書形態の考え方を別紙1に示す。</p> <p data-bbox="967 877 1739 1014">なお、基本設計方針及び工事の方法について、発電炉では、代表の施設区分に詳細を記載し、各施設区分ごとに呼び込みをする形となっているが、当社では共通的な項目として記載することで合理的な記載とする。</p>	<p data-bbox="1831 300 2326 331">【工事計画認可申請書に記載すべき内容】</p> <p data-bbox="1831 338 1911 369">(本文)</p> <ul data-bbox="1875 375 2540 688" style="list-style-type: none"> ・ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (以下「技術基準規則」という。)」に適合させるために必要な詳細設計の内容 ・ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (以下「設置許可基準規則」という。)」への適合性を確認するための設備の仕様を決定する上での設計方針 (設備と一体となって適合性を担保する運用を含む) を基にした詳細設計の内容 <p data-bbox="1831 695 1964 726">(添付書類)</p> <ul data-bbox="1875 732 2504 764" style="list-style-type: none"> ・ それらの具体的な考え方、実現方法及びその根拠 <p data-bbox="1831 800 2540 863">工事計画認可申請書の書類構成のイメージ図を別紙1に示す。</p>	<p data-bbox="2576 522 2798 627">・ 変更前後の明確化について、発電炉規則より引用</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考								
<p>Q. 基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>基本設計方針としては、技術基準規則の要求を満たすための基本的な方針を記載することとし、特に常用又は非常用電源設備では負荷の機能に応じたケーブル仕様の採用方針、火災防護設備では火災区画と防護対象設備及び消火設備等の関係（安全上重要なケーブルの敷設状況との関係を含む。）並びに浸水防護施設では防水区画、防護対象設備、ドレンライン及び排水設備等の関係など、個別機器等で記載要求事項となっていない項目について技術基準規則に適合するために必要な設計条件を記載する必要がある。</p> <p>また、要目表に記載する機器等は、設計基準対象施設又は重大事故等対処設備としての機能ごとに、耐震及び構造強度設計上考慮する設備区分を記載するものとする。</p>	<p>詳細設計の具体的な内容は以下の記載方針のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="667 262 1623 1520"> <thead> <tr> <th>本文記載箇所</th> <th>記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 基本設計方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「設工認申請書に記載すべき内容」について、以下の考え方で作成する。  <p>(a) 事業変更許可本文記載の設工認申請対象設備に関して、事業変更許可との整合性を確保する観点より事業指定基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。なお、「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、事業変更許可申請書（本文、添付書類六）（添付書類五）に固有名詞で記載した設備の他、安全上重要な施設、耐震Sクラス、重大事故等対処設備（加工施設（濃縮）においては第1類、第2類）並びに耐震Sクラスへの波及的影響評価を確認する必要がある設備その他の評価対象設備を対象とし、「主要設備リスト」に耐震及び構造強度設計上考慮する設備区分を記載する。対象設備リストを添付-1に示す。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的に設置したものは原則記載しない。 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。 作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。 </td> </tr> </tbody> </table>		本文記載箇所	記載方針	1 基本設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 「設工認申請書に記載すべき内容」について、以下の考え方で作成する。  <p>(a) 事業変更許可本文記載の設工認申請対象設備に関して、事業変更許可との整合性を確保する観点より事業指定基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。なお、「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、事業変更許可申請書（本文、添付書類六）（添付書類五）に固有名詞で記載した設備の他、安全上重要な施設、耐震Sクラス、重大事故等対処設備（加工施設（濃縮）においては第1類、第2類）並びに耐震Sクラスへの波及的影響評価を確認する必要がある設備その他の評価対象設備を対象とし、「主要設備リスト」に耐震及び構造強度設計上考慮する設備区分を記載する。対象設備リストを添付-1に示す。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的に設置したものは原則記載しない。 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。 作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。 	<table border="1" data-bbox="1647 262 2602 1346"> <thead> <tr> <th>本文記載箇所</th> <th>記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 基本設計方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、要目表で記載した以外について、以下の考え方で作成する。  <p>(a) 設置変更許可本文記載の工事計画認可申請対象設備に関して、設置変更許可との整合性を確保する観点より設置許可基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的に設置したものは原則記載しない。 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。 作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。 </td> </tr> </tbody> </table>		本文記載箇所	記載方針	2 基本設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、要目表で記載した以外について、以下の考え方で作成する。  <p>(a) 設置変更許可本文記載の工事計画認可申請対象設備に関して、設置変更許可との整合性を確保する観点より設置許可基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的に設置したものは原則記載しない。 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。 作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 記載適正化 設工認における本文登場順に並び替え（基本設計方針） ↓ （工事の方法） ↓ （仕様表） ↓ （準拠すべき法令、規格及び基準等） ↓ （工事工程表） ↓ （品質マネジメントシステム） ↓ 主要設備リストとして添付する対象設備の考え方を明確化
本文記載箇所	記載方針												
1 基本設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 「設工認申請書に記載すべき内容」について、以下の考え方で作成する。  <p>(a) 事業変更許可本文記載の設工認申請対象設備に関して、事業変更許可との整合性を確保する観点より事業指定基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。なお、「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、事業変更許可申請書（本文、添付書類六）（添付書類五）に固有名詞で記載した設備の他、安全上重要な施設、耐震Sクラス、重大事故等対処設備（加工施設（濃縮）においては第1類、第2類）並びに耐震Sクラスへの波及的影響評価を確認する必要がある設備その他の評価対象設備を対象とし、「主要設備リスト」に耐震及び構造強度設計上考慮する設備区分を記載する。対象設備リストを添付-1に示す。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的に設置したものは原則記載しない。 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。 作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。 												
本文記載箇所	記載方針												
2 基本設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、要目表で記載した以外について、以下の考え方で作成する。  <p>(a) 設置変更許可本文記載の工事計画認可申請対象設備に関して、設置変更許可との整合性を確保する観点より設置許可基準規則に適合させるため「設備設計方針」や設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。</p> <p>(b) 技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的に設置したものは原則記載しない。 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の条文の並びとなるよう構成し、箇条書きとするなど表現を工夫する。また、適用する設備毎に記載する。 作成にあたっては、必要に応じ、以下に示す考え方も反映し作成する。 												
<table border="1" data-bbox="667 1564 1623 1898"> <thead> <tr> <th>本文記載箇所</th> <th>記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 基本設計方針（つづき）</td> <td> <p>基①（手段の明確化）</p> <p>事業変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が仕様表で明確な場合は記載しない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		本文記載箇所	記載方針	1 基本設計方針（つづき）	<p>基①（手段の明確化）</p> <p>事業変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>	<table border="1" data-bbox="1647 1386 2602 1732"> <thead> <tr> <th>本文記載箇所</th> <th>記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 基本設計方針（つづき）</td> <td> <p>基①（手段の明確化）</p> <p>設置変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		本文記載箇所	記載方針	2 基本設計方針（つづき）	<p>基①（手段の明確化）</p> <p>設置変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。</p>		
本文記載箇所	記載方針												
1 基本設計方針（つづき）	<p>基①（手段の明確化）</p> <p>事業変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>												
本文記載箇所	記載方針												
2 基本設計方針（つづき）	<p>基①（手段の明確化）</p> <p>設置変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p> <p>また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。</p>												

作成要領への添付は取止め

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)			発電炉 工認作成要領			備考																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="664 331 899 373">本文記載箇所</th> <th colspan="2" data-bbox="899 331 1590 373">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="664 380 899 1316" rowspan="3">1 基本設計方針 (つづき)</td> <td data-bbox="899 380 1026 768">基② (運用の担保先の明確化)</td> <td data-bbox="1026 380 1590 768"> <p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="899 768 1026 1094">基③ (評価に対する対応)</td> <td data-bbox="1026 768 1590 1094"> <p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="899 1094 1026 1316">基④ (該当しない条文)</td> <td data-bbox="1026 1094 1590 1316"> <ul style="list-style-type: none"> 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針		1 基本設計方針 (つづき)	基② (運用の担保先の明確化)	<p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>	基③ (評価に対する対応)	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</p>	基④ (該当しない条文)	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1614 331 1849 373">本文記載箇所</th> <th colspan="2" data-bbox="1849 331 2540 373">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1614 380 1849 1316" rowspan="3">2 基本設計方針 (つづき)</td> <td data-bbox="1849 380 1976 768">基② (運用の担保先の明確化)</td> <td data-bbox="1976 380 2540 768"> <p>設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1849 768 1976 1094">基③ (評価に対する対応)</td> <td data-bbox="1976 768 2540 1094"> <p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1849 1094 1976 1316">基④ (該当しない条文)</td> <td data-bbox="1976 1094 2540 1316"> <ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則第10条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針		2 基本設計方針 (つづき)	基② (運用の担保先の明確化)	<p>設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>	基③ (評価に対する対応)	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</p>	基④ (該当しない条文)	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則第10条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 	
本文記載箇所	記載方針																						
1 基本設計方針 (つづき)	基② (運用の担保先の明確化)	<p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>																					
	基③ (評価に対する対応)	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</p>																					
	基④ (該当しない条文)	<ul style="list-style-type: none"> 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 																					
本文記載箇所	記載方針																						
2 基本設計方針 (つづき)	基② (運用の担保先の明確化)	<p>設置変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMSの二次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p> <p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>																					
	基③ (評価に対する対応)	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>i. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</p> <p>ii. 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</p>																					
	基④ (該当しない条文)	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則第10条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 																					

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)			発電炉 工認作成要領			備考
	本文記載箇所		記載方針	本文記載箇所		記載方針	<ul style="list-style-type: none"> ・発電炉特有の記載を見直し
1	基本設計方針 (つづき)	基⑤ (指針等の引用)	<p>技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。 なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。 ・特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。 ・上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。 	2	基本設計方針 (つづき)	<p>基⑤ (指針等の引用)</p> <p>技術基準規則の解釈等に示された指針・NISA文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。 ・監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先の表示に加え、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例:JEAC4201-2007の「-2007」は記載しない。) ・解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じ、上位の表題でも可能)で記載する。 <p>(例) 48 条解釈4 号</p> <p>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令(平成二十四年経済産業省令第七十号)第四条から第十六条まで、第十九条から第二十八条まで及び第三十条から第三十五条までの規定は、設計基準対象施設に施設する電気設備について準用する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令」及びその解釈に定められた、感電、火災の防止、異常の予防及び保護対策、電氣的…。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件付の民間規格や設置変更許可の評価結果等を引用する場合は、可能な限りその条件等を文章として反映する(例1)。また、設置変更許可申請書の添付を呼込む場合は、対応する本文のタイトルを呼込む(例2)。なお、文書名を呼込む場合においても「技術評価書」の呼込みは行わない(例3)。 	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領		備考
		本文記載箇所	記載方針	
		2 基本設計方針	<p>基⑤ (指針等の引用)</p> <p>(例1)44 条解釈2 号 第1 号ハに規定する「漏えい試験ができる」とは、「漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008)」の規定に「日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203)」の適用に当たって (別記-8)」の要件を付した試験ができること。</p> <p>↓</p> <p>原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口は、想定される漏えい量その他の漏えい試験に影響を与える環境条件に応じて、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203)に定める漏えい試験のうちB種試験ができる設計とする。</p> <p>(例2)32 条解釈1 号 …原子炉の設置(変更)許可申請書(以下設置許可申請書という。)添付書類八に記載された仕様を満足するとともに、設置(変更)許可申請書における評価条件と比較して非保守的な変更がないこと…。</p> <p>↓</p> <p>非常用炉心冷却設備は、設置(変更)許可を受けた運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の評価条件を満足する設計とする。</p> <p>(例3)42 条解釈4 号 第42 条に規定する「生体遮蔽」及び遮蔽設計の具体的仕様に関する規定(第2 項第3 号を除く。)は、日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規定」(JEAC4615-2008)の事故時の遮蔽設計に係る事項を除き、本文及び解説4-5 に以下の条件を付したものによること。</p> <p>(1) 4.1.2 の適用に当たっては、「実効線量が1.3 mSv/3 か月以下となる区域は管理区域外として設定できる。」を除き、…「超える区域」を「超えるおそれがある区域」…と読み替えるものとする。…(日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615-2008)」に関する技術評価書(平成23 年3 月原子力安全・保安院, 原子力安全基盤機構取りまとめ))</p> <p>↓</p> <p>遮蔽設計は、実効線量が1.3 mSv/3 か月を超えおそれがある区域を管理区域とす。たうえで、日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計規程 (JEAC4615)」の通常運転時の遮蔽設計に基づく設計とする。</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領	備考			
<p>R. 工事の方法</p> <p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料受入れ ・加工 ・組立て ・据付け <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の工程に応じて実施する検査項目 ・検査場所 ・検査方法 ・判定基準等 <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理の方法 ・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法 ・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など ・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート <p>なお、MOX燃料におけるプルトニウム富化度等の実際の製造段階で確定する仕様については、記載した条件に合致しているかどうかの確認方法について記載することとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="970 260 1172 300">本文記載箇所</th> <th data-bbox="1184 260 1742 300">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="970 308 1172 1341">2 工事の方法</td> <td data-bbox="1184 308 1742 1341"> <p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料受入れ ・加工 ・組立て ・据付け <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の工程に応じて実施する検査項目 ・検査場所 ・検査方法 ・判定基準等 <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理の方法 ・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法 ・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など ・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針	2 工事の方法	<p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料受入れ ・加工 ・組立て ・据付け <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の工程に応じて実施する検査項目 ・検査場所 ・検査方法 ・判定基準等 <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理の方法 ・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法 ・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など ・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート 		<ul style="list-style-type: none"> ・工認手続きガイドの反映 <ul style="list-style-type: none"> ・プルトニウム富化度等の内容については、燃料体の申請における留意事項であり、当社は燃料体に相当する申請対象設備はない。 <p>なお、事業許可申請書で記載したMOX燃料の性状に対しては、設工認では臨界、遮蔽計算において設計上保守側となる条件を設定のうえ評価を行うとともに、設計上想定した条件内にて管理できる運用を保安規定に定めて管理する旨を基本設計方針に明記する。</p>
本文記載箇所	記載方針						
2 工事の方法	<p>技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>a. 工事の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料受入れ ・加工 ・組立て ・据付け <p>b. 使用前事業者検査の項目及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の工程に応じて実施する検査項目 ・検査場所 ・検査方法 ・判定基準等 <p>c. 特に留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修理の方法 ・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法 ・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など ・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート 						

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領	備考								
<p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、設備別記載事項として、それに係る熱交換器、ポンプ、容器その他の機器等の種類に応じて、名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様を記載することとされており、これらの仕様については、要目表として記載することとする。</p> <p>このうち、個数が複数の機器等については、技術基準規則への適合性の観点で必要な場合は、それぞれの機器等の仕様分かるよう記載するものとする。また、配管等の「厚さ」、熱交換器（蒸気発生器を含む。）、ポンプ、圧縮機、容器その他の機器等の「容量」及び熱交換器（蒸気発生器を含む。）の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの（以下「設計確認値」という。）と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「〇〇以上」又は「〇〇以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="667 300 1590 926"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 300 931 340">本文記載箇所</th> <th data-bbox="931 300 1590 340">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 340 931 926">3 仕様表</td> <td data-bbox="931 340 1590 926"> <p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則に示す施設における、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設、重大事故等対処設備、安全上重要な施設以外の主流路に設置される設備等を対象とし、機器等の種類に応じて技術基準規則等への適合性を示す上で必要な事項（名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様）を記載する。</p> <p>・仕様表記載対象設備の選定方針については別紙2に示す。また、仕様表に記載する事項の詳細については、「2 設工認申請における仕様表の作成要領」に示す。</p> <div data-bbox="1107 768 1546 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>仕様表記載対象の考え方を本項に盛り込む。</p> </div> </td> </tr> </tbody> </table>		本文記載箇所	記載方針	3 仕様表	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則に示す施設における、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設、重大事故等対処設備、安全上重要な施設以外の主流路に設置される設備等を対象とし、機器等の種類に応じて技術基準規則等への適合性を示す上で必要な事項（名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様）を記載する。</p> <p>・仕様表記載対象設備の選定方針については別紙2に示す。また、仕様表に記載する事項の詳細については、「2 設工認申請における仕様表の作成要領」に示す。</p> <div data-bbox="1107 768 1546 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>仕様表記載対象の考え方を本項に盛り込む。</p> </div>	<p>詳細設計の具体的な内容は以下の記載方針の通り。</p> <table border="1" data-bbox="1653 300 2594 768"> <thead> <tr> <th data-bbox="1653 300 1917 340">本文記載箇所</th> <th data-bbox="1917 300 2594 340">記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1653 340 1917 768">1 要目表</td> <td data-bbox="1917 340 2594 768"> <p>・「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）」の「別表第二」（以下「別表第二」という。）の中欄に該当する設備について、発電用原子炉施設の種類ごとに定められた事項を記載する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所	記載方針	1 要目表	<p>・「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）」の「別表第二」（以下「別表第二」という。）の中欄に該当する設備について、発電用原子炉施設の種類ごとに定められた事項を記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の場合は基本設計方針が1番となるため記載を移動 ・緑字について工認手続きガイドより引用 ・仕様表作成対象の選定の考え方を取込み。 ・ガイドに記載の個別具体的な記載項目については、別途作成フォームとともに仕様表作成要領として取り纏める。
本文記載箇所	記載方針											
3 仕様表	<p>・「設工認申請書に記載すべき内容」のうち、再処理規則、廃棄物管理規則又は加工規則に示す施設における、安全上重要な施設、耐震Sクラス施設、重大事故等対処設備、安全上重要な施設以外の主流路に設置される設備等を対象とし、機器等の種類に応じて技術基準規則等への適合性を示す上で必要な事項（名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様）を記載する。</p> <p>・仕様表記載対象設備の選定方針については別紙2に示す。また、仕様表に記載する事項の詳細については、「2 設工認申請における仕様表の作成要領」に示す。</p> <div data-bbox="1107 768 1546 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>仕様表記載対象の考え方を本項に盛り込む。</p> </div>											
本文記載箇所	記載方針											
1 要目表	<p>・「工事計画認可申請書に記載すべき内容」のうち、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）」の「別表第二」（以下「別表第二」という。）の中欄に該当する設備について、発電用原子炉施設の種類ごとに定められた事項を記載する。</p>											

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領	備考				
<p>Q. 基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>適用基準及び適用規格については、各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p> <p>(1) 工事工程表</p> <p>現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。</p> <p>(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。</p>	本文記載箇所	記載方針		<ul style="list-style-type: none"> ・工認手続きガイドの反映 ・準拠規格及び基準の用語は事業変更許可と整合 				
	4 準拠規格及び基準	<ul style="list-style-type: none"> ・各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。 						
	5 工事工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。 工事工程表の記載例を別紙3に示す。 						
6 品質マネジメントシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">本文記載箇所</th> <th>記載方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>品質保証計画</td> <td>・設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する左欄の事項を、技術基準に従い記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	本文記載箇所		記載方針	3	品質保証計画	・設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する左欄の事項を、技術基準に従い記載する。
本文記載箇所		記載方針						
3	品質保証計画	・設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する左欄の事項を、技術基準に従い記載する。						

再処理施設に関する設工認本文・添付書類構成の例

再処理施設設工認（新基準見直し案）のイメージ		技術基準との対応		分割申請時の申請書形態の考え方	令和2年6月24日原子力規制委員会資料3【再処理施設】	
		DB	SA			
1	別紙 一 名称及び住所並びに代表者の氏名			都度記載		
2	二 変更に係る事業所の名称及び所在地			都度記載		
3	三 変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法					
4	別添 I 施設共通					
5	I-1 基本設計方針					
6	第1章 共通項目					
7	1 核燃料物質の臨界防止	4	-	・共通項目については、施設全体に係る事項のため、申請設備に係らず、初回申請にて全て（DB/SA問わず）記載する。		
8	2 地盤	5	32			
9	3 自然現象	(項目のみ)				
10	3.1 地震による損傷の防止	6	33		・Fと本体は同じ再処理施設であるため、共通項目についてはF・本体を網羅する形で記載する。（共通となる書類については基本呼び込みを行うが、分割申請対象、申請時期等の兼ね合いを踏まえ、個別調整とする。）	
11	3.2 津波による損傷の防止	7	34			
12	3.3 外部からの衝撃による損傷の防止	8	36			
13	4 閉じ込めの機能	(項目のみ)				
14	4.1 閉じ込め	10	-			
15	4.2 放射性廃棄物による汚染の防止	26	-			
16	5 火災等による損傷の防止	11	35			
17	6 再処理施設内における溢水による損傷の防止	12	36			
18	7 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	13	36			
19	8 遮蔽	27	-			
20	9 設備に対する要求事項	(項目のみ)				
21	9.1 安全機能を有する施設、安全上重要な施設及び重大事故等対処設備	15, 16	36, 43			
22	9.2 材料及び構造	17	37			
23	9.3 搬送設備	18	-			
24	10 その他	(項目のみ)				
25	10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止	9	-			
26	10.2 安全避難通路等	14	-			
27	第2章 個別項目					
28	1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	(項目のみ)		・個別項目については、申請設備に係る項目のみを申請回数毎に添付。		
29	1.1 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の基本設計方針	19	42	・項目内の記載は申請対象設備に関する内容のみとする（詳細は左記テキストにて補足）		
30	2 再処理設備本体	(項目のみ)				
31	2.1 せん断処理施設	(項目のみ)				
32	2.1.1 せん断処理施設の基本設計方針	-	-			
33	2.2 溶解施設	(項目のみ)				
34	2.2.1 溶解施設の基本設計方針	-	38			
35	2.3 分離施設	(項目のみ)				
36	2.3.1 分離施設の基本設計方針	-	-			
37	2.4 精製施設	(項目のみ)				
38	2.4.1 精製施設の基本設計方針	-	38, 41			
39	2.5 脱硝施設	(項目のみ)				
40	2.5.1 脱硝施設の基本設計方針	-	-			
41	2.6 酸及び溶媒の回収施設	(項目のみ)				
42	2.6.1 酸及び溶媒の回収施設の基本設計方針	-	-			
43	3 製品貯蔵施設	(項目のみ)				
44	3.1 製品貯蔵施設の基本設計方針	19	-			
45	4 計測制御系統施設	(項目のみ)				
46	4.1 計測制御系統施設の基本設計方針	20, 22, 23	47, 48			
47	5 放射性廃棄物の廃棄施設	(項目のみ)				
48	5.1 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針	24, 25, 28	38~41			
49	6 放射線管理施設	(項目のみ)				
50	6.1 放射線管理施設の基本設計方針	21	49			
51	7 その他再処理設備の附属施設	(項目のみ)				
52	7.1 電気設備の基本設計方針	29	46			
53	7.2 圧縮空気設備の基本設計方針	-	38, 40			
54	7.3 給水処理設備の基本設計方針	-	45			
55	7.4 冷却水設備の基本設計方針	-	39			
56	7.5 蒸気供給設備の基本設計方針	-	-			
57	7.6 分析設備の基本設計方針	-	-			
58	7.7 化学薬品貯蔵供給設備の基本設計方針	-	-			
59	7.8 火災防護設備の基本設計方針	11	35			
60	7.9 巻巻防護対策設備の基本設計方針	8	-			
61	7.10 溢水防護設備の基本設計方針	12	36			
62	7.11 化学薬品防護設備の基本設計方針	13	36			
63	7.12 補機駆動用燃料補給設備の基本設計方針	-	46			
64	7.13 放出抑制設備の基本設計方針	-	44			
65	7.14 緊急時対策所の基本設計方針	30	50			
66	7.15 通信連絡設備の基本設計方針	30, 31	50, 51			
67	表1 主要設備リスト			当該回数で申請する設備のみをリスト化し、申請回数毎に添付		
68	表2 兼用設備リスト			当該回数で申請する設備のみをリスト化し、申請回数毎に添付		
69	I-2 工事の方法（工事フロー図を含む）			施設全体に係る事項のため、初回申請で全て記載	3. 進め方の基本事項 (1) 初回の設工認申請において日本原燃が提示すべき主要な事項 ○既設の設備機器等に係る健全性の評価等も含めた使用前事業者検査の実施方針を提示すること。	
70	別添 II イ 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設			・申請する設備のみを申請回数毎に添付（仕様表、準拠規格及び基準）		
71	□ 再処理設備本体					
72	a. 設計条件及び仕様			・準拠規格及び基準については、発電炉工認と同様、施設区分単位で整理する方針とする（その他再処理施設の附属施設のみ、電気設備などの設備区分で整理）		
73	○,○ 溶解施設					
74	○,○,○ 溶解設備					
75	・仕様表					
76	○,○,○ ××設備					
77	：					
78	b. 再処理設備本体の準拠規格及び基準			・今回の新基準申請において、発電炉工認を踏まえた申請形態に大幅見直しとなることから、今後の運用面も踏まえ、本文記載事項に対しては、要求事項変更あり以外の記載適正化（審査対象外設備）についても、一式申請書類として取り纏め提出する。		
79	八 製品貯蔵施設					
80	二 計測制御系統施設					
81	ホ 放射性廃棄物の廃棄施設					
82	ハ 放射線管理施設					
83	ト その他再処理設備の附属施設					

全て初回で申請

例として、申請設備を「溶解槽」とした場合、当該申請設備を登録している「2.2.1 溶解施設の基本設計方針」のみを添付対象とする。
⇒溶解槽に関する基本設計方針のみを記載するものとし、その他設備については次回申請にて記載する。

例として、申請設備を「溶解槽」とした場合、当該申請設備を登録している「溶解設備」として、溶解槽に関する仕様表と準拠規格及び基準を添付対象とする。

再処理施設に関する設工認本文・添付書類構成の例

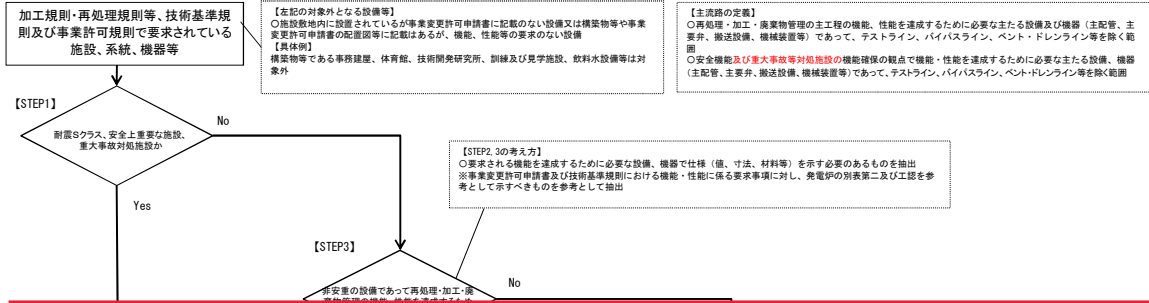
再処理施設設工認（新基準見直し案）のイメージ		技術基準との対応		分割申請時の申請書形態の考え方	令和2年6月24日原子力規制委員会資料3【再処理施設】
		DB	SA		
84	四 工事工程表			・施設全体の計画（事業変更許可申請書における工程表相当）を示したうえで、申請設備に対する個別の工事工程表を記載する（施設区分単位） ・検査の時期については、使用前検査の完了時期ではなく、使用前事業者検査の実施可能時期（開始～終了）を項目毎に明確化する	3. 進め方の基本事項 （1）初回の設工認申請において日本原燃が提示すべき主要な事項 ○設工認申請、工事及び使用前事業者検査について、以下の点を含む全体計画を提示すること。 ・設工認申請については、分割申請数、申請予定時期。 ・使用前事業者検査については、核燃料物質等を用いる試験等の実施方針を踏まえた全体工程と各工程での検査事項。
85	別添Ⅲ 工事工程表				
86	五 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム			施設全体に係る事項のため、初回申請で全て記載	3. 進め方の基本事項 （1）初回の設工認申請において日本原燃が提示すべき主要な事項 ○設工認申請に係る全般的な品質管理方針を提示すること。
87	別添Ⅳ 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム				
88	六 変更の理由			都度記載	
89	七 分割の理由			分割の理由を明記するとともに、施設区分毎に分割申請数と申請予定時期を記載した表を申請回数毎に添付	3. 進め方の基本事項 （1）初回の設工認申請において日本原燃が提示すべき主要な事項 ○設工認申請、工事及び使用前事業者検査について、以下の点を含む全体計画を提示すること。 ・設工認申請については、分割申請数、申請予定時期。
90	分割申請計画				
91	(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	-	-	・当該回次で申請する設備の本文記載事項（基本設計方針及び仕様表）に対する整合性を添付。 ・後次回の申請対象部分に関しては、後次回申請にて説明する旨を明記。	3. 進め方の基本事項 （1）初回の設工認申請において日本原燃が提示すべき主要な事項 ○設工認申請対象施設を明確化すること。その際、事業変更許可申請内容及び技術基準との関連付け、また、既認可事項と新規申請事項との区別をすること。
92	(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	-	-	・全体方針部分については施設全体に係る事項のため、初回申請で全て記載。 ・施設ごとの実績又は計画については、当該回次における申請対象設備を対象に申請回数毎に添付	3. 進め方の基本事項 （1）初回の設工認申請において日本原燃が提示すべき主要な事項 ○設工認申請に係る全般的な品質管理方針を提示すること。
93	(3) 技術基準への適合性に関する説明書				
94	設工認申請対象設備の技術基準への適合性に関する整理	-	-	・申請対象設備を明確化したうえで、技術基準との関連付け、既認可事項新規申請事項との区別を行ったリストを添付	3. 進め方の基本事項 （1）初回の設工認申請において日本原燃が提示すべき主要な事項 ○設工認申請対象施設を明確化すること。その際、事業変更許可申請内容及び技術基準との関連付け、また、既認可事項と新規申請事項との区別をすること。
95	添付Ⅰ 核燃料物質の臨界防止に関する説明書	4	42	・添付書類の各種説明書については、当該申請回数における申請対象設備の説明に必要な部分のみを添付	
96	添付Ⅱ 放射線による被ばくの防止に関する説明書	27	48,50		
97	添付Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書	11	35		
98	添付Ⅳ 主要な再処理施設の耐震性に関する説明書	5, 6	32, 33		
99	添付Ⅴ 強度及び耐食性に関する説明書	17	37		
100	添付Ⅵ その他の説明書	(項目のみ)			
101	VI-1 説明書	(項目のみ)			
102	VI-1-1 各施設に共通の説明書	(項目のみ)			
103	VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	7, 8	34, 36		
104	VI-1-1-1-1 再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書				
105	VI-1-1-1-2 電巻への配慮に関する説明書				
106	VI-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書				
107	VI-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書				
108	VI-1-1-1-5 落雷への配慮に関する説明書				
109	VI-1-1-1-6 航空機に対する防護設計に関する説明書				
110	VI-1-1-1-7 計算機プログラム（解析コード）の概要	(項目のみ)			
111	VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書	(項目のみ)			
112	VI-1-1-2-1 放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止能力についての計算書	10,24,26,28	-		
113	VI-1-1-2-2 放射性物質の散逸防止に関する説明書	10	-		
114	VI-1-1-2-3 逆流防止に関する設計の基本方針	10,28	-		
115	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	10, 19, 24, 25, 28	38~42, 44, 45		
116	別添1 技術基準要求機器リスト				
117	別添2 設定根拠に関する説明書（別添）				
118	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	15, 16	36		
122	VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	9	-		
123	VI-1-1-6 再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	12	-		
124	VI-1-1-7 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書	13	-		
125	VI-1-1-8 再処理施設の内部飛散物による損傷防止に関する説明書	16	-		
126	VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書	31	51		
127	VI-1-1-10 安全避難通路に関する説明書	14	-		
128	VI-1-1-11 照明設備に関する説明書	14	-		
129	VI-1-1-12 使用済燃料等の破損の防止に関する説明書	18,19	-		
130	VI-1-1-13 放射性物質の濃度及び線量に関する説明書	24	-		
131	VI-1-2 計測制御系統施設に関する説明書	(項目のみ)			
132	VI-1-2-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	20, 22, 23	47, 48		
133	VI-1-2-2 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	19, 20, 22, 23	47, 48		
134	VI-1-2-3 再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する説明書	-	47		
135	VI-1-3 制御室及び緊急時対策所に関する説明書	(項目のみ)			
136	VI-1-3-1 制御室及び緊急時対策所の機能に関する説明書	23, 30	48, 50		
137	VI-1-3-2 制御室及び緊急時対策所の居住性に関する説明書	23, 30	48, 50		
138	VI-1-4 放射線管理施設に関する説明書	(項目のみ)			
139	VI-1-4-1 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	21	49		
140	VI-1-5 その他再処理設備の附属施設に関する説明書	(項目のみ)			
141	VI-1-5-1 電気設備に関する説明書	(項目のみ)			
142	VI-1-5-1-1 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	29	46		
143	VI-1-5-1-2 保安電源設備の健全性に関する説明	29	46		

再処理施設に関する設工認本文・添付書類構成の例

再処理施設設工認（新基準見直し案）のイメージ		技術基準との対応		分割申請時の申請書形態の考え方	令和2年6月24日原子力規制委員会 資料3【再処理施設】
		DB	SA		
144					
145	VI-2 再処理施設に関する図面		(項目のみ)	・既認可設工認において本文の図面としていた機器配置図、構造図等については、呼び出し（移動する旨を宣言）にて申請書上明記し移動する。	
146	VI-2-1 構内配置図				
147					
148	VI-2-2 平面図及び断面図				
149	IV-2-2-1 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の平面図及び断面図				
150	：				
151	VI-2-3 系統図				
152	VI-2-3-1 使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設の系統図				
153	VI-2-3-2 再処理設備本体の系統図				
154	：				
155	VI-2-4 配置図				
156	IV-2-4-1 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の機器配置図				
157	：				
158	VI-2-5 構造図				
159	VI-2-5-1 使用済燃料の受入れ及び貯蔵施設の構造図				
160	VI-2-5-2 再処理設備本体の構造図				
161					

申請する設備に応じて必要な図面を添付

仕様表記載対象と基本設計方針対象の基本的な考え方(改正3)



仕様表記載対象の選定の考え方について、本要領内で別紙にて展開する。
(本資料の内容は、別資料で説明した内容を適宜反映する)

【個別機器の具体例】
主排気筒、グローブボックス、軽油貯槽、貯水槽、タンクローリ等のようなものはそのままYes

【主流路中に存在する機器の具体例】
主要弁、主配管・ダクト(管継手含む)、搬送設備、冷却水ポンプ、冷却機、フィルタ

区分	【グレード0】仕様表記載対象の具体例	【グレード1】基本設計方針対象の具体例	【グレード2】基本設計方針対象の具体例
再処理	<p>【耐震クラス、安全上重要な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安室設備(燃料貯蔵プール等、溶解槽、よう素抽出槽、中継槽、抽出塔、プルトニウム溶液TBP洗浄槽、分離槽、分溜槽、分溜槽一時貯留処理槽、精製槽、精製槽一時貯留処理槽、一時貯留槽、焙焼炉、還元炉、粉末充填機、保管容器、粉末溜、混合酸化物貯蔵容器、高レベル濃縮廃液貯槽等) 安室クラスの塔槽類廃ガス処理設備又は換気設備のフィルタ、ダクト、排風機 安室クラスの計測制御設備、安全保護回路 制御室換気設備 主排気筒 主排気筒ガスモニタ 避難設備 電気設備(非常用内用電源系統) <p>【重大事故等対応設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> オフラインレーガ、止水板及び蓋、代替安全圧縮空気系の可搬型ホースを接続する流路、系統上に設置する弁及びダンパ等、代替安全冷却水系の可搬型ホースを接続する流路、系統上に設置する弁及びダンパ、可搬型排水貯槽、可搬型中型移送ポンプ、代替換気設備の凝縮器、予備凝縮器、可搬型ダクト、可搬型フィルタ、可搬型排風機、大型移送ポンプ車、放水砲、可搬型屋外ホース、軽油貯槽、軽油用タンクローリ、代替モニタリング設備、計量設備、代替電源設備、代替燃料分析関係設備、代替放射能測定設備、代替気象観測設備、アルファベータ線用サーベイメータ等 <p>【上記以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再処理施設的主流路となる塔槽類廃ガス処理設備又は換気設備排気系統、フィルタ、排気筒 再処理施設的主流路となる廃液系統に設置される配管、廃液貯槽、蒸発缶、ろ過装置、海洋放出ポンプ、海洋放出管 再処理施設的主流路となる系統(使用済燃料の受入れ~分離~脱硝~脱酸~脱同収及び溶媒回収)に設置される配管、貯槽、蒸発缶、搬送設備、機械装置、海洋放出ポンプ、海洋放出管 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再処理工程のうち、主たる経路にあたらぬ以下の設備 北換気筒、低レベル廃棄物処理建屋換気筒 計測制御系統施設の計器、盤等 電気設備の照明設備等 洪水防護設備及び化学薬品防護設備の貫通部処理(防水シール、逆止弁)等 分析設備の分析装置、気送設備、フード等 空キヤスクの保管エリア、保管廃棄する区画(エリア) 空キヤスクの保守に用いるクレーン、台車等 個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 火災防護設備の火災感知器、消火器、固定式消火設備(消火栓等)、耐火壁、通信連絡設備(通信盤、通信端末) <p>【重大事故等対応設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型汚濁水拡散防止フェンス、運搬車、ホイールローダ、代替通信連絡設備等 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等
主な対象設備 MOX	<p>【耐震クラス、安全上重要な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安室設備(ウラングローブボックス、焼結炉、貯蔵設備、臨界管理用の高さ制限ゲート、混合酸化物貯蔵容器等)安室グローブボックスに内装する核燃料物質を取り扱う機器 安室クラスのフィルタ、ダクト、排風機 安室クラスのグローブボックス消火装置(ポンベ、主配管、主要弁、安全弁) <p>【重大事故等対応設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> グローブボックス排気設備のダクトのうちSAとして使用する範囲及び可搬型ダクトを接続する流路、系統上に設置するダンパ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬ダクト等 大型移送ポンプ車、放水砲、可搬型屋外ホース、軽油貯槽、軽油用タンクローリ、代替モニタリング設備、計量設備、代替燃料分析関係設備、代替放射能測定設備、代替気象観測設備、可搬型タンクローリ風速計、アルファベータ線用サーベイメータ等 <p>【上記以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工施設的主流路となる排気系統、フィルタ、排気筒 加工施設的主流路となる廃液系統に設置される配管、検査槽、廃液貯槽、検査槽、廃液貯槽間及び排水口から共有する再処理施設への送液用のポンプ、ろ過処理装置、吸着処理装置(処理装置に付随する貯槽、ポンプ含む) 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工工程のうち、高加剤、被覆材等の部材取扱い設備、立ち合い検査設備等の加工の主たる経路にあたらぬ以下の設備 北換気筒 計測制御系統施設の計器、盤等 電気設備の盤及び照明設備等 空キヤスクの保管エリア、保管廃棄する区画(エリア) 輸送容器の保管エリア、保管廃棄する区画(エリア) 個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 自動火災報知機、消火器、耐火壁、消火栓、避難誘導設備、運転保安灯、非常用母線、常用母線、通信連絡設備、水素・アルゴン混合ガス設備(供給停止回路、遮断弁等を除く)、寄居設備、選別・保管設備等 <p>【重大事故等対応設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視測定用運搬車、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、運搬車、代替通信連絡設備等 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等
廃棄物管理	<p>【耐震クラス、安全上重要な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収納及び通過管 遊離設備(床面走行クレーン(遊離容器)、貯蔵区域遊離等) <p>【上記以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理施設的主流路(運送ガス固化体の受入れ~貯蔵)を行う系統に設置されるクレーン、台車等の搬送設備、ガラス固化体の各種検査装置、床面走行クレーン等 廃棄物管理施設的主流路となる排気系統、フィルタ、排風機等 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物管理工程のうち、主たる経路にあたらぬ以下の設備 北換気筒 計測制御系統施設の計器、盤等 電気設備の盤及び照明設備等 空キヤスクの保管エリア、保管廃棄する区画(エリア) 輸送容器の保管エリア、保管廃棄する区画(エリア) 個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 火災防護設備の火災感知器、消火器、固定式消火設備(消火栓等)、耐火壁、通信連絡設備(通信盤、通信端末) 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等
濃縮	<p>【耐震クラス、安全上重要な施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし <p>【重大事故等対応設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし <p>【上記以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工施設的主流路(UF6を内包する系統(第1類、第2類))に設置される配管、発生槽、遠心分離機、各コールドトラップ、各回収槽、排気系統、廃液系統、フィルタ等 放射線監視測定設備(排気用モニター、モニタリングポスト等)、非常用設備(無停電電源、DG、連隔消火設備等)、その他(搬送、洗缶、除染設備等) 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工施設的主流路(UF6を内包しない系統(第3類))に設置される配管、ロータリーポンプ、ダクト等 保管廃棄する区画(エリア) 個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 自動火災報知機、消火器、耐火壁、消火栓、避難誘導設備、非常用照明、非常用母線、常用母線、通信連絡設備等 <p>【重大事故等対応設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当なし 	<p>【設計基準対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等

設工認申請対象設備(設備リスト)

(記載例)

今回の工事の工程のうち、全体計画の工事工程表を表1、施設区分毎の工事工程表を表2に示す。

第1表 工事工程表（全体計画）

項目	年度 月	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		下期	上期	下期	上期	下期	
主要工程		第1回申請 ▽ 使用前事業者検査開始 ☆	第2回申請 ▽ 第3回申請 ▽	工事完了 ◇	使用前事業者検査終了 ☆ しゅん工 △		

(つづき)

項目	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	月	下期	上期	下期	上期	下期	上期
再処理設備本体のうち 脱硝施設		■ * ◇ * ☆ * ★ *					■ ◇ ☆ ★
再処理設備本体のうち 酸及び溶媒の回収施設		■ * ◇ * ☆ * ★ *					■ ◇ ☆ ★
製品貯蔵施設							
計測制御系統施設							
放射性廃棄物の廃棄 施設のうち 気体廃棄物の廃棄施設							

■ : 現地工事期間

■ : 構造、強度又は漏えいに係る検査をすることができるようになった時

◇ : 機能又は性能に係る検査をすることができる状態になった時

☆ : 基本設計方針検査をすることができる状態になった時

★ : 品質マネジメントシステムに係る検査ができる状態になった時

注記* : 検査時期は、工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																										
<p>2. 工事の計画の認可及び届出及び認可手続の範囲 (2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲 工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種別に応じて規則別表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。この規則別表第2に規定されている記載要求事項については、少なくとも技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要があり、以下では、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。</p>	<p>2 設工認申請における仕様書の作成要領</p> <p>1. 目的 仕様を記載する設備について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として仕様書の作成要領を策定する。</p> <p>2. 具体的な仕様書の作成方法</p> <p>2.1 資料構成</p> <p>(1) 仕様書の資料構成は以下とする。</p> <p>a. 申請対象設備については、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第二条、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」第四条及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第三条の二の二に記載の施設区分と同じ順番に記載する。以下に施設区分を示す。</p> <p>なお、以下に示す施設区分のうち、その他再処理設備の附属施設、その他廃棄物管理設備の附属施設及び、その他加工施設などの詳細な施設区分については、事業指定申請書または事業変更許可申請書に記載の施設区分と同じ順番に記載する。</p> <table border="1" data-bbox="976 1325 1697 1864"> <thead> <tr> <th>再処理施設</th> <th>廃棄物管理施設</th> <th>加工施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設</td> <td>イ. 廃棄物管理設備本体</td> <td>ロ. 濃縮施設</td> </tr> <tr> <td>ロ. 再処理設備本体</td> <td>(1) 管理施設</td> <td>ハ. 成形施設</td> </tr> <tr> <td>(1) せん断処理施設</td> <td>ロ. 放射性廃棄物の受入施設</td> <td>ニ. 被覆施設</td> </tr> <tr> <td>(2) 溶解施設</td> <td>ハ. 計測制御系統施設</td> <td>ホ. 組立施設</td> </tr> <tr> <td>(3) 分離施設</td> <td>ニ. 放射線管理施設</td> <td>ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>(4) 精製施設</td> <td>ホ. その他廃棄物管理設備の附属施設</td> <td>ト. 放射性廃棄物の廃棄施設</td> </tr> <tr> <td>(5) 脱硝施設</td> <td></td> <td>チ. 放射線管理施設</td> </tr> <tr> <td>(6) 酸及び溶媒の回収施設</td> <td></td> <td>リ. その他の加工施設</td> </tr> <tr> <td>ハ. 製品貯蔵施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニ. 計測制御系統施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘ. 放射線管理施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ト. その他再処理設備の附属施設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設	イ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設	イ. 廃棄物管理設備本体	ロ. 濃縮施設	ロ. 再処理設備本体	(1) 管理施設	ハ. 成形施設	(1) せん断処理施設	ロ. 放射性廃棄物の受入施設	ニ. 被覆施設	(2) 溶解施設	ハ. 計測制御系統施設	ホ. 組立施設	(3) 分離施設	ニ. 放射線管理施設	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	(4) 精製施設	ホ. その他廃棄物管理設備の附属施設	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	(5) 脱硝施設		チ. 放射線管理施設	(6) 酸及び溶媒の回収施設		リ. その他の加工施設	ハ. 製品貯蔵施設			ニ. 計測制御系統施設			ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設			ヘ. 放射線管理施設			ト. その他再処理設備の附属施設			<p>2 工事計画認可申請における要目書の作成要領</p> <p>1. 目的 新規制基準対応設備のうち別表第二において設備別記載事項を記載する設備について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として要目書の作成要領を策定する。 なお、記載例については、別紙1に示す。</p> <p>2. 具体的な要目書の作成方法</p> <p>2.1 資料構成</p> <p>(1) 要目書の資料構成は以下とする。</p> <p>a. 申請対象設備については、別表第二の記載順に記載する。</p>	<p>・別表第二はないため、記載順を明確化。</p>
再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設																																											
イ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設	イ. 廃棄物管理設備本体	ロ. 濃縮施設																																											
ロ. 再処理設備本体	(1) 管理施設	ハ. 成形施設																																											
(1) せん断処理施設	ロ. 放射性廃棄物の受入施設	ニ. 被覆施設																																											
(2) 溶解施設	ハ. 計測制御系統施設	ホ. 組立施設																																											
(3) 分離施設	ニ. 放射線管理施設	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設																																											
(4) 精製施設	ホ. その他廃棄物管理設備の附属施設	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設																																											
(5) 脱硝施設		チ. 放射線管理施設																																											
(6) 酸及び溶媒の回収施設		リ. その他の加工施設																																											
ハ. 製品貯蔵施設																																													
ニ. 計測制御系統施設																																													
ホ. 放射性廃棄物の廃棄施設																																													
ヘ. 放射線管理施設																																													
ト. その他再処理設備の附属施設																																													

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>b. 仕様表記載対象設備は「申請範囲」※1により対象設備を明確化する。</p> <p>c. 仕様表は、1 設備につき 1 件とし、複数の設備（系統）区分※2の機能を有する設備であっても仕様表は 1 件とする。</p> <p>ただし、A系/B系、第1/第2のように同一仕様の設備の場合は、仕様表を一つに纏めてもよい。</p> <p>※1：今回の手続対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「申請範囲」に手続対象外である旨を記載する。</p> <p>(例) ○○ポンプ（手続対象外）</p> <p>※2：設備（系統）区分の記載について、設備名のみで対象が自明の場合は系統名を記載しなくても良い。</p> <p>(以下、各章においても同様。)</p> <p>2.2 仕様表の記載項目</p> <p>仕様表の記載項目については、技術基準要求に対してどのような設計仕様であるかを示す。また、以降に記載する内容を踏まえ、機種ごとの基本的な仕様表記載項目を添付-1に示す。</p> <p>(1) 仕様表へ記載する項目、内容</p> <p>a. 名称</p> <p>機器等を識別するため、機器等の名称を記載する。</p> <p>なお、配管、ダクトの場合は、対象範囲が識別できるように記載する。</p> <p>(記載例 1) 名称：(機器) ～ (機器)</p> <p>(記載例 2) 名称：○○出口配管～ (機器)</p> <p>(記載例 3) 名称：○○入口配管及び○○出口配管～ (機器)</p> <p>b. 種類 (形式)</p> <p>機器等の種類を示すため、形状や機能より分類した種類を記載する。分類及び記載内容の例を以下に示す。</p>	<p>b. 要目表記載対象設備は「申請範囲」※1により対象設備を明確化する。</p> <p>c. 要目表は、1 設備につき 1 件とし、複数の設備（系統）区分※2の機能を有する設備であっても要目表は 1 件とする。</p> <p>※1：今回の手続対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「申請範囲」に手続対象外である旨を記載する。</p> <p>(例) ○○ポンプ（手続対象外）</p> <p>※2：設備（系統）区分の記載について、設備名のみで対象が自明の場合は系統名を記載しなくても良い。</p> <p>(以下、各章においても同様。)</p>	<p>・仕様表の合理化のため、追記。</p> <p>・仕様表に記載する項目及び内容を追加。</p> <p>・添付-1については、再処理施設及び廃棄物管理施設を例に作成。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(a) 円筒形容器の基本型式は、たて、横の置き方と円筒形の組合せとする。 (記載例) たて置円筒形, 横置円筒形</p> <p>(b) 伝熱管を有する熱交換器は、たて、横の置き方とU字管, 直管等の管形状の組合せとする。 (記載例) たて置直管式, 横置U字管式</p> <p>(c) ポンプ (取り扱う流体が液体) は、回転式の場合はず巻形, ターボ形, 往復式の場合は往復形とする。</p> <p>(d) 圧縮機又は真空ポンプ (取り扱う流体が気体) は、往復式又は回転式とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ユニットで登録する機器の記載について (精査中) 第2回以降の申請対象設備に係るユニット登録が必要な設備については、追而 (別紙1 反映予定)。</p> </div>		

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>A. 容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力 通常運転時、設計基準事故時又は重大事故等時等の対応に必要な性能が異なる場合には、要求される性能を列記する必要がある、容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力の対応関係が分かるように記載することとする。</p> <p>C. 加熱面積及び伝熱面積 熱の伝達性能を表す必要があり、加熱及び伝熱に有効な面積を記載することとする。その際、有効な面積の算出に必要な情報については、構造図にて図示することとする。</p>	<p>c. 設計条件</p> <p>(a) 流体の種類 機器等で取扱う流体を示すため、流体の種類を記載する。設備の構造上、複数の流体を記載する必要がある場合は、区別して記載する。</p> <p>(b) 設計能力 (容量, 揚程, 加熱面積, 伝熱面積, 吐出圧力, 計測範囲, 除去効率等) 技術基準の要求事項を満足するために必要な機能 (設計能力) を示す項目として記載する。 ポンプ等の容量及び揚程又は吐出圧力を表す必要がある機器において、通常運転時、設計基準事故時又は重大事故時等の対応に必要な性能が異なる場合には、それらの対応関係がわかるように記載することとする。 また、熱の伝達性能を表す必要がある機器の場合には、伝熱に有効な面積を記載することとする。その際、有効な面積の算出に必要な情報については、構造図にて図示することとする。</p> <p>記載する能力とその項目の例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器では貯留能力を示すほか、しゃへいや火災等による損傷の防止の評価に使用する主要条件であることから容量を記載する。 ・熱交換器類については、設備に応じて設計熱交換量、設計燃焼熱量を容量として記載する。 <u>また、加熱及び伝熱に有効な面積については、容量 (設計熱交換量等) とは別に、設備の能力として記載する。</u> ・装置類及び廃ガス処理設備等は、設備の処理能力を記載する。 ・サーモサイフォン型蒸発缶 (加熱部) は貯留能力に加えて、処理容量及び設計熱交換量を記載する。 サーモサイフォン型蒸発缶 (気液分離部) 及びジャケット型蒸発缶は、設計蒸発量を記載する。 ・ポンプ類は、型式に応じて容量又は揚程を定格値として記載する。 		

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>B. 最高使用圧力、最高使用温度</p> <p>重大事故等対処設備については、重大事故等時における使用圧力以上の圧力又は使用温度以上の温度であって、設計上定めるもの（以下「重大事故等時における圧力又は温度」という。）を記載することとする。</p> <p>また、設計基準対象施設を重大事故等対処施設として使用する場合で、重大事故等時における圧力又は温度が、設計基準対象施設としての最高使用圧力又は最高使用温度を超える場合は、その対応関係が分かるように記載することとする。</p>	<p>(c)最高使用圧力、最高使用温度</p> <p>機器等の強度評価に用いる等、設計条件の主要項目である最高使用温度、最高使用圧力を記載する。</p> <p>重大事故等対処設備については、重大事故等時における使用圧力以上の圧力又は使用温度以上の温度であって、設計上定めるもの（以下、「重大事故等時における圧力または温度」という。）を記載することとする。</p> <p>ただし、水素爆発及びTBP等の錯体による急激な分解反応のように瞬間的な衝撃によって生じさせる圧力、温度については、計算書にて影響評価を行う。</p> <p>また、設計基準対象施設を重大事故等対処施設として使用する場合で、重大事故等時における圧力又は温度が、設計基準対象施設としての最高使用圧力または使用温度を超える場合は、その対応関係が分かるように記載することとする。</p> <p>なお、再処理施設、加工施設は、仕様表作成対象のうち、以下の対象について、耐圧強度評価を行い、最高使用圧力及び最高使用温度を記載することとする。</p> <p>また、各設備において、内圧及び外圧の両方が発生するときは、両方の値を記載し、内圧及び外圧の別が分かるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業指定申請書で安全上重要な施設として定めたもの（容器及び管並びにこれらをサポートする構造物） ・再処理第1種機器～第5種機器に属するもの ・加工第1種機器～第3種機器に属するもの ・放射性物質を内包し、内容積が10m³以上の容器 ・ウラン又はウランの化合物をウラン量で500kg以上内包する容器 ・海洋放出管理系に属するもの 		<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故時の最高使用温度、最高使用圧力の扱いについて、別添1に示す。 ・赤枠箇所については、耐圧強度評価の対象の説明であるため、「添付書類の考え方」へ記載を移動する。 再処理施設における、耐圧強度評価を行う対象の考え方を別添2に示す。

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																													
	<p>(d) 臨界管理 臨界安全管理対象の機器は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするための管理方法を記載する。臨界安全管理の管理方法である全濃度安全形状寸法管理（または形状寸法管理）、濃度管理、質量管理等を記載する。</p> <p>(e) 核的制限値 核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニットとしては、設備の形状寸法、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せ、複数ユニットとしては、単一ユニット相互間の最小距離等により臨界を防止するための措置における管理値を核的制限値として記載する。</p> <p>(記載例 1) ・形状寸法の場合</p> <table border="1" data-bbox="1006 1037 1700 1224"> <tr> <td colspan="3">名称</td> <td>〇〇槽</td> </tr> <tr> <td colspan="3">臨界管理</td> <td>形状寸法管理</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">核的制限値</td> <td>最大内径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>面間最小距離</td> <td>槽間 mm</td> <td>〇〇</td> </tr> </table> <p>(記載例 2) ・複数の臨界管理方法が適用される機器は以下の記載としてもよい。</p> <table border="1" data-bbox="1006 1402 1700 1680"> <tr> <td colspan="3">名称</td> <td>〇〇槽</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">核的制限値</td> <td>濃縮度</td> <td>%</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>減速度</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>他の臨界管理を必要とするユニットとの相互間隔</td> <td>cm</td> <td>〇〇以上</td> </tr> </table>	名称			〇〇槽	臨界管理			形状寸法管理	核的制限値	最大内径	mm	〇〇	面間最小距離	槽間 mm	〇〇	名称			〇〇槽	核的制限値	濃縮度	%	〇〇	減速度	mm	〇〇	他の臨界管理を必要とするユニットとの相互間隔	cm	〇〇以上		
名称			〇〇槽																													
臨界管理			形状寸法管理																													
核的制限値	最大内径	mm	〇〇																													
	面間最小距離	槽間 mm	〇〇																													
名称			〇〇槽																													
核的制限値	濃縮度	%	〇〇																													
	減速度	mm	〇〇																													
	他の臨界管理を必要とするユニットとの相互間隔	cm	〇〇以上																													

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>D. 主要寸法、外径及び厚さ</p> <p>機器等の概略を示す「たて」「横」「高さ」等の他、容器、管等の性能又は構造強度等の評価に必要となる主要な寸法、管等の外径については原則として公称値を記載することとし、容器等も含めて、厚さについては設計確認値（J I Sで定める許容差を差し引いた厚さの管の場合は除く。）及び公称値を記載することとする。なお、ホース等の一般産業品を重大事故等クラス3機器として使用する場合の厚さについては、その完成品が一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態においても、使用材料の特性を踏まえた強度を確保できる旨を設計確認値等に代えて記載することでもよいものとする。また、主要寸法については、構造図にて図示するとともに、公差についての説明を添付することとし、要目表に記載する主要寸法以外で評価に必要となる詳細な寸法は計算書や構造図において記載することとする。具体的な記載の例について参考資料1に示す。</p> <p>複数の盤を組み合わせて構成される無停電電源装置等の主要寸法は、分離可能な盤単位の寸法を記載することとする。</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しない可搬型の機器等のうち、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「技術基準規則解釈」という。）第54条の一般産業品で十分な予備品を確保することで対応する場合にあっては、一般産業品（完成品）としての「たて」「横」「高さ」等の概略寸法（車両に設置される機器等の場合は、当該車両の概略寸法を含む。）や他の機器等との取り合いの寸法を記載することによりよいこととする。</p>	<p>d. 仕様</p> <p>(a) 主要寸法</p> <p>機器等の概略を示す「たて」「横」「高さ」等のほか、容器、管等の性能又は構造強度等の評価に必要となる主要な寸法、管等の外径については原則として公称値を記載することとし、容器等も含めて、厚さについては設計確認値（J I Sで定める許容差を差し引いた厚さの管の場合は除く。）及び公称値を記載することとする。（記載項目の詳細については、別紙1に示す。）</p> <p>なお、ホース等の一般産業品を重大事故等対処設備として使用する場合の厚さについては、その完成品が一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、重大事故時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態においても、使用材料の特性を踏まえた強度を確保できる旨を公称値等に変えて記載することでもよいものとする。また、主要寸法については、構造図にて図示するとともに、公差についての説明を添付することとし、仕様表に記載する主要寸法以外で評価に必要となる詳細な寸法は計算書や構造図において記載することとする。</p> <p>複数の盤を組み合わせて構成される無停電電源装置等の主要寸法は、分離可能な盤単位の寸法を記載することとする。</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しない可搬型の機器等のうち、一般産業品で十分な予備品を確保することで対応する場合にあっては、一般産業品（完成品）としての「たて」「横」「高さ」等の概略寸法（車両に設置される機器等の場合は、当該車両の概略寸法を含む。）や他の機器等との取り合いの寸法を記載することによりよいこととする。</p>		<p>・ <u>主要寸法の記載項目の例示は、別紙1にて具体を示すため、呼び込みを記載。</u></p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>E. 材料</p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分（1種類又は必要に応じて数種類）を構成するものとする。</p> <p>発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C - 1 日本機械学会。以下「設計・建設規格」という。）又は発電用原子力設備規格 材料規格（J S M E S N J - 1 日本機械学会。以下「材料規格」という。）に規定されていない材料であって、その化学的成分及び機械的強度が設計・建設規格又は材料規格で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として要目表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項（化学的成分及び機械的強度が J I S、A S T M等の規格に基づくものであって当該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であってもよい。）を要目表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p>	<p>(b) 主要材料</p> <p>機器等の安全性評価や強度評価等の対象となる主要な材質を記載する。</p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分（1種類又は必要に応じて数種類）を構成するものを記載する。</p> <p>J I S、A S T M等の規格に規定されていない材料であって、その科学的成分及び機械的強度が J I S、A S T M等の規格に規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として仕様表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項を仕様表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。</p> <p>なお、主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p> <p>材料記号の記載方法は以下のとおりとする。</p> <p>① J I S規格に基づく材料記号の記載（施設時の J I S規格に基づく材料記号を記載する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の施設以降に、J I S規格改定により材料記号が変更されたものであっても、今回の申請において施設時の J I S材料記号を記載する。 ・既設設備の一部に最新の J I S規格が使用されたものは、今回の申請において施設時の J I S材料記号と最新の J I S材料記号をそれぞれ記載する。 <p>② J I S規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>企業のプライベート規格を使用している一般産業品については、使用している材料を総称する一般名を記載する。</p>	<p>g. 材料記号の記載</p> <p>(a) J I S規格に基づく材料記号の記載（施設時の J I S規格に基づく材料記号を記載する。）</p> <p>①設備の施設以降に、J I S規格改定により材料記号が変更されたものであっても、今回の申請において施設時の J I S材料記号を記載する。</p> <p>②既設設備の一部に最新の J I S規格が使用されたものは、今回の申請において施設時の J I S材料記号と最新の J I S材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>(b) J I S規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>①企業のプライベート規格を使用している一般産業品については、使用している材料を総称する一般名を記載する。</p>	<p>・再処理設備規格はエンドースされていないことから、記載を削除し、他の施設と同様の記載に変更。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>F. 個数</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時には その機能に期待しないものにあつては、技術基準規則上必要な個数と バックアップの個数とを分けて記載するとともに、「〇〇以上」として、維持する必要がある個数を記載することでもよいこととする。なお、バックアップについて () を付して個数及びバックアップである旨の注釈を記載することとする。</p> <p>一方、通常運転時及び設計基準事故時に用いるための機器等であつて、機器の点検又は取替えを効率的に行うため、繰り返しの入替えを目的として取替えを行う原子炉冷却材圧力バウンダリに係る機器等（主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、改良型沸騰水型発電用原子炉施設の原子炉再循環ポンプモーターカバー及び補助カバー並びに加圧水型発電用原子炉施設の一次冷却材ポンプケーシングカバー等）については、設計上必要となる個数を記載し、予備品について () を付して個数及び予備品である旨の注釈を記載することとする。そのため、使用前検査又は供用の実績のない予備品の使用については、予備品の数の変更となり、改造の工事となる。</p> <p>P. 効率、再結合効率</p> <p>効率は、公衆の放射線障害の防止を目的として設置するフィルターについて、対象とする放射性物質を除去する割合とする。</p> <p>再結合効率は、再結合装置内に流入した水素を酸素と再結合し除去する割合をいう。</p> <p>O. 空気流入率</p> <p>空気流入率は、技術基準規則において居住性に係る被ばく評価を求めている中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する送風機及び排風機について記載するものとする。なお、送風機及び排風機を共に有する場合は、一体として空気流入率を記載することでもよいこととする。正圧管理で流入が想定されない場合はその旨を付記するものとする。</p>	<p>(c) 個数 (基数)</p> <p>機器等の個数 (基数) を示すため、記載する。</p> <p>重大事故等対処設備の可搬型設備のように維持する必要がある個数については、「〇〇以上」と記載することでもよいこととする。</p> <p>なお、バックアップについて () を付して個数及びバックアップである旨の注釈を記載することとする。</p> <p>(d) 効率</p> <p>公衆の放射線障害の防止を目的として設置するフィルター等について、対象とする放射性物質を除去する割合を記載する。</p> <p>(e) 空気流入率</p> <p>居住性に係る被ばく評価を求めている中央制御室、緊急時対策所に設置する送風機及び排風機について記載する。</p> <p>なお、送風機及び排風機を共に有する場合は、一体として空気流入率を記載することでもよいこととする。正圧管理で流入が想定されない場合はその旨を付記するものとする。</p>		<p>・当社において、該当する設備がないため、記載しない。</p> <p>・水素の再結合装置については対象がないため削除。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>L. 検出器の種類</p> <p>計測装置及び放射線管理用計測装置においては検出原理を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧力の計測－「弾性圧力検出器」等 ・温度の計測－「測温抵抗体」及び「熱電対」等 ・流量の計測－「差圧式流量検出器」及び「電磁式流量検出器」等 ・水位の計測－「差圧式水位検出器」等 ・水質の計測－「導電率検出器」等 ・放射線の計測－「電離箱」、「シンチレーション」及び「半導体式」等 <p>原子炉非常停止信号又は工学的安全施設等の起動信号においては、信号を発生する検出器を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「加圧器圧力検出器」、「一次冷却材温度検出器」及び「出力領域中性子検出器」等 	<p>(f) 計装設備</p> <p>検出器の種類、計測範囲、警報動作範囲、検出器個数、表示場所を記載する。</p> <p>なお、警報動作値を持たない検出器については、「－」を記載することとする。</p> <p>①検出器の種類</p> <p>計測装置においては検出原理を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧力の計測－「エアパージ式差圧発信器」、「圧力発信器」等 ・温度の計測－「測温抵抗体」、「熱電対」等 ・流量の計測－「オリフィス式差圧発信器」、「電磁式」等 ・液位の計測－「エアパージ式差圧発信器」等 ・密度の計測－「エアパージ式差圧発信器」等 <p>(g) 放射線管理設備</p> <p>検出器の種類、計測範囲、警報動作範囲、検出器個数、表示場所を記載する。</p> <p>なお、警報動作値を持たない検出器については、「－」を記載することとする。</p> <p>①検出器の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線の計測－「電離箱」、「シンチレーション」、「半導体式」等 ・臨界警報装置－「プラスチックシンチレーション検出器」 <p>(h) 電気設備</p> <p>電気設備及びディーゼル機関については、その用途（常用か非常用か）、使用電圧等を記載する。</p>		

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>M. 原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動（作動）信号の設定値</p> <p>原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動（作動）信号の設定値については、上限値又は下限値であることを明確にするため、要目表に記載する値には「〇〇以下」又は「〇〇以上」と記載することとする。</p> <p>I. 制御方式及び制御方法</p> <p>安全保護系にデジタル安全保護系を適用する場合には、デジタル安全保護系を適用することを記載することとする。なお、ここでいうデジタル安全保護系とは、安全保護系の論理演算機能（作動（起動）回路）がデジタル化されている設備をいう。また「原子炉の制御方法」に、制御棒価値ミニマイザによる制御方法について記載すること。</p> <p>G. 取付箇所</p> <p>常設の機器等（可搬型の機器等の一部で通常運転時から使用箇所に取り付けている機器等を含む。）については、属する系統の機能の独立性及び位置的分散を示すために十分な配置を説明する記載とする必要があり、また、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する必要がある。</p> <p>可搬型の機器等については、保管している場所に加え、使用時に取り付ける箇所を（ ）を付して記載することとする。</p>	<p>(i) 安全保護回路の設定値</p> <p>液体廃棄物の廃棄施設の高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路、溶解施設の溶解槽の可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断処理施設のせん断機のせん断停止回路等の安全保護回路の設定値については、上限値又は下限値であることを明確にするため、仕様表に記載する値には「〇〇以下」又は「〇〇以上」と記載することとする。</p> <p>e. 取付箇所</p> <p>溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する。</p> <p>なお、使用時に取り付ける箇所を（ ）を付して記載する。</p> <p>f. 原動機</p> <p>技術基準の要求に係る原動機の種類、出力、個数、取付箇所を記載する。</p> <p>g. 注記</p> <p>①仕様表に記載した内容の補足</p> <p>②「2.3 仕様表の記載方法」の記載例</p>		<p>・当社において、発電炉のような特記すべき制御方式及び制御方法がないため、h. 制御室機能及び緊急時対策所機能と記載を統合することとし、削除する。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>H. 原子炉冷却材又は一次冷却材の純度</p> <p>沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、pH、導電率及び塩素イオンに係るものを記載することとする。加圧水型発電用原子炉施設にあつては、pH、導電率、リチウムイオン、塩化物イオン、溶存酸素、溶存水素及び濁度に係るものを記載することとする。</p> <p>J. 最大反応度価値</p> <p>原子炉（炉心）が臨界（臨界近接を含める。）にある場合において、制御棒1本（複数の制御棒が同時に引き抜かれる場合にあつてはその制御棒全数）を引き抜くことにより炉心に生ずる反応度の変化量の最大値を記載することとする。</p> <p>K. 負の反応度添加率</p> <p>全制御棒が挿入できない場合に液体制御材を注入することによって原子炉を停止する時に単位時間当たりに炉心に与えられる負の反応度の量を記載することとする。</p> <p>N. 中央制御室機能、中央制御室外原子炉停止機能、緊急時制御室操作機能及び緊急時対策所機能</p> <p>技術基準規則に対応して具備することとしている機能を記載する必要がある。</p>	<p>h. 制御室機能及び緊急時対策所機能</p> <p>技術基準に対応して制御室及び緊急時対策所が具備することとしている機能（集中監視及び操作、設置する制御盤類、外部状況把握、居住性の確保等）について記載する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・発電炉固有の設備であるため、記載しない。 ・発電炉固有の設備であるため、記載しない。 ・発電炉固有の設備であるため、記載しない。

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考												
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲 (前略)</p> <p>また、兼用するもの(複数の設備の機能を持ったものをいう。)、共用するものがある場合には、主たる機能に 関係する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に 関係する設備の区分においては、主たる機能に関する 設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載すること で機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれ の設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。た だし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異 なる場合には、関係する設備区分での記載を網羅する必 要があり、どの区分に対応した記載内容かを付記するも のとする。</p>	<p>2.3 仕様表の記載方法</p> <p>(1) 施設に共通する記載</p> <p>a. 共用について</p> <p>(a) 他施設と共用する設備の名称についての表記は以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="1032 499 1700 730"> <thead> <tr> <th colspan="2">仕様表の記載方法</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設/ 可搬型</td> <td>設備名称のあとに「(○ ○施設, ○▽施設と共 用)」を記載する。</td> <td>モニタリングポ スト (○○施設, ○▽施 設と共用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 共用に関する記載ルールについて</p> <p>①他施設と共用する設備は、それぞれの施設に設備仕 様を記載する。また、他施設と設備の一部を共用す る場合は、その一部を共用する旨記載する。 (別紙1 記載例1/12: ①参照)</p> <p>②他施設と共用する設備を登録している側(以下、「設 備登録側」という。)の設備名称を明確にするため、 注記にて設備登録側である旨を記載する。 (別紙1 記載例2/12: ①参照)</p> <p>b. 兼用について</p> <p>(a) 複数の設備(系統)区分で兼用する設備の記載方針</p>	仕様表の記載方法		記載例	常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(○ ○施設, ○▽施設と共 用)」を記載する。	モニタリングポ スト (○○施設, ○▽施 設と共用)	<p>2.2 要目表の記載方法</p> <p>(1) 施設に共通する記載</p> <p>a. 共用について</p> <p>(a) ○▽発電所登録側の共用する設備の名称についての 表記は以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="1783 499 2451 684"> <thead> <tr> <th colspan="2">要目表の記載方法</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設/ 可搬型</td> <td>設備名称のあとに「(○ ○, ○▽発電所共 用)」を記載する。</td> <td>△△ポンプ (○○, ○▽発電所 共用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 共用に関する記載ルールについて</p> <p>「○▽発電所登録側」に設備仕様一式を記載する。</p> <p>b. 兼用について</p> <p>(a) 複数の設備(系統)区分で兼用する設備の記載方針</p> <p>①従前の規制より複数の設備(系統)区分の設計基準 対象施設として使用しているもの(残留熱除去系 ポンプ等)は、従前の規制手続きと同様に主たる機 能に着目し、設計基準対象施設として「主たる設備 (系統)区分」のみに記載する。</p>	要目表の記載方法		記載例	常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(○ ○, ○▽発電所共 用)」を記載する。	△△ポンプ (○○, ○▽発電所 共用)	<p>・他施設との共用である ため、それぞれの施設 に仕様を記載する。ま た、設備の一部を共用 する場合は、共用部分 がわかるように記載す る。</p> <p>・当社において、設計基準 対象施設は、複数の設 備区分で兼用していな いため、記載しない。</p>
仕様表の記載方法		記載例													
常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(○ ○施設, ○▽施設と共 用)」を記載する。	モニタリングポ スト (○○施設, ○▽施 設と共用)													
要目表の記載方法		記載例													
常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(○ ○, ○▽発電所共 用)」を記載する。	△△ポンプ (○○, ○▽発電所 共用)													

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>①新たな規制への対応のために複数の設備 (系統) 区分の設備として使用する以下のものは、「主となる設備 (系統) 区分」に加え「兼用先」にも記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の設計基準対象施設を他の設備 (系統) 区分の重大事故等対処設備として新たに兼用するもの (データ収集装置等) は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 3/12 : ①参照) 新たに追加設置した重大事故等対処設備を他の設備 (系統) 区分の重大事故等対処設備として兼用するもの (情報収集装置等) は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 4/12 : ①参照) <p>(b) 複数の設備 (系統) 区分で兼用する設備の記載方法</p> <p>①複数の設備 (系統) 区分の機能を持つ設備を他の設備 (系統) 区分の設備として兼用するものは、「主となる設備 (系統) 区分」に「兼用先」の設備別記載事項を追加し、注記を付記する。</p> <p>②「兼用先」への記載は、文章にて「主となる設備 (系統) 区分」, 「兼用すること」及び「設備 (系統) 名称」を記載する。 (別紙1 記載例 5/12 : ①参照)</p>	<p>②新たな規制への対応のために複数の設備 (系統) 区分の設備として使用する以下のものは、「主となる設備 (系統) 区分」に加え「兼用先」にも記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の設計基準対象施設を他の設備 (系統) 区分の設計基準対象施設として新たに兼用するものは設計基準対象施設として「兼用先」に記載する。 既存の設計基準対象施設を他の設備 (系統) 区分の重大事故等対処設備として新たに兼用するもの (ほう酸水注入ポンプ等) は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 1/14 : ①参照) 新たに追加設置した重大事故等対処設備を他の設備 (系統) 区分の重大事故等対処設備として兼用するもの (格納容器圧力逃がし装置, 常設低圧代替注水ポンプ等) は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 2/14 : ①参照) <p>(b) 複数の設備 (系統) 区分で兼用する設備の記載方法</p> <p>①複数の設備 (系統) 区分の機能を持つ設備を他の設備 (系統) 区分の設備として兼用するものは、「主となる設備 (系統) 区分」に「兼用先」の設備別記載事項を追加し、注記を付記する。</p> <p>②「兼用先」への記載は、文章にて「主となる設備 (系統) 区分」, 「兼用すること」及び「設備 (系統) 名称」を記載する。 (別紙1 記載例 3/14 : ①参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社において、設計基準対象施設は、複数の設備区分で兼用していないため、記載しない。

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>③「新たに登録する場合」の表記として、「本設工認で」の文章を記載することで新たな登録であることを示す。 (別紙1 記載例 5/12 : ②参照)</p> <p>(c) 「主となる設備 (系統) 区分」と「兼用先」の仕様表の関連付け</p> <p>①「主となる設備 (系統) 区分」には、「兼用先」の「設備 (系統) 区分」がわかるように、また「兼用先」には、「主となる設備 (系統) 区分」がわかるように記載し、互いの関連付けを行う。 記載は、「主となる設備 (系統) 区分」の名称欄に注記を付記し、「兼用先」の全ての設備 (系統) 区分を記載する。 これにより、「兼用先」同士の関連性が明らかになるため、「兼用先」では、「主となる設備 (系統) 区分」のみを記載する。 (別紙1 記載例 5/12 : ③参照)</p> <p>②「主となる施設区分」と「兼用先」の施設区分が異なる場合は、「施設区分」も含んで記載し、「兼用先」が同一の施設である場合には、「施設区分」の記載は行わない。</p>	<p>③「新たに登録する場合」の表記として、「本工事計画で」の文章を記載することで新たな登録であることを示す。 (別紙1 記載例 3/14 : ②参照)</p> <p>④設備 (系統) 区分によって記載すべき仕様 (揚程等) が異なるものについては、その異なる仕様を一つの要目表にまとめて記載する。この場合、複数の仕様が併記されるため、該当する仕様に注記を付記し、対応する設備 (系統) 区分が明確になるように記載する。 (別紙1 記載例 4/14 : ①参照)</p> <p>(c) 「主となる設備 (系統) 区分」と「兼用先」の要目表の関連付け</p> <p>①「主となる設備 (系統) 区分」には、「兼用先」の「設備 (系統) 区分」がわかるように、また「兼用先」には、「主となる設備 (系統) 区分」がわかるように記載し、互いの関連付けを行う。 記載は、「主となる設備 (系統) 区分」の名称欄に注記を付記し、「兼用先」の全ての設備 (系統) 区分を記載する。 これにより、「兼用先」同士の関連性が明らかになるため、「兼用先」では、「主となる設備 (系統) 区分」のみを記載する。 (別紙1 記載例 3/14 : ③参照)</p> <p>②「主となる施設区分」と「兼用先」の施設区分が異なる場合は、「施設区分」も含んで記載し、「兼用先」が同一の施設である場合には、「施設区分」の記載は行わない。 (別紙1 記載例 2/14 : ②参照)</p>	<p>・当社において、設備区分によって記載すべき仕様が異なるものはないため、記載しない。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>③「兼用する設備(系統)区分」については、別紙2の「仕様表 兼用先一覧」に従い兼用先を設定する。</p> <p>(d)「主となる設備(系統)区分」と同じ機器区分(容器、管等)が兼用先がない場合</p> <p>①「兼用先」では異なる機器区分となるが、仕様表として記載できる場合は、別紙2「仕様表 兼用先一覧表」の「兼用する施設・設備(系統)区分」に従い兼用先を設定し、仕様表に記載する。</p> <p>②「兼用先」で仕様表として記載できる機器区分がない場合、仕様表には記載せず、兼用先の施設の基本設計方針の「兼用設備リスト」に設備名を記載する。</p> <p>(e) 放出抑制設備、補機駆動用燃料補給設備等に関しては、施設区分の兼用はしない。</p> <p>c. 変更前後の書き分け</p> <p>(a) 新たな規制への対応のため設工認の手続きが必要となる設備(以下①～⑤に示す設備)の仕様表については、必要な仕様を「変更後」に記載し「変更前」は「-」を記載する。</p> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 6/12 : ①参照)</p> <p>この際、既設の設備を変更後に記載する設備は、注記を付記し既設の設備である旨を記載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が既設である場合は、原則代表して「名称」欄又は対象設備が複数の場合(例:貯蔵ピット)は「変更後」欄に1か所、一部の仕様に変更等がある場合は該当する仕様個別に付記する。</p> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 4/12 : ②参照)</p>	<p>③「兼用する設備(系統)区分」については、別紙2の「要目表 兼用先一覧」に従い兼用先を設定する。</p> <p>(d)「主となる設備(系統)区分」と同じ機器区分(容器、管等)が兼用先がない場合</p> <p>①「兼用先」では異なる機器区分となるが、要目表として記載できる場合は、別紙2「要目表 兼用先一覧表」の「兼用する施設・設備(系統)区分」に従い兼用先を設定し、要目表に記載する。</p> <p>②「兼用先」で要目表として記載できる機器区分がない場合、要目表には記載せず、兼用先の施設の基本設計方針の「兼用設備リスト」に設備名を記載する。</p> <p>(e) 情報提供系、サポート系(補機冷却系、換気空調系、電源系及び圧力逃がし装置の移送ポンプ及び配管)に関しては、施設区分の兼用はしない。</p> <p>c. 変更前後の書き分け</p> <p>(a) 新たな規制への対応のため工事計画の手続きが必要となる設備(以下①～⑦に示す設備)の要目表については、必要な仕様を「変更後」に記載し「変更前」は「-」を記載する。</p> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 5/14 : ①参照)</p> <p>この際、既設の設備を変更後に記載する設備は、注記を付記し既設の設備である旨を記載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が既設である場合は、原則代表して「名称」欄又は対象設備が複数の場合(例:火災区域構造物・火災区画構造物)は「変更後」欄に1か所、一部の仕様に変更等がある場合は該当する仕様個別に付記する。</p> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 5/14 : ②参照)</p>	<p>兼用先が多岐にわたらないため、兼用しない設備の記載はしない。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>①重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備 (別紙1 記載例4/12:③参照)</p> <p>②従前の規制では設工認の手続対象外であった既設設備を重大事故対処設備として新たに登録する設備又は新たに記載する仕様</p> <p>③兼用設備として新たに登録する設備又は仕様 (別紙1 記載例3/13:②参照)</p> <p>④既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件(温度、圧力等)が設計基準対象施設としての設計条件を超える仕様 (別紙1 記載例7/12:①参照)</p> <p>⑤改造工事を行う設備(既設工認の本文記載事項の変更を伴うもの)</p> <p>(b) 従前の規制範囲内での記載の適正化を行う設備の仕様については、「変更前」に記載し「変更後」には「変更なし」を記載する。</p>	<p>①重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備 (別紙1 記載例2/14:③参照)</p> <p>②従前の規制では工事計画の手続対象外であった既設設備を重大事故対処設備として新たに登録する設備又は新たに記載する仕様</p> <p>③設計基準対象施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備又は仕様 (別紙1 記載例5/14:③参照)</p> <p>④既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に機器クラス区分が変更となることで要求事項(継手仕様等)が追加された設備</p> <p>⑤兼用設備として新たに登録する設備又は仕様 (別紙1 記載例1/14:②参照)</p> <p>⑥既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件(温度、圧力等)が設計基準対象施設としての設計条件を超える仕様 (別紙1 記載例6/14:①参照)</p> <p>⑦改造工事を行う設備(既工事計画書の本文記載事項の変更を伴うもの)</p> <p>(b) 従前の規制範囲内での記載の適正化を行う設備の仕様については、「変更前」に記載し「変更後」には「変更なし」を記載する。</p>	<p>・設計基準対象施設として新たに設工認手続き対象となる設備はないため、記載しない。</p> <p>・機器クラス区分が存在しないため、記載しない。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(d) 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用する設備については「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。この場合、当該設備がどちらの機能を有するかの識別は、基本設計方針の「主要設備リスト」で行う。 (別紙1 記載例 3/12 : ③参照)</p> <p>(e) 今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載した上で、名称欄に注記を付記し「手続き対象外」である旨を記載する。 また、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 (例) 貯蔵ピット (手続き対象外)</p> <p>(f) 今回の手続きに関与しない設備については、仕様表の記載の適正化は行わない。</p> <p>(g) 記載の適正化として「変更前」に記載する際に、建設時の設工認等を出典として記載する場合において、既設工認本文に記載がないため添付書類又は添付図面を出典とする場合は、その添付書類又は添付図面が添付されている既設工認申請書の「認可年月日」、「認可番号」及び「添付書類又は添付図面の名称」を記載する。 既設工認の参考資料については、出典として使用しないこととする。 例：注記 *1：既設工認に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号にて認可された設工認の〇〇による。 (別紙1 記載例 8/12 : ①参照)</p>	<p>(c) 従前の規制範囲と整合させるために非主配管化する範囲については、「変更前」に既工事計画書の値を記載し、「変更後」を「-」とした上で、注記を付記し「記載の適正化を行う」旨を記載する。 (別紙1 記載例 7/14 : ①参照)</p> <p>(d) 重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用する設備については「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。この場合、当該設備がどちらの機能を有するかの識別は、基本設計方針の「主要設備リスト」で行う。 (別紙1 記載例 1/14 : ③参照)</p> <p>(e) 今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「変更前」に仕様を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載した上で、名称欄に注記を付記し「手続き対象外」である旨を記載する。 また、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 (例) 〇〇ポンプ (手続き対象外)</p> <p>(f) 今回の手続きに関与しない設備については、要目表の記載の適正化は行わない。</p> <p>(g) 記載の適正化として「変更前」に記載する際に、建設時の工事計画書等を出典として記載する場合において、既工事計画書本文に記載がないため添付書類又は添付図面を出典とする場合は、その添付書類又は添付図面が添付されている既工事計画認可申請書の「認可年月日」、「認可番号」及び「添付書類又は添付図面の名称」を記載する。 既工事計画書の参考資料については、出典として使用しないこととする。 例：注記 *1：既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇資序第〇〇号にて認可された工事計画の〇〇による。 (別紙1 記載例 1/14 : ④参照)</p>	<p>・非主配管化する設備はないため、記載しない。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(h) 既設工認本文の記載事項の記載の適正化を行う場合は、これらの許認可情報は記載せず、「既設工認」の記載を注記に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>例：注記 *1：記載の適正化を行う。既設工認には「〇〇」と記載。</p> </div> <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 9/12 : ①参照)</p> <p>(i) 既設工認に設備自体の記載がないものを「変更前」に記載する場合は、「名称」欄又は「変更前」欄に注記を付記し、その設備仕様一式そのものが既設工認に記載がないことを示す。</p> <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 9/12 : ②参照)</p> <p>(j) 既設工認に記載された主配管の「区間」において「〇〇ポンプから△△配管合流部まで」などと記載されている場合は「〇〇ポンプ～△△配管合流部」と記載を修正する。ただし、「区間」の範囲の見直しを伴わない修正である場合は注記を付記しない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>例：〇〇ポンプから△△配管合流部まで ↓ 〇〇ポンプ～△△配管合流部</p> </div> <p>(k) 設工認に記載のある機器等を廃止手続きする際の記載については、「変更後」に、「撤去」または「廃止」を記載する。なお、改造にあたってポンプは変更後に「-」を記し、注記を付記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「撤去」と記載する場合：今回の申請において機器等の撤去を行うもの。 ・「廃止」と記載する場合：今回の申請においては、機器等の撤去は行わず、廃止手続きを行うもの。 	<p>(h) 既工事計画書本文の記載事項の記載の適正化を行う場合は、これらの許認可情報は記載せず、「既工事計画書」の記載を注記に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>例：注記 *1：記載の適正化を行う。既工事計画書には「〇〇」と記載。</p> </div> <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 1/14 : ⑤参照)</p> <p>(i) 既工事計画書に設備自体の記載がないものを「変更前」に記載する場合は、「名称」欄又は「変更前」欄に注記を付記し、その設備仕様一式そのものが既工事計画書に記載がないことを示す。</p> <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 8/14 : ①参照)</p> <p>(j) 既工事計画書に記載された主配管の「区間」において「〇〇ポンプから△△配管合流部まで」などと記載されている場合は「〇〇ポンプ～△△配管合流部」と記載を修正する。ただし、「区間」の範囲の見直しを伴わない修正である場合は注記を付記しない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>例：〇〇ポンプから△△配管合流部まで ↓ 〇〇ポンプ～△△配管合流部</p> </div> <p>(k) 工事計画書に記載のある機器等を廃止手続きする際の記載については、「変更後」に、「撤去」または「廃止」を記載する。なお、改造にあたって別表第一対象外のポンプは変更後に「-」を記し、注記を付記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「撤去」と記載する場合：今回の申請において機器等の撤去を行うもの。 ・「廃止」と記載する場合：今回の申請においては、機器等の撤去は行わず、廃止手続きを行うもの。 <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 9/14 : ①参照) (別紙1 記載例 10/14 : ①参照)</p>	

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>e. 重大事故等対処設備としての使用時における値について</p> <p>(a) 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件 (温度, 圧力) が設計基準対象施設としての設計条件を超える設備については、その超える部分の仕様を併記する。この際、上段を設計基準対象施設としての値、下段に()書きで重大事故等対処設備としての使用時における値とし、注記を付記して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。</p> <p>なお、耐圧要求がない既設の設計基準対象施設については、既設工認において仕様表上で使用条件 (温度, 圧力) を示していないことから、重大事故等時における使用条件のみを記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 7/12 : ②参照)</p>	<p>(1) 別表第一に該当する取替対象設備については、「変更後」に取替えを実施する旨を注記に記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 11/14 : ①参照)</p> <p>d. 同じ設備区分で同一機器を異なる用途で使用する場合の記載について</p> <p>計測制御系統施設の原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の起動信号に記載される検出器のように、異なる用途に対し同一の検出器を使用する場合は兼用とはならないが、使用する全ての用途が明確となるよう、注記を付記し、互いの関連付けを行う。</p> <p>(別紙1 記載例 12/14 : ①参照)</p> <p>e. 重大事故等対処設備としての使用時における値について</p> <p>(a) 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件 (温度, 圧力) が設計基準対象施設としての設計条件を超える設備については、その超える部分の仕様を「変更後」に記載する。この際、上段を設計基準対象施設としての値、下段を重大事故等対処設備としての使用時における値とし、注記を付記して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 6/14 : ②参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取替対象設備はないため、記載しない。 同じ設備区分で同一機器を異なる用途で使用する設備はないため、記載しない。 DB 設備として、使用条件が示されていない場合があるため、記載を追加。

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲 (前略)</p> <p>また、配管等の「厚さ」、熱交換器 (蒸気発生器を含む)、ポンプ、圧縮機、容器その他の機器等の「容量」および熱交換器 (蒸気発生器含む) の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの (以下「設計確認値」という。) と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「○以上」又は「○○以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備としてのみ使用する設備については、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」 (ポンプ等については「容量」, 「揚程」も含む) の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例 6/12 : ②参照)</p> <p>f. 設計確認値</p> <p>(a) ポンプ, 熱交換器, 容器等の容量, 熱交換器等の伝熱面積及び JIS 配管を除く配管等の厚さについては「設計確認値」及び「公称値」を記載する。ただし、設計図書等にて「設計確認値」が明記されていない場合は、「公称値」と同一値を記載する。 また、従来、「設計確認値」のみを記載していたものについては、原則、同一の値を「公称値」として記載する。 ただし、安全弁・逃がし弁のリフト量, 主要弁の弁箱厚さ及び弁蓋厚さ等の機器仕様上の最小値を記載している場合は「設計確認値」のみ記載する。 (別紙1 記載例 7/12 : ③参照)</p> <p>(b) 「設計確認値」及び「公称値」を併記する場合は、「設計確認値」の後に括弧を付して「公称値」を記載し、注記を付して「公称値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例 7/12 : ③参照)</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備としてのみ使用する設備については、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」 (ポンプ等については「容量」, 「揚程」も含む) の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。また、既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に、機器クラス区分が変更になることで、記載が追加された管継手についても重大事故等対処設備としてのみ使用する設備として、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例 2/14 : ④参照) (別紙1 記載例 4/14 : ②参照)</p> <p>f. 設計確認値</p> <p>(a) ポンプ, 熱交換器, 容器等の容量, 熱交換器等の伝熱面積及び J I S 配管を除く配管等の厚さについては「設計確認値」及び「公称値」を記載する。ただし、設計図書等にて「設計確認値」が明記されていない場合は、「公称値」と同一値を記載する。 また、従来、「設計確認値」のみを記載していたものについては、原則、同一の値を「公称値」として記載する。 ただし、安全弁・逃がし弁のリフト量, 主要弁の弁箱厚さ及び弁蓋厚さ等の機器仕様上の最小値を記載している場合は「設計確認値」のみ記載する。 (別紙1 記載例 1/14 : ⑥参照)</p> <p>(b) 「設計確認値」及び「公称値」を併記する場合は、「設計確認値」の後に括弧を付して「公称値」を記載し、注記を付して「公称値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例 1/14 : ⑥参照)</p>	<p>・機器クラス区分が存在しないため、記載しない。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>g. 材料記号の記載</p> <p>(a) J I S規格に基づく材料記号の記載 (施設時の J I S規格に基づく材料記号を記載する。)</p> <p>①設備の施設以降に, J I S規格改定により材料記号が変更されたものであっても, 今回の申請において施設時の J I S材料記号を記載する。</p> <p>②既設設備の一部に最新の J I S規格が使用されたものは, 今回の申請において施設時の J I S材料記号と最新の J I S材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>(b) J I S規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>①企業のプライベート規格を使用している一般産業品については, 使用している材料を総称する一般名を記載する。</p> <p>h. 個数</p> <p>(a) 技術基準規則上, 予備を必要とする設備については, 括弧外に必要数を記載し, 括弧内に予備数を併記する。予備数の記載については,</p> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 10/12 : ①参照)</p> <p>なお, 可搬型の主配管については, 後述の「(2) 個別設備の記載 b. 個別事項 (配管), (c) 可搬型主配管」に示す。</p> <p>i. 取付箇所</p> <p>(a) 常設設備 (可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備を含む。) の取付箇所については「系統名 (ライン名)」、「設置床」、「溢水防護上の区画番号」, 「溢水防護上の配慮が必要な高さ」, 「<u>化学薬品防護上の区画番号</u>」及び「<u>化学薬品防護上の配慮が必要な高さ</u>」を記載する。</p> <p>なお, <u>内部溢水防護及び化学薬品防護の要求がない廃棄物管理施設は取付箇所を記載しない。また, 安重設備がなく, 溢水防護上の区画番号がない加工施設は, 「設置床 (室名称)」、「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載する。</u></p>	<p>g. 材料記号の記載</p> <p>(a) J I S規格に基づく材料記号の記載 (施設時の J I S規格に基づく材料記号を記載する。)</p> <p>①設備の施設以降に, J I S規格改定により材料記号が変更されたものであっても, 今回の申請において施設時の J I S材料記号を記載する。</p> <p>②既設設備の一部に最新の J I S規格が使用されたものは, 今回の申請において施設時の J I S材料記号と最新の J I S材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>(b) J I S規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>①企業のプライベート規格を使用している一般産業品については, 使用している材料を総称する一般名を記載する。</p> <p>h. 個数</p> <p>(a) <u>可搬型設備のうち</u>技術基準規則上, 予備を必要とする設備については, 括弧外に必要数を記載し, 括弧内に予備数を併記する。</p> <p style="text-align: center;">(別紙1 記載例 4/14 : ③参照)</p> <p>なお, 可搬型の主配管については, 後述の「(2) 個別設備の記載, b. 個別事項 (配管), (c) 可搬型主配管」に示す。</p> <p>i. 取付箇所</p> <p>(a) 常設設備 (可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備を含む。) の取付箇所については「系統名 (ライン名)」、「設置床」、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載する。</p>	

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>①「属する系統の機能の独立性」の確認のため、仕様表へ「系統名 (ライン名)」を記載し、「系統図」との関連付けを行う。ポンプ A, B や弁 A, B, C 等の複数機器を 1 件の仕様表に記載する場合には、その機器毎に「系統名 (ライン名)」を記載する。なお、系統に接続されない機器 (クレーン等) は「-」とする。 (詳細は別紙 3 参照)</p> <p>②「位置的分散」の確認のため、仕様表へ「設置床」を記載し、「配置図」との関連付けを行う。記載欄には「建屋名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。 (詳細は別紙 3 参照)</p> <p>③「〇〇施設の溢水による損傷の防止に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、仕様表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。 (詳細は別紙 3 参照)</p> <p>④溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、裕度を設定して仕様表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。 新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。 (詳細は別紙 3 参照)</p>	<p>①「属する系統の機能の独立性」の確認のため、要目表へ「系統名 (ライン名)」を記載し、「系統図」との関連付けを行う。ポンプ A, B や弁 A, B, C 等の複数機器を 1 件の要目表に記載する場合には、その機器毎に「系統名 (ライン名)」を記載する。なお、系統に接続されない機器 (クレーン等) は「-」とする。 (詳細は別紙 3 参照)</p> <p>②「位置的分散」の確認のため、要目表へ「設置床」を記載し、「配置図」との関連付けを行う。記載欄には「建屋名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。 (詳細は別紙 3 参照)</p> <p>③「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、要目表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。 (詳細は別紙 3 参照)</p> <p>④溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、裕度を設定して要目表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。 新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。 (詳細は別紙 3 参照)</p>	

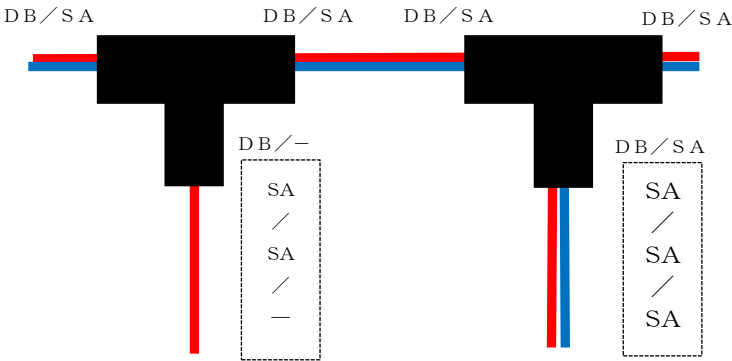
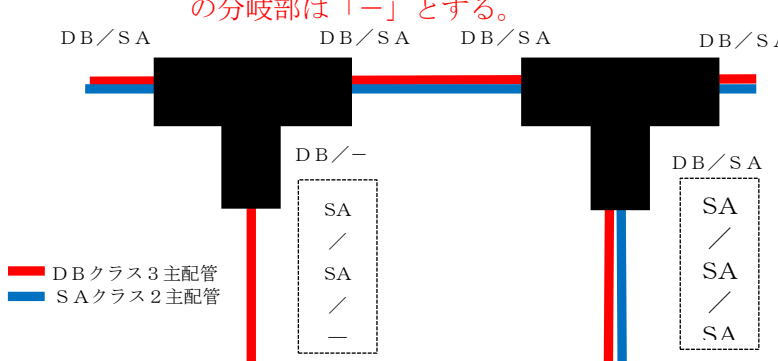
発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>⑤「再処理施設の化学薬品による損傷の防止に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、仕様表へ「<u>溢水防護上の区画番号</u>」を記載する。新規要求事項であるため「<u>変更後</u>」の欄に記載する。</p> <p><u>なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(詳細は別紙3参照)</p> <p>⑥化学薬品防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、<u>裕度を設定して仕様表へ「化学薬品防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。</u></p> <p><u>新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。</u></p> <p><u>なお、化学薬品防護の対象設備以外の機器は「-」とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(詳細は別紙3参照)</p> <p>(b) 可搬型設備の取付箇所については、「保管場所」及び「取付箇所」を記載する。</p> <p>①屋外の可搬型設備の「保管場所」は、保管場所の設置床高さ及び保管場所が特定可能な記載とする。この場合、移動可能な設備であることを考慮し設置床高さには「約」を付記する。なお、設置床高さの表記方法については、事業変更許可申請書に準じる。</p> <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 10/12 : ②参照)</p> <p>②屋外の可搬型設備の「取付箇所」は、取付箇所の設置床高さ及び取付箇所が特定可能な記載とする。</p> <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 10/12 : ③参照)</p>	<p>(b) 可搬型設備の取付箇所については、「保管場所」及び「取付箇所」を記載する。</p> <p>①屋外の可搬型設備の「保管場所」は、保管場所の設置床高さ及び保管場所が特定可能な記載とする。この場合、移動可能な設備であることを考慮し設置床高さには「約」を付記する。なお、設置床高さの表記方法については、設置変更許可申請書に準じる。</p> <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 4/14 : ④参照)</p> <p>②屋外の可搬型設備の「取付箇所」は、取付箇所の設置床高さ及び取付箇所が特定可能な記載とする。</p> <p style="text-align: right;">(別紙1 記載例 4/14 : ⑤参照)</p>	<p>・<u>化学薬品による損傷の防止に関する仕様表記載事項について追加</u></p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>③可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備については、一部常設箇所の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載し、その旨が分かるよう注記を付記する。</p> <p>④可搬型ホースについて、複数の敷設ルートがある場合には、敷設距離が最長となるルートについて注記で記載する。また、複数の長さのホースを組み合わせる場合は、その内訳を注記で記載する。 (詳細は別紙4参照)</p> <p>j. S I 単位換算 (a) 既設工認に記載がある設備のうち、S I 単位で記載されていないものについては、S I 単位に換算した値を記載し、注記を付して「S I 単位に換算した」旨を記載する。</p> <p>k. 使用前検査未完了の工事 (a) 新規制施行前に設工認の認可又は届出した工事のうち、使用前検査に合格していないもので、今回の一体工事として手続きするものについては、「基本設計方針の変更の工事」として扱う。この場合、「変更前」に認可又は届出後の仕様を記載し、注記で基本設計方針の変更である旨の記載を行う。 例：届出した工事 注記 *1：記載内容は、既設工認（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け原発本第〇〇〇号工事計画届出書）による。なお、本設工認は、届け出した設計及び工事の計画に対して基本設計方針の変更を行うことに伴い申請するものである。</p>	<p>③可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備については、一部常設箇所の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載し、その旨が分かるよう注記を付記する。</p> <p>④可搬型ホースについて、複数の敷設ルートがある場合には、敷設距離が最長となるルートについて注記で記載する。また、複数の長さのホースを組み合わせる場合は、その内訳を注記で記載する。 (詳細は別紙4参照)</p> <p>j. S I 単位換算 (a) 既工事計画書に記載がある設備のうち、S I 単位で記載されていないものについては、S I 単位に換算した値を「変更前」に記載し、注記を付して「S I 単位に換算した」旨を記載する。 (別紙1 記載例 7 / 14 : ②参照)</p> <p>k. 使用前検査未完了の工事 (a) 新規制施行前に工事の計画の認可又は届出した工事のうち、使用前検査に合格していないもので、今回の一体工事として手続きするものについては、「基本設計方針の変更の工事」として扱う。この場合、「変更前」に認可又は届出後の仕様を記載し、注記で基本設計方針の変更である旨の記載を行う。 例：届出した工事 注記 *1：記載内容は、既工事計画書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け原発本第〇〇〇号工事計画届出書）による。なお、本工事計画書は、届け出した工事計画に対して基本設計方針の変更を行うことに伴い申請するものである。</p>	

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考										
	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">精査中</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;"><u>新規制施行前に設工認申請を行い、 使用前検査合格前の案件</u></th> <th style="text-align: center; padding: 5px;"><u>新規制基準の一体工事の扱い</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>海洋放出管 F 施設切り離し工事</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>第 2 ユーティリティ建屋の施設</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>製品貯蔵容器の追加制作</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">×</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>第 1 ガラス固化体貯蔵建屋西棟の施設</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">(b) 今回の一体工事として手続きしないものについては、別途、「設工認」の「変更認可申請」、「変更届出」等の手続きを行う。そのため、これらに係る設備のうち今回の一体工事の手続きとして必要となるものは、仕様表に記載するものとする。その場合において注記は記載しない。</p> <p>1. 防護上の配慮が必要な設備</p> <p>(a) 耐震基準変更に伴う耐震 S クラス設備、溢水防護上の配慮が必要となる防護対象設備、竜巻、火山又は外部火災等における防護対象であって仕様表記載対象設備の場合は、基準変更対応としての手続き対象設備として仕様表に記載する。</p>	<u>新規制施行前に設工認申請を行い、 使用前検査合格前の案件</u>	<u>新規制基準の一体工事の扱い</u>	<u>海洋放出管 F 施設切り離し工事</u>	○	<u>第 2 ユーティリティ建屋の施設</u>	○	<u>製品貯蔵容器の追加制作</u>	×	<u>第 1 ガラス固化体貯蔵建屋西棟の施設</u>	×	<p>(b) 今回の一体工事として手続きしないものについては、別途、「工事計画」の「変更認可申請」、「変更届出」等の手続きを行う。そのため、これらに係る設備のうち今回の一体工事の手続きとして必要となるものは、要目表の「変更前」部分に「既に認可を受けた」工事計画の「変更前」の部分を記載するものとする。その場合において注記は記載しない。</p> <p>1. 防護上の配慮が必要な設備</p> <p>(a) 耐震基準変更に伴う耐震 S クラス設備、共振の影響を受ける耐震 B クラス設備、溢水防護上の配慮が必要となる防護対象設備、竜巻、火山又は外部火災等における防護対象であって別表第二の要目表対象設備の場合は、基準変更対応としての手続き対象設備として要目表に記載する。</p>	
<u>新規制施行前に設工認申請を行い、 使用前検査合格前の案件</u>	<u>新規制基準の一体工事の扱い</u>												
<u>海洋放出管 F 施設切り離し工事</u>	○												
<u>第 2 ユーティリティ建屋の施設</u>	○												
<u>製品貯蔵容器の追加制作</u>	×												
<u>第 1 ガラス固化体貯蔵建屋西棟の施設</u>	×												

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>m. 機能及び使用方法が同じ設備を複数台保有する場合の名称</p> <p>(a) 再循環系ポンプや逃がし安全弁等, 機能及び使用方法が同じ設備を複数保有する場合の名称は, 「A」, 「B」, 「C」等の個体識別を記載せず, 設備名称のみ記載する。</p> <p style="text-align: center;">(例) ○○建屋非常用蓄電池 A, B ↓ 仕様表記載名称「○○建屋非常用蓄電池」</p> <p>(b) 弁については弁番号で記載することとし, 個体識別を付記した設備名称を記載する。なお, 機能及び使用方法が同じ設備についてはまとめて記載する。</p> <p>(例) 仕様表記載名称「○○弁 (○○-W○○)」</p> <p>n. 竜巻, 内部溢水評価等の制約により分散配置を必要とする設備については, 仕様表の取付箇所(保管場所)欄に分散して保管する旨を記載する。(可搬型中型移送ポンプ等)</p> <p><u>o. 特記事項</u></p> <p style="text-align: center;"><u>別紙1にて示す仕様表記載案で示した項目の他, 設備仕様として示す必要がある事項については, 特記事項に記載するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>また, 既設工認で記載した特記事項については, 必要に応じて継続して特記事項に記載することも可とする。</u></p>	<p>m. 機能及び使用方法が同じ設備を複数台保有する場合の名称</p> <p>(a) 再循環系ポンプや逃がし安全弁等, 機能及び使用方法が同じ設備を複数保有する場合の名称は, 「A」, 「B」, 「C」等の個体識別を記載せず, 設備名称のみ記載する。</p> <p style="text-align: center;">(例) 保有設備「再循環系ポンプ A, B」 ↓ 要目表記載名称「再循環系ポンプ」</p> <p>(b) 弁については弁番号で記載することとし, 個体識別を付記した設備名称を記載する。なお, 機能及び使用方法が同じ設備についてはまとめて記載する。</p> <p>(例) 要目表記載名称「E12-F017A, B」</p> <p>n. 竜巻, 内部溢水評価等の制約により分散配置を必要とする設備については, 要目表の取付箇所(保管場所)欄に分散して保管する旨を記載する。(可搬型代替注水中型ポンプ等)</p>	<p>・<u>特記事項として記載する考え方を追加。具体的な記載項目については, 適宜、反映する。</u></p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、同表の上欄で示している発電用原子炉施設の種類として、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯蔵槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルター等の機器等を記載することとされている。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p>	<p>(2) 個別設備の記載</p> <p>a. 個別事項 (機器)</p> <p>(a) 安全上重要な施設の作動設定値において、既設の検出器を重大事故等対処設備として兼用し、ロジック回路のみ新たに構成する場合については、変更後の設備仕様を記載する。この場合、検出器は既設であること及び兼用であることを注記する。</p> <p>(b) 計測制御系統施設及び放射線管理施設については「計測範囲」及び「警報動作範囲」を記載するが、設計基準対象施設、重大事故等対処設備ともに技術基準規則で要求されている計測装置のみ適用し、計測範囲や警報動作を適用しない設備については、「-」とする。なお、既設工認の記載の適正化を行い「-」と記載する場合は、注記を付記して、警報動作を適用しない旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 11/12 : ①参照)</p> <p>(c) 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において考慮する生体遮蔽装置について 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において解析上遮蔽として考慮する壁等については、「中央制御室遮蔽」又は「緊急時対策所遮蔽」として記載する。</p>	<p>(2) 個別設備の記載</p> <p>a. 個別事項 (機器)</p> <p>(a) 工学的安全施設等の作動設定値において、既設の検出器を重大事故等対処設備として兼用し、ロジック回路のみ新たに構成する場合については、「変更前」を「-」とし、「変更後」に設備仕様を記載する。この場合、検出器は既設であること及び原子炉非常停止信号の検出器と兼用であることを注記する。</p> <p>(b) 非常用電源設備以外のポンプ車等に付属するポンプ駆動用の燃料タンク (車付タンク) については、補機駆動用燃料設備に記載する。また、ディーゼル機関を駆動源とする消火ポンプの燃料タンクも同様とする。</p> <p>(c) 「別表第二」記載事項のうち計測制御系統施設及び放射線管理施設に記載されている「警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。」については、設計基準対象施設、重大事故等対処設備ともに技術基準規則で要求されている計測装置のみ適用し、警報動作を適用しない設備については、「-」とする。なお、既工事計画書の記載の適正化を行う場合は、注記を付記して、警報動作を適用しない旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 13/14 : ①参照)</p> <p>(d) 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において考慮する生体遮蔽装置について 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において解析上遮蔽として考慮する壁等については、「中央制御室遮蔽」、「中央制御室待避室遮蔽」、「二次遮蔽」又は「緊急時対策所遮蔽」として記載する。</p>	<p>・該当する機器が存在しないため、記載しない。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>b. 個別事項 (配管)</p> <p>(a) 仕様表名称</p> <p>主配管については用途, 使用範囲等の明確化のため, 以下の範囲で名称を細分化する。</p> <p>①設計基準対象施設のみの境界 ②重大事故等対処設備のみの境界 ③重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので, 設計基準対象施設としての仕様から変更がない境界 ④重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので, 設計基準対象施設としての仕様から変更がある境界 ⑤兼用設備の境界 ⑥耐震重要度分類Sクラスの境界 ⑦主配管と非主配管の境界</p> <p>(b) 管継手</p> <p>①既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に, 記載が追加された管継手は「変更前」を「-」とし, 「変更後」に管継手の仕様を記載し, 注記で「既設」である旨を記載する。</p> <p>また, 上記のうち「T継手」については, 重大事故等時に使用する流路に対して仕様を記載する。即ち, T継手の分岐部が設計基準対象施設上は主配管であっても, 当該分岐部が重大事故等時に使用しない流路である場合は, 当該T継手の分岐部は「-」とする。</p> 	<p>b. 個別事項 (配管)</p> <p>(a) 要目表名称</p> <p>主配管については用途, 使用範囲等の明確化のため, 以下の範囲で名称を細分化する。</p> <p>①設計基準対象施設のみの境界 ②重大事故等対処設備のみの境界 ③重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので, 設計基準対象施設としての仕様から変更がない境界 ④重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので, 設計基準対象施設としての仕様から変更がある境界 ⑤兼用設備の境界 ⑥耐震重要度分類Sクラスの境界 ⑦主配管と非主配管の境界</p> <p>(b) 管継手</p> <p>①既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に, 機器クラス区分が変更になることで, 記載が追加された管継手は「変更前」を「-」とし, 「変更後」に管継手の仕様を記載し, 注記で「既設」である旨を記載する。</p> <p>また, 上記のうち「T継手」については, 重大事故等時に使用する流路に対して仕様を記載する。即ち, T継手の分岐部が設計基準対象施設上は主配管であっても, 当該分岐部が重大事故等時に使用しない流路である場合は, 当該T継手の分岐部は「-」とする。</p> 	<p>・管継手の扱いについては, 別添3に記載。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(c) 可搬型主配管</p> <p>①可搬型主配管のうち、可搬型ホースについては、接続する箇所が分かるような名称にするとともに、ホース1本当たりの長さを名称へ記載する。</p> <p>(例) ○○ライン△△用□□m ホース (別紙1 記載例 12/12 : ①参照)</p> <p>②外径が記載できない可搬型主配管の外径については、呼び径を記載し、その旨を注記する。 (別紙1 記載例 12/12 : ②参照)</p> <p>③厚さが記載できない可搬型主配管の厚さは「-」を記載し、その旨を注記する。</p> <div data-bbox="1175 1234 1700 1591" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注記 1) : メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。</p> </div> <p>(別紙1 記載例 12/12 : ③参照)</p>	<p>②既設の設計基準対象施設のクラス2配管の管継手に関しては、既工事計画書に記載されていないもので新規制においても主配管に該当する場合は、記載の適正化として「変更前」に管継手を追記し、その旨を注記で記載する。</p> <p>③管にエルボを含む場合は、その厚さが配管と同等以上である旨を注記で記載する。</p> <p>(c) 可搬型主配管</p> <p>①可搬型主配管のうち、可搬型ホースについては、接続する箇所が分かるような名称にするとともに、ホース1本当たりの長さを名称へ記載する。</p> <p>(例) ○○ライン△△用□□m ホース (別紙1 記載例 14/14 : ①参照)</p> <p>②外径が記載できない可搬型主配管の外径については、呼び径を記載し、その旨を注記する。 (別紙1 記載例 14/14 : ②参照)</p> <p>③厚さが記載できない可搬型主配管の厚さは「-」を記載し、その旨を注記する。</p> <div data-bbox="1926 1234 2451 1591" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注記 *1 : メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。</p> </div> <p>(別紙1 記載例 14/14 : ③参照)</p>	

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>④可搬型主配管の「個数」,「取付箇所」欄の記載について可搬型主配管の「個数」欄及び「取付箇所」欄への記載方法を,別紙4に示す。なお,詳細な個数の内訳は「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に記載する。</p>	<p>・非常用発電装置の常設ホースの記載は,以下とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>注記 *1: メーカー仕様によるものとし,「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」に基づき,規定の圧力まで昇圧した後,適切な時間保持したとき,これに耐え,また規定の圧力で点検を行ったとき,漏えいがないものを使用する。</p> </div> <p>④可搬型主配管の「個数」,「取付箇所」欄の記載について可搬型主配管の「個数」欄及び「取付箇所」欄への記載方法を,別紙4に示す。なお,詳細な個数の内訳は「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に記載する。</p>	<p>・既認可において,ディーゼル発電機の配管の厚さについては記載されていることから,本内容は記載しない。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、同表の上欄で示している発電用原子炉施設の種類の種類として、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯蔵槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルター等の機器等を記載することとされている。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p> <p>また、兼用するもの（複数の設備の機能を持ったものをいう。）、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合には、関係する設備区分での記載を網羅する必要があり、どの区分に対応した記載内容かを付記するものとする。</p>	<p>(2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>再処理規則第2条に規定される再処理施設、加工規則第3条の2の2に規定される加工施設の種類の種類、廃棄物管理規則第4条に規定される特定廃棄物管理施設の種類の種類に基づき、区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルタ等の機器等を記載する。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p> <p>また、兼用するもの（複数の設備の機能を持ったものをいう。）、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合は、関係する設備区分での記載を網羅する必要があり、どの区分に対応した記載内容かを付記するものとする。</p>		

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(個別機器等事項)</p> <p>A. 主配管</p> <p>通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等時においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。使用済樹脂移送配管のように、流体が常時流れないものも含むこととする。</p> <p>ただし、放射線管理施設の換気設備においては、事故時において公衆並びに中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので他の設備に属さないものとする。</p> <p>本流が流れる箇所の管継手も主配管とし、要目表に記載する必要があるが、クラス3管、重大事故等クラス3管又は発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号。以下「火力省令」という。)を準用する管に接続する管継手であって、JIS規格若しくは設計・建設規格に適合し、管と同等以上の肉厚を有するもの又はそれらと同等の保安水準の確保が達成できるものにあつては、要目表への記載を必要としないこととする。</p> <p>また、クラス1管、クラス2管、重大事故等クラス1管又は重大事故等クラス2管であつて、母管から分岐する主配管に接続するための管台については、要目表に明記することとする。</p> <p>テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン(沸騰水型発電用原子炉施設に係るタービンバイパスラインは除く。)、循環ライン(容器の攪拌を目的とするライン)、ドレンライン、ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか、系統図において必要な仕様(外径、厚さ及び材料等)を記載することとする。</p>	<p>(個別機器等事項)</p> <p>A. 主配管</p> <p style="background-color: yellow; text-align: center;">主流路の考え方について精査中</p> <p>通常運転状態、安全上重要な施設の作動状態又は重大事故等時においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。液体廃棄物の移送配管のように、流体が常時流れないものも含むこととする。</p> <p>なお、安全上重要な施設がない加工施設においては、事業変更許可申請書において主要配管としている第1類、第2類の配管を主配管とする。</p> <p>管継手及び管台については、原則として、JIS規格品又はJIS規格相当品の場合は、仕様表への記載を必要としないこととし、特殊な異材継手等の管継手及び管台については、仕様表へ記載することとする。</p> <p>テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン、循環ライン(容器の攪拌を目的とするライン)、ドレンライン、ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか、系統図において必要な仕様(外径、厚さ及び材料等を記載することとする。</p>		<p>・管継手の扱いについては、別添3に記載。</p>

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>B. 主要弁 主配管に施設する弁のうち、「原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁」、「原子炉非常停止信号又は工学的安全施設等起動（作動）信号により直接作動する自動操作弁（原子炉格納容器バウンダリの隔離弁を含む。）」及び「加圧水型発電用原子炉施設の主蒸気逃がし弁（設置許可基準規則第2条第2項第14号の重大事故等対処設備として最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備として機能するもの）」をいう。</p> <p>C. 安全弁及び逃がし弁 通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁をいう。</p> <p>D. フィルター 規則別表第2において「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。」又は「従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。」とされており、気体状の放射性ヨウ素を除去するよう素（チャコール）フィルター及び放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターを記載する必要がある。 「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」としては、環境へ排気することを想定した系統（循環運転が基本であっても排気筒等へ接続する排気系統を有するものを含む。）で、放射性物質の放出を抑制、低減、又は除去するために設置するものとする。ただし、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として給気側に設置するものは「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」には含めない。</p>	<p>B. 主要弁 主配管に施設する弁のうち、再処理施設においては、「計測制御系統施設の熱的、化学的及び核的制限値を維持するために作動信号により自動的に操作することにより設備を停止するための弁」、「安全保護回路の作動信号により自動的に動作することにより設備を停止するための弁」及び「臨界検知用放射線検出器により臨界を検知し、臨界事故の発生の可能性がある機器に対して可溶性中性子吸収材を自動的に供給するための弁」をいう。 MOX 燃料加工施設においては、安全上重要な施設のうち、「熱的、化学的及び核的制限値を維持するために作動信号により自動的に動作することにより設備を停止等するための弁で、技術基準の警報設備等に該当するもの」、「重大事故等対処施設のうち遠隔消火設備の作動弁」をいう。</p> <p>C. 安全弁及び逃し弁 通常運転状態、安全上重要な施設の作動状態または重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃し弁をいう。</p> <p>D. フィルタ 「環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くする。」目的で、気体状の放射性ヨウ素を除去するよう素フィルタ、放射性微粒子を除去する高性能粒子フィルタ及びミストフィルタを記載する必要がある。 「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」としては、環境へ排気することを想定した系統（循環運転が基本であっても排気筒等へ接続する排気系統を有するものを含む。）で、放射性物質の放出を抑制、低減、又は除去するために設置するものとする。ただし、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として給気側に設置するものは「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」には含めない。</p>	<p>給気側のフィルタの考え方について精査中</p>	

発電炉 工認手続ガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>E. 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリについては技術基準規則に定めるものとし、原子炉格納容器バウンダリについては、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリの範囲を定める規程 (J E A G 4 6 0 2 - 2 0 0 4 日本電気協会) に定めるものをいう。</p> <p>F. 非常用のもの</p> <p>規則別表第 1 又は別表第 2 の原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他発電用原子炉の附属施設の非常用電源設備で記載されており、設計基準事故時に機能が要求される機器等にあつては施設ごとに以下のものをいう。また、重大事故等対処設備を構成する機器等も含むものとする。(下表省略)</p> <p>(個別施設事項) (以降、施設名を記載し、文章は省略)</p> <p>G. 原子炉本体</p> <p>H. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>I. 原子炉冷却系統施設</p> <p>J. 計測制御系統施設</p> <p>K. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>L. 放射線管理施設</p> <p>M. 原子炉格納施設</p> <p>N. その他発電用原子炉の附属施設</p>	<p>E. 非常用のもの</p> <p>再処理施設にあつては、計測制御系統施設のうち、事故時のプラント状態の把握機能を有する安全上重要な施設及び中央制御室に設置する換気設備、放射線管理施設のうち、事故時のプラント状態の把握機能を有する安全上重要な施設、その他再処理施設の附属施設のうち、安全上重要な施設へ給電する電気設備及び安全上重要な施設へ冷却水を供給することにより、機能を間接的に果たすもの (非常用電源設備に冷却水を供給する場合はその範囲も含む) をいう。</p> <p>加工施設にあつては、事業変更許可申請書の「その他の加工施設の構造及び設備」の「非常用設備の種類」による。また、重大事故等対処設備を構成する機器等を含むものとする。</p>		<p>・発電炉固有の設備であるため、記載しない。</p> <p>・誤記修正</p> <p>・規則別表第 1 及び別表第 2 がないものの、ガイドに記載の設備を参考に再処理施設の設備を記載。</p> <p>・仕様表作成に関連しないため、記載しない。</p>

仕様表の記載項目 (機種分類: 建物・構築物 (燃料加工建屋))

既認可の仕様表		仕様表案			様式-6, 7等による要求事項の整理																																																																																										
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>燃料加工建屋</td> </tr> <tr> <td>耐震クラス</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>放射線防護 (しゃへい)</td> <td>しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。</td> </tr> <tr> <td>航空機に対する防護</td> <td>航空機の衝突に対し、安全確保上支障がないように設計するものとする。</td> </tr> <tr> <td>支持地盤の許容支持力度</td> <td>長期: ○MPa 短期: ○MPa</td> </tr> <tr> <td>主要構造</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>南北方向: ○m(外壁外面寸法) 東西方向: ○m(外壁外面寸法) 階数: 地上2階, 地下3階(一部中2階) 高さ: 地上○m 壁厚等: 第1.-3表に示す。</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>鉄筋: JIS ○○○(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める○及び○ コンクリート: ○○○の規定による普通コンクリート設計基準強度 $F_c = \text{○N/mm}^2$ 密度 $\text{○}^3\text{kg/m}^3$以上</td> </tr> <tr> <td>添付図 (平面図及び断面図)</td> <td>第1.1-1図~第1.1-9図に示す。</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td>① 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。 (汚染防止に係る措置の範囲を第1.-2表に示す。) ② 「建築基準法」の耐火建築物とする。 ③ 原料受払室、粉末調整第1室等の部屋で構成する区域の境界の構築物を安全上重要な施設とする。(安全上重要な施設である構築物の範囲を第1.-2表に示す。) ④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。</td> </tr> </table>		名称	燃料加工建屋	耐震クラス	B	放射線防護 (しゃへい)	しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。	航空機に対する防護	航空機の衝突に対し、安全確保上支障がないように設計するものとする。	支持地盤の許容支持力度	長期: ○MPa 短期: ○MPa	主要構造	鉄筋コンクリート造	主要寸法	南北方向: ○m(外壁外面寸法) 東西方向: ○m(外壁外面寸法) 階数: 地上2階, 地下3階(一部中2階) 高さ: 地上○m 壁厚等: 第1.-3表に示す。	主要材料	鉄筋: JIS ○○○(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める○及び○ コンクリート: ○○○の規定による普通コンクリート設計基準強度 $F_c = \text{○N/mm}^2$ 密度 $\text{○}^3\text{kg/m}^3$ 以上	添付図 (平面図及び断面図)	第1.1-1図~第1.1-9図に示す。	特記事項	① 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。 (汚染防止に係る措置の範囲を第1.-2表に示す。) ② 「建築基準法」の耐火建築物とする。 ③ 原料受払室、粉末調整第1室等の部屋で構成する区域の境界の構築物を安全上重要な施設とする。(安全上重要な施設である構築物の範囲を第1.-2表に示す。) ④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>燃料加工建屋</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>種類 (主要構造) *1</td> <td>鉄筋コンクリート造</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>支持地盤の許容支持力度</td> <td>長期: ○ 短期: ○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>支持地盤の極限支持力度</td> <td>—</td> <td>○*3</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td>外壁外面寸法 (南北方向) m 外壁外面寸法 (東西方向) m 高さ m 階数 —</td> <td>○○○*2 ○○○*2 ○○○*2 地上2階, 地下3階(一部中2階)</td> </tr> <tr> <td>壁厚等</td> <td>東壁 m 西壁 m 南壁 m 北壁 m 床・天井 m</td> <td>○○~○○*2*4 ○○~○○*2*4 ○○~○○*2*4 ○○~○○*2*4 ○○~○○*2*4</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td>—</td> <td>鉄筋: JIS ○○○(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める○及び○ コンクリート: ○○○の規定による普通コンクリート設計基準強度 ○N/mm^2 密度 $\text{○}^3\text{kg/m}^3$以上</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td>—</td> <td>① 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。 (汚染防止に係る措置の範囲を第1.-2表に示す。) ② 「建築基準法」の耐火建築物とする。 ③ 原料受払室、粉末調整第1室等の部屋で構成する区域の境界の構築物を安全上重要な施設とする。(安全上重要な施設である構築物の範囲を第1.-2表に示す。) ④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。</td> </tr> </table>				変更前	変更後	名称	燃料加工建屋	変更なし	種類 (主要構造) *1	鉄筋コンクリート造	—	支持地盤の許容支持力度	長期: ○ 短期: ○	—	支持地盤の極限支持力度	—	○*3	主要寸法	外壁外面寸法 (南北方向) m 外壁外面寸法 (東西方向) m 高さ m 階数 —	○○○*2 ○○○*2 ○○○*2 地上2階, 地下3階(一部中2階)	壁厚等	東壁 m 西壁 m 南壁 m 北壁 m 床・天井 m	○○~○○*2*4 ○○~○○*2*4 ○○~○○*2*4 ○○~○○*2*4 ○○~○○*2*4	主要材料	—	鉄筋: JIS ○○○(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める○及び○ コンクリート: ○○○の規定による普通コンクリート設計基準強度 ○N/mm^2 密度 $\text{○}^3\text{kg/m}^3$ 以上	個数	—	1	特記事項	—	① 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。 (汚染防止に係る措置の範囲を第1.-2表に示す。) ② 「建築基準法」の耐火建築物とする。 ③ 原料受払室、粉末調整第1室等の部屋で構成する区域の境界の構築物を安全上重要な施設とする。(安全上重要な施設である構築物の範囲を第1.-2表に示す。) ④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。	<p>【様式-6,7の整理により機能要求②としたもの】</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th colspan="2">機能要求②</th> <th rowspan="2">主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> <tr> <th>様式-6</th> <th>様式-7</th> </tr> <tr> <td>第四条 核燃料物質の臨界防止</td> <td>複数ユニットの臨界安全</td> <td>【手段: 設備】 b. 複数ユニットの設定 単一ユニット相互間は、十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより、核的に安全な配置</td> <td>中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第六条 地震による損傷の防止</td> <td>安全機能を有する施設の耐震設計</td> <td>【手段: 評価】 (1) 耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができる設計</td> <td rowspan="2">主要寸法(壁厚さ)材料</td> </tr> <tr> <td>基準地震動に対する耐震重要施設の耐震設計</td> <td>【手段: 評価】 (2) 基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれのない設計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第八条 外部からの衝撃による損傷の防止</td> <td>竜巻防護に関する設計</td> <td>【手段: 設備】 ・設計荷重 (竜巻) に対して機械的強度を有する設計</td> <td rowspan="2">主要寸法(壁厚さ)材料</td> </tr> <tr> <td>火山防護に関する設計</td> <td>【手段: 設備】 ・設計荷重 (火山) に対して安全余裕を有する設計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第十二条 遮蔽</td> <td>航空機防護の方法について</td> <td>【手段: 設備】 建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護</td> <td rowspan="2">主要寸法(壁厚さ)材料</td> </tr> <tr> <td>外部からの衝撃による損傷の防止(その他)</td> <td>【手段: 設備】 機械的強度を有する設計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第三十条 重大事故等対処設備</td> <td>直接線、スカイシャイン線に対する設計方針</td> <td>【手段: 設備】 遮蔽体の設置</td> <td rowspan="2">主要寸法(壁厚さ)材料</td> </tr> <tr> <td>基準線量率に対する設計方針</td> <td>【手段: 設備】 遮蔽体の設置</td> </tr> <tr> <td>第三十条 重大事故等対処設備</td> <td>地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針</td> <td>【手段: 設備】 基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれない設計</td> <td>主要寸法(壁厚さ)材料</td> </tr> </table> <p>発電炉を参考に、強度に対する仕様として仕様表には耐震壁、航空機防護上の壁・スラブ、工程室のSクラスの壁・床の最小壁厚と最大壁厚を記載する。 遮蔽要求のある壁厚等については第1.-3表として、しゃへい扉、しゃへい蓋と併せて、遮蔽上の設計確認値と公称値を記載する。</p>			技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)	様式-6	様式-7	第四条 核燃料物質の臨界防止	複数ユニットの臨界安全	【手段: 設備】 b. 複数ユニットの設定 単一ユニット相互間は、十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより、核的に安全な配置	中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置	第六条 地震による損傷の防止	安全機能を有する施設の耐震設計	【手段: 評価】 (1) 耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができる設計	主要寸法(壁厚さ)材料	基準地震動に対する耐震重要施設の耐震設計	【手段: 評価】 (2) 基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれのない設計	第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	竜巻防護に関する設計	【手段: 設備】 ・設計荷重 (竜巻) に対して機械的強度を有する設計	主要寸法(壁厚さ)材料	火山防護に関する設計	【手段: 設備】 ・設計荷重 (火山) に対して安全余裕を有する設計	第十二条 遮蔽	航空機防護の方法について	【手段: 設備】 建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護	主要寸法(壁厚さ)材料	外部からの衝撃による損傷の防止(その他)	【手段: 設備】 機械的強度を有する設計	第三十条 重大事故等対処設備	直接線、スカイシャイン線に対する設計方針	【手段: 設備】 遮蔽体の設置	主要寸法(壁厚さ)材料	基準線量率に対する設計方針	【手段: 設備】 遮蔽体の設置	第三十条 重大事故等対処設備	地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針	【手段: 設備】 基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれない設計	主要寸法(壁厚さ)材料
名称	燃料加工建屋																																																																																														
耐震クラス	B																																																																																														
放射線防護 (しゃへい)	しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。																																																																																														
航空機に対する防護	航空機の衝突に対し、安全確保上支障がないように設計するものとする。																																																																																														
支持地盤の許容支持力度	長期: ○MPa 短期: ○MPa																																																																																														
主要構造	鉄筋コンクリート造																																																																																														
主要寸法	南北方向: ○m(外壁外面寸法) 東西方向: ○m(外壁外面寸法) 階数: 地上2階, 地下3階(一部中2階) 高さ: 地上○m 壁厚等: 第1.-3表に示す。																																																																																														
主要材料	鉄筋: JIS ○○○(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める○及び○ コンクリート: ○○○の規定による普通コンクリート設計基準強度 $F_c = \text{○N/mm}^2$ 密度 $\text{○}^3\text{kg/m}^3$ 以上																																																																																														
添付図 (平面図及び断面図)	第1.1-1図~第1.1-9図に示す。																																																																																														
特記事項	① 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。 (汚染防止に係る措置の範囲を第1.-2表に示す。) ② 「建築基準法」の耐火建築物とする。 ③ 原料受払室、粉末調整第1室等の部屋で構成する区域の境界の構築物を安全上重要な施設とする。(安全上重要な施設である構築物の範囲を第1.-2表に示す。) ④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。																																																																																														
	変更前	変更後																																																																																													
名称	燃料加工建屋	変更なし																																																																																													
種類 (主要構造) *1	鉄筋コンクリート造	—																																																																																													
支持地盤の許容支持力度	長期: ○ 短期: ○	—																																																																																													
支持地盤の極限支持力度	—	○*3																																																																																													
主要寸法	外壁外面寸法 (南北方向) m 外壁外面寸法 (東西方向) m 高さ m 階数 —	○○○*2 ○○○*2 ○○○*2 地上2階, 地下3階(一部中2階)																																																																																													
壁厚等	東壁 m 西壁 m 南壁 m 北壁 m 床・天井 m	○○~○○*2*4 ○○~○○*2*4 ○○~○○*2*4 ○○~○○*2*4 ○○~○○*2*4																																																																																													
主要材料	—	鉄筋: JIS ○○○(鉄筋コンクリート用棒鋼)に定める○及び○ コンクリート: ○○○の規定による普通コンクリート設計基準強度 ○N/mm^2 密度 $\text{○}^3\text{kg/m}^3$ 以上																																																																																													
個数	—	1																																																																																													
特記事項	—	① 管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁の表面は、除染が容易で腐食し難い材料で仕上げる設計とする。 (汚染防止に係る措置の範囲を第1.-2表に示す。) ② 「建築基準法」の耐火建築物とする。 ③ 原料受払室、粉末調整第1室等の部屋で構成する区域の境界の構築物を安全上重要な施設とする。(安全上重要な施設である構築物の範囲を第1.-2表に示す。) ④ 臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計とする。																																																																																													
技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)																																																																																												
	様式-6	様式-7																																																																																													
第四条 核燃料物質の臨界防止	複数ユニットの臨界安全	【手段: 設備】 b. 複数ユニットの設定 単一ユニット相互間は、十分な厚さのコンクリート等の設置又は単一ユニット相互間の距離を確保することにより、核的に安全な配置	中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置																																																																																												
第六条 地震による損傷の防止	安全機能を有する施設の耐震設計	【手段: 評価】 (1) 耐震重要度に応じた地震力に十分耐えることができる設計	主要寸法(壁厚さ)材料																																																																																												
	基準地震動に対する耐震重要施設の耐震設計	【手段: 評価】 (2) 基準地震動による地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれのない設計																																																																																													
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止	竜巻防護に関する設計	【手段: 設備】 ・設計荷重 (竜巻) に対して機械的強度を有する設計	主要寸法(壁厚さ)材料																																																																																												
	火山防護に関する設計	【手段: 設備】 ・設計荷重 (火山) に対して安全余裕を有する設計																																																																																													
第十二条 遮蔽	航空機防護の方法について	【手段: 設備】 建物の外壁及び屋根により建物全体を適切に保護	主要寸法(壁厚さ)材料																																																																																												
	外部からの衝撃による損傷の防止(その他)	【手段: 設備】 機械的強度を有する設計																																																																																													
第三十条 重大事故等対処設備	直接線、スカイシャイン線に対する設計方針	【手段: 設備】 遮蔽体の設置	主要寸法(壁厚さ)材料																																																																																												
	基準線量率に対する設計方針	【手段: 設備】 遮蔽体の設置																																																																																													
第三十条 重大事故等対処設備	地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計の基本方針	【手段: 設備】 基準地震動を1.2倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれない設計	主要寸法(壁厚さ)材料																																																																																												
<p>(注) 加工施設においては、事業許可との整合性及び様式-6,7を踏まえ、既認可の仕様表に追加が必要な情報を仕様表に追加する。</p>		<p>*1: 記載の適正化。既設工認には「主要構造」と記載。 *2: 公称値を示す。 *3: マンメイドロック (MMR) は、支持地盤と同等以上の強度を有する設計とする。 *4: 記載内容は、認可を受けた設工認申請書 添付書類三 図面リスト 第14図(1)燃料加工建屋 断面壁断面リスト ~ 第14図(6)燃料加工建屋 断面壁断面リスト及び添付書類V 添付-1-2-1 図面リスト 第1図 燃料加工建屋 防護壁断面リスト~第4図 燃料加工建屋 防護スラブ断面リストによる。</p>																																																																																													

既認可の仕様表

仕様表案

様式-6, 7等による要求事項の整理

第1.-2表 燃料加工建屋と貯蔵容器搬送用洞道の汚染防止に係る措置の範囲, 安全上重要な施設である構築物の範囲及びしゃへい設計の基準となる線量率

階数	部屋番号	部屋名称	汚染防止に係る措置	安全上重要な施設である構築物	しゃへい設計の基準となる線量率 (μSv/h)
地下3階	101	原料受払室前室	○	○	○
	102	原料受払室	○	○	○
	103	貯蔵容器一時保管室	○	-	○
	104	貯蔵容器受入第2室	○	-	○
	105	北第1制御盤室	○	-	○
	106	北エレベータ	○	-	○
...

第1.-2表 燃料加工建屋と貯蔵容器搬送用洞道の汚染防止に係る措置の範囲, 安全上重要な施設である構築物の範囲及びしゃへい設計の基準となる線量率

階数	部屋番号	部屋名称	変更前			変更後		
			汚染防止に係る措置	安全上重要な施設である構築物	しゃへい設計の基準となる線量率 (μSv/h)	部屋番号	部屋名称	汚染防止に係る措置
地下3階	101	原料受払室前室	○	○	○	変更なし		
	102	原料受払室	○	○	○	変更なし		
	103	貯蔵容器一時保管室	○	-	○	変更なし		
	104	貯蔵容器受入第2室	○	-	○	変更なし		
	105	北第1制御盤室	○	-	○	変更なし		
	106	北エレベータ	○	-	○	変更なし		
...		

第1.-3表 燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料

添付図	主要寸法(m)	材料	
第1.1-1図	<1>	○○	○○
	<2>	○○	○○
	<3>	○○	○○
	<4>	○○	○○
	<5>	○○	○○
	<6>	○○	○○
	<7>	○○	○○
	<8>	○○	○○

第1.-3表 燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料

添付図	変更前		変更後	
	主要寸法(m)	材料	主要寸法(m)*1	材料
添付書類 IX-2 添付図 第〇図	<1>	○○(○○*1)	○○*2	変更なし
	<2>	○○(○○*1)	○○*2	
	<3>	○○(○○*1)	○○*2	
	<4>	○○(○○*1)	○○*2	
	<5>	○○(○○*1)	○○*2	
	<6>	○○(○○*1)	○○*2	
	<7>	○○(○○*1)	○○*2	
	<8>	○○(○○*1)	○○*2	
	
<H1*3>	○○(○○)	○○	変更なし	

第1.-3表は、壁厚さは遮蔽上期待する壁厚さを記載する。また、しゃへい扉<D(番号)>、しゃへい蓋<H(番号)>も示す。

*1: 公称値を示す。
*2: 密度〇kg/m³以上
*3: しゃへい蓋<H1>を〇基設置する。

隣接部屋は配置図で示す。

名称	しゃへい蓋<H1>
設計条	耐震クラス - 放射線防護 (しゃへい) しゃへい設計の基準となる線量率を満足するものとする。
設計仕様	個数 ○
	構造の種類 本体: ○○
	主要寸法 厚さ: 第1.-6表に示す。
仕様	主要材料 ○○○○○○ 密度 ○kg/m ³ 以上
	添付図 (平面図及び断面図) 第1.1-2図及び第1.1-13図に示す。 しゃへい蓋番号は、<H1>
特記事項	-

第1.-6表 燃料加工建屋のしゃへい蓋のしゃへい厚及び材料

添付図	しゃへい厚 (mm)	材料	隣接部屋番号	
			線源室	線源室外
第1.1-13図	<H1>	○○	103 (貯蔵容器一時保管室)	202 (貯蔵容器受入第2室)

仕様表の記載項目（機種分類：熱交換器（冷却塔））

既認可の仕様表			仕様表案			様式-6, 7等による要求事項の整理																												
<p>名称</p> <p>種類</p> <p>機器の種類</p> <p>耐震クラス</p> <p>航空機に対する防護</p> <p>流体の種類</p> <p>容量（設計熱交換量）</p> <p>最高使用圧力</p> <p>最高使用温度</p> <p>伝熱面積（フィン外表面）</p> <p>主要寸法</p> <p>全長</p> <p>全幅</p> <p>全高</p> <p>主要材料</p> <p>伝熱管（内管）</p> <p>ヘッダー</p> <p>個数</p> <p>特記事項</p>			<p>名称</p> <p>種類</p> <p>流体の種類</p> <p>容量（設計熱交換量）</p> <p>最高使用圧力</p> <p>最高使用温度</p> <p>伝熱面積（フィン外表面）</p> <p>主要寸法</p> <p>全長</p> <p>全幅</p> <p>全高</p> <p>主要材料²⁾</p> <p>伝熱管（内管）</p> <p>ヘッダー</p> <p>個数</p> <p>取付箇所</p> <p>系統名（ライン名）</p> <p>設置床</p> <p>溢水防護上の区画番号</p> <p>溢水防護上の配慮が必要な高さ</p>			<p>【様式-6, 7の整理により機能要求②としたもの】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th colspan="2">機能要求②</th> <th rowspan="2">主な仕様（詳細設計）</th> </tr> <tr> <th>様式-6</th> <th>様式-7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第六条 地震による損傷の防止</td> <td>耐震評価</td> <td>【手段：評価】 ・施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じた地震力に十分耐えることができる設計</td> <td>耐震評価における設備外形 主要寸法 全長：○○mm 全幅：○○mm 全高：○○mm</td> </tr> <tr> <td>第十二条 溢水防護</td> <td>没水に対する機器の健全性の確保</td> <td>【手段：評価】 ・没水の影響により、防護すべき設備が機能を喪失しないための設計</td> <td>溢水に対する考慮 取付箇所（系統名（ライン名）、設置床、溢水防護上の区画番号、溢水防護上の配慮が必要な高さ）</td> </tr> <tr> <td>第十五条 材料及び構造</td> <td>設計条件における座屈</td> <td>【手段：設備】 ・設計上定める条件において、座屈が生じない設計</td> <td>使用条件に対する材料強度確保（耐圧強度（耐食性含む）） 主要材料： 伝熱管（内管）：○○ ヘッダー：○○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適切な耐圧試験又は漏えい試験</td> <td>【手段：試験】 ・適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがない設計</td> <td>使用条件に対する設計 最高使用圧力：○○MPa 最高使用温度：○○℃</td> </tr> <tr> <td>第十九条 使用済燃料貯蔵</td> <td>使用済燃料の崩壊熱除去機能</td> <td>【手段：設備】 ・1系列運転でも燃料貯蔵プール水温を65℃以下に保ち、2系列運転の場合は燃料貯蔵プールの水温を50℃以下に維持する設計</td> <td>安全冷却水系冷却塔の冷却能力 容量（設計熱交換量）： ○MW/個 伝熱面積：○m²/個</td> </tr> </tbody> </table>			技術基準	機能要求②		主な仕様（詳細設計）	様式-6	様式-7	第六条 地震による損傷の防止	耐震評価	【手段：評価】 ・施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じた地震力に十分耐えることができる設計	耐震評価における設備外形 主要寸法 全長：○○mm 全幅：○○mm 全高：○○mm	第十二条 溢水防護	没水に対する機器の健全性の確保	【手段：評価】 ・没水の影響により、防護すべき設備が機能を喪失しないための設計	溢水に対する考慮 取付箇所（系統名（ライン名）、設置床、溢水防護上の区画番号、溢水防護上の配慮が必要な高さ）	第十五条 材料及び構造	設計条件における座屈	【手段：設備】 ・設計上定める条件において、座屈が生じない設計	使用条件に対する材料強度確保（耐圧強度（耐食性含む）） 主要材料： 伝熱管（内管）：○○ ヘッダー：○○		適切な耐圧試験又は漏えい試験	【手段：試験】 ・適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがない設計	使用条件に対する設計 最高使用圧力：○○MPa 最高使用温度：○○℃	第十九条 使用済燃料貯蔵	使用済燃料の崩壊熱除去機能	【手段：設備】 ・1系列運転でも燃料貯蔵プール水温を65℃以下に保ち、2系列運転の場合は燃料貯蔵プールの水温を50℃以下に維持する設計	安全冷却水系冷却塔の冷却能力 容量（設計熱交換量）： ○MW/個 伝熱面積：○m ² /個
技術基準	機能要求②		主な仕様（詳細設計）																															
	様式-6	様式-7																																
第六条 地震による損傷の防止	耐震評価	【手段：評価】 ・施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じた地震力に十分耐えることができる設計	耐震評価における設備外形 主要寸法 全長：○○mm 全幅：○○mm 全高：○○mm																															
第十二条 溢水防護	没水に対する機器の健全性の確保	【手段：評価】 ・没水の影響により、防護すべき設備が機能を喪失しないための設計	溢水に対する考慮 取付箇所（系統名（ライン名）、設置床、溢水防護上の区画番号、溢水防護上の配慮が必要な高さ）																															
第十五条 材料及び構造	設計条件における座屈	【手段：設備】 ・設計上定める条件において、座屈が生じない設計	使用条件に対する材料強度確保（耐圧強度（耐食性含む）） 主要材料： 伝熱管（内管）：○○ ヘッダー：○○																															
	適切な耐圧試験又は漏えい試験	【手段：試験】 ・適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがない設計	使用条件に対する設計 最高使用圧力：○○MPa 最高使用温度：○○℃																															
第十九条 使用済燃料貯蔵	使用済燃料の崩壊熱除去機能	【手段：設備】 ・1系列運転でも燃料貯蔵プール水温を65℃以下に保ち、2系列運転の場合は燃料貯蔵プールの水温を50℃以下に維持する設計	安全冷却水系冷却塔の冷却能力 容量（設計熱交換量）： ○MW/個 伝熱面積：○m ² /個																															
<p><当該機器分類における仕様表の変更点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電炉の要目表表現に合わせ、前後表形式に変更。 ・機器の種類および耐震クラスについては、対象設備リスト側で示すため、仕様表からは削除。 ・当該設備において、既認可で示した航空機に対する防護の設計は、設備仕様ではなく分離配置で担保するものであることから、基本設計方針で展開することとし、仕様表からは削除する。 ・溢水要求があると仮定して取付箇所の記載欄を追加。 ・特記事項については、原則、基本設計方針で整理することから特記事項記載欄は削除。 			<p>注記：1) 公称値を示す。</p>			<p>当該機器分類については、上記により溢水防護に係る要求事項が追加となることから、仕様表記載項目に追加</p>																												

仕様表の記載項目（機種分類：竜巻防護設備（飛来物防護板））

既認可の仕様表	仕様表案	様式-6, 7等による要求事項の整理																																																								
<p>(新規設備のため、該当する仕様表なし)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">〇〇建屋の〇〇室の飛来物防護板</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">防護板</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕様</td> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>防護板</td> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇¹⁾</td> </tr> <tr> <td></td> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>〇〇¹⁾</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横</td> <td>mm</td> <td>〇〇¹⁾</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主要材料</td> <td colspan="2">防護板</td> <td>-</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基数</td> <td colspan="2">-</td> <td></td> <td>〇式</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記：1) 公称値を示す。</p>			変更前		変更後		名	称	-		〇〇建屋の〇〇室の飛来物防護板		種	類	-		防護板		仕様	主要寸法	防護板	高さ	mm	〇〇 ¹⁾		たて	mm	〇〇 ¹⁾		横	mm	〇〇 ¹⁾		主要材料	防護板		-	〇〇		基数	-			〇式	<p>【様式-6, 7の整理により機能要求②としたもの】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th colspan="2">機能要求②</th> <th rowspan="2">主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> <tr> <th>様式-6</th> <th>様式-7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)</td> <td rowspan="2">設計飛来物の貫通を防止する設計</td> <td>【手段：評価】 ・飛来物防護板は、設計飛来物の衝突に際し、飛来物防護板の貫通を防止する設計とする。</td> <td>設計飛来物の貫通防止 主要寸法：高さ 〇〇mm たて 〇〇mm 横 〇〇mm 主要材料：〇〇</td> </tr> <tr> <td>【手段：設備】 ・竜巻防護対策設備は飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。</td> <td>竜巻防護設備の構成 主要材料； 飛来物防護板 〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該機器分類については、新規設置設備のため、該当する詳細設計項目について、仕様表記載項目に記載</p>	技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)	様式-6	様式-7	第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)	設計飛来物の貫通を防止する設計	【手段：評価】 ・飛来物防護板は、設計飛来物の衝突に際し、飛来物防護板の貫通を防止する設計とする。	設計飛来物の貫通防止 主要寸法：高さ 〇〇mm たて 〇〇mm 横 〇〇mm 主要材料：〇〇	【手段：設備】 ・竜巻防護対策設備は飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。	竜巻防護設備の構成 主要材料； 飛来物防護板 〇〇
		変更前		変更後																																																						
名	称	-		〇〇建屋の〇〇室の飛来物防護板																																																						
種	類	-		防護板																																																						
仕様	主要寸法	防護板	高さ	mm	〇〇 ¹⁾																																																					
			たて	mm	〇〇 ¹⁾																																																					
			横	mm	〇〇 ¹⁾																																																					
	主要材料	防護板		-	〇〇																																																					
	基数	-			〇式																																																					
技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)																																																							
	様式-6	様式-7																																																								
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)	設計飛来物の貫通を防止する設計	【手段：評価】 ・飛来物防護板は、設計飛来物の衝突に際し、飛来物防護板の貫通を防止する設計とする。	設計飛来物の貫通防止 主要寸法：高さ 〇〇mm たて 〇〇mm 横 〇〇mm 主要材料：〇〇																																																							
		【手段：設備】 ・竜巻防護対策設備は飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。	竜巻防護設備の構成 主要材料； 飛来物防護板 〇〇																																																							

仕様表の記載項目（機種分類：竜巻防護設備（飛来物防護ネット））

既認可の仕様表	仕様表案	様式-6, 7等による要求事項の整理																																																																																						
<p>(新規設備のため、該当する仕様表なし)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td colspan="3">—</td> <td></td> <td>〇〇の飛来物防護ネット</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td colspan="3">—</td> <td></td> <td>防護ネット</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">仕様</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">寸法</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ネット</td> <td>線径</td> <td>mm</td> <td></td> <td>〇〇¹⁾</td> </tr> <tr> <td>網目</td> <td>mm</td> <td></td> <td>〇〇¹⁾</td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>mm</td> <td></td> <td>〇〇¹⁾</td> </tr> <tr> <td>よこ</td> <td>mm</td> <td></td> <td>〇〇¹⁾</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td></td> <td>〇〇¹⁾</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護板</td> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td></td> <td>〇〇¹⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主要材料</td> <td>ネット</td> <td colspan="2">—</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>防護板</td> <td colspan="2">—</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>支持構</td> <td colspan="2">—</td> <td></td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td colspan="3">—</td> <td></td> <td>〇式</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記：1) 公称値を示す。</p>					変更前	変更後	名称	—				〇〇の飛来物防護ネット	種類	—				防護ネット	仕様	寸法	ネット	線径	mm		〇〇 ¹⁾	網目	mm		〇〇 ¹⁾	たて	mm		〇〇 ¹⁾	よこ	mm		〇〇 ¹⁾	高さ	mm		〇〇 ¹⁾		防護板	厚さ	mm		〇〇 ¹⁾	主要材料	ネット	—			〇〇	防護板	—			〇〇	支持構	—			〇〇	基数	—				〇式	<p style="text-align: center;">【様式-6, 7の整理により機能要求②としたもの】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th colspan="2">機能要求②</th> <th rowspan="2">主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> <tr> <th>様式-6</th> <th>様式-7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)</td> <td>設計飛来物の貫通を防止する設計</td> <td> <p>【手段：評価】</p> <p>・飛来物防護ネットは、設計飛来物の通過を防止する設計とする。</p> </td> <td> <p>設計飛来物の通過防止</p> <p>主要寸法：</p> <p> ネットの線径 〇〇</p> <p> 網目 〇〇</p> <p> たて 〇〇</p> <p> よこ 〇〇</p> <p> 高さ 〇〇</p> <p>主要材料：〇〇</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>【手段：設備】</p> <p>・竜巻防護対策設備は飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。</p> </td> <td> <p>竜巻防護設備の構成</p> <p>主要材料：</p> <p> 飛来物防護板 〇〇</p> <p> 飛来物防護ネット 〇〇</p> <p> ネット 〇〇</p> <p> 支持架構 〇〇</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <p>【手段：評価】</p> <p>・飛来物防護板は、設計飛来物の衝突に際し、飛来物防護板の貫通を防止する設計とする。</p> </td> <td> <p>設計飛来物の貫通防止</p> <p>主要寸法：</p> <p> 防護板：厚さ 〇〇</p> <p> 主要材料：〇〇</p> </td> </tr> </tbody> </table>	技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)	様式-6	様式-7	第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)	設計飛来物の貫通を防止する設計	<p>【手段：評価】</p> <p>・飛来物防護ネットは、設計飛来物の通過を防止する設計とする。</p>	<p>設計飛来物の通過防止</p> <p>主要寸法：</p> <p> ネットの線径 〇〇</p> <p> 網目 〇〇</p> <p> たて 〇〇</p> <p> よこ 〇〇</p> <p> 高さ 〇〇</p> <p>主要材料：〇〇</p>		<p>【手段：設備】</p> <p>・竜巻防護対策設備は飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。</p>	<p>竜巻防護設備の構成</p> <p>主要材料：</p> <p> 飛来物防護板 〇〇</p> <p> 飛来物防護ネット 〇〇</p> <p> ネット 〇〇</p> <p> 支持架構 〇〇</p>			<p>【手段：評価】</p> <p>・飛来物防護板は、設計飛来物の衝突に際し、飛来物防護板の貫通を防止する設計とする。</p>	<p>設計飛来物の貫通防止</p> <p>主要寸法：</p> <p> 防護板：厚さ 〇〇</p> <p> 主要材料：〇〇</p>
				変更前	変更後																																																																																			
名称	—				〇〇の飛来物防護ネット																																																																																			
種類	—				防護ネット																																																																																			
仕様	寸法	ネット	線径	mm		〇〇 ¹⁾																																																																																		
			網目	mm		〇〇 ¹⁾																																																																																		
			たて	mm		〇〇 ¹⁾																																																																																		
			よこ	mm		〇〇 ¹⁾																																																																																		
			高さ	mm		〇〇 ¹⁾																																																																																		
		防護板	厚さ	mm		〇〇 ¹⁾																																																																																		
	主要材料	ネット	—			〇〇																																																																																		
		防護板	—			〇〇																																																																																		
		支持構	—			〇〇																																																																																		
	基数	—				〇式																																																																																		
技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)																																																																																					
	様式-6	様式-7																																																																																						
第八条 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)	設計飛来物の貫通を防止する設計	<p>【手段：評価】</p> <p>・飛来物防護ネットは、設計飛来物の通過を防止する設計とする。</p>	<p>設計飛来物の通過防止</p> <p>主要寸法：</p> <p> ネットの線径 〇〇</p> <p> 網目 〇〇</p> <p> たて 〇〇</p> <p> よこ 〇〇</p> <p> 高さ 〇〇</p> <p>主要材料：〇〇</p>																																																																																					
		<p>【手段：設備】</p> <p>・竜巻防護対策設備は飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。</p>	<p>竜巻防護設備の構成</p> <p>主要材料：</p> <p> 飛来物防護板 〇〇</p> <p> 飛来物防護ネット 〇〇</p> <p> ネット 〇〇</p> <p> 支持架構 〇〇</p>																																																																																					
		<p>【手段：評価】</p> <p>・飛来物防護板は、設計飛来物の衝突に際し、飛来物防護板の貫通を防止する設計とする。</p>	<p>設計飛来物の貫通防止</p> <p>主要寸法：</p> <p> 防護板：厚さ 〇〇</p> <p> 主要材料：〇〇</p>																																																																																					

仕様表の記載項目（機種区分：容器（2A 廃品コールドトラップ））

既認可の仕様表

仕様表（案）

様式-6, 7等による要求事項の整理

対応する加工事業許可	許可番号（日付） 主要な設備及び機器の種類 許可との対応	平成 20・12・16 原第 3 号（平成 22 年 1 月 21 日付） 濃縮施設 上記濃縮施設の構成機器
設備・機器名称	UF ₆ 処理設備	
設備・機器の区分	本体	
設置場所	2C 中間室	2A 中間室
機器名	2C 廃品コールドトラップ	2A 廃品コールドトラップ
変更内容	平成 18・06・22 原第 16 号（平成 18 年 7 月 11 日付け）にて認可を受けた濃縮施設の UF ₆ 処理設備の廃品コールドトラップ 4 基のうち廃品コールドトラップ 3 基の設置場所を 2C 中間室から 2A 中間室に変更する（変更箇所を下線にて示す）。	
台数	1 基	3 基
一般仕様	型式	〇〇式
	主要な構造材	〇〇鋼（〇〇）
	寸法（単位：mm）	内径：〇〇 mm 以下 全長：〇〇mm 肉厚： 〇〇mm 以上
	温度、圧力	使用温度：〇〇℃～〇〇℃ 使用圧力：大気圧以下
	その他の構成機器	—
	その他の性能	容量：約〇〇 kg-U/基、捕集効率：〇〇 %以上
	核燃料物質の状態	固体 UF ₆
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	—
	耐震性	耐震重要度分類：第 1 類 基礎ボルト
技術基準に対する仕様	材料及び構造	① 材料：〇〇鋼（〇〇） 主要材料は、UF ₆ に対して耐食性を有する 〇〇鋼（〇〇）とする。 ② 構造：設計上必要な強度及び漏えいのない構造とする。 〔外圧（〇〇kPa[abs]）に対する耐圧強度〕 ・ 〇〇mm 以上の肉厚（胴本体、鏡板） 〔漏えいのない構造〕 ・ 本体及び配管との取合部は、溶接又はミゾ型フランジ継手（耐 UF ₆ ガスケット使用）等により漏えいのない構造とする。
	閉じ込めの機能	—
	しゃへい	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全上重要な施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	UF ₆ 圧力は大気圧以下として取扱い、加熱中に廃品コールドトラップの圧力又は温度がそれぞれ 〇〇 kPa（〇〇Torr）[abs]、〇〇℃を越えない範囲で警報を発し、自動的に熱源を切る。 本インターロックを図-8、図-9 に示す。
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
その他事業許可で定める仕様	設備・機器は不燃性又は難燃性材料を主として使用する。	
添付図	—	

		変更前	変更後
名称 ^{*1}	—	2A 廃品コールドトラップ	
種類 ^{*2}	—	〇〇式	
設計条件	設計圧力	—	大気圧以下
	設計温度	℃	〇〇～〇〇
仕様	流体等の種類 ^{*3}	—	固体 UF ₆ 、気体 UF ₆
	主要寸法	内径 mm	〇〇以下（〇〇 ^{*6} ）
全長 mm		〇〇〇〇	
肉厚 mm		〇〇以上（〇 ^{*6} ）	
主要材料	胴本体	—	〇〇鋼（〇〇）
	鏡板	—	〇〇鋼（〇〇）
個数 ^{*4}	基	4	
取付箇所	設置床（室名称） ^{*5}	—	2A 中間室
特記事項		インターロック機能： ・圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	インターロック機能： ・圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック ・地震発生時の加熱停止のインターロック ・廃品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック

【様式-6, 7等の整理により機能要求②としたもの】			
技術基準	機能要求②		主な仕様（詳細設計）
	様式-6	様式-7	
第六条 地震による損傷の防止	設備・機器の耐震設計	【手段：設備】①②③ （設備及び機器の耐震設計） ・静的設計法 ・波及的影響の考慮 ・上位分類と一体設計が必要な場合は、上位分類で設計 ・剛構造を基本とし、非剛構造は適切な方法で設計 ・耐震重要度分類に応じた一次設計、二次設計の実施	耐震重要度分類：第 1 類 据付ボルト ・材質：〇〇 ・呼び径：M〇〇 基礎ボルト ・材質：〇〇 ・呼び径：M〇〇
第十五条 材料及び構造	設計条件における変形	【手段：設備】② ・設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計	使用条件に対する材料強度確保（耐圧強度（耐食性含む）） 設計圧力：大気圧以下 設計温度：〇〇℃～〇〇℃ 内径：〇〇mm 以下 肉厚：〇〇mm 以上 主要材料：〇〇鋼（〇〇）
	設計条件における座屈	【手段：設備】③ ・容器等は、設計上定める条件において、座屈が生じない設計	耐圧強度 設計圧力：大気圧以下 設計温度：〇〇℃～〇〇℃ 内径：〇〇mm 以下 肉厚：〇〇mm 以上 主要材料：〇〇鋼（〇〇）
第十八条 警報設備等	閉じ込め機能維持に係る警報機能・インターロック機能	【手段：設備】②-1、②-2（UF ₆ 処理設備） ・圧力異常高又は温度以上高による加熱停止のインターロック	インターロック機能： ・圧力異常高又は温度以上高による加熱停止のインターロック
	閉じ込め機能維持に係る警報機能・インターロック機能	【手段：設備】②-9～②-13（UF ₆ 処理設備） ・廃品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック ・地震発生時の加熱停止のインターロック	インターロック機能： ・地震発生時の加熱停止のインターロック ・廃品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック

既認可の技術基準に対する仕様等について転記

（注）耐震については、発電炉に合わせ仕様表ではなく、主要設備リストに耐震クラス等を記載する。

- *1：記載の適正化。既設工認には「設備・機器名称」と記載。
- *2：記載の適正化。既設工認には「型式」と記載。
- *3：記載の適正化。既設工認には「核燃料物質の状態」と記載。
- *4：記載の適正化。既設工認には「台数」と記載。
- *5：記載の適正化。既設工認には「設置場所」と記載。
- *6：公称値を示す。

本機器については、上記のインターロックの要求が追加になることから仕様表記載項目を追加する。

既認可の技術基準に対する仕様等について転記

既認可の仕様表		仕様表（案）				様式-6, 7等による要求事項の整理																																																																																																																																									
<p>表-1 UF6 処理設備の仕様（2A カスケード排気系ロータリポンプ（CS系））</p> <table border="1"> <tr> <td>対応する加工事業許可</td> <td>許可番号（日付）</td> <td>平成 20・12・16 原第 3 号（平成 22 年 1 月 21 日付け）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主要な設備及び機器の種類</td> <td>濃縮施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>許可との対応</td> <td>上記施設の構成機器</td> </tr> <tr> <td>設備・機器名称</td> <td colspan="2">UF6 処理設備</td> </tr> <tr> <td>設備・機器の区分</td> <td colspan="2">本体</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">2A 中間室</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">2A カスケード排気系ロータリポンプ（CS系）</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2">更新 （計測制御盤を新設し、計測制御信号ケーブルを既設計測制御盤から新設計測制御盤へ引き換え、インターロック機能を更新する。更新範囲を図-1 に示す。）</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td colspan="2">1 基</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>油回転式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>〇〇（〇〇）</td> </tr> <tr> <td>寸法</td> <td>幅：〇〇mm 奥行：〇〇mm 高さ：〇〇mm</td> </tr> <tr> <td>温度、圧力</td> <td>温度：常温、圧力：大気圧以下</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>排気速度：〇〇 m³/h/基</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の状態</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>火災等による損傷の防止</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">技術基準に対する仕様</td> <td>材料及び構造</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>閉じ込めの機能</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>遮蔽</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>換気</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質等による汚染の防止</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>安全上重要な施設</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>搬送設備</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>警報設備等</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>廃棄施設</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>――</td> </tr> <tr> <td>その他事業許可で求める仕様</td> <td colspan="2">・外部電源喪失時にロータリポンプ入り口弁を閉とするインターロックを設ける。</td> </tr> <tr> <td>添付図</td> <td colspan="2">図-1、図-2</td> </tr> </table>		対応する加工事業許可	許可番号（日付）	平成 20・12・16 原第 3 号（平成 22 年 1 月 21 日付け）		主要な設備及び機器の種類	濃縮施設		許可との対応	上記施設の構成機器	設備・機器名称	UF6 処理設備		設備・機器の区分	本体		設置場所	2A 中間室		機器名	2A カスケード排気系ロータリポンプ（CS系）		変更内容	更新 （計測制御盤を新設し、計測制御信号ケーブルを既設計測制御盤から新設計測制御盤へ引き換え、インターロック機能を更新する。更新範囲を図-1 に示す。）		台数	1 基		一般仕様	型式	油回転式	主要な構造材	〇〇（〇〇）	寸法	幅：〇〇mm 奥行：〇〇mm 高さ：〇〇mm	温度、圧力	温度：常温、圧力：大気圧以下	その他の構成機器	――	その他の性能	排気速度：〇〇 m ³ /h/基	核燃料物質の状態	――	核燃料物質の臨界防止	――	火災等による損傷の防止	――	耐震性	――	技術基準に対する仕様	材料及び構造	――	閉じ込めの機能	――	遮蔽	――	換気	――	核燃料物質等による汚染の防止	――	安全上重要な施設	――	搬送設備	――	警報設備等	――	廃棄施設	――	放射線管理施設	――	非常用電源設備	――	その他事業許可で求める仕様	・外部電源喪失時にロータリポンプ入り口弁を閉とするインターロックを設ける。		添付図	図-1、図-2		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称^{*1}</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">2A カスケード排気系ロータリポンプ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類^{*2}</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">油回転式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">仕様</td> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>奥行</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数^{*3}</td> <td>基</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>設置床(室名称)^{*4}</td> <td>-</td> <td></td> <td>2A 中間室</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">特記事項</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2"> インターロック機能 ・ロータリポンプ停止に伴う 入口弁閉のインターロック </td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：記載の適正化。既設工認には「設備・機器名称」と記載。 *2：記載の適正化。既設工認には「型式」と記載。 *3：記載の適正化。既設工認には「台数」と記載。 *4：記載の適正化。既設工認には「設置場所」と記載。</p>						変更前		変更後		名称 ^{*1}		-		2A カスケード排気系ロータリポンプ		種類 ^{*2}		-		油回転式		仕様	主要寸法	幅	mm	〇〇	変更なし	奥行	mm	〇〇	高さ	mm	〇〇		個数 ^{*3}	基		1		取付箇所	設置床(室名称) ^{*4}	-		2A 中間室		特記事項		-		インターロック機能 ・ロータリポンプ停止に伴う 入口弁閉のインターロック		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th colspan="2">機能要求②</th> <th rowspan="2">主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> <tr> <th>様式-6</th> <th>様式-7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十八条 警報設備等</td> <td>閉じ込め機能 維持に係る警報機能・インターロック機能</td> <td>【手段：設備】②-9～②-13 (UF6 処理設備) ・重量異常高による過充填防止のインターロック ・ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック ・製品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック ・廃品回収槽回収停止による待機槽回収開始のインターロック ・地震発生時の加熱停止のインターロック</td> <td> インターロック機能 ・ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック </td> </tr> </tbody> </table> <p>本機器については、上記により既認可から追加要求事項等がないことを確認</p>			技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)	様式-6	様式-7	第十八条 警報設備等	閉じ込め機能 維持に係る警報機能・インターロック機能	【手段：設備】②-9～②-13 (UF6 処理設備) ・重量異常高による過充填防止のインターロック ・ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック ・製品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック ・廃品回収槽回収停止による待機槽回収開始のインターロック ・地震発生時の加熱停止のインターロック	インターロック機能 ・ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック
対応する加工事業許可	許可番号（日付）	平成 20・12・16 原第 3 号（平成 22 年 1 月 21 日付け）																																																																																																																																													
	主要な設備及び機器の種類	濃縮施設																																																																																																																																													
	許可との対応	上記施設の構成機器																																																																																																																																													
設備・機器名称	UF6 処理設備																																																																																																																																														
設備・機器の区分	本体																																																																																																																																														
設置場所	2A 中間室																																																																																																																																														
機器名	2A カスケード排気系ロータリポンプ（CS系）																																																																																																																																														
変更内容	更新 （計測制御盤を新設し、計測制御信号ケーブルを既設計測制御盤から新設計測制御盤へ引き換え、インターロック機能を更新する。更新範囲を図-1 に示す。）																																																																																																																																														
台数	1 基																																																																																																																																														
一般仕様	型式	油回転式																																																																																																																																													
	主要な構造材	〇〇（〇〇）																																																																																																																																													
	寸法	幅：〇〇mm 奥行：〇〇mm 高さ：〇〇mm																																																																																																																																													
	温度、圧力	温度：常温、圧力：大気圧以下																																																																																																																																													
	その他の構成機器	――																																																																																																																																													
	その他の性能	排気速度：〇〇 m ³ /h/基																																																																																																																																													
	核燃料物質の状態	――																																																																																																																																													
	核燃料物質の臨界防止	――																																																																																																																																													
	火災等による損傷の防止	――																																																																																																																																													
	耐震性	――																																																																																																																																													
技術基準に対する仕様	材料及び構造	――																																																																																																																																													
	閉じ込めの機能	――																																																																																																																																													
	遮蔽	――																																																																																																																																													
	換気	――																																																																																																																																													
	核燃料物質等による汚染の防止	――																																																																																																																																													
	安全上重要な施設	――																																																																																																																																													
	搬送設備	――																																																																																																																																													
	警報設備等	――																																																																																																																																													
	廃棄施設	――																																																																																																																																													
	放射線管理施設	――																																																																																																																																													
非常用電源設備	――																																																																																																																																														
その他事業許可で求める仕様	・外部電源喪失時にロータリポンプ入り口弁を閉とするインターロックを設ける。																																																																																																																																														
添付図	図-1、図-2																																																																																																																																														
		変更前		変更後																																																																																																																																											
名称 ^{*1}		-		2A カスケード排気系ロータリポンプ																																																																																																																																											
種類 ^{*2}		-		油回転式																																																																																																																																											
仕様	主要寸法	幅	mm	〇〇	変更なし																																																																																																																																										
		奥行	mm	〇〇																																																																																																																																											
		高さ	mm	〇〇																																																																																																																																											
	個数 ^{*3}	基		1																																																																																																																																											
取付箇所	設置床(室名称) ^{*4}	-		2A 中間室																																																																																																																																											
特記事項		-		インターロック機能 ・ロータリポンプ停止に伴う 入口弁閉のインターロック																																																																																																																																											
技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																												
	様式-6	様式-7																																																																																																																																													
第十八条 警報設備等	閉じ込め機能 維持に係る警報機能・インターロック機能	【手段：設備】②-9～②-13 (UF6 処理設備) ・重量異常高による過充填防止のインターロック ・ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック ・製品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック ・廃品回収槽回収停止による待機槽回収開始のインターロック ・地震発生時の加熱停止のインターロック	インターロック機能 ・ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック																																																																																																																																												

仕様表の記載項目（機種区分：排風機（1号均質室系排風機））

既認可の仕様表				仕様表（案）				様式-6, 7等による要求事項の整理									
表-8 気体廃棄物の廃棄設備の仕様（均質室系排風機）																	
設備機器名称	均質室系排風機	区分	気体廃棄物の廃棄設備	名称*1	—	変更前	1号均質室系排風機	変更後			技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)			
台数	2基 (100%×2)			種類*2	—		遠心式		様式-6	様式-7			耐震重要度分類：第2類				
設置場所	排気室			設計条件	容量（風量）	m ³ /h/基	〇〇	変更なし			第六条 地震による 損傷の 防止	設備・機器の 耐震設計		【手段：設備】①②③ (設備及び機器の耐震設計) ・静的設計法 ・波及的影響の考慮 ・上位分類と一体設計が必要な場合は、上位分類で設計 ・剛構造を基本とし、非剛構造は適切な方法で設計 ・耐震重要度分類に応じた一次設計、二次設計の実施			
設計条件	臨界管理	—							(注) 排風機の主要材料については、発電炉に合わせ仕様を記載しない。								
	放射線防護	—															
	耐震	第2類		仕様	主要寸法	幅	mm	約〇〇	変更なし		第十二条 溢水による 損傷の 防止	溢水防護対策	【手段：設備】② ・排風機等は溢水が滞留しない排気室(2階)へ設置する		溢水が滞留しない排気室(2階)に設置することで高さ設定をしない		
	材料・構造 (温度、圧力)	温度：常温 圧力：—											個数*3	基		2 (内予備1基)	
	型式	遠心式									取得箇所	設置床(室名称)*4			—		排気室(2階)
	主要寸法	幅：約〇〇mm 奥行：約〇〇mm 高さ：約〇〇mm		特記事項	—	—	インターロック機能：第1種管理区域の排気機能維持										
	主要材料	〇〇〇															
	性能	風量：〇〇m ³ /h/基以上															
仕様	核燃料物質の状態	—															
	その他	(1) 第1種管理区域の均質室系の室内が正圧になることを防ぐため、以下のインターロックを設ける。 a. 起動時には均質系排風機を均質室系還気送風機および分析室送風機より先に起動させる。また、均質室系還気送風機は、均質室系送風機より先に起動させる。 b. 停止時には、均質室系還気送風機および分析室送風機を均質室系排風機より先に停止させる。また、均質室系送風機は、均質室系還気送風機より先に停止させる。 c. 運転中の均質室系排風機の故障時には、待機中の均質室系排風機を起動し、排気設備の運転を継続する。 本インターロックを図-20に示す。 (2) 安全を確保する機能を確認するための検査又は試験及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができる構造とする。															
	添付図	図-8、図-14															

本機器については、上記の溢水防護の要求が追加になることから仕様表記載項目を追加する。

仕様表の記載項目（機種区分：主要配管（UF₆ 処理設備主要配管））

既認可の仕様表		仕様表（案）		様式-6, 7等による要求事項の整理																																																																																																															
<p>表-1 UF₆ 処理設備の仕様（主要配管）</p> <table border="1"> <tr> <td>許可番号（日付）</td> <td>平成 19・03・28 原第 6 号（平成 20 年 3 月 26 日付け）</td> </tr> <tr> <td>主要な設備及び機器の種類</td> <td>濃縮施設</td> </tr> <tr> <td>許可との対応</td> <td>上記施設の構成機器</td> </tr> <tr> <td>設備・機器名称</td> <td>UF₆ 処理設備</td> </tr> <tr> <td>設備・機器の区分</td> <td>本体</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>2号発回均質室、2A 中間室、2B 中間室、2C 中間室、付着ウラン回収廃棄物室</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td>主要配管</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td>主要配管のうち、図-1 に示す範囲を改造し、付着ウラン回収設備の主要配管との取合部を設置する。</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>〇〇鋼（〇〇）</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">技術基準に対する仕様等について転記</td> <td>寸法</td> <td>呼び径：〇〇A～〇〇A</td> </tr> <tr> <td>温度、圧力</td> <td>使用温度：電気ヒータによる加熱部分は〇〇℃以下、それ以外は〇〇 使用圧力：大 （注）事業変更許可にて、核的制限値：濃縮度 5% の対象を明確化（臨界の可能性がない配管は削除）したため、今回の仕様表に転記しない。</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の状態</td> <td>気体 UF₆</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>核的制限値：濃縮度 5% 以下</td> </tr> <tr> <td>火災等による損傷の防止</td> <td>主要材料：不燃性及び難燃性</td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td>耐震重要度分類：第 1 類（第 1 類機器～隔離用遮断弁間）：第 2 類</td> </tr> <tr> <td>材料及び構造</td> <td>① 材料：〇〇鋼（〇〇） ② 構造：外圧に対して必要な強度を有した漏えいのない構造とする。 ・〇〇kPa（〇〇kgf/cm²）[abs] 以上の耐圧性能（外圧） ・主要材料は UF₆、IF7、IF5 に対する耐食性を有する〇〇鋼（〇〇）を使用し、溶接又はミゾ型フランジ継手（耐 UF₆ 用ガスケット使用）等により漏えいのない構造とする。 ・弁は、無漏えい弁（ベローシール弁）を用いる。</td> </tr> <tr> <td>閉じ込めの機能</td> <td>本主要配管は常時負圧であり、本主要配管に接続する窒素ガス供給配管には仕切弁を設けることから、UF₆ が逆流するおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>遮蔽</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>換気</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質等による汚染の防止</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>安全上重要な施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>搬送設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>警報設備等</td> <td>UF₆ の配管中での凝固を防ぐため、UF₆ 圧力が〇〇hPa [abs] を超える配管及び弁に電気ヒータを巻き加熱する。加熱を要する配管の温度が〇〇℃を超えない範囲で警報を発生し、自動的にヒータの電源を切る。</td> </tr> <tr> <td>廃棄施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他事業許可で求める仕様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>添付図</td> <td>図-2</td> </tr> </table>		許可番号（日付）	平成 19・03・28 原第 6 号（平成 20 年 3 月 26 日付け）	主要な設備及び機器の種類	濃縮施設	許可との対応	上記施設の構成機器	設備・機器名称	UF ₆ 処理設備	設備・機器の区分	本体	設置場所	2号発回均質室、2A 中間室、2B 中間室、2C 中間室、付着ウラン回収廃棄物室	機器名	主要配管	変更内容	主要配管のうち、図-1 に示す範囲を改造し、付着ウラン回収設備の主要配管との取合部を設置する。	台数	一式	一般仕様	型式	—	主要な構造材	〇〇鋼（〇〇）	技術基準に対する仕様等について転記	寸法	呼び径：〇〇A～〇〇A	温度、圧力	使用温度：電気ヒータによる加熱部分は〇〇℃以下、それ以外は〇〇 使用圧力：大 （注）事業変更許可にて、核的制限値：濃縮度 5% の対象を明確化（臨界の可能性がない配管は削除）したため、今回の仕様表に転記しない。	その他の構成機器	—	その他の性能	—	核燃料物質の状態	気体 UF ₆	核燃料物質の臨界防止	核的制限値：濃縮度 5% 以下	火災等による損傷の防止	主要材料：不燃性及び難燃性	耐震性	耐震重要度分類：第 1 類（第 1 類機器～隔離用遮断弁間）：第 2 類	材料及び構造	① 材料：〇〇鋼（〇〇） ② 構造：外圧に対して必要な強度を有した漏えいのない構造とする。 ・〇〇kPa（〇〇kgf/cm ² ）[abs] 以上の耐圧性能（外圧） ・主要材料は UF ₆ 、IF7、IF5 に対する耐食性を有する〇〇鋼（〇〇）を使用し、溶接又はミゾ型フランジ継手（耐 UF ₆ 用ガスケット使用）等により漏えいのない構造とする。 ・弁は、無漏えい弁（ベローシール弁）を用いる。	閉じ込めの機能	本主要配管は常時負圧であり、本主要配管に接続する窒素ガス供給配管には仕切弁を設けることから、UF ₆ が逆流するおそれはない。	遮蔽	—	換気	—	核燃料物質等による汚染の防止	—	安全上重要な施設	—	搬送設備	—	警報設備等	UF ₆ の配管中での凝固を防ぐため、UF ₆ 圧力が〇〇hPa [abs] を超える配管及び弁に電気ヒータを巻き加熱する。加熱を要する配管の温度が〇〇℃を超えない範囲で警報を発生し、自動的にヒータの電源を切る。	廃棄施設	—	放射線管理施設	—	非常用電源設備	—	その他事業許可で求める仕様		添付図	図-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称^{*1}</td> <td>—</td> <td>主要配管</td> </tr> <tr> <td>設計条件</td> <td>設計圧力 — 設計温度 —</td> <td>大気圧以下 ・電気ヒータによる加熱部：〇〇 ・電気ヒータによる加熱部以外：〇〇</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>流体等の種類^{*2} —</td> <td>気体 UF₆</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主要寸法 口径 —</td> <td>A 〇〇～〇〇（〇〇S）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主要材料 —</td> <td>〇〇鋼（〇〇）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>個数^{*3} —</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：記載の適正化。既設工認には「設備・機器名称」と記載。 *2：記載の適正化。既設工認には「核燃料物質の状態」と記載。 *3：記載の適正化。既設工認には「台数」と記載。</p> <p>（注）作成要領では、配管の用途（設計基準、重大事故、Sクラス等の境界）に応じて名称を細分化するとしている。濃縮は「設計基準」しかないので、既認可と同様の名称で整理。 【主な区分】 ・設計基準のみの境界 ・重大事故対処設備のみの境界 ・設計基準と重大事故の兼用の境界 ・Sクラスの境界など</p> <p>（注）主要配管の警報機能について、事業変更許可にて生産系へ変更済み。</p>		変更前	変更後	名称 ^{*1}	—	主要配管	設計条件	設計圧力 — 設計温度 —	大気圧以下 ・電気ヒータによる加熱部：〇〇 ・電気ヒータによる加熱部以外：〇〇	仕様	流体等の種類 ^{*2} —	気体 UF ₆		主要寸法 口径 —	A 〇〇～〇〇（〇〇S）		主要材料 —	〇〇鋼（〇〇）		個数 ^{*3} —	一式	特記事項	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th colspan="2">機能要求②</th> <th rowspan="2">主な仕様（詳細設計）</th> </tr> <tr> <th>様式-6</th> <th>様式-7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第六条 地震による損傷の防止</td> <td>設備・機器の耐震設計</td> <td>【手段：設備】①②③（設備及び機器の耐震設計） ・静的設計法 ・波及的影響の考慮 ・上位分類と一体設計が必要な場合は、上位分類で設計 ・剛構造を基本とし、非剛構造は適切な方法で設計 ・耐震重要度分類に応じた一次設計、二次設計の実施</td> <td>耐震重要度分類：第 1 類（第 1 類機器～隔離用遮断弁間）、第 2 類 主要寸法：〇〇A（〇〇） 主要材料：〇〇鋼（〇〇）</td> </tr> <tr> <td>第十条 閉じ込めの機能</td> <td>内包する物質の種類に応じた腐食対策</td> <td>【手段：設備】②-1 ・耐食性を有する材料の使用</td> <td>耐食性 主要材料：〇〇鋼（〇〇）</td> </tr> <tr> <td>第十五条 材料及び構造</td> <td>設計条件における変形</td> <td>【手段：設備】② ・設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計</td> <td>使用条件に対する材料強度確保（耐圧強度（耐食性含む）） 設計圧力：大気圧以下 設計温度：〇〇℃～〇〇℃ 口径：〇〇以下 主要材料：〇〇鋼（〇〇）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設計条件における座屈</td> <td>【手段：設備】③ ・容器等は、設計上定める条件において、座屈が生じない設計</td> <td>耐圧強度 設計圧力：大気圧以下 設計温度：〇〇℃～〇〇℃ 口径：〇〇以下 主要材料：〇〇鋼（〇〇）</td> </tr> </tbody> </table> <p>本機器については、上記により既認可から追加要求事項等がないことを確認</p>	技術基準	機能要求②		主な仕様（詳細設計）	様式-6	様式-7	第六条 地震による損傷の防止	設備・機器の耐震設計	【手段：設備】①②③（設備及び機器の耐震設計） ・静的設計法 ・波及的影響の考慮 ・上位分類と一体設計が必要な場合は、上位分類で設計 ・剛構造を基本とし、非剛構造は適切な方法で設計 ・耐震重要度分類に応じた一次設計、二次設計の実施	耐震重要度分類：第 1 類（第 1 類機器～隔離用遮断弁間）、第 2 類 主要寸法：〇〇A（〇〇） 主要材料：〇〇鋼（〇〇）	第十条 閉じ込めの機能	内包する物質の種類に応じた腐食対策	【手段：設備】②-1 ・耐食性を有する材料の使用	耐食性 主要材料：〇〇鋼（〇〇）	第十五条 材料及び構造	設計条件における変形	【手段：設備】② ・設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計	使用条件に対する材料強度確保（耐圧強度（耐食性含む）） 設計圧力：大気圧以下 設計温度：〇〇℃～〇〇℃ 口径：〇〇以下 主要材料：〇〇鋼（〇〇）		設計条件における座屈	【手段：設備】③ ・容器等は、設計上定める条件において、座屈が生じない設計	耐圧強度 設計圧力：大気圧以下 設計温度：〇〇℃～〇〇℃ 口径：〇〇以下 主要材料：〇〇鋼（〇〇）
許可番号（日付）	平成 19・03・28 原第 6 号（平成 20 年 3 月 26 日付け）																																																																																																																		
主要な設備及び機器の種類	濃縮施設																																																																																																																		
許可との対応	上記施設の構成機器																																																																																																																		
設備・機器名称	UF ₆ 処理設備																																																																																																																		
設備・機器の区分	本体																																																																																																																		
設置場所	2号発回均質室、2A 中間室、2B 中間室、2C 中間室、付着ウラン回収廃棄物室																																																																																																																		
機器名	主要配管																																																																																																																		
変更内容	主要配管のうち、図-1 に示す範囲を改造し、付着ウラン回収設備の主要配管との取合部を設置する。																																																																																																																		
台数	一式																																																																																																																		
一般仕様	型式	—																																																																																																																	
	主要な構造材	〇〇鋼（〇〇）																																																																																																																	
技術基準に対する仕様等について転記	寸法	呼び径：〇〇A～〇〇A																																																																																																																	
	温度、圧力	使用温度：電気ヒータによる加熱部分は〇〇℃以下、それ以外は〇〇 使用圧力：大 （注）事業変更許可にて、核的制限値：濃縮度 5% の対象を明確化（臨界の可能性がない配管は削除）したため、今回の仕様表に転記しない。																																																																																																																	
	その他の構成機器	—																																																																																																																	
	その他の性能	—																																																																																																																	
	核燃料物質の状態	気体 UF ₆																																																																																																																	
	核燃料物質の臨界防止	核的制限値：濃縮度 5% 以下																																																																																																																	
	火災等による損傷の防止	主要材料：不燃性及び難燃性																																																																																																																	
	耐震性	耐震重要度分類：第 1 類（第 1 類機器～隔離用遮断弁間）：第 2 類																																																																																																																	
	材料及び構造	① 材料：〇〇鋼（〇〇） ② 構造：外圧に対して必要な強度を有した漏えいのない構造とする。 ・〇〇kPa（〇〇kgf/cm ² ）[abs] 以上の耐圧性能（外圧） ・主要材料は UF ₆ 、IF7、IF5 に対する耐食性を有する〇〇鋼（〇〇）を使用し、溶接又はミゾ型フランジ継手（耐 UF ₆ 用ガスケット使用）等により漏えいのない構造とする。 ・弁は、無漏えい弁（ベローシール弁）を用いる。																																																																																																																	
	閉じ込めの機能	本主要配管は常時負圧であり、本主要配管に接続する窒素ガス供給配管には仕切弁を設けることから、UF ₆ が逆流するおそれはない。																																																																																																																	
遮蔽	—																																																																																																																		
換気	—																																																																																																																		
核燃料物質等による汚染の防止	—																																																																																																																		
安全上重要な施設	—																																																																																																																		
搬送設備	—																																																																																																																		
警報設備等	UF ₆ の配管中での凝固を防ぐため、UF ₆ 圧力が〇〇hPa [abs] を超える配管及び弁に電気ヒータを巻き加熱する。加熱を要する配管の温度が〇〇℃を超えない範囲で警報を発生し、自動的にヒータの電源を切る。																																																																																																																		
廃棄施設	—																																																																																																																		
放射線管理施設	—																																																																																																																		
非常用電源設備	—																																																																																																																		
その他事業許可で求める仕様																																																																																																																			
添付図	図-2																																																																																																																		
	変更前	変更後																																																																																																																	
名称 ^{*1}	—	主要配管																																																																																																																	
設計条件	設計圧力 — 設計温度 —	大気圧以下 ・電気ヒータによる加熱部：〇〇 ・電気ヒータによる加熱部以外：〇〇																																																																																																																	
仕様	流体等の種類 ^{*2} —	気体 UF ₆																																																																																																																	
	主要寸法 口径 —	A 〇〇～〇〇（〇〇S）																																																																																																																	
	主要材料 —	〇〇鋼（〇〇）																																																																																																																	
	個数 ^{*3} —	一式																																																																																																																	
特記事項	—	—																																																																																																																	
技術基準	機能要求②		主な仕様（詳細設計）																																																																																																																
	様式-6	様式-7																																																																																																																	
第六条 地震による損傷の防止	設備・機器の耐震設計	【手段：設備】①②③（設備及び機器の耐震設計） ・静的設計法 ・波及的影響の考慮 ・上位分類と一体設計が必要な場合は、上位分類で設計 ・剛構造を基本とし、非剛構造は適切な方法で設計 ・耐震重要度分類に応じた一次設計、二次設計の実施	耐震重要度分類：第 1 類（第 1 類機器～隔離用遮断弁間）、第 2 類 主要寸法：〇〇A（〇〇） 主要材料：〇〇鋼（〇〇）																																																																																																																
第十条 閉じ込めの機能	内包する物質の種類に応じた腐食対策	【手段：設備】②-1 ・耐食性を有する材料の使用	耐食性 主要材料：〇〇鋼（〇〇）																																																																																																																
第十五条 材料及び構造	設計条件における変形	【手段：設備】② ・設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計	使用条件に対する材料強度確保（耐圧強度（耐食性含む）） 設計圧力：大気圧以下 設計温度：〇〇℃～〇〇℃ 口径：〇〇以下 主要材料：〇〇鋼（〇〇）																																																																																																																
	設計条件における座屈	【手段：設備】③ ・容器等は、設計上定める条件において、座屈が生じない設計	耐圧強度 設計圧力：大気圧以下 設計温度：〇〇℃～〇〇℃ 口径：〇〇以下 主要材料：〇〇鋼（〇〇）																																																																																																																

既認可の技術基準に対する仕様等について転記

仕様表の記載項目 (機種区分: ダクト (1号主要排気ダクト))

既認可の仕様表				仕様表 (案)				様式-6, 7等による要求事項の整理					
表-14 気体廃棄物の廃棄設備の仕様 (主要排気ダクト)													
設備機器名称		主要排気ダクト	区分	気体廃棄物の廃棄設備		変更前		変更後		技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)
台数		一式		名称*1		1号主要排気ダクト					様式-6	様式-7	
設置場所		A 中間室、B 中間室、発生回収室、搬送通路、管理廃水処理室、保修室、ホット機械予備品室、前室、排気室、均質室、ホット計器室、ホット電気予備品室、除染室、分析室、モニタエリア、更衣エリア、予備室		仕様	主要 寸法	角ダクト	幅	mm	約〇〇 ~ 約〇〇	変更なし	設備・機器の耐震設計	【手段：設備】①②③ (設備及び機器の耐震設計) ・静的設計法 ・波及的影響の考慮 ・上位分類と一体設計が必要な場合は、上位分類で設計 ・剛構造を基本とし、非剛構造は適切な方法で設計 ・耐震重要度分類に応じた一次設計、二次設計の実施	耐震重要度分類：第2類 主要寸法： 幅：約〇〇～約〇〇mm 奥行：約〇〇～約〇〇mm 呼び径：約〇〇～約〇〇Φ 主要材料：〇〇鋼 (〇〇)
設計条件	臨界管理	—				丸ダクト	呼び径	Φ	約〇〇 ~ 約〇〇				
	放射線防護	—				主要材料		—	〇〇鋼 (〇〇)				
	耐震	第3類				個数*3		—	一式				
	材料・構造 (温度、圧力)	温度：常温 圧力：—				特記事項		—	—				
型式		—								第十条	内包する物質の種類に応じた腐食対策	【手段：設備】②-1 ・耐食性を有する材料の使用	耐食性 主要材料：〇〇鋼 (〇〇)
主要寸法		幅：約〇〇～約〇〇mm 奥行：約〇〇～約〇〇mm 呼び径：約〇〇～約〇〇Φ											
主要材料		〇〇鋼 (〇〇)											
性能		—											
核燃料物質の状態		—											
その他		(1) 増設時に対する考慮として、中間室における排気ダクトのつなぎ込みは、接続エリアに集中して管理を行う。 排気ダクトのつなぎ込み部は、中間室内及び末端に閉止板を設け、中間室内の空気が外部へ漏えいすることを防止する。 (2) 耐震評価として、上位波及防止の観点から、第2類の静的地震力によりダクトの応力評価を行う。											
添付図		図-16、図-17											

- *1：記載の適正化。既設工認には「設備・機器名称」と記載。
- *2：記載の適正化。既設工認には「型式」と記載。
- *3：記載の適正化。既設工認には「台数」と記載。

本機器については、上記により既認可から追加要求事項等がないことを確認

既認可の仕様表				仕様表（案）				様式-6, 7等による要求事項の整理									
表-3 気体廃棄物の廃棄設備の仕様（均質室系排気フィルタユニット）																	
設備機器名称		均質室系排気フィルタユニット		区分		気体廃棄物の廃棄設備											
台数		14基		名称 ^{*1}		-		1号均質室系排気フィルタユニット		変更前		変更後					
設置場所		排気室		種類 ^{*2}		-		〇〇型（〇〇）									
設計条件	臨界管理	-		設計条件	捕集効率	%	〇〇以上		変更なし								
	放射線防護	-			仕様	主要寸法	幅	mm					約〇〇				
	耐震	第2類					奥行	mm					約〇〇				
材料・構造 (温度、圧力)	温度：常温 圧力：-		高さ	mm			約〇〇										
仕様	型式	〇〇型（〇〇、〇〇）		取付箇所	設置床(室名称) ^{*4}	-	排気室（2階）						第十二条 溢水による損傷の防止		策	【手段：設備】② ・排風機等は溢水が滞留しない排気室（2階）へ設置する	溢水が滞留しない排気室（2階）に設置することで高さ設定をしない。
	主要寸法	幅：約〇〇mm 奥行：約〇〇mm 高さ：約〇〇mm			特記事項	溢水防護上の配慮が必要な高さ ^{*5}	-	-					第二十条 廃棄施設		放射性廃棄物を廃棄する能力	【手段：設備】① 第1種管理区域の気体廃棄物の廃棄設備は放射性物質の濃度を十分に低減できる能力を有する設計とする	気体廃棄物の廃棄能力 捕集効率：〇〇%以上
	主要材料	〇〇（〇〇）															
	性能	フィルタユニット捕集効率 〇〇%以上															
	核燃料物質の状態	-															
その他	(1) 増設時に対する考慮として、中間室における排気ダクトのつなぎ込みは、接続エリアに集中して管理を行う。 排気ダクトのつなぎ込み部は、中間室内及び末端に閉止板を設け、中間室内の空気が外部へ漏えいすることを防止する。 (2) 耐震評価として、上位波及防止の観点から、第2類の静的地震力によりダクトの応力評価を行う。																
添付図	図-16、図-17																

- *1：記載の適正化。既設工認には「設備・機器名称」と記載。
- *2：記載の適正化。既設工認には「型式」と記載。
- *3：記載の適正化。既設工認には「台数」と記載。
- *4：記載の適正化。既設工認には「設置場所」と記載。
- *5：既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化。

本機器については、上記の溢水防護の要求が追加になることから仕様表記載項目を追加する。

仕様表の記載項目（機種区分：機械装置類（遠心分離機））

既認可の技術基準に対する仕様等について転記

既認可の仕様表		仕様表（案）		様式-6, 7等による要求事項の整理																																																																																																																							
<table border="1"> <tr><td>設備・機器名称</td><td>カスケード設備</td></tr> <tr><td>設置場所</td><td>2Aカスケード室</td></tr> <tr><td>機器名</td><td>遠心分離機</td></tr> <tr><td>台数</td><td>〇〇機（〇〇台）（〇〇） 〇〇機（〇〇台）（〇〇）</td></tr> <tr><td>変更の内容</td><td>・耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更及び1G応力評価の追加） ・シートの施工</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（記載中略）</p>		設備・機器名称	カスケード設備	設置場所	2Aカスケード室	機器名	遠心分離機	台数	〇〇機（〇〇台）（〇〇） 〇〇機（〇〇台）（〇〇）	変更の内容	・耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更及び1G応力評価の追加） ・シートの施工	<table border="1"> <tr><td>名称^{*1}</td><td>—</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr> <tr><td>種類（形式）^{*2}</td><td>—</td><td></td><td>遠心分離機（RE-〇〇）</td></tr> <tr><td>設計圧力</td><td>—</td><td></td><td>—</td></tr> <tr><td>設計温度</td><td>℃</td><td></td><td>大気圧以下</td></tr> <tr><td>流体等の種類^{*3}</td><td>—</td><td></td><td>常温</td></tr> <tr><td>流体等の種類^{*3}</td><td>—</td><td></td><td>気体 UF₆</td></tr> <tr><td>臨界管理</td><td>核的制限値</td><td>濃縮度</td><td>%</td><td>5</td></tr> <tr><td rowspan="10">設計条件</td><td rowspan="5">ケーシング</td><td>上フランジ</td><td>肉厚</td><td>mm</td><td>〇〇以上（〇〇^{*9}）</td></tr> <tr><td>内径</td><td>mm</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>高さ</td><td>mm</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>〇〇肉厚</td><td>mm</td><td>〇〇以上（〇〇^{*9}）</td></tr> <tr><td>〇〇肉厚</td><td>mm</td><td>〇〇以上（〇〇^{*9}）</td></tr> <tr><td rowspan="2">下フランジ</td><td>下端板外径</td><td>mm</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>下端板外周部肉厚</td><td>mm</td><td>〇〇</td></tr> <tr><td>ブロック配管</td><td>口径</td><td>—</td><td>〇〇A（〇〇S）、〇〇A（〇〇S）</td></tr> <tr><td>肉厚</td><td>—</td><td>JIS規格による肉厚</td></tr> <tr><td rowspan="3">主要材料^{*5}</td><td>上フランジ</td><td>—</td><td>〇〇（〇〇）</td></tr> <tr><td>ケーシング</td><td>—</td><td>〇〇（〇〇）</td></tr> <tr><td>下フランジ</td><td>—</td><td>〇〇（〇〇）</td></tr> <tr><td>ブロック配管</td><td>—</td><td>〇〇（〇〇）</td></tr> <tr><td>個数^{*6}</td><td>機</td><td>RE-〇〇：〇〇（〇〇台） RE-〇〇：〇〇（〇〇台）</td></tr> <tr><td>取付箇所</td><td>設置床（室名称）^{*7}</td><td>—</td><td>2号発回均質棟 （2Aカスケード室）</td></tr> <tr><td>特記事項</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> <p>*1：記載の適正化。既設工認には「設備・機器名称」と記載。 *2：記載の適正化。既設工認には「型式」と記載。 *3：記載の適正化。既設工認には「核燃料物質の状態」と記載。 *4：記載の適正化。既設工認には「寸法」と記載。 *5：記載の適正化。既設工認には「主要な構造材」と記載。 *6：記載の適正化。既設工認には「台数」と記載。 *7：記載の適正化。既設工認には「設置場所」と記載。 *8：金属胴遠心機から新型遠心機への変更であるが、金属胴遠心機については別途申請の「新規制基準への適合に係る申請（1次～5次申請）の3次申請」にて撤去することを申請しており、認可済みであることから「—」とする。 *9：公称値を示す。</p>		名称 ^{*1}	—	変更前	変更後	種類（形式） ^{*2}	—		遠心分離機（RE-〇〇）	設計圧力	—		—	設計温度	℃		大気圧以下	流体等の種類 ^{*3}	—		常温	流体等の種類 ^{*3}	—		気体 UF ₆	臨界管理	核的制限値	濃縮度	%	5	設計条件	ケーシング	上フランジ	肉厚	mm	〇〇以上（〇〇 ^{*9} ）	内径	mm	〇〇	高さ	mm	〇〇	〇〇肉厚	mm	〇〇以上（〇〇 ^{*9} ）	〇〇肉厚	mm	〇〇以上（〇〇 ^{*9} ）	下フランジ	下端板外径	mm	〇〇	下端板外周部肉厚	mm	〇〇	ブロック配管	口径	—	〇〇A（〇〇S）、〇〇A（〇〇S）	肉厚	—	JIS規格による肉厚	主要材料 ^{*5}	上フランジ	—	〇〇（〇〇）	ケーシング	—	〇〇（〇〇）	下フランジ	—	〇〇（〇〇）	ブロック配管	—	〇〇（〇〇）	個数 ^{*6}	機	RE-〇〇：〇〇（〇〇台） RE-〇〇：〇〇（〇〇台）	取付箇所	設置床（室名称） ^{*7}	—	2号発回均質棟 （2Aカスケード室）	特記事項	—	—	—	<p style="text-align: center;">【様式-6, 7等の整理により機能要求②としたもの】</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th colspan="2">機能要求②</th> <th rowspan="2">主な仕様（詳細設計）</th> </tr> <tr> <th>様式-6</th> <th>様式-7</th> </tr> <tr> <td>第四条 核燃料物質の臨界防止</td> <td>単一ユニットの臨界防止（核的制限値の設定等）</td> <td>【評価結果】②⑤ ・核的制限値の設定</td> <td>核的制限値の設定（濃縮度） 濃縮度：5%</td> </tr> <tr> <td>第六条 地震による損傷の防止</td> <td>設備・機器の耐震設計</td> <td>【手段：設備】①②③（設備及び機器の耐震設計） ・静的設計法 ・波及的影響の考慮 ・上位分類と一体設計が必要な場合は、上位分類で設計 ・剛構造を基本とし、非剛構造は適切な方法で設計 ・耐震重要度分類に応じた一次設計、二次設計の実施</td> <td>耐震重要度分類：第2類 （設計基準を超える条件に対する設計上の考慮として、応力の高くなる部位に対して1Gの地震力で応力評価を行う。） 【ブロック配管】 ・材質：〇〇（〇〇）、口径：〇〇A、〇〇A 【基礎ボルト】 ・材質：〇〇（〇〇）、呼び径：M〇〇、本数：〇〇本/台 【据付ボルト】 ・材質：〇〇（〇〇）、呼び径：M〇〇、本数：〇〇本（〇〇） 支持する建物：2号カスケード棟（耐震重要度分類：第2類）</td> </tr> <tr> <td>第十条 閉じ込めの機能</td> <td>内包する物質の種類に応じた腐食対策</td> <td>【手段：設備】②-1 ・耐食性を有する材料の使用</td> <td>耐食性 主要材料： ケーシング：〇〇（〇〇） 上フランジ：〇〇（〇〇） 下フランジ：〇〇（〇〇） ブロック配管：〇〇（〇〇）</td> </tr> <tr> <td>第十五条 材料及び構造</td> <td>設計条件における変形</td> <td>【手段：設備】② ・設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計</td> <td>回転体破損時の閉じ込め機能維持 主要寸法： 上フランジ肉厚：〇〇mm以上 ケーシング内径：〇〇mm 〇〇肉厚：〇〇mm以上 〇〇肉厚：〇〇mm以上 下端板外径：〇〇mm 下端板外周部肉厚：〇〇mm 下フランジ肉厚：〇〇mm以上 主要材料： ケーシング：〇〇（〇〇） 上フランジ：〇〇（〇〇） 下フランジ：〇〇（〇〇） ブロック配管：〇〇（〇〇）</td> </tr> </table>			技術基準	機能要求②		主な仕様（詳細設計）	様式-6	様式-7	第四条 核燃料物質の臨界防止	単一ユニットの臨界防止（核的制限値の設定等）	【評価結果】②⑤ ・核的制限値の設定	核的制限値の設定（濃縮度） 濃縮度：5%	第六条 地震による損傷の防止	設備・機器の耐震設計	【手段：設備】①②③（設備及び機器の耐震設計） ・静的設計法 ・波及的影響の考慮 ・上位分類と一体設計が必要な場合は、上位分類で設計 ・剛構造を基本とし、非剛構造は適切な方法で設計 ・耐震重要度分類に応じた一次設計、二次設計の実施	耐震重要度分類：第2類 （設計基準を超える条件に対する設計上の考慮として、応力の高くなる部位に対して1Gの地震力で応力評価を行う。） 【ブロック配管】 ・材質：〇〇（〇〇）、口径：〇〇A、〇〇A 【基礎ボルト】 ・材質：〇〇（〇〇）、呼び径：M〇〇、本数：〇〇本/台 【据付ボルト】 ・材質：〇〇（〇〇）、呼び径：M〇〇、本数：〇〇本（〇〇） 支持する建物：2号カスケード棟（耐震重要度分類：第2類）	第十条 閉じ込めの機能	内包する物質の種類に応じた腐食対策	【手段：設備】②-1 ・耐食性を有する材料の使用	耐食性 主要材料： ケーシング：〇〇（〇〇） 上フランジ：〇〇（〇〇） 下フランジ：〇〇（〇〇） ブロック配管：〇〇（〇〇）	第十五条 材料及び構造	設計条件における変形	【手段：設備】② ・設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計	回転体破損時の閉じ込め機能維持 主要寸法： 上フランジ肉厚：〇〇mm以上 ケーシング内径：〇〇mm 〇〇肉厚：〇〇mm以上 〇〇肉厚：〇〇mm以上 下端板外径：〇〇mm 下端板外周部肉厚：〇〇mm 下フランジ肉厚：〇〇mm以上 主要材料： ケーシング：〇〇（〇〇） 上フランジ：〇〇（〇〇） 下フランジ：〇〇（〇〇） ブロック配管：〇〇（〇〇）
設備・機器名称	カスケード設備																																																																																																																										
設置場所	2Aカスケード室																																																																																																																										
機器名	遠心分離機																																																																																																																										
台数	〇〇機（〇〇台）（〇〇） 〇〇機（〇〇台）（〇〇）																																																																																																																										
変更の内容	・耐震設計条件の変更（割り増し係数の変更及び1G応力評価の追加） ・シートの施工																																																																																																																										
名称 ^{*1}	—	変更前	変更後																																																																																																																								
種類（形式） ^{*2}	—		遠心分離機（RE-〇〇）																																																																																																																								
設計圧力	—		—																																																																																																																								
設計温度	℃		大気圧以下																																																																																																																								
流体等の種類 ^{*3}	—		常温																																																																																																																								
流体等の種類 ^{*3}	—		気体 UF ₆																																																																																																																								
臨界管理	核的制限値	濃縮度	%	5																																																																																																																							
設計条件	ケーシング	上フランジ	肉厚	mm	〇〇以上（〇〇 ^{*9} ）																																																																																																																						
		内径	mm	〇〇																																																																																																																							
		高さ	mm	〇〇																																																																																																																							
		〇〇肉厚	mm	〇〇以上（〇〇 ^{*9} ）																																																																																																																							
		〇〇肉厚	mm	〇〇以上（〇〇 ^{*9} ）																																																																																																																							
	下フランジ	下端板外径	mm	〇〇																																																																																																																							
		下端板外周部肉厚	mm	〇〇																																																																																																																							
	ブロック配管	口径	—	〇〇A（〇〇S）、〇〇A（〇〇S）																																																																																																																							
	肉厚	—	JIS規格による肉厚																																																																																																																								
	主要材料 ^{*5}	上フランジ	—	〇〇（〇〇）																																																																																																																							
ケーシング		—	〇〇（〇〇）																																																																																																																								
下フランジ		—	〇〇（〇〇）																																																																																																																								
ブロック配管	—	〇〇（〇〇）																																																																																																																									
個数 ^{*6}	機	RE-〇〇：〇〇（〇〇台） RE-〇〇：〇〇（〇〇台）																																																																																																																									
取付箇所	設置床（室名称） ^{*7}	—	2号発回均質棟 （2Aカスケード室）																																																																																																																								
特記事項	—	—	—																																																																																																																								
技術基準	機能要求②		主な仕様（詳細設計）																																																																																																																								
	様式-6	様式-7																																																																																																																									
第四条 核燃料物質の臨界防止	単一ユニットの臨界防止（核的制限値の設定等）	【評価結果】②⑤ ・核的制限値の設定	核的制限値の設定（濃縮度） 濃縮度：5%																																																																																																																								
第六条 地震による損傷の防止	設備・機器の耐震設計	【手段：設備】①②③（設備及び機器の耐震設計） ・静的設計法 ・波及的影響の考慮 ・上位分類と一体設計が必要な場合は、上位分類で設計 ・剛構造を基本とし、非剛構造は適切な方法で設計 ・耐震重要度分類に応じた一次設計、二次設計の実施	耐震重要度分類：第2類 （設計基準を超える条件に対する設計上の考慮として、応力の高くなる部位に対して1Gの地震力で応力評価を行う。） 【ブロック配管】 ・材質：〇〇（〇〇）、口径：〇〇A、〇〇A 【基礎ボルト】 ・材質：〇〇（〇〇）、呼び径：M〇〇、本数：〇〇本/台 【据付ボルト】 ・材質：〇〇（〇〇）、呼び径：M〇〇、本数：〇〇本（〇〇） 支持する建物：2号カスケード棟（耐震重要度分類：第2類）																																																																																																																								
第十条 閉じ込めの機能	内包する物質の種類に応じた腐食対策	【手段：設備】②-1 ・耐食性を有する材料の使用	耐食性 主要材料： ケーシング：〇〇（〇〇） 上フランジ：〇〇（〇〇） 下フランジ：〇〇（〇〇） ブロック配管：〇〇（〇〇）																																																																																																																								
第十五条 材料及び構造	設計条件における変形	【手段：設備】② ・設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑える設計	回転体破損時の閉じ込め機能維持 主要寸法： 上フランジ肉厚：〇〇mm以上 ケーシング内径：〇〇mm 〇〇肉厚：〇〇mm以上 〇〇肉厚：〇〇mm以上 下端板外径：〇〇mm 下端板外周部肉厚：〇〇mm 下フランジ肉厚：〇〇mm以上 主要材料： ケーシング：〇〇（〇〇） 上フランジ：〇〇（〇〇） 下フランジ：〇〇（〇〇） ブロック配管：〇〇（〇〇）																																																																																																																								
<p style="text-align: center;">（以下、記載省略）</p>																																																																																																																											

本機器については、上記により既認可から追加要求事項等がないことを確認

仕様表の記載項目（機種区分：非常用電源設備（1号無停電電源装置））

既認可の技術基準に対する仕様等について転記

既認可の仕様表				仕様表（案）				様式-6, 7等による要求事項の整理																																																																																																																																																																																																																							
<table border="1"> <tr> <td>対応する加工事業許可</td> <td>許可番号（日付）</td> <td colspan="2">平成20・12・16原第3号（平成22年1月21日付）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主要な設備及び機器の種類</td> <td colspan="2">その他の加工施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>許可との対応</td> <td colspan="2">上記施設の構成機器</td> </tr> <tr> <td>設備・機器名称</td> <td colspan="3">非常用設備</td> </tr> <tr> <td>設備・機器の区分</td> <td colspan="3">本体</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="3">常用電源室、非常用電源室</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="3">1号無停電電源装置A-1 1号無停電電源装置B-1</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="3">1号無停電電源装置の設備更新に伴い既設の1号無停電電源装置及び1号予備無停電電源装置を撤去し、1号無停電電源装置A-1及びB-1を設置する。</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td colspan="3">1号無停電電源装置A-1：1式 1号無停電電源装置B-1：1式 (1号無停電電源装置A-1及びB-1は、インバータ盤、出力切替盤、蓄電池盤の各1面ずつ計3面で1式として構成される。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>インバータ盤 ○○型インバータ (容量:○○kVA/基)</td> <td>出力切替盤</td> <td>蓄電池盤 (容量:○○Ah/10hr/基)</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>○○(筐体)</td> <td>○○(筐体)</td> <td>○○(筐体)</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td>幅:○○mm 奥行:○○mm 高さ:○○mm</td> <td>幅:○○mm 奥行:○○mm 高さ:○○mm</td> <td>幅:○○mm 奥行:○○mm 高さ:○○mm</td> </tr> <tr> <td>温度、圧力</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の状態</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>火災等による損傷の防止</td> <td colspan="3">可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。</td> </tr> <tr> <td>耐震性</td> <td colspan="3">耐震重要度分類：第2類 据付ボルト ・材質：○○(○○) ・呼び径：M○○及びM○○ 基礎ボルト ・材質：○○(SS○○) ・呼び径：M○○</td> </tr> <tr> <td>材料及び構造</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>閉じ込めの機能</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>しゃへい</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>換気</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質等による汚染の防止</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>安全上重要な施設</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>搬送設備</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>警報設備等</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>廃棄施設</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> <td colspan="3">1号無停電電源装置A-1及びB-1は、外部電源瞬時電圧降下時又は外部電源喪失時に、シリンダ圧力の計測制御回路等安全上必要な計測制御装置に連続して電力を供給する。</td> </tr> <tr> <td>その他事業許可で求める仕様</td> <td colspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>添付図</td> <td colspan="3">図-1~8</td> </tr> </table>				対応する加工事業許可	許可番号（日付）	平成20・12・16原第3号（平成22年1月21日付）			主要な設備及び機器の種類	その他の加工施設			許可との対応	上記施設の構成機器		設備・機器名称	非常用設備			設備・機器の区分	本体			設置場所	常用電源室、非常用電源室			機器名	1号無停電電源装置A-1 1号無停電電源装置B-1			変更内容	1号無停電電源装置の設備更新に伴い既設の1号無停電電源装置及び1号予備無停電電源装置を撤去し、1号無停電電源装置A-1及びB-1を設置する。			台数	1号無停電電源装置A-1：1式 1号無停電電源装置B-1：1式 (1号無停電電源装置A-1及びB-1は、インバータ盤、出力切替盤、蓄電池盤の各1面ずつ計3面で1式として構成される。)			一般仕様	型式	インバータ盤 ○○型インバータ (容量:○○kVA/基)	出力切替盤	蓄電池盤 (容量:○○Ah/10hr/基)	主要な構造材	○○(筐体)	○○(筐体)	○○(筐体)	寸法(単位:mm)	幅:○○mm 奥行:○○mm 高さ:○○mm	幅:○○mm 奥行:○○mm 高さ:○○mm	幅:○○mm 奥行:○○mm 高さ:○○mm	温度、圧力	—	—	—	その他の構成機器	—	—	—	その他の性能	—	—	—	核燃料物質の状態	—	—	—	核燃料物質の臨界防止	—	—	—	火災等による損傷の防止	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。			耐震性	耐震重要度分類：第2類 据付ボルト ・材質：○○(○○) ・呼び径：M○○及びM○○ 基礎ボルト ・材質：○○(SS○○) ・呼び径：M○○			材料及び構造	—			閉じ込めの機能	—			しゃへい	—			換気	—			核燃料物質等による汚染の防止	—			安全上重要な施設	—			搬送設備	—			警報設備等	—			廃棄施設	—			放射線管理施設	—			非常用電源設備	1号無停電電源装置A-1及びB-1は、外部電源瞬時電圧降下時又は外部電源喪失時に、シリンダ圧力の計測制御回路等安全上必要な計測制御装置に連続して電力を供給する。			その他事業許可で求める仕様	—			添付図	図-1~8			<table border="1"> <tr> <td>名称^{*1}</td> <td>—</td> <td>変更前</td> <td>1号無停電電源装置</td> <td>変更後</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>種類^{*2}</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>インバータ盤 出力切替盤 蓄電池盤</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計条件</td> <td>容量</td> <td>インバータ盤</td> <td>kVA/台</td> <td>○○</td> <td rowspan="2">変更なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蓄電池盤</td> <td>Ah/10hr/基</td> <td>○○以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">仕様</td> <td rowspan="6">主要寸法</td> <td rowspan="3">インバータ盤</td> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>奥行</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">出力切替盤</td> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>奥行</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">蓄電池盤</td> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>奥行</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>個数^{*3}</td> <td>—</td> <td>台</td> <td>4^{*6}</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>設置床(室名称)^{*4}</td> <td>—</td> <td>常用電源室、非常用電源室</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>*1：記載の適正化。既設工認には「設備・機器名称」と記載。 *2：記載の適正化。既設工認には「型式」と記載。 *3：記載の適正化。既設工認には「台数」と記載。 *4：記載の適正化。既設工認には「設置場所」と記載。 *5：既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化。 *6：1台は、インバータ盤、出力切替盤、蓄電池盤の各1面ずつの3面で構成される</p>				名称 ^{*1}	—	変更前	1号無停電電源装置	変更後	—	種類 ^{*2}	—	—	インバータ盤 出力切替盤 蓄電池盤	—	—	設計条件	容量	インバータ盤	kVA/台	○○	変更なし		蓄電池盤	Ah/10hr/基	○○以上	仕様	主要寸法	インバータ盤	幅	mm	○○	奥行	mm	○○	高さ	mm	○○	出力切替盤	幅	mm	○○	奥行	mm	○○	高さ	mm	○○	蓄電池盤	幅	mm	○○	奥行	mm	○○	高さ	mm	○○	個数 ^{*3}	—	台	4 ^{*6}	—	取付箇所	設置床(室名称) ^{*4}	—	常用電源室、非常用電源室	—	特記事項	—	—	—	—	<p>【様式-6, 7等の整理により機能要求②としたもの】</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th colspan="2">機能要求②</th> <th rowspan="2">主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> <tr> <th>様式-6</th> <th>様式-7</th> </tr> <tr> <td>第六条 地震による損傷の防止</td> <td>設備・機器の耐震設計</td> <td> 【手段：設備】①②③ (設備及び機器の耐震設計) ・静的設計法 ・波及的影響の考慮 ・上位分類と一体設計が必要な場合は、上位分類で設計 ・剛構造を基本とし、非剛構造は適切な方法で設計 ・耐震重要度分類に応じた一次設計、二次設計の実施 </td> <td> 耐震重要度分類：第2類 据付ボルト ・材質：○○(○○) ・呼び径：M○○及びM○○ 基礎ボルト ・材質：○○(SS○○) ・呼び径：M○○ </td> </tr> <tr> <td>第二十四条 非常用電源設備</td> <td>直流電源及び無停電電源装置の設置</td> <td> 【手段：設備】②・以下 下の設備を設置する ・直流電源設備 ・無停電電源装置 </td> <td> 外部電源喪失時の連続使用のための電力供給(無停電電源) PWMインバータ(容量：○○kVA/台)、鉛蓄電池(容量：○○Ah/○○hr/基以上) </td> </tr> </table> <p style="color: blue;">本機器については、上記により既認可から追加要求事項等がないことを確認</p>				技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)	様式-6	様式-7	第六条 地震による損傷の防止	設備・機器の耐震設計	【手段：設備】①②③ (設備及び機器の耐震設計) ・静的設計法 ・波及的影響の考慮 ・上位分類と一体設計が必要な場合は、上位分類で設計 ・剛構造を基本とし、非剛構造は適切な方法で設計 ・耐震重要度分類に応じた一次設計、二次設計の実施	耐震重要度分類：第2類 据付ボルト ・材質：○○(○○) ・呼び径：M○○及びM○○ 基礎ボルト ・材質：○○(SS○○) ・呼び径：M○○	第二十四条 非常用電源設備	直流電源及び無停電電源装置の設置	【手段：設備】②・以下 下の設備を設置する ・直流電源設備 ・無停電電源装置	外部電源喪失時の連続使用のための電力供給(無停電電源) PWMインバータ(容量：○○kVA/台)、鉛蓄電池(容量：○○Ah/○○hr/基以上)
対応する加工事業許可	許可番号（日付）	平成20・12・16原第3号（平成22年1月21日付）																																																																																																																																																																																																																													
	主要な設備及び機器の種類	その他の加工施設																																																																																																																																																																																																																													
	許可との対応	上記施設の構成機器																																																																																																																																																																																																																													
設備・機器名称	非常用設備																																																																																																																																																																																																																														
設備・機器の区分	本体																																																																																																																																																																																																																														
設置場所	常用電源室、非常用電源室																																																																																																																																																																																																																														
機器名	1号無停電電源装置A-1 1号無停電電源装置B-1																																																																																																																																																																																																																														
変更内容	1号無停電電源装置の設備更新に伴い既設の1号無停電電源装置及び1号予備無停電電源装置を撤去し、1号無停電電源装置A-1及びB-1を設置する。																																																																																																																																																																																																																														
台数	1号無停電電源装置A-1：1式 1号無停電電源装置B-1：1式 (1号無停電電源装置A-1及びB-1は、インバータ盤、出力切替盤、蓄電池盤の各1面ずつ計3面で1式として構成される。)																																																																																																																																																																																																																														
一般仕様	型式	インバータ盤 ○○型インバータ (容量:○○kVA/基)	出力切替盤	蓄電池盤 (容量:○○Ah/10hr/基)																																																																																																																																																																																																																											
	主要な構造材	○○(筐体)	○○(筐体)	○○(筐体)																																																																																																																																																																																																																											
	寸法(単位:mm)	幅:○○mm 奥行:○○mm 高さ:○○mm	幅:○○mm 奥行:○○mm 高さ:○○mm	幅:○○mm 奥行:○○mm 高さ:○○mm																																																																																																																																																																																																																											
	温度、圧力	—	—	—																																																																																																																																																																																																																											
	その他の構成機器	—	—	—																																																																																																																																																																																																																											
	その他の性能	—	—	—																																																																																																																																																																																																																											
	核燃料物質の状態	—	—	—																																																																																																																																																																																																																											
	核燃料物質の臨界防止	—	—	—																																																																																																																																																																																																																											
	火災等による損傷の防止	可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。																																																																																																																																																																																																																													
	耐震性	耐震重要度分類：第2類 据付ボルト ・材質：○○(○○) ・呼び径：M○○及びM○○ 基礎ボルト ・材質：○○(SS○○) ・呼び径：M○○																																																																																																																																																																																																																													
材料及び構造	—																																																																																																																																																																																																																														
閉じ込めの機能	—																																																																																																																																																																																																																														
しゃへい	—																																																																																																																																																																																																																														
換気	—																																																																																																																																																																																																																														
核燃料物質等による汚染の防止	—																																																																																																																																																																																																																														
安全上重要な施設	—																																																																																																																																																																																																																														
搬送設備	—																																																																																																																																																																																																																														
警報設備等	—																																																																																																																																																																																																																														
廃棄施設	—																																																																																																																																																																																																																														
放射線管理施設	—																																																																																																																																																																																																																														
非常用電源設備	1号無停電電源装置A-1及びB-1は、外部電源瞬時電圧降下時又は外部電源喪失時に、シリンダ圧力の計測制御回路等安全上必要な計測制御装置に連続して電力を供給する。																																																																																																																																																																																																																														
その他事業許可で求める仕様	—																																																																																																																																																																																																																														
添付図	図-1~8																																																																																																																																																																																																																														
名称 ^{*1}	—	変更前	1号無停電電源装置	変更後	—																																																																																																																																																																																																																										
種類 ^{*2}	—	—	インバータ盤 出力切替盤 蓄電池盤	—	—																																																																																																																																																																																																																										
設計条件	容量	インバータ盤	kVA/台	○○	変更なし																																																																																																																																																																																																																										
		蓄電池盤	Ah/10hr/基	○○以上																																																																																																																																																																																																																											
仕様	主要寸法	インバータ盤	幅	mm	○○																																																																																																																																																																																																																										
			奥行	mm	○○																																																																																																																																																																																																																										
			高さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																										
		出力切替盤	幅	mm	○○																																																																																																																																																																																																																										
			奥行	mm	○○																																																																																																																																																																																																																										
			高さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																										
	蓄電池盤	幅	mm	○○																																																																																																																																																																																																																											
		奥行	mm	○○																																																																																																																																																																																																																											
		高さ	mm	○○																																																																																																																																																																																																																											
	個数 ^{*3}	—	台	4 ^{*6}	—																																																																																																																																																																																																																										
取付箇所	設置床(室名称) ^{*4}	—	常用電源室、非常用電源室	—																																																																																																																																																																																																																											
特記事項	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																											
技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)																																																																																																																																																																																																																												
	様式-6	様式-7																																																																																																																																																																																																																													
第六条 地震による損傷の防止	設備・機器の耐震設計	【手段：設備】①②③ (設備及び機器の耐震設計) ・静的設計法 ・波及的影響の考慮 ・上位分類と一体設計が必要な場合は、上位分類で設計 ・剛構造を基本とし、非剛構造は適切な方法で設計 ・耐震重要度分類に応じた一次設計、二次設計の実施	耐震重要度分類：第2類 据付ボルト ・材質：○○(○○) ・呼び径：M○○及びM○○ 基礎ボルト ・材質：○○(SS○○) ・呼び径：M○○																																																																																																																																																																																																																												
第二十四条 非常用電源設備	直流電源及び無停電電源装置の設置	【手段：設備】②・以下 下の設備を設置する ・直流電源設備 ・無停電電源装置	外部電源喪失時の連続使用のための電力供給(無停電電源) PWMインバータ(容量：○○kVA/台)、鉛蓄電池(容量：○○Ah/○○hr/基以上)																																																																																																																																																																																																																												

既認可の仕様表

仕様表（案）

様式-6, 7等による要求事項の整理

表-2 放射線監視・測定設備の仕様（1号発生回収室換気用モニタ）

対応する加工事業許可	許可番号（日付） 主要な設備及び機器の種類 許可との対応	平成20・12・16原第3号（平成22年1月21日付け） 放射線管理施設 上記施設の構成機器
設備・機器名称	放射線監視・測定設備	
設備・機器の区分	本体	
設置場所	1号発生回収室	
機器名	1号発生回収室換気用モニタ	
変更内容	更新 (計測制御盤を新設し、計測制御信号ケーブルを既設計測制御盤から新設計測制御盤へ引き換え、警報機能を更新する。更新範囲を図-1に示す。)	
台数	1台	
一般仕様	型式	HF検知式（湿式捕集型双イオン電極法）
	主要な構造材	テフロン（サンプリング部）、鋼板（筐体）
	寸法	幅：約760mm 奥行：約450mm 高さ：約1750mm
	温度、圧力	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	検出限界値：0.04ppb（測定範囲上限値：2ppb）
	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	—
	耐震性	—
技術基準に対する仕様	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	しゃへい	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全上重要な施設	—
	搬送設備	—
	警報設備等	第1種管理区内（1号発生回収室）の万一のUF ₆ の漏えいをHFにより検知し、警報を発する機能を設ける。
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図-1	

		変更前	変更後
名称 ^{*1}		—	1号発生回収室換気用モニタ
主要寸法	幅	mm	約〇〇
	奥行	mm	約〇〇
	高さ	mm	約〇〇
個数 ^{*2}		台	1
仕様	放射線管理設備	検出器の種類 ^{*3}	—
		計測範囲 ^{*4}	ppb
		警報動作範囲 ^{*5}	ppb
取付箇所	設置床(室名称) ^{*6}	—	1号発生回収室
	溢水防護上の配慮が必要な高さ ^{*7}	—	—
特記事項		—	変更なし

- *1：記載の適正化。既設工認には「設備・機器名称」と記載。
- *2：記載の適正化。既設工認には「台数」と記載。
- *3：記載の適正化。既設工認には「型式」と記載。
- *4：記載の適正化。既設工認には「性能」と記載。
- *5：既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化。
- *6：記載の適正化。既設工認には「設置場所」と記載。
- *7：既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化。

【様式-6, 7等の整理により機能要求②としたもの】

技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)
	様式-6	様式-7	
第十二条 溢水による損傷の防止	溢水防護対策	【手段：設備】② ・溢水高さが没水許容高さを超えない設計とする。	防護対象施設の設定 ・換気用モニタ（機能喪失しない高さ設定：EL +〇mm 以上）
第十八条 警報設備等	放射性廃棄物濃度に係る警報機能	【手段：設備】④ ・モニタ及びモニタリングポスト測定値の中央制御室での表示、監視、記録、規定値超の警報	検出器の種類：〇〇式（〇〇） 計測範囲：〇〇～〇〇 警報動作範囲：〇〇～〇〇
第十九条 放射線管理施設	放射線管理施設の設置	【手段：設備】④ 以下の設備を設置 ・換気用モニタ	検出器の種類：〇〇式（〇〇） 計測範囲：〇〇～〇〇 警報動作範囲：〇〇～〇〇

本機器については、上記の溢水防護の要求が追加になることから仕様表記載項目を追加する。

既認可の技術基準に対する仕様等について転記

(注) 一般仕様の記載は、機器本体の仕様であり、既認可済の内容（平成13・11・19原第8号（平成13年12月19日付け））である。技術基準に対する仕様及びその他事業許可で求める仕様の記載は、今回の更新による内容を示す。今回の更新は、既認可済の機器本体の更新はなく、警報機能を更新するものである。

既認可の技術基準に対する仕様等について転記

既認可の仕様表			仕様表（案）				様式-6, 7等による要求事項の整理																																					
対応する加工事業許可	許可番号（日付）	平成 20・12・16 原第 3 号（平成 22 年 1 月 21 日付け）					【様式-6, 7等の整理により機能要求②としたもの】																																					
	主要な設備及び機器の種類	濃縮施設																																										
	許可との対応	上記施設の構成機器					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術基準</th> <th colspan="2">機能要求②</th> <th rowspan="2">主な仕様 (詳細設計)</th> </tr> <tr> <th>様式-6</th> <th>様式-7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第十八条 警報設備 等</td> <td>閉じ込め機能 維持に係る警 報機能・イン ターロック機 能</td> <td>【手段：設備】②-7、②- 8 (高周波電源設備) ・遠心機過回転防止機能</td> <td>高周波インバータ装置（遠心 機過回転防止機能）</td> </tr> </tbody> </table>			技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)	様式-6	様式-7	第十八条 警報設備 等	閉じ込め機能 維持に係る警 報機能・イン ターロック機 能	【手段：設備】②-7、②- 8 (高周波電源設備) ・遠心機過回転防止機能	高周波インバータ装置（遠心 機過回転防止機能）																									
技術基準	機能要求②		主な仕様 (詳細設計)																																									
	様式-6	様式-7																																										
第十八条 警報設備 等	閉じ込め機能 維持に係る警 報機能・イン ターロック機 能	【手段：設備】②-7、②- 8 (高周波電源設備) ・遠心機過回転防止機能	高周波インバータ装置（遠心 機過回転防止機能）																																									
設備・機器名称	高周波電源設備						<p style="color: blue; text-align: center;">本機器については、上記により既認可から追加要求事項等がないことを確認</p>																																					
設備・機器の区分	本体																																											
設置場所	2号第2高周波電源室																																											
機器名	〇〇高周波インバータ																																											
変更内容	新設																																											
台数	〇〇台																																											
一般仕様	型式	〇〇型																																										
	主要な構造材	〇〇鋼（〇〇）（筐体）																																										
	寸法	幅：〇〇mm 奥行：〇〇mm 高さ：〇〇mm																																										
	温度、圧力	—																																										
	その他の構成機器	—																																										
	その他の性能	出力周波数監視の精度：定格周波数〇〇以下とする。																																										
技術基準に対する仕様	核燃料物質の状態	—																																										
	核燃料物質の臨界防止	—																																										
	火災等による損傷の防止	—																																										
	耐震性	耐震重要度分類：第3類																																										
	材料及び構造	—																																										
	閉じ込めの機能	—																																										
	しゃへい	—																																										
	換気	—																																										
	核燃料物質等による汚染の防止	—																																										
	安全上重要な施設	—																																										
	搬送設備	—																																										
	警報設備等	—																																										
	廃棄施設	—																																										
	放射線管理施設	—																																										
非常用電源設備	—																																											
その他事業許可で求める仕様	新型遠心機の過回転を防止するため、新型遠心機の〇〇を制御する〇〇を監視し、万一、〇〇した場合は、〇〇の機能を停止させる。																																											
添付図	図-1、2、3																																											
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">名称^{*1}</td> <td>—</td> <td>高周波インバータ装置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類^{*2}</td> <td>—</td> <td>〇〇型</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">仕様</td> <td rowspan="3">主要寸法</td> <td>幅</td> <td>mm</td> <td>RE-〇〇：〇〇 RE-〇〇：〇〇</td> </tr> <tr> <td>奥行</td> <td>mm</td> <td>RE-〇〇：〇〇 RE-〇〇：〇〇</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>RE-〇〇：〇〇 RE-〇〇：〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要材料</td> <td>筐体</td> <td>—</td> <td>〇〇（〇〇）</td> </tr> <tr> <td>個数^{*3}</td> <td>台</td> <td>RE-〇〇：〇〇 RE-〇〇：〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td>設置床（室名称）^{*4}</td> <td>—</td> <td>2号高周波電源室</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特記事項</td> <td>—</td> <td>インターロック機能： 遠心機過回転防止機能</td> </tr> </tbody> </table>						変更前	変更後	名称 ^{*1}		—	高周波インバータ装置	種類 ^{*2}		—	〇〇型	仕様	主要寸法	幅	mm	RE-〇〇：〇〇 RE-〇〇：〇〇	奥行	mm	RE-〇〇：〇〇 RE-〇〇：〇〇	高さ	mm	RE-〇〇：〇〇 RE-〇〇：〇〇	主要材料	筐体	—	〇〇（〇〇）	個数 ^{*3}	台	RE-〇〇：〇〇 RE-〇〇：〇〇	取付箇所	設置床（室名称） ^{*4}	—	2号高周波電源室	特記事項		—	インターロック機能： 遠心機過回転防止機能
		変更前	変更後																																									
名称 ^{*1}		—	高周波インバータ装置																																									
種類 ^{*2}		—	〇〇型																																									
仕様	主要寸法	幅	mm	RE-〇〇：〇〇 RE-〇〇：〇〇																																								
		奥行	mm	RE-〇〇：〇〇 RE-〇〇：〇〇																																								
		高さ	mm	RE-〇〇：〇〇 RE-〇〇：〇〇																																								
	主要材料	筐体	—	〇〇（〇〇）																																								
		個数 ^{*3}	台	RE-〇〇：〇〇 RE-〇〇：〇〇																																								
	取付箇所	設置床（室名称） ^{*4}	—	2号高周波電源室																																								
特記事項		—	インターロック機能： 遠心機過回転防止機能																																									
			<p>*1：記載の適正化。既設工認には「設備・機器名称」と記載。</p> <p>*2：記載の適正化。既設工認には「型式」と記載。</p> <p>*3：記載の適正化。既設工認には「台数」と記載。</p> <p>*4：記載の適正化。既設工認には「設置場所」と記載。</p> <p>*5：既設工認の仕様表に記載がないため、記載の適正化。</p> <p>*6：金属胴遠心機駆動用から新型遠心機駆動用の高周波インバータ装置への変更であるが、金属胴遠心機駆動用の高周波インバータ装置については別途申請の「新規基準への適合に係る申請（1次～5次申請）の3次申請」にて撤去することを申請しており、認可済みであることから「—」とする。</p>																																									

主たる登録区分							兼用する登録区分							
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
燃料仮置きラック	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	重大事故等対処設備	臨界防止設備	-	-	-	
燃料貯蔵ラック	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	重大事故等対処設備	臨界防止設備	-	-	-	
バスケット	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	重大事故等対処設備	臨界防止設備	-	-	-	
バスケット仮置き架台(実入り用)	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	重大事故等対処設備	臨界防止設備	-	-	-	
可搬型建屋内ホース	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	重大事故等対処設備	スプレイ設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	放出抑制設備	注水設備	-	-	-	
中継槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-			代替安全圧縮空気系
計量前中間貯槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-			代替安全圧縮空気系
計量・調整槽	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-			代替安全圧縮空気系
計量後中間貯槽	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-			代替安全圧縮空気系
計量補助槽	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-			代替安全圧縮空気系
水素掃気配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
機器圧縮空気供給配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全圧縮空気系	
冷却コイル配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
冷却ジャケット配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	清澄・計量設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
溶解槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	臨界事故時水素掃気系	
エンドピース酸洗浄槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	臨界事故時水素掃気系	
ハル洗浄槽A,B	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	臨界事故時水素掃気系	
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(エンドピース酸洗浄槽用)	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(ハル・洗浄槽用)	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
代替可溶性中性子吸収材緊急供給系主配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	
冷却ジャケット配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
溶解液中間貯槽	再処理設備本体	分離施設	分離設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-			代替安全圧縮空気系
溶解液供給槽	再処理設備本体	分離施設	分離設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	重大事故等対処設備	代替換気設備	セル導出設備	-	-	代替セル排気系
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-			代替安全圧縮空気系

主たる登録区分						兼用する登録区分								
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故の発生を想定する機器	-	
第5一時貯留処理槽	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故の発生を想定する機器	-	
配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	圧縮空気設備	-	
冷却コイル配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
水素掃気配管・弁	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(第5一時貯留処理槽用)	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
重大事故時可溶性中性子吸収材供給系配管・弁(第7一時貯留処理槽用)	再処理設備本体	精製施設	精製建屋一時貯留処理設備	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	-	-	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	
硝酸プルトニウム貯槽	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
混合槽A,B	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
一時貯槽	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	代替セル排気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
								その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
水素掃気配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用される設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発の再発を防止するための空気の供給に使用される設備	-	
冷却ジャケット配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
凝縮液回収系	再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	-	-	-	ウラン・プルトニウム混合脱硝系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
屋外監視カメラ	計測制御系統施設	中央制御室	-	-	-	-		計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	
溶解槽圧力計	計測制御系統施設	計測制御設備	-	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備	-	-	-	
廃ガス洗浄塔入口圧力計	計測制御系統施設	計測制御設備	-	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	臨界事故の拡大を防止するために必要な計装設備	-	-	-	
								計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
								計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
廃ガス洗浄塔入口圧力計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型セル導出ユニットフィルタ差圧計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型フィルタ差圧系	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型廃ガス洗浄塔入口圧力計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型導出先セル圧力計	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型貯槽温度計(熱電対)	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型貯槽温度計(測温抵抗体)	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	
可搬型貯槽温度計(センサー)	計測制御系統施設	計測設備(重大事故等対処設備)	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するために必要な計装設備	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するために必要な計装設備	-	-	-	

主たる登録区分						兼用する登録区分								
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
報収集装置								その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	情報把握計装設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
第2保管庫・貯水所可搬型情報収集装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが懸念される	-	-	-	
情報把握計装設備可搬型発電機	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	情報把握計装設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(前処理建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(分離建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(精製建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(高レベル廃液ガラス固化建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(精製建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	水素爆発を未然に防止するための空気の供給に使用する設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(前処理建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	圧縮空気設備	-	
機器圧縮空気供給配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(精製建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	圧縮空気設備	-	
機器注水配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(前処理建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(分離建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
機器注水配管・弁	計測制御系統施設	計測制御設備(高レベル廃液ガラス固化建屋)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系	
データ表示装置	計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋情報把握設備	-	-	
情報把握計装設備無線装置	計測制御系統施設	制御室	-	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	情報把握計装設備	常設重大事故等対処設備	-	-	
北換気筒(使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	北換気筒	-	-	-	放射線管理施設	放射線監視設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備	-	-	-	放射線管理施設	放射線監視設備(重大事故等対処設備)	代替モニタリング設備	-	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
隔離弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	
水封安全器	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
凝縮器	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
凝縮器	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	
高性能粒子フィルタ	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
高性能粒子フィルタ	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	
排風機	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
排風機	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	
主配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	-	-	
主配管・弁	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	-	-	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	-	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	

主たる登録区分							兼用する登録区分							
機器名称	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分				系統名	設備別記載事項
放射能測定装置(液体シンチレーションカウンタ)	放射線管理施設	試料分析関係設備	放出管理分析設備	-	-	-		放射線管理施設	試料分析関係設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
核種分析装置	放射線管理施設	試料分析関係設備	放出管理分析設備	-	-	-		放射線管理施設	試料分析関係設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
								放射線管理施設	環境試料測定設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
気象観測設備(風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計)	放射線管理施設	環境管理設備	-	-	-	-		放射線管理施設	環境管理設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
可搬型データ表示装置	放射線管理施設	代替モニタリング設備	-	-	-	-		放射線管理施設	代替気象観測設備	-	-	-	-	
監視測定用運搬車	放射線管理施設	代替モニタリング設備	-	-	-	-		放射線管理施設	代替気象観測設備	-	-	-	-	
								放射線管理施設	環境モニタリング用代替電源設備	-	-	-	-	
可搬型排気モニタリングデータ伝送装置	放射線管理施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	代替モニタリング設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
可搬型環境モニタリングデータ伝送装置	放射線管理施設	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	代替モニタリング設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
可搬型気象観測用データ伝送装置	放射線管理施設	環境管理設備	-	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	代替気象観測設備	可搬型重大事故等対処設備	-	-	
止水板及び蓋	その他再処理設備の附属施設	溢水防護設備	-	-	-	-		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	重大事故等対処設備	漏えい抑制設備	-	-	-	
空気圧縮機	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	-	-	
								再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-	
空気貯槽	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-		再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系	-	-	
								再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-	
空気圧縮機	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-	安全圧縮空気系	再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	圧縮空気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故時水素掃気系に関する圧縮空気設備	-	-
空気貯槽	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-	安全圧縮空気系	再処理設備本体	溶解施設	重大事故等対処設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系	-	-	
								放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	圧縮空気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故時水素掃気系に関する圧縮空気設備	-	-
空気圧縮機	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-	一般圧縮空気系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	圧縮空気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故時水素掃気系に関する圧縮空気設備	-	-
空気貯槽	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	-	一般圧縮空気系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	圧縮空気設備	-	-	
								その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	臨界事故時水素掃気系	臨界事故時水素掃気系に関する圧縮空気設備	-	-
データ収集装置	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	緊急時対策建屋情報把握設備	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
情報収集装置	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所(重大事故等対処設備)	-	-	-	-		計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
								計測制御系統施設	計装設備(重大事故等対処設備)	-	-	-	-	
凝縮液回収系	その他再処理設備の附属施設	化学薬品貯蔵供給設備	化学薬品貯蔵供給系	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	代替換気設備	セル導出設備	-	-	
冷却水循環ポンプ	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	一般冷却水系	-	-	-		放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	廃ガス貯留設備	冷却水設備	-	-	
受電開閉設備	その他再処理設備の附属施設	電気設備	受電開閉設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	受電開閉設備	-	-	
受電変圧器	その他再処理設備の附属施設	電気設備	受電開閉設備	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	受電開閉設備	-	-	
非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
第2ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
第2ユーティリティ建屋の6.9kV常用主母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
前処理建屋の6.9kV非常用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
前処理建屋の6.9kV運転予備用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
分離建屋の6.9kV運転予備用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	
精製建屋の6.9kV運転予備用母線	その他再処理設備の附属施設	電気設備	所内高圧系統	-	-	-		その他再処理設備の附属施設	電気設備	主交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する	所内高圧系統	-	-	

		主たる登録区分					兼用する登録区分					
機器名称	施設区分	設備区分			系統名	設備別記載事項	施設区分	設備区分			系統名	設備別記載事項
機器注水配管・弁	その他再処理設備の附属施設	分析設備(精製建屋)	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系
機器注水配管・弁	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	-	-	-	安全圧縮空気系(ウラン・プルトニウム混合貯蔵建屋)	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系
機器注水配管・弁	その他再処理設備の附属施設	化学薬品貯蔵供給設備	-	-	-	化学薬品貯蔵供給系	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系
機器注水配管・弁	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備(高レベル廃液指寸固化建屋)	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	重大事故等対処設備	-	-	代替安全冷却水系
大型移送ポンプ	その他再処理設備の附属施設	放出抑制設備	放水設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	放出抑制設備	注水設備	-	-	-
可搬型酸素濃度計	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-
可搬型二酸化炭素濃度系	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-
可搬型窒素酸化物濃度計	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	緊急時対策建屋環境測定設備	-	-
通信連絡設備	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	-	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	緊急時対策所	重大事故等対処設備	通信連絡設備	-	-
ページング装置	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
所内携帯電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
専用回線電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
ファクシミリ	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
							その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
プロセス伝送サーバ	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
放射線管理用計算機	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
環境中継サーバ	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
総合防災盤	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所内データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
統合原子力防災ネットワークP電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
統合原子力防災ネットワークP-FAX	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
統合原子力防災ネットワークTV会議システム	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
一般加入電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
一般携帯電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
衛星携帯電話	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
データ伝送設備	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外通信連絡設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外データ伝送設備	常設重大事故等対処設備	-	-
データ伝送設備	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	所外データ伝送設備	-	-	-	その他再処理設備の附属施設	通信連絡設備	代替通信連絡設備	常設重大事故等対処設備	-	-
可搬型空気圧縮機	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	-	代替安全圧縮空気系	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	本系爆発の再発に防止するための空気の供給に使用される設備	-
可搬型建屋外ホース	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	-	-	-	代替安全圧縮空気系	その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	重大事故等対処設備	代替安全圧縮空気系	本系爆発の再発に防止するための空気の供給に使用される設備	-
中央制御室送風機	計測制御系統設備	制御室	中央制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-
制御建屋の換気ダクト	計測制御系統設備	制御室	中央制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-
制御室送風機	計測制御系統設備	制御室	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-
使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の換気ダクト	計測制御系統設備	制御室	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	-	-	-	計測制御系統施設	制御室(重大事故時)	-	-	-	-
中央制御室遮蔽	計測制御系統設備	制御室	中央制御室	-	-	-	計測制御系統施設	重大事故等対処設備	制御室	中央制御室	制御室遮蔽設備	-
制御室遮蔽	計測制御系統設備	制御室	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	-	-	-	計測制御系統施設	重大事故等対処設備	制御室	使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	制御室遮蔽設備	-

仕様表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙-3</p> <p style="text-align: center;">仕様表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <p>1. 要旨 設備に対する要求事項を踏まえ、機器等の「取付箇所」の記載として以下に記載方針をまとめた。</p> <p>2. 設工認における取付箇所の記載事項について 再処理施設及び加工施設においては、仕様表記載事項や記載項目を整理した原子力規制委員会が定めたガイド類が存在しないため、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」(以下、「手続きガイド」という)の機器等の仕様に関する記載要求範囲を参照し、記載事項を整理するものとする。 手続きガイドに記載される「取付箇所」への記載要求は以下の通り。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(抜粋) 常設の機器等(可搬型の機器等の一部で通常運転時から使用箇所に取り付けている機器等を含む。)については、属する系統の機能の独立性及び位置的分散を示すために十分な配置を説明する記載とする必要があり、また、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する必要がある。</p> </div> <p>3. 記載方針 上記、手続きガイドを参考に、仕様表の「取付箇所」記載方針を次に記載する。 なお、火災防護対象機器の取り扱いについても、本資料で明確化する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙-3</p> <p style="text-align: center;">要目表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <p>1. 要旨 別表第二の記載要求事項のうち、機器等の「取付箇所」の記載として以下に記載方針をまとめた。</p> <p>2. 発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド記載内容について 「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」(以下、「手続きガイド」という)の機器等の仕様に関する記載要求範囲として記載される「取付箇所」への記載要求は以下の通り。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(抜粋) 常設の機器等(可搬型の機器等の一部で通常運転時から使用箇所に取り付けている機器等を含む。)については、属する系統の機能の独立性及び位置的分散を示すために十分な配置を説明する記載とする必要があり、また、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する必要がある。</p> </div> <p>3. 記載方針 上記、手続きガイドに基づき、要目表の「取付箇所」記載方針を次に記載する。なお、火災防護対象機器の取り扱いについても、本資料で明確化する。</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">仕様表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <p>1. 「属する系統の機能の独立性」について</p> <p>常設機器等の「属する系統の機能の独立性」については、添付図面の「系統図」で示す。そのため、仕様表の取付箇所の欄には、当該機器が接続する系統名（ライン名）の記載欄を設け、その欄に取り付ける系統名（「〇〇〇ライン」等と表記する。）を記載する。</p> <p>また、系統図側には、施設名及び設備系統名が識別できるよう「施設区分名」と「設備（系統）区分名」を図面名称欄に記載し、仕様表と図面が繋がる記載とする。</p> <p>なお、〇〇ポンプA, B や〇〇弁A, B, C などの機器の「個数」が複数個あるものについては、その機器毎に「系統名」を記載する。また、系統に接続していないもの（例：クレーン等）については「-」で示す。</p> <p style="text-align: right;">(記載例①参照)</p> <p>2. 「位置的分散」について</p> <p>常設機器等の「位置的分散」は、添付図面の「配置図」で示す。</p> <p>そのため、仕様表の取付箇所欄には、当該機器を設置する「設置床」の記載欄を設け、その欄に「建屋の名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。</p> <p>また、「配置図」側には、機器配置が識別できるよう「建屋の名称」及び「設置床レベル」を図面に記載し、仕様表と図面が繋がる記載とする。</p> <p>なお、「設置床レベル」の表記方法については、事業変更許可申請書に準じる。</p> <p style="text-align: right;">(記載例②参照)</p> <p>3. 「溢水防護上の配慮が必要な機器等」について</p> <p>3.1 防護区画との関係について</p> <p>溢水防護上の配慮を必要とする機器等と溢水防護区画との関係が分かるように仕様表の取付箇所の欄には、その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。</p> <p>なお、「〇〇施設の溢水による損傷の防止に関する説明書」に「防護区画番号」を示した「防護対処設備リスト」と「防護区画図面」を添付することでそれらの関係性を示す。</p> <p>また、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法については図1及び図2に示す。</p> <p style="text-align: right;">(記載例③参照)</p>	<p style="text-align: center;">仕様表記載のうち機器等の取付箇所の記載方針について</p> <p>1. 「属する系統の機能の独立性」について</p> <p>常設機器等の「属する系統の機能の独立性」については、添付図面の「系統図」で示す。そのため、要目表の取付箇所の欄には、当該機器が接続する系統名（ライン名）の記載欄を設け、その欄に取り付ける系統名（「〇〇〇ライン」等と表記する。）を記載する。</p> <p>また、系統図側には、施設名及び設備系統名が識別できるよう「施設区分名」と「設備（系統）区分名」を図面名称欄に記載し、要目表と図面が繋がる記載とする。</p> <p>なお、〇〇ポンプA, B や〇〇弁A, B, C などの機器の「個数」が複数個あるものについては、その機器毎に「系統名」を記載する。また、系統に接続していないもの（例：クレーン等）については「-」で示す。7</p> <p style="text-align: right;">(記載例①参照)</p> <p>2. 「位置的分散」について</p> <p>常設機器等の「位置的分散」は、添付図面の「配置図」で示す。</p> <p>そのため、要目表の取付箇所欄には、当該機器を設置する「設置床」の記載欄を設け、その欄に「建屋の名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。</p> <p>また、「配置図」側には、機器配置が識別できるよう「建屋の名称」及び「設置床レベル」を図面に記載し、要目表と図面が繋がる記載とする。</p> <p>なお、「設置床レベル」の表記方法については、設置変更許可申請書に準じる。</p> <p style="text-align: right;">(記載例②参照)</p> <p>3. 「溢水防護上の配慮が必要な機器等」について</p> <p>3.1 防護区画との関係について</p> <p>溢水防護上の配慮を必要とする機器等と溢水防護区画との関係が分かるように要目表の取付箇所の欄には、その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。</p> <p>なお、「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」に「防護区画番号」を示した「防護対処設備リスト」と「防護区画図面」を添付することでそれらの関係性を示す。</p> <p>また、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法については図1及び図2に示す。</p> <p style="text-align: right;">(記載例③参照)</p>	

1. グランドルールの考え方について

- 現状のグランドルールのうち、「溢水防護上の区画番号」および「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方針の主な個所は以下のとおり。

「溢水防護上の区画番号」について

③ 「〇〇施設 溢水による損傷の防止に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、仕様表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。

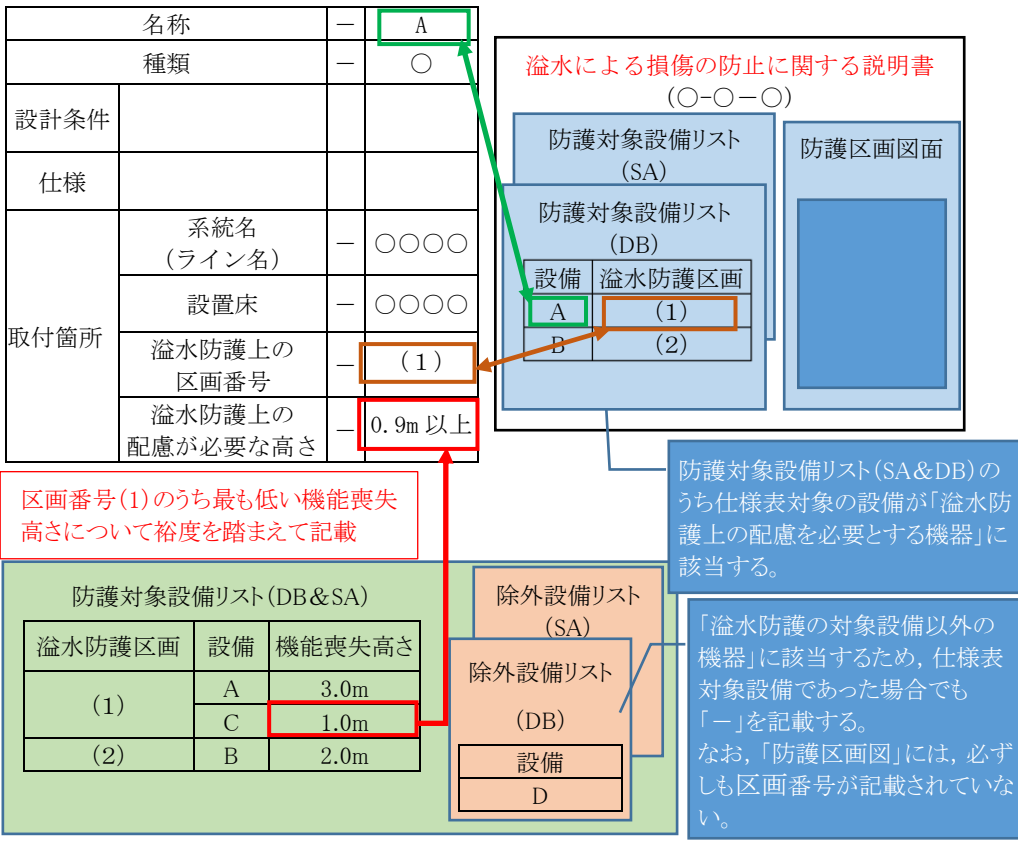
なお、溢水防護上の対象設備以外の機器は「-」とする。

「溢水防護上の配慮が必要な高さ」について

④ 溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定したうえで、裕度を設定して仕様表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。

なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。

・上記のルールを踏まえた「溢水防護上の区画番号」および「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載するために用いる資料構成と仕様表記載の流れのイメージ図を第1図に示す。



図〇 「溢水防護上の区画番号」と「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法

1. グランドルールの考え方について

- 現状のグランドルールのうち、「溢水防護上の区画番号」および「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方針の主な個所は以下のとおり。(先行 PWR と同様)

「溢水防護上の区画番号」について

③ 「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、要目表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。

なお、溢水防護上の対象設備以外の機器は「-」とする。

「溢水防護上の配慮が必要な高さ」について

④ 溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定したうえで、裕度を設定して要目表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。

なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。

・上記のルールを踏まえた「溢水防護上の区画番号」および「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載するために用いる資料構成と要目表記載の流れのイメージ図を第1図に示す。

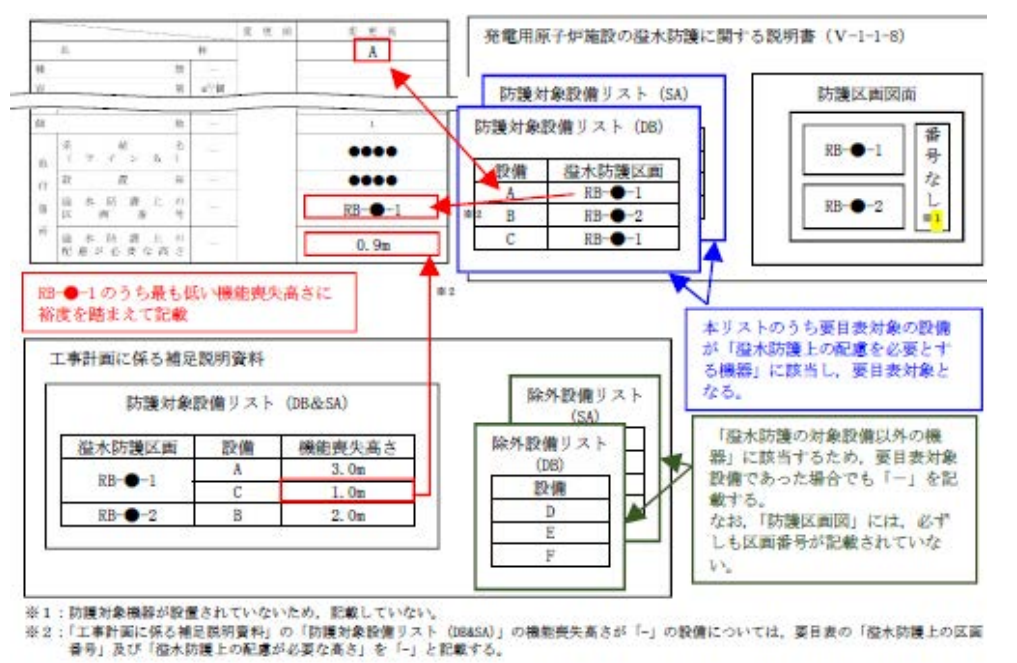
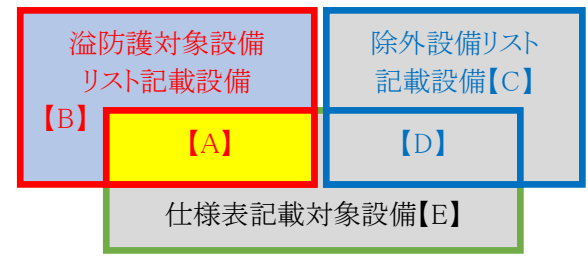


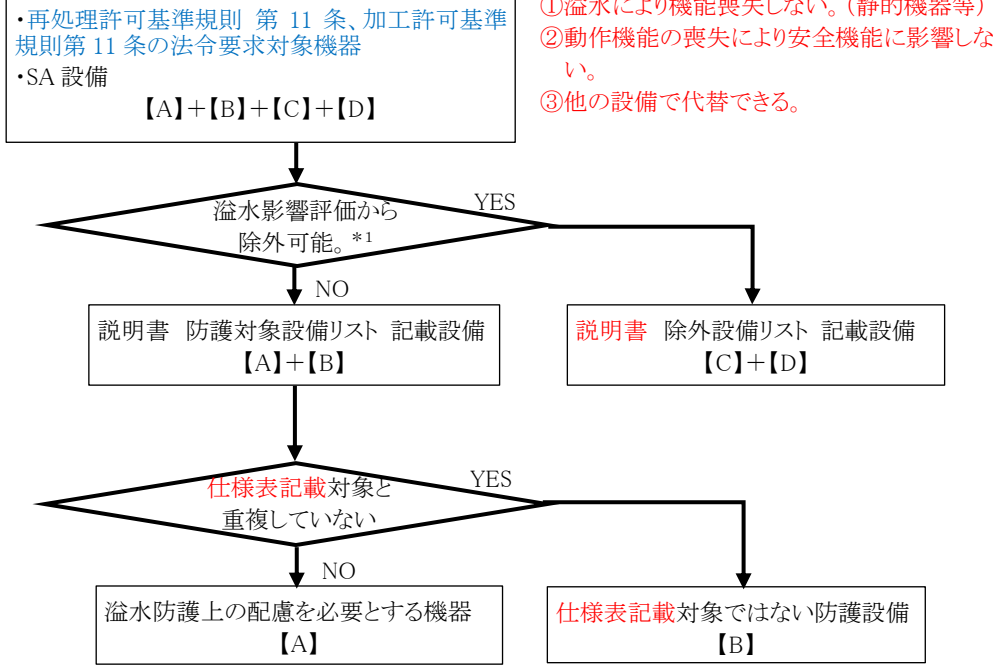
図1 「溢水防護上の区画番号」と「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法

・「溢水防護上の配慮を必要とする機器」と「溢水防護の対象設備以外の機器」の考え方



- 黄色**: 「溢水防護上の配慮を必要とする機器 (仕様表記載対象)【A】
- 青**: 仕様表記載対象ではない溢水防護対象設備【B】 (グランドルール上の「溢水防護の対象設備以外の機器」)
- 灰**: 「溢水防護の対象設備以外の機器」【C】【D】【E】

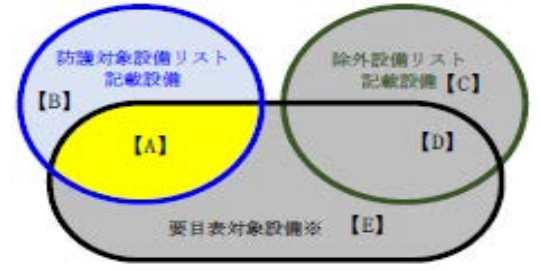
・仕様表の整理フロー ※1:以下に該当する設備は評価対象外としている。



分類	「溢水防護上の区画番号」	溢水防護上の配慮が必要な高さ
A	区画番号を記載する。	区画内で最も低い機能喪失高さを記載する。
B	仕様表記載対象ではない。	
C	仕様表記載対象ではない。	
D	「-」を記載する。	「-」を記載する。
(参考: E)	(「-」を記載する。)	(「-」を記載する。)

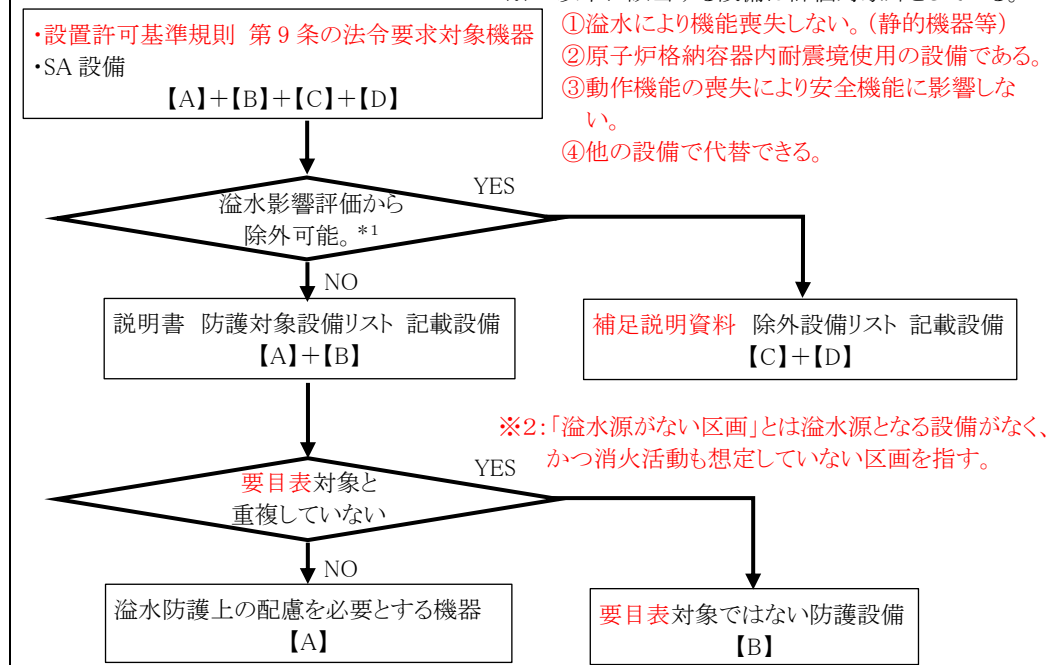
図2 仕様表の整理フロー

・「溢水防護上の配慮を必要とする機器」と「溢水防護の対象設備以外の機器」の考え方



- 黄色**: 「溢水防護上の配慮を必要とする機器 (要目表対象)【A】
- 青**: 要目表対象ではない防護対象設備【B】 (グランドルール上の「溢水防護の対象設備以外の機器」)
- 灰**: 「溢水防護の対象設備以外の機器」【C】【D】【E】 ※ 別表第二の範囲を示す。

・要目表の整理フロー ※1:以下に該当する設備は評価対象外としている。

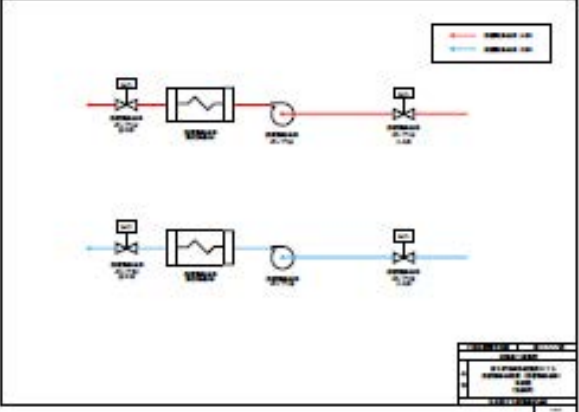
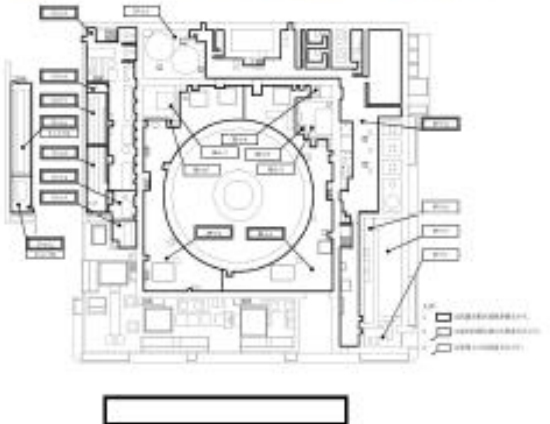


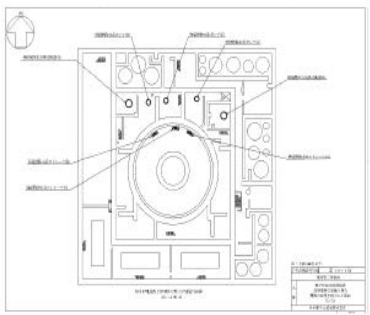

分類	「溢水防護上の区画番号」	溢水防護上の配慮が必要な高さ
A	区画番号を記載する。	区画内で最も低い機能喪失高さを記載する。
B	要目表対象ではない。	
C	要目表対象ではない。	
D	「-」を記載する。	「-」を記載する。
(参考: E)	(「-」を記載する。)	(「-」を記載する。)

図2 要目表の整理フロー

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3.2 据付高さ等</p> <p>据付高さ等について、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、その機器等が設置される溢水防護上の区画のうち、機能喪失高さの裕度が最も低いものを選定し、その区画の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として設定する。</p> <p>「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の設定には、機能喪失高さのマーヅンを加えた値で設定し、仕様表の記載としては、そのマーヅンを加えた値に「以上」を付記して表記する。</p> <p>また、溢水防護上の配慮が必要ない設備については「-」を記載する。</p> <p>なお、溢水防護上の配慮が必要な高さについては、追加要求事項として要目表の「変更後」も欄に記載する。</p> <p style="text-align: right;">(記載例④参照)</p> <p>4. 「化学薬品防護上の配慮が必要な機器等」について</p> <p>4.1 防護区画との関係について</p> <p><u>化学薬品防護上の配慮を必要とする機器等と化学薬品防護区画との関係が分かるように仕様表の取付箇所の欄には、その機器が設置される「化学薬品防護上の区画番号」を記載する。</u></p> <p><u>なお、「VI-1-1-7 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」に「防護区画番号」を示した「防護対処設備リスト」と「防護区画図面」を添付することでそれらの関係性を示す。</u></p> <p><u>また、「化学薬品防護上の区画番号」及び「化学薬品防護上の配慮が必要な高さ」の記載方法については図○及び図○に示す。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(記載例⑤参照)</u></p> <p>4.2 据付高さ等</p> <p><u>据付高さ等について、化学薬品防護上の配慮が必要な機器等については、その機器等が設置される化学薬品防護上の区画のうち、機能喪失高さの裕度が最も低いものを選定し、その区画の「化学薬品防護上の配慮が必要な高さ」として設定する。</u></p> <p><u>「化学薬品防護上の配慮が必要な高さ」の設定には、機能喪失高さのマーヅンを加えた値で設定し、仕様表の記載としては、そのマーヅンを加えた値に「以上」を付記して表記する。</u></p> <p><u>また、化学薬品防護上の配慮が必要ない設備については「-」を記載する。</u></p> <p><u>なお、化学薬品防護上の配慮が必要な高さについては、追加要求事項として要目表の「変更後」も欄に記載する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(記載例⑥参照)</u></p>	<p>3.2 据付高さ等</p> <p>据付高さ等について、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、その機器等が設置される溢水防護上の区画のうち、機能喪失高さの裕度が最も低いものを選定し、その区画の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として設定する。</p> <p>「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の設定には、機能喪失高さのマーヅンを加えた値で設定し、要目表の記載としては、そのマーヅンを加えた値に「以上」を付記して表記する。</p> <p>また、溢水防護上の配慮が必要ない設備については「-」を記載する。</p> <p>なお、溢水防護上の配慮が必要な高さについては、追加要求事項として要目表の「変更後」も欄に記載する。</p> <p style="text-align: right;">(記載例④参照)</p>	<p>・再処理施設特有の化学薬品による損傷の防止に係る項目を追加。</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>5. 「火災防護対象機器」についての扱い</p> <p><u>火災防護対象機器の設置位置と「火災区域」又は「火災区画」との関係性について、以下の整理とする。</u></p> <p>(1) 「火災区域」及び「火災区画」の識別として、火災防護設備の仕様表に「<u>火災区域</u>」及び「<u>火災区画</u>」の「<u>名称</u>」を記載し、また添付図面においても、<u>図中にそれら区域及び区画の「名称」を記載することで火災防護上の「区域」及び「区画」を識別する。</u></p> <p>(2) <u>火災防護対象機器について、添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」に「機器リスト」を添付し、そのリスト中に火災防護対象機器の「機器名称」と、その機器が設置される「火災区域 (区画)」の「名称」を記載することで、「火災防護対象機器」と「火災区域」及び「火災区画」との関係性が分かる記載とする。</u></p>	<p>4. 「火災防護対象機器」についての扱い</p> <p>火災防護対象機器の設置位置と「火災区域」又は「火災区画」との関係性について、以下の整理とする。</p> <p>(1) 「火災区域」及び「火災区画」の識別として、火災防護設備の要目表に「火災区域」及び「火災区画」の「<u>名称</u>」と「番号」を記載し、また添付図面においても、<u>図中にそれら区域及び区画の「番号」を記載することで火災防護上の「区域」及び「区画」を識別する。</u></p> <p>(2) 火災防護対象機器について、添付書類「<u>V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書</u>」に「機器リスト」を添付し、そのリスト中に火災防護対象機器の「機器名称」と、その機器が設置される「<u>火災区域番号</u>」又は「火災区画番号」を記載することで、「火災防護対象機器」と「火災区域」及び「火災区画」との関係性が分かる記載とする。</p>	<p>・火災防護対象機器の取扱いについて項目を追加</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p data-bbox="706 275 1368 302">仕様表記載のうち機器等の取付箇所の記事方針について</p> <p data-bbox="557 380 1507 478"> 属する系統の機能の独立性 ・独立性は添付図面の系統図にて示す。なお、機器が設置される系統について「設備 (系統名)」で記載し、系統図とリンクさせる。 </p> <p data-bbox="557 1146 1507 1245"> 防護区画との関係 ・溢水防護上の配慮を必要とする機器等の仕様表の取付箇所欄には、その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。 </p>	<p data-bbox="1679 275 2341 302">要目表記載のうち機器等の取付箇所の記事方針について</p> <div data-bbox="1567 348 2303 947"> <p data-bbox="1626 363 1952 390">属する系統の機能の独立性</p> <p data-bbox="1581 443 2279 516"> ・独立性は系統図にて示す。なお、機器が設置される系統について「設備 (系統名)」で記載し、系統図とリンクさせる。 </p>  </div> <div data-bbox="1567 1104 2303 1692"> <p data-bbox="1626 1119 1863 1146">防護区画との関係</p> <p data-bbox="1581 1199 2279 1272"> ・溢水防護上の配慮を必要とする機器等の要目表の取付箇所欄には、その機器が設置される「溢水防護上の区画番号」を記載する。 </p>  </div>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>据付高さ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護対象機器等が設置される溢水防護区画のうち、機能喪失高さの裕度が最も低いものを選定し、その区画の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として設定する。 <p>なお、「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の設定には、機能喪失高さにマージンを加えた値で設定し、仕様表の記載としては、そのマージンを加えた値に「以上」を付記して標記する。</p> <p>位置的分散</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設の機器等の「位置的分散」は、添付図面の「配置図」で示す。 <p>仕様表の取付箇所欄には「配置図」とリンクできるよう、当該機器が設置される「設置床」の記載欄を設け、その欄に「建屋の名称」及び機器の「設置床レベル」を記載する。</p> <p>また、「配置図」側には、図面中に「建屋の名称」及び「設置床レベル」を記載する。</p>	<div data-bbox="1576 296 2332 909" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">据付高さ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護対象機器等が設置される溢水防護区画のうち、機能喪失高さの裕度が最も低いものを選定し、その区画の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として設定する。 <p>なお、「溢水防護上の配慮が必要な高さ」の設定には、機能喪失高さにマージンを加えた値で設定し、要目表の記載としては、そのマージンを加えて値に「以上」を付記して表記する。</p> </div> <div data-bbox="1552 1010 2472 1455" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">位置的分散</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設の機器等の「位置的分散」は、添付図面の「配置図」で示す。 <p>要目表の取付箇所欄には「配置図」とリンクできるよう、当該機器が設置される「設置床」の記載欄を設け、その欄に「建屋の名称」及び機器の「設置床レベル」を記載する。</p> <p>また、「配置図」側には、図面中に「建屋の名称」及び「設置床レベル」を記載する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">イメージ図</p> </div>	

記載例

			変更前	変更後	
名 称		—	冷却水循環ポンプ A, B		
種 類		—	〇〇		
設計条件	ポンプ	核 的 制 限 値	L	〇〇	
		最 高 使 用 圧 力	MPa	〇〇	
		最 高 使 用 温 度	℃	〇〇	
		定 格 容 量	m ³ /h/個	〇〇	
		定 格 揚 程	m	〇〇	
		主要寸法	吸込口径	mm	〇〇
			吐出口径	mm	〇〇
全 高	Mm		〇〇		
主要材料	ケーシング		〇〇		
個 数			①の例		
取付箇所	系統名 (ライン名)			〇〇	
	設置床			〇〇	
	溢水防護上の区画番号			〇〇	
	溢水防護上の配慮が必要な高さ			〇〇	
	化学薬品防護上の区画番号			〇〇	
	化学薬品防護上の配慮が必要な高さ			〇〇	
原 動 機	種 類	—		〇〇	
	出 力	kW/個		〇〇	
	個 数	—		〇〇	
	取 付 箇 所	—		〇〇	

東海第二_事業者ヒアリング_第1313回_H30年10月5日

記載例

- 4 ほう酸水注入設備に係る次の事項
- 4.1 ほう酸水注入系
- (1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

・常設

		変更前	変更後
名 称		ほう酸水注入ポンプ*1	ほう酸水注入ポンプ*2
種 類	—	往復形*3	
容 量	m ³ /h/個	9.78以上 (9.78*4、*5)	
吐 出 圧 力**	MPa	8.5以上*6 (8.5*4、*5)	
最 高 使 用 圧 力	MPa	吸込側 1.04*7 吐出側 9.66*7	
最 高 使 用 温 度	℃	66*7	
主 要 寸 法	吸 込 内 径	mm	65.9*4、*7
	吐 出 内 径	mm	38.4*4、*7
	ケーシング厚さ	mm	11.8*4、*7
	た て	mm	1820*4、*8
材 料	横	mm	2100*4、*8
	高 さ	mm	1250*4、*8
ケ ー シ ン グ	—		
ケ ー シ ン グ カ バ ー	—		
個 数	—	2*10	
取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	ほう酸水注入ポンプA ほう酸水注入系*7	ほう酸水注入ポンプB ほう酸水注入系*7
	設 置 床	—	原子炉建屋 原子炉棟 EL. 38.80 m*7
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—	RB-5-3
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—	EL. 39.26 m以上

2-別 3-7

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考														
		<p style="text-align: center;">東海第二_事業者ヒアリング_第1313回_H30年10月5日</p> <p style="text-align: center;">(続き)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">原 動 機</td> <td>種 類</td> <td>誘導電動機*11</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>出 力</td> <td>kW/個 37</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>取 付 箇 所</td> <td>ポンプと同じ*7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ポンプ」と記載。 *2: 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備(ほう酸水注入系)及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の原子炉格納容器安全設備(ほう酸水注入系)と兼用する。 *3: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「水平3連ブランチャポンプ」と記載。記載内容は、設計図書による。 *4: 公称値を示す。 *5: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「163 ℓ/min」と記載。 *6: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「全揚程 870 m」と記載。 *7: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。 *8: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、昭和50年11月7日付け50資庁第11107号にて認可された工事計画の添付図面「第3-18図 ほう酸水注入系ポンプ組立外形図」による。 *9: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「接液部」と記載。 *10: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「2(常用1, 予備1)」と記載。 *11: 記載の適正化を行う。既工事計画書には「3相誘導電動機」と記載。</p> <p style="text-align: center;">2-別3-8</p>			変更前	変更後	原 動 機	種 類	誘導電動機*11	変更なし	出 力	kW/個 37	個 数	2	取 付 箇 所	ポンプと同じ*7	
		変更前	変更後														
原 動 機	種 類	誘導電動機*11	変更なし														
	出 力	kW/個 37															
	個 数	2															
	取 付 箇 所	ポンプと同じ*7															

可搬型主配管の仕様表に記載する「個数」の記載方法と「個数」及び「取付箇所」に
注記を記載する際の基本的な記載ルールについて

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																								
	<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p>可搬型主配管の仕様表に記載する「個数」の記載方法と「個数」及び「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載ルールについて</p> <p>1. 要旨 可搬型主配管に係る「個数」の記載方法及び「個数」, 「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載方法について以下にまとめる。</p> <p>2. 「個数」の記載方法 2.1 「個数」欄には, 「技術基準規則で要求される必要な容量を賄える個数」(以下「必要数」という。)と「故障時バックアップの個数」を記載する。</p> <p>その際, 必要数は括弧外に記載し, 予備は括弧を付し, そのカッコ内に「故障時バックアップ」の記載と個数を示す。</p> <p>例:</p> <table border="1" data-bbox="557 1020 1507 1146"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● (故障時バックアップ□□)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">●●: 必要数 □□: 故障時バックアップ数</p> <p>※…故障時バックアップの表示は括弧内に「故障時バックアップ」の記載と個数を付す。</p> <p>なお, 「個数」には, 単位を記載しないが, 管種を識別するため「取付箇所」欄に記載する場合は以下の表記とする。</p> <p>① 可搬型ホースについては「本」 ② 可搬型鋼管については「台」</p> <p>2.2 可搬型主配管は, 使用方法により適用する技術基準規則が異なり, それにより必要数及び故障時バックアップ数も変わることから, 個々の基本的な記載パターンを以下に定める。</p> <p>2.2.1 基準要求が $2n + \alpha$ のもの (例: 「建屋外」から「建屋内」に水を供給するための可搬型ホース等) (1) 単一の長さの可搬型主配管の場合 ・必要数には, $2n$の本数(台数)を括弧外に記載する。 ・故障時バックアップ数には, αの本数(台数)に括弧を付して記載する。</p>	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所					●● (故障時バックアップ□□)		<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p>可搬型主配管の要目表に記載する「個数」の記載方法と「個数」及び「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載ルールについて</p> <p>1. 要旨 別表第二の改正により可搬型主配管の要目表に「個数」が追加されたことを受け, その「個数」への記載方法及び「個数」, 「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な記載方法について以下にまとめる。</p> <p>2. 「個数」の記載方法 2.1 「個数」欄には, 「技術基準規則で要求される必要な容量を賄える個数」(以下「必要数」という。)と「バックアップの個数」(以下「予備」という。)を記載する。</p> <p>その際, 必要数は括弧外に記載し, 予備は括弧を付し, そのカッコ内に「予備」の記載と個数を示す。</p> <p>例:</p> <table border="1" data-bbox="1537 1020 2487 1146"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● (予備□□)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">●●: 必要数 □□: 予備数</p> <p>※…予備の表示は括弧内に「予備」の記載と個数を付す。</p> <p>なお, 「個数」には, 単位を記載しないが, 管種を識別するため「取付箇所」欄に記載する場合は以下の表記とする。</p> <p>① 可搬型ホースについては「本」 ② 可搬型鋼管については「台」</p> <p>2.2 可搬型主配管は, 使用方法により適用する技術基準規則が異なり, それにより必要数及び予備数も変わることから, 個々の基本的な記載パターンを以下に定める。</p> <p>2.2.1 基準要求が $2n + \alpha$ のもの (例: 「建屋外」から「建屋内」に水を供給するための可搬型ホース等) (1) 単一の長さの可搬型主配管の場合 ・必要数には, $2n$の本数(台数)を括弧外に記載する。 ・予備数には, αの本数(台数)に括弧を付して記載する。</p>	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所					●● (予備□□)		<p>・別表第2に相当するものがないため, 記載見直し。</p> <p>・常設設備における「予備」の扱いと区別するため, 読み替えは行わない。(以降, 省略。)</p>
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																						
				●● (故障時バックアップ□□)																							
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																						
				●● (予備□□)																							

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																								
	<p>(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値 (2n) を括弧外に記載する。 故障時バックアップ数には、ホース長さごとの故障時バックアップ本数を合算した値 (α) に括弧を付して記載する。 <p>2.2.2 基準要求が n + α のもの (例:「建屋内」のみ使用する可搬型ホース等)</p> <p>(1) 単一の長さの可搬型主配管の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には、nの本数(台数)を括弧外に記載する。 故障時バックアップ数には、αの本数(台数)に括弧を付して記載する。 <p>(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値(n)を括弧外に記載する。 故障時バックアップ数には、ホース長さごとの予備本数を合算した値(α)に括弧を付して記載する。 <p>3. 「個数」及び「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な表記方法</p> <p>3.1 「個数」への注記方法 以下に示す「3.1.1」～「3.1.4」の場合には、個数に注記を記載する。</p> <p>3.1.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合は、長さごとに必要となる数がわかるように注記を記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="557 1423 1507 1549"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m, 10m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● (故障時バックアップ□□) *1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 必要本数●●本 (5m: ●本, 10m: ●本, 50m: ●本) 及び故障時バックアップ各1本の数量を示す。</p>	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (故障時バックアップ□□) *1		<p>(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値 (2n) を括弧外に記載する。 予備数には、ホース長さごとの予備本数を合算した値 (α) に括弧を付して記載する。 <p>2.2.2 基準要求が n + α のもの (例:「建屋内」のみ使用する可搬型ホース等)</p> <p>(1) 単一の長さの可搬型主配管の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には、nの本数(台数)を括弧外に記載する。 予備数には、αの本数(台数)に括弧を付して記載する。 <p>(2) 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要数には、ホース長さごとに必要となる本数を合算した値(n)を括弧外に記載する。 予備数には、ホース長さごとの予備本数を合算した値(α)に括弧を付して記載する。 <p>3. 「個数」及び「取付箇所」に注記を記載する際の基本的な表記方法</p> <p>3.1 「個数」への注記方法 以下に示す「3.1.1」～「3.1.4」の場合には、個数に注記を記載する。</p> <p>3.1.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合は、長さごとに必要となる数がわかるように注記を記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="1534 1423 2484 1549"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m, 10m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● (予備□□) *1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 必要本数●●本 (5m: ●本, 10m: ●本, 50m: ●本) 及び予備各1本の数量を示す。</p>	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (予備□□) *1		
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																						
〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (故障時バックアップ□□) *1																							
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																						
〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (予備□□) *1																							

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																																								
	<p>3.1.2 設備を兼用する複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する 場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備（系統）区分によって、組み合わせる本数（台数）が異なるものは、各設備（系統）区分で必要となる数がわかるように注記を記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="557 527 1504 653"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用 圧力</th> <th>最高使用 温度</th> <th>主要 寸法</th> <th>個数</th> <th>取付 箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m, 10m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● (故障時バック アップ□□) *2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *2：〇〇施設のうち△△設備（□□系）としての必要本数●●本（5m：●本，10m：●本，50m：●本）と●●施設のうち▲▲設備（■系）としての必要本数●●本（5m：●本，10m：●本，50m：●本）を合わせた数量及び故障時バックアップ各 1 本の数量を示す。</p> <p>3.1.3 機器に専属するホースの場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器の専属ホースであることがわかるように、専属する機器名が判別可能なよう注記で記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="557 1100 1504 1192"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用 圧力</th> <th>最高使用 温度</th> <th>主要 寸法</th> <th>個数</th> <th>取付 箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● *3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *3：〇〇ポンプの保有数と同じ数量を示す。</p> <table border="1" data-bbox="557 1283 1504 1436"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用 圧力</th> <th>最高使用 温度</th> <th>主要 寸法</th> <th>個数</th> <th>取付 箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△△ 給油ライン接続用 19.5m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● *4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *4：△△1台あたりの数量を示す。</p>	名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所	〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (故障時バック アップ□□) *2		名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所	〇〇用 5m ホース				●● *3		名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所	△△ 給油ライン接続用 19.5m ホース				●● *4		<p>3.1.2 設備を兼用する複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する 場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備（系統）区分によって、組み合わせる本数（台数）が異なるものは、各設備（系統）区分で必要となる数がわかるように注記を記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="1534 527 2481 653"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用 圧力</th> <th>最高使用 温度</th> <th>主要 寸法</th> <th>個数</th> <th>取付 箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m, 10m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● (予備□□) *2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *2：〇〇施設のうち△△設備（□□系）としての必要本数●●本（5m：●本，10m：●本，50m：●本）と●●施設のうち▲▲設備（■系）としての必要本数●●本（5m：●本，10m：●本，50m：●本）を合わせた数量及び予備各 1 本の数量を示す。</p> <p>3.1.3 機器に専属するホースの場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器の専属ホースであることがわかるように、専属する機器名が判別可能なよう注記で記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="1534 1100 2481 1192"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用 圧力</th> <th>最高使用 温度</th> <th>主要 寸法</th> <th>個数</th> <th>取付 箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 5m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● *3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *3：〇〇ポンプの保有数と同じ数量を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1534 1283 2481 1436"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用 圧力</th> <th>最高使用 温度</th> <th>主要 寸法</th> <th>個数</th> <th>取付 箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△△ 給油ライン接続用 19.5m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●● *4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *4：△△1台あたりの数量を示す。</p>	名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所	〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (予備□□) *2		名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所	〇〇用 5m ホース				●● *3		名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所	△△ 給油ライン接続用 19.5m ホース				●● *4		
名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所																																																																						
〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (故障時バック アップ□□) *2																																																																							
名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所																																																																						
〇〇用 5m ホース				●● *3																																																																							
名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所																																																																						
△△ 給油ライン接続用 19.5m ホース				●● *4																																																																							
名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所																																																																						
〇〇用 5m, 10m, 50m ホース				●● (予備□□) *2																																																																							
名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所																																																																						
〇〇用 5m ホース				●● *3																																																																							
名称	最高使用 圧力	最高使用 温度	主要 寸法	個数	取付 箇所																																																																						
△△ 給油ライン接続用 19.5m ホース				●● *4																																																																							

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																
	<p>3.1.4 2セットで技術基準規則要求を満たす設備に使用するホースの場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 2セットで基準要求を満たす設備に使用するホースは、1セット分の必要本数及び故障時バックアップ数と必要なセット数を注記で記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="557 493 1504 766"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇 給油ライン 接続用 4 m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●*5 (故障時バックアップ□□)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *5：必要本数 15 本を 2 セットに故障時バックアップ 1 本の数量を示す。</p> <p>3.2 「取付箇所」への注記方法</p> <p>以下に示す「3.2.1」の場合には、取付箇所に注記を記載する。</p> <p>3.2.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 最長敷設ルートにおけるホース長さごとの必要本数を記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="557 1171 1504 1444"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>取付箇所： △△～□□接 続口 (52 本*6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *6：最長のルートである「●●～▲▲」に敷設した場合 (0.5m：1 本，1m：2 本，2m：5 本，3m：1 本，5m：3 本，10m：8 本，50m：32 本) の数量を示す。</p> <p>4. 各可搬型主配管の個数の内訳</p> <p>可搬型主配管のうち、複数の使用方法等により内訳の説明を要する可搬型主配管は、設定根拠に関する説明書又は設定根拠に関する説明書の補足説明資料に示す。</p>	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇 給油ライン 接続用 4 m ホース				●●*5 (故障時バックアップ□□)		名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース					取付箇所： △△～□□接 続口 (52 本*6)	<p>3.1.4 2セットで技術基準規則要求を満たす設備に使用するホースの場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 2セットで基準要求を満たす設備に使用するホースは、1セット分の必要本数及び予備数と必要なセット数を注記で記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="1534 493 2481 766"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇 給油ライン 接続用 4 m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●●*5 (予備□□)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *5：必要本数 15 本を 2 セットに予備 1 本の数量を示す。</p> <p>3.2 「取付箇所」への注記方法</p> <p>以下に示す「3.2.1」の場合には、取付箇所に注記を記載する。</p> <p>3.2.1 複数の長さを持つ可搬型ホースを組み合わせて使用する場合</p> <p>(1) 記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 最長敷設ルートにおけるホース長さごとの必要本数を記載する。 <p>例：</p> <table border="1" data-bbox="1534 1171 2481 1444"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>最高使用圧力</th> <th>最高使用温度</th> <th>主要寸法</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>取付箇所： △△～□□接 続口 (52 本*6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *6：最長のルートである「●●～▲▲」に敷設した場合 (0.5m：1 本，1m：2 本，2m：5 本，3m：1 本，5m：3 本，10m：8 本，50m：32 本) の数量を示す。</p> <p>4. 各可搬型主配管の個数の内訳</p> <p>可搬型主配管のうち、複数の使用方法等により内訳の説明を要する可搬型主配管は、設定根拠に関する説明書又は設定根拠に関する説明書の補足説明資料に示す。</p>	名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇 給油ライン 接続用 4 m ホース				●●*5 (予備□□)		名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所	〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース					取付箇所： △△～□□接 続口 (52 本*6)	
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																																														
〇〇 給油ライン 接続用 4 m ホース				●●*5 (故障時バックアップ□□)																																															
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																																														
〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース					取付箇所： △△～□□接 続口 (52 本*6)																																														
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																																														
〇〇 給油ライン 接続用 4 m ホース				●●*5 (予備□□)																																															
名称	最高使用圧力	最高使用温度	主要寸法	個数	取付箇所																																														
〇〇用 0.5m, 1m, 2m, 3m, 5m, 10m, 20m, 50m ホース					取付箇所： △△～□□接 続口 (52 本*6)																																														

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">3 設工認申請における基本設計方針の作成要領</p> <p>1. 目的 「基本設計方針」の基本的な作成要領について定める。</p> <p>2. 基本設計方針の資料構成</p> <p>(1) 基本設計方針の資料構成は、「設工認申請における資料作成に当たっての基本的考え方」に基づき、技術基準規則の要求を満たすための基本的な設計方針を記載する構成とする。</p> <p>(2) 基本設計方針の記載は、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」第二条、「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」第四条及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第三条の二の二に記載の施設区分順に「施設（系統）」ごとに作成する。</p> <p>(3) 基本設計方針を作成するにあたり、技術基準規則への適合性を逐条的に示すために、「条文」ごとに基本設計方針を作成した上で、その内容を基に、「施設（系統）」ごとの基本設計方針（以下「基本設計方針」という。）に再構成するための方針を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">また、事業変更許可との整合性を説明するため、系統構成や主要設備について整理し、設備の設計方針として組み込む。</p> <p>a. 逐条的に示した基本設計方針を条文単位で、各施設（系統）に共通する設計方針と、施設固有の設計方針とに分類し、前者を「共通項目」、後者を「個別項目」とする。</p> <p style="text-align: center;">なお、事業変更許可との整合のために整理した、設備の系統構成及び主要設備に関する基本設計方針は「個別項目」に展開する。</p> <p>b. 基本設計方針の構成は、上記の「共通項目」を第1章、「個別項目」を第2章とする。共通項目と個別項目の構成については以下に示す。</p> <p>【共通項目の基本構成について】</p> <p>c. 共通項目の記載単位は基本的には技術基準規則の条文単位とするが、自然現象、設備に対する要求等の要求内容が同じものについては、複数条文を同一項目にまとめて記載する。また、記載順序は技術基準規則の条項順を基本とする。共通項目の章立てについて別紙1に示す。</p>	<p style="text-align: center;">3 工事計画認可申請における基本設計方針の作成要領</p> <p>1. 目的 「基本設計方針」の基本的な作成要領について定める。</p> <p>2. 基本設計方針の資料構成</p> <p>(1) 基本設計方針の資料構成は、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」に記載される「基本設計方針、適用基準及び適用規格」に基づき、技術基準規則の要求を満たすための基本的な設計方針を記載する構成とする。</p> <p>(2) 基本設計方針の記載は、別表第二の施設登場順に「施設（系統）」ごとに作成する。（例：「原子炉本体の基本設計方針」→「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針」→「原子炉冷却系統施設の基本設計方針」…）</p> <p>(3) 基本設計方針を作成するにあたり、技術基準規則への適合性を逐条的に示すために、「条文」ごとに基本設計方針を作成した上で、その内容を基に、「施設（系統）」ごとの基本設計方針（以下「基本設計方針」という。）に再構成するための方針を以下に示す。</p> <p>a. 逐条的に示した基本設計方針を条文単位で、各施設（系統）に共通する設計方針と、施設固有の設計方針とに分類し、前者を「共通項目」、後者を「個別項目」とする。</p> <p>b. 基本設計方針の構成は、上記の「共通項目」を第1章、「個別項目」を第2章とする。共通項目と個別項目の構成については以下に示す。</p> <p>【共通項目の基本構成について】</p> <p>c. 共通項目の記載単位は基本的には技術基準規則の条文単位とするが、自然現象、設備に対する要求等の要求内容が同じものについては、複数条文を同一項目にまとめて記載する。また、記載順序は技術基準規則の条項順を基本とする。共通項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p>d. 共通項目は「原子炉冷却系統施設」（以下「原冷」という）のみに記載し、その他の施設の共通項目に関する基本設計方針は原冷の記載を適宜呼び込む。</p>	<p>・許可との整合性の観点から、許可本文に記載の設計方針について、個別項目に漏れなく展開することを明記。</p> <p>・基本設計方針は全施設の共通項目、個別項目をまとめて記載することから、施設間での呼び込みは行わない。</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>火災、溢水、薬品に関する基本設計方針の呼び込み方法について、対応方針を見直し</p>	<p>d. 分割申請を考慮し、共通項目のうち、「火災等による損傷の防止」「再処理施設内における溢水による損傷の防止」及び「再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」の条文については、申請対象設備がある場合は個別項目の基本設計方針を呼び込むものとし、申請対象設備がない場合は共通項目に記載する。</p> <p>(例※)</p> <p>初回申請において火災防護設備を申請対象設備とする場合は、「火災等による損傷の防止」に係る基本設計方針について、第2章 個別項目に記載し呼び込みを行う。 (記載例は下記のとおり)</p> <p>火災防護設備を申請対象設備としない場合は、「火災等による損傷の防止」に係る基本設計方針について、第1章 共通項目に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><共通項目側の呼び込み記載例></p> <p>3.1 火災等による損傷の防止</p> <p>再処理施設の火災等による損傷の防止の基本設計方針については、火災防護設備の基本設計方針に基づく設計とする。</p> <p>⇒上記により個別項目側の記載を呼び込む</p> </div> <p>※火災防護設備等の設備区分が存在しないウラン濃縮施設については、共通項目に記載する。</p> <p>【個別項目の基本構成について】</p> <p>e. 個別項目の記載内容は、逐条的に示した各基本設計方針の中で、当該施設に該当する内容を集約して記載する。個別項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p>f. 各施設の「個別項目」の章立てについては、事業変更許可申請書の設備項目を基に項目及びその順序を構成する。ただし、技術基準規則等の要求も踏まえながら、記載項目、順序などは必要により変更する。個別項目の章立てと事業変更許可申請書との比較表を別紙2に示す。</p> <p>g. 「個別項目」の事業変更許可申請書の設備項目を基にした各項目については、更に各設備の系統等ごとに章立てを行い記載する。</p> <p>h. 説明性を考慮し、章立ては極力細分化する。</p>	<p>e. 原冷の共通項目のうち、「火災」及び「溢水等」の基本設計方針はそれぞれ火災防護設備、浸水防護施設の基本設計方針を呼び込む。</p> <p>【個別項目の基本構成について】</p> <p>f. 個別項目の記載内容は、逐条的に示した各基本設計方針の中で、当該施設に該当する内容を集約して記載する。個別項目の章立てについて別紙1に示す。</p> <p>g. 各施設の「個別項目」の章立てについては、別表第二中欄の「設備別記載事項」の設備項目を基に項目及びその順序を構成する。ただし、技術基準規則等の要求も踏まえながら、記載項目、順序などは必要により変更する。個別項目の章立てと別表第二との比較表を別紙2に示す。</p> <p>h. 「個別項目」の別表第二中欄の「設備別記載事項」の設備項目を基にした各項目については、更に各設備の系統等ごとに章立てを行い記載する。</p> <p>i. 説明性を考慮し、章立ては極力細分化する。</p>	<p>・分割申請を踏まえ、火災等の基本設計方針の呼び込み方法を見直し</p> <p>・設備区分が存在しない場合の展開方針を明確化</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(4) 基本設計方針のフォーマットは、変更前後の形式とする。なお、記載内容として技術基準規則の要求事項又は事業変更許可からの設計要求事項（以下「技術基準規則の要求事項等」という。）に変更がないものは、「手続き対象外」であることがわかるよう「記載の適正化」として「変更前」に記載する。また、技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったものに対する記載は「変更後」に記載し、「手続き対象」であることを識別する。具体的な方針は以下のとおり。(別紙3参照)</p> <p>a. 文頭に、事業指定基準規則及びその解釈並びに技術基準規則で定義していないものについて用語の定義を記載する。「用語の定義」に記載するものは、共通項目のうち各施設に該当する用語のみとする。</p> <p>b. 「一部技術基準規則の要求事項等が変更又は追加となったもの」に対する記載は、「変更前」に変更前の要求に対する基本設計方針を記載し、「変更後」に変更後の要求に対する基本設計方針を記載する。</p> <p>c. 「技術基準規則の要求事項等に変更のないもの」については「変更前」に基本設計方針を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。「1.」、「2.」等の項目のなかで一部でも変更のあるものは、文章が「変更前」と「変更後」で細切れにならないよう、その項目全体を「変更後」に記載する。</p> <p>d. 「技術基準規則の要求事項等が新たに追加となったもの」については、「変更前」に「-」を記載し、「変更後」に新たに基本設計方針を記載する。</p> <p>e. 「技術基準規則の要求事項等が新たに追加になったもの」でも、電気設備のように既認可設工認にて設計方針が述べられ、以前から実施しているものについては「変更前」にも記載する。</p> <p>(5) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の記載の組合せ方</p> <p>基本的にはDB、SAはまとめて記載する。(設計基準対象の施設と重大事故等対処設備に要求される条文のうち、双方の「共通事項」として扱える条文については、極力まとめる。) また、DBとSAを分けて記載する必要がある場合は、原則、DB・SAの順序で記載する。</p> <p>一つの設備や機能が、逐条的に示した基本設計方針の複数条文に記載されている場合は、極力まとめる。</p> <p>その他説明性を考慮し、類似項目は極力まとめた記載とする。</p>	<p>(4) 基本設計方針のフォーマットは、変更前後の形式とする。なお、記載内容として技術基準規則の要求事項に変更がないものは、「手続き対象外」であることがわかるよう「記載の適正化」として「変更前」に記載する。また、技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったものに対する記載は「変更後」に記載し、「手続き対象」であることを識別する。具体的な方針は以下のとおり。(別紙3参照)</p> <p>a. 文頭に、設置許可基準規則及び技術基準規則並びにこれらの解釈で定義していないものについて用語の定義を記載する。「用語の定義」に記載するものは、共通項目のうち各施設に該当する用語のみとする。</p> <p>b. 「一部技術基準規則の要求事項が変更又は追加となったもの」に対する記載は、「変更前」に変更前の要求に対する基本設計方針を記載し、「変更後」に変更後の要求に対する基本設計方針を記載する。</p> <p>c. 「技術基準規則の要求事項に変更のないもの」については「変更前」に基本設計方針を記載し、「変更後」に「変更なし」と記載する。「1.」、「2.」等の項目のなかで一部でも変更のあるものは、文章が「変更前」と「変更後」で細切れにならないよう、その項目全体を「変更後」に記載する。</p> <p>d. 「技術基準規則の要求事項が新たに追加となったもの」については、「変更前」に「-」を記載し、「変更後」に新たに基本設計方針を記載する。</p> <p>e. 「技術基準規則の要求事項が新たに追加になったもの」でも、「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」等の規格基準の要求等で、以前から実施しているものについては「変更前」にも記載する。</p> <p>(5) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備の記載の組合せ方</p> <p>基本的にはDB、SAはまとめて記載する。(設計基準対象施設と重大事故等対処設備に要求される条文のうち、双方の「共通事項」として扱える条文については、極力まとめる。) また、DBとSAを分けて記載する必要がある場合は、原則、DB・SAの順序で記載する。</p> <p>一つの設備や機能が、逐条的に示した基本設計方針の複数条文に記載されている場合は、極力まとめる。</p> <p>その他説明性を考慮し、類似項目は極力まとめた記載とする。</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>基本設計方針記載対象設備の選定は、仕様表記載対象設備の選定と合わせての整理であるため、「基本的考え方」にて考え方を展開し、それを呼び込むものとする。</p> <p>また、設定根拠説明書の対象の考え方は添付書類の作成要領に取り纏めるものとする。</p>	<p>3. 基本設計方針の具体的な記載方法について</p> <p>(1) 基本設計方針の具体的な記載方法について示す。</p> <p>a. 具体的な記載方法</p> <div data-bbox="795 409 1546 577" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 基本設計方針の記載は、原則、事業変更許可本文をベースに記載する。</p> <p>また、技術基準規則及び解釈の要求事項への適合を網羅するよう記載する。</p> </div> <p>基本設計方針の記載内容は、「事業変更許可」での約束事項を「設工認」での約束事項として整合性を確保する観点も踏まえて、事業変更許可本文をベースに記載する。</p> <p>さらに、技術基準規則への適合性を示すにあたり、詳細設計としての記載が必要であるという観点と事業変更許可本文の記載事項不足分をカバーする観点から、事業変更許可添付六(添付五)の記載を引用して基本設計方針に記載する。</p> <p>また、技術基準規則及び解釈に記載される要求事項を基本的に網羅して記載するが、記載するにあたり、「解釈」の中には「〇〇とは…」などのように「定義」が記載されている場合があり、その中に設置要求のある「設備」等が含まれることもあるため、その内容程度に応じて、記載要否を判断する。</p> <div data-bbox="795 1140 1546 1308" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(b) 基本設計方針の記載順は、原則、技術基準規則条文の記載順とする。ただし、それにより事業変更許可本文側が細切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。</p> </div> <div data-bbox="795 1339 1546 1381" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(c) 自主的に設置したものは原則記載しない。</p> </div> <p>b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項</p> <div data-bbox="795 1476 1546 1644" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本設計方針のみに記載する設備（仕様表対象外）については、作成要領【基本的考え方】別紙2に示す選定方針に従い抽出を行い、仕様表記載対象外設備の中で明確にすべき（必要な）性能・機能又は仕様を整理（選定）し、基本設計方針に記載する。</p> </div> <p>また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠について「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」で説明する場合は、当該説明書の別添に記載する。詳細は作成要領【添付書類の作成要領】に示す。</p>	<p>3. 基本設計方針の具体的な記載方法について</p> <p>(1) 基本設計方針の具体的な記載方法について示す。</p> <p>a. 具体的な記載方法</p> <div data-bbox="1694 409 2445 577" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 基本設計方針の記載は、原則、設置変更許可本文をベースに記載する。</p> <p>また、技術基準規則及び解釈の要求事項への適合を網羅するよう記載する。</p> </div> <p>基本設計方針の記載内容は、「設置変更許可」での約束事項を「工事計画認可」での約束事項として整合性を確保する観点も踏まえて、設置変更許可本文をベースに記載する。</p> <p>さらに、技術基準規則への適合性を示すにあたり、詳細設計としての記載が必要であるという観点と設置変更許可本文の記載事項不足分をカバーする観点から、設置変更許可添付八の記載を引用して基本設計方針に記載する。</p> <p>また、技術基準規則及び解釈に記載される要求事項を基本的に網羅して記載するが、記載するにあたり、「解釈」の中には「〇〇とは…」などのように「定義」が記載されている場合があり、その中に設置要求のある「設備」等が含まれることもあるため、その内容程度に応じて、記載要否を判断する。</p> <div data-bbox="1694 1140 2445 1308" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(b) 基本設計方針の記載順は、原則、技術基準規則条文の記載順とする。ただし、それにより設置変更許可本文側が細切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することも可とする。</p> </div> <div data-bbox="1694 1339 2445 1381" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(c) 自主的に設置したものは原則記載しない。</p> </div> <p>b. 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項</p> <div data-bbox="1694 1476 2445 1686" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本設計方針のみに記載する設備（要目表対象外）のうち、技術基準規則及び解釈で性能・機能が要求されている設備については、別紙4の「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い明確にすべき（必要な）性能・機能又は仕様を整理（選定）し、基本設計方針に記載する。</p> </div> <p>また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠については、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」の別添に記載する。</p>	<p>・仕様表及び基本設計方針の記載対象について、選定フローを別途定義しているため、引用を明確化。このため、設定根拠説明書の作成対象の考え方は、添付書類の作成要領へ展開とした。</p> <p>・他説明書にて説明する場合もあるため、記載適正化</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(b) 文中に「配備」, 「保管」, 「(使用時等に) 設置」を用いているもの。(なお, 常設設備については, 「設置」を用いる。)</p>	<p>(b) 文中に「配備」, 「保管」, 「(使用時等に) 設置」を用いているもの。(なお, 常設設備については, 「設置」を用いる。)</p>	
	<p>例: ○○を△台、保管する。 例: ○○は, …使用時に設置できる設計とする。</p>	<p>例: 障害物を除去可能なホイールローダを2 台(予備2台) 保管, 使用する。 例: 汚濁防止膜は, …使用時に連結して設置できる設計とする。</p>	
	<p>(c) 常設と可搬型が混在する設備については, 個別検討し記載する。</p>	<p>(c) 常設と可搬型が混在する設備については, 個別検討し記載する。</p>	
	<p>e. 第1章 共通項目における基本的設計と個別設計の記載</p> <p>「第1章 共通項目」には, 原則として基本的設計のみを記載し, 個別設計への展開は「第2章 個別項目」に記載する。ただし, 基本設計方針で明確にすべき個別設計を記載する施設(系統)区分が個別項目にない場合は, 共通項目に, 個別設計の設備がわかるように記載する。</p>	<p>e. 第1章 共通項目における基本的設計と個別設計の記載</p> <p>「第1章 共通項目」には, 原則として基本的設計のみを記載し, 個別設計への展開は「第2章 個別項目」に記載する。ただし, 基本設計方針で明確にすべき個別設計を記載する施設(系統)区分が個別項目にない場合は, 共通項目に, 個別設計の設備がわかるように記載する。</p>	
	<p>f. その他</p> <p>(a) 項目の付番は下記のとおりとする。</p>	<p>f. その他</p> <p>(a) 項目の付番は下記のとおりとする。</p>	
	<p>【付番の例】</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.2.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>a. …</p> <p>b. …</p> <p>(a) …</p> <p>(b) …</p> <p>イ. …</p> <p>ロ. …</p> <p>(イ) …</p> <p>(ロ) …</p> <p><u>i. …</u></p> <p><u>ii. …</u></p> <p><u>(i) …</u></p> <p><u>(ii) …</u></p>	<p>【付番の例】</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.2.1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>a. …</p> <p>b. …</p> <p>(a) …</p> <p>(b) …</p> <p>イ. …</p> <p>ロ. …</p> <p>(イ) …</p> <p>(ロ) …</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																				
	<p>4. 具体的記載を行うにあたっての注意事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 275 744 352">番号</th> <th data-bbox="744 275 1534 352">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 363 744 436">1</td> <td data-bbox="744 363 1534 436">基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 447 744 489">2</td> <td data-bbox="744 447 1534 489">同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 499 744 573">3</td> <td data-bbox="744 499 1534 573">文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 583 744 688">4</td> <td data-bbox="744 583 1534 688">「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 699 744 846">5</td> <td data-bbox="744 699 1534 846">仕様表に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 856 744 930">6</td> <td data-bbox="744 856 1534 930">基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 940 744 1161">7</td> <td data-bbox="744 940 1534 1161">用語は, 事業指定及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により事業指定基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1171 744 1350">8</td> <td data-bbox="744 1171 1534 1350">事業変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1360 744 1623">9</td> <td data-bbox="744 1360 1534 1623">添付六のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・事業指定基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1633 744 1707">10</td> <td data-bbox="744 1633 1534 1707">「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1717 744 1791">11</td> <td data-bbox="744 1717 1534 1791">基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1801 744 1829">12</td> <td data-bbox="744 1801 1534 1829">仕様が仕様表で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない</td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。	2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。	3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。	4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)	5	仕様表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。	6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。	7	用語は, 事業指定 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 事業指定 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。	8	事業 変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。	9	添付六のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 事業指定 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。	10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。	11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。	12	仕様が 仕様表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない	<p>4. 具体的記載を行うにあたっての注意事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1558 275 1635 352">番号</th> <th data-bbox="1635 275 2424 352">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1558 363 1635 436">1</td> <td data-bbox="1635 363 2424 436">基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 447 1635 489">2</td> <td data-bbox="1635 447 2424 489">同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 499 1635 573">3</td> <td data-bbox="1635 499 2424 573">文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 583 1635 688">4</td> <td data-bbox="1635 583 2424 688">「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 699 1635 846">5</td> <td data-bbox="1635 699 2424 846">要目表に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 856 1635 930">6</td> <td data-bbox="1635 856 2424 930">基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 940 1635 1161">7</td> <td data-bbox="1635 940 2424 1161">用語は, 設置許可及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により設置許可基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 1171 1635 1350">8</td> <td data-bbox="1635 1171 2424 1350">設置変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 1360 1635 1623">9</td> <td data-bbox="1635 1360 2424 1623">添付八のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・設置許可基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 1633 1635 1707">10</td> <td data-bbox="1635 1633 2424 1707">「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 1717 1635 1791">11</td> <td data-bbox="1635 1717 2424 1791">基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 1801 1635 1829">12</td> <td data-bbox="1635 1801 2424 1829">仕様が要目表で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない</td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。	2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。	3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。	4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)	5	要目表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。	6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。	7	用語は, 設置許可 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 設置許可 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。	8	設置 変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。	9	添付八のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 設置許可 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。	10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。	11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。	12	仕様が 要目表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない	
番号	注意事項																																																						
1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。																																																						
2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。																																																						
3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。																																																						
4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)																																																						
5	仕様表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。																																																						
6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。																																																						
7	用語は, 事業指定 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 事業指定 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。																																																						
8	事業 変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。																																																						
9	添付六のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 事業指定 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。																																																						
10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。																																																						
11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。																																																						
12	仕様が 仕様表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない																																																						
番号	注意事項																																																						
1	基本設計方針の冒頭に「概要」, 「基本事項」, 「基本的考え方」の見出しは記載しない。																																																						
2	同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。																																																						
3	文章の語尾については, 統一的に「～設計とする。」とはせず, 文脈の流れの中で, 適切な語尾とする。																																																						
4	「～の設備を設置している。」, 「～することになっている。」等, 現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない。(「現状ありき」の表現としない)																																																						
5	要目表 に記載しない設備は, 基本設計方針に記載する。 ただし, 設備数が多い場合は, 全部を記載すると文章が読みづらくなるため, 代表的な設備を数件記載して「等」でまとめることも可とする。																																																						
6	基本設計方針は, 箇条書きではなく, できるだけ文章で繋げて記載する。																																																						
7	用語は, 設置許可 及び技術基準規則(解釈含む)の用語を使用し記載する。(必要により 設置許可 基準規則にて使用される用語を技術基準規則の用語に置き換える。) ただし, 用語の置き換え又は主語の変更を行うことにより, 規制対象範囲が変わる場合があるため, 置き換え等の際には, 対象範囲の確認を行うこと。																																																						
8	設置 変更許可本文において記載した「運用」で設備設計の前提条件を担保するものは, 基本設計方針に最上位文章である保安規定で定めることを明記する。 例えば, 「〇〇しないよう, △△することを保安規定に定める。」と記載する。																																																						
9	添付八のみに記載されている「運用」については, 「本当に記載が必要か。」を判断したうえで, 以下のとおり対応する。 ・基本的には基本設計方針に記載しないが, 品質保証プロセスで行う「各条文の設計方針の考え方」に「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。 ・ 設置許可 基準規則にはなく技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは, 基本設計方針に記載する。																																																						
10	「運用」で担保するものと「設計(設備)」で担保するものが混在する記載は避ける。																																																						
11	基本設計方針に記載する適合性の内容は, 「主語」, 「述語」をはっきりさせ, 規制対象が何であるかを明確にする。																																																						
12	仕様が 要目表 で明確な場合は, 基本設計方針には記載しない																																																						

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 275 765 327">番号</th> <th data-bbox="765 275 1543 327">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 327 765 646">13</td> <td data-bbox="765 327 1543 646"> <p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="795 411 863 489">①</td> <td data-bbox="863 411 1531 489">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 489 863 638">②</td> <td data-bbox="863 489 1531 638">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 646 765 877">14</td> <td data-bbox="765 646 1543 877"> <p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が仕様表で明確な場合は記載しない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 877 765 1024">15</td> <td data-bbox="765 877 1543 1024"> <p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、仕様表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1024 765 1140">16</td> <td data-bbox="765 1024 1543 1140"> <p>基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1140 765 1371">17</td> <td data-bbox="765 1140 1543 1371"> <p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	13	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="795 411 863 489">①</td> <td data-bbox="863 411 1531 489">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 489 863 638">②</td> <td data-bbox="863 489 1531 638">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 設工認 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 設工認 の対象とする。	14	<p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>	15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、仕様表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>	16	<p>基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>	17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 275 1665 327">番号</th> <th data-bbox="1665 275 2442 327">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 327 1665 646">13</td> <td data-bbox="1665 327 2442 646"> <p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1694 411 1762 489">①</td> <td data-bbox="1762 411 2430 489">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1694 489 1762 638">②</td> <td data-bbox="1762 489 2430 638">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 646 1665 877">14</td> <td data-bbox="1665 646 2442 877"> <p>設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載しない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 877 1665 1024">15</td> <td data-bbox="1665 877 2442 1024"> <p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、要目表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1024 1665 1140">16</td> <td data-bbox="1665 1024 2442 1140"> <p>基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1140 1665 1371">17</td> <td data-bbox="1665 1140 2442 1371"> <p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	13	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1694 411 1762 489">①</td> <td data-bbox="1762 411 2430 489">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1694 489 1762 638">②</td> <td data-bbox="1762 489 2430 638">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 工事計画 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 工事計画 の対象とする。	14	<p>設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載しない。</p>	15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、要目表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>	16	<p>基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>	17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>	
番号	注意事項																																		
13	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="795 411 863 489">①</td> <td data-bbox="863 411 1531 489">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="795 489 863 638">②</td> <td data-bbox="863 489 1531 638">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 設工認 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 設工認 の対象とする。																														
①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 設工認 の対象とする。																																		
②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 設工認 の対象とする。																																		
14	<p>事業変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>																																		
15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、仕様表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>																																		
16	<p>基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>																																		
17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>																																		
番号	注意事項																																		
13	<p>設置変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、工事計画にて担保する条件を以下のいずれかの方法で記載する。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1694 411 1762 489">①</td> <td data-bbox="1762 411 2430 489">評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工事計画の対象とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1694 489 1762 638">②</td> <td data-bbox="1762 489 2430 638">今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を工事計画の対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 工事計画 の対象とする。	②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 工事計画 の対象とする。																														
①	評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを 工事計画 の対象とする。																																		
②	今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を 工事計画 の対象とする。																																		
14	<p>設置変更許可本文のうち性能を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その性能を実現するための手段が具体的にわかるように記載する。また、技術基準規則への適合性の観点で、設置変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p> <p>なお、手段の仕様が要目表で明確な場合は記載しない。</p>																																		
15	<p>個別機器等で、技術基準規則に要求があるが、要目表の記載要求がない設備についてはその設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。</p>																																		
16	<p>基本設計方針の記載のうち、工事計画で担保することになる設計方針（変更する際に工事計画の手続きが必要となる部分）を明確にする。</p>																																		
17	<p>条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」審査であることを踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。</p>																																		

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 310 744 390">番号</th> <th data-bbox="744 310 1543 390">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 390 744 506">18</td> <td data-bbox="744 390 1543 506">事業変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、設工認申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 506 744 1125">19</td> <td data-bbox="744 506 1543 1125"> <p>技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。 なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。 ・特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。 ・上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1125 744 1205">20</td> <td data-bbox="744 1125 1543 1205">J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1205 744 1379">21</td> <td data-bbox="744 1205 1543 1379"> <p>表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「事業変更許可添付六に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付六(添付五)の記載は、基本、規制対象外として扱う。)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	18	事業変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 設工認 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。	19	<p>技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。 なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。 ・特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。 ・上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。 	20	J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。	21	<p>表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「事業変更許可添付六に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付六(添付五)の記載は、基本、規制対象外として扱う。)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 310 1644 390">番号</th> <th data-bbox="1644 310 2442 390">注意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 390 1644 506">18</td> <td data-bbox="1644 390 2442 506">設置変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、工事計画認可申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 506 1644 1136">19</td> <td data-bbox="1644 506 2442 1136"> <p>技術基準規則の解釈に示された指針・N I S A文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1715 583 1792 699">(1)</td> <td data-bbox="1792 583 2430 699">設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 699 1792 989">(2)</td> <td data-bbox="1792 699 2430 989">監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 989 1792 1125">(3)</td> <td data-bbox="1792 989 2430 1125">解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じ、上位の表題でも可能)で記載する。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1136 1644 1215">20</td> <td data-bbox="1644 1136 2442 1215">J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1215 1644 1390">21</td> <td data-bbox="1644 1215 2442 1390"> <p>表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	注意事項	18	設置 変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 工事計画認可 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。	19	<p>技術基準規則の解釈に示された指針・N I S A文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1715 583 1792 699">(1)</td> <td data-bbox="1792 583 2430 699">設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 699 1792 989">(2)</td> <td data-bbox="1792 699 2430 989">監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 989 1792 1125">(3)</td> <td data-bbox="1792 989 2430 1125">解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じ、上位の表題でも可能)で記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。	(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)	(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じ、上位の表題でも可能)で記載する。	20	J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。	21	<p>表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。)</p>	<p>1. 【基本的考え方】に合わせて修正</p>
番号	注意事項																												
18	事業変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 設工認 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。																												
19	<p>技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。 なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。 ・特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。 ・上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。 																												
20	J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。																												
21	<p>表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「事業変更許可添付六に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付六(添付五)の記載は、基本、規制対象外として扱う。)</p>																												
番号	注意事項																												
18	設置 変更許可に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、 工事計画認可 申請書の添付書類として配置図、系統図等で記載する。																												
19	<p>技術基準規則の解釈に示された指針・N I S A文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1715 583 1792 699">(1)</td> <td data-bbox="1792 583 2430 699">設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 699 1792 989">(2)</td> <td data-bbox="1792 699 2430 989">監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 989 1792 1125">(3)</td> <td data-bbox="1792 989 2430 1125">解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じ、上位の表題でも可能)で記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。	(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)	(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じ、上位の表題でも可能)で記載する。																						
(1)	設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文章名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。																												
(2)	監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが、保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名とそのコード番号(必要時)を記載する。(例：J E A C 4 2 0 1 -2007 の「-2007」は記載しない。)																												
(3)	解釈等に示された条文番号は、該当文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題(必要に応じ、上位の表題でも可能)で記載する。																												
20	J E A C等の技術評価を行った「技術評価書」は、基本設計方針への読み込みは行わない。																												
21	<p>表現の注意点について 基本設計方針の本文中に「設置変更許可添付八に規定された仕様を満たす…」の表現はしない。 (添付八の記載は、基本、規制対象外として扱う。)</p>																												
	<p>5. 「事業指定基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係について</p> <p>基本設計方針の作成にあたり「事業指定基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係を示すフローを以下に示す。</p> <p>なお、基本設計方針の作成にあたっては、品質保証のプロセスを経て作成する。</p>	<p>5. 「設置許可基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係について</p> <p>基本設計方針の作成にあたり「設置許可基準規則」及び「技術基準規則」と「基本設計方針」及び「添付書類」等との関係を示すフローを以下に示す。</p> <p>なお、基本設計方針の作成にあたっては、品質保証のプロセスを経て作成する。</p>																											

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考										
	<p>事業指定基準規則及び技術基準規則と設工認申請書基本設計方針及び添付書類の関係を示すフロー</p> <p>【設備の詳細設計】 事業指定基準規則</p> <p>事業指定基準規則と技術基準規則の要求事項を比較し、設工認申請書への展開の有無を検討する。</p> <p>技術基準への適合性確認 (品質保証プロセス) 「技術基準規則」の要求事項に対する適合性を原則基本設計方針に記載する。記載内容は「事業変更許可申請書本文」に記載を基本とし、技術基準規則への適合性を示すため詳細設計として必要な記載については、「添付六」の記載についても考慮する。 技術基準規則、事業変更許可申請書本文並びに事業変更許可申請書添付六と基本設計方針を対比する「要求事項との対比表」により適合性を示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>技術基準規則</td> <td>基本設計方針</td> <td>事業変更許可本文</td> <td>事業変更許可添付六</td> <td>備考</td> </tr> </table> <p>事業変更許可申請書添付六</p> <p>設工認申請書基本設計方針</p> <p>設工認申請書添付書類</p> <p>詳細設計である技術基準規則の要求事項に対して選定した記載内容にした従い基本的な設計方針を記載する</p> <p>基本設計方針で記載した基本的な設計方針を受け、その方針に従った影響評価結果等について記載する。</p> <p>保安規定</p> <p>社内規定</p>	技術基準規則	基本設計方針	事業変更許可本文	事業変更許可添付六	備考	<p>設置許可基準規則及び技術基準規則と工事計画認可申請書基本設計方針及び添付書類の関係を示すフロー</p> <p>【プラントの高本設計方針】 設置許可基準規則及び解釈</p> <p>設置変更許可申請書本文</p> <p>設置許可基準規則と技術基準規則の要求事項を比較し、工事計画認可申請書への展開の有無を検討する。</p> <p>技術基準への適合性確認 (品質保証プロセス) 「技術基準規則及びその解釈」の要求事項に対する適合性を原則基本設計方針に記載する。 記載内容は、「設置変更許可申請書本文」の記載を基本とし、技術基準規則及びその解釈への適合性を示すため詳細設計として必要な記載については、「添付八」の記載についても考慮する。 技術基準規則及びその解釈、設置変更許可申請書本文並びに設置変更許可申請書添付八と基本設計方針を対比する「要求事項との対比表」により適合性を示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>技術基準規則</td> <td>基本設計方針</td> <td>設置変更許可本文</td> <td>設置変更許可添付八</td> <td>備考</td> </tr> </table> <p>設置変更許可申請書添付八</p> <p>工事計画認可申請書基本設計方針</p> <p>工事計画認可申請書添付書類</p> <p>詳細設計である技術基準規則の要求事項に対して選定した記載内容に従った影響評価結果等について記載する。</p> <p>保安規定</p> <p>社内規定</p>	技術基準規則	基本設計方針	設置変更許可本文	設置変更許可添付八	備考	備考
技術基準規則	基本設計方針	事業変更許可本文	事業変更許可添付六	備考									
技術基準規則	基本設計方針	設置変更許可本文	設置変更許可添付八	備考									

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>主要設備リストの対象は発電炉と同様、仕様表記載設備を対象とする。</p>	<p>6. 基本設計方針に添付する「主要設備リスト」及び「兼用設備リスト」のフォーマットについて</p> <p>施設ごとの主要な設備（仕様表記載設備）について、設計基準対象施設と重大事故等対処設備との使用区分を識別するため耐震重要度分類、機器の種類、設備分類を記載した「表1 主要設備リスト」を添付する。</p> <p>また、兼用する設備のうち兼用先の施設／設備（系統）区分において主要設備リストに記載されない設備（仕様表記載対象外設備）については、「表2 兼用設備リスト」に示す。</p> <p>(1) 主要設備リストの資料構成 主要設備リストのフォーマットは、基本設計方針と同様に変更前後の形式とし、記載順については仕様表の記載順とする。設備リストの「設備（系統）区分」及び「機器区分」については、事業変更許可申請書の設備名及び機器名を記載し、「名称」は仕様表の名称と整合性を図る。</p> <p>(2) 兼用設備リストの資料構成 兼用設備リストには、主要設備リストのフォーマットに「主たる機能の施設／設備（系統）区分」の項目を追加する。「主たる機能の施設／設備（系統）区分」には兼用設備の主たる機能を使用する施設／設備（系統）区分（主施設）を記載する。</p> <p>(3) 設計基準対象の施設の記載内容 当該設備（系統）区分において、設計基準対象の施設として使用する各設備については、「耐震重要度分類」及び「機器の種類」を記載する。 耐震重要度分類は技術基準規則の規定による。</p> <p>また、耐震重要度B、Cの設備のうち、事業指定基準規則の解釈（別記2）や発電炉における審査ガイドによって基準地震動による評価が必要となる設備等についてはそれぞれ略語を定義し、通常の耐震重要度B、Cの設備と区別する。略語の定義について次の表に示す。</p>	<p>6. 基本設計方針に添付する「主要設備リスト」及び「兼用設備リスト」のフォーマットについて</p> <p>施設ごとの主要な設備（要目表記載設備）について、設計基準対象施設と重大事故等対処設備との使用区分を識別するため耐震重要度分類、機器クラス、設備分類を記載した「表1 主要設備リスト」を添付する。</p> <p>また、兼用する設備のうち兼用先の施設／設備（系統）区分において主要設備リストに記載されない設備（要目表記載対象外設備）については、「表2 兼用設備リスト」に示す。</p> <p>(1) 主要設備リストの資料構成 主要設備リストのフォーマットは、基本設計方針と同様に変更前後の形式とし、記載順については要目表の記載順とする。設備リストの「設備（系統）区分」及び「機器区分」については、別表第二の設備別記載事項の設備名及び機器名を記載し、「名称」は要目表の名称と整合性を図る。</p> <p>(2) 兼用設備リストの資料構成 兼用設備リストには、主要設備リストのフォーマットに「主たる機能の施設／設備（系統）区分」の項目を追加する。「主たる機能の施設／設備（系統）区分」には兼用設備の主たる機能を使用する施設／設備（系統）区分（主施設）を記載する。</p> <p>(3) 設計基準対象施設の記載内容 当該設備（系統）区分において、設計基準対象施設として使用する各設備については、「耐震重要度分類」及び「機器クラス」を記載する。 耐震重要度分類は技術基準規則の規定による。なお、耐震重要度Sの設備のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については要求事項が異なるため、S*として通常の耐震重要度Sの設備と区別する。</p> <p>また、耐震重要度B、Cの設備のうち、設置許可基準規則の解釈（別記2）や審査ガイドの要求によって基準地震動による評価が必要となる設備等についてはそれぞれ略語を定義し、通常の耐震重要度B、Cの設備と区別する。略語の定義について次の表に示す。</p>	<p>仕様表記載設備、安全上重要な施設、重大事故等対処施設等には、仕様表記載設備、安重、SA設備、1.2Ss対象設備、波及的影響を考慮する設備、説明書で評価を行う設備（既認可含む）、ADRB記載設備が含まれる。</p> <p>・当社施設においては、該当設備無し。</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																															
<div data-bbox="252 1333 647 1549" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 別紙4の削除（別項目に移動）に伴い、本別紙を4に繰り上げ </div>	<p style="text-align: center;">(特殊な耐震重要度B, Cの施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">略語</th> <th style="width: 90%;">注記の記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-1</td> <td>Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの</td> </tr> <tr> <td>B-2</td> <td>Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</td> </tr> <tr> <td>C-1</td> <td>Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</td> </tr> <tr> <td>C-2</td> <td>Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水・薬品伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">火災防護設備及び溢水防護設備等は、防護対象が設計基準対象施設及び重大事故等対処設備である場合、設計基準対象の施設として分類する。 これら設備リストに記載する「略語の定義」について別紙4に示す。</p>	略語	注記の記載	B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの	B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水・薬品伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの	<p style="text-align: center;">(特殊な耐震重要度B, Cの施設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">略語</th> <th style="width: 60%;">注記の記載</th> <th style="width: 30%;">設備の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B-1</td> <td>Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S_dに2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの</td> <td>燃料プール 冷却浄化系 熱交換器</td> </tr> <tr> <td>B-2</td> <td>Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</td> <td>燃料取替機</td> </tr> <tr> <td>B-3</td> <td>Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C-1</td> <td>Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C-2</td> <td>Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの</td> <td>原子炉建屋 原子炉棟 水密扉</td> </tr> <tr> <td>C-3</td> <td>Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの</td> <td>取水構造物</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">機器クラス区分のうち、クラス1～4機器、原子炉格納容器及び炉心支持構造物については技術基準規則の規定による。発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するものについては「火力技術基準」とする。 容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物のうちクラスを持たない機器については、「Non」とする。容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物以外のものは「—」と記載する。また、当該設備（系統）区分において、設計基準対象施設として使用しないものについても「—」と記載する。 火災防護設備及び浸水防護設備等は、防護対象が設計基準対象施設及び重大事故等対処設備である場合、設計基準対象施設として分類する。 これら設備リストに記載する「略語の定義」について別紙6に示す。</p>	略語	注記の記載	設備の例	B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの	燃料プール 冷却浄化系 熱交換器	B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	燃料取替機	B-3	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの	—	C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	—	C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの	原子炉建屋 原子炉棟 水密扉	C-3	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの	取水構造物	<p>・当社施設該当なし</p>
		略語	注記の記載																															
B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの																																	
B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの																																	
C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの																																	
C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水・薬品伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの																																	
略語	注記の記載	設備の例																																
B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの	燃料プール 冷却浄化系 熱交換器																																
B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	燃料取替機																																
B-3	Bクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して使用済燃料プールの冷却、給水機能を保持できる設計とするもの	—																																
C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの	—																																
C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの	原子炉建屋 原子炉棟 水密扉																																
C-3	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して非常時における海水の取水機能を保持できる設計とするもの	取水構造物																																

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(4) 重大事故等対処設備の記載内容 当該設備（系統）区分において、重大事故等対処設備として使用する各設備については、変更後の「設備分類」を記載する。 「設備分類」については設置変更許可添付六との整合性を図る。 なお、重大事故等対処設備のうち常設耐震重要重大事故等対処設備を「常設耐震」、常設耐震重要重大事故等対処以外の重要重大事故等対処設備を「常設」、可搬型重要重大事故等対処設備を「可搬」とする。また、1.2Ssの評価対象設備の場合は「〇〇／1.2Ss」と併記する。その他、当該施設において重大事故等対処設備として仕様しないものについては「-」と記載する。</p> <p>(5) 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例を別紙5に示す。</p>	<p>(4) 重大事故等対処設備の記載内容 当該設備（系統）区分において、重大事故等対処設備として使用する各設備については、変更後の「設備分類」及び「重大事故等機器クラス」を記載する。「設備分類」及び「重大事故等機器クラス」については設置変更許可添付八との整合性を図る。なお、重大事故防止設備のうち可搬型のものを「可搬／防止」、重大事故緩和設備のうち可搬型のものを「可搬／緩和」とし、それ以外の可搬型重大事故等対処設備を「可搬／その他」とする。 「重大事故等機器クラス」において、容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物以外のものは「-」と記載する。また、当該設備（系統）区分において、重大事故等対処設備として使用しないものについても「-」と記載する。</p> <p>(5) 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例 主要設備リスト及び兼用設備リストの記載例を別紙5に示す。</p>	<p>・当社施設に置き換え修正 (1.2Ssについても明確化)</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p data-bbox="240 457 626 669">基本設計方針目次について、目次、該当条文等を最新情報と整合（修正箇所表記は割愛）</p>	<p data-bbox="1457 241 1531 273">別紙1</p> <p data-bbox="854 289 1338 321">基本設計方針目次（記載例：再処理施設）</p> <p data-bbox="664 331 863 363">第1章 共通項目</p> <p data-bbox="664 401 1071 432">1. 核燃料物質の臨界防止（第4条）</p> <p data-bbox="664 470 902 501">2. 地盤（第5, 32条）</p> <p data-bbox="664 539 813 571">3. 自然現象</p> <p data-bbox="691 585 1151 617">3.1 地震による損傷の防止（第6, 33条）</p> <p data-bbox="715 632 902 663">3.1.1 耐震設計</p> <p data-bbox="691 678 1151 709">3.2 津波による損傷の防止（第7, 34条）</p> <p data-bbox="691 724 1279 756">3.3 外部からの衝撃による損傷の防止（第8, 36条）</p> <p data-bbox="715 770 1249 802">3.3.1 外部からの衝撃により防護すべき施設</p> <p data-bbox="715 816 1484 848">3.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生ずる荷重との組合せ</p> <p data-bbox="715 863 902 894">3.3.3 設計方針</p> <p data-bbox="664 930 893 961">4. 閉じ込めの機能</p> <p data-bbox="691 976 967 1008">4.1 閉じ込め（第10条）</p> <p data-bbox="691 1022 1228 1054">4.2 放射性廃棄物による汚染の防止（第26条）</p> <p data-bbox="664 1089 1151 1121">5. 火災等による損傷の防止（第11, 35条）</p> <p data-bbox="664 1157 1383 1188">6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止（第12, 36条）</p> <p data-bbox="664 1224 1507 1297">7. 再処理施設内における科学薬品の漏えいによる損傷の防止（第13, 36条）</p> <p data-bbox="664 1333 872 1365">8. 遮蔽（第27条）</p> <p data-bbox="664 1421 923 1453">9. 設備に対する要求</p> <p data-bbox="664 1467 1323 1541">9.1 安全機能を有する施設，安全上重要な施設及び重大事故等対処設備（第15, 16, 36, 43条）</p> <p data-bbox="691 1556 1056 1587">9.2 材料及び構造（第17, 37条）</p> <p data-bbox="691 1602 967 1633">9.3 搬送設備（第18条）</p> <p data-bbox="664 1669 804 1701">10. その他</p> <p data-bbox="691 1715 1323 1747">10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止（第9条）</p> <p data-bbox="691 1761 1056 1793">10.2 安全避難通路等（第14条）</p>	<p data-bbox="2368 241 2442 273">別紙1</p> <p data-bbox="1893 289 2110 321">基本設計方針目次</p> <p data-bbox="1561 331 1760 363">第1章 共通項目</p> <p data-bbox="1561 401 1685 432">1. 地盤等</p> <p data-bbox="1587 447 1917 478">1.1 地盤（第4条，第49条）</p> <p data-bbox="1587 493 2021 525">1.2 急傾斜地の崩壊の防止（第10条）</p> <p data-bbox="1561 560 1709 592">2. 自然現象</p> <p data-bbox="1587 606 2110 638">2.1 地震による損傷の防止（第5条，第50条）</p> <p data-bbox="1614 653 1801 684">2.1.1 耐震設計</p> <p data-bbox="1614 699 2223 730">2.1.2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p data-bbox="1587 745 2110 777">2.2 津波による損傷の防止（第6条，第51条）</p> <p data-bbox="1587 791 2243 823">2.3 外部からの衝撃による損傷の防止（第7条，第54条）</p> <p data-bbox="1614 837 2116 869">2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設</p> <p data-bbox="1614 884 2353 915">2.3.2 設計基準事故時及び重大事故等時に生じる荷重の組合せ</p> <p data-bbox="1614 930 1801 961">2.3.3 設計方針</p> <p data-bbox="1561 997 1659 1029">3. 火災</p> <p data-bbox="1587 1043 2125 1075">3.1 火災による損傷の防止（第11条，第52条）</p> <p data-bbox="1561 1110 1670 1142">4. 溢水等</p> <p data-bbox="1587 1157 2154 1188">4.1 溢水等による損傷の防止（第12条，第54条）</p> <p data-bbox="1561 1224 1819 1255">5. 設備に対する要求</p> <p data-bbox="1587 1270 2273 1344">5.1 安全設備，設計基準対象施設及び重大事故等対処設備（第14条，第15条，第54条）</p> <p data-bbox="1614 1358 1958 1390">5.1.1 通常運転時の一般要求</p> <p data-bbox="1614 1404 1958 1436">5.1.2 多様性，位置的分散等</p> <p data-bbox="1614 1451 1852 1482">5.1.3 悪影響防止等</p> <p data-bbox="1614 1497 1780 1528">5.1.4 容量等</p> <p data-bbox="1614 1543 1828 1575">5.1.5 環境条件等</p> <p data-bbox="1614 1589 1985 1621">5.1.6 操作性及び試験・検査性</p> <p data-bbox="1587 1635 2047 1667">5.2 材料及び構造等（第17条，第55条）</p> <p data-bbox="1614 1682 1852 1713">5.2.1 材料について</p> <p data-bbox="1614 1728 1958 1759">5.2.2 構造及び強度について</p> <p data-bbox="1614 1774 2430 1848">5.2.3 主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。）について</p>	<p data-bbox="2487 436 2629 510">敷地関係でまとめた</p> <p data-bbox="2487 737 2629 810">自然現象でまとめた</p> <p data-bbox="2487 1425 2629 1530">設備に対する要求でまとめた</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止 (第18条, 第56条)</p> <p>5.4 耐圧試験等 (第21条, 第58条)</p> <p>5.5 安全弁等 (第20条, 第57条)</p> <p>5.6 逆止め弁 (第30条)</p> <p>5.7 内燃機関 (第48条, 第78条)</p> <p>5.7.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>5.7.2 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>5.8 電気設備の設計条件 (第48条, 第78条)</p> <p>5.8.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>5.8.2 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>6. その他</p> <p>6.1 立ち入りの防止 (第8条)</p> <p>6.2 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 (第9条)</p> <p>6.3 安全避難通路等 (第13条)</p> <p>6.4 放射性物質による汚染の防止 (第41条)</p>	<p>設備に対する要求でまとめた</p> <p>その他でまとめた</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>第2章 個別項目</p> <p>○使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</p> <p>1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 (第19, 42条)</p> <p>○再処理設備本体</p> <p>2. 再処理設備本体</p> <p>2.1 せん断処理施設</p> <p>2.2 溶解施設 (第38条)</p> <p>2.3 分離施設</p> <p>2.4 精製施設 (第38, 41条)</p> <p>2.5 脱硝施設</p> <p>2.6 酸及び溶媒の回収施設</p> <p>○製品貯蔵設備</p> <p>3. 製品貯蔵施設 (第19条)</p> <p>○計測制御系統施設</p> <p>4. 計測制御系統施設 (第20, 22, 23, 47, 48条)</p> <p>○放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>5. 放射性廃棄物の廃棄施設 (第24, 25, 28, 38~41条)</p> <p>○放射線管理施設</p> <p>6. 放射線管理施設 (第21, 49条)</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>○原子炉本体</p> <p>1. 炉心等 (第23, 24条)</p> <p>2. 原子炉圧力容器</p> <p>2.1 原子炉圧力容器本体 (第14, 17, 23, 27条)</p> <p>2.2 監視試験片 (第22条)</p> <p>3. 流体振動等による損傷の防止 (第19条)</p> <p>○核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>1. 燃料取扱設備 (第26条)</p> <p>2. 燃料貯蔵設備 (第26条)</p> <p>3. 計測装置等 (第34, 47, 69, 73条)</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (第26, 69, 70, 71条)</p> <p>4.1 燃料プール冷却浄化系</p> <p>4.2 代替燃料プール注水系</p> <p>4.2.1 使用済燃料プール注水</p> <p>4.2.2 使用済燃料プールスプレイ</p> <p>4.3 代替燃料プール冷却系</p> <p>4.4 原子炉建屋放水設備</p> <p>4.4.1 大気への拡散抑制</p> <p>4.4.2 海洋への拡散抑制</p> <p>4.5 使用済燃料プールの水質維持</p> <p>4.6 使用済燃料プール接続配管</p> <p>4.7 水源, 代替水源供給設備</p> <p>4.7.1 重大事故等の収束に必要な水源</p> <p>4.7.2 代替水源供給設備</p> <p>○原子炉冷却系統施設 (蒸気タービンを除く。)</p> <p>1. 原子炉冷却材 (第25条)</p> <p>2. 原子炉冷却材再循環設備 (第33条)</p> <p>2.1 原子炉冷却材再循環系</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>○その他再処理設備の附属施設</p> <p>7. その他再処理設備の附属施設</p> <p>7.1 電気設備 (第29, 46条)</p> <p>7.2 圧縮空気設備 (第38, 40条)</p> <p>7.3 給水処理設備 (第45条)</p> <p>7.4 冷却水設備 (第39条)</p> <p>7.5 蒸気供給設備</p> <p>7.6 分析設備</p> <p>7.7 化学薬品貯蔵供給設備</p> <p>7.8 火災防護設備 (第11, 35条)</p> <p>7.9 竜巻防護対策設備 (第8条)</p> <p>7.10 溢水防護設備 (第12, 36条)</p> <p>7.11 化学薬品防護設備 (第13, 36条)</p> <p>7.12 補機駆動用燃料補給設備 (第46条)</p> <p>7.13 放出抑制設備 (第44条)</p> <p>7.14 緊急時対策所 (第30, 50条)</p> <p>7.15 通信連絡設備 (第30, 31, 50, 51条)</p> <p>※ 個別項目については、事業変更許可申請書との整合性の観点から、事業変更許可申請書本文(添付含む)に記載の「系統構成及び主要設備」の内容を展開する。</p>	<p>3. 原子炉冷却材の循環設備 (第20, 27, 28, 32, 33, 57, 61条)</p> <p>3.1 主蒸気系, 復水給水系等</p> <p>3.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ</p> <p>3.3 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等</p> <p>3.4 逃がし安全弁の機能</p> <p>3.4.1 逃がし安全弁の容量</p> <p>3.4.2 過渡時自動減圧機能</p> <p>3.4.3 逃がし安全弁(操作対象弁)の機能回復</p> <p>3.4.4 原子炉冷却材の漏えい量抑制</p> <p>4. 残留熱除去設備 (第26, 33, 61, 62, 63, 71条)</p> <p>4.1 残留熱除去系</p> <p>4.2 格納容器圧力逃がし装置</p> <p>4.3 耐圧強化ベント系</p> <p>4.4 水源, 代替水源供給設備</p> <p>5. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備 (第32, 60, 61, 62, 71条)</p> <p>5.1 高压炉心スプレイ系及び低压炉心スプレイ系</p> <p>5.2 原子炉隔離時冷却系</p> <p>5.3 低压注水系</p> <p>5.4 ほう酸水注入系</p> <p>5.5 高压代替注水系</p> <p>5.6 低压代替注水系</p> <p>5.6.1 低压代替注水系(常設)による原子炉注水</p> <p>5.6.2 低压代替注水系(可搬型)による原子炉注水</p> <p>5.7 代替循環冷却系</p> <p>5.8 水源, 代替水源供給設備</p> <p>6. 原子炉冷却材補給設備 (第33, 61条)</p> <p>6.1 原子炉隔離時冷却系</p> <p>7. 原子炉補機冷却設備 (第33, 62, 63, 64, 65, 66, 69条)</p> <p>7.1 残留熱除去系海水系</p> <p>7.2 緊急用海水系</p> <p>8. 原子炉冷却材浄化設備 (第29, 33条)</p> <p>8.1 原子炉冷却材浄化系</p> <p>9. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えいを監視する装置 (第28条)</p> <p>10. 流体振動等による損傷の防止 (第19条)</p>	<p>・本文及び各条文との対比一覧表における補足事項を別紙上にも明記</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 蒸気タービン <ul style="list-style-type: none"> 1. 蒸気タービン (第31条) <ul style="list-style-type: none"> 1.1 蒸気タービン本体 1.2 蒸気タービンの付属設備 ○ 計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> 1. 計測制御系統施設 (第33, 36, 37, 59条) <ul style="list-style-type: none"> 1.1 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 1.2 制御棒及び制御棒駆動系 1.3 再循環流量制御系 1.4 ほう酸水注入系 1.5 原子炉圧力制御系 1.6 原子炉給水制御系 2. 計測装置等 (第34, 47, 67, 68, 73条) <ul style="list-style-type: none"> 2.1 計測装置 <ul style="list-style-type: none"> 2.1.1 通常運転時, 運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測 2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の計測 2.1.3 格納容器フィルタベント設備排気経路内の水素濃度の計測 2.1.4 原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした水素濃度の計測 2.1.5 静的触媒式水素再結合器の作動状態監視 2.2 警報装置等 2.3 計測結果の表示, 記録及び保存 2.4 電源喪失時の計測 3. 安全保護装置等 (第35, 38, 59, 61条) <ul style="list-style-type: none"> 3.1 安全保護装置 <ul style="list-style-type: none"> 3.1.1 安全保護装置の機能及び構成 3.1.2 安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止 3.2 ATWS緩和設備 (代替制御棒挿入機能) 3.3 ATWS緩和設備 (代替再循環系ポンプトリップ機能) 3.4 過渡時自動減圧機能 3.5 自動減圧機能作動阻止 3.6 試験及び検査 	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>4. 通信連絡設備 (第46, 47, 76, 77条)</p> <p>4.1 通信連絡設備 (発電所内)</p> <p>4.2 通信連絡設備 (発電所外)</p> <p>5. 制御用空気設備 (第61条)</p> <p>5.1 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>○ 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>1. 廃棄物貯蔵設備, 廃棄物処理設備 (第29, 39, 40, 41条)</p> <p>1.1 廃棄物貯蔵設備</p> <p>1.2 廃棄物処理設備</p> <p>1.3 汚染拡大防止</p> <p>1.3.1 流体状の放射性廃棄物の漏えいし難い構造及び漏えいの拡大防止</p> <p>1.3.2 固体状の放射性廃棄物の汚染拡大防止</p> <p>1.4 排水路</p> <p>2. 警報装置等 (第47条)</p> <p>○ 放射線管理施設</p> <p>1. 放射線管理施設</p> <p>1.1 放射線管理用計測装置 (第34, 47, 67, 69, 73, 75, 76条)</p> <p>1.1.1 プロセスモニタリング設備</p> <p>1.1.2 エリアモニタリング設備</p> <p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備</p> <p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備</p> <p>1.1.5 環境測定装置</p> <p>2. 換気設備, 生体遮蔽装置等</p> <p>2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 (第38, 74, 76条)</p> <p>2.2 換気設備 (第14, 38, 43, 74, 76条)</p> <p>2.2.1 中央制御室換気系</p> <p>2.2.2 緊急時対策所換気系</p> <p>2.2.3 原子炉建屋常用換気系</p> <p>2.2.4 タービン建屋換気系</p> <p>2.2.5 廃棄物処理棟換気系</p> <p>2.2.6 廃棄物処理建屋換気系</p> <p>2.2.7 サービス建屋換気系</p> <p>2.2.8 固体廃棄物作業建屋換気系</p> <p>2.3 生体遮蔽装置等 (第38, 42, 63, 65, 67, 74, 76条)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>○ 原子炉格納施設</p> <p>1. 原子炉格納容器</p> <p>1.1 原子炉格納容器本体等 (第44, 63, 64, 65, 66条)</p> <p>1.2 原子炉格納容器隔離弁 (第44 条)</p> <p>2. 原子炉建屋</p> <p>2.1 原子炉建屋原子炉棟等 (第26, 44, 68, 74条)</p> <p>3. 圧力低減設備その他の安全設備</p> <p>3.1 真空破壊装置 (第20, 57, 63, 64, 65, 66条)</p> <p>3.2 原子炉格納容器安全設備 (第14, 44, 64, 65, 66, 70条)</p> <p>3.2.1 格納容器スプレイ冷却系</p> <p>3.2.2 サプレッション・プール冷却系</p> <p>3.2.3 ほう酸水注入系</p> <p>3.2.4 代替格納容器スプレイ冷却系</p> <p>3.2.5 代替循環冷却系</p> <p>3.2.6 格納容器下部注水系</p> <p>3.2.7 ペDESTAL排水系</p> <p>3.2.8 高圧代替注水系</p> <p>3.2.9 低圧代替注水系</p> <p>3.2.10 原子炉建屋放水設備</p> <p>3.3 放射性物質濃度制御設備 (第14, 26, 43, 44, 68, 74条)</p> <p>3.3.1 原子炉建屋ガス処理系</p> <p>3.4 可燃性ガス濃度制御設備 (第44, 63, 65, 67, 68条)</p> <p>3.4.1 可燃性ガス濃度制御系</p> <p>3.4.2 水素濃度抑制系</p> <p>3.4.3 窒素ガス代替注入系</p> <p>3.5 原子炉格納容器調気設備 (第44, 67条)</p> <p>3.5.1 不活性ガス系</p> <p>3.6 圧力逃がし装置 (第65, 67条)</p> <p>3.6.1 格納容器圧力逃がし装置</p> <p>3.7 水源, 代替水源供給設備 (第71条)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>○ 非常用電源設備</p> <p>1. 非常用電源設備の電源系統</p> <p>1.1 非常用電源系統 (第45条)</p> <p>1.2 代替所内電気系統 (第72条)</p> <p>2. 交流電源設備</p> <p>2.1 非常用交流電源設備 (第45, 72条)</p> <p>2.2 常設代替交流電源設備 (第72条)</p> <p>2.3 緊急時対策所用発電機 (第76条)</p> <p>2.4 可搬型代替交流電源設備 (第72条)</p> <p>2.5 窒素供給装置用電源車 (第63, 65, 67条)</p> <p>3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備</p> <p>3.1 常設直流電源設備 (第16, 45, 72条)</p> <p>3.2 可搬型代替直流電源設備 (第72条)</p> <p>3.3 緊急時対策所用蓄電池 (第76条)</p> <p>3.4 可搬型蓄電池 (第61条)</p> <p>3.5 計測制御用電源設備 (第45条)</p> <p>4. 燃料設備</p> <p>4.1 軽油貯蔵タンクから非常用ディーゼル発電機等への給油 (第45, 72条)</p> <p>4.2 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油 (第72条)</p> <p>4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油 (第76条)</p> <p>4.4 可搬型設備用軽油タンク</p> <p>○ 常用電源設備 (第45条)</p> <p>1. 保安電源設備</p> <p>1.1 発電所構内における電気系統の信頼性確保</p> <p>1.1.1 機器の損壊, 故障その他の異常の検知と拡大防止</p> <p>1.1.2 1 相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復</p> <p>1.2 電線路の独立性及び物理的分離</p> <p>1.3 発電用原子炉施設への電力供給確保</p> <p>○ 補助ボイラー (第48条)</p> <p>1. 所内ボイラ</p> <p>1.1 所内ボイラの機能</p> <p>1.2 所内ボイラの設計条件から各機器への給油 (第63, 65, 67, 72条)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災防護設備 (第11, 52条) 1. 火災防護設備の基本設計方針 ○ 浸水防護施設 (第6, 12, 51, 54条) 1. 津波による損傷の防止 <ul style="list-style-type: none"> 1.1 耐津波設計の基本方針 1.2 入力津波の設定 1.3 津波防護対策 1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止 <ul style="list-style-type: none"> 2.1 溢水防護等の基本方針 2.2 防護すべき設備の設定 2.3 溢水源及び溢水量の設定 2.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定 2.5 防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 2.6 防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針 2.7 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び防護設計方針 2.8 溢水防護上期待する浸水防護施設の構造強度設計 ○ 補機駆動用燃料設備 (第11, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 69, 70, 71条) 1. 補機駆動用燃料設備 ○ 非常用取水設備 (第6, 33, 62, 63, 64, 65, 66, 69, 70, 71条) 1. 非常用取水設備の基本設計方針 ○ 緊急時対策所 (第46, 76条) 1. 緊急時対策所 <ul style="list-style-type: none"> 1.1 緊急時対策所の設置等 	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	(省略)	各施設の基本設計方針記載事項と技術基準規則の各条文との対比一覧表 (省略)	・最終ページに添付

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考								
	<p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p>再処理施設の基本設計方針 第 2 章 個別項目 目次</p> <table border="1" data-bbox="667 415 1573 1799"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 415 1121 451">基本設計方針 第 2 章 個別項目</th> <th data-bbox="1121 415 1573 451">事業変更許可申請書 目次 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 451 1121 1799">1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</td> <td data-bbox="1121 451 1573 1799"> 四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (1) 構造 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料の受入れ施設 (b) 使用済燃料の貯蔵施設 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (2) 主要な設備及び機器の種類 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料受入れ設備 (b) 使用済燃料貯蔵設備 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (3) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力 (i) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類 (a) 濃縮度 (b) 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 (c) 使用済燃料集合体最高燃焼度 (d) 使用済燃料集合体の照射前の構造 </td> </tr> </tbody> </table>	基本設計方針 第 2 章 個別項目	事業変更許可申請書 目次 (参考)	1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (1) 構造 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料の受入れ施設 (b) 使用済燃料の貯蔵施設 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (2) 主要な設備及び機器の種類 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料受入れ設備 (b) 使用済燃料貯蔵設備 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (3) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力 (i) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類 (a) 濃縮度 (b) 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 (c) 使用済燃料集合体最高燃焼度 (d) 使用済燃料集合体の照射前の構造	<p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p>原子炉本体の基本設計方針 第 2 章 個別項目 目次</p> <table border="1" data-bbox="1596 415 2564 1190"> <thead> <tr> <th data-bbox="1596 415 2083 451">基本設計方針 第 2 章 個別項目</th> <th data-bbox="2083 415 2564 451">実用炉規則別表第二 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1596 451 2083 1190"> 1. 炉心等 2. 原子炉压力容器 2.1 原子炉压力容器本体 2.2 監視試験片 3. 流体振動等による損傷の防止 </td> <td data-bbox="2083 451 2564 1190"> 1. 炉型式、定格熱出力等 2. 炉心 (1) 炉心形状 (2) 燃料材の種類等 (3) 燃料材の最高温度 (4) 熱的制限値 (5) 炉心支持構造物 3. 反射材 4. 原子炉压力容器 (1) 原子炉压力容器 (2) 原子炉压力容器支持構造物 (3) 原子炉压力容器付属構造物 (4) 原子炉压力容器内部構造物 </td> </tr> </tbody> </table>	基本設計方針 第 2 章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)	1. 炉心等 2. 原子炉压力容器 2.1 原子炉压力容器本体 2.2 監視試験片 3. 流体振動等による損傷の防止	1. 炉型式、定格熱出力等 2. 炉心 (1) 炉心形状 (2) 燃料材の種類等 (3) 燃料材の最高温度 (4) 熱的制限値 (5) 炉心支持構造物 3. 反射材 4. 原子炉压力容器 (1) 原子炉压力容器 (2) 原子炉压力容器支持構造物 (3) 原子炉压力容器付属構造物 (4) 原子炉压力容器内部構造物	
基本設計方針 第 2 章 個別項目	事業変更許可申請書 目次 (参考)										
1. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (1) 構造 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料の受入れ施設 (b) 使用済燃料の貯蔵施設 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (2) 主要な設備及び機器の種類 (i) 設計基準対象の施設 (a) 使用済燃料受入れ設備 (b) 使用済燃料貯蔵設備 (ii) 重大事故等対処設備 (a) 代替注水設備 (b) スプレイ設備 (c) 漏えい抑制設備 (d) 臨界防止設備 (e) 監視設備 (3) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力 (i) 受け入れ、又は貯蔵する使用済燃料の種類 (a) 濃縮度 (b) 再処理施設に受け入れるまでの冷却期間 (c) 使用済燃料集合体最高燃焼度 (d) 使用済燃料集合体の照射前の構造										
基本設計方針 第 2 章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)										
1. 炉心等 2. 原子炉压力容器 2.1 原子炉压力容器本体 2.2 監視試験片 3. 流体振動等による損傷の防止	1. 炉型式、定格熱出力等 2. 炉心 (1) 炉心形状 (2) 燃料材の種類等 (3) 燃料材の最高温度 (4) 熱的制限値 (5) 炉心支持構造物 3. 反射材 4. 原子炉压力容器 (1) 原子炉压力容器 (2) 原子炉压力容器支持構造物 (3) 原子炉压力容器付属構造物 (4) 原子炉压力容器内部構造物										

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考				
	<p>基本設計方針 第2章 個別項目</p> <p>2. 再処理設備本体 2.1 せん断処理施設</p>	<p>事業変更許可申請書 目次 (参考)</p> <p>(ii) 最大受入能力及び最大貯蔵能力 (a) 最大受入能力 (b) 最大貯蔵能力</p> <p>(4) 主要な核的制限値 (i) 単一ユニット (a) 燃料取出し装置及び燃料取扱装置 (ii) 複数ユニット (a) 燃料取出し装置及び燃料取扱装置 (b) 燃料仮置きラックのラック格子中心間最小距離 (c) 燃料貯蔵ラックのラック格子中心間最小距離 (d) バスケットの格子中心間最小距離</p> <p>ニ. 再処理設備本体の構造及び設備 (1) せん断処理施設 (i) 構造 (ii) 主要な設備及び機器の種類 (a) 燃料供給設備 (b) せん断処理設備 (iii) せん断処理する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大処理能力 (a) せん断処理する使用済燃料の種類 (イ) 濃縮度 (ロ) 冷却期間 (ハ) 使用済燃料集合体最高燃焼度 (ニ) 使用済燃料集合体の照射前の構造 (b) 最大処理能力 (イ) BWR使用済燃料集合体処理時 (ロ) PWR使用済燃料集合体処理時 (iv) 主要な核的制限値 (a) 単一ユニット (b) 複数ユニット</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針 第2章 個別項目 目次</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1596 285 2089 317">基本設計方針 第2章 個別項目</th> <th data-bbox="2089 285 2561 317">実用炉規則別表第二 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1596 317 2089 1843"> <p>1. 燃料取扱設備</p> <p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p>3. 計測装置等</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>4.1 燃料プール冷却浄化系</p> <p>4.2 代替燃料プール注水系</p> <p>4.2.1 使用済燃料プール注水</p> <p>4.2.1.1 代替燃料プール注水系 (注水ライン) を使用した使用済燃料プール注水</p> <p>(1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン)</p> <p>(2) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン)</p> </td> <td data-bbox="2089 317 2561 1843"> <p>1. 燃料取扱設備</p> <p>(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器</p> <p>(2) 原子炉ウエル</p> <p>(3) 使用済燃料運搬用容器</p> <p>2. 新燃料貯蔵設備</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫</p> <p>(2) 新燃料貯蔵ラック</p> <p>3. 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵槽</p> <p>(2) 使用済燃料運搬用容器ピット</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵ラック</p> <p>(4) 破損燃料貯蔵ラック</p> <p>(5) 制御棒貯蔵ラック</p> <p>(6) 制御棒貯蔵ハンガ</p> <p>(7) 使用済燃料貯蔵用容器</p> <p>(8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置</p> <p>(9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>(1) 熱交換器</p> <p>(2) ポンプ</p> <p>(3) 容器</p> <p>(4) 貯蔵槽</p> <p>(5) スキマサージ槽</p> <p>(6) ろ過装置</p> <p>(7) 主要弁</p> <p>(8) 主配管</p> </td> </tr> </tbody> </table>		基本設計方針 第2章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)	<p>1. 燃料取扱設備</p> <p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p>3. 計測装置等</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>4.1 燃料プール冷却浄化系</p> <p>4.2 代替燃料プール注水系</p> <p>4.2.1 使用済燃料プール注水</p> <p>4.2.1.1 代替燃料プール注水系 (注水ライン) を使用した使用済燃料プール注水</p> <p>(1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン)</p> <p>(2) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン)</p>	<p>1. 燃料取扱設備</p> <p>(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器</p> <p>(2) 原子炉ウエル</p> <p>(3) 使用済燃料運搬用容器</p> <p>2. 新燃料貯蔵設備</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫</p> <p>(2) 新燃料貯蔵ラック</p> <p>3. 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵槽</p> <p>(2) 使用済燃料運搬用容器ピット</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵ラック</p> <p>(4) 破損燃料貯蔵ラック</p> <p>(5) 制御棒貯蔵ラック</p> <p>(6) 制御棒貯蔵ハンガ</p> <p>(7) 使用済燃料貯蔵用容器</p> <p>(8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置</p> <p>(9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>(1) 熱交換器</p> <p>(2) ポンプ</p> <p>(3) 容器</p> <p>(4) 貯蔵槽</p> <p>(5) スキマサージ槽</p> <p>(6) ろ過装置</p> <p>(7) 主要弁</p> <p>(8) 主配管</p>	
基本設計方針 第2章 個別項目	実用炉規則別表第二 (参考)								
<p>1. 燃料取扱設備</p> <p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p>3. 計測装置等</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>4.1 燃料プール冷却浄化系</p> <p>4.2 代替燃料プール注水系</p> <p>4.2.1 使用済燃料プール注水</p> <p>4.2.1.1 代替燃料プール注水系 (注水ライン) を使用した使用済燃料プール注水</p> <p>(1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン)</p> <p>(2) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン)</p>	<p>1. 燃料取扱設備</p> <p>(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器</p> <p>(2) 原子炉ウエル</p> <p>(3) 使用済燃料運搬用容器</p> <p>2. 新燃料貯蔵設備</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫</p> <p>(2) 新燃料貯蔵ラック</p> <p>3. 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵槽</p> <p>(2) 使用済燃料運搬用容器ピット</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵ラック</p> <p>(4) 破損燃料貯蔵ラック</p> <p>(5) 制御棒貯蔵ラック</p> <p>(6) 制御棒貯蔵ハンガ</p> <p>(7) 使用済燃料貯蔵用容器</p> <p>(8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置</p> <p>(9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>(1) 熱交換器</p> <p>(2) ポンプ</p> <p>(3) 容器</p> <p>(4) 貯蔵槽</p> <p>(5) スキマサージ槽</p> <p>(6) ろ過装置</p> <p>(7) 主要弁</p> <p>(8) 主配管</p>								

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
	<p>基本設計方針 第2章 個別項目</p> <p>2.2 溶解施設</p>	<p>事業変更許可申請書 目次 (参考)</p> <p>(2) 溶解施設</p> <p>(i) 構造</p> <p>(a) 設計基準対象の施設</p> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>(イ) 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系</p> <p>(ロ) 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類</p> <p>(a) 設計基準対象の施設</p> <p>(イ) 溶解設備</p> <p>(ロ) 清澄・計量設備</p> <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>(イ) 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系</p> <p>(ロ) 重大事故時可溶性中性子吸収材供給系</p> <p>(iii) 溶解する使用済燃料の種類及びその種類ごとの最大溶解能力</p> <p>(a) 溶解する使用済燃料の種類</p> <p>(イ) 濃縮度</p> <p>(ロ) 冷却期間</p> <p>(ハ) 使用済燃料集合体最高燃焼度</p> <p>(ニ) 使用済燃料集合体の照射前の構造</p> <p>(b) 最大溶解能力</p> <p>(イ) BWR使用済燃料集合体処理時</p> <p>(ロ) PWR使用済燃料集合体処理時</p> <p>(iv) 主要な核的, 熱的及び化学的制限値</p> <p>(a) 主要な核的制限値</p> <p>(イ) 単一ユニット</p> <p>(ロ) 複数ユニット</p> <p>(b) 主要な熱的制限値</p> <p>(c) 主要な化学的制限値</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針</p> <p>第2章 個別項目 目次</p> <p>基本設計方針 第2章 個別項目</p> <p>4.2.1.2 代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) を使用した使用済燃料プール注水</p> <p>(1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)</p> <p>(2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)</p> <p>4.2.1.3 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プール注水</p> <p>4.2.2 使用済燃料プールのスプレイ</p> <p>4.2.2.1 代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド) を使用した使用済燃料プールのスプレイ</p> <p>(1) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)</p> <p>(2) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッド)</p> <p>4.2.2.2 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プールのスプレイ</p>	<p>実用炉規則別表第二 (参考)</p> <p>(以下、省略)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p data-bbox="647 317 872 348">基本設計方針比較表</p> <p data-bbox="893 384 1255 415">省略 (実例とともに、別途添付)</p>	<p data-bbox="1567 317 1792 348">基本設計方針比較表</p> <p data-bbox="2021 384 2086 415">(省略)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">(削除)</div>	<div style="text-align: right;">別紙 4</div> <p style="text-align: center;">基本設計方針に記載すべき機器仕様及び 設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー</p> <p>【設定根拠に添付する要否区分】 設定根拠へ記載する設備：A, C 設定根拠へ記載しない設備は：B, D, E, F, G</p> <p>※機器リストを設定根拠に関する説明書の別添に記載</p> <p>(注1) 設置変更許可本文(五号,十号), 添付八, 添付十, まとめ資料又は技術基準規則の要求より抽出した設備又はその性能機能 (注2) 「性能・機能」とは、技術基準規則要求に適合させるために必要な役割など、定性的に記載できるものとする。 (注3) 「仕様」とは、容量, 時間, 効率, 伝達率, 個数等, に関する定量的な数値とする。 (注4) 「基本設計方針で仕様を明確にする。」とは以下の通りである。 ・技術基準規則で仕様要求があるもの。 ・技術基準規則で定量的な機能が要求されている機器のうち、要目表で要求機能が確認できないもの。 ・設置変更許可本文に仕様を記載しているもの。(例:汚濁防止槽の長さ) (注5) 別表第二下欄の設定根拠の要求項目機器であっても、性能・機能以外の要求のみにより申請対象となり、従前から要求されている性能・機能に変更がない機器については、設定根拠に関する説明書は不要とする。</p>	<p>・仕様表、基本設計方針記載対象の選定は「基本的考え方」、設定根拠説明書の作成対象は「添付書類の作成要領」にて展開するものとし、削除</p>

(削除)

基本設計方針へ機器仕様を記載する機器の選定順序について

STEP1-① : 技術基準規則要求設備 (機器) の抽出

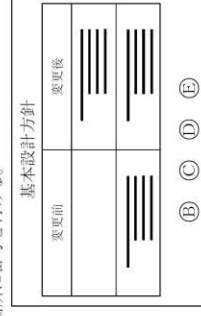
「工事計画添付書類呈取表」を使用し、技術基準規則要求 (要目表対象外含む) 設備 (機器) を全て抽出する。



※ 設計変更許可本文 (五号, 十号), 添付八, 添付十, まとめ資料又は技術基準規則の要求より抽出。

STEP1-② : 基本設計方針記載の設定根拠作成対象設備の選定 (色分け)

a: 基本設計方針に記載している設備について、選定フローにより抽出する。(分類ごとに色分け)
 b: 基本設計方針記載内容と技術基準要求機器リスト (STEP2資料) とのリンクが分かるように、色分けした箇所に番号を付ける。



STEP2 : 基本設計方針へ機器仕様を記載する機器の選定

STEP-1-①, ②で抽出された設備から、基本設計方針へ機器仕様を記載する必要がある機器を選定する。選定にあたっては、以下の通りとする。

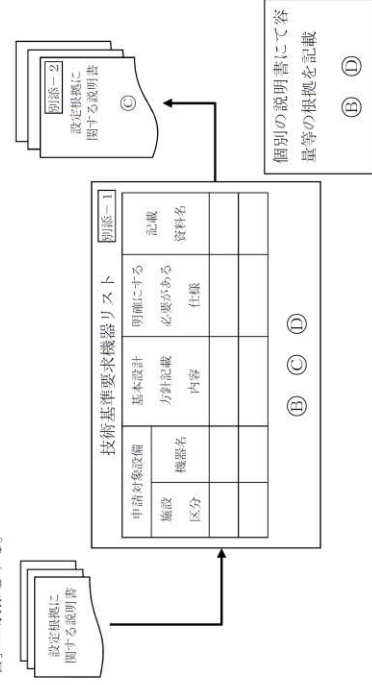
1. 工事計画添付書類呈取表から⑧, ⑨, ⑩, ⑪に整理された設備を「技術基準要求機器リスト (ヒアリング用)」に反映する。その際、「関連条文」, 「DB/SA」及び「系統」の情報も合わせて記載する。
2. STEP1-②bの番号と機器リスト記載の機器がリンクするように番号を記載する。
3. STEP1-②aの基本設計方針を基に、技術基準要求機器リストを作成する。
4. 基本設計方針に記載する内容を具体的に記載する。機器仕様を記載する設備は、仕様を記載する。選定フローにて⑧, ⑨, ⑩となった機器に対して、関係する資料名を記載する。

【技術基準要求機器リスト】 (ヒアリング用①) ② ③ ④ ⑤

申請対象設備	DB/SA	関連	基本設計方針 (リンク番号)	選定	性能・機能	3.項		4.項		5.項	
						明細にする必要がある仕様	記載内容	記載資料名	備考		
系統	機器名	機器名	機器名	機器名	機器名	機器名	機器名	機器名	機器名	機器名	機器名
施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設
区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分

STEP3 : 工事計画認可申請補正書への添付

工事計画認可申請補正書に添付するフォーマットに編集し、「設定根拠に関する説明書」の別添とする。



- ⑧ : 基本設計方針にのみ記載する設備で個別の説明書に記載
- ⑨ : 基本設計方針にのみ記載する設備で設定根拠説明書の別添作成
- ⑩ : 基本設計方針にのみ記載する設備で個別の説明書に記載

・本整理についても、対象設備の選定と合わせて再調整。最終的には設定根拠説明書の別添となる書類であるため、こちらも「添付書類の作成要領」にて展開する

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)
※比較を省略 (同対応を実施) 別紙6も同様。	

発電炉 工認作成要領		備考
別紙5 設備リスト記載例 (1/4)		

設備区分	系統名	機器区分	名称	変更前			変更後			
				設計基準対象施設*1 前掲 重要度 分類	機器クラス	重大事故等 対応設備*1 設備分類	重大事故等 対応設備*1 設備分類	設計基準対象施設*1 前掲 重要度 分類	機器クラス	重大事故等 対応設備*1 設備分類
原子炉冷却材循環設備	原子炉冷却材循環設備	ポンプ	再循環系ポンプ	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			原子炉圧力容器	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			再循環系ポンプ吸込管分岐点	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			再循環系ポンプ吸込管分岐点	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			弁 B35-F023A	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			原子炉圧力容器	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			弁 B35-F023B	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			弁 B35-F023A, B	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			再循環系ポンプA, B	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			再循環系ポンプA, B	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			弁 B35-F067A, B	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			弁 B35-F067A, B	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			再循環系ポンプA, B吐出管合流点	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			再循環系ポンプA, B吐出管合流点	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
			マニホールド管	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-
マニホールド管	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-			
マニホールド管	S	クラス1	-	-	変更なし	-	-			
ジェットポンプへの供給管	S	クラス3	-	-	変更なし	-	-	常設耐震/防止 常設/緩和	SAクラス2	
容器	自動減圧機能用アキュムレータ	S	クラス3	-	-	-	変更なし	-	-	
主蒸気系	主蒸気系	安全弁及び 遮断器	遮断し安全弁制御用アキュムレータ	S	クラス3	-	-	変更なし	-	-
			流出制限器	S	-	-	-	変更なし	-	-
			B22-F013D, E, J, M, N, P, U 遮断し弁	S	-	-	-	変更なし	-	-

(以下、省略)

付表1 略語の定義 (1/2)

		略語	定義
設計基準対象の施設	耐震重要度分類	S	耐震重要度分類におけるSクラス
		B	耐震重要度分類におけるBクラス (B-1及びB-2を除く)
		B-1	Bクラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの
		B-2	Bクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
		C	耐震重要度分類におけるCクラス (C-1及びC-2を除く)
		C-1	Cクラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
		C-2	Cクラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水・薬品伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの
		—	上記以外 (当該施設において設計基準対象の施設として使用しないものを含む)
	機器の種類	1種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈 (別記) における「再処理第1種機器」
		2種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈 (別記) における「再処理第2種機器」
		3種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈 (別記) における「再処理第3種機器」
		4種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈 (別記) における「再処理第4種機器」
		5種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈 (別記) における「再処理第5種機器」
		—	上記以外 (当該施設において設計基準対象の施設として使用しないものを含む)

付表1 略語の定義 (2/2)

		略語	定義
重大事故等 対処設備	設備 区分	常設耐震	技術基準規則第三十三条第一項第一号に規定する「常設耐震重要重大事故等対処設備」
		常設	技術基準規則第三十三条第一項第二号に規定する「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」
		可搬	重大事故等対処設備のうち可搬型のもの
		1.2Ss	基準地震動の1.2倍の地震力に対して必要な機能を損なわないよう設計するもの
		—	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの

表1 ●●施設の主要設備リスト (○/○)

設備区分	系統名	機器区分	名称	変更前			変更後			
				設計基準対象の施設*		重大事故等対処設備*	名称	設計基準対象の施設*		重大事故等対処設備*
				耐震重要度分類	機器の種類	設備分類		耐震重要度分類	機器の種類	設備分類
使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	容器	●●槽	B-1	管側：－ 胴側：2種	－	変更なし	常設耐震/1.2Ss		
		搬送機器	●●●●	S	－	－			変更なし	－

記載の並びは仕様表の順番とする

事業変更許可申請書より引用する。

仕様表の機器名称と整合
機器区分には、「容器」、「搬送機器」、「主配管」などの機種分類を記載する。

別紙4 略語の定義に従い記載する。
機器の種類に関して、部位毎に種類が異なる場合は、上記例のように明確化する。

既認可より変更ない場合は、「変更なし」と表記する。

設備区分	系統名	機器区分	名称	変更前			変更後			
				設計基準対象の施設*1		重大事故等対処設備*1	名称	設計基準対象の施設*1		重大事故等対処設備*1
				耐震重要度分類	機器の種類	設備分類		耐震重要度分類	機器の種類	設備分類
●●	●●	容器	－	●●●●	－	●●●●	－	●●		
		主配管	●●●●*2	C	－	－	変更なし	－		

注記 *1：表1に用いる略語の定義は「付表1」による。
*2：本設備は記載の適正化のみ行うものであり、手続き対象外である。

新規申請設備の場合は、変更前を上記のように結合し「－」と表記する。
また、機器区分単位での結合を可とする。

記載の適正化のみの設備については、本注記により手続き対象外であることを明記する。

略語の定義を主要設備リストの最終ページに「付表1」として添付するため、主要設備リストの末尾に呼び込みを記載する。

表2 ●●施設の兼用設備リスト (○/○)

設備区分	系統名	機器区分	主たる機能の施設／設備区分	変更前			変更後			
				設計基準対象の施設*		重大事故等対処設備*	名称	設計基準対象の施設*		重大事故等対処設備*
				耐震重要度分類	機器の種類	設備分類		耐震重要度分類	機器の種類	設備分類
使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	容器	●●施設 ●●設備	—			●●●●	—	●●	

注記 * : 表2に用いる略語の定義は「付表1」による

主要設備リストと異なる点として、「主たる機能の施設／設備区分」の欄があり、ここで兼用元の施設／設備区分（系統名）を記載する。

全体的な記載方法については、主要設備リストと同じ。

条文	設計基準対象施設																				重大事故等対処施設																																		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51							
技術基準規則 追加要求事項 (○有)		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
分類	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	共通	共通	個別	個別	個別	個別	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別						
共通項目/再処理施設の種類の	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	共通	共通	個別	個別	個別	個別	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別						
1. 核燃料物質の臨界防止	○																																																						
2. 地盤		○																										○																											
3. 自然現象	3.1 地震による損傷の防止			○																									○																										
	3.2 津波による損傷の防止				○																									○																									
	3.3 外部からの衝撃による損傷の防止					○																										○																							
4. 閉じ込めの機能	4.1 閉じ込め							○																																															
	4.2 放射性廃棄物による汚染の防止																																																						
5. 火災等による損傷の防止										●																																													
6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止																																																							
7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止																																																							
8. 遮蔽																																																							
9. 設備に対する要求事項	9.1 安全機能を有する施設,安全上重要な施設及び重大事故等対処設備																																																						
	9.2 材料及び構造																																																						
	9.3 搬送設備																																																						
10. その他	10.1 再処理施設への不法な侵入等の防止							○																																															
	10.2 安全避難通路等																																																						

条文	設計基準対象施設																			重大事故等対処施設																																
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51				
技術基準規則 追加要求事項 (○有)		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
分類	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	共通	共通	個別	個別	個別	個別	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
共通項目/再処理施設の種別	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	共通	共通	個別	個別	個別	個別	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別
放射線管理施設																																																				
6. 放射線管理施設	6.1 放射線管理施設の基本設計方針																																																			
その他再処理設備の附属施設																																																				
個別項目	7.1 電気設備の基本設計方針																																																			
	7.2 圧縮空気設備の基本設計方針																																																			
	7.3 給水処理設備の基本設計方針																																																			
	7.4 冷却水設備の基本設計方針																																																			
	7.5 蒸気供給設備の基本設計方針																																																			
	7.6 分析設備の基本設計方針																																																			
	7.7 化学薬品貯蔵供給設備の基本設計方針																																																			
	7.8 火災防護設備の基本設計方針																																																			
	7.9 竜巻防護対象施設の基本設計方針																																																			
	7.10 溢水防護設備の基本設計方針																																																			
	7.11 化学薬品防護設備の基本設計方針																																																			
	7.12 補機駆動用燃料補給設備の基本設計方針																																																			
	7.13 放出抑制設備の基本設計方針																																																			
	7.14 緊急時対策所の基本設計方針																																																			
	7.15 通信連絡設備の基本設計方針																																																			

※ 個別項目については、事業変更許可申請書との整合性の観点から、事業変更許可申請書本文（添付含む）に記載の「系統構成及び主要設備」の内容を展開する。

		設計基準対象施設																				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
条文		臨界の防止	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入	閉じ込め	火災	安全機能を有する施設	材料及び構造	搬送設備	計測制御系統施設	放射線管理施設	受入施設又は管理施設	処理施設及び廃棄施設	汚染の防止	遮蔽	換気設備	予備電源	通信連絡設備等	
技術基準規則 追加要求事項 (○有)			○	○		○	○		○	○										○	○	
分類		共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	共通	共通	個別	個別	共通	
共通項目／廃棄物管理施設の種類の種類																						
共通項目 (廃棄物管理設備本体にまとめて記載)	1. 核燃料物質の臨界防止	○																				
	2. 地盤		○																			
	3. 自然現象	3.1 地震による損傷の防止			○																	
		3.2 津波による損傷の防止				○																
		3.3 外部からの衝撃による損傷の防止					○															
	4. 閉じ込めの機能	4.1 閉じ込め							○													
		4.2 放射性廃棄物による汚染の防止に係る基本設計方針															○					
	5. 火災等による損傷の防止									●	火災防護設備の基本設計方針に基づく設計											
	6. 遮蔽																	○				
	7. 設備に対する要求事項	7.1 安全機能を有する施設									○											
7.2 材料及び構造											○											
7.3 搬送設備												○										
8. その他	8.1 廃棄物管理施設への不法な侵入等の防止							○														
	8.2 安全難通路等																				○	
個別項目	1. 廃棄物管理設備本体																					
	1.1 処理施設	1.1.1 処理設備の基本設計方針																				
	1.2 管理施設	1.2.1 管理施設の基本設計方針													○		○					
	放射性廃棄物の受入施設																					
	2. 放射性廃棄物の受入施設	2.1 放射性廃棄物の受入施設の基本設計方針																				
	計測制御系統施設																					
	3. 計測制御系統施設	3.1 計測制御系統施設の基本設計方針												○								
	放射線管理施設																					
	4. 放射線管理施設	4.1 放射線管理施設の基本設計方針													○							
	その他廃棄物管理設備の附属施設																					
	5. その他廃棄物管理設備の附属施設	5.1 気体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針															○		○			
		5.2 液体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針															○					
		5.3 固体廃棄物の廃棄施設の基本設計方針															○					
		5.4 火災防護設備の基本設計方針								○												
		5.5 電気設備の基本設計方針																			○	
5.6 通信連絡設備の基本設計方針																					○	
5.7 圧縮空気設備の基本設計方針																						
5.8 給水処理設備の基本設計方針																						
5.9 蒸気供給設備の基本設計方針																						

※ 個別項目については、事業変更許可申請書との整合性の観点から、事業変更許可申請書本文（添付含む）に記載の「系統構成及び主要設備」の内容を展開する。

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																								
<p>Q. 基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>適用基準及び適用規格については、各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p>	<p>4 設工認申請に記載する<u>準拠規格及び基準</u>について</p> <p>1. 発電用原子炉施設のガイドにおける規定</p> <p>本要領において参考とする「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」によれば、工事計画に記載する必要がある適用基準及び適用規格については、「各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。」とされ、記載対象とする基準及び規格については、「技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準」となっており、「具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等」と示されている。</p> <p>2. 記載すべき<u>準拠規格及び基準</u>の考え方</p> <table border="1" data-bbox="647 682 1537 1423"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対象<u>準拠規格及び基準</u>*</th> <th>記載要否</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】</td> <td>記載する</td> <td>炉規制関係法令は，適合すべき技術基準規則の上位法令であり，事業変更許可（指定）申請書でも準拠すべき法令として明記されていることから，事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>関係他法令 【建築基準法，消防法他】</td> <td>記載する</td> <td>技術基準規則への適合のために，各設備の設計・製作にあたって，具体的な評価方法を規定した法令であり，適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>許可基準規則（解釈含む）</td> <td>記載する</td> <td>事業変更許可（指定）申請書において，設計及び工事，検査での準拠すべき法令として明記されていることから，事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお，解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>技術基準規則（解釈含む）</td> <td>記載する</td> <td>事業変更許可（指定）申請書において，設計及び工事，検査での準拠すべき法令として明記されていることから，事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお，解釈は適用が自明であることから事業許可（指定）と同様に記載しない。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	対象 <u>準拠規格及び基準</u> *	記載要否	理由	1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載する	炉規制関係法令は，適合すべき技術基準規則の上位法令であり， 事業変更許可（指定）申請書でも準拠すべき法令として明記されていることから，事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。	2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために，各設備の設計・製作にあたって，具体的な評価方法を規定した法令であり，適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。	3	許可基準規則（解釈含む）	記載する	事業変更許可（指定）申請書において，設計及び工事，検査での準拠すべき法令として明記されていることから，事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお，解釈は適用が自明であることから 事業許可（指定）と同様に記載しない。	4	技術基準規則（解釈含む）	記載する	事業変更許可（指定）申請書において，設計及び工事，検査での準拠すべき法令として明記されていることから，事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお，解釈は適用が自明であることから 事業許可（指定）と同様に記載しない。	<p>4 工事計画認可申請に記載する<u>適用基準及び適用規格</u>について</p> <p>1. ガイド規定</p> <p>「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」によれば、工事計画に記載する必要がある適用基準及び適用規格については、「各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。」とされ、記載対象とする基準及び規格については、「技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準」となっており、「具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等」と示されている。</p> <p>2. 記載すべき適用基準及び適用規格の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1632 682 2522 1423"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象基準・規格*</th> <th>記載要否</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】</td> <td>記載しない</td> <td>炉規制関係法令は，適合すべき技術基準規則の上位法令であり，設計・製作に適用する基準及び規格に該当しないため記載しない。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>関係他法令 【建築基準法，消防法他】</td> <td>記載する</td> <td>技術基準規則への適合のために，各設備の設計・製作にあたって，具体的な評価方法を規定した法令であり，適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>設置許可基準規則（解釈含む）</td> <td>記載しない</td> <td>設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可を受けるため，適用が自明であることから記載しない。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>炉規制法及び電事法の各技術基準 【原子炉，火力設備，電気設備】</td> <td>記載しない</td> <td>現行の各技術基準は，適合することが条件であって，適用が自明であることから，記載しない。</td> </tr> </tbody> </table>		対象基準・規格*	記載要否	理由	1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載しない	炉規制関係法令は，適合すべき技術基準規則の上位法令であり， 設計・製作に適用する基準及び規格に該当しないため記載しない。	2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために，各設備の設計・製作にあたって，具体的な評価方法を規定した法令であり，適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。	3	設置許可基準規則（解釈含む）	記載しない	設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可を受けるため，適用が自明であることから記載しない。	4	炉規制法及び電事法の各技術基準 【原子炉，火力設備，電気設備】	記載しない	現行の各技術基準は，適合することが条件であって，適用が自明であることから，記載しない。	<p>・記載の適正化（<u>準拠規格及び基準への統一</u>） (以下省略)</p> <p>炉規制関係法令、技術基準規則等について、適用は自明であるが、事業許可（指定）において、設計及び工事、検査での準拠すべき法令として明記されていることから、事業許可（指定）との整合性を踏まえ記載する。</p>
No.	対象 <u>準拠規格及び基準</u> *	記載要否	理由																																								
1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載する	炉規制関係法令は，適合すべき技術基準規則の上位法令であり， 事業変更許可（指定）申請書でも準拠すべき法令として明記されていることから，事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。																																								
2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために，各設備の設計・製作にあたって，具体的な評価方法を規定した法令であり，適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。																																								
3	許可基準規則（解釈含む）	記載する	事業変更許可（指定）申請書において，設計及び工事，検査での準拠すべき法令として明記されていることから，事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお，解釈は適用が自明であることから 事業許可（指定）と同様に記載しない。																																								
4	技術基準規則（解釈含む）	記載する	事業変更許可（指定）申請書において，設計及び工事，検査での準拠すべき法令として明記されていることから，事業許可（指定）との整合を踏まえ記載する。なお，解釈は適用が自明であることから 事業許可（指定）と同様に記載しない。																																								
	対象基準・規格*	記載要否	理由																																								
1	炉規制関係法令 【炉規法，規則，省令他】	記載しない	炉規制関係法令は，適合すべき技術基準規則の上位法令であり， 設計・製作に適用する基準及び規格に該当しないため記載しない。																																								
2	関係他法令 【建築基準法，消防法他】	記載する	技術基準規則への適合のために，各設備の設計・製作にあたって，具体的な評価方法を規定した法令であり，適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。																																								
3	設置許可基準規則（解釈含む）	記載しない	設置許可基準規則に適合するものとして許可を受けた設置許可に従って工事計画認可を受けるため，適用が自明であることから記載しない。																																								
4	炉規制法及び電事法の各技術基準 【原子炉，火力設備，電気設備】	記載しない	現行の各技術基準は，適合することが条件であって，適用が自明であることから，記載しない。																																								

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																				
	<table border="1" data-bbox="647 275 1555 1119"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対象 <u>準拠規格及び基準</u> *</th> <th>記載要否</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等</td> <td>記載する</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため, 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等について記載する。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>審査基準 【<u>実用炉の火災防護に係る審査基準</u>】</td> <td>記載する (枠外)</td> <td>適合性判断のために参考とする実用炉の基準を明確化するため「<u>準拠規格及び基準</u>」としてではなく, 参考として枠外に記載する。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ガイド 【<u>竜巻, 津波, 外部火災他</u>】</td> <td>記載する (枠外)</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため「<u>準拠規格及び基準</u>」としてではなく, 参考として枠外に記載する。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>J I S規格, A S M E等</td> <td>記載する</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため J I S規格等について記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>学協会規格 【J S M E, J E A G, J E A C】</td> <td>記載する</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため, 各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む) なお, 記載にあたり, 各学協会規格に引用される基準・規格については, 当該学協会規格に包絡されるため記載しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="795 1129 1448 1157">* 設置時, 改造時等に適用した過去の <u>準拠規格及び基準</u> を含む。</p>	No.	対象 <u>準拠規格及び基準</u> *	記載要否	理由	5	原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等について記載する。	6	審査基準 【 <u>実用炉の火災防護に係る審査基準</u> 】	記載する (枠外)	適合性判断のために参考とする実用炉の基準を明確化するため「 <u>準拠規格及び基準</u> 」としてではなく, 参考として枠外に記載する。	7	ガイド 【 <u>竜巻, 津波, 外部火災他</u> 】	記載する (枠外)	適合性判断のための評価基準を明確化するため「 <u>準拠規格及び基準</u> 」としてではなく, 参考として枠外に記載する。	8	J I S規格, A S M E等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため J I S規格等について記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む)	9	学協会規格 【J S M E, J E A G, J E A C】	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む) なお, 記載にあたり, 各学協会規格に引用される基準・規格については, 当該学協会規格に包絡されるため記載しない。	<table border="1" data-bbox="1632 275 2540 1476"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象基準・規格 *</th> <th>記載要否</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>各技術基準の解釈 【<u>原子炉, 火力設備, 電気設備</u>】</td> <td>記載する</td> <td>各技術基準に定められる技術的要件を満足する技術的内容は, 各技術基準の解釈に限定されるものではないため, 適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。 なお, 解釈に引用されている適用基準及び適用規格についても下記のとおり適宜記載する。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等</td> <td>記載する</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため, 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等について記載する。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>審査基準 【<u>火災防護に係る審査基準</u>】</td> <td>記載する</td> <td>該当する「<u>火災防護に係る審査基準</u>」は, 技術基準規則解釈に記載されており, 適合性判断のための評価基準を明確化するため記載する。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ガイド 【<u>竜巻, 津波, 外部火災他</u>】</td> <td>記載する (枠外)</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため「適用基準及び適用規格」としてではなく, 参考として枠外に記載する。</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>J I S規格, A S M E等</td> <td>記載する</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため J I S規格等については, 該当No.を含めて記載する。 なお, 記載にあたり, 既設設備にあつては, 告示501号及び J S M Eにおいて適用 J I Sが明記され, 既に適正に適用されていることから, J S M E材に該当しない J I S材を使用している部分等について記載する。</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>学協会規格 【J S M E, J E A G, J E A C】</td> <td>記載する</td> <td>適合性判断のための評価基準を明確化するため, 各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。 なお, 記載にあたり, 各学協会規格に引用される基準・規格については, 当該学協会規格に包絡されるため記載しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1760 1486 2457 1514">* 設置時, 改造時等に適用した過去の適用基準及び適用規格を含む。</p>		対象基準・規格 *	記載要否	理由	5	各技術基準の解釈 【 <u>原子炉, 火力設備, 電気設備</u> 】	記載する	各技術基準に定められる技術的要件を満足する技術的内容は, 各技術基準の解釈に限定されるものではないため, 適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。 なお, 解釈に引用されている適用基準及び適用規格についても下記のとおり適宜記載する。	6	原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等について記載する。	7	審査基準 【 <u>火災防護に係る審査基準</u> 】	記載する	該当する「 <u>火災防護に係る審査基準</u> 」は, 技術基準規則解釈に記載されており, 適合性判断のための評価基準を明確化するため記載する。	8	ガイド 【 <u>竜巻, 津波, 外部火災他</u> 】	記載する (枠外)	適合性判断のための評価基準を明確化するため「適用基準及び適用規格」としてではなく, 参考として枠外に記載する。	9	J I S規格, A S M E等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため J I S規格等については, 該当No.を含めて記載する。 なお, 記載にあたり, 既設設備にあつては, 告示501号及び J S M Eにおいて適用 J I Sが明記され, 既に適正に適用されていることから, J S M E材に該当しない J I S材を使用している部分等について記載する。	10	学協会規格 【J S M E, J E A G, J E A C】	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。 なお, 記載にあたり, 各学協会規格に引用される基準・規格については, 当該学協会規格に包絡されるため記載しない。	<p data-bbox="2576 300 2813 600">・再処理, 加工の技術基準解釈は, 「材料及び構造」の解釈であり, 技術基準規則と一体で適用することが自明であることから, 許可(指定)と同様に記載しない。</p> <p data-bbox="2576 604 2813 905">・また, 再処理, 加工の技術基準解釈で引用されている規格は, JSME, JISのみであり, 適合性判断に必要なものはNo.8 JIS規格, ASME等, No.9 学協会規格に基づき記載される。</p> <p data-bbox="2576 1087 2813 1146">・実用炉に係る内容であるため削除。</p>
No.	対象 <u>準拠規格及び基準</u> *	記載要否	理由																																																				
5	原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等について記載する。																																																				
6	審査基準 【 <u>実用炉の火災防護に係る審査基準</u> 】	記載する (枠外)	適合性判断のために参考とする実用炉の基準を明確化するため「 <u>準拠規格及び基準</u> 」としてではなく, 参考として枠外に記載する。																																																				
7	ガイド 【 <u>竜巻, 津波, 外部火災他</u> 】	記載する (枠外)	適合性判断のための評価基準を明確化するため「 <u>準拠規格及び基準</u> 」としてではなく, 参考として枠外に記載する。																																																				
8	J I S規格, A S M E等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため J I S規格等について記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む)																																																				
9	学協会規格 【J S M E, J E A G, J E A C】	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。(技術基準規則解釈に引用されるものを含む) なお, 記載にあたり, 各学協会規格に引用される基準・規格については, 当該学協会規格に包絡されるため記載しない。																																																				
	対象基準・規格 *	記載要否	理由																																																				
5	各技術基準の解釈 【 <u>原子炉, 火力設備, 電気設備</u> 】	記載する	各技術基準に定められる技術的要件を満足する技術的内容は, 各技術基準の解釈に限定されるものではないため, 適合性判断のための評価基準を明確化するために記載する。 なお, 解釈に引用されている適用基準及び適用規格についても下記のとおり適宜記載する。																																																				
6	原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 原子力安全委員会指針及び専門部会報告書, N I S A 文書等について記載する。																																																				
7	審査基準 【 <u>火災防護に係る審査基準</u> 】	記載する	該当する「 <u>火災防護に係る審査基準</u> 」は, 技術基準規則解釈に記載されており, 適合性判断のための評価基準を明確化するため記載する。																																																				
8	ガイド 【 <u>竜巻, 津波, 外部火災他</u> 】	記載する (枠外)	適合性判断のための評価基準を明確化するため「適用基準及び適用規格」としてではなく, 参考として枠外に記載する。																																																				
9	J I S規格, A S M E等	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため J I S規格等については, 該当No.を含めて記載する。 なお, 記載にあたり, 既設設備にあつては, 告示501号及び J S M Eにおいて適用 J I Sが明記され, 既に適正に適用されていることから, J S M E材に該当しない J I S材を使用している部分等について記載する。																																																				
10	学協会規格 【J S M E, J E A G, J E A C】	記載する	適合性判断のための評価基準を明確化するため, 各設備の設計・製作に適用する学協会規格を記載する。 なお, 記載にあたり, 各学協会規格に引用される基準・規格については, 当該学協会規格に包絡されるため記載しない。																																																				

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 記載様式</p> <p><u>準拠する規格及び基準は、変更前後表の形式とし、下記区分単位で整理する。</u></p> <p>(1) 変更前</p> <p>新設の施設／設備については「－」を記載する。</p> <p>変更申請する施設／設備の「変更前」については、既設の設工認に記載のある<u>準拠規格及び基準</u>を記載する。なお、既設の設工認には、許可基準規則等について、適用が自明であることから記載されていない場合があるが、「2. 記載すべき<u>準拠規格及び基準の考え方</u>」を踏まえ、記載の適正化として「変更前」に追記する。</p> <p>(2) 変更後</p> <p>「2. 記載すべき<u>準拠規格及び基準の考え方</u>」に基づき、該当する<u>準拠規格及び基準</u>を記載する。なお、<u>準拠規格及び基準</u>に変更がない場合は、「変更後」に「<u>－</u>」「<u>変更なし</u>」を記載する。</p> <p>(3) 区分</p> <p>イ. <u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設</u></p> <p>ロ. <u>再処理本体</u></p> <p>ハ. <u>製品貯蔵施設</u></p> <p>ニ. <u>計測制御系統施設</u></p> <p>ホ. <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u></p> <p>ヘ. <u>放射線管理施設</u></p> <p>ト. <u>その他再処理設備の附属施設</u></p> <p><u>電気設備、圧縮空気設備、給水処理設備、冷却水設備、蒸気供給設備、分析設備、化学薬品貯蔵供給設備、火災防護設備、竜巻防護対策設備、溢水防護設備、化学薬品防護設備、補機駆動用燃料補給設備、放出抑制設備、緊急時対策所、通信連絡設備</u></p>	<p>3. 記載様式</p> <p>(1) 変更前</p> <p>工事計画書への適用基準及び適用規格の記載要求については、平成17年の電気事業法施行規則の改正で別表第三に規定された。</p> <p>この記載要求が規定される以前の工事計画書については、適用基準及び適用規格の記載がないことから、工事計画書記載事項だけからでは変更前の適用基準及び適用規格を確認できない。</p> <p>従って、変更前については、下記について記載する。</p> <p>① 平成17年以降の工事計画書に記載のある適用基準及び適用規格</p> <p>② 建設時より工認審査の前提とされていた「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（通商産業省告示501号）」</p> <p>③ 技術基準対象条文の解釈を含めて記載のある適用基準及び適用規格のうち、省令62号及びその解釈・解説に引用されている適用基準及び適用規格を基本に、実際に適用していた基準及び規格</p> <p>(2) 変更後</p> <p>上記（変更前）に記載のとおり、平成17年の電気事業法施行規則改正以降、工事計画書へ適用基準及び適用規格を記載していることから、変更後については、平成17年の施行規則改正以降の工事計画書を含めて、適用基準及び適用規格を記載する。</p> <p>具体的には下記について記載する。</p> <p>① 技術基準対象条文の解釈を含めて、記載のある適用基準及び適用規格のうち、現状設備に適用しているもの</p> <p>② 今回の変更に伴って適用する基準及び規格</p> <p>③ 平成17年以降の工事計画書に記載のある適用基準及び適用規格のうち、現在も適用しているもの</p>	<p>・実用炉特有の内容であるため記載を変更</p> <p><u>・発電炉の適用基準及び適用規格を参考に、記載範囲を見直す。</u></p> <p><u>・記載の適正化（変更なし）</u></p> <p><u>・整理する区分を明記する。</u></p>

4. 記載方法 (記載整理)

各施設/設備に係る法令、規格及び基準を明確化する観点から、施設/設備単位で「準拠すべき主な法令、規格及び基準表」を整理、作成する。「準拠すべき主な法令、規格及び基準表」の記載例を以下に示す。

【2.No.9 学協会規格】
各設備の設計・製作に適用する学協会規格 (JEAG等) を記載する。

【2.No.8 JIS等】
評価基準を明確化するため J I S 規格等を記載する。

【2.No.2 関係法令】
具体的な評価方法を規定した建築基準法等の関係法令を記載する。

【2.No.1, 3, 4 炉規制関係法令等】
炉規制関係法令等は事業許可 (指定) と整合を図り記載する。

削除

第1.1.1.1-1表 準拠すべき主な法令、規格及び基準表

準拠すべき主な法令、規格及び基準	1 炉 規 法	2 炉 規 法 施 行 令	3 廃 棄 物 管 理 規 則	4 廃 棄 物 管 理 施 設 許 可 基 準 規 則	5 廃 棄 物 管 理 施 設 技 術 基 準 規 則	6 日 本 産 業 規 格 — J E A G 4 6 0 1	8 日 本 建 築 学 会 — 鋼 構 造 設 計 基 準 規 則	9 J S M E 規 格	10 ク レ イ ン 鋼 構 造 規 則	11 ク レ イ ン 鋼 構 造 規 格	12 日 本 建 築 学 会 各 種 構 造 設 計 及 び 計 算 規 準	13 日 本 電 機 機 工 業 会 規 格 (J E M	14 日 本 電 機 機 工 業 会 規 格 (J C S	15 告 示 8 号	16 建 築 基 準 法	17 建 築 基 準 法 施 行 令	18 消 防 法	19 消 防 法 施 行 令	20 安 衛 法	
施設 / 設備区分																				
<イ. 廃棄物管理設備本体>																				
管理施設																				
ガラス固化体貯蔵建屋																				
ガラス固化体貯蔵建屋B棟																				
ガラス固化体貯蔵設備																				

注1) 炉規法 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年6月10日 法律第166号)
 炉規法施行令 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令 (昭和32年11月21日 政令第324号)
 廃棄物管理規則 : 核原料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 (昭和63年11月7日 総理府令第47号)
 廃棄物管理施設許可基準規則 : 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第31号)
 廃棄物管理施設技術基準規則 : 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則 (令和2年3月17日 原子力規制委員会規則第10号)
 J E A G 4 6 0 1 : 原子力発電所耐震設計技術指針 (重要度分類・許容応力幅JEAG4601-補-1B34, JEAG4601-1987, JEAG4601-1991 追補版)
 JSME規格 : 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005年版 (2007年追補版を含む)) JSME S NC-12005/2007
 告示8号 : 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示 (平成27年8月31日 原子力規制委員会告示第8号)
 消防法 : 消防法 (昭和23年 7月 24日 法律第186号)
 安衛法 : 労働安全衛生法 (昭和47年 6月8日 法律第 57号)

注2) 上記の他「原子力発電所の電磁影響評価ガイド」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」を参照する。

【2.No.6, 7 審査基準, ガイド】
適合性判断のために参考とした審査基準, ガイドを枠外に記載する。

4. 記載方法 (記載整理)

工事計画への適用基準及び適用規格の記載方法については、基本設計方針検討にて作成した各施設と技術基準規則の各条文との対比一覧表に基づき、「共通条文」該当の適用基準及び適用規格については、基本設計方針のまとめ方と同様に「原子炉冷却系統施設」に記載することを基本とし、火災に関するものは「火災防護設備」、浸水に関するものは「浸水防護施設」に記載する。残りの「個別条文」については該当の施設区分毎に記載し、同一の基準及び規格が共通条文と個別条文両方に該当する場合は、双方に重複して記載する。但し、「共通条文」の適用基準及び適用規格のうち、複数の施設に適用されない場合は、適用する施設の「個別条文」として整理する。さらに、「共通条文」で「原子炉冷却系統施設」「火災防護設備」「浸水防護施設」に該当しない場合も、適用する施設に「個別条文」として整理する。

なお、工事計画の添付書類 (各種説明書) における適用基準及び適用規格については、当該添付書類中に記載がある内容に係る適用基準及び適用規格のうち、「2. 記載すべき適用基準及び適用規格の考え方」に基づくものを記載する。ただし、当該添付書類中に具体的な記載がなく、関係する添付書類を引用しているだけの場合は、関係する添付書類中の記載内容に係る適用基準・適用規格は記載しない。

- ・記載フォーマットは再処理施設の既認可と整合を図ったものとする。
- ・共通、個別にかかわらず、適用するものを全て記載する。

・既認可を踏襲した様式であり、3. 記載様式に示す変更前後で記載するため、本シートを削除する。

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(3) 添付書類</p> <p>規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種別に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものについて添付する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">設工認申請書に添付する添付書類の考え方について</p> <p>1. 要旨 新規制基準への適合性確認審査に係る設工認申請を行うにあたり、添付書類の添付の考え方を以下に示す。</p> <p>2. 添付書類の添付を行うにあたっての考え方について (1) 添付書類の添付を行うにあたり、法令上の整理と今回の申請における添付書類の添付方針について以下に示す。 a. 法令上の整理 設工認に添付書類を添付すべきものとして、再処理施設、加工施設、廃棄物管理施設それぞれの事業に関する規則において、「当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十六条の二の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。」と規定されている。（上記の記載は再処理規則における記載であるため、加工施設、廃棄物管理施設においてはそれぞれの事業に関する規則の記載に読み替える。） なお、新規制基準前の規則において要求されていた設工認の添付書類（例 再処理施設：1. 核燃料物質の臨界防止、2. 放射線による被ばくの防止、3. 火災及び爆発の防止、4. 主要な再処理施設の耐震性、5. 主要な容器及び管の耐圧強度および耐食性）については、章項目としては従来構成を維持（例 再処理施設：添付Ⅰ 核燃料物質の臨界防止～添付Ⅴ 強度及び耐食性）し、新規制基準による変更内容を反映したうえで「技術基準への適合性に関する説明書」へ添付するとともに、その他新規追加要求事項を踏まえ追加となった説明書等については、同説明書に「その他の説明書」として組み込む構成とする。（各説明書の項目・構成については、技術基準規則等における要求機能を踏まえつつ、先行プラントである発電用原子炉施設等を参照し決定する。発電炉を踏まえた構成検討を別紙に示す。） また、設工認に係る手続きが必要な内容とは、「認可の申請又は届出に係る設計及び工事の計画の内容」であり、大別すると「基本設計方針」の変更と「設備ごとの仕様に関する記載事項（仕様表）」の変更と考える。これらの変更内容に関する説明書類として必要な添付書類を添付するものである。 ここで、「認可の申請又は届出に係る設計及び工事の計画の内容」に係るものを以下に整理する。</p>	<p style="text-align: center;">5 工事計画認可申請書に添付する添付書類の考え方について</p> <p>1. 要旨 新規制基準への適合性確認審査に係る工事計画認可申請を行うにあたり、添付書類の添付の考え方を以下に示す。</p> <p>2. 添付書類の添付を行うにあたっての考え方について (1) 添付書類の添付を行うにあたり、法令上の整理と今回の申請における添付書類の添付方針について以下に示す。 a. 法令上の整理 实用炉規則別表第二において、工事計画に添付書類を添付すべきものとして「認可の申請又は届出に係る工事の計画の内容に係るものに限る。」と規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">最新の添付書類の添付方針（考え方）を反映</p> </div> <p style="text-align: center;">工事計画に係る手続き上の「工事の内容」とは、大別すると实用炉規則別表第二の中欄における「基本設計方針」の変更と「設備ごとに機器等の単位で定められている仕様に関する記載要求事項（要目表）」の変更と考える。</p> <p style="text-align: center;">ここで、「認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るもの」を以下に整理する。</p>	<p>・別表第二に相当するものがないため、規則記載に見直し</p> <p>・旧添付書類の構成を一部踏襲しつつ、必要な添付書類を拡充する考えとする</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(3) 添付書類</p> <p>規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。</p>	<pre> graph TD A[認可の申請又は届出に係る設計及び工事の計画の内容に係るもの] --> B[基本設計方針の変更] A --> C[設備ごとの仕様に関する記載事項の変更 (仕様表)] B --> D[技術基準規則の追加又は変更に係るもの] B --> E[設計方針の変更に係るもの] </pre>	<pre> graph TD A[認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るもの] --> B[基本設計方針の変更] A --> C[設備ごとに機器等の単位で定められている仕様に関する記載要求事項の変更 (要目表)] B --> D[技術基準規則の追加又は変更に係るもの] B --> E[設計方針の変更に係るもの] </pre> <p>（詳細は、工事計画に係る手続きガイドに記載の工事の種類による。）</p>	<p>・別表第二及び工認手続きガイドに相当するものがないため、見直し</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>(3) 添付書類</p> <p>規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種別に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものについて添付する必要がある。</p> <p>例えば、送電関係の変更に伴い常用電源設備の変圧器等の設計及び工事の計画の届出を行う際には、全体に係る添付書類である送電関係一覧図が必要である。一方、送電関係の変更にない場合には当該書類の添付は不要である。</p> <p>また、第9条第3項及び第12条第3項において、品質マネジメントシステムに関して説明した書類の添付が規定されている。</p> <p>なお、複数の添付書類で記載内容が重複する場合など、いずれかひとつの書類に記載内容をまとめた方が分かりやすいと考えられる場合は、ひとつにまとめた書類の名称等を他の書類に記載することにより、ひとつの書類に記載内容をまとめてもよいこととする。</p>	<p>b. 今回の申請における添付書類の添付方針について</p> <p>今回の「認可の申請又は届出に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に対する添付書類の添付方針について以下に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」＝「基本設計方針の変更に該当するもの」に対して適合するために必要な設備について関連する添付書類を添付する。</p> </div> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」の具体例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処施設の要求事項が追加となったもの (再処理施設の技術基準規則 第32条～第51条が該当) (加工施設の技術基準規則 第26条～第39条が該当 : MOX燃料加工施設のみ) ・ 設計基準対象の施設の要求事項が追加となったもの (例：溢水防護設備、火災防護設備等) ・ 設計基準対象の施設の要求事項が変更となったもの (例：耐震基準変更等) <p>重大事故等対処施設は、新規登録であるため関連する全ての書類が必要となるが、そのうち、既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので使用する条件等が変わらず、既設工認の添付書類等を読み込みできるものは、添付書類中にその旨を記載し、設計基準対象の施設とのリンクを明確にした書類を添付する。</p> <p>設計基準対象の施設について、基本設計方針の変更により適合性を確認する必要があるもので、既設工認に登録があるものは、添付図面は添付せず、既設工認の登録情報(認可年月日、図面番号等)を目次に記載する。</p> <p>なお、複数の添付書類で記載内容が重複する場合など、いずれかひとつの書類に記載内容をまとめた方が分かりやすいと考えられる場合は、ひとつにまとめた書類の名称等を他の書類に記載することにより、ひとつの書類に記載内容をまとめてもよいこととする。</p>	<p>b. 今回の申請における添付書類の添付方針について</p> <p>今回の「認可の申請に係る工事の内容に係るもの」に対する添付書類の添付方針について以下に記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」＝「基本設計方針の変更に該当するもの」に対して適合するために必要な設備について関連する添付書類を添付する。</p> </div> <p>「技術基準規則の要求事項に追加又は変更があるもの」の具体例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処施設の要求事項が追加となったもの (第49条～第78条が該当) ・ 設計基準対象施設の要求事項が追加となったもの (例：溢水防護設備、火災防護設備等) ・ 設計基準対象施設の要求事項が変更となったもの (例：耐震基準変更、原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大等) <p>重大事故等対処施設は、新規登録であるため関連する全ての書類が必要となるが、そのうち、既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので使用する条件等が変わらず、既工事計画書の添付書類等を読み込みできるものは、添付書類中にその旨を記載し、設計基準対象施設とのリンクを明確にした書類を添付する。</p> <p>設計基準対象施設について、基本設計方針の変更により適合性を確認する必要があるもので、既工事計画書に登録があるものは、添付図面は添付せず、既工事計画書の登録情報(認可年月日、図面番号等)を目次に記載する。</p>	<p>・ 工認手続きガイドの反映</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p data-bbox="774 264 1626 373">「技術基準規則の要求事項に変更がないもの」＝「基本設計方針の変更がないもの」に対して既に適合している設備については、添付書類は添付しない。</p> <p data-bbox="774 411 1626 583">技術基準規則の要求事項に変更がないもの＝基本設計方針の「変更前」にあたる部分については、今回の「認可の申請に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に該当しないため既設の設備において既に基本設計方針の記載事項を満たしていることから関連する添付書類は添付しない。 例外として、技術基準規則の変更はないが事業指定基準規則の要求事項で変更がある場合は添付書類を添付する。</p> <div data-bbox="744 684 1626 1003" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="774 695 1626 804">例：「閉じ込めの機能」に要求される堰について、条文要求に変更がないことから「今回の申請に係る設計及び工事の方法の内容に係るもの」に該当しないため添付書類は添付しない。</p> <p data-bbox="774 835 1626 940">ただし、第12条「〇〇施設*内における溢水による損傷の防止」の要求を満たすために堰を溢水防護上期待する場合は「溢水防護に関する説明書」に「堰」について記載する必要がある。 ※〇〇施設は、当該要求事項がある施設名称に読み替える。</p> </div> <p data-bbox="774 1157 1626 1297">個別条文で技術基準規則の要求事項に変更がない設備でも、共通条文で技術基準規則の要求事項の変更により適合性を確認する必要がある記載事項*については妥当性を確認する必要があるため関連する添付書類を添付する。</p> <p data-bbox="774 1335 1626 1440">※技術基準規則第6条「地震による損傷の防止」が変更されたことにより地震による安全機能が損なわれないことを説明する「耐震性に関する説明書」等</p>	<p data-bbox="1760 264 2611 373">「技術基準規則の要求事項に変更がないもの」＝「基本設計方針の変更がないもの」に対して既に適合している設備については、添付書類は添付しない。</p> <p data-bbox="1760 411 2611 583">技術基準規則の要求事項に変更がないもの＝基本設計方針の「変更前」にあたる部分については、今回の「認可の申請に係る工事の内容に関係あるもの」に該当しないため既設の設備において既に基本設計方針の記載事項を満たしていることから関連する添付書類は添付しない。 例外として、技術基準規則の変更はないが設置許可基準規則の要求事項で変更がある場合は添付書類を添付する。</p> <div data-bbox="1730 684 2611 1003" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1760 695 2611 804">例：「廃棄設備」に要求される堰について、条文要求に変更がないことから「今回の申請に係る工事の内容に関係あるもの」に該当しないため添付書類は添付しない。</p> <p data-bbox="1760 835 2611 940">ただし、第12条「発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」の要求を満たすために堰を溢水防護上期待する場合は「溢水防護に関する説明書」に「堰」について記載する必要がある。</p> <p data-bbox="1760 978 2611 1119">例外：原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大部については、技術基準規則条文上の変更はないが、設置許可基準規則の要求事項である原子炉冷却材圧力バウンダリの定義において「変更」があることから、「基本設計方針の変更」＝「申請対象」として扱う。</p> </div> <p data-bbox="1760 1157 2611 1297">個別条文で技術基準規則の要求事項に変更がない設備でも、共通条文で技術基準規則の要求事項の変更により適合性を確認する必要がある記載事項については妥当性を確認する必要があるため関連する添付書類を添付する。</p> <div data-bbox="1730 1335 2611 1535" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1760 1335 2611 1514">例：原子炉冷却系統施設として条文要求が変更されていない「原子炉冷却材浄化系再生熱交換器」だが、技術基準規則第5条「地震による損傷防止」が変更されたことにより地震による安全機能が損なわれないことを説明する「耐震性に関する説明書」に原子炉冷却材浄化系再生熱交換器を記載する。</p> </div>	<p data-bbox="2644 978 2813 1083">・本例は該当がないため削除</p> <p data-bbox="2644 1335 2813 1476">・具体的設備ではなく、共通方針の形式にて記載</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p data-bbox="240 1129 676 1304">申請対象設備リストの添付について明確化</p>	<div data-bbox="780 268 1626 422" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「技術基準規則の要求事項に変更はないが、事業変更許可申請書の要求事項の追加または変更があるもの」に対して事業変更許可申請書に示す設計方針に適合するために必要な設備等については、関連する添付書類を添付する。</p> </div> <p>「技術基準規則の要求事項に変更はないが、事業変更許可申請書の要求事項の追加または変更があるもの」＝「技術基準規則の解釈の明確化等により要求事項に適合するために必要な設備の範囲等が変更となったもの」であることから、事業変更許可申請書に示す設計方針に適合するために必要な設備等について関連する添付書類のうち変更があるものを添付する。対象となる設備の具体例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに設置するもの (遠隔消火設備, 温度センサ) ・既設設備のうち, 新たに規制対象となるもの (給気系の機器, 生産系インターロックの安全系インターロックへの変更等) ・設備更新・増設等 (新型遠心分離機への更新, 廃棄物建屋の増設等) <p>c. 分割申請における設工認申請対象設備の明確化について</p> <p>新規基準に係る設工認を分割して申請する場合には、申請対象設備に漏れがないことを示す観点から、申請回次毎の設工認申請対象設備を明確化するとともに、事業変更許可申請内容及び技術基準との関連付け^{*1}、また、既認可事項と新規申請事項との区別^{*2}をした書類を「設工認申請設備の技術基準への整合性に係る整理」として取り纏め、技術基準への適合性に関する説明書の冒頭に添付するものとする。</p> <p>※1：設工認申請対象設備について、事業変更許可申請で担保した事項（耐震重要度分類、安全上重要な施設、仕様、性能等）及び技術基準の各条項の対応。</p> <p>※2：※1に係る記載事項のうち、既認可からの変更の有無。</p>		<p>・「技術基準規則の要求に変更はないが、事業変更許可で変更があるもの」の考え方を追加</p> <p>・設工認申請対象設備のリスト添付を明確化</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 技術基準規則の各条文へ対応する添付書類の整理について 技術基準規則に規定される各条文の要求事項と添付書類との関連性と、その適合性の説明に必要な添付書類を「技術基準規則と設工認申請書の添付書類との紐付き表」(以下「紐付き表」という。)として整理する。</p> <p>紐付き表への整理概要を以下に示す。</p> <div data-bbox="685 472 1546 1262" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[紐付き表への整理概要] --> B[技術基準規則からの要求事項] B --> C[基本設計方針の変更] B --> D[仕様表記載事項の変更] C --> E[基本設計方針記載事項の詳細説明に必要な添付書類] D --> F[仕様表記載事項の詳細説明に必要な添付書類] E --> G[技術基準規則の各条文の要求事項に対する添付書類] F --> G G --> H[各条文の要求事項の適合性に必要な添付書類を紐付き表へ整理] </pre> </div> <p>添付書類は大別すると基本設計方針記載事項の変更に伴うものと仕様表記載事項の変更に伴うものに分けられる。これらを技術基準規則の各条文の要求事項に対して整理し、条文への適合性に必要な添付書類を整理する。</p>	<p>3. 技術基準規則の各条文へ対応する添付書類の整理について 技術基準規則に規定される各条文の要求事項と添付書類との関連性と、その適合性の説明に必要な添付書類を「技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表」(以下「紐付き表」という。)として整理する。</p> <p>紐付き表への整理概要を以下に示す。</p> <div data-bbox="1635 472 2496 1262" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[紐付き表への整理概要] --> B[技術基準規則からの要求事項] A --> C[実用炉規則別表第二からの要求] B --> D[基本設計方針の変更] C --> E[要目表記載事項の変更] D --> F[基本設計方針記載事項の詳細説明に必要な添付書類] E --> G[要目表記載事項の詳細説明に必要な添付書類] F --> H[技術基準規則の各条文の要求事項に対する添付書類] G --> H H --> I[各条文の要求事項の適合性に必要な添付書類を紐付き表へ整理] </pre> </div> <p>添付書類は大別すると基本設計方針記載事項の変更に伴うものと要目表記載事項の変更に伴うものに分けられる。これらを技術基準規則の各条文の要求事項に対して整理し、条文への適合性に必要な添付書類を整理する。</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>以下に示す考え方のもと、各条文への適合性説明に必要な添付書類を紐付き表に整理する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「条文要求事項を満足させるために必要な設備＝設備リストへ抽出した設備」が条文(解釈, ガイド含む)で直接要求される事項に対して、適合することを説明するために必要な添付書類を『当該条文に必要な添付書類』として整理する。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>例：技術基準規則第8条第1項（外部衝撃による損傷の防止）において、「安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を行うおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。」と記載がある。 この要求事項へ適合させるために必要な措置における適合性を説明するために、「〇〇施設*の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」を添付する。 ※〇〇施設は、当該要求事項がある施設名称に読み替える。</p> </div> <p>ただし、重大事故等対処設備に関する条文のうち再処理施設の技術基準規則第38条～第51条および加工施設の技術基準規則第32条～第39条については、非常用電源設備等必ずしも条文に直接的に施設要求が明記されていない設備についても、当該条文への適合性を説明する上で必要な設備として整理する。 施設要求が明記されていない設備については都度、判断を要する。以下にその判断基準の一例を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【再処理施設の技術基準規則第38～51条への適合性判断の基準】 【加工施設の技術基準規則32～39条への適合性判断の基準】 ・再処理施設の技術基準規則第38～51条（加工施設の技術基準規則32～39条）は想定事象に対処するために必要な設備を『施設することを要求』している条文のため基本的には系統図、配置図等の図面により施設されていることを説明する。</p> <p>・個別では直接的に要求の読めない共通事項（強度・耐震等）は、それらの条文側で適合性を確認するため、個別条文としての添付書類は省略する。</p> </div>	<p>以下に示す考え方のもと、各条文への適合性説明に必要な添付書類を紐付き表に整理する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「条文要求事項を満足させるために必要な設備＝設備リストへ抽出した設備」が条文（解釈, ガイド含む）で直接要求される事項に対して、適合することを説明するために必要な添付書類を『当該条文に必要な添付書類』として整理する。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>例：技術基準規則第61条（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）の解釈1(2)c)において、「減圧用の弁は、想定される重大事故等が発生した場合の環境条件において確実に作動すること。」と記載がある。 条文の直接要求として下線部が該当し、この要求事項へ適合させるために必要な弁である「逃がし安全弁」における適合性を説明するため、「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」を添付する。</p> </div> <p>ただし、重大事故等対処設備に関する条文のうち技術基準規則第59条～第77条については、非常用電源設備等必ずしも条文に直接的に施設要求が明記されていない設備についても、当該条文への適合性を説明する上で必要な設備として整理する。</p> <p>施設要求が明記されていない設備については都度、判断を要する。以下にその判断基準の一例を示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【技術基準規則第59～77条への適合性判断の基準】 ・技術基準規則第59～77条は想定事象に対処するために必要な設備を『施設することを要求』している条文のため基本的には系統図、配置図等の図面により施設されていることを説明する。</p> <p>・個別では直接的に要求の読めない共通事項（強度・耐震→安全弁等）は、それらの条文側で適合性を確認するため、個別条文としての添付書類は省略する。</p> </div>	<p>・解釈に該当するものがないため削除</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																																					
<p>1) 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段(規則第6条で定める変更に係るもの)の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す必要がある。なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないことを示すこととする。</p> <p>3) 2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 「3. (2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づき記載した設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画について記載し、及び工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載するものとする。設計に係る記載事項としては、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。工事及び検査に係る記載事項としては、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係(使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。)、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項(記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。)並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。</p>	<p style="text-align: center;">再処理施設に係る設工認添付書類の記載内容及び添付要否の考え方について</p> <table border="1" data-bbox="795 268 1765 1465"> <thead> <tr> <th rowspan="2">添付書類名称</th> <th rowspan="2">添付書類の記載内容</th> <th colspan="2">今回の添付有無</th> <th rowspan="2">添付要否の考え方</th> </tr> <tr> <th>DB</th> <th>SA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書</td> <td>法第44条第1項の指定若しくは第44条の4第1項の許可を受けたところ又は第44条の4第2項の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第45条第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す。なお、変更の工事において、変更に係る内容が指定又は許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、指定又は許可に抵触するものでないことを示すこととする。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>事業変更許可申請書の許可事項が、設工認としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</td> <td>本文「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づき記載した設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画について記載し、及び工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載するものとする。設計に係る記載事項としては、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。工事及び検査に係る記載事項としては、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係(使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。)、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項(記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。)並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明のため添付する。</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="884 1585 1484 1717" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">設工認添付書類の記載内容及び添付要否の考え方について、最新の整理状況を反映</p> </div>	添付書類名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方	DB	SA	(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	法第44条第1項の指定若しくは第44条の4第1項の許可を受けたところ又は第44条の4第2項の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第45条第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す。なお、変更の工事において、変更に係る内容が指定又は許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、指定又は許可に抵触するものでないことを示すこととする。	○	○	事業変更許可申請書の許可事項が、設工認としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。	(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	本文「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づき記載した設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画について記載し、及び工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載するものとする。設計に係る記載事項としては、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。工事及び検査に係る記載事項としては、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係(使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。)、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項(記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。)並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。	○	○	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明のため添付する。	<p style="text-align: center;">工事計画の補正における添付書類の添付要否の考え方について (1/6)</p> <table border="1" data-bbox="1807 268 2597 1780"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">添付書類名称</th> <th colspan="2">今回の添付の有無</th> <th rowspan="2">添付書類の添付の考え方</th> </tr> <tr> <th>DB</th> <th>SA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center;">施設共通</td> <td>送電関係一覧図</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>保安電源設備等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域の対象がないため添付しない。</td> </tr> <tr> <td>工場又は事業所の概要を明示した地形図</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>発電所敷地境界線が変更となるため添付する。</td> </tr> <tr> <td>主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明のため添付する。</td> </tr> <tr> <td>単線結線図(接地線(計器用変成器を除く。))については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明のため添付する。</td> </tr> <tr> <td>新技術の内容を十分に説明した書類</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>技術基準規則及びその解釈に基づかない設備を施設しないため添付しない。</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉施設の熱精算図</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>原子炉熱出力、蒸気タービン系のヒートバランスに係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。</td> </tr> <tr> <td>熱出力計算書</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>原子炉制御系、原子炉熱出力に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。</td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>設置変更許可の許可事項が、工事計画としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。</td> </tr> <tr> <td>排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>通常運転時における排気中及び排水中の放射性物質の濃度に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。</td> </tr> <tr> <td>人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>人が常時勤務する中央制御室、事務所等における線量に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p>	施設区分	添付書類名称	今回の添付の有無		添付書類の添付の考え方	DB	SA	施設共通	送電関係一覧図	○	×	保安電源設備等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書	×	×	急傾斜地崩壊危険区域の対象がないため添付しない。	工場又は事業所の概要を明示した地形図	○	×	発電所敷地境界線が変更となるため添付する。	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	○	○	設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明のため添付する。	単線結線図(接地線(計器用変成器を除く。))については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。)	○	○	設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明のため添付する。	新技術の内容を十分に説明した書類	×	×	技術基準規則及びその解釈に基づかない設備を施設しないため添付しない。	発電用原子炉施設の熱精算図	×	×	原子炉熱出力、蒸気タービン系のヒートバランスに係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	熱出力計算書	×	×	原子炉制御系、原子炉熱出力に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	○	○	設置変更許可の許可事項が、工事計画としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。	排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	×	×	通常運転時における排気中及び排水中の放射性物質の濃度に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	×	×	人が常時勤務する中央制御室、事務所等における線量に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。	<p>・別表がないため、当社の考える設工認添付書類を縦軸とし、それぞれに対しガイドを参考に記載内容を展開するとともに、今後申請する新規基準における添付の有無と要否の考え方を整理する。</p>
	添付書類名称			添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方																																																																	
DB		SA																																																																						
(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	法第44条第1項の指定若しくは第44条の4第1項の許可を受けたところ又は第44条の4第2項の規定により届け出たところによる設計及び工事であることが法第45条第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す。なお、変更の工事において、変更に係る内容が指定又は許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、指定又は許可に抵触するものでないことを示すこととする。	○	○	事業変更許可申請書の許可事項が、設工認としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。																																																																				
(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	本文「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づき記載した設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画について記載し、及び工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載するものとする。設計に係る記載事項としては、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。工事及び検査に係る記載事項としては、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係(使用前事業者検査の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。)、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項(記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。)並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。	○	○	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明のため添付する。																																																																				
施設区分	添付書類名称	今回の添付の有無		添付書類の添付の考え方																																																																				
		DB	SA																																																																					
施設共通	送電関係一覧図	○	×	保安電源設備等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。																																																																				
	急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書	×	×	急傾斜地崩壊危険区域の対象がないため添付しない。																																																																				
	工場又は事業所の概要を明示した地形図	○	×	発電所敷地境界線が変更となるため添付する。																																																																				
	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	○	○	設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明のため添付する。																																																																				
	単線結線図(接地線(計器用変成器を除く。))については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。)	○	○	設計基準対象施設の基準変更箇所への適合性及び重大事故等対処設備の要求事項への適合性説明のため添付する。																																																																				
	新技術の内容を十分に説明した書類	×	×	技術基準規則及びその解釈に基づかない設備を施設しないため添付しない。																																																																				
	発電用原子炉施設の熱精算図	×	×	原子炉熱出力、蒸気タービン系のヒートバランスに係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。																																																																				
	熱出力計算書	×	×	原子炉制御系、原子炉熱出力に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。																																																																				
	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	○	○	設置変更許可の許可事項が、工事計画としての認可事項として記載されていること及びそれらの技術基準規則適合性の確認のため添付する。																																																																				
	排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	×	×	通常運転時における排気中及び排水中の放射性物質の濃度に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。																																																																				
人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	×	×	人が常時勤務する中央制御室、事務所等における線量に係る技術基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。																																																																					

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)				発電炉 工認作成要領	備考		
<p>16) 核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 沸騰水型発電用原子炉施設にあっては、新燃料及び使用済燃料を取り扱う機器、使用済燃料運搬用容器、新燃料仮貯蔵庫、新燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵用容器を、加圧水型発電用原子炉施設にあっては、新燃料及び使用済燃料を取り扱う機器、使用済燃料運搬用容器、新燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック並びに使用済燃料貯蔵用容器を対象として未臨界性評価の条件及び結果等を記載することとする。</p> <p>26) 放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 技術基準規則で要求している遮蔽能力等の基準を満たすことを遮蔽計算及び温度計算等により示すとともに、直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による敷地周辺の空間線量率の記載を含めることとする。</p> <p>5) 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 技術基準規則第11条及び第52条の規定に適合することを示すこととし、基準要求事項ごとの設計の内容及び水素の蓄積防止に関する措置等を記載するとともに、火災影響評価に係る条件及び結果等を記載することとする。 ただし、これらの説明は防護対象機器、火災区域構造物、火災区画構造物、火災感知設備及び消火設備等の設計等の対応を示すこととし、新增設工事における段階申請でこれらの設備又は機器等の一部を申請する場合には、火災防護に係る全体の設計方針を示し、申請対象設備又は機器等が当該方針に合致することを説明するものとする。その場合においては、設備又は機器等が出揃う申請時に火災影響評価等を説明し、対策が基準に適合することを示すこととする。</p>	(3) 再処理施設の技術基準への適合に関する説明書	添付書類 名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方	<p><適用要否の考え方 該当箇所> 火災による損傷防止の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</p>	<p>・設工認申請対象設備のリスト添付を明確化</p>
		設工認申請対象設備の技術基準への適合性に係る整理	事業変更許可申請書に記載の設備・機器に対して、事業変更許可申請書の記載内容（耐震重要度分類、安全上重要な施設等）及び技術基準規則との関連並びに既認可事項及び新規申請事項を記載する。また、当該分割申請における申請対象を記載する。	○	○	設工認申請対象設備を明確化し、事業変更許可申請書の記載内容及び技術基準規則等との関連付けを説明するため添付する。		
		核燃料物質の臨界防止に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第4条の規定に適合することを示す。対象設備に対して技術的にみて想定されるいかなる場合でも臨界を防止するために、安全な形状寸法、中性子吸収材の使用、その他の適切な措置等について記載することとし、未臨界評価の条件及び結果等の記載を含めることとする。	×	×	技術基準規則に変更はないため添付しない。		
		放射線による被ばくの防止に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第27条の規定に適合することを示す。直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が線量限度を十分下回ること及び工場等内における外部放射線による放射線障害の防止の措置について記載することとし、安全機能を有する施設が再処理施設の技術基準で要求している遮蔽能力等の基準を満たすことを遮蔽計算により示すとともに、直接線及びスカイシャイン線による敷地周辺の空間線量率の記載を含めることとする。 なお、再処理施設の技術基準規則第48条及び50条の規定への適合である制御室及び緊急時対策所に関する遮蔽評価においても、本説明書に含めるものとする。	○	○	技術基準規則に変更はないが、旧法令に基づく遮蔽設計区分（基準線量率：II管理区域外 ≤6μSv/h）の記載について、現行法令に基づく遮蔽設計区分（基準線量率：II管理区域外 ≤2.6μSv/h）に修正する（遮蔽設計区分図の変更を含む）。		
火災及び爆発の防止に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第11条及び第35条の規定に適合することを示す。基準要求事項ごとの設計の内容及び水素の蓄積防止に関する措置等を記載するとともに、火災影響評価に係る条件及び結果等を記載することとする。 ただし、これらの説明は、防護対象機器、火災区域構造物、火災区画構造物、火災感知設備及び消火設備等の設計等の対応を示すこととし、新增設工事における段階申請でこれらの設備又は機器等の一部を申請する場合には、火災防護に係る全体の設計方針を示し、申請対象設備又は機器等が当該方針に合致することを説明するものとする。その場合においては、設備又は機器等が出揃う申請時に火災影響評価等を説明し、対策が基準に適合することを示すこととする。	○	○	火災による損傷防止の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。				

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)				発電炉 工認作成要領	備考	
<p>2) 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書 技術基準規則第5条、第6条、第7条、第50条、第51条、第54条で要求されている自然現象及び人為事象並びに技術基準規則第53条で要求されている原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対する防護措置等について示すこととする。</p> <p>2 3) 流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止機能についての計算書 漏えい防止及び警報設定等に係る説明を記載するとともに、堰の高さについての漏えい源となる機器等の容量等を踏まえた評価の条件及び結果等を記載することとする。</p> <p>3) 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明することとする。 また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様（容量、最高使用圧力、最高使用温度又は個数等）について設定根拠に関して説明することとする。</p> <p>4) 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できることを説明することとする。原子力圧力バウンダリの減圧を行う安全弁等については、周辺の圧力上昇を念頭において、吹出量が確保できるものであることを示すこととする。</p> <p>1 4) 計測装置等の構成に関する説明書 検出器から指示計、記録計又は警報装置に至るシステム構成を示すブロック図（各機器等の配置及び校正等実施場所の記載を含む。）により記載することとする。<u>また、不正アクセス行為等による被害を防止するための措置についても記載することとする。</u></p>	添付書類 名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方	<p><該当箇所> 外部からの衝撃による損傷の防止、津波による損傷の防止に関する技術基準規則変更箇所の適合性を説明するため添付する。</p> <p><該当箇所> 対象施設に係る基準規則及びその解釈に変更はないため添付しない。</p> <p><該当箇所> 機器等に要求される仕様設定根拠について説明するため添付する。</p> <p><該当箇所> 原子炉冷却材圧力バウンダリの拡大部分等及び重大事故等対処設備が使用される環境条件等、発電所への立ち入りの防止についての適合性を説明するため添付する。</p>	<p>・発電炉技術基準第53条（特定重大事故等対処設備）に該当するものはないため削除</p> <p>・既認可設工認の仕様については認可済みであることを考慮し、変更がある場合のみ添付する旨を明記</p>
	(3) 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第7条、第8条、第34条、第36条で要求されている自然現象及び人為事象に対する防護措置等について示す。 なお、津波に対しては、当社施設へ到達するおそれはない旨を基本方針書へ明記する。	○	○	外部からの衝撃による損傷の防止に関する技術基準規則変更箇所の適合性を説明するため添付する。		
	(3) 再処理施設の閉じ込め機能に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第10条、第24条、第26条及び第28条の規定に適合することを示す。使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持及び使用済燃料等による汚染の防止について記載することとし、 液体状の核燃料物質の漏えい防止に係る説明については、堰の高さについての漏えい源となる機器等の容量等を踏まえた評価の条件及び結果等を記載することとする。	×	×	技術基準規則に変更はないため添付しない。		
	(3) 再処理施設の技術基準への適合に関する説明書	仕様表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明する。 また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様（容量、最高使用圧力、最高使用温度又は個数等）について設定根拠に関して説明する。	○	○	仕様表等に記載する仕様に変更があるものについて、 設定根拠を説明するため添付する。		
	(3) 再処理施設の技術基準への適合に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第15条、第16条及び第36条の規定に適合することを示す。仕様表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できること 及び他施設との共用等 を説明する。	○	○	安全上重要な施設の見直し等及び重大事故等対処設備が使用される環境条件等についての適合性を説明するため添付する。		
(3) 再処理施設の技術基準への適合に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第9条の規定に適合することを示す。再処理施設への人の不法な侵入、爆発性又は易燃性を有する物件等の持ち込みの防止及び不正アクセス行為の防止に関する事項を記載することとする。	○	×	施設への人の不法な侵入等の防止についての適合性を説明するため添付する。			

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)				発電炉 工認作成要領	備考		
<p>6) 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書 技術基準規則第12条の規定に適合することを示すこととし、基準要求事項ごとの設計の内容及び防護措置等を記載するとともに、浸水経路等を含めて、影響評価に係る条件及び結果等を記載することとする。 ただし、これらの説明は防護対象機器、防水区画構造物及び区画排水設備等の設計等の対応を示すこととし、新增設工事における段階申請でこれらの設備又は機器等の一部を申請する場合には、溢水防護に係る全体の設計方針を示し、申請対象設備又は機器等が当該方針に合致することを説明するものとする。その場合にあつては、設備又は機器等が出揃う申請時に影響評価等を説明し、対策が基準に適合することを示すこととする。</p> <p>7) 発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書 蒸気タービン又はポンプ等の損壊に伴う飛散物の発生に関する評価の内容及び、防護対象設備の配置上の配慮及び防護施設の設置等の措置の内容を説明することとする。</p>	(3) 再処理施設の技術基準への適合に関する説明書	添付書類 名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方	<p><該当箇所> 溢水等による損傷防止の基準追加箇所への適合性を説明するため添付する。</p> <p><該当箇所> 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備のタービンミサイル・配管破断防護設計についての適合性を説明するため添付する。</p> <p><該当箇所> 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事故時の溢水防護に関する内容を含む ・用語を事業変更許可申請書に合わせて一部修正 ・化学薬品漏えいについては当社特有のため新規追加（重大事故時を含む）
		再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	再処理施設の 技術基準規則第12条及び第36条 の規定に適合することを示す。基準要求事項ごとの設計の内容及び防護措置等を記載するとともに、 溢水経路 等を含めて、影響評価に係る条件及び結果等を記載することとする。 ただし、これらの説明は 溢水防護対象設備、溢水防護区画及び溢水防護設備 等の設計等の対応を示すこととし、新增設工事における段階申請でこれらの設備又は機器等の一部を申請する場合には、溢水防護に係る全体の設計方針を示し、申請対象設備又は機器等が当該方針に合致することを説明するものとする。その場合にあつては、設備又は機器等が出揃う申請時に影響評価等を説明し、対策が基準に適合することを示すこととする。	○	○	溢水等による損傷防止の基準追加箇所への適合性を説明するため添付する。		
		再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書	再処理施設の 技術基準規則第13条及び第36条 の規定に適合することを示す。基準要求事項ごとの設計の内容及び防護措置等を記載するとともに、化学薬品の漏えい経路等を含めて、影響評価に係る条件及び結果等を記載することとする。（溢水による損傷の防止に関する説明書の記載内容に準じる）	○	○	化学薬品の漏えいによる損傷防止の基準追加箇所への適合性を説明するため添付する。		
		再処理施設の内 部飛散物による 損傷防止に関する説明書	再処理施設の 技術基準規則第16条第4項及び第36条 の規定に適合していることを示す。重量物落下又は 回転機器 の損壊に伴う飛散物の発生に関する評価の内容及び、防護対象設備の配置上の配慮及び防護施設の設置等の措置の内容を説明することとする。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備の防護設計についての適合性を説明するため添付する。		
通信連絡設備に関する説明書	再処理施設の 技術基準第31条及び第51条 の規定に適合することを示す。設計基準事故時に用いる 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備 に関する事項について記載することとし、設計基準事故時及び重大事故時において再処理施設内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていることを示す。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。				

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)				発電炉 工認作成要領	備考			
<p>17) 燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書</p> <p>技術基準規則第26条の規定に適合することを示す必要があり、燃料体等及びクレーン等の重量物の落下に対して使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等が破損しないこと及び使用済燃料貯蔵槽の機能が損なわれないことを説明することとする。なお、クレーン等の重量物の落下に対しては、適切な落下防止対策等を施すことにより、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等が破損しないこと及び使用済燃料貯蔵槽の機能を維持することを説明してもよいものとする。</p>	添付書類 名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方	<p><該当箇所> 安全避難通路等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</p> <p><該当箇所> 非常用照明の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</p> <p><該当箇所> 燃料体等又は重量物落下による使用済燃料貯蔵槽等の機能喪失防止等に対する適合性を説明するため添付する。</p>			
	DB	SA	(3) 再処理施設の技術基準への適合に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第14条第1項第1号の規定に適合することを示す。再処理施設の各建屋における安全避難通路について記載することとし、安全避難通路を明示した図面を示すこととする。	○			×	安全避難通路等の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。
	再処理施設の技術基準への適合に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第14条第1項第2号、同項第3号及び第48条の規定に適合することを示す。再処理施設における避難用照明、設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明及び重大事故等発生時の照明に関する事項を記載することとし、照明設備を明示した図面を示すこととする。	○	○	非常用照明の基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。				
	再処理施設の技術基準への適合に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第18条及び第19条の規定に適合することを示す。使用済燃料等の搬送設備における搬送能力、使用済燃料等の破損の防止、動力喪失時の保持機能について記載することとする。また、使用済燃料等の重量物の落下に対してライニング等が破損しないこと及び使用済燃料等の貯蔵設備の機能を維持できることを説明することとする。	×	×	技術基準規則に変更はないため添付しない。				
再処理施設の技術基準への適合に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第24条第1項の規定に適合することを示す。放射性廃棄物の処理に関する方針（発生量等を含む）、周辺監視区域の設定と監視方法、周辺監視区域境界外における放射性物質の濃度評価、並びに平常運転時における一般公衆の線量評価結果を説明することとする。	×	×	技術基準規則に変更はないため添付しない。					

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)					発電炉 工認作成要領	備考
<p>1 4) 計測装置等の構成に関する説明書 検出器から指示計、記録計又は警報装置に至るシステム構成を示すブロック図（各機器等の配置及び校正等実施場所の記載を含む。）により記載することとする。また、不正アクセス行為等による被害を防止するための措置についても記載することとする。</p> <p>2 2) 中央制御室の機能、中央制御室外の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時制御室の機能に関する説明書並びに緊急時対策所の機能に関する説明書 技術基準規則で規定されている監視及び操作に係る機能について、誤操作防止に関する説明を含めて記載することとする。</p> <p>2 7) 中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書並びに緊急時対策所の居住性に関する説明書 中央制御室及び緊急時制御室又は緊急時対策所について、可能な限り運転員又は要員がとどまることができるように技術基準規則に基づき実施する放射線防護措置及び有毒ガス等からの防護措置の有効性を示す評価等を含めて説明することとする。</p> <p>2 5) 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書 管理区域の出入管理設備について記載するとともに、重大事故等時において中央制御室、緊急時制御室又は緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染した場合に、これらの施設への汚染の持ち込みを防止するために設置するチェンジングエリアに係る説明を含めることとする。 また、放出管理目標値の管理状況の確認又は重大事故等時に放射性物質の濃度測定等に関わる環境試料分析装置（環境放射能測定装置を含む。）について記載することとする。</p>	添付書類 名称	計測制御系統施設に関する説明書	再処理施設の技術基準第 2 0 条、2 2 条及び 4 7 条に適合することを示す。検出器から指示計、記録計又は警報装置に至るシステム構成を示すブロック図（各機器等の配置及び校正等実施場所の記載を含む。）により記載する。	〇 〇	添付要否の考え方 設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	< 該当箇所 > 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	・不正行為の防止については「再処理施設への人の不法な侵入等の防止について」にて展開する
		制御室及び緊急時対策所に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第 2 3 条、第 3 0 条、第 4 8 条及び第 5 0 条の規定に適合することを示す。技術基準規則で規定されている監視及び操作に係る機能について、誤操作防止に関する説明を含めて記載するとともに、可能な限り運転員又は要員がとどまることができるように技術基準規則に基づき実施する放射線防護措置及び有毒ガス等からの防護措置の有効性を示す評価等を含めて説明する。 また、重大事故等時において緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染した場合に、当該施設への汚染の持ち込みを防止するために設置する出入管理区画に係る説明を記載する。	〇 〇	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	< 該当箇所 > 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	
		放射線管理施設に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第 2 1 条及び第 4 9 条の規定に適合することを示す。管理区域の出入管理設備について記載する。 また、放出管理目標値の管理状況の確認又は重大事故等時に放射性物質の濃度測定等に関わる常設モニタリング設備及び代替モニタリング設備等について記載する。	〇 〇	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	< 該当箇所 > 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)				発電炉 工認作成要領	備考																		
<p>30) 非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 重大事故の発生防止等のために設置又は保管する電源車等を含め非常用発電装置の出力の決定根拠に関して説明することとする。 また、非常用電源設備に関する火力省令への適合性及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令（平成24年経済産業省令第70号。以下「原子力電技命令」という。）への適合性に関する説明を含めることとする。</p> <p>31) 常用電源設備の健全性に関する説明書 技術基準規則第45条第3項から第6項の規定に適合することを説明するとともに、常用電源設備の冷却能力等を踏まえた運転制限等の評価により、設備の健全性を維持するための電気出力上限について説明することとする。 また、常用電源設備に関する原子力電技命令への適合性に関する説明を含めることとする。</p> <p>8) 機器の配置を明示した図面及び系統図 配置については、要目表に記載される機器の発電所内での配置が分かるものとする。主配管の配置を明示した図面については、要目表に記載する主配管の取付位置、ルート又は機器との取り合いが分かる配置図とし、平面図又はアイソメ図のいずれかで記載してもよいこととする。また、可搬型の機器等については、取付位置の要目表記載と同様、保管している場所についても記載することとする。 系統図については、テストライン及びミニマムフローライン等を含めて記載することとする。</p> <p>15) 計測装置等の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面 計測制御系統施設における計測制御系統図については、計測装置（沸騰水型発電用原子炉施設にあっては起動領域計測装置（中性子源領域計測装置及び中間領域計測装置）及び出力領域計測装置並びに加圧水型発電用原子炉施設にあっては中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置（以下「核計測装置」という。）を除く。）の検出器について、系統上の配置位置を記載することとする。核計測装置の検出器については、取付箇所を明示した図面において配置を示すこととする。放射線管理施設における放射線管理用計測装置の系統図については、プロセスモニタリング設備の検出器の系統上の配置位置を主蒸気管中及び空気抽出器排ガス中等を含め記載することとする。エリアモニタリング設備の検出器については、取付箇所を明示した図面において平面の配置図により記載することとする。</p> <p>21) 作動又は起動回路の説明図 原子炉非常停止信号の作動回路の説明図及び工学的安全施設等の起動（作動）信号の起動（作動）回路の説明図には、インターロックブロック線図を記載することとする。</p>	(3) 再 処 理 施 設 の 技 術 基 準 へ の 適 合 に 関 す る 説 明 書	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">添付書類 名称</th> <th rowspan="2">添付書類の記載内容</th> <th colspan="2">今回の添付有無</th> <th rowspan="2">添付要否の考え方</th> </tr> <tr> <th>DB</th> <th>SA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="854 394 1003 844">電気設備に関する説明書</td> <td data-bbox="1003 394 1353 844">再処理施設の技術基準規則第29条、第46条の規定に適合することを示す。外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に用いる非常用電源設備及び重大事故等への対処に必要な電力を確保するための設備に関する事項を記載する。 また、非常用電源設備に関する火力省令への適合性及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令（平成24年経済産業省令第70号。以下「原子力電技命令」という。）への適合性に関する説明を含めることとする。</td> <td data-bbox="1353 394 1448 844">○</td> <td data-bbox="1448 394 1537 844">○</td> <td data-bbox="1537 394 1727 844">設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="854 844 1003 1377">再処理施設に関する図面</td> <td data-bbox="1003 844 1353 1377">図面については、技術基準規則への適合を示すために必要な系統、配置及び構造を示す観点から系統図、配置図、構造図等を示す。 原則として、仕様表記載対象の設備に対する図面を本項に添付するものとし、基本設計方針記載対象の設備に関する図面については、添付書類の各説明書内へ必要に応じて添付するものとする。</td> <td data-bbox="1353 844 1448 1377">○</td> <td data-bbox="1448 844 1537 1377">○</td> <td data-bbox="1537 844 1727 1377">設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備としての要求事項を満たす系統、配置及び構造等について説明するため添付する。</td> </tr> </tbody> </table>	添付書類 名称	添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方	DB	SA	電気設備に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第29条、第46条の規定に適合することを示す。外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に用いる非常用電源設備及び重大事故等への対処に必要な電力を確保するための設備に関する事項を記載する。 また、非常用電源設備に関する火力省令への適合性及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令（平成24年経済産業省令第70号。以下「原子力電技命令」という。）への適合性に関する説明を含めることとする。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	再処理施設に関する図面	図面については、技術基準規則への適合を示すために必要な系統、配置及び構造を示す観点から系統図、配置図、構造図等を示す。 原則として、仕様表記載対象の設備に対する図面を本項に添付するものとし、基本設計方針記載対象の設備に関する図面については、添付書類の各説明書内へ必要に応じて添付するものとする。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備としての要求事項を満たす系統、配置及び構造等について説明するため添付する。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。	<p><該当箇所> 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。</p> <p><該当箇所> 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての要求事項を満たす配置及び系統については説明するため添付する。</p>	<p>・図面の添付方法について 明記</p>
		添付書類 名称			添付書類の記載内容	今回の添付有無		添付要否の考え方																
			DB	SA																				
電気設備に関する説明書	再処理施設の技術基準規則第29条、第46条の規定に適合することを示す。外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に用いる非常用電源設備及び重大事故等への対処に必要な電力を確保するための設備に関する事項を記載する。 また、非常用電源設備に関する火力省令への適合性及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令（平成24年経済産業省令第70号。以下「原子力電技命令」という。）への適合性に関する説明を含めることとする。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備に関する基準変更箇所への適合性を説明するため添付する。																				
再処理施設に関する図面	図面については、技術基準規則への適合を示すために必要な系統、配置及び構造を示す観点から系統図、配置図、構造図等を示す。 原則として、仕様表記載対象の設備に対する図面を本項に添付するものとし、基本設計方針記載対象の設備に関する図面については、添付書類の各説明書内へ必要に応じて添付するものとする。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備としての要求事項を満たす系統、配置及び構造等について説明するため添付する。																				
再処理施設に関する図面	図面については、技術基準規則への適合を示すために必要な系統、配置及び構造を示す観点から系統図、配置図、構造図等を示す。 原則として、仕様表記載対象の設備に対する図面を本項に添付するものとし、基本設計方針記載対象の設備に関する図面については、添付書類の各説明書内へ必要に応じて添付するものとする。	○	○	設計基準対象の施設及び重大事故等対処設備としての要求事項を満たす系統、配置及び構造等について説明するため添付する。																				

発電炉工認 添付書類										技術基準との対応		
										D B	S A	
VI -1										説明書	-	-
VI -1	-1									各発電用原子炉施設に共通の説明書	-	-
VI -1	-1	-1								発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	-	-
VI -1	-1	-2								発電用原子炉施設が自然現象等による損傷の防止に関する説明書	-	-
VI -1	-1	-2	-1							発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書	6,7	51,54
VI -1	-1	-2	-2							津波への配慮に関する説明書	6	51
VI -1	-1	-2	-3							竜巻への配慮に関する説明書	7	54
VI -1	-1	-2	-4							火山への配慮に関する説明書	7	54
VI -1	-1	-2	-5							外部火災への配慮に関する説明書	7	54
VI -1	-1	-3								取水口及び放水口に関する説明書	33	63,71
建設工認より引用										液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止能力についての計算書		
建設工認より引用										固体廃棄物処理設備における放射性物質の散逸防止に関する説明書		
VI -1	-1	-4								設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-
VI -1	-1	-4	-1							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉本体)	-	-
VI -1	-1	-4	-2							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設)	-	-
VI -1	-1	-4	-3							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉冷却系施設)	-	-
VI -1	-1	-4	-4							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)	-	-
VI -1	-1	-4	-5							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)	-	-
VI -1	-1	-4	-6							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)	-	-
VI -1	-1	-4	-7							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉格納施設)	-	-
VI -1	-1	-4	-8							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (その他発電用原子炉の附属施設)	-	-
VI -1	-1	-4	-8	-1						設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (その他発電用原子炉の附属施設【非常用電源設備】)	-	-
VI -1	-1	-4	-8	-2						設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (その他発電用原子炉の附属施設【非常用電源設備】)	-	-
VI -1	-1	-4	-8	-3						設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (その他発電用原子炉の附属施設【非常用電源設備】)	-	-
VI -1	-1	-4	-8	-4						設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (その他発電用原子炉の附属施設【非常用電源設備】)	-	-
VI -1	-1	-4	-8	-5						設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (その他発電用原子炉の附属施設【非常用電源設備】)	-	-
VI -1	-1	-4	別添 1							技術基準要求機器リスト	-	-
VI -1	-1	-4	別添 2							設定根拠に関する説明書 (別添)	-	-
VI -1	-1	-5								クラスI 機器及び炉心支持構造物の応力割割れ対策に関する説明書	17,18	
VI -1	-1	-6								安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	9,14,15,32,38,44	54,59~77
VI -1	-1	-6	別添 1							可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルート	-	-
VI -1	-1	-6	別添 2							可搬型重大事故等対処設備の設計方針	-	-
VI -1	-1	-6	別添 3							発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について	9	-
VI -1	-1	-6	別添 4							ブローアウト/バレル閉鎖設備の設計方針	-	-
VI -1	-1	-7								発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	11	52
VI -1	-1	-8								発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	12	54
VI -1	-1	-9								発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	15	54
VI -1	-1	-10								通信連絡設備に関する説明書	46,47	76,77
VI -1	-1	-11								安全遊離通路に関する説明書	13	-
VI -1	-1	-12								非常用照明に関する説明書	13	54,74
建設工認より引用										排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書		
建設工認より引用										斜面安定性に関する説明書		
VI -1	-2									原子炉本体の説明書	-	-
VI -1	-2	-1								原子炉本体の基礎に関する説明書	5	50
VI -1	-2	-2								原子炉圧力容器の脆性破壊防止に関する説明書	14,17	54,55
VI -1	-3									核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の説明書	-	-
VI -1	-3	-1								使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	34,47	69,73
VI -1	-3	-2								燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書	26	69
VI -1	-3	-3								燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書	26	-
VI -1	-3	-4								使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書	26	69
VI -1	-3	-5								使用済燃料貯蔵槽の水深の遮断能力に関する説明書	26	69
VI -1	-4									原子炉冷却系施設の説明書	-	-
VI -1	-4	-1								原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	28	-
VI -1	-4	-2								流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書	19	-
VI -1	-4	-3								非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸入水頭に関する説明書	32	54
VI -1	-5									計測制御系統施設の説明書	-	-
VI -1	-5	-1								計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	34,35,47	67,68,73
VI -1	-5	-2								原子炉非常停止信号の設定値の根拠に関する説明書	35	-
VI -1	-5	-3								工学的安全施設等の起動 (作動) 信号の設定値の根拠に関する説明書	35	59,61
VI -1	-5	-4								発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書	33,35~38	59,61,74
VI -1	-5	-5								中央制御室の機能に関する説明書	38,47	74,77
VI -1	-6									放射性廃棄物の廃棄施設の説明書	-	-
VI -1	-6	-1								主排気筒の基礎に関する説明書	-	-
VI -1	-7									放射線管理施設の説明書	-	-
VI -1	-7	-1								放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	34,47	67,69,73,75,76
VI -1	-7	-2								管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	8	74~76
VI -1	-7	-3								中央制御室の居住性に関する説明書	38	74
VI -1	-7	-3	別添 1							空気流入率試験について	-	-
VI -1	-7	-3	別添 2							中央制御室換気空調設備のフィルタ除去性能の維持について	-	-
VI -1	-7	-3	別添 3							運転員の交代要員体制について	-	-
VI -1	-7	-3	別添 4							中央制御室の居住性評価に係る各被ばく評価における原子炉建屋外側ブローアウトパネルの取扱いについて	-	-
VI -1	-8									原子炉格納施設の説明書	-	-
VI -1	-8	-1								原子炉格納施設設計条件に関する説明書	44	63~68,70,71
VI -1	-8	-1	別添 1							原子炉格納容器 重大事故時の閉じ込め機能健全性について	-	-
VI -1	-8	-1	別添 2							原子炉格納容器 評価温度・圧力の評価における経年劣化の影響について	-	-
VI -1	-8	-1	別添 3							原子炉格納容器 評価温度・圧力の評価後の耐震性の影響について	-	-
VI -1	-8	-1	別添 1							原子炉格納容器 評価温度・圧力の評価後の耐震性の影響について	-	-
VI -1	-8	-1	別添 2							原子炉格納容器 評価温度・圧力の評価後の耐震性の影響について	-	-
VI -1	-8	-1	別添 3							原子炉格納容器 評価温度・圧力の評価後の耐震性の影響について	-	-
VI -1	-8	-2								原子炉格納容器圧力逃がし装置の設計	-	-
VI -1	-8	-2								原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	44	67,68,73
VI -1	-8	-3								原子炉格納施設の基礎に関する説明書	4,5,17	49,50,55
VI -1	-8	-4								圧力低減設備のポンプの有効吸入水頭に関する説明書	44	54

日本原燃再処理施設 添付書類										技術基準との対応		
										D B	S A	
VI -1										説明書	-	-
VI -1	-1									各施設に共通の説明書	-	-
(1)										再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	-	-
VI -1	-1	-1								再処理施設が自然現象等による損傷の防止に関する説明書	7,8	34,36
VI -1	-1	-1	-1							再処理施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する説明書	7,8	34,36
VI -1	-1	-1	-2							竜巻への配慮に関する説明書	8	-
VI -1	-1	-1	-3							火山への配慮に関する説明書	8	-
VI -1	-1	-1	-4							外部火災への配慮に関する説明書	8	-
VI -1	-1	-1	-5							落塵への配慮に関する説明書	8	-
VI -1	-1	-1	-6							航空機に対する防護設計に関する説明書	8	-
VI -1	-1	-1	-7							計算機プログラム (解析コード) の概要	-	-
VI -1	-1	-2								再処理施設の閉じ込め機能に関する説明書	-	-
VI -1	-1	-2	-1							放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止能力についての計算書	10,24,26,28	-
VI -1	-1	-2	-1	別添 1						粉末管等の落下時のグロブボックスの健全性評価に関する説明書	10	-
VI -1	-1	-2	-2							放射性物質の散逸防止に関する説明書	10	-
VI -1	-1	-2	-3							逆流防止に関する設計の基本方針	10,28	-
VI -1	-1	-3								設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	-	-
VI -1	-1	-3	-1							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設)	-	-
VI -1	-1	-3	-2							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (ブール水冷却系)	19	-
VI -1	-1	-3	-2							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (代替注水設備)	-	42
VI -1	-1	-3	-2							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (再処理設備本体)	-	-
VI -1	-1	-3	-2							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (代替可溶性中性子吸収材緊急供給系)	-	38
VI -1	-1	-3	-2							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (重大事故時可溶性中性子吸収材供給系)	-	38
VI -1	-1	-3	-2							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (T B P 等の錯体の急激な分解反応発生時の挙動に関する説明書)	-	41
VI -1	-1	-3	-3							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)	-	-
VI -1	-1	-3	-3							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (排風機)	10	-
VI -1	-1	-3	-3							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (貯槽室排気系)	19	-
VI -1	-1	-3	-3							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (換気設備)	28	-
VI -1	-1	-3	-3							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (ガラス固化体貯蔵設備)	25	-
VI -1	-1	-3	-3							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放射線管理施設)	24	-
VI -1	-1	-3	-3							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (代替換気設備 (凝縮器))	-	39
VI -1	-1	-3	-3							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (廃ガス貯蔵設備)	-	38,41
VI -1	-1	-3	-3							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (重大事故等対処設備による重大事故時の放射性物質の低減)	-	39,40,41
VI -1	-1	-3	-4							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (その他再処理設備の附属施設)	-	-
VI -1	-1	-3	-4							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (その他再処理設備の附属施設【圧縮空気設備】)	-	-
VI -1	-1	-3	-4							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (代替安全圧縮空気系)	-	40
VI -1	-1	-3	-4							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (水素発生時の挙動)	-	40
VI -1	-1	-3	-4							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (臨界事故時水素掃気系)	-	38
VI -1	-1	-3	-4							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (その他再処理設備の附属施設【冷却水設備】)	-	-
VI -1	-1	-3	-4							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放出抑制設備)	-	39
VI -1	-1	-3	-4							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (放出抑制設備)	-	44
VI -1	-1	-3	-4							設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (水供給設備)	-	45
VI -1	-1	-3	別添 1							技術基準要求機器リスト	-	-
VI -1	-1	-3	別添 2							設定根拠に関する説明書 (別添)	-	-
VI -1	-1	-4								安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	15,16	36
VI -1	-1	-4	別添 1							安全上重要な施設の範囲について	15	-
VI -1	-1	-4	別添 2							可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルート	-	-
VI -1	-1	-4	別添 3							可搬型重大事故等対処設備の設計方針	-	-
VI -1	-1	-5								再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	9	-
添加 III										火災及び爆発の防止に関する説明書	11	35
VI -1	-1	-6								再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	12	36
VI -1	-1	-7								再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書	13	36
VI -1	-1	-8								再処理施設の内側飛散物による損傷の防止に関する説明書	16	36
VI -1	-1	-9								通信連絡設備に関する説明書	31	51
VI -1	-1	-10								安全遊離通路に関する説明書	14	-
VI -1	-1	-11								照明設備に関する説明書	14	48
VI -1	-1	-12								使用済燃料等の破損の防止に関する説明書	18,19	-
VI -1	-1	-13										

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考												
<p>(3) 添付書類 規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種別に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものについて添付する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">6 設工認申請における添付書類の作成要領</p> <p>設工認申請にあたり、原子力規制委員会規則では、各施設の申請に係る設計及び工事の計画が炉規法に定める各施設において、許可を受けたところ又は規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに各施設の申請に係る設計及び工事の計画が炉規法で定める各施設の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の各施設の申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付することを要求している。</p> <p>この添付書類は、設工認申請した施設（以下「当該施設」という。）の技術基準規則及び解釈への適合性を示すための書類であることに鑑み、当該施設の詳細設計の考え方、技術基準規則及び解釈への適合性を示すため、各添付書類に共通する作成要領を以下にまとめる。</p> <p>なお、記載構成については、原則として先行プラントで認可実績のある発電炉工認を参考に作成を行うものとする。また、特記事項のある書類については添付書類として別途記載する。</p> <p>1. 基本的な構成^{※1} 添付書類の章立ての基本的な構成は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 基本方針（技術基準規則及び解釈等の要求項目を含む。） 3. 評価（該当する場合） 4. 施設の詳細設計方針 <p>（以下、必要に応じ添付する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算機プログラム（解析コード）の概要等 <p>※1：書類内容に応じて、各章立ての中の分類を分けることも可とする。</p> <p>2. 具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項 「1. 基本的な構成」の章立て構成に基づく具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="477 1247 1466 1894"> <thead> <tr> <th>章^{※2}</th> <th>具体的な記載内容及び留意事項^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般的な留意事項</td> <td>基本設計方針及び仕様表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する^{※3}。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。</td> </tr> <tr> <td>1. 概要</td> <td>(1) 説明書類の目的や位置付け^{※4}を記載する。 (記載例：再処理施設の設工認) 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第十一条に基づき、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性を損なわないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。 また、再処理施設における火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）を参考と</td> </tr> </tbody> </table>	章 ^{※2}	具体的な記載内容及び留意事項 ^{※2}	全般的な留意事項	基本設計方針及び仕様表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する ^{※3} 。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。	1. 概要	(1) 説明書類の目的や位置付け ^{※4} を記載する。 (記載例：再処理施設の設工認) 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第十一条に基づき、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性を損なわないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。 また、再処理施設における火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）を参考と	<p style="text-align: center;">6 工事計画認可申請における添付書類の作成要領</p> <p>工事計画認可申請にあたり、実用炉規則では、別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添付することを要求している。</p> <p>この添付書類は、工事計画認可申請した施設（以下「当該施設」という。）の技術基準規則及び解釈への適合性を示すための書類であることに鑑み、当該施設の詳細設計の考え方、技術基準規則及び解釈への適合性を示すため、各添付書類に共通する作成要領を以下にまとめる。</p> <p>なお、特記事項のある書類については添付書類として別途記載する。</p> <p>1. 基本的な構成^{※1} 添付書類の章立ての基本的な構成は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 基本方針（技術基準規則及び解釈等の要求項目を含む。） 3. 評価（該当する場合） 4. 施設の詳細設計方針 <p>別添（必要に応じ添付する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算機プログラム（解析コード）の概要等 <p>※1：書類内容に応じて、各章立ての中の分類を分けることも可とする。</p> <p>2. 具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項 「1. 基本的な構成」の章立て構成に基づく具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1576 1247 2564 1894"> <thead> <tr> <th>章^{※2}</th> <th>具体的な記載内容及び留意事項^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般的な留意事項</td> <td>基本設計方針及び要目表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する^{※3}。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。</td> </tr> <tr> <td>1. 概要</td> <td>(1) 説明書類の目的や位置付け^{※4}を記載する。 (記載例) 本書類は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第26条第1項第4号及び第7号並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、燃料取扱いに使用するクレーン、装置等の燃料取扱設備における、燃料集合体の落下防止対策及び使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）又は重量物の落下により破損しないことについて説明するものである。併せて、技術基準規則第26条第2項第4号二及びその解釈に基づき、燃料取扱設備等の重量</td> </tr> </tbody> </table>	章 ^{※2}	具体的な記載内容及び留意事項 ^{※2}	全般的な留意事項	基本設計方針及び要目表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する ^{※3} 。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。	1. 概要	(1) 説明書類の目的や位置付け ^{※4} を記載する。 (記載例) 本書類は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第26条第1項第4号及び第7号並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、燃料取扱いに使用するクレーン、装置等の燃料取扱設備における、燃料集合体の落下防止対策及び使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）又は重量物の落下により破損しないことについて説明するものである。併せて、技術基準規則第26条第2項第4号二及びその解釈に基づき、燃料取扱設備等の重量	<p>・規則の違いによる見直し</p> <p>・記載構成については、原則、発電炉工認を参照することを明記</p> <p>・記載例を濃縮事業許可の実例に見直し (なお、濃縮工場で爆発は発生しない)</p>
章 ^{※2}	具体的な記載内容及び留意事項 ^{※2}														
全般的な留意事項	基本設計方針及び仕様表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する ^{※3} 。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。														
1. 概要	(1) 説明書類の目的や位置付け ^{※4} を記載する。 (記載例：再処理施設の設工認) 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第十一条に基づき、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性を損なわないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。 また、再処理施設における火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）を参考と														
章 ^{※2}	具体的な記載内容及び留意事項 ^{※2}														
全般的な留意事項	基本設計方針及び要目表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する ^{※3} 。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。														
1. 概要	(1) 説明書類の目的や位置付け ^{※4} を記載する。 (記載例) 本書類は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第26条第1項第4号及び第7号並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、燃料取扱いに使用するクレーン、装置等の燃料取扱設備における、燃料集合体の落下防止対策及び使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）又は重量物の落下により破損しないことについて説明するものである。併せて、技術基準規則第26条第2項第4号二及びその解釈に基づき、燃料取扱設備等の重量														

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
	章※2 1. 概要 (前項の続き) 2. 基本方針	具体的な記載内容及び留意事項※2 して廃棄物管理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 ※4 : a. 条文に対応することを示す宣言だけでなく、直接的な要求に対する説明に関連した特殊な内容を示すことの宣言 b. 既設工認の読み込みや他の説明書との関連を示す宣言 (1) 当該添付書類で説明している全体の流れがわかる概要を記載する。 (例：再処理施設の設工認) 火災防護に関する説明書 再処理施設において、冷却及び遮蔽に係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。具体的には、…火災防護対象設備を設置する火災区域及び火災区画に対して、廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、以下に示す火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。… 2.1 火災発生防止 廃棄物管理施設の火災及び爆発の発生防止として、廃棄物管理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除及び漏えい防止対策を講ずる設計とする。また、…防止する設計とする。… (2) 当該施設の設置にあたって評価が必要な場合に、事業変更許可での評価結果を用いる場合は、その評価結果及びそれを踏まえた設計方針を記載する。 (3) 今後、評価する場合は評価時期、評価方法及び条件、評価結果に応じてとる措置といった評価方針を記載する。 (4) 当該施設に係る技術基準規則及び解釈の要求を記載する。 (5) 事業変更許可申請書の本文記載事項のうち、技術基準規則及び解釈に対応条文のない事業許可基準規則要求を受けた約束事項があればそれを記載する。 (6) 上記以外で関連する規格要求等がある場合も記載する。	章※2 1. 概要 (前項の続き) 2. 基本方針	具体的な記載内容及び留意事項※2 物が落下しても使用済燃料プールの機能が損なわれないことを説明する。 ※4 : a. 条文に対応することを示す宣言だけでなく、直接的な要求に対する説明に関連した特殊な内容を示すことの宣言 b. 既工認の読み込みや他の説明書との関連を示す宣言 (1) 当該添付書類で説明している全体の流れがわかる概要を記載する。 (例) 火災防護に関する説明書 東海第二発電所における設計基準対象施設及び重大事故等対処施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう、設計基準対象施設のうち、火災防護上重要な機器等並びに重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。 2.1 火災発生防止 発電用原子炉施設内の火災発生防止として、発火性又は引火性物質を内包する設備に対し、漏えい及び拡大の防止対策、防爆対策、設置上の考慮、換気及び発火性又は引火性物質の貯蔵量を必要な量にとどめる対策を行う。また、…防止する設計とする。… (2) 当該施設の設置にあたって評価が必要な場合に、設置変更許可での評価結果を用いる場合は、その評価結果及びそれを踏まえた設計方針を記載する。 (3) 今後、評価する場合は評価時期、評価方法及び条件、評価結果に応じてとる措置といった評価方針を記載する。 (4) 当該施設に係る技術基準規則及び解釈の要求を記載する。 (5) 設置変更許可申請書の本文記載事項のうち、技術基準規則及び解釈に対応条文のない設置許可基準規則要求を受けた約束事項があればそれを記載する。 (6) 上記以外で関連する規格要求等がある場合も記載する。	
	3. 評価	(1) 「2. 基本方針」(2)又は(3)項で記載した評価に関する内容の詳細を記載する。 (2) 評価や解析を行うにあたっては、評価や解析の基本方針、評価方法、前提条件、評価結果の記載順を基本とした構成とする。 <u><留意事項></u> 事業許可基準規則への適合性確認として実施した有効性評価にて性能評価を行ったものについては、「有効性評価において性能を有していることを確認した」旨を記載する。この時、評価条件に合致していることも記載する。	3. 評価	(1) 「2. 基本方針」(2)又は(3)項で記載した評価に関する内容の詳細を記載する。 (2) 評価や解析を行うにあたっては、評価や解析の基本方針、評価方法、前提条件、評価結果の記載順を基本とした構成とする。 <u><留意事項></u> 設置許可基準規則への適合性確認として実施した有効性評価にて性能評価を行ったものについては、「有効性評価において性能を有していることを確認した」旨を記載する。この時、評価条件に合致していることも記載する。	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
	<p>章※2</p> <p>3. 評価 (前項の続き)</p> <p>4. 施設の 詳細設計方針</p> <p>その他、必要に応じ添付する書類</p>	<p>具体的な記載内容及び留意事項※2</p> <p>評価解析を行うにあたり、結果を導くまでの過程を後から検証できるように、前提条件、使用する計算式及び入力値等を明確にするとともに、出典元も記載する。 ガイド等に準ずる場合、準ずる旨の記載だけでなく、評価や確認した内容も記載する。</p> <p>(1) 当該施設の基本設計方針及び要目表記載事項に係る詳細設計方針を記載する。 (2) 原則として、設計基準対象の施設及び重大事故等対処施設の設計方針を融合させた記載とする。 ※5 (3) 融合が困難な場合は、設計基準対象の施設及び重大事故等対処施設の両方に共通する大枠の考え方を記載した上で、それぞれ特徴的なものを個別に記載する。 ※5 (4) 「3. 評価」も考慮した上で、技術基準規則及び解釈並びに事業許可基準規則を受けて事業変更許可本文に記載している約束事項等の要求に対して、基本設計方針及び仕様表の記載事項が適合していることを記載する。 <留意事項> 構造、仕様及び設置場所（取付位置）等、変更が生じた際に性能に影響があると考えられるものは記載する。</p> <p>事業変更許可時に作成した「整理資料」については、設工認申請書の説明書類として添付することの可否を検討する。必要と判断した場合であっても、そのまま添付するのではなく、必要な情報を整理した上で添付する。この時、原則として文章部分は本文側に含ませ、図表のみを添付する。ただし、設工認本文を補足する上で全体を添付する必要がある場合は、上記によらなくてもよいこととする。 書類を添付する場合は、原則として添付書類本文の章立て等の説明のまとまり（最小単位）に対して一つまでとし、書類番号を文章に溶け込ませてリンク先を明確にする※6。また、複数の書類が該当する場合は、書類の構成を見直し、上記の原則に従う。 各計算書作成の基本方針及び評価に用いた計算機プログラム（解析コード）についての説明を添付する。 <留意事項> 別添の中に、さらに別紙や添付資料を付けるような、多重階層的な構成は、極力避ける。 ※6： (記載例) ○○については、別添1「○○○○」に示す。</p>	<p>章※2</p> <p>3. 評価 (前項の続き)</p> <p>4. 施設の 詳細設計方針</p> <p>別添</p>	<p>具体的な記載内容及び留意事項※2</p> <p>評価解析を行うにあたり、結果を導くまでの過程を後から検証できるように、前提条件、使用する計算式及び入力値等を明確にするとともに、出典元も記載する。 ガイド等に準ずる場合、準ずる旨の記載だけでなく、評価や確認した内容も記載する。</p> <p>(1) 当該施設の基本設計方針及び要目表記載事項に係る詳細設計方針を記載する。 (2) 原則として、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設計方針を融合させた記載とする。 (3) 融合が困難な場合は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の両方に共通する大枠の考え方を記載した上で、それぞれ特徴的なものを個別に記載する。 (4) 「3. 評価」も考慮した上で、技術基準規則及び解釈並びに設置許可基準規則を受けて設置変更許可本文に記載している約束事項等の要求に対して、基本設計方針及び要目表の記載事項が適合していることを記載する。 <留意事項> 構造、仕様及び設置場所（取付位置）等、変更が生じた際に性能に影響があると考えられるものは記載する。</p> <p>設置変更許可時に作成した「まとめ資料」については、工事計画認可申請書の説明書類として添付することの可否を検討する。必要と判断した場合であっても、そのまま添付するのではなく、必要な情報を整理した上で添付する。この時、原則として文章部分は本文側に含ませ、図表のみを添付する。ただし、工事計画書本文を補足する上で全体を添付する必要がある場合は、上記によらなくてもよいこととする。 別添を添付する場合は、原則として添付書類本文の章立て等の説明のまとまり（最小単位）に対して一つまでとし、別添番号を文章に溶け込ませてリンク先を明確にする※6。また、複数の別添が該当する場合は、別添の構成を見直し、上記の原則に従う。 各計算書作成の基本方針及び評価に用いた計算機プログラム（解析コード）についての説明を添付する。 <留意事項> 別添の中に、さらに別紙や添付資料を付けるような、多重階層的な構成は、極力避ける。 ※5： (記載例) 屋外に設置又は保管している重大事故等対処設備は、竜巻の影響を受けることから全ての重大事故等対処設備を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 屋外に設置する具体的な重大事故等対処設備については、別添1「屋外に設置する重大事故等対処設備の抽出」に示す。</p>	<p>・必ずしも別添としないケースも考えられるため、表現を見直し</p> <p>・濃縮は、計算機プログラムのコード説明は耐震Sクラス相当の評価のみ記載する方針。</p>
	<p>※2：書類全体の構成として、上記に示す標準的なパターン以外に、「3. 評価」又は「4. 施設の詳細設計方針」がないパターンや、分冊構成として詳細に記載するパターンもあるため、添付書類で説明する内容に応じて最適なパターンを選択するなど、柔軟に対応することとする。</p>		<p>※2：書類全体の構成として、上記に示す標準的なパターン以外に、「3. 評価」又は「4. 施設の詳細設計方針」がないパターンや、分冊構成として詳細に記載するパターンもあるため、添付書類で説明する内容に応じて最適なパターンを選択するなど、柔軟に対応することとする。</p>		

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>※5：重大事故等対処設備が存在しない場合は適用外とする。</p> <p>3. 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領については、以下に別紙として記載する。</p> <p>(1) 別紙 1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領 (2) 別紙 2 設工認申請書のうち当社施設の事業変更許可との整合性に関する説明書の作成要領 (3) 別紙 3 当社施設 強度及び耐食性に関する説明書の記載上の整理について (4) 別紙 4 当社施設耐震評価を行っている各施設の設工認添付書類記載の整理について (5) 別紙 5 火災，自然現象，溢水，化学薬品，可搬評価に係る強度・耐震評価の方針書及び計算書の作成要領</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>発電炉と同様、強度計算書は「強度及び耐食性に関する説明書」に組み込むこととしたため、全面的に見直し</p> </div>	<p>3. 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領については、以下に別紙として記載する。</p> <p>(1) 別紙 1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領 (2) 別紙 2 工事計画認可申請書のうち発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書の作成要領 (3) 別紙 3 東海第二発電所 強度に関する説明書の記載上の整理について (4) 別紙 4 東海第二発電所 耐震評価を行っている各施設の工認添付書類記載の整理について (5) 別紙 5 火災，自然現象，溢水，可搬評価に係る強度・耐震評価の方針書及び計算書の作成要領</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>3) 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書</p> <p>要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して説明することとする。</p> <p>また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様（容量、最高使用圧力、最高使用温度又は個数等）について設定根拠に関して説明することとする。</p> <p>設定根拠説明書の選定の考え方については本書に展開するものとする。(内容精査中)</p>	<p>設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領</p> <p>別紙 1</p> <p>1. 概要 本資料は、工認申請書の添付書類である「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」（以下「設定根拠説明書」という。）の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 設定根拠説明書の位置付け</p> <p>設定根拠説明書の記載内容は、仕様表記載事項のうち以下に示す項目について、仕様表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して記載し、技術基準規則への適合性を説明する書類としている。</p> <p>容量、最高使用圧力、最高使用温度、個数、加熱面積、伝熱面積、吐出圧力、原動機の出力、外径、漏えい率及び除去効率等</p> <p>本項精査中 (設定根拠説明書で説明する項目について、整理結果を踏まえ、必要項目を列挙する)</p> <p>また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様（容量、最高使用圧力、最高使用温度、個数等）について、「3 工認申請書における基本設計方針の作成要領（別紙4）」の「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い抽出し、設定根拠説明書の別添1で「技術基準規則要求機器リスト」を作成する。選定された設備について、設定根拠書を作成する設備は、別添2に「設定根拠説明書（別添）」として仕様設定根拠を記載する。</p> <p>設定根拠に関する説明書に記載する設備の選定の考え方については、添付1に示す。</p> <p>3. 設定根拠説明書の構成 設定根拠説明書は、再処理規則等に記載の施設区分ごとに作成し、その施設区分ごとに各設備をまとめて作成するものとし、構成は下記とする。</p> <p>(1) 表紙 (2) 各設定値に対するその根拠についての説明</p>	<p>設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領</p> <p>別紙 1</p> <p>1. 概要 本資料は、工事計画認可申請書に添付書類として要求される「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」（以下「設定根拠説明書」という。）の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 設定根拠説明書の位置付け 工事計画認可申請を行うにあたり、別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げられる書類を添付する必要があるが、そのうち発電用原子力施設に共通の添付書類として「設定根拠説明書」がある。 この設定根拠説明書の記載内容は、別表第二の中欄に記載される設備別記載事項のうち以下に示す別表第二の下欄の項目について、要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能を発揮するための設計条件の設定根拠に関して記載し、技術基準規則への適合性を説明する書類としている。</p> <p>容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度</p> <p>また、基本設計方針にのみ記載する機器等についても、当該機器等の主たる機能に係る仕様（容量、最高使用圧力、最高使用温度、個数等）について、「3 工事計画認可申請における基本設計方針の作成要領（別紙4）」の「基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書作成対象設備選定フロー」に従い抽出し、設定根拠説明書の別添1で「技術基準規則要求機器リスト」を作成する。選定された設備について、設定根拠書を作成する設備は、別添2に「設定根拠説明書（別添）」として仕様設定根拠を記載する。</p> <p>3. 設定根拠説明書の構成 設定根拠説明書は、別表第二で規定される施設区分ごとに作成し、その施設区分ごとに各設備をまとめて作成するものとし、構成は下記とする。</p> <p>(1) 表紙 (2) 各設定値に対するその根拠についての説明</p>	<p>備考</p> <p>・別表第二がないことを踏まえた修正</p> <p>・当社仕様表記載項目を踏まえた修正</p> <p>設定根拠説明書の対象設備選定の考え方について本書類にて展開</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>4. 設定根拠説明書の作成方針 設定根拠説明書の作成にあたり設備共通部分の作成方針を以下に示す。設定根拠説明書は仕様表の記載に併せて、1設備につき「一つ」とする。 なお、個別設備の作成方針は「7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針」にて記載する。</p> <p>a. 記載順序 各設定根拠説明書の記載の順序は、仕様表の記載順に準ずる。</p> <div data-bbox="706 541 1427 688" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>記載順については精査中（機器分類の仕分けと並びの考え方を整理）</p> </div> <p>b. 既認可から仕様の変更のない設備 耐震クラスの記載の適正化、溢水防護上の配慮が必要な高さの記載の適正化として仕様表作成し、既認可から仕様の変更のない設備については設定根拠説明書を作成しない。</p> <p>c. 設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用する場合 複数の設備（系統）区分の機能を持つ設備で、設計基準対象施設と重大事故等対処設備の両方の機能を持つものは、仕様表の記載に併せて、設計基準対象施設の設備（系統）区分にて設定根拠説明書を作成する。記載にあたっては、設備（系統）区分ごとに内容を記載する。 （記載例①参照）</p>	<p>4. 設定根拠説明書の作成方針 設定根拠説明書の作成にあたり設備共通部分の作成方針を以下に示す。設定根拠説明書は要目表の記載に併せて、1設備につき「一つ」とする。 なお、個別設備の作成方針は「7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針」にて記載する。</p> <p>a. 記載順序 各設定根拠説明書の記載の順序は、別表第二中欄の記載順序に準拠し、以下の順とする。 (a) 装置類（以下の設備に属さない設備） (b) 熱交換器 (c) ポンプ (d) 容器（ガスボンベを含む） (e) 貯蔵槽 (f) ろ過装置 (g) 安全弁及び逃がし弁 (h) 主要弁 (i) 主配管 (j) 再結合装置並びに電熱器 (k) 送風機 (l) 排風機 (m) フィルタ</p> <p>b. 技術基準規則第五条及び第十二条の変更のみで申請対象となる設備 (a) 技術基準規則第五条変更に伴う申請対象設備 既存の設備であり、技術基準規則第五条変更に伴う申請対象設備として、新たな耐震Sクラス設備、共振のおそれのある耐震Bクラス設備の記載の適正化として、要目表を作成する設備については、設定根拠説明書を作成しない。 (b) 技術基準規則第十二条変更に伴う申請対象設備 既設設備であり、技術基準規則第十二条変更に伴う申請対象設備として、溢水防護上の配慮が必要な高さの記載の適正化として、要目表を作成する設備については設定根拠説明書を作成しない。</p> <p>c. 設計基準対象施設と重大事故等対処設備を兼用する場合 複数の設備（系統）区分の機能を持つ設備で、設計基準対象施設と重大事故等対処設備の両方の機能を持つものは、要目表の記載に併せて、設計基準対象施設の設備（系統）区分にて設定根拠説明書を作成する。記載にあたっては、設備（系統）区分ごとに内容を記載する。 （記載例①参照）</p>	<p>・別表第二がないことを踏まえた修正</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>d. 重大事故等対処設備として複数の設備（系統）区分で兼用する場合 重大事故等対処設備の機能のみを持つ設備で、複数の設備（系統）区分の機能を持つものは、仕様表の記載に併せて、一つの設備（系統）区分にて設定根拠説明書を作成する。記載にあたっては、設備（系統）区分ごとに内容を記載する。 (記載例②参照)</p> <p>e. 概要説明 各設備の設定根拠説明書の冒頭で、概要説明として以下の内容を記載する。</p> <p>(a) 設計基準対象の施設 設計基準対象の施設として以下の内容を記載する。既設工認において、既に設定根拠説明書を作成している設備については、その設定根拠説明書と呼込む。 (記載例③参照)</p> <p>なお、記載については発電炉工認における記載内容を基本とし、当社施設のプラント設計に合わせた設計方針を記載する。 ・設計基準対象施設として、各設備について要求される機能（設備仕様を設定する際の条件等）を記載する。 (記載例④参照)</p> <p>(b) 重大事故等対処設備 ・原則、各設備に要求されている技術基準規則の各条文の要求事項を記載する。 (記載例⑤参照)</p> <p>〔各設備に要求されている条文は、事業変更許可申請書の「重大事故等対処設備の設備分類等」にて分類している事業許可基準規則の各条文に対応する技術基準規則の条文とする。〕</p> <p>・上記要求事項に対して、要求される機能を満足する上で、必要な系統構成等を記載する。 (記載例⑥参照)</p> <p>〔系統構成等を記載するにあたっては、原則、基本設計方針に記載する機能喪失を想定する設備、使用する設備、系統構成等を記載する。複数の条文に対して、系統構成等が同じである場合は、まとめて記載するが、記載項目が多岐に亘る場合には、箇条書きで記載する。〕</p>	<p>d. 重大事故等対処設備として複数の設備（系統）区分で兼用する場合 重大事故等対処設備の機能のみを持つ設備で、複数の設備（系統）区分の機能を持つものは、要目表の記載に併せて、一つの設備（系統）区分にて設定根拠説明書を作成する。記載にあたっては、設備（系統）区分ごとに内容を記載する。 (記載例②参照)</p> <p>e. 概要説明 各設備の設定根拠説明書の冒頭で、概要説明として以下の内容を記載する。</p> <p>(a) 設計基準対象施設 設計基準対象施設として以下の内容を記載する。既工事計画書において、既に設定根拠説明書を作成している設備については、その設定根拠説明書と呼込む。 (記載例③参照)</p> <p>なお、記載については最新プラントの記載内容を基本とし、東海第二発電所のプラント設計に合わせた設計方針を記載する。 ・設計基準対象施設として、各設備について要求される機能（設備仕様を設定する際の条件等）を記載する。 (記載例④参照)</p> <p>(b) 重大事故等対処設備 ・原則、各設備に要求されている技術基準規則の各条文の要求事項を記載する。 (記載例⑤参照)</p> <p>〔各設備に要求されている条文は、設置変更許可申請書の「重大事故等対処設備の設備分類等」にて分類している設置許可基準規則の各条文に対応する技術基準規則の条文とする。〕</p> <p>・上記要求事項に対して、要求される機能を満足する上で、必要な系統構成等を記載する。 (記載例⑥参照)</p> <p>〔系統構成等を記載するにあたっては、原則、基本設計方針に記載する機能喪失を想定する設備、使用する設備、系統構成等を記載する。複数の条文に対して、系統構成等が同じである場合は、まとめて記載するが、記載項目が多岐に亘る場合には、箇条書きで記載する。〕</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(c) 配管 配管については設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の系統概略を記載する。 (記載例⑦参照)</p> <p>(d) 重大事故等時に流路として使用する設備 重大事故等時に設計基準対象施設の一部を流路として使用する設備については設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の系統概略を記載する。</p> <p>5. 設定根拠説明書内で記載する「同様の使用方法」の定義 設計基準対象施設として使用する設備を重大事故等時においても使用する場合の設定根拠説明書内に記載する「設計基準対象施設と同様の使用方法」とは、各設備の記載内容（容量、圧力、温度等）のうち、設計基準対象施設として使用する場合の設計条件と変わらない場合^(注)に使用する。 ただし、対象配管の上流に当該設備の設定の根拠となる設備（冷却器、ポンプ等）がある場合には、その設備の重大事故等時における使用圧力、使用温度を基に配管の重大事故等時の根拠を記載する。 (注) 重大事故等時の条件が設計基準対象施設の設計段階にて基とした条件（系統構成、流体の種類等）と同じ。 (記載例⑧参照)</p> <p>6. 重大事故等時に使用する場合の圧力及び温度について 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度に関して記載することから、施設区分の冒頭の設定根拠の最高使用圧力及び最高使用温度の項目にて注記を付記し、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度であることを記載した上で以降省略する旨を記載する。</p>	<p>(c) 配管 配管については設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の系統概略を記載する。 (記載例⑦参照)</p> <p>(d) 重大事故等時に流路として使用する設備 重大事故等時に設計基準対象施設の一部を流路として使用する設備については設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の系統概略を記載する。</p> <p>5. 設定根拠説明書内で記載する「同様の使用方法」の定義 設計基準対象施設として使用する設備を重大事故等時においても使用する場合の設定根拠説明書内に記載する「設計基準対象施設と同様の使用方法」とは、各設備の記載内容（容量、圧力、温度等）のうち、設計基準対象施設として使用する場合の設計条件と変わらない場合^(注)に使用する。 ただし、対象配管の上流に当該設備の設定の根拠となる設備（冷却器、ポンプ等）がある場合には、その設備の重大事故等時における使用圧力、使用温度を基に配管の重大事故等時の根拠を記載する。 (注) 重大事故等時の条件が設計基準対象施設の設計段階にて基とした条件（系統構成、流体の種類等）と同じ。 (記載例⑧参照)</p> <p>6. 重大事故等時に使用する場合の圧力及び温度について 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度に関して記載することから、施設区分の冒頭の設定根拠の最高使用圧力及び最高使用温度の項目にて注記を付記し、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度であることを記載した上で以降省略する旨を記載する。</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																												
	<p>7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針 (a) 共通設備の作成方針 (記載例⑨参照)</p> <table border="1" data-bbox="647 401 1531 1696"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">熱交換器</td> <td>容量</td> <td>kW/個</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 複数の設備 (系統) 区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 </td> </tr> <tr> <td>伝熱面積</td> <td>m²</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算出結果を記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 </td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (管側)</td> <td>MPa</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>以降、当社施設の設備に適宜見直しのうえ拡充 (修正)</p>	設備	項目	単位	作成方針	熱交換器	容量	kW/個	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 複数の設備 (系統) 区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 	伝熱面積	m ²	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算出結果を記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 	最高使用圧力 (管側)	MPa	<ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 	<p>7. 設定根拠説明の対象項目と作成方針 (a) 共通設備の作成方針 (記載例⑨参照)</p> <table border="1" data-bbox="1626 401 2510 1696"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>作成方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">熱交換器</td> <td>容量</td> <td>kW/個</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 複数の設備 (系統) 区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 既工事計画書対象の既設設備については、工事計画書本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 </td> </tr> <tr> <td>伝熱面積</td> <td>m²</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算出結果を記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 </td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (管側)</td> <td>MPa</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 </td> </tr> </tbody> </table>	設備	項目	単位	作成方針	熱交換器	容量	kW/個	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 複数の設備 (系統) 区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 既工事計画書対象の既設設備については、工事計画書本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 	伝熱面積	m ²	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算出結果を記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 	最高使用圧力 (管側)	MPa	<ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 	
設備	項目	単位	作成方針																												
熱交換器	容量	kW/個	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 複数の設備 (系統) 区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 既工認対象の既設設備については、設工認本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 																												
	伝熱面積	m ²	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算出結果を記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 																												
	最高使用圧力 (管側)	MPa	<ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 																												
設備	項目	単位	作成方針																												
熱交換器	容量	kW/個	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を設定した条件とそのときの必要容量を記載する。 複数の設備 (系統) 区分を有する場合は、その設定根拠を記載する。 新設設備について、複数の容量の合計にて容量が設定されている場合は、容量の内訳を記載する。 既工事計画書対象の既設設備については、工事計画書本文に記載している容量にて技術基準規則に適合していることを使用前検査にて確認していることから、設計段階にて評価した容量の内訳は記載しない。その場合、施設時と系統構成を含めて変わらないことを記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 																												
	伝熱面積	m ²	<ul style="list-style-type: none"> 容量 (交換熱量) を満たすのに必要な伝熱面積の算出方法の概要及び算出結果を記載する。 公称値の設定根拠についても記載する。 																												
	最高使用圧力 (管側)	MPa	<ul style="list-style-type: none"> 最高使用圧力を設定した条件を示し、そのときの圧力を示した上で、最高使用圧力の設定根拠を記載する。なお、他の機器の最高使用圧力に準じる場合は、上流側の機器を基本とし、下流側の機器を呼び込む場合は、下流側機器を根拠とする理由を記載するとともに、互いに呼込まないよう留意する。また、複数の系統構成がある場合は、その旨を記載し、どの系統を根拠としているか記載する。 設計基準対象施設の最高使用圧力と重大事故等時の使用圧力が異なる場合は、それぞれ記載する。 																												

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">当社事業変更許可との整合性に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、設工認に添付書類として要求される「廃棄物管理事業変更許可との整合性に関する説明書」(以下「説明書」という。)の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 基本方針 設工認が変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを、変更許可申請書との整合性により説明する。 変更許可申請書との整合性は、変更許可申請書「本文^{※1}」と設工認のうち「基本設計方針」及び「仕様表」について説明するとともに、変更許可申請書「本文^{※2}」に記載する解析条件についても整合性を説明する。</p> <p>また、変更許可申請書「添付書類^{※3}」のうち「本文^{※1}」に係る設備設計を記載している箇所については、変更許可申請書「本文^{※1}」の関連情報として記載する。 (記載例①参照)</p> <p>本資料は、本設工認の申請範囲に対する許可との整合性を示す資料であるため、申請範囲外に関する設工認は記載しない。</p> <p style="text-align: center;">※1 再処理・廃棄物：(四号), 濃縮・加工 (三号) (以下同様) ※2 再処理：(八号), 加工：(六号), 廃棄物・濃縮 (対象なし) (以下同様) ※3 再処理：六, 廃棄物・濃縮・加工：五 (以下同様)</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は、以下のとおり。 ・表紙 ・目次 ・概要 ・基本方針 ・説明書の構成 ・廃棄物管理事業変更許可との整合性</p> <p>(2) 「廃棄物管理事業変更許可との整合性」内の文章構成は変更許可申請書「本文^{※1}」に記載された順とする。 (記載例②参照)</p> <p>また、様式は比較表形式とし、左欄から変更許可申請書「本文^{※1}」、変更許可申請書「添付書類^{※3}」、「設工認」、「整合性」及び「備考」を記載する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、工事計画認可申請書(以下「工事の計画」という。)に添付書類として要求される「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」(以下「説明書」という。)の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 基本方針 工事の計画が設置変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により説明する。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文 (五号)」と工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「要目表」という。)について説明するとともに、設置変更許可申請書「本文 (十号)」に記載する解析条件についても整合性を説明する。</p> <p>また、設置変更許可申請書「添付書類八」のうち「本文 (五号)」に係る設備設計を記載している箇所については、設置変更許可申請書「本文 (五号)」の関連情報として記載する。 (記載例①参照)</p> <p>本資料は、本工事計画の申請範囲に対する許可との整合性を示す説明書であるため、申請範囲外に関する工事の計画は記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は、下記のとおり。 ・表紙 ・目次 ・概要 ・基本方針 ・説明書の構成 ・発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>(2) 「発電用原子炉の設置の許可との整合性」内の文章構成は設置変更許可申請書「本文 (五号)」に記載された順とする。 (記載例②参照)</p> <p>また、様式は比較表形式とし、左欄から設置変更許可申請書「本文 (五号)」, 設置変更許可申請書「添付書類八」, 「工事の計画」, 「整合性」及び「備考」を記載する。</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>なお、変更許可申請書「本文^{*2}」については、変更許可申請書「本文^{*1}」内の該当箇所に挿入する。 (記載例③参照)</p> <p>(3) 「設工認」に基本設計方針を記載する場合は、施設区分、番号及び表題を記載し、「基本設計方針」であることも記載する。 さらに、「基本設計方針」が共通項目の場合にはその旨も記載する。 (記載例④参照)</p> <p>また、仕様表を記載する場合は、施設区分を記載し、「仕様表」であることも記載する。 (記載例⑤参照)</p> <p>(4) 変更許可申請書と設工認との整合性確認については、変更許可申請書「本文^{*1}」と同等の「設工認」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。 (記載例⑥参照)</p> <p>また、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「設工認」が変更許可申請書「本文^{*1}」と整合していることを「整合性」欄に記載する。 (記載例⑦参照)</p> <p>整合性の結果については、変更許可申請書「本文」の各項目（イ、ロ、ハ、…）の冒頭に整合結果を総括して記載する。 変更許可申請書「本文^{*2}」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧a参照)</p> <p>また、「本文^{*1}」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄外に記載する場合は別途、二重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧b参照)</p> <p>なお、整合性を説明する記載の例は表1のとおり。</p> <p>(5) 設備の兼用について整合性を説明する場合、設工認の欄には兼用している設備の主登録先の仕様表等を記載し、変更許可申請書の兼用記載との整合性を示す。 (記載例⑨参照)</p>	<p>なお、設置変更許可申請書「本文（十号）」については、設置変更許可申請書「本文（五号）」内の該当箇所に挿入する。 (記載例③参照)</p> <p>(3) 「工事の計画」に基本設計方針を記載する場合は、施設区分、番号及び表題を記載し、「基本設計方針」であることも記載する。 さらに、「基本設計方針」が共通項目の場合にはその旨も記載する。 (記載例④参照)</p> <p>また、要目表を記載する場合は、施設区分を記載し、「要目表」であることも記載する。 (記載例⑤参照)</p> <p>(4) 設置変更許可申請書と工事の計画との整合性確認については、設置変更許可申請書「本文（五号）」と同等の「工事の計画」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。 (記載例⑥参照)</p> <p>また、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「工事の計画」が設置変更許可申請書「本文（五号）」と整合していることを「整合性」欄に記載する。 (記載例⑦参照)</p> <p>整合性の結果については、設置変更許可申請書「本文」の各項目（イ、ロ、ハ、…）の冒頭に整合結果を総括して記載する。 設置変更許可申請書「本文（十号）」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧a参照)</p> <p>また、「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄外に記載する場合は別途、二重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧b参照)</p> <p>なお、整合性を説明する記載の例は表1のとおり。</p> <p>(5) 設備の兼用について整合性を説明する場合、工事の計画の欄には兼用している設備の主登録先の要目表等を記載し、設置変更許可申請書の兼用記載との整合性を示す。 (記載例⑨参照)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本設計方針」又は変更許可申請書「添付書類^{※3}」の段落の一部を抜粋する場合、「中略」と記載して抜粋であることを明示する。 <p style="text-align: right;">(記載例⑩参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明書中のほかの箇所を指す場合は、変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。(例：変更許可申請書 (本文) 「二. (1) せん断処理設備」に示す。) <p style="text-align: right;">(記載例⑪参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整合性を説明するために、記載箇所を明示する必要がある場合又は同じ段落に複数の説明箇所がある場合には、該当箇所に番号を記載する。(例：ロー①) <p style="text-align: right;">(記載例⑫参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更許可申請書「添付書類^{※3}」については、上記(4)において設工認にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。 <p style="text-align: right;">(記載例⑬参照)</p>	<p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本設計方針」又は設置変更許可申請書「添付書類八」の段落の一部を抜粋する場合、「中略」と記載して抜粋であることを明示する。 <p style="text-align: right;">(記載例⑩参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明書中のほかの箇所を指す場合は、設置変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。(例：設置変更許可申請書 (本文) 「二. (3) (ii) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」に示す。) <p style="text-align: right;">(記載例⑪参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整合性を説明するために、記載箇所を明示する必要がある場合又は同じ段落に複数の説明箇所がある場合には、該当箇所に番号を付記する。(例：ロー①) <p style="text-align: right;">(記載例⑫参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置変更許可申請書「添付書類八」については、上記(4)において工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。 <p style="text-align: right;">(記載例⑬参照)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																								
	<p style="text-align: center;">表1 整合性の記載パターン (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="706 262 1130 296">ケース</th> <th data-bbox="1130 262 1555 296">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="706 296 1130 401">各項の整合性結果 (記載例⑭参照)</td> <td data-bbox="1130 296 1555 401">変更許可申請書 (本文) 第○号△項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 401 1130 604">設工認の記載が変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合 (記載例⑮参照)</td> <td data-bbox="1130 401 1555 604">設工認の「○○」は、(必要に応じて理由を記載) 変更許可申請書 (本文) の「△△」[の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 604 1130 772">変更許可申請書 (本文) の記載を設工認では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例⑯参照)</td> <td data-bbox="1130 604 1555 772">設工認の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] 変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 772 1130 982">同一機器 (○○) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)</td> <td data-bbox="1130 772 1555 982">「○○」は、変更許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 982 1130 1087">変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)</td> <td data-bbox="1130 982 1555 1087">変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 1087 1130 1192">今回の設工認の対象外の事項 (記載例⑳)</td> <td data-bbox="1130 1087 1555 1192">変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「○○」は、本設工認の対象外である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 1192 1130 1297">変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例㉑参照)</td> <td data-bbox="1130 1192 1555 1297">変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 1297 1130 1430">単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合</td> <td data-bbox="1130 1297 1555 1430">(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○MPa=△△kg/cm²G</td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 1430 1130 1528">運用のため保安規定で対応する事項</td> <td data-bbox="1130 1430 1555 1528">変更許可申請書 (本文) の「○」は、保安規定にて対応する。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	記載例	各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	変更許可申請書 (本文) 第○号△項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。	設工認の記載が 変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合 (記載例⑮参照)	設工認の「○○」は、(必要に応じて理由を記載) 変更許可申請書 (本文) の「△△」[の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。	変更許可申請書 (本文) の記載を設工認では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例⑯参照)	設工認の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] 変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。	同一機器 (○○) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と 変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)	「○○」は、 変更許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。	変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)	変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。	今回の 設工認 の対象外の事項 (記載例⑳)	変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「○○」は、本設工認の対象外である。	変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例㉑参照)	変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。	単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○MPa=△△kg/cm ² G	運用のため保安規定で対応する事項	変更許可申請書 (本文) の「○」は、保安規定にて対応する。	<p style="text-align: center;">表1 整合性の記載パターン (例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1676 262 2101 296">ケース</th> <th data-bbox="2101 262 2546 296">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1676 296 2101 401">各項の整合性結果 (記載例⑭参照)</td> <td data-bbox="2101 296 2546 401">設置変更許可申請書 (本文) 第五号○項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 401 2101 604">工事の計画の記載が設置変更許可申請書 (本文) の記載と同義 [同一設備又は含む] 記載となっている場合 (記載例⑮参照)</td> <td data-bbox="2101 401 2546 604">工事の計画の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] 設置変更許可申請書 (本文) の「△△」[の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 604 2101 772">設置変更許可申請書 (本文) の記載を工事の計画では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例⑯参照)</td> <td data-bbox="2101 604 2546 772">工事の計画の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] 設置変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 772 2101 982">同一機器 (○○) で設備 (系統) 区分が工事の計画 (設備名) と設置変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)</td> <td data-bbox="2101 772 2546 982">「○○」は、設置変更許可申請書 (本文) における「設備名」を工事の計画の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 982 2101 1087">設置変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)</td> <td data-bbox="2101 982 2546 1087">設置変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 1087 2101 1192">今回の工事の計画の対象外の事項 (記載例⑳参照)</td> <td data-bbox="2101 1087 2546 1192">設置変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「○○」は、本工事計画の対象外である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 1192 2101 1297">設置変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例㉑参照)</td> <td data-bbox="2101 1192 2546 1297">設置変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 1297 2101 1430">単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合</td> <td data-bbox="2101 1297 2546 1430">(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○ MPa=△△ kg/cm²G</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1676 1430 2101 1528">運用のため保安規定で対応する事項</td> <td data-bbox="2101 1430 2546 1528">設置変更許可申請書 (本文) の「○○」は、保安規定にて対応する。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	記載例	各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	設置変更許可申請書 (本文) 第五号○項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。	工事の計画の記載が 設置変更許可申請書 (本文) の記載と同義 [同一設備又は含む] 記載となっている場合 (記載例⑮参照)	工事の計画の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] 設置変更許可申請書 (本文) の「△△」[の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。	設置変更許可申請書 (本文) の記載を工事の計画では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例⑯参照)	工事の計画の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] 設置変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。	同一機器 (○○) で設備 (系統) 区分が工事の計画 (設備名) と 設置変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)	「○○」は、 設置変更許可申請書 (本文) における「設備名」を工事の計画の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。	設置変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)	設置変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。	今回の 工事の計画 の対象外の事項 (記載例⑳参照)	設置変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「○○」は、本工事計画の対象外である。	設置変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例㉑参照)	設置変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。	単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○ MPa=△△ kg/cm ² G	運用のため保安規定で対応する事項	設置変更許可申請書 (本文) の「○○」は、保安規定にて対応する。	
ケース	記載例																																										
各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	変更許可申請書 (本文) 第○号△項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。																																										
設工認の記載が 変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合 (記載例⑮参照)	設工認の「○○」は、(必要に応じて理由を記載) 変更許可申請書 (本文) の「△△」[の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。																																										
変更許可申請書 (本文) の記載を設工認では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例⑯参照)	設工認の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] 変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。																																										
同一機器 (○○) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と 変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)	「○○」は、 変更許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。																																										
変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)	変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。																																										
今回の 設工認 の対象外の事項 (記載例⑳)	変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「○○」は、本設工認の対象外である。																																										
変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例㉑参照)	変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。																																										
単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○MPa=△△kg/cm ² G																																										
運用のため保安規定で対応する事項	変更許可申請書 (本文) の「○」は、保安規定にて対応する。																																										
ケース	記載例																																										
各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	設置変更許可申請書 (本文) 第五号○項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。																																										
工事の計画の記載が 設置変更許可申請書 (本文) の記載と同義 [同一設備又は含む] 記載となっている場合 (記載例⑮参照)	工事の計画の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] 設置変更許可申請書 (本文) の「△△」[の内容、の区分] と同義 [同一設備] であり [を含んでおり、記載しており] 整合している。																																										
設置変更許可申請書 (本文) の記載を工事の計画では具体的に [詳細に] 記載している場合 (記載例⑯参照)	工事の計画の「○○」は、[必要に応じて理由を記載] 設置変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に [詳細に] 記載しており整合している。																																										
同一機器 (○○) で設備 (系統) 区分が工事の計画 (設備名) と 設置変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)	「○○」は、 設置変更許可申請書 (本文) における「設備名」を工事の計画の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。																																										
設置変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)	設置変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。																																										
今回の 工事の計画 の対象外の事項 (記載例⑳参照)	設置変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「○○」は、本工事計画の対象外である。																																										
設置変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例㉑参照)	設置変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。																																										
単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 ○○ MPa=△△ kg/cm ² G																																										
運用のため保安規定で対応する事項	設置変更許可申請書 (本文) の「○○」は、保安規定にて対応する。																																										

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p data-bbox="765 640 1389 674">再処理事業変更許可との整合性に関する説明書 (例)</p>	<p data-bbox="1703 640 2415 674">発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 (例)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>3. 説明書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>4. 再処理事業変更許可との整合性</p> <p style="color: red;">四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p style="color: red;">A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p style="color: red;">●イ 再処理管理施設の位置</p> <p style="color: red;">(1) 敷地の面積及び形状・・・・・・・・・・・・・・・・・・イ-〇</p> <p style="color: red;">(2) 敷地内における主要な廃棄物管理施設の位置・・・・イ-〇</p> <p style="color: red;">ロ 再処理施設の一般構造</p> <p style="color: red;">(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(2) 放射線の遮蔽に関する構造・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(4) 火災及び爆発の防止に関する構・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(5) 耐震構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(6) 耐津波構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(7) その他の主要な構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>記載例② 変更許可申請書の本文四号の順番に記載する。</p> </div>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: right;">頁</p> <p>1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>3. 説明書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>五 発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備</p> <p style="color: red;">●イ 発電用原子炉施設の位置</p> <p style="color: red;">(1) 敷地の面積及び形状・・・・・・・・・・・・・・・・・・イ-1</p> <p style="color: red;">(2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置・・・・イ-〇</p> <p style="color: red;">ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p style="color: red;">(1) 耐震構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-1</p> <p style="color: red;">(i) 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p style="color: red;">(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p style="color: red;">(2) 耐津波構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計</p> <p style="color: red;">(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計</p> <p style="color: red;">(iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超え敷地に遡上する津波の耐津波設計</p> <p style="color: red;">(3) その他の主要な構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇</p> <p style="color: red;">(i) a. 設計基準対象施設</p> <p style="color: red;">(ii) b. 重大事故等対処施設</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>記載例② 設置変更許可申請書の本文五号の順番に記載する。</p> </div>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">・</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 構造 ハー○</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類 ハー○</p> <p>(3) 受け入れ, 又は貯蔵する使用済燃料の種類並びに その種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力 ハー○</p> <p>(4) 主要な核的制限値 ハー○</p> <p>ニ. 再処理設備本体の構造及び設備</p> <p>(1) せん断処理施設 ニー○</p> <p>(2) 溶解施設 ニー○</p> <p>(3) 分離施設 ニー○</p> <p>(4) 精製施設 ニー○</p> <p>(5) 脱硝施設 ニー○</p> <p>(6) 酸及び溶媒の回収施設 ニー○</p> <p>ホ. 製品貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 構造 ホー○</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類 ホー○</p> <p>(3) 貯蔵する製品の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力 ホー○</p> <p>(4) 主要な核的制限値 ホー○</p> <p>ヘ. 計測制御系統施設の設備</p> <p>(1) 核計装設備の種類 へー○</p> <p>(2) 主要な安全保護回路の種類 へー○</p> <p>(1) 主要な工程計装設備の種類 へー○</p> <p>(2) その他の主要な事項 へー○</p> <p>ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設 トー○</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設 トー○</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄施設 トー○</p> <p>チ. 放射線管理施設の設備</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類 チー○</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 チー○</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備 リー○</p> <p>(2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 リー○</p> <p>(3) 主要な試験施設の構造及び設備 リー○</p> <p>(4) その他の主要な事項 リー○</p>	<p>ハ. 原子炉本体の構造及び設備</p> <p>(1) 発電用原子炉の炉心 ハー-1</p> <p>(i) 構造</p> <p>(ii) 燃料体の最大挿入量</p> <p>(iii) 主要な核的制限値</p> <p>(iv) 主要な熱的制限値</p> <p>(2) 燃料体 ハー○</p> <p>(i) 燃料材の種類</p> <p>(ii) 燃料被覆材の種類</p> <p>(iii) 燃料要素の構造</p> <p>(iv) 燃料集合体の構造</p> <p>(v) 最高燃焼度</p> <p>(3) 減速材及び反射材の種類 ハー○</p> <p>(4) 原子炉容器</p> <p>(i) 構造</p> <p>(ii) 最高使用圧力及び最高使用温度</p> <p>(5) 放射線遮蔽体の構造 ハー○</p> <p>(6) その他の主要な事項 ハー○</p> <p>ニ核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 核燃料物質取扱設備の構造 ニー-1</p> <p>(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力 ニー○</p> <p>(i) 新燃料貯蔵施設</p> <p>(ii) 使用済燃料貯蔵施設</p> <p>(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力 ニー○</p> <p>(i) 燃料プール冷却浄化系</p> <p>(ii) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p>	(以下、省略)

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>1. 概要 本資料は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。) 第51条の5第1項の許可を受けたところによる設工認であることが、法第51条の7第3項1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 設計及び工事の計画が再処理事業変更許可申請書(以下「変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、変更許可申請書との整合性により示す。 変更許可申請書との整合性は、変更許可申請書「本文(四号)」と設工認のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「仕様表」という。)について示すとともに、変更許可申請書「本文(八号)」に記載する解析条件についても整合性を示す。 また、変更許可申請書「添付書類六」のうち「本文(四号)」に係る詳細設計を記載している箇所については、変更許可申請書「本文(四号)」の関連情報として記載する。 なお、設置変更許可申請書の基本方針に記載がなく、設工認において詳細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵触するものではないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「変更許可申請書(本文)」、「設置変更許可申請書(添付書類六)」、「設工認」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、変更許可申請書「本文(四号)」に記載する順とする。なお、「本文(八号)」については、「本文(四号)」内の該当箇所に挿入する。 (3) 変更許可申請書と設工認の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設工認が変更許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 変更許可申請書「本文(八号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。変更許可申請書「本文(四号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性欄」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。 (5) 設置変更許可申請書「添付書類六」については、上記(3)において工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p>	<p>1. 概要 本資料は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。) 第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる工事の計画であることが、法第43の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針 工事の計画が東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(以下「設置変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により示す。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文(五号)」と工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「要目表」という。)について示すとともに、設置変更許可申請書「本文(十号)」に記載する解析条件についても整合性を示す。 また、設置変更許可申請書「添付書類八」のうち「本文(五号)」に係る詳細設計を記載している箇所については、設置変更許可申請書「本文(五号)」の関連情報として記載する。 なお、設置変更許可申請書の基本方針に記載がなく、工事の計画において詳細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵触するものではないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書(本文)」、「設置変更許可申請書(添付書類八)」、「工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、設置変更許可申請書「本文(五号)」に記載する順とする。なお、「本文(十号)」については、「本文(五号)」内の該当箇所に挿入する。 (3) 設置変更許可申請書と工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、工事の計画が設置変更許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 設置変更許可申請書「本文(十号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性欄」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。 (5) 設置変更許可申請書「添付書類八」については、上記(3)において工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p>	

発電炉

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>イ 発電用原子炉施設の位置</p> <p>● 発電用原子炉施設の位置の記述を以下のとおり変更する。</p> <p>(1) 敷地の面積及び形状</p> <p>発電用原子炉施設を設置する敷地は、東京の北方約130km、大戸市の東北約15kmの地点で太平洋に面して位置し、敷地の大部分は、標高約8mでほぼ平坦な面であり、敷地の西部には標高約20mで平坦な面が分布する。</p> <p>なお、敷地の標高については、2011年東北地方太平洋沖地震発生前の標高値を記載している。</p> <p>敷地内の地質は、先新第三系、新第三系及び第四系からなっている。</p> <p>東海第二発電所の敷地の広さは約76万m²であり、そのうち、約1万m²は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から土地の権利を得て発電用原子炉施設を設置する。</p> <p>記載例② 設置変更許可申請書の本文五号の順番に記載する。</p> <p>地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地震動S₀」という。)による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動S₀による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない(1)-(1)ことを含め、基準地震動S₀による地震力に対する支持機能を有する地盤に設置する。</p>	<p>記載例③ 各項毎に、項の冒頭に整合結果を統括して記載する。</p> <p>記載例① 本文五号の設備設計に該当する添付書類八を記載する。</p> <p>記載例④ 基本設計方針の該当番号及び表題を記載する。</p> <p>1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.3.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>(3) 建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>記載例⑤ 「工事の計画」と同等の設置変更許可申請書「添付書類八」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。</p> <p>記載例⑥ 設置変更許可申請書「本文(五号)」と同等の「工事の計画」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。</p>	<p>記載例⑧ 今回の工事の計画の対象外の事項である場合</p> <p>記載例④ 工事の計画の該当箇所が記載されている施設区分を記載する。</p> <p>記載例④ 工事の計画の該当箇所が基本設計方針の場合には「(基本設計方針)」と記載する。</p> <p>【原子炉冷却系統施設】 (基本設計方針)「共通項目」</p> <p>記載例④ 工事の計画の該当箇所が基本設計方針の場合には「(基本設計方針)」と記載する。</p> <p>1. 地盤等</p> <p>1.1 地盤</p> <p>設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)の建物・構築物、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物について、若しくは、重大事故等対策施設のうち、常設耐震重要重大事故等対策施設又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対策施設については、自重や運転時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地震動S₀」という。)による地震力が作用した場合においても接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動S₀による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない(1)-(1)地盤として、設置(変更)許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>ここで、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p>	<p>設置変更許可申請書(本文)第五号イ項において、工事の計画の整合性は、以下の通り整合している。</p> <p>設置変更許可申請書(本文)において許可を受けた「敷地の面積及び形状」は、本工事計画の対象外である。</p> <p>工事の計画の(1)-(1)は、設置変更許可申請書(本文)の(1)-(1)と同義であり整合している。</p> <p>記載例⑨ 工事の計画が設置変更許可申請書の記載と異なるが、同義である場合</p>	

6-別2-15

当社施設

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>一、加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>イ 加工施設の位置</p> <p>● 本施設を設置する敷地は、青森県上北郡六ヶ所村に位置し、標高60m前後の弥栄平(いやさかたい)と呼ばれる台地にあり、北東部が尾駁沼に面している。敷地内の地質は、新第三紀層及びこれを覆う第四紀層からなっている。敷地に近い主な都市は、三沢市(南約30km)、むつ市(北北西約40km)、十和田市(南南西約40km)、八戸市(南南東約50km)及び青森市(西南西約50km)である。</p> <p>(イ) 敷地の面積及び形状</p> <p>敷地の面積は、約390万m²である。</p> <p>敷地の形状は、北東部を一部欠き、西側が緩い円弧状の長方形に近い部分と、その南東端から東に向かう帯状の部分からなり、帯状の部分は途中で二股に分かれている。</p> <p>安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「耐震重要施設」という。)及びそれらを支持する建物・構築物は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動(以下「基準地震動」という。)による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない(1)-(1)ことも含め、基準地震動による地震力に対する支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>記載例② 変更許可申請書の本文三号の順番に記載する</p>	<p>記載例④ 各項毎に、項の冒頭に整合結果を統括して記載する。</p> <p>記載例① 本文三号の設計条件に該当する添付書類八を記載する。</p> <p>記載例④ 基本設計方針の該当番号及び表題を記載する。</p> <p>記載例③ 「設工認」と同等の変更許可申請書「添付書類五」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。</p> <p>記載例⑥ 変更許可申請書「本文(三号)」と同等の「設工認」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。</p>	<p>記載例⑧ 今回の設工認の対象外の事項である場合</p> <p>記載例④ 設工認の該当箇所が基本設計方針の場合には「(基本方針設計)」と記載する。</p> <p>(基本設計方針)「施設共通」</p> <p>1. 地盤等</p> <p>1.1 地盤</p> <p>安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設(以下「安全上重要な施設」という。)及びそれらを支持する建物・構築物は、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動」という。)による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <p>また、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれが発生しない(1)-(1)地盤として、事業許可を受けた地盤に設置する。</p> <p>廃棄物管理施設及び再処理施設は、「本文三号」を「本文四号」に読み替える。以降同じ。</p>	<p>変更許可申請書(本文)第三号において、設計及び設工認の内容は、以下のとおり整合している。</p> <p>変更許可申請書(本文)において許可を受けた「加工施設の位置」及び「(イ) 敷地の面積及び形状」の敷地の面積及び形状は、本設計及び工事の計画の対象外である。</p> <p>設計及び工事の計画の(1)-(1)は、事業変更許可申請書(本文)の(1)-(1)と同義であり整合している。</p> <p>記載例⑨ 工事の計画が設置変更許可申請書の記載と異なるが、同義である場合</p>	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>記載例⑧ 整合性を説明するために記載箇所を明示する必要がある場合には番号を付記する。</p> <p>b. 格納容器スプレイ冷却系 ③(3)(i)b.①再循環回路の破断のような原子炉冷却材喪失時に、サブプレッション・チェンバのプール水を熱交換機(原子炉停止時冷却系と同じ熱交換機を使用する)で冷却し、ドライウェル及びサブプレッション・チェンバ内にスプレイすることによって、原子炉格納容器内の温度及び圧力上昇を防止する。③(3)(i)b.②なお、熱交換機の冷却水には海水を使用する。</p> <p>記載例⑨ 記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「工事の計画」が設置変更許可申請書「本文(五号)」と整合していることを「整合性」欄に記載する。</p>	<p>9.1.1.4.1.4 格納容器スプレイ冷却系 格納容器スプレイ冷却系は、冷却材喪失事故後、サブプレッション・チェンバ内のプール水をドライウェル内及びサブプレッション・チェンバ内にスプレイすることによって、原子炉格納容器内の温度、圧力を低減し、原子炉格納容器内に浮遊している放射性物質が濃縮することを抑えるものである。ドライウェル内にスプレイされた水は、水位がベント管口に達した後はベント管を通じて、サブプレッション・チェンバ内に戻り、サブプレッション・チェンバ内にスプレイされた水とともに残留熱除去系の熱交換機で冷却された後、再びスプレイされる。 <中略> この熱交換機は、残留熱除去系海水ポンプによって、直接海水で冷却される。 <中略></p> <p>記載例⑩ 段落の一部記載を抜粋する場合、<中略>と記載する。</p>	<p>【原子炉格納施設】(基本設計方針)</p> <p>3.2 原子炉格納容器安全設備 3.2.1 格納容器スプレイ冷却系 ③(3)(i)b.①原子炉冷却系統に係る非常用原子炉施設設備の損壊又は故障の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全係を損なうことを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備として、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)を設ける。 ③(3)(i)b.②残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過熱な状態を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を越えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに上げて低く維持することにより、放射性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。 <中略> ③(3)(i)b.③残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)は、原子炉冷却材圧力バウンダリ配置の最も過熱な状態を想定した場合でも、放出されるエネルギーによる設計基準事故時の原子炉格納容器内圧力、温度が最高使用圧力、最高使用温度を越えないようにし、かつ、原子炉格納容器の内圧を速やかに上げて低く維持することにより、放射性物質の濃度を減少させる設計とする。 <中略></p> <p>【原子炉冷却系統施設】(基本設計方針)</p> <p>7. 原子炉補機冷却設備 7.1 残留熱除去系海水系 (1) 系統構成 <中略> ③(3)(i)b.②残留熱除去系海水系は、残留熱除去系海水系ポンプを設置し、残留熱除去系熱交換機に冷却用海水を供給することにより、非常時に動的機器の単一故障及び外部電源喪失を仮定した場合でも、残留熱除去設備、非常用炉心冷却設備等の機器から発生する熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送が可能な設計とする。 <中略></p>	<p>工事の計画の③(3)(i)b.①は、設置変更許可申請書(本文)の③(3)(i)b.①を具体的に記載しており整合している。</p> <p>記載例⑩ 工事の計画が設置変更許可申請書の記載を具体的に記載している場合</p> <p>工事の計画の③(3)(i)b.②は、設置変更許可申請書(本文)の③(3)(i)b.②と同義であり整合している。</p>	

6-別2-16

当社施設

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>・液化操作時に①大気圧以上の圧力となる中間製品容器は②耐圧気密性を有する均質槽に収納するとともに、中間製品容器と接続する③高压配管部は当該配管を覆うカバー(以下「配管カバー」という。)を設置する設計とする。</p> <p>記載例⑦ 記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「設工認」が変更許可申請書「本文(三号)」と整合していることを「整合性」欄に記載する。</p>	<p>また、建屋には窓等の開口部を設けないようにするとともに、配管等の壁貫通部は、鉄板を設置する等の処理をして放射線を遮蔽する設計とする。 本施設は、従事者の作業環境上、特別な遮蔽を必要としないが、以下の管理区域における線量管理及び作業管理により、従事者への放射線影響を可能な限り低減する設計とする。</p> <p>記載例⑩ 段落の一部記載を抜粋する場合、<中略>と記載する。</p>	<p>(1) 本施設は、通常時において直接線及びスカイシャイン線による本施設周辺の線量が十分に低減できるようにするため、取り扱う放射性物質の量を考慮し、放射線の低減効果のある建屋、設備及び機器に核燃料物質等を収納する設計とする。また、建屋には窓等の開口部を設けないようにするとともに、配管等の壁貫通部は、鉄板を設置する等の処理をして放射線を遮蔽する設計とする。 また、建屋には窓等の開口部を設けないようにするとともに、配管等の壁貫通部は、鉄板を設置する等の処理をして放射線を遮蔽する設計とする。</p> <p>e. その他の放射線防護設備 ④従事者及び一時立入者の放射線防護のため、放射線防護具類を備える。 <中略></p>	<p>設計及び設工認の①は、変更許可申請書(本文)の①の具体的な記載であり整合している。</p> <p>記載例⑩ 設工認が変更許可申請書の記載を具体的に記載している場合</p>	

発電炉

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>【常設重大事故等対処設備】 常設低圧代替注水系ポンプ ③(ii)b-④(「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に常設用原子炉を冷却するための設備」、「原子炉格納容器内の冷却等のための設備」、「原子炉格納容器下部の腐蝕垢を冷却するための設備」及び「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」と兼用)。 個数 2 容量 約 200m³/h/個 全揚程 約 200m</p> <p>(本文十号) 低圧代替注水系 (常設) による原子炉注水流量 378m³/h (原子炉注水と格納容器スプレィを同時に実施する場合は、230m³/hにて原子炉へ注水) ・記載箇所 ハ(2)(ii)b.(a)(u-7) ハ(2)(ii)b.(d)(d-1)(d-1-7) ハ(2)(ii)b.(d)(d-2)(d-2-9) ハ(2)(ii)b.(f)(f-6) ハ(2)(ii)b.(g)(g-7) ハc.(a)(u-1)(u-1-8) ハc.(a)(n-2)(n-2-8)</p>	<p>(1) 常設低圧代替注水系ポンプ 兼用する設備は以下のとおり。 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に常設用原子炉を冷却するための設備 ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備 ・原子炉格納容器下部の腐蝕垢を冷却するための設備 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 型式 ターボ形 個数 2 容量 約 200m³/h/個 全揚程 約 200m 最高使用圧力 3.14MPa [gauge] 最高使用温度 65℃ 材料 炭素鋼</p>	<p>【原子炉冷却系統施設】(要目表)</p> <p>記載例⑤ 工事の計画の該当箇所が要目表の場合には「(要目表)」と記載する。</p> <p>記載例⑥ 工事の計画の該当箇所が記載されている施設区分を記載する。</p> <p>「常設低圧代替注水系ポンプ」は、設置変更許可申請書(本文)における③(ii)b-④を工事の計画における主たる符号として「原子炉冷却系統施設」のうち「非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備」に整理しており整合している。</p> <p>記載例⑦ 同一機器で設備(系統)区分が工事の計画と設置変更許可申請書(本文)で異なる場合</p>		

6-別2-17

当社施設

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考																																																									
<p>①カスケード設備及び高周波電源設備の主要な機器の種類及び個数並びに主な仕様は次表に示すとおりである。</p> <p>【カスケード設備】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主要な機器</th> <th>個数</th> <th>設置場所</th> <th>主な仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">遠心分離機</td> <td>1組 (注1)</td> <td>2Aカスケード室</td> <td rowspan="3">[]</td> </tr> <tr> <td>1組 (注1)</td> <td>2Bカスケード室</td> </tr> <tr> <td>1組 (注1)</td> <td>2Cカスケード室</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">主要配管</td> <td>一式 (注2)</td> <td>2Aカスケード室 2A中間室</td> <td rowspan="3">[]</td> </tr> <tr> <td>一式 (注2)</td> <td>2Bカスケード室 2B中間室</td> </tr> <tr> <td>一式 (注2)</td> <td>2Cカスケード室 2C中間室</td> </tr> </tbody> </table>	主要な機器	個数	設置場所	主な仕様	遠心分離機	1組 (注1)	2Aカスケード室	[]	1組 (注1)	2Bカスケード室	1組 (注1)	2Cカスケード室	主要配管	一式 (注2)	2Aカスケード室 2A中間室	[]	一式 (注2)	2Bカスケード室 2B中間室	一式 (注2)	2Cカスケード室 2C中間室	<p>記載例⑤ 設工認の該当箇所が記載されている施設区分を記載する。</p> <p>記載例⑥ 設工認の該当箇所が仕様表の場合、「(仕様表)」と記載する。</p>	<p>①濃縮工程は高周波インバータ装置、遠心分離機、主要配管によって構成する。</p> <p>●濃縮施設 カスケード設備 遠心分離機】(仕様表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>遠心分離機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">設計条件</td> <td>種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震クラス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の状態</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">仕様</td> <td rowspan="6">ケーシング</td> <td>内径</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> </tr> <tr> <td>薄肉部肉厚</td> </tr> <tr> <td>厚肉部肉厚</td> </tr> <tr> <td>下端板外径</td> </tr> <tr> <td>下端板外周部肉厚</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要材料</td> <td>上フランジ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下フランジ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック配管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>機</td> </tr> <tr> <td>取付箇所</td> <td></td> <td>2号カスケード室</td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称		遠心分離機	設計条件	種類		耐震クラス		最高使用圧力		最高使用温度	℃	核燃料物質の状態		仕様	ケーシング	内径	高さ	薄肉部肉厚	厚肉部肉厚	下端板外径	下端板外周部肉厚	主要材料	上フランジ		下フランジ		ブロック配管		個数	機	取付箇所		2号カスケード室	特記事項			<p>①設計及び工事の計画の①は、事業変更許可申請書(本文)の①を具体的に記載しており整合している。</p>	
主要な機器	個数	設置場所	主な仕様																																																										
遠心分離機	1組 (注1)	2Aカスケード室	[]																																																										
	1組 (注1)	2Bカスケード室																																																											
	1組 (注1)	2Cカスケード室																																																											
主要配管	一式 (注2)	2Aカスケード室 2A中間室	[]																																																										
	一式 (注2)	2Bカスケード室 2B中間室																																																											
	一式 (注2)	2Cカスケード室 2C中間室																																																											
名称		遠心分離機																																																											
設計条件	種類																																																												
	耐震クラス																																																												
	最高使用圧力																																																												
	最高使用温度	℃																																																											
	核燃料物質の状態																																																												
	仕様	ケーシング	内径																																																										
			高さ																																																										
			薄肉部肉厚																																																										
			厚肉部肉厚																																																										
			下端板外径																																																										
下端板外周部肉厚																																																													
主要材料	上フランジ																																																												
	下フランジ																																																												
	ブロック配管																																																												
	個数	機																																																											
取付箇所		2号カスケード室																																																											
特記事項																																																													

発電炉

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(n) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の原因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料集合体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の原因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備) 適合のための設計方針</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の原因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の原因により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p> <p><中略></p>	<p>記載例⑩ 説明書中の他の箇所を指す場合は、設置変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。</p> <p>記載例⑪ 設置変更許可申請書(本文)との整合性を別の箇所て説明する場合</p>	<p>設置変更許可申請書 ● (本文)「三(3)(ii)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」に示す。</p>	
<p>(o) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p>	<p>(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備) 適合のための設計方針</p> <p>炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、放水設備及び汚濁防止膜を設ける。</p> <p><中略></p>		<p>設置変更許可申請書 (本文)「リ(3)(ii)e. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備」に示す。</p>	
<p>(p) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。</p>	<p>(重大事故等の収束に必要な水の供給設備) 適合のための設計方針</p> <p>重大事故等の収束に必要な水を有する水源を確保するとともに、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な水を供給するための重大事故等対処設備として、代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備、サブプレッション・プール、ほう酸水貯蔵タンク、水の補給設備及び注水の必要な箇所への供給設備を設ける。</p> <p><中略></p>		<p>設置変更許可申請書 (本文)「二(3)(ii)f. 重大事故等の収束に必要な水の供給設備」に示す。</p>	

6-別2-18

当社施設

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>(7) 廃棄施設</p> <p>本施設には、通常時において、周辺監視区域外の空気中及び周辺監視区域外の水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、本施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設を設ける設計とする。また、本施設の放射性廃棄物の保管廃棄施設は、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>(8) 放射線管理施設</p> <p>④放射線から従事者を防護するため、放射線管理施設を設ける設計とする。放射線管理施設には、放射線被ばくを監視及び管理するため、従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設を設ける。</p>	<p>(1) 溢水による損傷の防止に係る設計基本方針</p> <p>・2号中間室、付着ウラン回収廃棄物室の扉については、没水高さを軽減するために水が流し易い扉にする。</p> <p>(8) 溢水防護対策</p> <p>・2号中間室、付着ウラン回収廃棄物室の扉については、没水高さを軽減するために水が流出し易い扉にする。</p>	<p>g. 閉じ込め機能に係る負圧維持に必要な気体廃棄物の廃棄設備のうち1号中間室系排風機、1号均質室系排風機、1号発生回収室系排風機及び2号発回均質棟系排風機並びにこれらの排気系統に属する排気フィルタユニット等は中央操作棟2階の排気室に設置する。排気室は排風機等が没水により機能喪失に至らないように、溢水が滞留せず中央操作棟1階へ流出する構造とする。</p> <p>記載例⑩ 説明書中の他の箇所を指す場合は、変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。</p> <p>h. 2号中間室、付着ウラン回収廃棄物室の扉については、没水高さを極力軽減するために水が流出し易い扉にする。</p>	<p>変更許可申請書 (本文)の③は、変更許可申請書(本文)の「(イ)核燃料物質の臨界防止に関する構造」に示す。</p> <p>記載例⑪ 事業変更許可申請書(本文)との整合性を別の箇所て説明する場合</p>	

発電炉

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書 (添付書類八) 該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(1) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>①(3)(i)a.(a)-①安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても②(3)(i)a.(a)-②安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、③(3)(i)a.(a)-③重要安全施設は、科学的技術的知見を踏まえ、③(3)(i)a.(a)-③当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により③(3)(i)a.(a)-③当該重要安全施設に作用する③(3)(i)a.(a)-④衝撃及び設計基準事故時に生じる応力について、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせる。</p> <p>記載例⑯ 設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性に関する説明を整合性の欄外に記載する場合は、二重枠囲みにより記載する。</p>	<p>1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.4 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象(地震及び津波を除く。)については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき事象を収集し、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。また、これらの自然現象について関連して発生する自然現象も含める。これらの事象について、海外の評価基準を考慮の上、発電所及びその周辺での発生可能性、安全施設への影響度、発電所敷地及びその周辺に到達するまでの時間余裕及び影響の包括性の観点から、発電用原子炉施設に影響を与えるおそれがある事象として、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>安全施設は、これらの自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>【原子炉冷却系統施設】 (基本設計方針)「共通項目」</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.3 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>①(3)(i)a.(a)-①設計基準対象施設は、外部からの衝撃のうち自然現象による損傷の防止において、発電所敷地で想定される風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又は地震及び津波を含む自然現象の組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件において、②(3)(i)a.(a)-②その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他、共用中における運転管理等の運用上の適切な措置を講じる。</p> <p><中略></p> <p>記載例⑯ 設置変更許可申請書(本文)で詳細設計を不要としている事項の場合</p> <p>2.3.1 外部からの衝撃より防護すべき施設 設計基準対象施設が外部からの衝撃によりその安全性を損なうことがないよう、外部からの衝撃より防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち、③(3)(i)a.(a)-④「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1、クラス2及び安全評価上その機能に期待するクラス3に属する構築物、系統及び機器(以下「外部事象防護対象施設」という。)とする。また、外部事象防護対象施設の防護設計については、外部からの衝撃により外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護対象施設以外の施設についても考慮する。さらに、重大事故等対処設備についても、外部からの衝撃より防護すべき施設に含める。③(3)(i)a.(a)-④-1「上記以外の設計基準対象施設については、③(3)(i)a.(a)-④-2 機能を維持すること若しくは機能を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修復等の対応を行う。」とはそれらを適切に組み合わせることにより、その安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>工事の計画の①(3)(i)a.(a)-①の「設計基準対象施設」は、設置変更許可申請書(本文)の①(3)(i)a.(a)-①の「安全施設」を含んでおり整合している。</p> <p>工事の計画の①(3)(i)a.(a)-②は、設置変更許可申請書(本文)の①(3)(i)a.(a)-②を具体的に記載しており整合している。</p> <p>設置変更許可申請書で設計上の考慮を不要としている。</p> <p>③(3)(i)a.(a)-④-2の「上記以外の設計基準対象施設」の設計は、①(3)(i)a.(a)-②の「安全施設」を具体的に記載しており整合している。</p>	

6-別 2-19

当社施設

事業変更許可申請書 (本文)	事業変更許可申請書 (添付書類五) 該当事項	設工認申請書 該当事項	整合性	備考
<p>④ 落雷</p> <p>濃縮工場の特徴から安全を確保する上で、常時機能維持が必要な動的機能はなく、落雷に伴う直撃雷と間接雷の影響を受け、本施設を監視・制御する計測制御設備が機能喪失したとしても、UF₆を鋼製の容器、配管に密封して取り扱うことにより閉じ込め機能及び臨界安全性を確保することができる。</p> <p>したがって、必ずしも落雷対策は必要としないが、可能な限りプラント状態の監視を継続できるようにするため、本施設の敷地及び敷地周辺で観測された落雷の最新の知見を踏まえ、落雷から計測制御設備及び電気設備を防護する設計とする。</p> <p>a. 防護対象施設</p> <p>濃縮工場の特徴から安全を確保する上で常時機能維持が必要な動的機器はなく、UF₆を鋼製の容器等に密封して取り扱うことにより閉じ込め機能を確保することができるため、落雷に伴う直撃雷及び間接雷により、計測制御設備が機能喪失したとしても、閉じ込め機能に影響を及ぼすものではない。</p>	<p>③ 防護設計の基本方針</p> <p>外部火災の種類と規模(設計荷重)の設定で算定した外部火災荷重に対して、防護設計を講じる。</p> <p>a. 森林火災及び近隣工場等火災に対しては、その重畳を考慮しても敷地内への火災の延焼が防止できるよう、外部火災影響評価ガイドに基づき防火帯幅を設定する。</p> <p>b. 建屋外壁のコンクリート厚さを踏まえて離隔距離を確保すること等により、熱影響が建屋内へ伝達しない設計とする。</p> <p><中略></p> <p>c. 敷地内に消防自動車等の消火設備を配備するとともに、通報連絡者及び初期消火活動のため自衛消防隊を本施設内に常駐させる。また、火災発生時の対応については、火災防護計画を定める方針とする。火災防護計画の具体的な内容としては、散水により防火帯外側、建屋外壁等へ熱影響を緩和する等の措置を講じる方針とする。</p>	<p>記載例⑱ 変更許可申請書(本文)で詳細設計を不要としている事項</p> <p>c. 防護設計の基本方針</p> <p>外部火災の種類と規模(設計荷重)の設定で算定した外部火災荷重に対して、防護設計を講じる。</p> <p>(a) 森林火災及び近隣工場等火災に対しては、その重畳を考慮しても敷地内への火災の延焼が防止できるよう、外部火災影響評価ガイドに基づき防火帯幅を設定する。</p> <p>(b) 建屋外壁のコンクリート厚さを踏まえて離隔距離を確保すること等により、熱影響が建屋内へ伝達しない設計とする。</p>	<p>事業変更許可申請書(本文)で設計上の考慮は不要としている。</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p>当社施設 強度及び耐食性に関する説明書の記載上の整理について</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>今回の設工認申請設備について、新たに制定された技術基準規則のうち強度に関する要求事項への適合性については「強度及び耐食性に関する説明書」に記載する。また、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価等は、施設や機器等の単位で整理する方針とし、それらの資料は「強度及び耐食性に関する説明書」の「別添」として扱う。</p> <p>2. 整理方針</p> <p>(1) 強度評価の対象範囲は、今回申請の工事計画本文に記載の機器等のうち技術基準規則において材料及び構造の要求のある機器や防護設備等で強度評価が必要となる機器等とする。</p> <p>(2) 「強度に関する説明書」については、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドにおいて、「技術基準規則第17条及び第31条、第48条及び第78条により準用する強度に関する規定に適合することを示す必要があり、技術基準規則で分類されているクラスに応じた強度評価の内容を説明することとする。」と記載されていることから、記載対象機器は、要目表及び基本設計方針記載のクラス区分に該当する容器、管、ポンプ、弁及びそれら機器を支持する支持構造物とする。また、技術基準規則第17条の解釈により引用されているJ SME設計・建設規格では、設計上定める条件又は各運転状態における最高使用圧力（内圧含む）及び設計機械的荷重（自重及び配管反力等）に対して許容応力を定めて評価することが定められており、設計機械的荷重には地震荷重は含めず、地震荷重は別途取扱うとされていることから設計条件及び各運転状態に対する評価とする。</p> <p>(3) 自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な機器等及び技術基準規則の機器区分に該当しない機器等の強度評価については、「強度に関する説明書」の別添として整理し説明する。具体的な説明書及び対象機器を「表1 「強度に関する説明書」別添で整理を行う対象機器」に示す。なお、別添として整理する説明書には、原則、方針、方法及び計算結果を記載することとし、方針については、その他の説明書との関係を確認し整理する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p>東海第二発電所 強度に関する説明書の記載上の整理について</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>今回の工事計画認可申請設備について、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第六号）（以下「技術基準規則」という。）のうち強度に関する要求事項への適合性については「強度に関する説明書」に記載する。また、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価等は、施設や機器等の単位で整理する方針とし、それらの資料は「強度に関する説明書」の「別添」として扱う。</p> <p>2. 整理方針</p> <p>(1) 強度評価の対象範囲は、今回申請の工事計画本文に記載の機器等のうち技術基準規則において材料及び構造の要求のある機器や防護設備等で強度評価が必要となる機器等とする。</p> <p>(2) 「強度に関する説明書」については、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドにおいて、「技術基準規則第17条及び第55条の規定並びに第31条、第48条及び第78条により準用する火力省令の構造強度に関する規定に適合することを示す必要があり、技術基準規則で分類されているクラスに応じた強度評価の内容を説明することとする。」と記載されていることから、添付書類としての記載対象機器は、要目表及び基本設計方針記載のクラス区分に該当する容器、管、ポンプ、弁及びそれら機器を支持する支持構造物とする。また、技術基準規則第17条の解釈により引用されているJ SME設計・建設規格では、設計上定める条件又は各運転状態における最高使用圧力（内圧含む）及び設計機械的荷重（自重及び配管反力等）に対して許容応力を定めて評価することが定められており、設計機械的荷重には地震荷重は含めず、地震荷重は別途取扱うとされていることから設計条件及び各運転状態に対する評価とする。</p> <p>(3) 自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な機器等及び技術基準規則の機器区分に該当しない機器等の強度評価については、「強度に関する説明書」の別添として整理し説明する。具体的な説明書及び対象機器を「表1 「強度に関する説明書」別添で整理を行う対象機器」に示す。なお、別添として整理する説明書には、原則、方針、方法及び計算結果を記載することとし、方針については、その他の説明書との関係を確認し整理する。</p>	

記載内容について、精査中
(確認・修正要)

以下、別紙3 全て同様

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考									
		<p>表1 「強度に関する説明書」別添で整理を行う対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1697 304 1944 346">説明書</th> <th data-bbox="1944 304 2418 346">対象機器</th> <th data-bbox="2418 304 2546 346">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1697 346 1944 1071"> <p>【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)</p> </td> <td data-bbox="1944 346 2418 1071"> <ul style="list-style-type: none"> ・防護対処施設 ・竜巻防護ネット ・防護鋼板 ・架構 ・竜巻より防護すべき施設を内包する施設 ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・主排気筒 ・配管及び弁 ・換気空調設備 ・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置及び固定装置 ・波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・建屋 ・消音器 ・排気管, 放出管及びベント管 </td> <td data-bbox="2418 346 2546 1071">別添1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1697 1071 1944 1333"> <p>【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)</p> </td> <td data-bbox="1944 1071 2418 1333"> <ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・ディーゼル発電機吸気口 ・建屋 </td> <td data-bbox="2418 1071 2546 1333">別添2</td> </tr> </tbody> </table>	説明書	対象機器	備考	<p>【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防護対処施設 ・竜巻防護ネット ・防護鋼板 ・架構 ・竜巻より防護すべき施設を内包する施設 ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・主排気筒 ・配管及び弁 ・換気空調設備 ・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置及び固定装置 ・波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・建屋 ・消音器 ・排気管, 放出管及びベント管 	別添1	<p>【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・ディーゼル発電機吸気口 ・建屋 	別添2	
説明書	対象機器	備考										
<p>【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防護対処施設 ・竜巻防護ネット ・防護鋼板 ・架構 ・竜巻より防護すべき施設を内包する施設 ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・主排気筒 ・配管及び弁 ・換気空調設備 ・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置及び固定装置 ・波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・建屋 ・消音器 ・排気管, 放出管及びベント管 	別添1										
<p>【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 (方針, 方法, 計算結果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・ディーゼル発電機吸気口 ・建屋 	別添2										

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領			備考
		説明書	対象機器	備考	
		<p>【津波，溢水】</p> <p>浸水防護施設の強度に関する説明書 (方針，方法，計算結果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤（鋼板防護壁） ・防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁） ・防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁） ・防潮扉 ・放水路ゲート ・構内排水路逆流防止設備 ・取水路点検用開口部浸水防止蓋 ・S A用海水ピット開口部浸水防止蓋 ・緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋 ・放水路ゲート点検用開口部浸水蓋 ・海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋 ・海水ポンプグラウンド dren 排出口逆止弁 ・取水ピット空気抜き配管逆止弁 ・緊急用海水ポンプ室グラウンド dren 排出口逆止弁 ・緊急用海水ポンプ室床 dren 排出口逆止弁 ・緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋 ・緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋 ・貫通部止水処置 ・水密扉 ・浸水防止堰 ・防護カバー ・格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ ・常設低圧注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ ・常設低圧注水系格納槽点検用水密ハッチ ・堰 	別添3	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領			備考
		説明書	対象機器	備考	
		発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書 (方針, 方法, 評価結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機内燃機関 ・非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプ ・非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・常設代替高圧電源装置内燃機関 ・常設代替高圧電源装置冷却水ポンプ ・常設代替高圧電源装置燃料油サービスタンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・緊急時対策所用発電機内燃機関 ・緊急時対策所用発電機冷却水ポンプ ・緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク ・緊急時対策所用発電機燃料移送ポンプ ・軽油貯蔵タンク ・可搬型設備用軽油タンク ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・ディーゼル駆動消火ポンプ内燃機関 ・ディーゼル駆動消火ポンプ ・ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク ・管 	別添4	

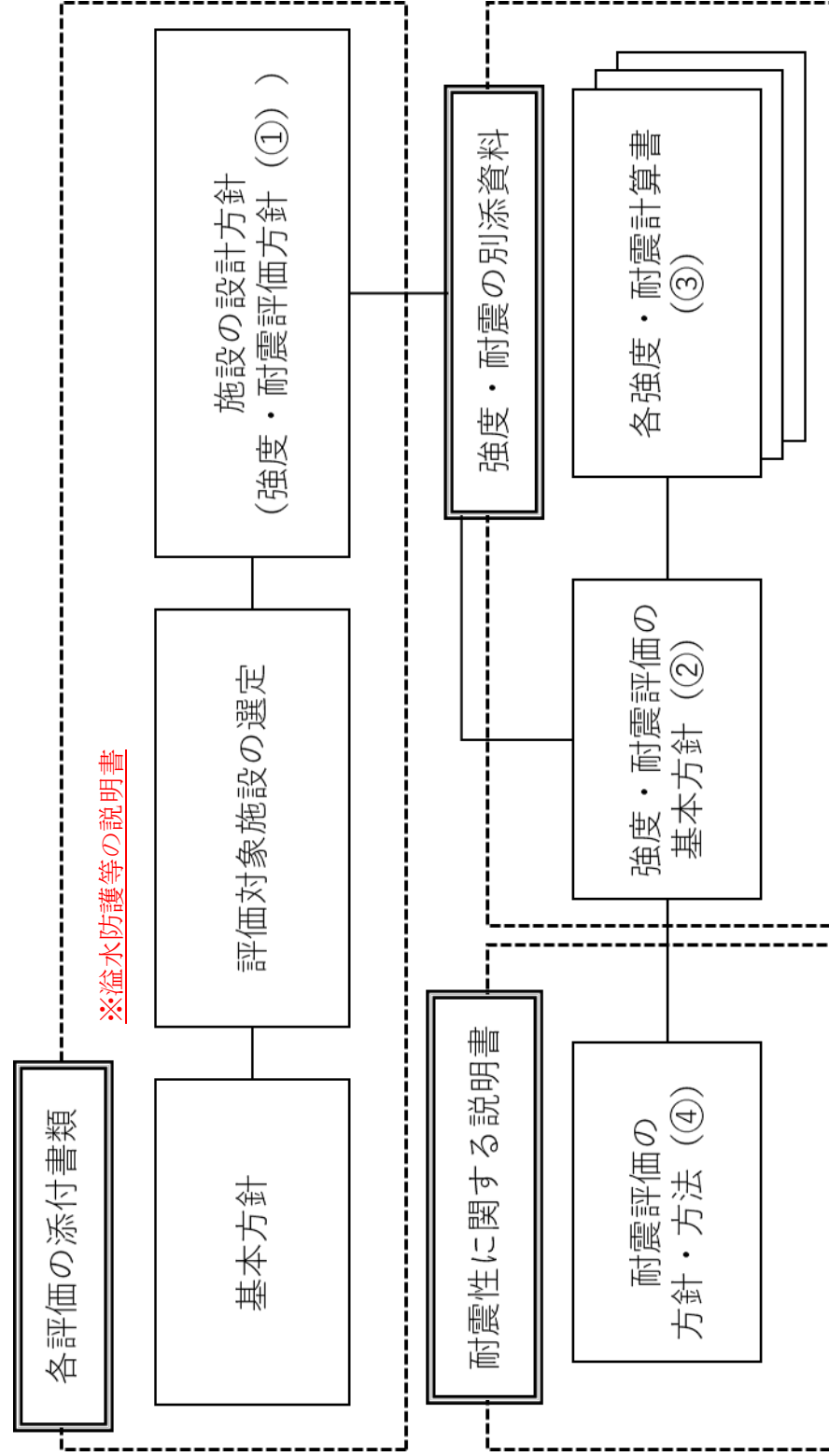
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領			備考
		説明書	対象機器	備考	
非常用発電装置 (可搬型)の強度に関する説明 (方針, 方法, 評価結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車内燃機関 ・可搬型窒素供給装置用電源車内燃機関 	別添5			
炉心支持構造物の強度に関する説明書 (方針, 方法, 評価結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・炉心支持構造物 ・炉心シュラウド ・シュラウドサポート ・上部格子板 ・炉心支持板 ・燃料支持金具 ・中央燃料支持金具 ・周辺燃料支持金具 ・制御棒案内管 	別添6			

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>強度及び耐食性に関する説明書 目次</p>	<p>強度に関する説明書 目次</p> <p>V-3 強度に関する説明書</p> <p>V-3-1 強度計算の基本方針</p> <p>V-3-2 強度計算方法</p> <p>V-3-3 原子炉本体の強度に関する説明書</p> <p>V-3-4 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の強度に関する説明書</p> <p>V-3-5 原子炉冷却系統施設の強度に関する説明書</p> <p>V-3-6 計測制御系統施設の強度に関する説明書</p> <p>V-3-7 放射性廃棄物の廃棄施設の強度に関する説明書</p> <p>V-3-8 放射線管理施設の強度に関する説明書</p> <p>V-3-9 原子炉格納施設の強度に関する説明書</p> <p>V-3-10 その他発電用原子炉の附属施設の強度に関する説明書</p> <p>別添1 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p> <p>別添2 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p> <p>別添3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p> <p>別添4 発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書</p> <p>別添5 非常用発電装置（可搬型）の強度に関する説明書</p> <p>別添6 炉心支持建造物の強度に関する説明書</p>	<p>.</p>

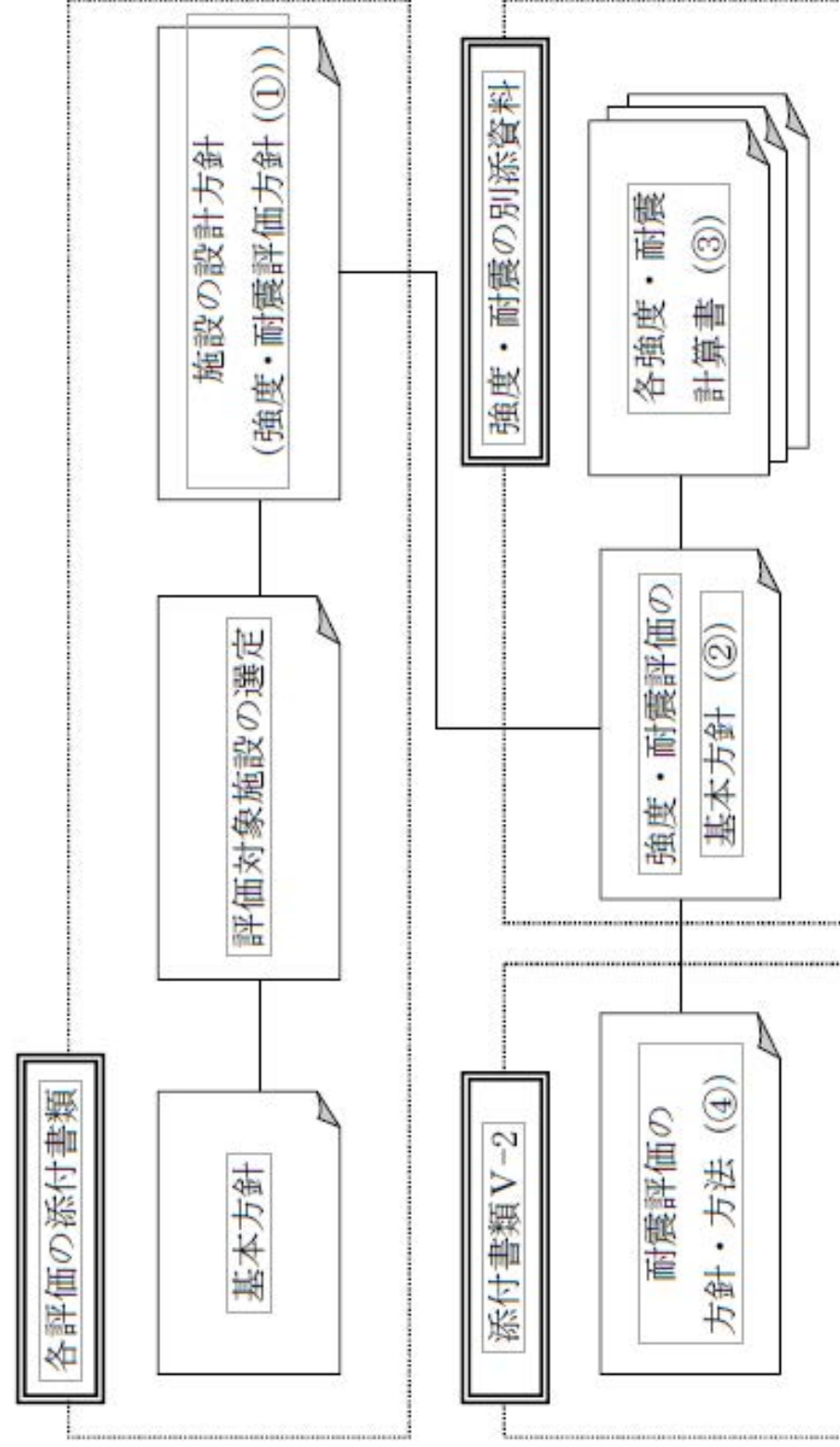
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p style="text-align: center;">当社施設 耐震評価を行っている各施設の 設工認添付書類記載の整理について</p> <p>1. 基本的な考え方 当社各施設の技術基準規則に係る「火災防護設備」, 「溢水防護設備」, 「化学薬品防護設備」のうち, 基準地震動S_sに対して機能を保持している設備については, その耐震計算方法が当社各施設の技術基準規則の「地震による損傷の防止」における要求に基づき実施する耐震計算方法と共通であることから, これらの設備の耐震計算書を当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」にまとめる。 また, 当社各施設の技術基準規則の「可搬型重大事故等対処設備」についても同様に, 基準地震動S_sに対して機能を保持していることの評価を実施していることから, その耐震計算書を当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」にまとめる。 ただし, 上記の設備は当社各施設の技術基準規則「地震による損傷の防止」以外への適合性を説明する上で, 基準地震動S_sに対する耐震性を確認しているものであることから, 当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」の別添として整理する。</p> <p>2. 整理方針 (1) 当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」 ○ 添付書類「耐震性に関する説明書」は, 当社各施設の「地盤」並びに「地震による損傷の防止」の条文に適合することを説明することを基本とする。 ○ 上記条文以外への適合性を説明する各資料にて, 基準地震動S_sに対して機能を保持している以下の設備の耐震計算書については, 当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」の別添として示す旨を, 当社各施設の添付書類「耐震設計の基本方針」に記載する。 ・火災防護設備 ・溢水防護設備 ・化学薬品防護設備 ・可搬型重大事故等対処設備 ○機能維持評価における機能確認済加速度について, 添付書類「機能維持の検討方針」に施設共通となる機能確認済加速度を記載する。また, これとは異なる機能確認済加速度として, 加振試験等を実施して得られたものを適用する場合には, 各計算書に加振試験等の方法と得られた機能確認済加速度を明記する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p style="text-align: center;">東海第二発電所 耐震評価を行っている各施設の 工認添付書類記載の整理について</p> <p>1. 基本的な考え方 技術基準規則第11条, 第52条に係る「火災防護設備」, 第12条に係る「溢水防護に係る設備」のうち, 基準地震動S_sに対して機能を保持している設備については, その耐震計算方法が第5条及び第50条に基づき実施する耐震計算方法と共通であることから, これらの設備の耐震計算書を添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」にまとめる。 また, 第54条, 第76条に係る「可搬型重大事故等対処設備」についても同様に, 基準地震動S_sに対して機能を保持していることの評価を実施していることから, その耐震計算書を添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」にまとめる。 ただし, 上記の設備は技術基準規則第5条又は第50条(地震による損傷の防止)以外への適合性を説明する上で, 基準地震動S_sに対する耐震性を確認しているものであることから, 添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」の別添として整理する。</p> <p>2. 整理方針 (1) 添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」 ○ 添付書類V-2は, 第4条及び第49条(地盤)並びに第5条及び第50条(地震による損傷の防止)に適合することを説明することを基本とする。 ○ 上記条文以外への適合性を説明する各資料にて, 基準地震動S_sに対して機能を保持している以下の設備の耐震計算書については, 添付書類V-2の別添として示す旨を, 添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に記載する。 ・火災防護設備 ・溢水防護に係る設備 ・可搬型重大事故等対処設備 機能維持評価における機能確認済加速度について, 添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に施設共通となる機能確認済加速度を記載する。また, これとは異なる機能確認済加速度として, 加振試験等を実施して得られたものを適用する場合には, 各計算書に加振試験等の方法と得られた機能確認済加速度を明記する。</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<div data-bbox="201 1247 498 1352" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">引用する場合の記載例を追加</div>	<p>(2) 添付書類「火災及び爆発の防止に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災防護設備の個別の設計方針については、添付書類「火災及び爆発の防止に関する説明書」に記載する。 ○ 火災防護設備は機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類「耐震性に関する説明書」の別添に示す。 <p>(3) 添付書類「再処理 (又は加工) 施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 溢水防護に係る設備の個別の設計方針については、添付書類「再処理 (又は加工) 施設内における溢水による損傷の防護に関する説明書」に記載する。 ○ 地震起因による溢水量の算出に当たって、耐震B、Cクラス機器のうち基準地震動S_sに対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しないこととし、添付書類「再処理施設 (又は加工) 設内における溢水による損傷の防護に関する説明書」に対象設備を整理する。これらの耐震評価方法及び結果については添付書類「耐震性に関する説明書」の別添に示す。 ○ 地下水の流入による溢水に対して必要な排水設備について、基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類「耐震性に関する説明書」の別添に示す。 ○ ウラン濃縮加工施設の溢水防護に係る設備である溢水遮断弁については、遮断弁の損傷が地震起因の溢水量の算出において影響を及ぼさないことから、添付書類の「耐震性に関する説明書」にて、耐震要求のある機器とまとめて示す。 <p>(4) 添付書類「再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (3) 溢水防護の方針に準ずる。なお、溢水防護の方針と重複する記載項目については、溢水防護の記載項目を呼び込むことで簡略化することを可とする。 <div data-bbox="557 1230 1549 1390" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><呼び込み記載例></p> <p>3.1 ○○</p> <p>○○の考え方については、添付資料「再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」の「4.○○」に示す。</p> </div> <p>(5) 添付書類「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 可搬型重大事故等対処設備の個別の設計方針については、添付書類「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の別添に記載する。 ○ 可搬型重大事故等対処設備については、基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類「耐震性に関する説明書」の別添に示す。 	<p>(2) 添付書類「V-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災防護設備の個別の設計方針については、添付書類V-1-1-7に記載する。 ○ 火災防護設備は機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類V-2の別添に示す。 <p>(3) 添付書類「V-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 溢水防護に係る設備の個別の設計方針については、添付書類V-1-1-8に記載する。 ○ 地震起因による溢水量の算出に当たって、耐震B、Cクラス機器のうち基準地震動S_sに対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しないこととし、添付書類V-1-1-8に対象設備を整理する。これらの耐震評価方法及び結果については添付書類V-2の別添に示す。 なお、スロッシング及び想定破損に関する説明は、添付書類V-1-1-9に記載する。 ○ 地下水の流入による溢水に対して必要な排水設備について、基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類V-2の別添に示す。 <p>(4) 添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 可搬型重大事故等対処設備の個別の設計方針については、添付書類V-1-1-6の別添2に記載する。 ○ 可搬型重大事故等対処設備については、基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類V-2の別添に示す。 	<div data-bbox="2623 499 2801 701" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>スロッシングの扱いについては精査中</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・スロッシング及び想定破損について、当社は溢水評価項目のカテゴリに含めて説明することから、削除 ・当社特有である化学薬品漏えいに関する説明書の扱いを明確化

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>強度評価について、 発電炉と同様に別添 として取りまとめる こととしたため、修 正</p>	<p style="text-align: right;">別紙5</p> <p>火災、自然現象、溢水、化学薬品、可搬評価に係る強度・耐震評価 の方針書及び計算書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、別添資料とする当社各施設の技術基準規則の「地震による 損傷の防止」及び「材料及び構造」対象外の強度、耐震評価に係る方針 書及び計算書の作成要領を示す。</p> <p>なお、本要領を適用するものは、火災防護の耐震別添、溢水の強度及 び耐震別添、化学薬品防護の耐震別添、可搬の耐震別添、竜巻の強度別 添、並びに火山の強度別添とする。</p> <p>2. 各評価に係る添付書類及び強度・耐震評価の別添資料の構成 火災、自然現象、溢水、化学薬品、可搬評価に係る評価書並びに別添 資料として作成する強度・耐震に係る方針書及び評価書に関する構成 は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 各評価に係る添付書類は、基本設計方針を受けて各評価に対する防 護設計の考え方を具体化する。各評価の添付書類は、基本方針、評価 対象施設の選定、施設の設計方針 (①) 等で構成する。施設の設計方 針 (①) には、強度・耐震評価の方針を記載し、各施設に関する要求 機能、性能目標、評価方針、荷重条件等を示す。</p> <p>(2) 別添資料とする強度・耐震評価の基本方針 (②) は、施設の設計方 針 (①) 又は当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」で整理 される耐震評価の各方針又は方法 (④) を受けて、個別の施設の強 度・耐震評価の方針を示すものであり、強度・耐震評価に必要な事項 のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、 評価方法等を記載する。</p> <p>(3) 別添資料とする強度・耐震計算書 (③) は、強度・耐震評価の基本 方針 (②) を受けて個別施設の評価結果を示すものであり、施設ごと に実際に用いる評価条件、評価方法、評価結果等を記載する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙5</p> <p>火災、自然現象、溢水、可搬評価に係る強度・耐震評価 の方針書及び計算書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、別添資料とする自然現象等の荷重を考慮した技術基準規則 第17条及び第55条対象外の強度評価に係る方針書及び計算書の作成要 領、並びに技術基準規則第5条及び第50条対象外の耐震評価に係る方針書 及び計算書の作成要領を示す。</p> <p>なお、本要領を適用するものは、火災防護の耐震別添、津波の強度別 添、溢水の強度及び耐震別添、可搬の耐震別添、竜巻の強度別添、並び に火山の強度別添とする。</p> <p>2. 各評価に係る添付書類及び強度・耐震評価の別添資料の構成 火災、自然現象、溢水、可搬評価に係る評価書並びに別添資料として 作成する強度・耐震に係る方針書及び評価書に関する構成は、以下のと おりとする。</p> <p>(1) 各評価に係る添付書類は、基本設計方針を受けて各評価に対する防 護設計の考え方を具体化する。各評価の添付書類は、基本方針、評価 対象施設の選定、施設の設計方針 (①) 等で構成する。施設の設計方 針 (①) には、強度・耐震評価の方針を記載し、各施設に関する要求 機能、性能目標、評価方針、荷重条件等を示す。</p> <p>(2) 別添資料とする強度・耐震評価の基本方針 (②) は、施設の設計方 針 (①) 又は添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」で整理される耐 震評価の各方針又は方法 (④) を受けて、個別の施設の強度・耐震評 価の方針を示すものであり、強度・耐震評価に必要な事項のうち、各 施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等 を記載する。</p> <p>(3) 別添資料とする強度・耐震計算書 (③) は、強度・耐震評価の基本 方針 (②) を受けて個別施設の評価結果を示すものであり、施設ごと に実際に用いる評価条件、評価方法、評価結果等を記載する。</p>	



②の書類の中で、④の方針・方法に基づくものであることを明確化。また、耐震以外の追加要求事項に対する評価部分も明確化する。



発電炉 工認手続きガイド	当社施設 工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<div data-bbox="379 369 679 508" style="border: 1px solid black; background-color: #f8d7da; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>強度評価の作成方針を追加</p> </div>	<p>3. 強度評価の基本方針 (②) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する強度評価の基本方針は、自然現象等の各評価書における施設の設計方針 (①) を受けて、個別の強度評価方針を示すものであり、強度評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であること理由を含めて、関連付けの内容を記載する。</p> <div data-bbox="700 533 1558 1822" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される強度を有することを説明する。 ・別添資料全体の構成について記載する。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び(解釈) に適合する設計とするため、資料〇〇のうち資料〇〇「〇〇」に基づき、〇〇施設が、〇〇に対して構造健全性を維持する(又は、要求される機能を保持可能な構造強度を有する、等) ことを確認するための強度計算方針について説明するものである。</p> <p>〇〇施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添〇〇に示す。</p> <p>2. 強度評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度計算書の全体の構成を記載する。 <p>(記載例：全体の流れ)</p> <p>強度評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設(設備)を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す〇〇荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重(による応力等)が許容限界内にあることを「4. 強度評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>2.1 評価対象の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象の施設、構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。 <p>2.2 評価方針(竜巻評価等、評価項目、評価内容が多岐にわたるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目(計算式等)が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。 </div>	<p>3. 強度評価の基本方針 (②) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する強度評価の基本方針は、自然現象等の各評価書における施設の設計方針 (①) を受けて、個別の強度評価方針を示すものであり、強度評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であること理由を含めて、関連付けの内容を記載する。</p> <div data-bbox="1688 533 2546 1822" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される強度を有することを説明する。 ・別添資料全体の構成について記載する。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び(解釈) に適合する設計とするため、資料〇〇のうち資料〇〇「〇〇」に基づき、〇〇施設が、〇〇に対して構造健全性を維持する(又は、要求される機能を保持可能な構造強度を有する、等) ことを確認するための強度計算方針について説明するものである。</p> <p>〇〇施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添〇〇に示す。</p> <p>2. 強度評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度計算書の全体の構成を記載する。 <p>(記載例：全体の流れ)</p> <p>強度評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設(設備)を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す〇〇荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重(による応力等)が許容限界内にあることを「4. 強度評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>2.1 評価対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設、構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。 <p>2.2 評価方針(竜巻評価等、評価項目、評価内容が多岐にわたるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目(計算式等)が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。 </div>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び荷重の組合せの考え方を引用し、想定する全ての荷重を記載し、強度計算において考慮すべき荷重の組合せを設定する。 ・上位文書である施設の設計方針で構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 ・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>4. 強度評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度評価の基本方針、強度計算方法の考え方等を記載。 ・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる強度評価の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>（記載例：構造強度評価）</p> <p>評価対象の施設（設備）を対象として、「想定する荷重（による応力等）」が許容限界内にあることを[使用する評価方法]により確認する。</p> <p>5. 適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価に用いる適用規格を記載する。 	<p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び荷重の組合せの考え方を引用し、想定する全ての荷重を記載し、強度計算において考慮すべき荷重の組合せを設定する。 ・上位文書である施設の設計方針で構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 ・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>4. 強度評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度評価の基本方針、強度計算方法の考え方等を記載。 ・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる強度評価の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>（記載例：構造強度評価）</p> <p>評価対象施設（設備）を対象として、「想定する荷重（による応力等）」が許容限界内にあることを[使用する評価方法]により確認する。</p> <p>5. 適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価に用いる適用規格を記載する。 	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<div data-bbox="296 489 590 627" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>加工施設との差異はないため削除</p> </div>	<p>3. 耐震評価の基本方針 (②) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する耐震評価の基本方針は、自然現象等の各評価書の施設の設計方針 (①) 又は当社各施設の添付書類「耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針・方法 (④) を受けて、個別の施設の耐震評価の方針を示すものであり、耐震評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であることの理由を含めて関連付けの内容を記載する。</p> <p style="background-color: yellow;">なお、具体的な記載内容として、再処理施設の記載例を示し、その他の加工施設は再処理施設の記載例を基に施設の特徴を踏まえた作成方針を個別に定める。</p> <div data-bbox="670 667 1501 1724" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(記載例：再処理施設)</p> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される耐震性を有することを説明する。 ・評価対象施設が、技術基準規則の第6条及び第33条の対象ではないことを記載する。 ・評価対象施設の耐震重要度分類を記載 (耐震B又はCクラスの施設が、基準地震動S_sによる地震力に対して耐震性を有することを確認する旨を記載) する。 <ul style="list-style-type: none"> ・別添資料全体の構成について記載する。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び(解釈) に適合する設計とするため、資料〇〇のうち資料〇〇「〇〇」にて設定する耐震〇クラスの〇〇施設が、基準地震動S_sによる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震計算方針について説明するものである。〇〇施設への基準地震動S_sによる地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則の第〇〇条及び第〇〇条の対象ではない。</p> <p>〇〇施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添〇〇に示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震方針書の全体の構成を記載する。 <p>(記載例：全体の流れ)</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設(設備)を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す〇〇荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重(による応力等)が許容限界内にあることを「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> </div>	<p>4. 耐震評価の基本方針 (②) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する耐震評価の基本方針は、自然現象等の各評価書の施設の設計方針 (①) 又は添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針・方法 (④) を受けて、個別の施設の耐震評価の方針を示すものであり、耐震評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であることの理由を含めて関連付けの内容を記載する。</p> <div data-bbox="1659 667 2490 1724" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される耐震性を有することを説明する。 ・評価対象施設が、技術基準規則の第5条及び第50条の対象ではないことを記載する。 ・評価対象施設の耐震重要度分類を記載 (耐震B又はCクラスの施設が、基準地震動S_sによる地震力に対して耐震性を有することを確認する旨を記載) する。 <ul style="list-style-type: none"> ・別添資料全体の構成について記載する。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び(解釈) に適合する設計とするため、資料〇〇のうち資料〇〇「〇〇」にて設定する耐震〇クラスの〇〇施設が、基準地震動S_sによる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震計算方針について説明するものである。〇〇施設への基準地震動S_sによる地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則の第〇〇条及び第〇〇条の対象ではない。</p> <p>〇〇施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添〇〇に示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震方針書の全体の構成を記載する。 <p>(記載例：全体の流れ)</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設(設備)を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す〇〇荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重(による応力等)が許容限界内にあることを「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> </div>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>2.1 評価対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設及び上位文書である施設の設計方針又は耐震設計の方針・方法で設定する構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。 <p>2.2 評価方針 (可搬評価等, 評価項目, 評価内容が多岐にわたるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目 (計算式, 減衰率等) が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。(可搬評価のように、評価内容が多岐にわたる場合。) <p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び上位文書である耐震計算の方針・方法で設定する荷重の組合せの考え方を引用し、記載する。 上位文書である施設の設計方針で設定する構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 計算機プログラム (解析コード) を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>4. 耐震評価方法</p> <p>4.1 地震応答解析</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震応答解析の基本方針、地震応答解析に用いる入力地震動、解析方法及び解析モデル、設計用減衰定数、実施した試験概要等の順番で、評価内容が具体的に分かるように記載する。 適用寸法の考え方 (公称値, 下限値等) を記載する。 <p>4.2 応力評価 (又は耐震評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 応力評価 (又は耐震評価) の基本方針、評価方法の考え方等を記載する。 計算機プログラム (解析コード) を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる応力評価 (又は耐震評価) の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 	<p>2.1 評価対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設及び上位文書である施設の設計方針又は耐震設計の方針・方法で設定する構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。 <p>2.2 評価方針 (可搬評価等, 評価項目, 評価内容が多岐にわたるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目 (計算式, 減衰率等) が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。(可搬評価のように、評価内容が多岐にわたる場合。) <p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び上位文書である耐震計算の方針・方法で設定する荷重の組合せの考え方を引用し、記載する。 上位文書である施設の設計方針で設定する構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 計算機プログラム (解析コード) を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>4. 耐震評価方法</p> <p>4.1 地震応答解析</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震応答解析の基本方針、地震応答解析に用いる入力地震動、解析方法及び解析モデル、設計用減衰定数、実施した試験概要等の順番で、評価内容が具体的に分かるように記載する。 適用寸法の考え方 (公称値, 下限値等) を記載する。 <p>4.2 応力評価 (又は耐震評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 応力評価 (又は耐震評価) の基本方針、評価方法の考え方等を記載する。 計算機プログラム (解析コード) を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる応力評価 (又は耐震評価) の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(記載例：構造強度評価) 評価対象施設（設備）を対象として，[想定する荷重（による応力等）]が許容限界内にあることを[使用する評価方法]により確認する。</p> <p>4.3 機能維持評価 ・各設備で要求される動的機能，電氣的機能等の機能維持の評価方針，実施した試験概要等を記載する。</p> <p>(記載例：機能維持評価) 評価対象施設（設備）が，[想定する荷重（による加速度等）]に対して，機能を保持（維持）することを，機能維持評価により確認する。</p> <p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの考慮 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ評価の方針を記載する。 ・2方向の評価方法，評価結果については，別添〇〇として記載する関連付けを記載する。</p> <p>5. 適用規格 ・評価に用いる適用規格を記載する。</p>	<p>(記載例：構造強度評価) 評価対象施設（設備）を対象として，[想定する荷重（による応力等）]が許容限界内にあることを[使用する評価方法]により確認する。</p> <p>4.3 機能維持評価 ・各設備で要求される動的機能，電氣的機能等の機能維持の評価方針，実施した試験概要等を記載する。</p> <p>(記載例：機能維持評価) 評価対象施設（設備）が，[想定する荷重（による加速度等）]に対して，機能を保持（維持）することを，機能維持評価により確認する。</p> <p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの考慮 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ評価の方針を記載する。 ・2方向の評価方法，評価結果については，別添〇〇として記載する関連付けを記載する。</p> <p>5. 適用規格 ・評価に用いる適用規格を記載する。</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<div data-bbox="255 443 552 583" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>強度評価の作成方針を追加</p> </div>	<p>5. 別添強度計算書 (③) の記載要領</p> <p>別添資料として作成する強度計算書は、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価を実施することから、評価方針、評価方法及び評価結果等を記載することとしており、J S M E規格に基づいた添付書類の強度計算書とは構成が異なる。従って、別添資料とする強度計算書は、同様の構成となる耐震計算書を参考に基本的に以下の構成とする。</p> <p>なお、評価内容に応じ、該当がない項目については記載不要とし、記載項目の順序が前後することは可とする。</p> <div data-bbox="655 533 1516 1688" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書の評価方針を引用し、強度評価の目的及び範囲を明確にする。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、資料〇〇別添〇〇「〇〇」に示すとおり、〇〇 (個別施設) が〇〇 (ハザード) においても、〇〇機能の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を有すること (又は、主要な構造部材が〇〇機能を保持可能な構造強度を有すること、等) を確認するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。 <p>2.1 位置 (又は配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の位置 (又は配置) を記載する。 ・位置によって評価の条件が変更となるものは、施設の配置図を記載する。 <p>2.2 構造概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の構造図、部位、寸法を記載する。 ・評価対象施設が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載する部材は構造図中で明示する。 <p>2.3 評価方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重条件、許容限界等を引用し、評価の方針として、「3. 強度評価方法」以降で実施する評価方法の内容を記載する。 <p>2.4 適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別評価に用いる適用規格を記載する。 </div>	<p>5. 別添強度計算書 (③) の記載要領</p> <p>別添資料として作成する強度計算書は、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価を実施することから、評価方針、評価方法及び評価結果等を記載することとしており、J S M E規格に基づいた添付書類の強度計算書とは構成が異なる。従って、別添資料とする強度計算書は、同様の構成となる耐震計算書を参考に基本的に以下の構成とする。</p> <p>なお、評価内容に応じ、該当がない項目については記載不要とし、記載項目の順序が前後することは可とする。</p> <div data-bbox="1626 533 2487 1688" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書の評価方針を引用し、強度評価の目的及び範囲を明確にする。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、資料〇〇別添〇〇「〇〇」に示すとおり、〇〇 (個別施設) が〇〇 (ハザード) においても、〇〇機能の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を有すること (又は、主要な構造部材が〇〇機能を保持可能な構造強度を有すること、等) を確認するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。 <p>2.1 位置 (又は配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の位置 (又は配置) を記載する。 ・位置によって評価の条件が変更となるものは、施設の配置図を記載する。 <p>2.2 構造概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の構造図、部位、寸法を記載する。 ・評価対象施設が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載する部材は構造図中で明示する。 <p>2.3 評価方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重条件、許容限界等を引用し、評価の方針として、「3. 強度評価方法」以降で実施する評価方法の内容を記載する。 <p>2.4 適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別評価に用いる適用規格を記載する。 </div>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 強度評価方法</p> <p>3.1 記号の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価に使用する記号の定義を記載する。過去の工事計画書の例にならない、記号の定義は、記号表として記載するか、あるいは当該式の下に記載する。 <p>3.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。 <p>3.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し、施設の評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>3.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している許容限界を引用し、施設の評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>3.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段で記載する評価条件についても、必要により再掲する。 <p>(記載例) 添付書類〇〇、〇〇の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件</p> <p>5. 強度評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果、許容値等を記載する。 	<p>3. 強度評価方法</p> <p>3.1 記号の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価に使用する記号の定義を記載する。過去の工事計画書の例にならない、記号の定義は、記号表として記載するか、あるいは当該式の下に記載する。 <p>3.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。 <p>3.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し、施設の評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>3.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している許容限界を引用し、施設の評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>3.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段で記載する評価条件についても、必要により再掲する。 <p>(記載例) 添付書類〇〇、〇〇の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件</p> <p>5. 強度評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果、許容値等を記載する。 	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<div data-bbox="210 432 510 569" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 加工施設との差異はないため削除 </div>	<p>6. 別添耐震計算書 (③) の記載要領</p> <p>別添資料として作成する各耐震計算書は、基本的に以下の構成とする。ただし、該当がない項目については、記載不要とする。剛構造評価と応力評価 (又は耐震評価) が一連の評価となる場合等は、必要によりまとめて記載する。評価内容等に応じて、記載項目の順序は前後する。</p> <p style="background-color: yellow;">なお、具体的な記載内容として、再処理施設の記載例を示し、その他の加工施設は再処理施設の記載例を基に施設の特徴を踏まえた作成方針を個別に定める。</p> <div data-bbox="670 602 1481 1824" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(記載例：再処理施設)</p> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書の評価方針を引用し、耐震評価の目的及び範囲を明確にする。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、別添資料〇〇「〇〇」に示すとおり、〇〇 (個別施設) が基準地震動 S_s による地震力に対しても〇〇機能を維持するために、耐震性を有することを確認するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。 <p>(記載例)</p> <p>〇〇設備は、資料〇〇別添〇〇「〇〇」に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定している。</p> <p>2.1 位置 (又は配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、評価対象部位、寸法を記載する。 評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。 <p>(記載例)</p> <p>〇〇設備の構造は、別添〇〇「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、〇〇設備の構造計画を第〇〇表に、外観図を第〇〇図に示す。</p> <p>2.2 構造概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、構造図、部位、寸法を記載する。 評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。 </div>	<p>6. 別添耐震計算書 (③) の記載要領</p> <p>別添資料として作成する各耐震計算書は、基本的に以下の構成とする。ただし、該当がない項目については、記載不要とする。地震応答解析と応力評価 (又は耐震評価) が一連の評価となる場合等は、必要によりまとめて記載する。評価内容等に応じて、記載項目の順序は前後する。</p> <div data-bbox="1644 602 2472 1824" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書の評価方針を引用し、耐震評価の目的及び範囲を明確にする。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、別添資料〇〇「〇〇」に示すとおり、〇〇 (個別施設) が基準地震動 S_s による地震力に対しても〇〇機能を維持するために、耐震性を有することを確認するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。 <p>(記載例)</p> <p>〇〇設備は、資料〇〇別添〇〇「〇〇」に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定している。</p> <p>2.1 位置 (又は配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、評価対象部位、寸法を記載する。 評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。 <p>(記載例)</p> <p>〇〇設備の構造は、別添〇〇「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、〇〇設備の構造計画を第〇〇表に、外観図を第〇〇図に示す。</p> <p>2.2 構造概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、構造図、部位、寸法を記載する。 評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。 </div>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(記載例) ○○設備の構造は、別添○○「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、○○設備の構造計画を第○○表に、外観図を第○○図に示す。</p> <p>2.3 評価方針 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重条件、許容限界等を引用し、評価の方針として、「3. 地震応答解析」以降で実施する評価方法の内容を記載する。</p> <p>2.4 適用規格 ・個別評価に用いる適用規格を記載する。</p> <p>3. 地震応答解析 (又は固有値解析) 3.1 基本方針 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している解析方針を引用し、解析の流れが分かるように、地震応答解析 (又は固有値解析) の目的、考え方等を記載する。</p> <p>3.2 解析方法 (又は固有振動数の計算方法) ・適用する解析方法、計算機プログラム (解析コード)、適用寸法の考え方 (公称値、下限値等)、実施した試験の内容等を記載する。</p> <p>3.3 設計用地震力 ・地震応答解析に用いる地震力、減衰定数等を記載する。減衰定数を引用する場合は、引用元の資料名を記載する。 ・入力地震力に床応答曲線を用いる場合は、機器の設置位置を記載する。</p> <p>3.4 解析モデル及び諸元 ・解析モデル、解析モデルの考え方、解析モデルの諸元、境界条件等を記載する。</p> <p>3.5 地震応答解析結果 (又は固有値解析結果) ・地震応答解析 (又は固有値解析) の結果 (固有値、モード図、応力解析の入力となる荷重、変位、加速度等) を記載する。</p>	<p>(記載例) ○○設備の構造は、別添○○「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、○○設備の構造計画を第○○表に、外観図を第○○図に示す。</p> <p>2.3 評価方針 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重条件、許容限界等を引用し、評価の方針として、「3. 地震応答解析」以降で実施する評価方法の内容を記載する。</p> <p>2.4 適用規格 ・個別評価に用いる適用規格を記載する。</p> <p>3. 地震応答解析 (又は固有値解析) 3.1 基本方針 ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している解析方針を引用し、解析の流れが分かるように、地震応答解析 (又は固有値解析) の目的、考え方等を記載する。</p> <p>3.2 解析方法 (又は固有振動数の計算方法) ・適用する解析方法、計算機プログラム (解析コード)、適用寸法の考え方 (公称値、下限値等)、実施した試験の内容等を記載する。</p> <p>3.3 設計用地震力 ・地震応答解析に用いる地震力、減衰定数等を記載する。減衰定数を引用する場合は、引用元の資料名を記載する。 ・入力地震力に床応答曲線を用いる場合は、機器の設置位置を記載する。</p> <p>3.4 解析モデル及び諸元 ・解析モデル、解析モデルの考え方、解析モデルの諸元、境界条件等を記載する。</p> <p>3.5 地震応答解析結果 (又は固有値解析結果) ・地震応答解析 (又は固有値解析) の結果 (固有値、モード図、応力解析の入力となる荷重、変位、加速度等) を記載する。</p>	

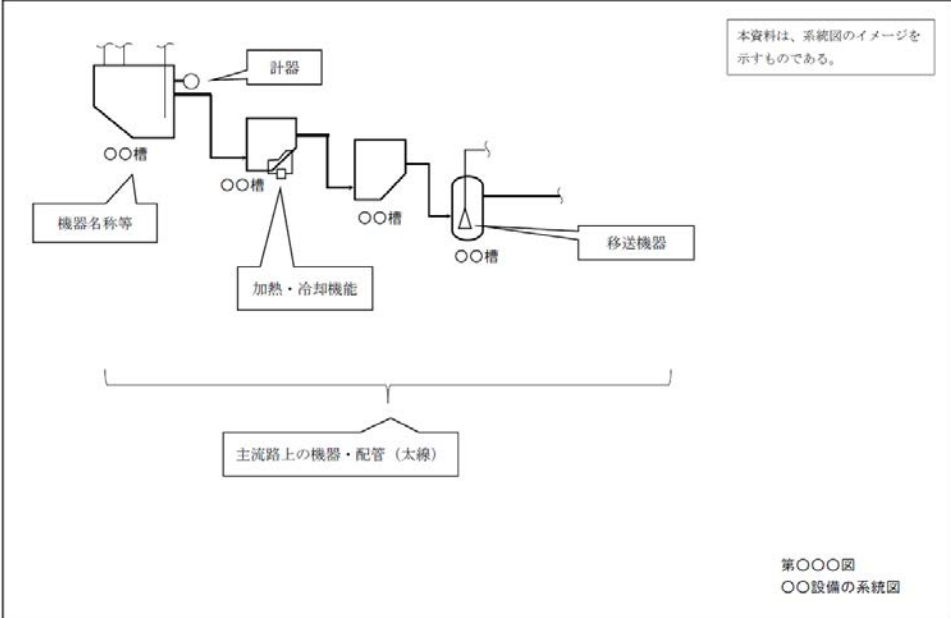
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>4. 応力評価 (又は耐震評価)</p> <p>4.1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、評価の流れが分かるように、応力評価 (又は耐震評価) の目的、考え方、耐震クラス等を記載する。 <p>4.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。 <p>4.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し、評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 	<p>4. 応力評価 (又は耐震評価)</p> <p>4.1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、評価の流れが分かるように、応力評価 (又は耐震評価) の目的、考え方、耐震クラス等を記載する。 <p>4.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。 <p>4.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し、評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 	

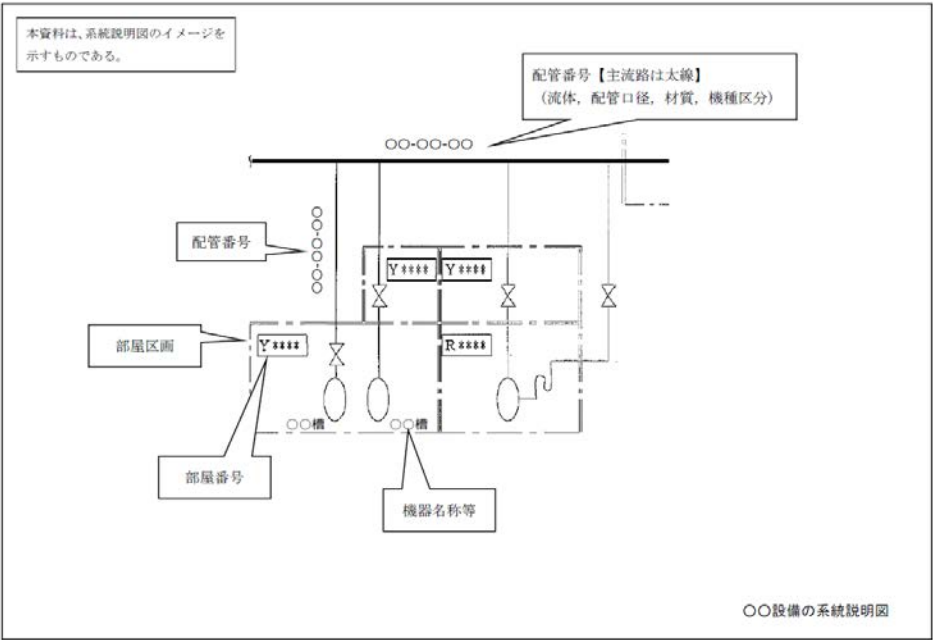
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>・ 計算に使用する記号の定義を記載する。過去の工認資料の例にならい、記号の定義は、記号表として記載するか、あるいは当該式の下に記載する。</p> <p>5. 機能維持評価</p> <p>5.1 基本方針</p> <p>・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、解析の流れが分かるように、機能維持評価の目的、考え方等を記載する。</p> <p>5.2 評価対象部位</p> <p>・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。</p> <p>5.3 許容限界</p> <p>・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。</p> <p>5.4 評価方法</p> <p>・ 上位文書である耐震評価の方針書の機能維持方針を引用し、機能維持評価の方法を記載する。具体的には、評価対象の応答加速度が、「5.3 許容限界」で示す機能確認済加速度等の許容限界以下となることを確認する等を記載する。</p> <p>6. 評価条件</p> <p>・ 評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段に記載する評価条件についても、必要により再掲する。 (記載例) 添付書類：〇〇、〇〇の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件</p> <p>7. 耐震評価結果</p> <p>・ 許容限界、耐震評価結果、評価結果等を記載する。</p>	<p>・ 計算に使用する記号の定義を記載する。過去の工認資料の例にならい、記号の定義は、記号表として記載するか、あるいは当該式の下に記載する。</p> <p>5. 機能維持評価</p> <p>5.1 基本方針</p> <p>・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、解析の流れが分かるように、機能維持評価の目的、考え方等を記載する。</p> <p>5.2 評価対象部位</p> <p>・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。</p> <p>5.3 許容限界</p> <p>・ 上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。</p> <p>5.4 評価方法</p> <p>・ 上位文書である耐震評価の方針書の機能維持方針を引用し、機能維持評価の方法を記載する。具体的には、評価対象の応答加速度が、「5.3 許容限界」で示す機能確認済加速度等の許容限界以下となることを確認する等を記載する。</p> <p>6. 評価条件</p> <p>・ 評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段に記載する評価条件についても、必要により再掲する。 (記載例) 添付書類：〇〇、〇〇の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件</p> <p>7. 強度評価結果</p> <p>・ 許容限界、耐震評価結果、評価結果等を記載する。</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載</p> <p>認可申請又は届出の手続については、規則第9条第1項又は第12条第1項に申請書又は届出書記載事項が定められており、各条第3項の規定により添付すべき書類が同項及び規則別表第2の下欄で定められている。ここでは、各条第1項第3号に規定されている工事工程表及び同項第4号に規定されている品質マネジメントシステム並びに各条第3項及び規則別表第2の下欄で定められている各添付書類に記載すべき事項を示す。</p> <p>(3) 添付書類 規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種類の種類に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。</p> <p>8) 機器の配置を明示した図面及び系統図</p> <p>配置については、要目表に記載される機器の発電所内での配置が分かるものとする。主配管の配置を明示した図面については、要目表に記載する主配管の取付位置、ルート又は機器との取り合いが分かる配置図とし、平面図又はアイソメ図のいずれかで記載してもよいこととする。また、可搬型の機器等については、取付位置の要目表記載と同様、保管している場所についても記載することとする。</p> <p>系統図については、テストライン及びミニマムフローライン等を含めて記載することとする。</p>	<p>7 設工認申請における添付図面の作成要領</p> <p>1. 目的 設工認申請のうち原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合していることを説明する添付図面（系統図、配置図、構造図）について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として、添付図面の作成要領を策定する。なお、記載例については、別紙1に示す。</p> <p>2. 添付図面を添付する対象範囲 (1) 各規則の施設区分ごとに作成する添付図面（系統図、配置図、構造図）を添付する対象範囲は、次頁のとおりとする。 なお、添付図面の主な種類は以下のとおりであり、技術基準への適合性を説明する上で必要な図面を添付する。</p> <p>a. 系統図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロセス系統図 ・系統説明図 ・換気系統図 ・単線結線図 ・計測制御系統図 ・搬送物フロー図 <p>b. 配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構内配置図 ・建屋平面図・断面図 ・機器配置図 <p>c. 構造図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器・機械装置類 構造図 <p>なお、表の範囲に含まれない設備については、個別に選定する。</p>	<p>7 工事計画認可申請における添付図面の作成要領</p> <p>1. 目的 工事計画認可申請のうち別表第二に添付要求のある添付図面（系統図、配置図、構造図）について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として、添付図面の作成要領を策定する。なお、記載例については、別紙1に示す。</p> <p>2. 添付図面を添付する対象範囲 (1) 別表第二の個別の施設ごとに作成する添付図面（系統図、配置図、構造図）を添付する対象範囲は、次頁の通りとする。 配置図については、機器の配置を明示した図面（以下、機器配置図）及び主配管の配置を明示した図面（以下、配管配置図）は別整理とする。</p> <p>なお、表の範囲に含まれない設備については、個別に選定する。</p>	<p>・当社における添付図面の要求を明記した。</p> <p>・当社の添付図面の主な種類を明記した。</p> <p>・既認可設工認で用いている搬送物フロー図を追記する。</p> <p>・屋外設備に係る情報を示すための図面として、構内配置図を明記する。</p>

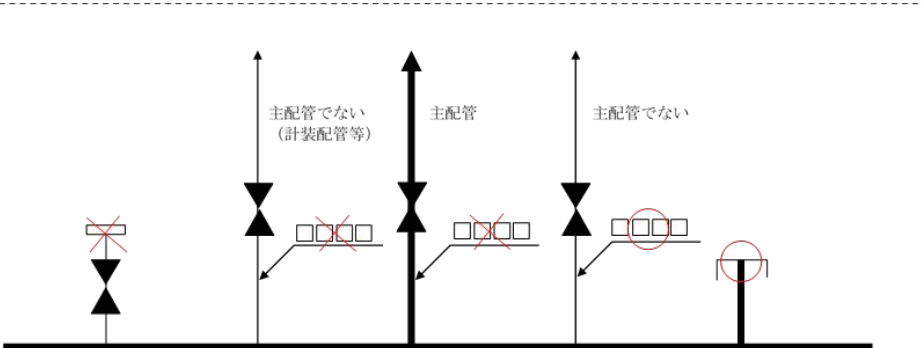
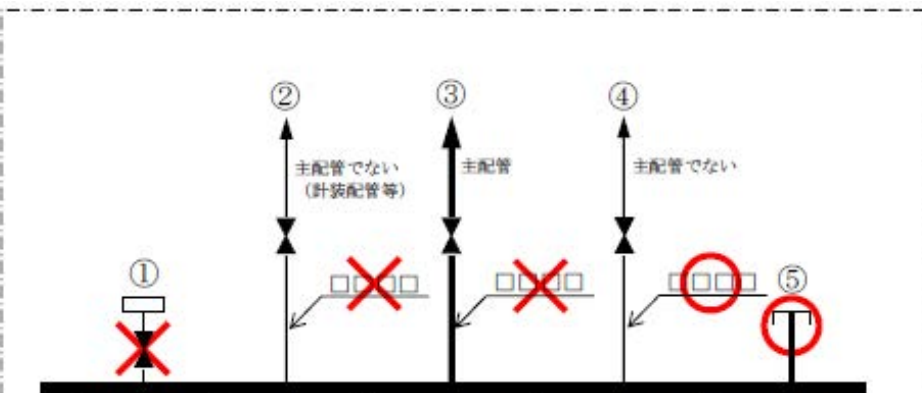
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)					発電炉 工認作成要領					備考
	対象設備	系統図	配置図	構造図		対象設備	系統図	配置図 機器配置図 配管配置図		構造図	
	a 重大事故等対処設備として仕様表に記載するもの (既設含む)	○ (注1, 2)	○	○ (注2, 3)		a 重大事故等対処設備として要目表に記載するもの (既設含む) (例: 常設低圧代替注水ポンプ, 代替淡水貯槽, 残留熱除去系熱交換器等)	○ (注1)	○	○ (注2)	○ (注2, 3)	
	b 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので使用条件が変更となるもの	○ (注1, 2)	○	○ (注2, 3)		b 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので機器クラス区分が変更 (クラスアップ) するもの及び使用条件が変更となるもの (例: 原子炉格納容器等)	○ (注1)	○	○ (注2)	○ (注2, 3)	
	c 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので既設工認に記載がないもの	○ (注1)	○	○ (注3)		c 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので既工事計画書に記載がないもの (例: SA主ラインに設置する安全弁・逃がし弁)	○ (注1)	○	○	○ (注3)	
	d 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので、既設工認に記載があり、設計基準対象施設としての仕様から変更のないもの	○ (注1, 2)	○	○ (注2, 3)		d 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用するもので、既工事計画書に記載があり、設計基準対象施設としての仕様から変更のないもの (例: 残留熱除去系熱交換器等)	○ (注1)	○	○ (注2)	○ (注2, 3)	
	e 設計基準対象施設のうち新規制対象として新たに仕様表に記載するもの	○	○	○ (注3)		e 設計基準対象施設のうち新規制対象として新たに要目表に記載するもの (例: 火災防護設備, 浸水防護施設等)	○	○	○	○ (注3)	
	f 耐震基準変更等に伴う評価対象設備を仕様表として再掲するもの	× (注4)	×	×		f 耐震基準変更等に伴う評価対象設備を要目表として再掲するもの	× (注4)	×	×	×	
	g 仕様表の記載の適正化のみ行うもの	×	×	×		g 要目表の記載の適正化のみ行うもの (例: 別表改正にあって、手続き対象外のもの)	×	×	×	×	
	h 設計基準対象施設で改造工事を実施するもの (仕様表対象)	○	○	○ (注3)		h 設計基準対象施設で改造工事を実施するもの	○	○	○	○ (注3)	
	i 撤去・廃止設備 (改造範囲除く)	○	×	×		i 撤去・廃止設備 (改造範囲除く)	○	×	×	×	
	<p>(注1) 重大事故等対処設備における主配管系統図を添付する。ただし、系統を構成しないもの (サーベイメータ等) については、添付不要とする。また、重大事故等対処設備と設計基準対象施設との関係性を示すため、設計基準対象施設における主配管系統図についても添付する。</p> <p>(注2) 既設工認に図面の記載があるものについては、図面自体は添付せず添付図面の目次に許認可情報 (「認可 (届出) 年月日」, 「認可 (届出) 番号」及び「図面名称」) を記載する。</p> <p>(注3) 構造図には、主要寸法を記載する (仕様表作成要領「主要寸法」参照)。なお、記載すべき主要寸法がない設備 (計測装置等) については、説明書にて示す。</p> <p>(注4) 耐震Sクラス設備の系統図については、対象範囲確認のため、別途社内資料として作成する。</p>					<p>(注1) 重大事故等対処設備における主配管系統図を添付する。また、重大事故等対処設備と設計基準対象施設との関係性を示すため、設計基準対象施設における主配管系統図についても添付する。</p> <p>(注2) 既工事計画書に添付図面の記載があるものについては、図面自体は添付せず添付図面の目次に許認可情報 (「認可 (届出) 年月日」, 「認可 (届出) 番号」及び「添付図面名称」) を記載する。ただし、クラスアップした範囲の配管については図面を添付する。</p> <p>(注3) 構造図には、主要寸法を記載する。なお、別表第二下欄で要求される構造図のうち記載すべき主要寸法がない設備 (計測装置等) については、説明書にて示す。</p> <p>(注4) 耐震Sクラス設備及びBクラス共振の系統図については、対象範囲確認のため、別途社内資料として作成する。</p>					<p>・当社添付図面に合わせて記載を見直した。なお、配管配置図の扱いについては、別紙「再処理施設等の設工認における配管配置図の添付について」に示すとおりとする。</p> <p><u>h. 対象を明確にする。</u></p> <p>・系統図を必要としない場合の対応を明記した。</p> <p>・<u>主要寸法の確認先を明記する。</u></p> <p>・Bクラス共振は、仕様表へ記載しないため削除する。</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																																												
	<p>(2) 基本設計方針にのみ記載する設備の扱い</p> <p>a. 基本設計方針にのみ記載する設備の図面については、「添付図面」としては添付せず、当該設備が関連する説明資料で必要により図示するものとする。</p> <p>(3) 兼用設備の添付図面の添付について</p> <p>a. 兼用設備（基本設計方針にて兼用先を記載するものを含む）に係る添付図面の添付対象について、以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="647 562 1531 861"> <thead> <tr> <th colspan="2">系統図</th> <th colspan="2">配置図</th> <th colspan="2">構造図</th> </tr> <tr> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を実線で示し、兼用する場合には注記等で識別する。</td> <td colspan="2">主登録する施設（設備）に添付する。</td> <td colspan="2">兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">主登録側と構造は同様であることから添付しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 公差表の添付について</p> <p>a. 系統図、配置図および構造図を添付する設備のうち、仕様表の変更後に主要寸法が記載される設備について公差表を添付する。なお、一部の設備については以下の通りとする。</p> <p>(a) 既設工認にて認可を受けている範囲内にある設備については公差表を添付しない。</p> <p>(b) 設計段階で主要寸法の寸法公差が設定されていない設備については、公差表を添付した上で「規定しない」旨を記載する。</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の主要寸法のうち概略寸法を記載している箇所については「概略寸法のため規定しない」旨を記載した上で、寸法公差を設定しない。</p> <p>(d) 安全弁・逃がし弁の「呼び径」については、性能又は構造強度等の評価に係らないことから、公差表は添付しない。</p> <p>(e) 公差は技術基準適合の閾値であることから、仕様表の記載値に「○○以上」と評価上の最小値を記載している場合は公差表を添付しない。</p> <p>(f) 機器の外形を示す寸法（「たて」「横」「高さ」等）のうち、性能又は構造強度等の評価に係らないものについては、公差表を添付しない。</p>	系統図		配置図		構造図		主登録	兼用	主登録	兼用	主登録	兼用	○	○	○	○	○	×	使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を 実線 で示し、兼用する場合には 注記等 で識別する。		主登録する施設（設備）に添付する。		兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。						主登録側と構造は同様であることから添付しない。		<p>(2) 基本設計方針にのみ記載する設備の扱い</p> <p>a. 基本設計方針にのみ記載する設備の図面については、別表第二上で要求される「添付図面」としては添付せず、当該設備が関連する説明資料で必要により図示するものとする。</p> <p>(3) 兼用設備の添付図面の添付について</p> <p>a. 兼用設備（基本設計方針にて兼用先を記載するものを含む）に係る添付図面の添付対象について、以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1578 562 2463 861"> <thead> <tr> <th colspan="2">系統図</th> <th colspan="2">機器配置図</th> <th colspan="2">配管配置図及び構造図</th> </tr> <tr> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> <th>主登録</th> <th>兼用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td colspan="2">使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を赤色で示し、兼用する場合には別の色で着色し、識別する。</td> <td colspan="2">主登録する施設（設備）に添付する。</td> <td colspan="2">兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">主登録側と配管配置及び構造は同様であることから添付しない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 公差表の添付について</p> <p>a. 配置図及び構造図を添付する設備のうち、要目表の変更後に主要寸法が記載される設備について公差表を添付する。なお、一部の設備については以下の通りとする。</p> <p>(a) 既工事計画書にて認可を受けている範囲内にある設備については公差表を添付しない。 (DBクラス3からSAクラス2へクラスアップした配管の継手等)</p> <p>(b) 設計段階で主要寸法の寸法公差が設定されていない設備については、公差表を添付した上で「規定しない」旨を記載する。(浸水防護堰等)</p> <p>(c) 可搬型重大事故等対処設備の主要寸法のうち概略寸法を記載している箇所については「概略寸法のため規定しない」旨を記載した上で、寸法公差を設定しない。(車両寸法等)</p> <p>(d) 安全弁・逃がし弁の「呼び径」については、性能又は構造強度等の評価に係らないことから、公差表は添付しない。</p> <p>(e) 公差は技術基準適合の閾値であることから、要目表の記載値に「○○以上」と評価上の最小値を記載している場合は公差表を添付しない。 (例：安全弁・逃がし弁のリフト量、主要弁の弁箱厚さ及び弁蓋厚さ等)</p>	系統図		機器配置図		配管配置図及び構造図		主登録	兼用	主登録	兼用	主登録	兼用	○	○	○	○	○	×	使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を 赤色 で示し、兼用する場合には 別の色 で着色し、識別する。		主登録する施設（設備）に添付する。		兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。						主登録側と配管配置及び構造は同様であることから添付しない。		<p>・兼用設備の物量を踏まえて図面標記方法を着色方式から注記等による方式とする。</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・技術基準において、SAクラスアップの基準がないため削除する。</p> <p>・技術基準への適合に係らない機器の外形を示す寸法は公差表を添付しないことを追記。</p>
系統図		配置図		構造図																																																											
主登録	兼用	主登録	兼用	主登録	兼用																																																										
○	○	○	○	○	×																																																										
使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を 実線 で示し、兼用する場合には 注記等 で識別する。		主登録する施設（設備）に添付する。		兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。																																																											
				主登録側と構造は同様であることから添付しない。																																																											
系統図		機器配置図		配管配置図及び構造図																																																											
主登録	兼用	主登録	兼用	主登録	兼用																																																										
○	○	○	○	○	×																																																										
使用する系統ごとに兼用範囲を含めて記載し、添付する。なお、図中に当該設備（系統）における申請範囲を 赤色 で示し、兼用する場合には 別の色 で着色し、識別する。		主登録する施設（設備）に添付する。		兼用登録する施設（設備）ごとに添付する。																																																											
				主登録側と配管配置及び構造は同様であることから添付しない。																																																											

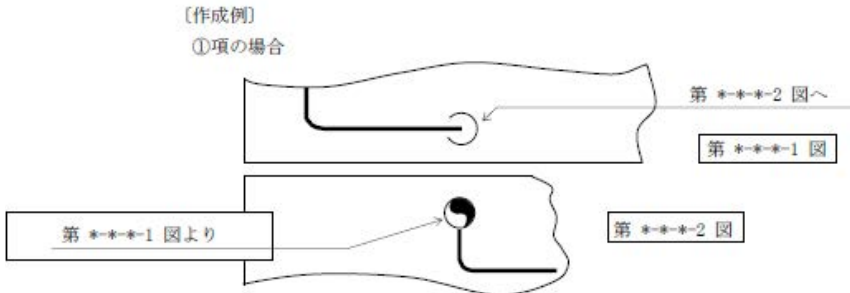

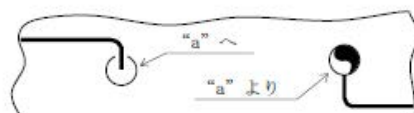
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 添付図面の記載方法</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>a. 事業指定（許可）申請書の施設（系統）区分ごとに添付図面を作成する。なお、配置図については、合理化として建屋ごとに作成することも可能とする。</p> <p>b. 資料の構成は、施設（系統）区分ごとに作成し、添付図面の目次により、添付する図面を明確化する。</p> <p>(2) 系統図</p> <p>a. 系統図は、主配管等の取付位置、ルート、機器との取り合いが確認できるものとする。なお、施設の種類等に応じて、技術上の基準に適合していることを示す上で必要な各図面（プロセス系統図、系統説明図、換気系統図、単線結線図、計測制御系統図等）を添付する。</p> <p>再処理施設の系統図の記載イメージ、記載方針を以下に示す。</p> <p>【プロセス系統図のイメージ】</p>  <p>b. 洞道内に収納する液体状の放射性物質を移送する配管は、勾配を系統図で図示する。</p> <p>c. 許可および技術基準の要求を達成するために必要な設備（加熱・冷却ジャケット等）は、系統図で図示する。</p>	<p>3. 添付図面の記載方法</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>a. 別表第二の施設（系統）区分ごとに添付図面を作成する。（例：核燃料取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設…）</p> <p>b. 資料の構成は、別表第二の記載順に施設（系統）ごとに作成し、添付図面の目次により、添付する図面を明確化する。</p> <p>(2) 系統図</p>	<p>・別表第二がないため、記載順は既認可の考えを踏襲する。</p> <p>・申請範囲を明確にすることを記載した上で、示す方法については、様々な施設があることからひとつに限定しない記載とした。</p> <p>・別紙「再処理施設等の設工認における配管配置図の添付について」で記載した図面反映事項を本文に反映する。</p>

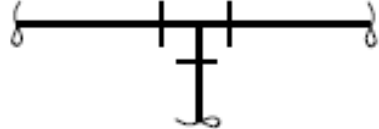

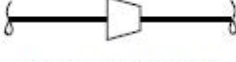



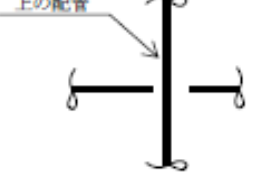

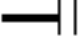
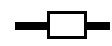
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>【系統説明図のイメージ】</p>  <p>【記載方針】</p> <p>a. 重大事故等対処設備（SA）の主たる流路を示す系統図を添付する。また、そのSAの主たる流路と設計基準対象施設（DB）の主たる流路との切り替え性を示すために、重大事故等対処設備（SA）を有する施設（系統）については、DBの主たる流路を示す系統図を添付する。</p> <p>b. DB系統図，SA系統図とも設備（系統）区分ごとに作成する。当該設備（系統）区分における申請範囲を以下の方法等により明確にする。 【申請範囲の明確化の方法例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請範囲（主たる設備（系統）区分の主流路の範囲）を「黒太実線」、改造範囲については「赤太実線等」で示す。なお、本対応が困難な場合は、注記等に対応する。 当該設備（系統）区分における申請範囲である旨を凡例に記載する。 主たる流路を他の設備（系統）で兼用する箇所については、上記対応以外の方法で識別し、その識別方法を図中に凡例として記載する。 <p>c. SA主要弁，安全弁・逃がし弁については，申請対象弁を太線で囲むことで示すものとする。</p> <p>d. DB，SAの「計測制御系統図」については，申請対象計測器を破線で囲むことで，示すものとする。</p>	<p>a. 重大事故等対処設備（SA）の主たる流路を示す系統図を添付する。また、そのSAの主たる流路と設計基準対象施設（DB）の主たる流路との切り替え性を示すために、DBの主たる流路を示す系統図を添付する。 (1/14：①，2/14：①参照)</p> <p>b. DB系統図，SA系統図とも設備（系統）区分ごとに作成する。当該設備（系統）区分における申請範囲（主たる設備（系統）区分の主流路の範囲）を「赤太実線」で示し，当該設備（系統）区分における申請範囲である旨を凡例に記載する。 また，主たる流路を他の設備（系統）で兼用する箇所については，「赤とは別の色」で識別し，兼用する設備（系統）別の色分けを図中に凡例として記載する。 (1/14：②，2/14：②③④参照)</p> <p>c. SA主要弁，安全弁・逃がし弁については，申請対象弁を太線で囲むことで示すものとする。 (9/14：①参照)</p> <p>d. DB，SAの「計測制御系統図」については，申請対象計測器を破線で囲むことで，示すものとする。 (3/14：①参照)</p>	<p>・流路以外においてもSA対処に求められる場合を考慮し、「求められる機能を示す」を追記する。</p> <p>・申請範囲の示し方を明記する。</p> <p>・色での対応が困難になる可能性もあるため、他の方法を併記する。</p>

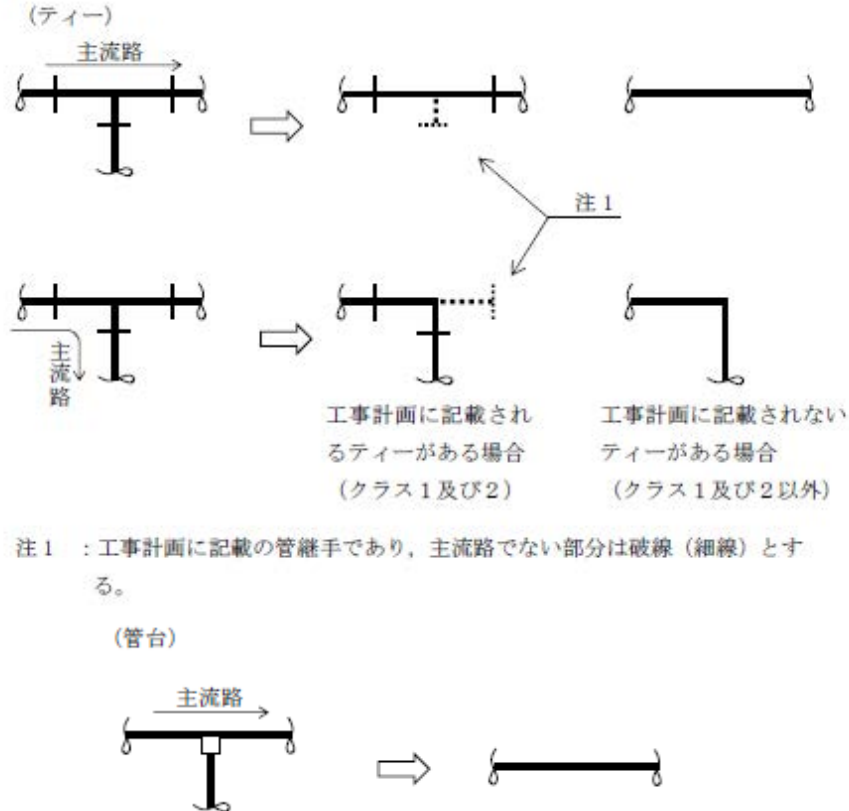
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>e. 技術基準規則第36条の重大事故等対処設備に要求される切り替え性、接続先の規格の統一、複数の異なる場所への接続口の設置要求に対する記載方法については、以下に示す。</p> <p>(a) 切り替え性 設計基準対象施設との切り替えを行う弁については、四角破線で囲み切替対象弁であることを示す。 また、凡例として図中に記載する。</p> <p>(b) 接続先の規格の統一 可搬型設備の接続箇所について、接続先が統一された形状等であることが分かるように、接続方法に応じて接続方式、呼び径及びボルト本数等の仕様について記載する。</p> <p>(c) 異なる場所への接続口設置 接続先を2箇所分散配置する場合、接続先となる場所名を図面上に記載する。 (例：○○建屋東側接続口、○○建屋西側接続口など)</p> <p>f. 主配管の仕様表に「分岐点」又は「合流点」の名称がある場合は、系統図の該当箇所に、引き出し線を用いて、仕様表と同一名称を記載する。</p> <p>g. 申請する主配管の分岐部のうち、枝管が主配管に該当しない場合は、枝管の仕様を記載する。(ただし、ベント・ドレン・計装配管を除く)</p> <p>h. 撤去・廃止設備は、撤去・廃止する範囲を系統図上にマークで明示する。</p>	<p>e. 技術基準規則第54条の重大事故等対処設備に要求される切り替え性、接続先の規格の統一、複数の異なる場所への接続口の設置要求に対する記載方法については、以下に示す。</p> <p>(a) 切り替え性 設計基準対象施設との切り替えを行う弁については、四角破線で囲み切替対象弁であることを示す。 また、凡例として図中に記載する。 (10/14：①参照)</p> <p>(b) 接続先の規格の統一 可搬型設備の接続箇所について、接続先が統一された形状等であることが分かるように、接続方式、呼び径及びボルト本数等の仕様について記載する。 (4/14：①参照)</p> <p>(c) 異なる場所への接続口設置 接続先を2箇所分散配置する場合、接続先となる場所名を図面上に記載する。 (例：原子炉建屋東側接続口、原子炉建屋西側接続口など) (4/14：②参照)</p> <p>f. 主配管の要目表に「分岐点」又は「合流点」の名称がある場合は、系統図の該当箇所に、引き出し線を用いて、要目表と同一名称を記載する。 (4/14：③参照)</p> <p>g. 申請する主配管の分岐部のうち、枝管が主配管に該当しない場合は、枝管の仕様を記載する。(ただし、ベント・ドレン・計装配管を除く) (4/14：④参照)</p> <p>h. 撤去・廃止設備は、撤去・廃止する範囲を系統図上にマークで明示する。 (13/14：①, 14/14：①参照)</p>	<p>・接続方法に応じて記載する旨を明確にする。</p>

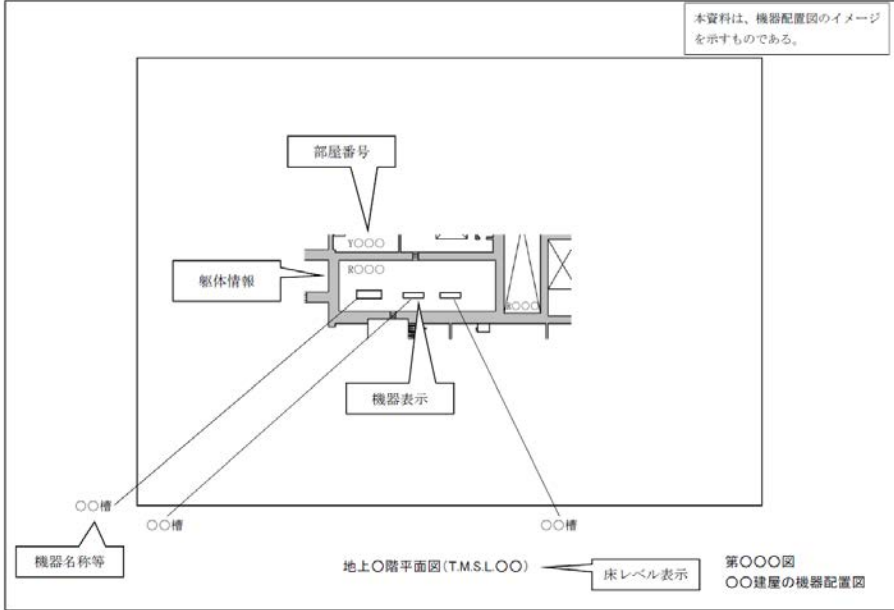
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考										
	<p>【系統説明図における分岐部枝管の記載パターン】</p>  <table border="1" data-bbox="608 672 1350 892"> <tr> <td>ベント・ドレン配管は系統図記載不要。</td> <td>計装配管等は仕様の記載は不要。</td> <td>枝管が主配管の場合は、枝管の仕様は記載不要（主配管の場合は仕様表に記載があり、識別が可能であるため。）</td> <td>枝管が主配管よらないもの（ベント・ドレン・計器配管を除く。）については、主配管に直接接続される枝管部材の仕様を記載する。</td> <td>補強計算を行う主配管からの分岐部に枝管のないもの（閉止キャップ）については、系統図に分岐部を記載する。</td> </tr> </table> <p>※原則、本記載パターンとするが、不要とする情報が既認可で記載されている場合は、その記載を妨げないものとする。</p>	ベント・ドレン配管は系統図記載不要。	計装配管等は仕様の記載は不要。	枝管が主配管の場合は、枝管の仕様は記載不要（主配管の場合は仕様表に記載があり、識別が可能であるため。）	枝管が主配管よらないもの（ベント・ドレン・計器配管を除く。）については、主配管に直接接続される枝管部材の仕様を記載する。	補強計算を行う主配管からの分岐部に枝管のないもの（閉止キャップ）については、系統図に分岐部を記載する。	<p>【分岐部枝管の記載パターン】</p>  <table border="1" data-bbox="1647 714 2389 913"> <tr> <td>ベント・ドレン配管は系統図記載不要。</td> <td>計装配管等は仕様の記載は不要。</td> <td>枝管が主配管の場合は、枝管の仕様は記載不要（主配管の場合は仕様表に仕様の記載があり、識別が可能であるため。）</td> <td>枝管が主配管とよらないもの（ベント・ドレン・計器配管を除く。）については、主配管に直接接続される枝管部材の仕様を記載する。</td> <td>補強計算を行う主配管からの分岐部に枝管のないもの（閉止キャップ）については、系統図に分岐部を記載する。</td> </tr> </table>	ベント・ドレン配管は系統図記載不要。	計装配管等は仕様の記載は不要。	枝管が主配管の場合は、枝管の仕様は記載不要（主配管の場合は仕様表に仕様の記載があり、識別が可能であるため。）	枝管が主配管とよらないもの（ベント・ドレン・計器配管を除く。）については、主配管に直接接続される枝管部材の仕様を記載する。	補強計算を行う主配管からの分岐部に枝管のないもの（閉止キャップ）については、系統図に分岐部を記載する。	<p>・既認可（再処理施設本体）における記載程度を考慮し、情報が不足していなければ配管情報の記載を可とすることを補足する。</p>
ベント・ドレン配管は系統図記載不要。	計装配管等は仕様の記載は不要。	枝管が主配管の場合は、枝管の仕様は記載不要（主配管の場合は仕様表に記載があり、識別が可能であるため。）	枝管が主配管よらないもの（ベント・ドレン・計器配管を除く。）については、主配管に直接接続される枝管部材の仕様を記載する。	補強計算を行う主配管からの分岐部に枝管のないもの（閉止キャップ）については、系統図に分岐部を記載する。									
ベント・ドレン配管は系統図記載不要。	計装配管等は仕様の記載は不要。	枝管が主配管の場合は、枝管の仕様は記載不要（主配管の場合は仕様表に仕様の記載があり、識別が可能であるため。）	枝管が主配管とよらないもの（ベント・ドレン・計器配管を除く。）については、主配管に直接接続される枝管部材の仕様を記載する。	補強計算を行う主配管からの分岐部に枝管のないもの（閉止キャップ）については、系統図に分岐部を記載する。									

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>(4) 配管配置図</p> <p>a. 配管配置図に記載する配管（常設及び可搬型の放水砲等）の外径、厚さ及び材料は要目表の記載と合わせる。</p> <p>b. 複数の施設又は設備（系統）区分で兼用する配管配置図は、兼用先の図面を作成せず、主登録する設備（系統）区分の図面に兼用する旨を記載する。</p> <p>c. 重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち、既工事計画書に図面の記載があるものについては、配管配置図自体は添付せず、添付図面目次に該当する設備の許認可情報（「認可（届出）年月日」、「認可（届出）番号」及び「添付図面名称」）を記載する。ただし、クラスアップの範囲については図面を添付する。</p> <p>d. 配管配置図の記載要領については以下の通りとする。</p> <p>(a) 配管は呼び径に関わらず、単線にて表示する。</p> <p>(b) 接続先表示は、次のものとする。</p> <p>① 同一系統において、別図面に記載する場合は、接続先の図面の図面番号を記載する。</p> <p>② 接続先が他系統になる場合は、相手側を破線にて記載し、系統名又は機器名称を記載する。</p> <p>③ 同一系統において、同図面に記載する場合は、各々の接続先にアルファベット記号（小文字）を付け、記載する。</p>	<p>・配管配置図の扱いは、添付資料「再処理施設等の設工認における配管配置図の添付について」に示すとおりとするため、削除する。</p>

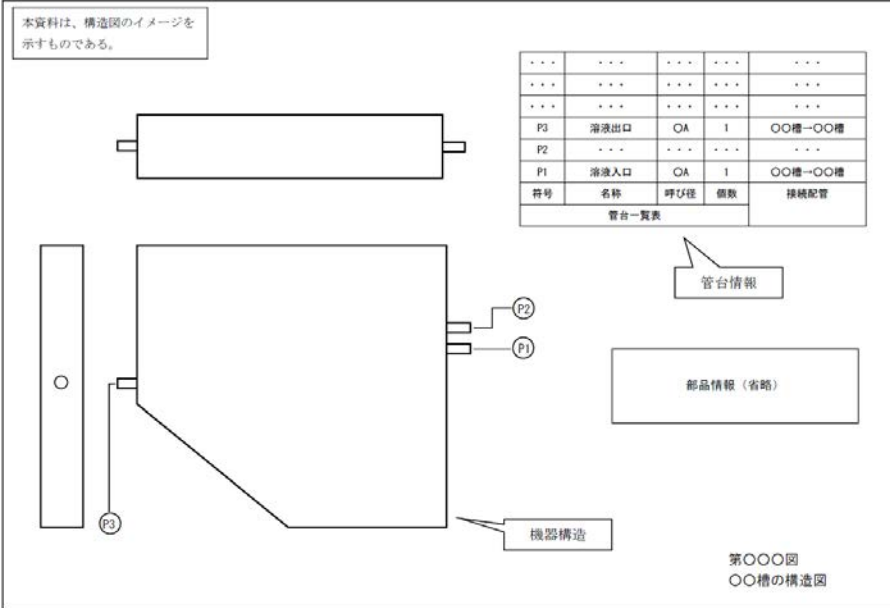
発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考												
		<p>【作成例】</p> <p>①項の場合</p>  <p>②項の場合</p>  <p>場所的に系統名称を書くことが困難な場合は、細線にて引出し線を書き、系統名称を記載する。</p> <p>③項の場合</p>  <p>(c) ルート表示は、次によるものとする。 クラス1及び2配管については、継手を表示する。</p> <p>① 曲げ部</p> <p>平面図，立面図でのエルボ・曲げ管の区別は下図による。 クラス1及びクラス2配管以外ではその区別をせず，下図の曲げ管の場合による。</p> <table border="1" data-bbox="1596 1249 2448 1606"> <tr> <td data-bbox="1596 1249 1656 1375">平面図</td> <td data-bbox="1656 1249 1810 1375"></td> <td data-bbox="1810 1249 1964 1375"></td> <td data-bbox="1964 1249 2119 1375"></td> <td data-bbox="2119 1249 2273 1375"></td> <td data-bbox="2273 1249 2448 1375"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1375 1656 1606">立面図</td> <td data-bbox="1656 1375 1810 1606">エルボの表示を示す。 </td> <td colspan="2" data-bbox="1810 1375 2119 1606">曲げ管の表示を示す。 </td> <td data-bbox="2119 1375 2273 1606"></td> <td data-bbox="2273 1375 2448 1606"></td> </tr> </table>	平面図						立面図	エルボの表示を示す。 	曲げ管の表示を示す。 				
平面図															
立面図	エルボの表示を示す。 	曲げ管の表示を示す。 													

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>② 分岐部 テュー, 管台の区別は下図による。クラス1及びクラス2配管以外ではその区別をせず, 下図の管台の場合による。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>テューの場合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>管台の場合</p> </div> </div> <p>③ レジューサ 下図の表記を行い, 同芯, 偏芯の区別は行わない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>水平管に取り付く場合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>立ち上がり管に取り付く場合 (レジューサの上方が小径端側) 側るとき</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>立ち上がり管に取り付く場合 (レジューサの下方が小径端側) 側るとき</p> </div> </div> <p>④ 配管が重なる箇所の表示</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>上の配管</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上の配管</p> </div> </div> <p>⑤ キャップ </p> <p>⑥ 閉止板 </p> <p>⑦ カップリング </p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>(d) 主流路を構成しない分岐部は次のように記載する。</p>  <p>注1 : 工事計画に記載の管継手であり、主流路でない部分は破線（細線）とする。</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(3) 配置図 配置図は、仕様表に記載される機器の施設内での配置が分かる図面とする。なお、機器の種類等に応じて、技術上の基準に適合していることを示す上で必要な各図面（建屋平面図・断面図、機器配置図等）を添付する。再処理施設の配置図の記載イメージ、記載方針を以下に示す。</p> <p>【機器配置図のイメージ】</p>  <p>【記載方針】</p> <p>a. 共通事項</p> <p>(a) 配置図に記載する機器の名称及び保管場所・取付箇所は仕様表の記載と合わせる。</p> <p>(b) 一つの機器で、「機器本体」と「付属機器」の仕様表がある場合は、「機器本体」の配置を機器配置図に記載し、付属機器は「機器本体」と同一の取付箇所であることを注記にて記載する。</p> <p>(c) 屋外に配置している機器については、仕様表に記載する取付箇所の記載内容にEL. ○ m又はT. M. S. L. ○ mを記載する。なお、記載するEL等は、事業変更許可申請書に準ずる。（降水、溢水の技術基準への適合性に係らない機器を除く。）</p> <p>(d) 建屋内に配置している機器で、機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合は、機器名称の後にEL. ○ m又はT. M. S. L. ○ mを記載する。なお、記載するEL等は、事業変更許可申請書に準ずる。（溢水の技術基準への適合性に係らない機器を除く。）</p>	<p>(3) 機器配置図</p> <p>a. 共通事項</p> <p>(a) 機器配置図に記載する機器の名称及び保管場所・取付箇所は要目表の記載と合わせる。</p> <p>(b) 一つの機器で、「機器本体」と「付属機器」の要目表がある場合は、「機器本体」の配置を機器配置図に記載し、付属機器は「機器本体」と同一の取付箇所であることを注記にて記載する。 (5/14 : ①参照)</p> <p>(c) 屋外に配置している機器については、要目表に記載する取付箇所の記載内容にEL. ○ mを記載する。ただし、津波高さに係る評価に用いている設備はT. P. ○ mを記載する。 (5/14 : ②参照)</p> <p>(d) 建屋内に配置している機器で、機器配置図に記載しているフロアレベルと当該機器の設置レベルが異なる場合は、機器名称の後にEL. ○ mを記載する。ただし、津波高さに係る評価に用いている設備はT. P. ○ mを記載する。</p>	<p>(c) 津波評価は対象外のため削除する。降水、溢水に係らない静的機器はレベル表記を不要とした。</p> <p>(d) 津波評価は対象外のため削除する。溢水に係らない静的機器はレベル表記を不要とした。</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>b. 常設設備 (a) 常設設備の取付箇所については、同一の設備（系統）区分の機器を、フロア別にまとめた記載とする。</p> <p>c. 可搬型設備 (a) 屋外及び屋内の可搬型設備の保管場所については、図中に全ての保管場所を明示する。</p> <p>(b) 可搬型設備の取付箇所及び保管場所については、同一の設備（系統）区分の機器をまとめた記載とする。</p> <p>d. 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散について (a) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散は、機器配置図としては、対象となる機器名称を記載するのみとし、具体的な位置的分散についての説明は、添付書類の説明書「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の資料中に、その「対象設備」や位置的分散について表などを用いて示すこととする。</p>	<p>b. 常設設備 (a) 常設設備の取付箇所については、同一の設備（系統）区分の機器を、フロア別にまとめた記載とする。</p> <p>c. 可搬型設備 (a) 屋外の可搬型設備の保管場所については、図中に全ての保管場所を明示する。 (6/14 : ①②参照)</p> <p>(b) 可搬型設備の取付箇所及び保管場所については、同一の設備（系統）区分の機器をまとめた記載とする。 (6/14 : ③参照)</p> <p>d. 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散について (a) 設計基準対象施設と重大事故等対処設備との位置的分散は、機器配置図としては、対象となる機器名称を記載するのみとし、具体的な位置的分散についての説明は、添付書類「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の資料中に、その「対象設備」や位置的分散について表などを用いて示すこととする。</p>	<p>・屋内にも可搬型設備を保管するため追記する。</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(4) 構造図 構造図は、仕様表に記載される機器の構造を第三角法（正面図，平面図，側面図）により示すものとする。 再処理施設の構造図の記載イメージ，記載方針を以下に示す。</p> <p>【構造図イメージ】</p>  <p>【記載方針】</p> <p>a. 構造図の図中に主要寸法^{※1}（伝熱面積の算出に必要な情報含む^{※2}）を記載する。 ^{※1}：主要寸法の記載例を参考資料-1に示す。 ^{※2}：伝熱面積の算出に必要な情報の記載例を参考資料-2に示す。なお、図中に示すことが難しい場合は、図面への添付も可とする。</p> <p>b. 複数の施設又は設備（系統）区分で兼用する設備の構造図は、兼用先の図面は作成せず，主登録する設備（系統）区分の図面に兼用する旨を記載する。</p> <p>c. 重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち，既設工認に図面の記載があるものについては，構造図自体は添付せず，添付図面の目次に該当する設備の許認可情報（「認可（届出）年月日」，「認可（届出）番号」及び「添付図面名称」）を記載する。</p> <p>d. 非常用電源設備のうち安全上重要な施設の「内燃機関」に関する記載方法について，その設備に附属する仕様表記載機器（調速装置，非常調速装置等）の取付け位置がわかるように図中に記載する。</p> <p>e. 改造範囲については「赤太実線等」で示す。</p>	<p>(5) 構造図</p> <p>a. 構造図の図中に主要寸法を記載する。 (7/14：①参照)</p> <p>b. 複数の施設又は設備（系統）区分で兼用する設備の構造図は，兼用先の図面は作成せず，主登録する設備（系統）区分の図面に兼用する旨を記載する。 (7/14：②参照)</p> <p>c. 重大事故等対処設備として使用する既存の設備のうち，既工事計画書に図面の記載があるものについては，構造図自体は添付せず，添付図面の目次に該当する設備の許認可情報（「認可（届出）年月日」，「認可（届出）番号」及び「添付図面名称」）を記載する。</p> <p>d. 非常用電源設備の「内燃機関」に関する記載方法について，その設備に附属する要目表記載機器（調速装置，非常調速装置等）の取付け位置がわかるように図中に記載する。 (8/14：①参照)</p>	<p>・仕様表作成要領に記載の主要寸法および伝熱面積算出に必要な情報を記載する旨を明記する。</p> <p>・安重のディーゼル発電機が対象であることを明確化。 ・改造範囲の示し方を追加する。</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(5) その他 (既認可図面を呼び出す場合)</p> <p>既設工認に図面の記載があるもので今回変更しないものは、「2. 添付図面を添付する対象範囲」に示す方針に基づき、図面自体は添付せず添付図面の目次に許認可情報 (「認可 (届出) 年月日」, 「認可 (届出) 番号」及び「図面名称」) を記載する。</p> <p>【既認可図面を呼び出す場合の記載イメージ】</p> <div data-bbox="658 520 1537 865" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・〇〇建屋の平面図及び断面図</p> <p>【平成〇年〇月〇日付け〇安第〇号にて認可された設計及び工事の認可に関する申請書の〇〇建屋平面図, 〇〇建屋断面図による】</p> <div data-bbox="834 663 1492 819" style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>既設工認の図面を呼び込む場合の記載。 既設工認の認可年月日, f 認可番号及び図面名称を 目次に記載する。</p> </div> </div>		<p>・既認可図面を呼び出す場合の記載例を追加。</p>


発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	別紙 1 —	別紙 1 記載例	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	—	<p style="text-align: center;">系統図, 構造図等の記載例 【1/14】～【14/14】省略</p>	<p>・参照とする記載例は今後の設工認作成の進捗に応じ作成、追加していく。</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p style="text-align: center;"><u>主要寸法 (例)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>注) 本例示は、必要に応じて適宜追加する。</u></p>	—	<p>主要寸法 (例) を追加する。</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考												
	<p style="text-align: center;">飛来物防護ネット</p> <table border="1" data-bbox="635 1413 1540 1562"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>主要寸法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>たて</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>よこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>高さ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	主要寸法	備考	①	たて		②	よこ		③	高さ			
番号	主要寸法	備考													
①	たて														
②	よこ														
③	高さ														

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">参考資料-2</p> <p style="text-align: center;"><u>(例) 伝熱面積の算出に必要な情報の記載例</u></p>	—	<p>伝熱面積の算出に必要な情報の記載例を追記する。</p>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p data-bbox="848 279 1317 310" style="color: green;">伝熱面積の算出に必要な情報の記載例</p>  <div data-bbox="1219 835 1448 1073" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィン外形 ・フィン元径 ・フィン厚さ ・フィン枚数 ・伝熱管内径 </div>	-	

再処理施設等の設工認における配管配置図の添付について

1. はじめに

発電炉の工認では、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「炉規則」という。）別表第二に基づき、「機器の配置を明示した図面及び系統図」を添付することが明記されている。

また、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド（以下「工認手続きガイド」という。）では、主配管の配置を明示した図面について、要目表に記載する主配管の取付位置、ルート又は機器との取り合いが分かる配置図とし、平面図又はアイソメ図のいずれで記載してもよいこととされており、「配管配置図（アイソメ図）」を添付している。

当社では、主配管の取付位置、ルート又は機器との取り合いを確認できる図面として系統図、機器配置図および構造図を用いるため、取付位置、ルートおよび機器との取り合い確認方法と配管の設計方針を踏まえて、その妥当性を以下に示す。

2. 添付図面の妥当性

(1) 確認方法

- 取付位置は、系統図で配管の設置場所（部屋番号）を確認できるとともに、系統図で確認した配管の設置場所と機器配置図の部屋番号を突き合わせることによって確認できる。また、機器への取付位置については、構造図で確認できる。
- ルートは、系統図で配管の設置場所（部屋番号）で明確にするとともに、系統図で確認した配管の設置場所と機器配置図の部屋番号を突き合わせるによって確認できる。
- 機器との取り合いは、系統図で取り合い先を明確にするとともに、構造図で取り合い場所を確認できる。

(2) 配管の設計方針

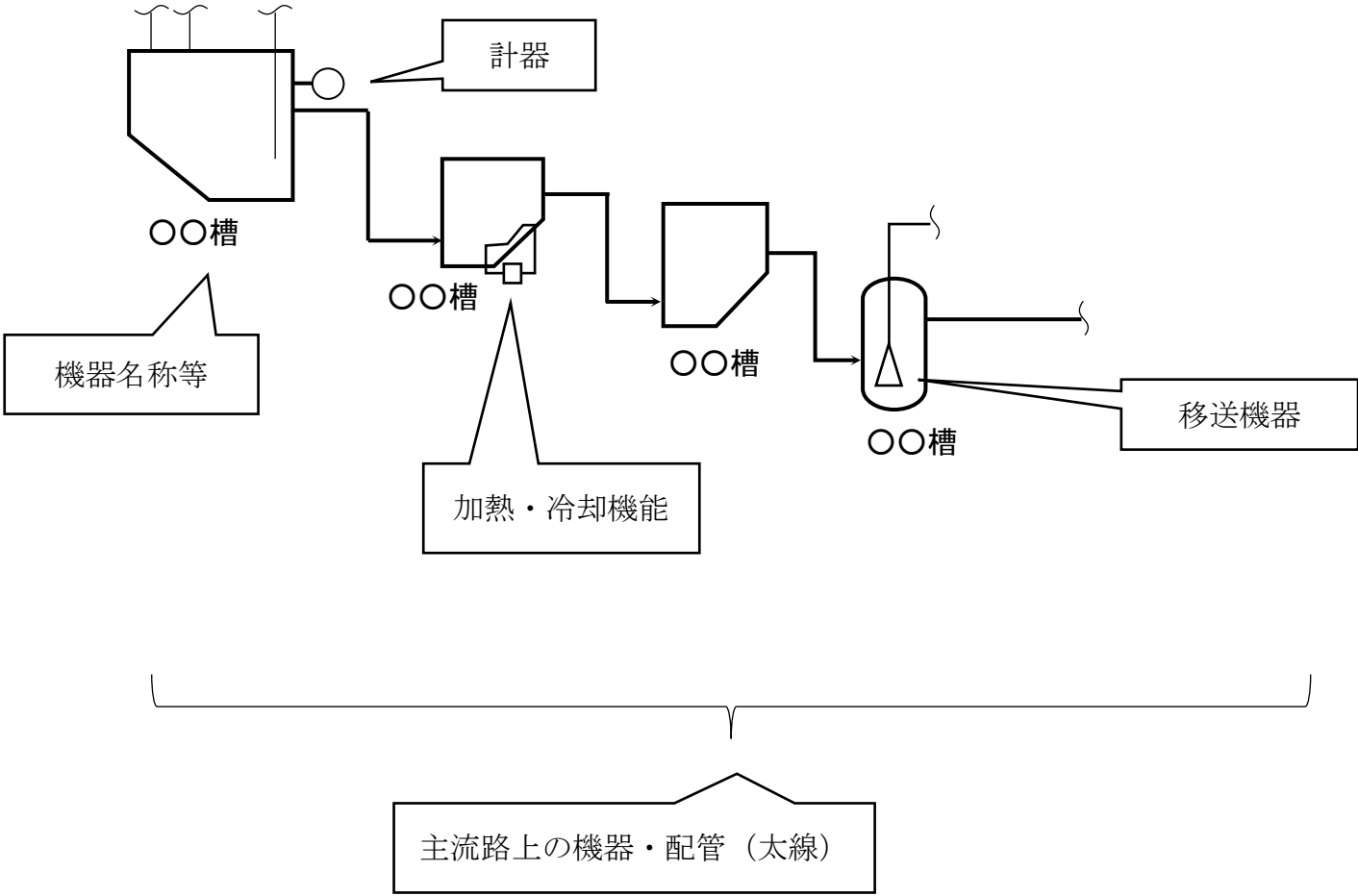
- 設工認での配管評価は、「再処理施設の技術基準に関する規則」に従い耐震評価および強度評価を実施している。このうち、配管ルート等を基に実施する評価は、耐震評価である。当社施設の配管に関する耐震評価は、ほとんどが低温かつ小口径であり、標準支持間隔法による配管設計を実施しているため、配管の配置を示す必要はない。
- 配管勾配は、系統図等で確認できないため、移送機能として示す必要がある場合は、系統図等で示す。

以上から、系統図、機器配置図および構造図により配管の取付位置、ルートおよび機器との取り合いを確認できることから、発電炉で添付している配管配置図（アイソメ図）に代えて、当該添付図面により工認手続きガイドの記載方針を満足できるものとする。

以上

添付図面の種類		目的	添付図面から得られる主な情報	確認可能項目
系統図	系統図 【別紙-1】	・主要機能および申請範囲（概要）を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ・主流路上の機器・配管 ・技術基準の要求機能を説明する上で必要な機器・配管 ・計器および弁 ・許可記載の加熱・冷却機能 ・移送機器（ポンプ、エアリフト等） 	・配管と機器の取り合い
	系統説明図 【別紙-2】	・主要機能および申請範囲（詳細）を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・機器名称、機器番号 ・配管番号 ・部屋番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・配管の取付位置 ・配管のルート ・配管と機器の取り合い
機器配置図 【別紙-3】		・本文記載機器および機器相互の位置関係等を示す必要がある機器の配置を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体情報（壁、床） ・扉、階段等 ・床レベル表示 ・部屋番号 ・機器表示 ・機器名称、機器番号 	<ul style="list-style-type: none"> ・配管の取付位置 ・配管のルート
構造図 【別紙-4】		・機器の形状およびサイズ等の詳細を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ・機器構造 ・部品情報（名称、材料、数量） ・主要寸法 ・機器管台 	<ul style="list-style-type: none"> ・配管の取付位置 ・配管と機器の取り合い

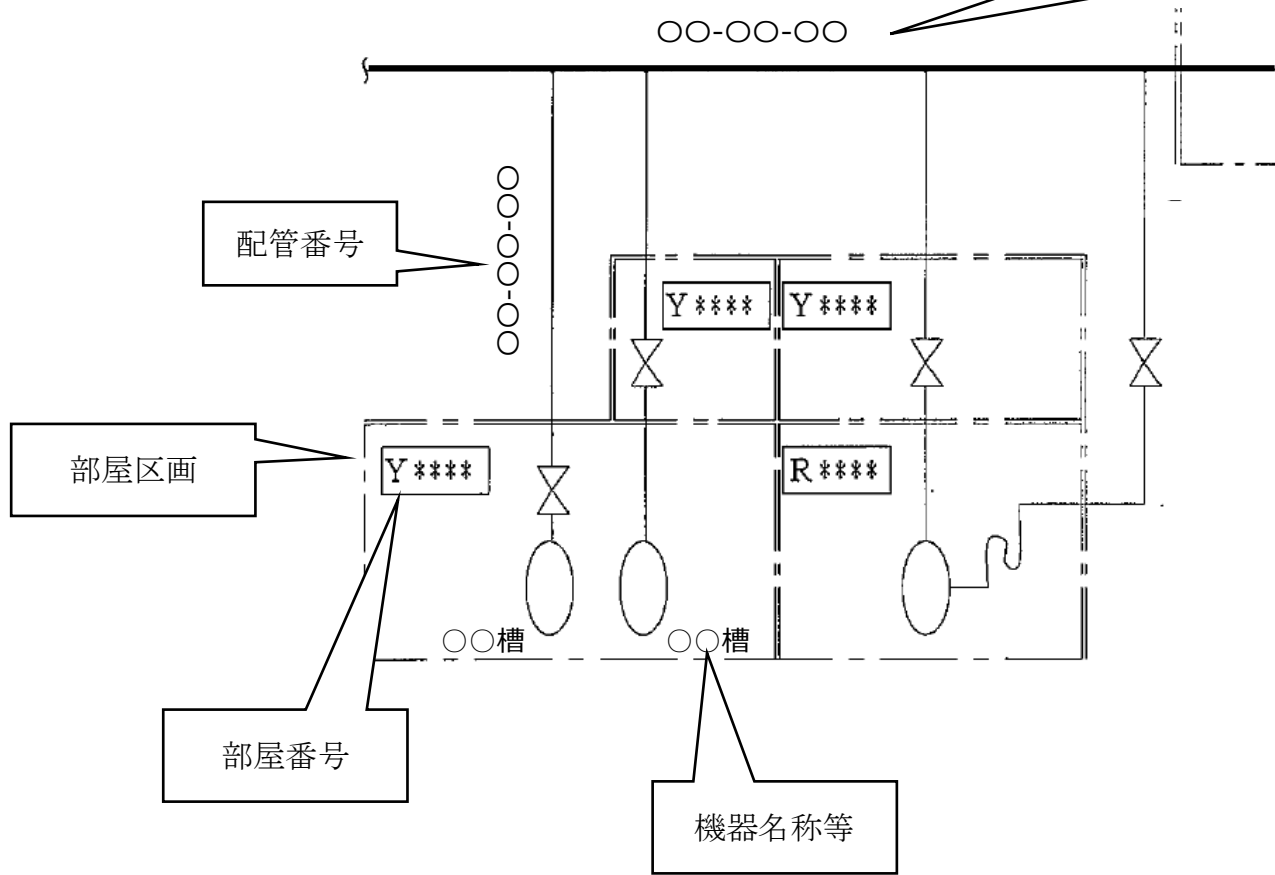
本資料は、系統図のイメージを示すものである。



第〇〇〇図
〇〇設備の系統図

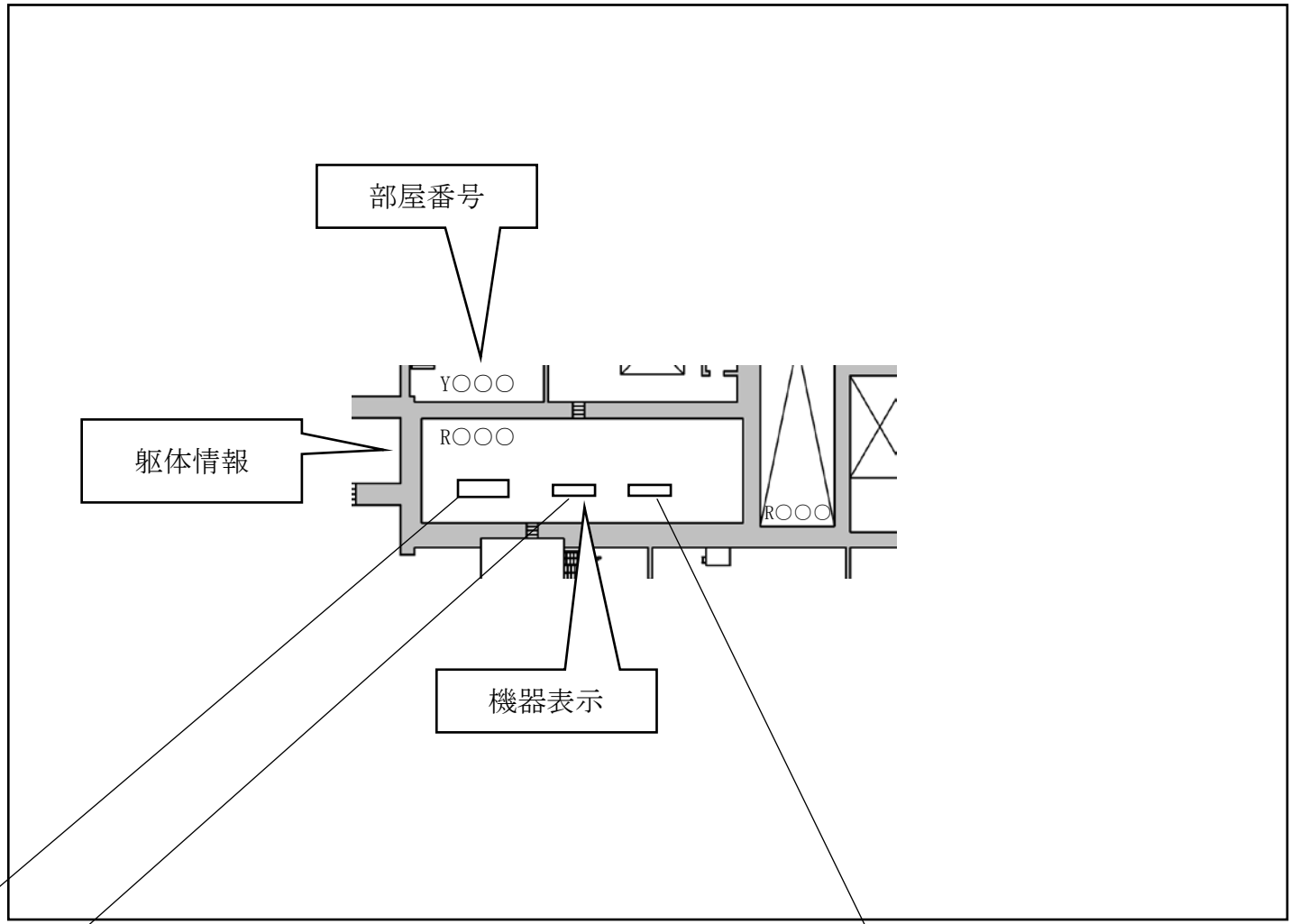
本資料は、系統説明図のイメージを示すものである。

配管番号【主流路は太線】
(流体, 配管口径, 材質, 機種区分)



〇〇設備の系統説明図

本資料は、機器配置図のイメージを示すものである。



機器名称等

地上〇階平面図(T.M.S.L.〇〇)

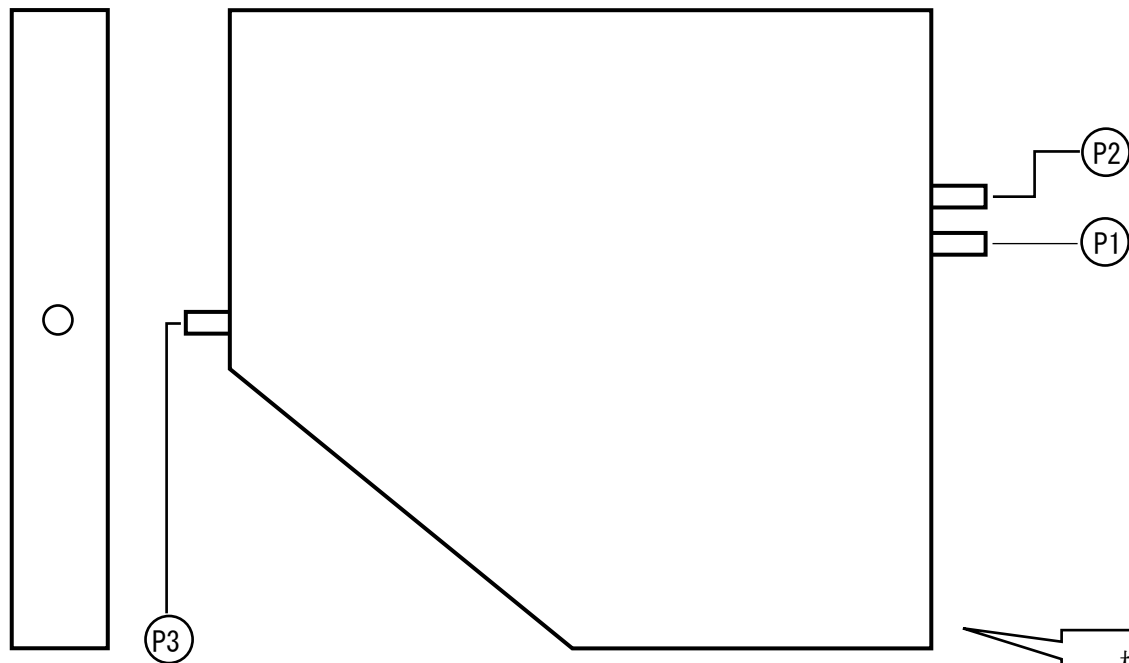
床レベル表示

第〇〇〇図
〇〇建屋の機器配置図

本資料は、構造図のイメージを示すものである。



...
...
...
P3	溶液出口	○A	1	○○槽→○○槽
P2
P1	溶液入口	○A	1	○○槽→○○槽
符号	名称	呼び径	個数	接続配管
管台一覧表				



管台情報

部品情報 (省略)

機器構造

第○○○図
○○槽の構造図

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(3) 文章中に同じ設備が複数回登場する場合の記載について</p> <p>a. 文章中に同じ設備が複数回登場するものについては、「初めて」文章中に登場した箇所のみ「共用」の記載をし、その後の文章に登場する箇所については「共用」の記載を行わない。</p> <p>また、初めて登場する「共用」の記載には「(以下同じ。)」を付記して、それ以降の文章では「再処理施設と共用」の記載が繰り返し登場しないことを示す。なお、この「繰り返し登場しないこと」を示す記載は、施設単位で有効とする。</p> <div data-bbox="596 464 1397 579" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例：再処理施設設工認) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備 △△容器 (MOX燃料加工施設と共用 (以下同じ。)) は、…</p> </div> <p>(4) 識別のために記載する特殊な例</p> <p>a. 設備仕様を明確にするための情報 (個数, 計測範囲等) 等を記載する必要があるものは、それらの情報を「共用」の後に記載する。</p> <div data-bbox="596 726 1397 842" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例：再処理施設設工認) △△発電機 (「MOX燃料加工施設と共用, 再処理施設に保管」 (個数△ (予備▲), 計測範囲***~*** mSv/h))</p> </div> <p>2.3 準拠規格及び基準 準拠規格及び基準については、各施設に適用する基準及び規格を記載する。</p> <p>2.4 設計及び工事の方法に係る品質マネジメントシステムに関する事項 (再処理特有) 設計及び工事に関する事項であり、再処理施設本体、使用済燃料の受入及び貯蔵施設共用である設備は、再処理施設本体の設計及び工事の方法に係る品質マネジメントシステムに関する事項を記載する。</p> <p>2.5 添付書類 添付書類への「共用設備」の表記方法は、原則として、仕様表及び基本設計方針と同じ記載方法とする。</p> <p>但し、設備が設置される建屋 (基礎含む) や配置に評価が依存する「主要な○○施設の耐震性に関する説明書」及び「安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」については、「共用」の有無によって評価結果が左右されないことから、資料中に登場する設備名称に「共用」の記載は行わないものとする。</p> <p>3. 添付図面の添付方針について 添付図面に記載する施設等は、本文 (仕様表, 基本設計方針) を参考に記載する。</p> <p>3.1 各施設の個別図面について</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様表に記載する設備の添付図面の添付方針は、「7 設工認申請における添付図面の作成要領」に従うものとする。 	<p>(3) 文章中に同じ設備が複数回登場する場合の記載について</p> <p>a. 文章中に同じ設備が複数回登場するものについては、「初めて」文章中に登場した箇所のみ「共用」の記載をし、その後の文章に登場する箇所については「共用」の記載を行わない。</p> <p>また、初めて登場する「共用」の記載には「(以下同じ。)」を付記して、それ以降の文章では「共用」の記載が繰り返し登場しないことを示す。なお、この「繰り返し登場しないこと」を示す記載は、施設単位で有効とする。</p> <div data-bbox="1656 464 2620 579" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) 原子炉冷却系統施設 △△ポンプ (東海, 東海第二発電所共用 (以下同じ。)) は、□□として使用する。なお、△△ポンプの設置数は…</p> </div> <p>(4) 識別のために記載する特殊な例</p> <p>a. 設備仕様を明確にするための情報 (個数, 計測範囲等) 等を記載する必要があるものは、それらの情報を「共用」の後に記載する。</p> <div data-bbox="1656 726 2620 842" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(例) 可搬型計測器 (「東海, 東海第二発電所共用, 東海●●発電所に保管」 (個数△ (予備▲), 計測範囲***~*** mSv/h))</p> </div> <p>2.3 適用基準及び適用規格 適用基準及び適用規格については、東海, 東海第二発電所共用であることを踏まえて、東海, 東海第二発電所共用設備に適用する基準/規格は、東海第二発電所で同じ基準及び規格を記載する。</p> <p>2.4 設計及び工事の品質管理に係る方法等に関する事項 設計及び工事に関する事項であり、東海, 東海第二発電所共用である設備は、東海第二発電所の設計及び工事の品質管理に係る方法等に関する事項を記載する。</p> <p>2.5 添付書類 添付書類への「共用設備」の表記方法は、原則として、要目表及び基本設計方針と同じ記載方法とする。</p> <p>但し、設備が設置される建屋 (基礎含む) や配置に評価が依存する「V-2 耐震性に関する説明書」及び「V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」については、「共用」の有無によって評価結果が左右されないことから、資料中に登場する設備名称に「共用」の記載は行わないものとする。</p> <p>3. 添付図面の添付方針について 添付図面に記載する発電所は、本文 (要目表, 基本設計方針) を参考に記載する。</p> <p>3.1 各施設の個別図面について</p> <ul style="list-style-type: none"> 要目表に記載する設備の添付図面の添付方針は、「7 工事計画認可申請における添付図面の作成要領」に従うものとする。 	<p>・記載の適正化</p> <p>・許可に合わせて準拠規格及び基準とする。</p>

適合性確認に対する検討事項と対応方針

No	項目	検討事項	対応方針	12月4日面談資料 該当ページ	第1回申請までの対応要否
1	①本文書	表4-1の※1で詳細は別途としているが、その体制を踏まえたレビュー、検証の体制について整理する必要がある。特に、横通しの関係から確認する新基準設計部の役割や事務局、全体責任者の関係について、その際、それぞれの規定で「専門家」としている部分の運用についても認識共有が必要。	審査会合等において説明した体制を踏まえた横通し、レビュー及び検証における各部門（新基準設計部、事務局、全体責任者、専門家、許認可業務課）の役割及び関係性について明確化し、業務管理文書「設工認の設計の実施体制について」を改正するとともに周知し、認識共有を図る。	237	○
2		5.(1)で設工認添付書類の記載は、社内図書としての管理の位置づけを整理し、適切な内容にする必要がある。別添2の1も同様。	設工認添付書類（品管説明書）は、本文書を含む、当社の設工認に係る品質マネジメントシステムの説明書であることから、当該箇所に記載するのは不適切であった。様式等は本文書の規定に基づき作成されるものであることから記載を修正する。	本文書：238 別添2：298	○
3		6.1で設計管理要領は適用せずとしている内容は、保安規定に基づく文書体系として適切な記載にする必要がある。別添1の1.も同様。	様式の運用（レビュー、検証を含む）については、本文書を参照することを意図しての記載であったが、不適切な記載であったため、修正する。	240	○
4		図6.2-1等においては、健全性評価の位置づけを明確にする必要がある。溶接の扱いについても記載を適正にする必要がある。	健全性評価については「使用前事業者検査の実施」を含む。 様式の整理の中で溶接の機種区分についても整理しており、溶接検査に関しても図6.2-1通りの扱いとする。	241	○
5		図6.2-2では、※が2か所に記載されているが、それぞれ内容が異なるので、整理が必要。	※1、※2に修正する。	242	○
6		図7.2-1及び図7.3-1では、別添2での整理に合わせた対応が必要。	No.11、12の通り。	図7.2-1：245 図7.3-1：252	○
7		7.3での様式ごと等での（様式8までの到達する前の）各段階でのレビュー・検証の実施方針について整理する必要がある。（別添2の2.1別添1の2.及び3.との対応関係を明確に）	レビューは各様式（様式2～7）に対してレビューを実施し、設計レビューの記録（様式10-1）を作成する。 検証については、様式8の作成単位で実施し、検証の記録（様式11）を作成する。	246～254	○
8		8.2では、設計での設工認適合確認の扱いを整理する必要がある。	設工認適合については、使用前事業者検査にて確認する。	255	○
9		様式に基づく整理（設計1, 2, 3等）のプロセスは、本文書がQMS文書として入口にあり、設計管理の体系で位置づけられて、運用を実施するものであり、別添を含め、制定日等を整理して対応する必要がある。	本文書は保安規定に定められた設計プロセスに基づく、設工認の設計を定める業務管理文書（QMS文書）である。（承認済）	全般	○ (対応済)
10	②別添1	別表1に記載の確認事項の確認の深さ、横並びの確認等について対応状況を整理する必要がある。	確認事項の確認については設計のレビューの中で、レビュー前に本業務管理文書を用いて関係部門（新基準設計部、許認可業務課、施設課及び専門家）にてレビューの観点について認識共有し、レビューを実施している。	290	○
11	③別添2	1, 2, 3で別途としている「適合性確認対応設備選定ガイド」と1.2の各項目（図1, 2-2, 3, 4の記載内容含む）、作成要領の仕様表等の記載の考え方の整合を図り、内容を整理する必要がある。	適合性確認対象設備選定ガイド及び仕様表の作成要領の考え方の大枠であり、詳細な考え方は別途作成要領に記載している。	314～318	○
12		さらに、この作業のインプットとなる「要求事項の明確化」のアウトプットについても整理が必要。関連して図1.1-5 b 1での様式2と系統図等との関係について、抽出作業との関連を踏まえて整理する必要がある。	「3.3.1」段階の「要求事項の明確化」については、「規則間比較表」をアウトプットとする。 適合性確認対象設備を条文要求を担保する機能ごとに整理しているのが様式2及び系統図等である。	301, 307, 316	○
13		表1.5-1の機器区分については、仕様表作成要領との関係を踏まえて整理する必要がある。	仕様表作成要領の分類と記載を合わせる。	331, 332	○
14		表1.5-3のA～Dについて意味を明確にする必要がある。	A～Dの意味については、P.20, 21, 23, 25に記載している。	317, 318, 320, 322, 333	○
15		表1.6-1での記載内容について、その記載程度の認識共有が重要であり、その対応状況について整理する必要がある。	No.10のレビューの中で実施している。	342	○
16		1.7.1(5)では、基本設計方針での設備名の記載要否を踏まえた整理方針を明確にする必要がある。その際、申請書作成要領と整合させる必要がある、(6)m～oも含めて整理する必要がある。1.7.2も同様。	設工認作成要領及び適合性確認対象設備選定ガイド（仕様表記載対象と基本設計方針対象の基本的な考え方）に基づき整理する。	346, 349, 361, 362	○
17	③別添3, 4	検査部門との面談内容を踏まえて整理する必要がある。	検査部門との面談結果を踏まえ、当社事業者検査課と協議し、整理する。	別添3, 別添4	○
18		副事業部長（技術総括）の関与について	副事業部長（技術総括）の役割（設工認に係る設計の技術統括及び全体調整の指揮等）は業務管理文書「設工認の設計の実施体制について」及び品管説明書にて明確化しており、本業務管理文書の審査を実施している。		○

再処理施設および廃棄物管理施設 の適合性確認について

日本原燃株式会社

再処理事業部

赤字部：変更点

目 次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 関連文書	1
4. 用語の定義	1
5. 様式の作成目的、記載内容	4
6. 設工認における設計、工事および検査の各段階とその審査	6
7. 設計に係る品質管理の方法	9
8. 工事に係る品質管理の方法	20
9. 使用前事業者検査の方法	22
10. 調達に係る品質管理の方法	26
11. 設計、工事および検査に係る組織ならびに工事および検査に係る計画	26
12. 適合性確認に係る設計図書の扱い	26
13. 記録の管理	27
14. 改正および廃止	27
15. 付則	27

様式－1	設工認に係る設計の実績，工事および検査の計画（例）
様式－2	設備リスト（例）
様式－3	技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（例）
様式－4	施設と条文の対比一覧表（例）
様式－5	設工認添付書類星取表（例）
様式－6	設工認申請書各条文の設計の考え方（例）
様式－7	要求事項との対比表（例）
様式－8	基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（例）
様式－9	適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理グレード及び実績（設備関係）（例）
別添－1	設計のレビュー・検証の実施方法
別添－2	各様式の作成に当たっての基本的な考え方
別添－3	基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧（様式－8）の作成要領について
別添－4	様式原本データ等の管理方法

1. 目的

旧来、再処理事業部では、設工認は、原則として「再処理事業部 設計管理要領」に基づき得られた「設計開発の結果に係る情報（設計からのアウトプット）」である設計図書等を基に、二次的な文書として作成されてきた。

一方で、事業変更許可申請書の添付書類「変更後における再処理施設（廃棄物管理施設）の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」では、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計として、技術基準規則に対する基本設計方針の作成および基本設計方針に基づく要求事項への適合性を確保するための詳細設計といった、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計および設工認を実現するための具体的な設計（以下「設工認の設計」という。）に対して、設計プロセスを適用することを要求している。

そこで、本文書では、「設計の計画」として、設工認の設計を軸とした設計プロセスを定め、再処理施設および廃棄物管理施設に関する要求事項に対する各設備の適合を確実にすることを目的とする。

2. 適用範囲

本文書は、事業変更許可申請書および技術基準規則の各条文に対する適合性確認対象設備の適合性確認を適用範囲とする。

なお、本文書に定める設計プロセスの過程において、新たに設備の具体的な設計および工事を実施する必要性が生じた場合は、「再処理事業部設計管理要領」に従い、設計管理を実施すること。

3. 関連文書

- ・再処理事業所再処理事業変更許可申請書
- ・再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書
- ・再処理施設の技術基準に関する規則およびその解釈
- ・特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則およびその解釈
- ・業務管理文書「設工認申請に係る体制について」
- ・業務管理文書「設工認作成要領」

4. 用語の定義

(1) 設工認

再処理事業および廃棄物管理事業に係る「設計及び工事の計画」をいう。

- (2) 事業変更許可申請書
「再処理事業所再処理事業変更許可申請書」および「再処理事業所
廃棄物 管理事業変更許可申請書」をいう。
- (3) 技術基準規則
「再処理施設の技術基準に関する規則」および「特定第一種廃棄物
埋施設 設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」をいう。
- (4) 設計を主管する箇所
設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計
を実施する部署をいう。
- (5) 工事を主管する箇所
設工認に基づく具体的な設備の設計の実施およびその結果を反映
した設備を導入するために必要な工事を実施する部署をいう。
- (6) 検査を担当する箇所
適合性確認対象設備の使用前事業者検査の計画等を担当する部署
をいう。
- (7) 設工認申請に係る総括を主管する箇所
技術部許認可業務課をいう。

再処理施設および廃棄物管理施設における設計を主管する箇所、工事を
主管する箇所および検査を担当する箇所の一覧を、それぞれ表 4-1 に示
す。

表 4-1 設計及び工事の実施の体制

主管分類	実施箇所
設計を主管する箇所 ^{※1}	再処理事業部 放射線管理部 核物質管理部 防災管理部 新基準設計部 再処理工場 土木建築保全部 計装保全部 電気保全部 機械保全部 共用施設部 前処理施設部 化学処理施設部 ガラス固化施設部 分析部 技術部 技術本部 土木建築部 エンジニアリングセンター 設計部 プロジェクト部
工事を主管する箇所 ^{※2}	同上
検査を担当する箇所 ^{※2}	同上

※1：設計を主管する箇所の詳細については、別途定める業務管理文書「設工認の設計の実施体制について」にて明文化する。また、設工認に係る設計の対象は広範囲に及ぶことから、再処理事業部長の責任の下に設計に必要な資料の作成を行うため、全体事務局の体制を定めて設計に係る活動を実施するが、その体制については、別途定める業務管理文書「設工認申請に係る体制について」による。

※2：工事を主管する箇所または検査を担当する箇所の詳細については、「再処理事業部 職制規程分掌業務解明集（要領）」および「技術本部 職制規程分掌業務解明集（要領）」に従う。

5. 様式の作成目的、記載内容

本文書において用いる様式の作成目的、記載内容を以下に示す。

なお、本文書に添付の各様式例は、設工認の設計の実態に合わせ、項目を加除することができる。

(1) 様式－1「設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画」

適合性確認対象設備の設計に係るプロセスの実績および工事・検査に係るプロセスの計画を、申請する施設ごとに明確化するため作成する帳票であり、本文書に基づき、様式－2～様式－8等を利用して実施した業務の実績および計画について記載する。

(2) 様式－2「設備リスト」

適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため作成する帳票であり、安全機能を有する施設および重大事故等対処施設に対して、それぞれ事業変更許可申請書に記載されている設備および技術基準規則への対応に必要な設備を、適合性確認対象設備として抽出し、記載する。

(3) 様式－3「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方」

適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため作成する帳票であり、技術基準規則の条番号ごとに各施設との関係を明確にし、明確にした結果とその理由を記載する。

(4) 様式－4「施設と条文の対比一覧表」

適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため作成する帳票であり、技術基準規則の条文ごとの各施設との関係を星取りとして明示するため、各条文番号で、それぞれ様式－3で明確にした技術基準規則への適用要否の確認結果を取りまとめる。

(5) 様式－5「設工認添付書類星取表」

適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条文および抽出した適合性確認対象設備を兼用する際の考え方、工事の有無、他施設との共用の有無を明確にし、また適合性確認対象設備に必要な設工認の基本設計方針および添付書類との関連を明確にするため作成する帳票であり、安全機能を有する施設および重大事故等対処施設に対して、安全重要度、耐震重要度、機種区分、品質重要度、1.2Ss機

能維持、申請区分の考え方およびこれらと設工認との関連性を記載する。

(6) 様式－6「設工認申請書各条文の設計の考え方」

設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成するため作成する帳票であり、後記の様式－7の作成に合わせ、基本設計方針として記載する事項およびそれらの設工認添付資料の添付書類作成の考え方（理由）、基本設計方針として記載しない場合の考え方ならびに詳細な検討が必要な事項として含めるべき設工認添付書類との関係を技術基準規則の条番号ごとに記載する。

(7) 様式－7「要求事項との対比表」

設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成するため作成する帳票であり、技術基準規則の各条文およびその解釈ならびに関係する事業変更許可申請書本文およびその添付書類に記載されている内容を引用し、作成した基本設計方針を技術基準規則の条番号ごとに記載する。

(8) 様式－8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表」

「技術基準規則への適合に必要な設計」、「本設工認を実現するための具体的な設計」および「技術基準規則への適合性確認検査」が網羅的に実施または計画されていることを明確にするため作成する帳票であり、基本設計方針に基づく詳細設計の結果、詳細設計結果を受けた工事での設計計画、および適合性確認のための検査の計画を施設区分ごとかつ技術基準の条番号ごとに記載する。

(9) 様式－9「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理グレード及び実績（設備関係）」

適合性確認対象設備の設計管理および調達管理に適用したグレードを明確にするため作成する帳票であり、適合性確認対象設備の調達に係る管理のグレードと実績を申請する施設ごとに記載する。

6. 設工認における設計、工事および検査の各段階とその審査

6.1 設計および工事のグレード分けの適用

設工認の設計は、設工認申請（届出）時点で設置されている設備を含めた設工認対象設備に対して、技術基準規則等の要求事項への適合性を確保するための設計であり、一律、本文書「7. 設計に係る品質管理の方法」に示す設計を適用する。

また、「7.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」以降の段階で、新たに設備の具体的な設計および工事を実施する場合は、「再処理事業部 設計管理要領」に従い、設計管理を実施する。この設計管理に当たっては、「再処理事業部 設計管理要領」のほか、「再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）」、「再処理事業部 調達管理要領」に示すグレード分けに従うこと。

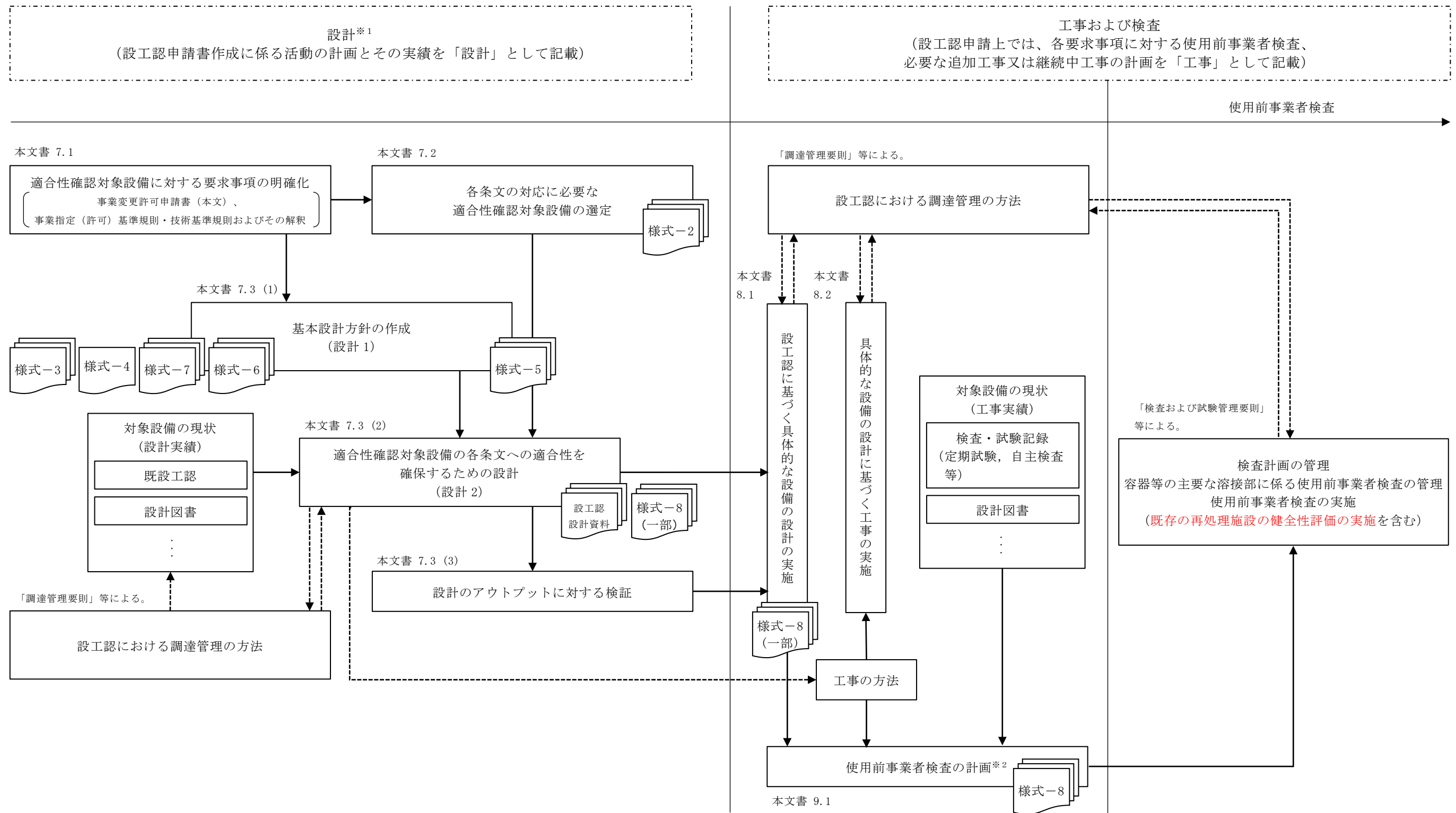
6.2 設計、工事および検査の各段階とその審査（レビュー）

設工認における設計、工事および検査の流れを図 6.2-1 に示すとともに、適合性確認に必要な作業と検査の繋がりを図 6.2-2 に示す。

設計または工事を主管する箇所の長および検査を担当する箇所の長は、各プロセスのアウトプットに対して、審査（以下「レビュー」という。）を実施するとともに、その記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるアウトプットである様式-2～様式-8および設工認の構成要素となる設計資料に対するレビューについては、設計および工事を主管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

レビューの詳細は、別添-1「設計のレビュー・検証の実施方法」に定める。

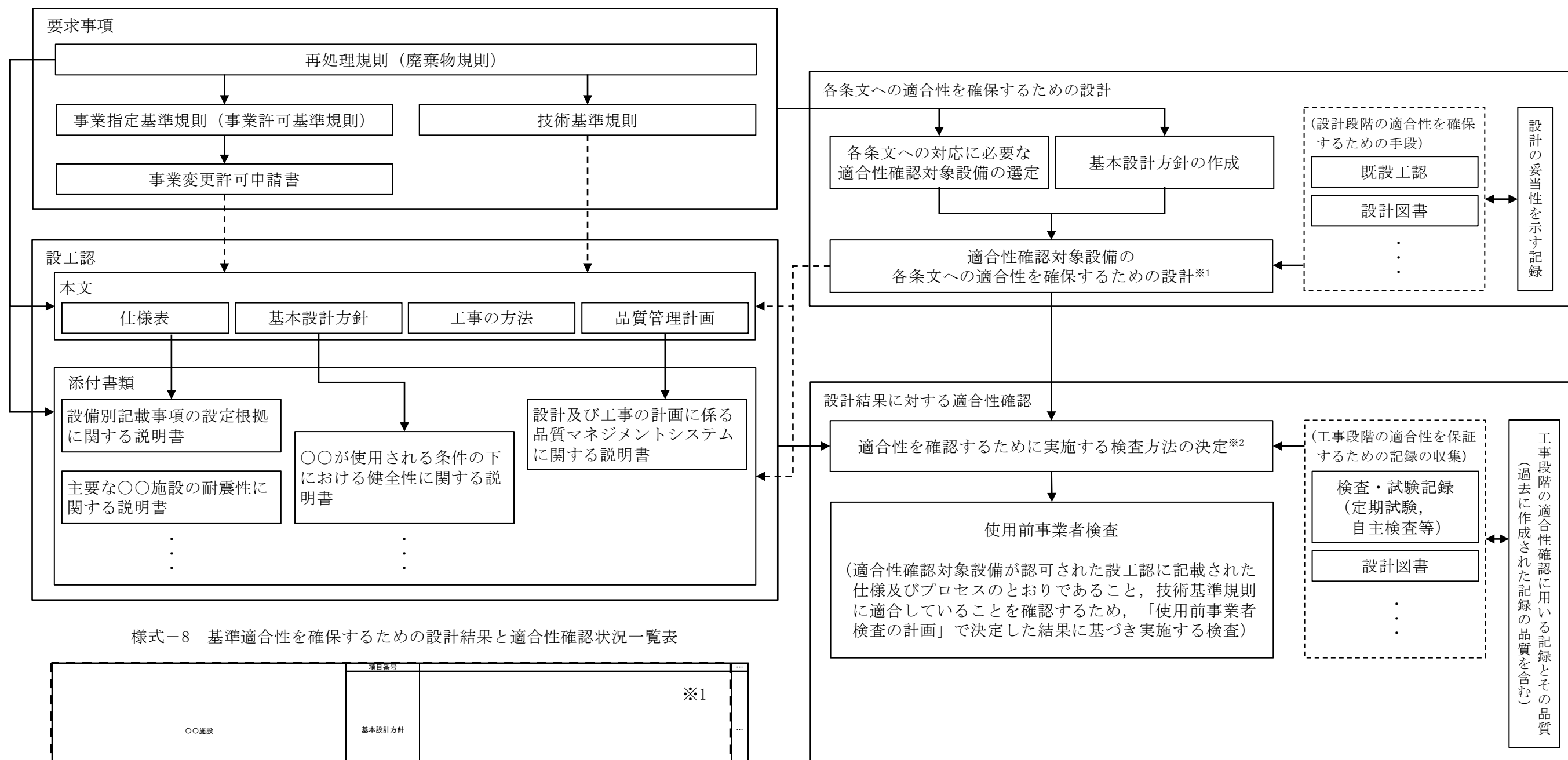


※1：設工認申請上の「設計」とは、要求事項を満足した設備とするための基本設計方針を作成（設計1）し、既に設置されている設備の状況を念頭に置きながら、適合性確認対象設備を各条文に適合させるための設計（設計2）を行う業務をいう。また、この設計の結果を基に、設工認として申請が必要な範囲について、設工認申請書をまとめる。

※2：条文ごとに適合性確認対象設備が技術基準規則に適合していることを確認するための検査方法の決定とその実施を使用前事業者検査の計画として明確にする。

□ : 設工認の範囲
- - - -> : 必要に応じ実施する業務の流れ

図6.2-1 設工認として必要な設計，工事及び検査の流れ



様式-8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表

項目番号				...				
〇〇施設				基本設計方針				※1
要求種別				...				
施設区分	設備区分	機器区分	関連条文	機器名	設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法	
...	※2	
...	

図 6.2-2 適合性確認に必要な作業と検査の繋がり

7. 設計に係る品質管理の方法

設計を主管する箇所の長は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するための設計として、「要求事項の明確化」、「適合性確認対象設備の選定」、「基本設計方針の作成」および「適合性を確保するための設計」、「設計のアウトプットに対する検証」の各段階を実施する。

この各段階の実施において、本書に定める様式-1～様式-8 および設工認の構成要素となる設計資料を作成する。

なお、各様式の作成に当たっては、その運用の最適化を平行して進めていくことから、適宜提示する、別添-2「各様式の作成に当たっての基本的な考え方」および別添-3「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧（様式-8）の作成要領について」の最新版を確認しながら作業すること。

以下に各段階の活動内容の概要を示す。

7.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

設計を主管する箇所の長は、以下の事項により、設工認に必要な要求事項を明確にする。

- ・「再処理施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 27 号）」（以下「事業指定基準規則」という。）または「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 31 号）」（以下「事業許可基準規則」という。）に適合しているとして許可された事業変更許可申請書
- ・技術基準規則

また、必要に応じて以下を参照する。

- ・許可された事業変更許可申請書の添付書類
- ・事業指定基準規則または事業許可基準規則の解釈
- ・技術基準規則の解釈

7.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため、事業変更許可申請書に記載されている設備および技術基準規則への対応に必要な設備（運用を含む。）を、実際に使用する際の系統または構成で必要となる設備を含めた適合性確認対象設備として以下に従って抽出する。

(1) 安全機能を有する施設

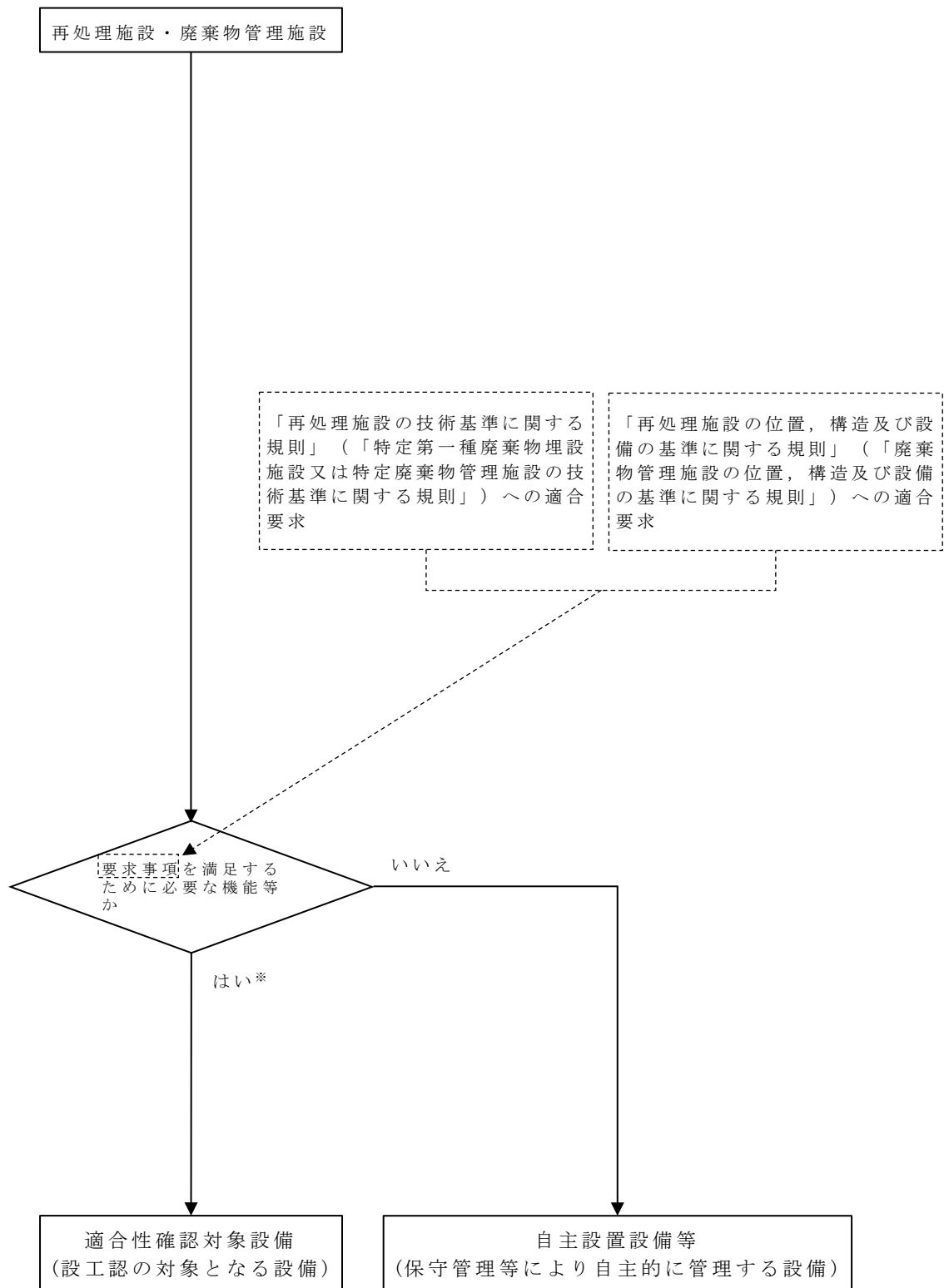
設計を主管する箇所の長は、設工認の対象となる安全機能を有する施設を明確にするため、事業変更許可申請書に記載されている設備を抽出するとともに、「7.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す安全機能を有する施設に関する要求事項を満足するために必要な設備・運用を図 7.2-1 に示すフローに基づき抽出する。

また、抽出した結果を様式-2(1/2)「設備リスト（安全機能を有する施設）」の該当する条文の「設備等」欄に整理するとともに、設備／運用、既設／新設、常設／可搬、仕様表作成対象設備に該当の有無、既設工認での認可の有無、規則及び事業変更許可申請書に関連する施設区分／設備区分および事業変更許可申請書での仕様情報記載の有無等を、様式-2(1/2)「設備リスト（安全機能を有する施設）」の該当する各欄で明確にする。

(2) 重大事故等対処施設（再処理施設のみ）

設計を主管する箇所の長は、設工認の対象となる重大事故等対処施設を明確にするため、事業変更許可申請書に記載された設備を抽出するとともに、「7.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す重大事故等対処施設に関する要求事項を満足するために必要な設備・運用を図 7.2-1 に示すフローに基づき抽出する。

また、抽出した結果を様式-2(2/2)「設備リスト（例）（重大事故等対処施設）」の該当する条文の「設備等」欄に整理するとともに、設備／運用、既設／新設、常設／可搬、重大事故等対処施設に該当の有無、既設工認での認可の有無、再処理規則及び事業変更許可申請書に関連する施設区分／設備区分および事業変更許可申請書での仕様情報記載の有無等を、様式-2(2/2)「設備リスト（例）（重大事故等対処施設）」の該当する各欄で明確にする。



※：事業変更許可申請書本文または再処理施設の添付書類六、廃棄物管理施設の添付書類五に記載された機能等が該当する。

図 7.2-1 適合性確認対象設備の抽出について

7.3 設工認における設計および設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

- ・「設計 1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。
- ・「設計 2」として、「設計 1」の結果を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。
- ・「設計 1」および「設計 2」の結果を用いて、設工認に必要な書類等を作成する。
- ・「設計のアウトプットに対する検証」として、「設計 1」および「設計 2」の結果について、検証を実施する。

これらの具体的な活動を以下のとおり実施する。

(1) 基本設計方針の作成（設計 1）

設計を主管する箇所の長は、様式-2 で整理した適合性確認対象設備に対する詳細設計を「設計 2」で実施するに先立ち、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、以下により適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にするとともに、技術基準規則の条文ごとに各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計方針を作成する。

a. 適合性確認対象設備と適用条文の整理

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため、以下により、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。

- (a) 技術基準規則の条文ごとに各施設との関係を明確にし、明確にした結果とその理由を、様式-3の「適用要否判断」欄および「理由」欄に取りまとめる。
- (b) 様式-3に取りまとめた結果を、様式-4の該当箇所の星取りにて取りまとめることにより、施設ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。
- (c) 様式-2で明確にした適合性確認対象設備を施設区分、設備区分、機器分類ごとに、様式-5で機器として整理する。

また、様式-2、4 で取りまとめた結果を用いて、設備ごとに適用される技術基準規則の条番号を明確にし、工事の有無、他施設との共用、技術基準規則の各条番号と設工認との関連性を含めて、様式-5 で整理する。

b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成

設計を主管する箇所の長は、以下により、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し、漏れなく適用していくための基本設計方針を技術基準規則の条文ごとに作成する。

- (a) 様式-7 に、基本設計方針の作成に必要な情報として、技術基準規則の各条文およびその解釈ならびに関係する事業変更許可申請書本文およびその添付書類に記載されている内容を原文のまま引用し、その内容を見ながら、設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成する。
- (b) 基本設計方針の作成に併せて、基本設計方針として記載する事項およびそれらの設工認申請書の添付書類作成の考え方（理由）、基本設計方針として記載しない場合の考え方、ならびに詳細な検討が必要な事項として含めるべき設工認申請書の添付書類との関係を明確にし、それらを様式-6 に取りまとめる。
- (c) (a)および(b)で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式-7 および基本設計方針作成時の考え方を整理した様式-6 ならびに各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式-4 を用いて、施設ごとの基本設計方針を作成する。
- (d) 作成した基本設計方針を基に、抽出した適合性確認対象設備に対する安全重要度分類、耐震重要度分類、1.2Ss 機能維持に該当の有無、機種区分、品質重要度分類、兼用する際の登録の考え方および当該適合性確認対象設備に必要な設工認申請書の添付書類との関連性を様式-5 で明確にする。

(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）

設計を主管する箇所の長は、様式-2 で整理した適合性確認対象設備に対し、変更があった要求事項への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。

a. 基本設計方針の整理

設計を主管する箇所の長は、基本設計方針（「7.3(1) 基本設計方針の作成」参照）に基づく設計の実施に先立ち、基本設計方針に従った設計を漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下の流れで分類し、技術基準規則への適合性の確保が必要な要求事項を整理する。

- (a) 条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。
- (b) 整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。
- (c) 抽出したキーワードを基に要求事項を表 7.3-1 に示す要求種別に分類する。
- (d) 分類した結果を、設計項目となるまとまりごとに、様式-8 の「基本設計方針」欄に整理する。
- (e) 設工認の設計に不要な以下の基本設計方針を、様式-8 の該当する基本設計方針に網掛けすることにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があった条文に対応した基本設計方針を明確にする。
 - ・定義（基本設計方針で使用されている用語の説明）
 - ・冒頭宣言（設計項目となるまとまりごとの概要を示し、冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの）
 - ・規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針（既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており、様式-4 および様式-5 で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針）
 - ・適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針（当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が不要となる基本設計方針）

b. 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（対象設備の仕様を含む。）

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合したものとするために、以下により、必要な詳細設計を実施する。また、具体的な設計の流れを図 7.3-1 に示す。

- (a) 表 7.3-1 に示す「要求種別」ごとの「主な設計事項」に示す内容について、「再処理事業部 文書管理要領」に基づき管理されている設計図書等の記録をインプットとして、基本設計方針に対し、適

合性確認対象設備が技術基準規則等への必要な設計要求事項の適合性を確保するために必要な詳細設計の方針（要求機能、性能目標、防護方針等を含む。）を定めるための設計を実施する。

- (b) 様式-6で明確にした、詳細な検討を必要とした事項を含めて詳細設計を実施するとともに、以下に該当する場合は、その内容に従った詳細設計を実施する。

ア. 評価を行う場合

詳細設計として評価（解析を含む。）を実施する場合は、基本設計方針を基に詳細な評価方針および評価方法を定めた上で、評価を実施する。

また、評価の実施において、解析を行う場合は、適切な管理により品質を確保する。

イ. 複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合

複数の機能（施設間を含む。）を兼用する設備の設計を行う場合は、兼用するすべての機能を踏まえた設計を確実に実施するため、組織間の情報伝達を確実に実施し、兼用する機能ごとの系統構成を把握し、兼用する機能を集約した上で、兼用するすべての機能を満たすよう設計を実施する。

ウ. 設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合

設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は、設計が行われることを確実にするために、組織間の情報伝達を確実に実施し、設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち、設計を委ねた側においても、その設計結果を確認する。

エ. 他施設と共用する設備の設計を行う場合

他施設と共用する設備の設計を行う場合は、設計が確実に行われることを確実にするため、組織間の情報伝達を確実に実施し、施設ごとの設計範囲を明確にし、必要な設計が確実に行われるよう管理する。

上記ア～エの場合において、設計の妥当性を検証し、詳細設計方

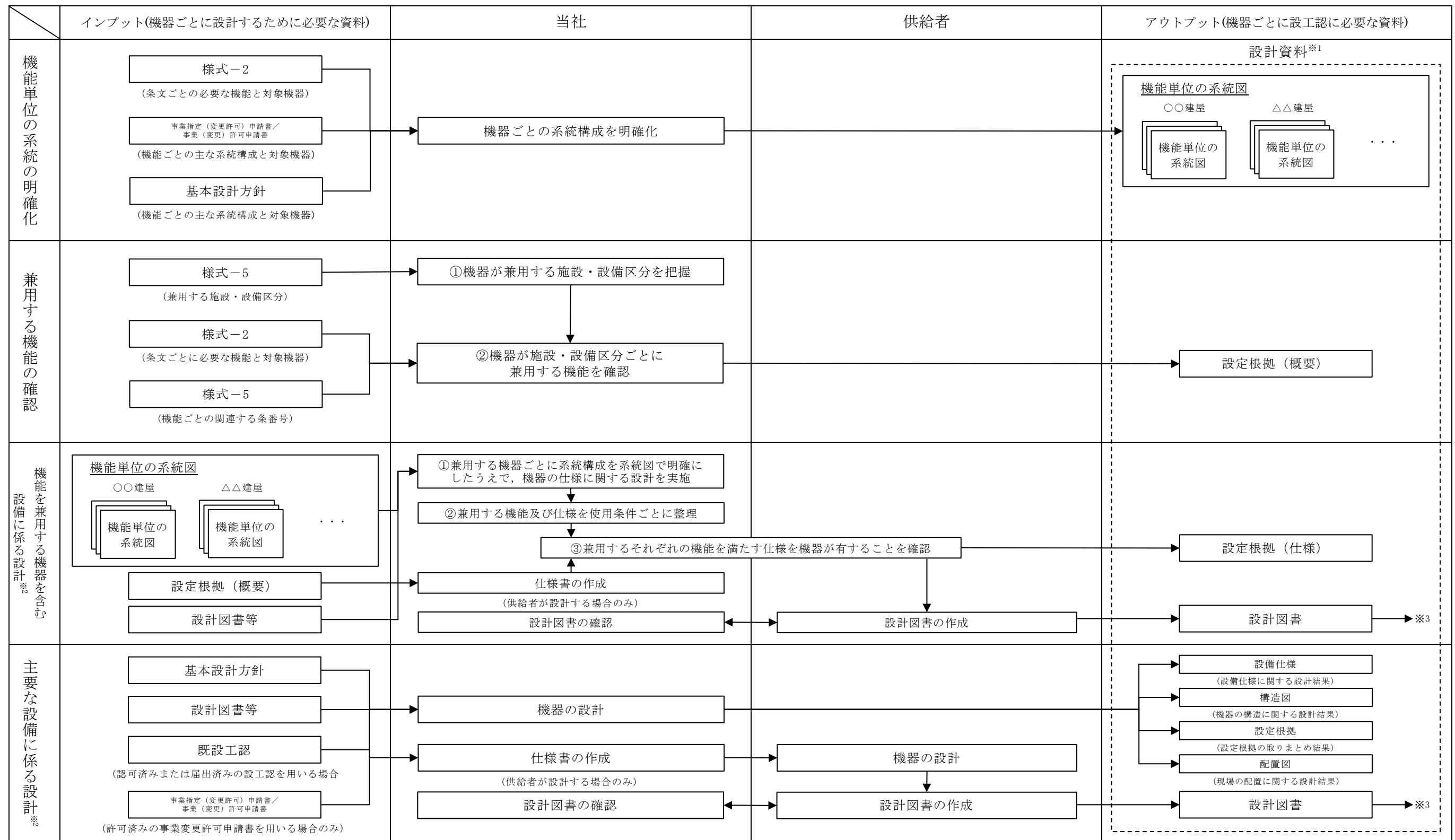
針を満たすことを確認するために検査を実施しなければならない場合は、条件および方法を定めた上で実施する。

また、これらの設計として実施したプロセスを様式-1 に取りまとめるとともに、設計結果を、様式-8 の「設工認設計結果（設計方針）」欄に整理する。

- (c) 表 7.3-1 に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、基本設計方針を作成した箇所の長にて、保安規定に必要な対応を取りまとめる。

表7.3-1 要求種別ごとの適合性の確保に必要となる主な設計事項とその妥当性を示すための記録との関係

要求種別		主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録	
設備	設置要求	目的とする機能・性能を有する設備の選定	<ul style="list-style-type: none"> 設計資料 設計図書（図面、設備仕様書等） 等	
	機能要求	目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な具体的な系統構成・設備構成	<ul style="list-style-type: none"> 設計資料 設計図書（図面、設備仕様書等） 等	
		目的とする機能・性能を実際に発揮させるために必要な設備の具体的な仕様	仕様設計 構造設計 強度設計（クラスに応じて）	<ul style="list-style-type: none"> 設計資料 設計図書（図面、設備仕様書、カタログ等） 算出根拠（計算式等） 等
	評価要求	対象設備が目的とする機能・性能を持つことを示すための方法とそれに基づく評価	仕様決定のための解析 条件設定のための解析 実証試験 技術基準規則に適合していることの確認のための解析 （耐震評価、耐環境評価）	<ul style="list-style-type: none"> 設計資料 有効性評価結果（事業変更許可申請書での安全解析の結果を含む。） 解析計画（解析方針） 設計図書（解析結果） 手計算結果 等
運用	運用要求	保安規定で定める必要がある運用方法とそれに基づく計画	維持または運用のための計画の作成	—



※1: 設工認の構成要素となる設計資料であり、別添-1に示す設計のレビュー・検証の対象になる。設計図書や技術検討書等といった業務管理文書や社内記録が該当する。
 ※2: 必要に応じて、「再処理事業部 設計管理要領」に従った設計管理を並行して実施する。
 ※3: 供給者から提出された設計図書を設工認へのインプットとして使用する場合は、当社が承認した後に使用する。

図 7.3-1 主要な設備の設計

(3) 設計のアウトプットに対する検証

設計を主管する箇所の長は、「7.3 設工認における設計および設計のアウトプットに対する検証」の「設計1」および「設計2」で取りまとめた様式-8を設計のアウトプットとして、これが設計のインプット（「7.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」および「7.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員に指示する。

なお、この検証は適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者に実施させる。

この検証の詳細は、別添-1「設計のレビュー・検証の実施方法」に定める。

(4) 設工認申請書の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設計を主管する箇所の長が設工認の設計として実施した「7.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」および「7.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」からのアウトプットを基に、設工認申請書を作成する。

なお、設工認申請書の作成については、別途定める業務管理文書「設工認作成要領」に、設工認申請書の審査・承認については、「再処理事業部 設工認対応業務細則」に従い実施する。

a. 仕様表の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、「7.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」の設計結果および設計図書等の設計資料を基に、必要な事項（種類、主要寸法、材料、個数等）を設備ごとに仕様表または図面等を作成する。

b. 施設ごとの基本設計方針のまとめ

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、「7.3(1) b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」で作成した施設ごとの基本設計方針を基に、まとめ直すことにより、設工認として必要な基本設計方針を作成する。

また、技術基準規則に規定される機能・性能を満足させるための基本的な規格および基準を「適用基準および適用規格」として作成する。

c. 工事の方法の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目および方法を記載するとともに、工事中の従事者および公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を「工事の方法」として作成する。

d. 各添付書類の作成

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、「7.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」の設計結果および設計図書等の設計資料を基に、基本設計方針に対する詳細設計の結果および設計の妥当性に関する説明が必要な事項を取りまとめた様式-6 および様式-7 を用いて、設工認に必要な添付書類を作成する。

なお、設工認に必要な添付書類において、解析コードを使用している場合には、「計算機プログラム（解析コード）の概要」を作成する。

7.4 設計における変更

設計を主管する箇所の長は、設計対象の追加または変更が必要となった場合、「7.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「7.3 設工認における設計および設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

8. 工事に係る品質管理の方法

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく具体的な設備の設計の実施およびその結果を反映した設備を導入するために必要な工事を、調達等により実施する。

8.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）

工事を主管する箇所の長は、工事段階において、設工認を実現するための具体的な設計（設計3）を実施し、決定した具体的な設備の設計結果（既に工事を着手し設置を終えている設備について、既に実施された具体的な設計の結果が設工認に適合していることを確認することを含む。）を様式-8の「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめる。

なお、様式－8「設備の具体的設計結果」欄の取りまとめに当たっては、その運用の最適化を平行して進めていくことから、適宜提示する別添－3「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧（様式－8）の作成要領について」の最新版を確認しながら作業すること。

8.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

工事を主管する箇所の長は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順および「調達管理要則」等に従い実施する。

なお、この工事の中で使用前事業者検査を実施する場合は、調達製品の検証の中で使用前事業者検査を含めて実施する。

また、設工認に基づき設置する設備のうち、既に工事に着手している設備については、以下のとおり取り扱う。

(1) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証を完了している適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し設置を完了して調達製品の検証を完了している（調達プロセスを完了している）適合性確認対象設備については、「9. 使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

(2) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し設置を完了して調達製品の検証段階の適合性確認対象設備については、「9. 使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

(3) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備

設工認に基づく設備を設置する工事のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備については、「調達管理要則」等に従い、着手時点のグレードに応じた工事を継続して実施するとともに、「9. 使用前事業者検査の方法」の段階から実施する。

なお、この工事の中で適合性確認を実施する場合は、調達製品の検証の中で実施する。

9. 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることおよび技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づく使用前事業者検査を計画し、「検査および試験管理要則」および「再処理事業部 検査および試験管理要領」に従い、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制のもと実施する。

9.1 使用前事業者検査の計画

検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様およびプロセスのとおりであることならびに技術基準規則に適合していることを確認するため、技術基準規則に適合するよう実施した設計結果を取りまとめた様式-8 に示された「設工認設計結果（設計方針）」欄ごとに、設計の妥当性確認を含む使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目および方法ならびに表 7.2-1 の要求種別ごとに表 9.1-1 に示す確認項目、確認視点および主な検査項目を基に計画を策定する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。

(1) 使用前事業者検査の方法の決定

検査を担当する箇所の長は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目および方法ならびに表 7.2-1 の要求種別ごとに定めた第 9.1-1 表に示す確認項目、確認視点、主な検査項目の考え方を使得、確認項目ごとに設計結果に関する具体的な検査概要および判定基準を、以下の手順により、使用前事業者検査の方法として明確にする。表 9.1-1 の検査項目ごとの概要および判定基準の考え方を表 9.1-2 に示す。

なお、使用前事業者検査の方法の決定に当たっては、その運用の最適化を平行して進めていくことから、適宜提示する別添-3「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧（様式-8）の作成要領について」の最新版を確認しながら作業すること。

- a. 様式-8 の「設工認設計結果（設計方針）」および「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別を基に、検査項目を決定する。
- b. 決定された検査項目より、表 9.1-2 に示す「検査項目、検査概要、

判定基準の考え方について（代表例）」および「工事の方法」を参照し適切な検査方法を決定する。

- c. 決定した各設備に対する以下の内容を、様式-8 の「確認方法」欄に取りまとめる。

なお、「確認方法」欄では、以下の内容を明確にする。

- (a) 検査項目
- (b) 検査方法

表 9.1-1 要求事項に対する確認項目および確認の視点

要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目	
設備	設計要求	設置要求	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	外観検査 据付・外観検査 状態確認検査	
		機能要求	材料、寸法、耐圧・漏えい等の構造、強度に係る仕様(仕様表)	仕様表の記載どおりであることを確認する。	材料検査 構造検査 強度検査
			系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	外観検査 寸法検査 耐圧・漏えい検査
			上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。	据付・外観検査 機能・性能検査 状態確認検査
	評価要求	解析書のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、基盤検査、設置要求の検査、機能要求の検査を適用	
運用	運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	状態確認検査	

表9.1-2 検査項目、検査概要および判定基準の考え方について（代表例）

検査項目	検査概要	判定基準の考え方
基盤検査	・地盤の地質状況が、再処理施設の基盤として十分な強度を有することを確認する。	・設工認のとおりであること。
材料検査	・使用されている材料の化学成分、機械的強度等が設工認のとおりであることを確認する。	・設工認のとおりであること、技術基準規則に適合するものであること。
構造検査	・主要寸法が設工認のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。	・設工認に記載されている主要寸法の計測値が、許容寸法を満足すること。
強度検査	・コンクリートの強度が設工認のとおりであることを確認する。	・設工認のとおり強度があること。
外観検査	・有害な欠陥がないことを確認する。	・健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。
寸法検査	・主要寸法が設工認のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。	・設工認に記載されている主要寸法の計測値が、許容寸法を満足すること。
耐圧・漏えい検査	・技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準規則の規定に基づく非破壊検査等により確認する。 ・耐圧検査終了後、技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準規則の規定に基づく非破壊検査等により確認する。	・検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。 ・著しい漏えいのないこと。
据付・外観検査	・組立て状態ならびに据付け位置および状態が設工認のとおりであることを確認する。 ・有害な欠陥がないことを確認する。	・設工認のとおりに組立て、据付けされていること。 ・健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。
状態確認検査	・設置要求における機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置および員数が設工認に記載のとおりであることを確認する。	・機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置および員数が適切であること。
	・評価要求に対するインプット条件（耐震サポート等）との整合性を確認する。	・評価条件を満足していること。
	・運用要求における手順が整備され、利用できることを確認する。	・運用された手順が整備され、利用できること。
機能・性能検査	・系統構成確認検査 可搬型設備の実際に使用する系統構成および可搬型設備等の接続が可能であることを確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能なこと。
	・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態または模擬環境により試運転等を行い、機器単体または系統の機能・性能を確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。
	・絶縁耐力検査 電気設備と大地の間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。
	・ロジック回路動作検査、警報検査、インターロック検査 電気設備、計測制御設備等について、ロジック確認、インターロック確認および警報確認等を行い、設備の機能・性能または特性を確認する。	・ロジック、インターロックおよび警報が正常に動作すること。
	・計測範囲確認検査、設定値確認検査 計測制御設備等の計測範囲または設定値を確認する。	・計測範囲または設定値が許容範囲内であること。
基本設計方針に係る検査※	・機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していることを確認する。	・機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。
QA検査	・工事が設工認の「工事の方法」および「設計および工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、もととなる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。	・設工認で示す「設計および工事に係る品質マネジメントシステム」および「工事の方法」のとおり工事管理が行われていること。

※：基本設計方針のうち、各検査項目で確認できない事項を対象とする。

10. 調達に係る品質管理の方法

設計または工事を主管する箇所の長は、設工認に適用した機器ごとの現行の各グレードに該当する実績を様式-9に取りまとめる。

なお、様式-9の作成に当たっては、その運用の最適化を平行して進めていくことから、適宜提示する、別添-2「各様式の作成に当たっての基本的な考え方」の最新版を確認しながら作業すること。

11. 設計、工事および検査に係る組織ならびに工事および検査に係る計画

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、設工認に基づき実施した施設ごとの具体的な体制ならびに工事および検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画について、設工認に示す設計、工事および検査の段階ごとに様式-1に取りまとめる。

なお、様式-1の作成に当たっては、その運用の最適化を平行して進めていくことから、適宜提示する、別添-2「各様式の作成に当たっての基本的な考え方」の最新版を確認しながら作業すること。

12. 適合性確認に係る設計図書の扱い

(1) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計および工事に用いる場合の管理

設計または工事を主管する箇所の長は、供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計および工事に用いる場合、供給者から提出させるとともに、当該の設計図書に対して必要な管理を実施する。また、設計図書の受領に当たって、以下の確認を実施する。

a. 設計図書の信頼性確認

設計当時から現在に至るまでの間、当社による供給者評価等（発注時の供給者評価、品質保証課による組織評価、調達先監査等）により、当該の供給者の品質マネジメントシステムが確認されていることを確認する。

b. 設計図書の最新性確認

当該設備として識別が可能であり、当該設備の製作年月日や改造等の履歴を考慮し、当該図書が最新の当該設備の状態を示すものであることを確認する。

(2) 過去の規格類を用いる際の留意点

設計または工事を主管する箇所の長は、供給者が所有する当社の管理下に無かった設計図書を設計および工事に用いる際、JIS や機械工学便覧等の規格類と組み合わせて利用する場合は、当該図書に適用されている版と当該設備に要求されている適切な版との差異を留意した上で利用する。

13. 記録の管理

本文書に基づき作成される記録（各様式）の管理は、別添-1、3に定める。

なお、様式-2～8は、資料が膨大であることや、常に最新の状態で共有する必要があることから、電子データでも管理する。

様式の電子データの具体的な管理方法については、別添-4「様式原本データ等の管理方法」に定める。

14. 改正および廃止

本文書の改正および廃止は、技術部許認可業務課員が作成し、許認可業務課長、技術部長、品質保証部品質保証課長、品質保証部長、再処理工場長および再処理副事業部長が審査を行い、再処理事業部長が承認する。

15. 付則

本文書は、2020年 月 日より施行する。

本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画（再処理施設の例）

各段階	プロセス(設計対象) 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
		当社	供給者			
設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化				
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定				
	3.3.3 (1)	基本設計方針の作成(設計1)				
	3.3.3 (2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)				
	3.3.3 (3)	設計のアウトプットに対する検証				
	3.3.3 (4)	設工認申請(届出)書の作成				
	3.3.3 (5)	設工認申請(届出)書の承認				
工事 及び 検査	3.4.1	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)				
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施				
	3.5.2	使用前事業者検査の計画				
	3.5.3	検査計画の管理				
	3.5.4	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理				
	3.5.5	使用前事業者検査の実施				
	3.7.2	識別管理及びトレーサビリティ				

本設工認に係る設計の実績，工事及び検査の計画（廃棄物管理施設の例）

各段階	プロセス(設計対象) 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
		当社	供給者			
設計	3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化					
	3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定					
	3.3.3 (1) 基本設計方針の作成(設計1)					
	3.3.3 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)					
	3.3.3 (3) 設計のアウトプットに対する検証					
	3.3.3 (4) 設工認申請(届出)書の作成					
	3.3.3 (5) 設工認申請(届出)書の承認					
工事及び検査	3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)					
	3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施					
	3.5.2 使用前事業者検査の計画					
	3.5.3 検査計画の管理					
	3.5.4 使用前事業者検査の実施					
	3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ					

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（再処理施設の例）

技術基準規則 第〇〇条（〇〇〇〇〇）		条文の分類		
再処理施設の技術基準に関する規則		再処理施設の技術基準に関する規則の解釈		
対象施設		適用要否判断 (○△-)	理由	備考
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設				
再 処 理 設 備 本 体	せん断処理施設			
	溶解施設			
	分離施設			
	精製施設			
	脱硝施設			
	酸及び溶媒の回収施設			
製品貯蔵施設				
計測制御系統施設				
放射性廃棄物の廃棄施設				
放射線管理施設				
そ の 他 再 処 理 設 備 の 附 属 施 設	電気設備			
	圧縮空気設備			
	給水処理設備			
	冷却水設備			
	蒸気供給設備			
	分析設備			
	化学薬品貯蔵供給設備			
	火災防護設備			
	竜巻防護対策設備			
	溢水防護設備			
	化学薬品防護設備			
	補機駆動用燃料補給設備			
	放出抑制設備			
	緊急時対策所			
通信連絡設備				
洞道				
施設共通（基本設計方針）				

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（廃棄物管理施設の例）

技術基準規則 第〇〇条（〇〇〇〇〇）		条文の分類		
特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則		特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈		
対象施設		適用要否判断 (○△-)	理由	備考
廃棄物管理設備本体	処理施設			
	管理施設			
放射性廃棄物の受入施設				
計測制御系統施設				
放射線管理施設				
その他廃棄物管理設備の附属施設	気体廃棄物の廃棄施設			
	液体廃棄物の廃棄施設			
	固体廃棄物の廃棄施設			
	火災防護設備（消防用設備）			
	電気設備			
	通信連絡設備			
	圧縮空気設備			
	給水処理設備			
	蒸気供給設備			
洞道				
施設共通（基本設計方針）				

施設と条文の対比一覧表（廃棄物管理施設の例）

施設 / 設備区分		特定第一種埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則																					
		第1章 総則						第2章 安全機能を有する施設															
		第1条 定義	第2条 特殊施設 廃止措置	第3条 廃棄物法 適用	第4条 設備 適用	第5条 設備 適用	第6条 設備 適用	第7条 廃棄物 処理	第8条 汚染監視 検入防止	第9条 検入防止	第10条 汚染防止	第11条 火災防止	第12条 安全確保	第13条 材料構成	第14条 防犯設備	第15条 防犯制御	第16条 防犯監視	第17条 検入・管理	第18条 検入・管理	第19条 検入・管理	第20条 検入・管理	第21条 検入・管理	第22条 検入・管理
廃棄物管理施設の種類		—	—	—	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	個別	共通	個別	個別	共通	
廃棄物 備本体 管理 施設	処理施設																						
	管理施設																						
放射性廃棄物の受入施設																							
計測制御系統施設																							
放射線管理施設																							
その他 廃棄物 管理 設備 の 附 属 施 設	気体廃棄物の廃棄施設																						
	液体廃棄物の廃棄施設																						
	固体廃棄物の廃棄施設																						
	火災防護設備(消防用設備)																						
	電気設備																						
	通信連絡設備																						
	圧縮空気設備																						
	給水処理設備																						
蒸気供給設備																							
洞道																							
施設共通(基本設計方針)																							

【記号説明】○：条文末末に追加・変更がある、又は追加設備がある。
 △：条文末末に追加・変更がなく、追加設備もない。
 —：条文末末を欠ける設備がない。(様式-3の該当無し)

各条文の設計の考え方（再処理施設の例）

第〇条（〇〇〇〇）				
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方				
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	添付書類
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方				
No.	項目	考え方	添付書類	
3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方				
No.	項目	考え方	添付書類	
4. 添付書類等				
No.	書類名			

各条文の設計の考え方（廃棄物管理施設の例）

第〇条（〇〇〇〇）				
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方				
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	添付書類
2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方				
No.	項目	考え方	添付書類	
3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方				
No.	項目	考え方	添付書類	
4. 添付書類等				
No.	書類名			

要求事項との対比表（再処理施設の例）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考

要求事項との対比表（廃棄物管理施設の例）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（再処理施設の例）

再処理施設				項目番号						
				基本設計方針						
要求種別										
施設区分	設備区分	機器区分	関連条文	機器名	設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法	設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法
基本設計方針対象設備 (仕様表に記載がない設備)										

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（廃棄物管理施設の例）

廃棄物管理施設				項目番号						
				基本設計方針						
要求種別										
施設区分	設備区分	機器区分	関連条文	機器名	設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法	設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法
基本設計方針対象設備 (仕様表に記載がない設備)										

設計のレビュー・検証の実施方法

目 次

1. 設計のレビュー・検証の概要	1
2. 設計のレビュー（設計段階）の実施方法	2
3. 設計の検証の実施方法	3
4. 設計のレビュー（工事段階）の実施方法	4
5. 設計の変更管理	5
6. 記録の確認および管理	6

別表-1 設計のレビュー（設計段階）の観点

様式-10-1 「設計のレビューの記録（設計段階）」

様式-10-2 「設計のレビューの記録（設計段階）の確認結果」

様式-11 「設計の検証の記録」

様式-12-1 「設計のレビューの記録（工事段階）」

様式-12-2 「設計のレビューの記録（工事段階）の確認結果」

1. 設計のレビュー・検証の概要

設計または工事を主管する箇所の長は、設工認の設計の過程において、各段階におけるアウトプットである様式-2～様式-8 および設工認の設計資料に対して、設計のレビュー・検証を実施する。これらの業務の流れを図 1-1 に示す。

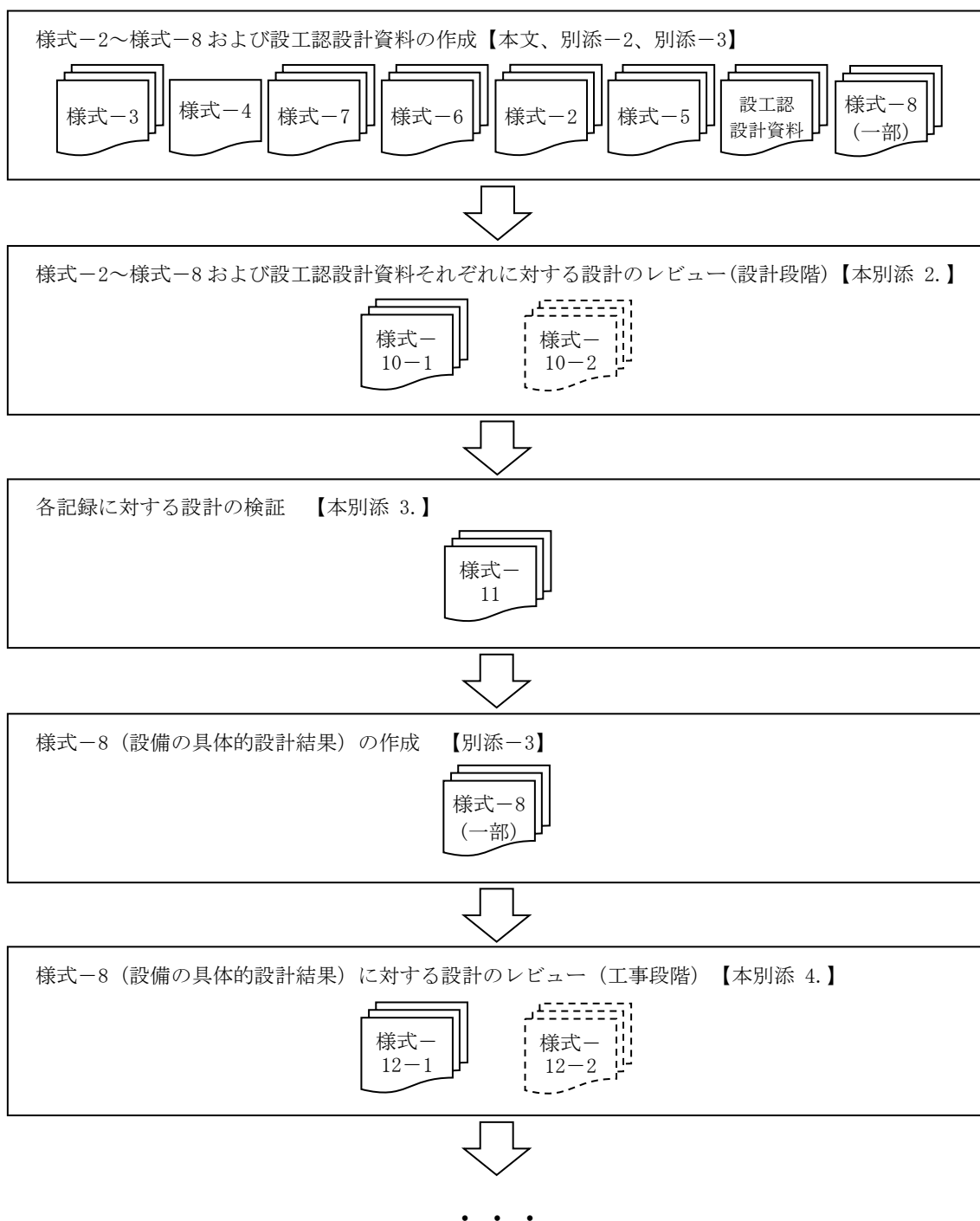


図 1-1 設計のレビューまたは設計の検証の流れと各段階で作成する記録

この設計のレビューおよび設計の検証は、様式-2～様式-8 および設工認の設計資料（設工認申請書の構成要素となる設計図書等）に対して実施するものである。

設工認の設計の過程において、新たに設備の具体的な設計および工事を実施する必要性が生じた場合は、設計または工事を主管する箇所の長は、本別添で定める様式等に対する設計のレビューおよび設計の検証に加えて、「再処理事業部 設計管理要領」に定める設計開発のレビューおよび設計開発の検証を実施する。

2. 設計のレビュー（設計段階）の実施方法

設計を主管する箇所の長は、以下に従って、設計のレビューを実施する。

2.1 設計のレビュー（設計段階）の対象

設計を主管する箇所の長は、それぞれが主管する様式-2～様式-7 および様式-8（「設備の具体的設計結果」および「確認方法」以外の欄）ならびに設工認設計資料の作成後、設計のレビューを実施する。設計のレビューの実施単位については、2.4に示す記録の作成単位とする。

なお、各記録に対する設計のレビューの実施順序は問わないが、設計のレビューの実施後に記録の変更（設計の変更）が生じた場合は、変更対象に対して再度設計のレビューを実施する必要がある。また、後記の設計の検証までに、検証対象となる各記録の設計のレビューを全て完了させること。

2.2 設計のレビュー（設計段階）の目的

設計を主管する箇所の長は、各記録に対して、別表-1に示す観点から設計のレビューを実施する。また、各記録に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。

2.3 設計のレビュー（設計段階）の実施形態

設計を主管する箇所の長は、設計のレビューに、当該の設計段階に関連する部門の代表者^{※1}および当該設計に係る専門家^{※2}を参加させる。また、設計のレビューは、対面会議の他、電子メールや紙面による回覧等の方法により実施する。

※1：「当該の設計段階に関連する部門の代表者」とは、当該の設計を主管する箇所の課長・GLをいう。
なお、様式-5の設計のレビューにおいて、「他施設との共用」欄に他施設との共用が記されている場合、他施設における当該設備の設計を主管する箇所の課長・GLを参加させる。

※2：「当該設計に係る専門家」とは、設計を主管する箇所の課長・GLが、当該設計に関して十分な力量を持っていると判断し指名する者をいう。このとき、設計を主管する箇所の課長・GLは、「当該設計に係る専門家」として、自らを指名することができる。

2.4 設計のレビュー（設計段階）の記録

設計を主管する箇所の長は、設計のレビューの結果の記録および設計のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録として、以下に従って、様式-10-1「設計のレビューの記録（設計段階）」等を作成する。

- (1) 様式-10-1の作成単位（設計のレビューの実施単位）は、原則、各記録のできあがりの単位（施設ごと、条文ごと、図面ごと、添付書類ごと等）と同等とする。また、設計のレビューの対象となった各記録は、様式-10-1の添付とし、添付となった各記録を正式な記録として管理する。
- (2) 各記録の中で、単一箇所が複数の設計を主管している場合（様式-3の複数条文について、単一箇所で作成している場合等）は、その設計を主管している箇所の長は、まとめて設計のレビューを実施することができる。この場合、様式-10-1の「設計のレビューの対象」欄について、複数の設計に対して実施したことがわかるように記載すること。
- (3) 各記録の中で、複数箇所が設計を主管している場合（様式-5のそれぞれの設備等について、複数箇所で作成している場合等）は、それぞれの設計を主管している箇所の長は、作成を担当した範囲で設計のレビューを実施する。この場合、様式-10-1の「設計のレビューの対象」欄において、各記録のどの範囲に対して設計のレビューを実施したか、わかるように記載すること。

また、設計を主管する箇所をとりまとめている箇所の長は、それぞれの設計を主管している箇所の長のレビュー結果（様式-10-1）により、当該の記録が漏れなくレビューされていることを確認した上で、様式-10-2「設計のレビューの記録（設計段階）の確認結果」を作成する。

3. 設計の検証の実施方法

様式-8に係る設計を主管する箇所の長は、以下に従って、設計の検証を実施する。

3.1 設計の検証の対象

様式-8に係る設計を主管する箇所の長は、それぞれの設計を主管する箇所の長が作成した様式-2～様式-7および様式-8（「設備の具体的設計結果」および「確認方法」以外の欄）ならびに設工認の設計資料を対象に、各記録の設計のレビュー（設計段階）の完了後、設計の検証を実施する。設計の検証の実施単位については、3.4に示す記録の作成単位とする。

なお、設計の検証の実施後に記録の変更（設計の変更）が生じた場合は、変更対象に対

して再度設計の検証を実施する必要がある。また、設工認申請書案の安全委員会審議までに、当該申請に関連する設計の検証を全て完了させること。

3.2 設計の検証の目的

様式-8に係る設計を主管する箇所の長は、様式-11に示す観点から設計の検証を実施する。また、問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にする。

3.3 設計の検証の実施形態

様式-8に係る設計を主管する箇所の長は、設計の検証の実作業について、適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者^{※3}に実施させる。また、設計の検証は、作業会の他、電子メールや紙面による回覧等の方法により実施する。

※3：「適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者」とは、様式-8の作成担当者の所属する部署の部長をいう。

3.4 設計の検証の記録

様式-8に係る設計を主管する箇所の長は、設計の検証の結果の記録および設計の検証の結果に基づき講じた措置に係る記録として、以下に従って、様式-11「設計の検証の記録」を作成する。

- (1) 様式-11の作成単位（設計の検証の実施単位）は、原則、様式-8のできあがりの単位（施設ごと）と同等とする。
- (2) 様式-8の中で、複数箇所が設計を主管している場合（様式-8のそれぞれの設備等について、複数箇所で作成している場合等）は、様式-8に係る設計を主管する箇所をとりまとめている箇所の長が、一律、設計の検証を実施する。

4. 設計のレビュー（工事段階）の実施方法

工事を主管する箇所の長は、以下に従って、設計のレビューを実施する。

4.1 設計のレビュー（工事段階）の対象

工事を主管する箇所の長は、それぞれが主管する様式-8（「設備の具体的設計結果」欄）の作成後、設計のレビューを実施する。設計のレビューの実施単位については、4.4に示す記録の作成単位とする。

なお、設計のレビューの実施後に記録の変更（設計の変更）が生じた場合は、変更対象に対して再度設計のレビューを実施する必要がある。また、使用前事業者検査の計画前までに、検査対象となる様式-8の設計のレビューを全て完了させること。

4.2 設計のレビュー（工事段階）の目的

工事を主管する箇所の長は、様式-8（「設備の具体的設計結果」欄）に対して、様式-12-1に示す観点から設計のレビューを実施する。また、様式-8に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。

4.3 設計のレビュー（工事段階）の実施形態

工事を主管する箇所の長は、設計のレビューに、当該の設計段階に関連する部門の代表者^{※4}および当該設計に係る専門家^{※5}を参加させる。また、設計のレビューは、対面会議の他、電子メールや紙面による回覧等の方法により実施する。

※4：「当該の設計段階に関連する部門の代表者」とは、当該の工事を主管する箇所の課長・GLをいう。

※5：「当該設計に係る専門家」とは、工事を主管する箇所の課長・GLが、当該工事に関して十分な力量を持っていると判断し指名する者をいう。このとき、工事を主管する箇所の課長・GLは、「当該設計に係る専門家」として、自らを指名することができる。

4.4 設計のレビュー（工事段階）の記録

工事を主管する箇所の長は、設計のレビューの結果の記録および設計のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録として、以下に従って、様式-12-1「設計のレビューの記録（工事段階）」等を作成する。

- (1) 様式-12-1の作成単位（設計のレビューの実施単位）は、原則、様式-8のできあがりの単位（施設ごと）と同等とする。また、設計のレビューの対象となった様式-8は、様式-12-1の添付とし、添付となった様式-8を正式な記録として管理する。
- (2) 様式の中で、複数箇所が工事を主管している場合（例えば、様式-8のそれぞれの設備等について、複数箇所で作成している場合等）は、それぞれの工事を主管している箇所の長は、作成を担当した範囲で設計のレビューを実施する。この場合、様式-12-1の「設計のレビューの対象」欄において、様式-8のどの範囲に対して設計のレビューを実施したか、わかるように記載すること。

また、設計を主管する箇所をとりまとめている箇所の長は、それぞれの設計を主管している箇所の長のレビュー結果（様式-12-1）により、様式-8（「設備の具体的設計結果」欄）が漏れなくレビューされていることを確認した上で、様式-12-2「設計のレビューの記録（工事段階）の確認結果」を作成する。

5. 設計の変更管理

設計または工事を主管する箇所の長は、各段階における設計のレビューまたは設計の検証後に、その対象となった様式-2～様式-8 または設工認設計資料に対して変更を実

施する場合、変更箇所に対して必要な設計のレビューまたは設計の検証を、2～4 の実施方法に従い、再度実施する。

6. 記録の確認および管理

設計または工事を主管する箇所の長は、表 6-1 に示す本別添で定める様式の作成後、品質保証部品質保証課長に提出する。

品質保証課長は、設工認の元となる様式等の作成が適切に行われたことを確実にするため、提出された各様式に対して、設計のレビュー・検証が本別添に定めるとおりに実施されたことを確認する。

品質保証課長は、上記の確認を実施した後、提出された各様式を記録として管理する。

表 6-1 設計のレビュー・検証の記録一覧

様式名称	承認者	最終的な 原本管理者	保有 年限	備考
様式-10-1 設計のレビューの 記録（設計段階）	各記録に係る 設計を主管する箇 所の長	品質保証課長	永年	設計のレビューの対象とした様式-2~8 または設工認設計資料を含む。
様式-10-2 設計のレビューの 記録（設計段階）の 確認結果	各記録に係る 設計を主管する箇 所をとりまとめた いる箇所の長	品質保証課長	永年	本様式が作成されている場合、上記、様式 -10-1 と合わせて管理する。
様式-11 設計の検証の記録	様式-8 に係る 設計を主管する箇 所（をとりまとめ ている箇所）の長	品質保証課長	永年	設計の検証の対象である上記、様式-10 -1、様式-10-2 と合わせて管理する。
様式-12-1 設計のレビューの 記録（工事段階）	工事を主管する箇 所の長	品質保証課長	永年	設計のレビューの対象とした様式-8 を 含む。
様式-12-2 設計のレビューの 記録（工事段階）の 確認結果	工事を主管する箇 所をとりまとめた いる箇所の長	品質保証課長	永年	本様式が作成されている場合、上記、様式 -12-1 と合わせて管理する。

別表-1 設計のレビュー（設計段階）の観点

対象	確認項目
様式-2	(1)安全機能を有する施設について、事業変更許可申請書ならびに技術基準規則およびその解釈等の要求事項を満足するために必要な設備または運用が漏れなく抽出されているか。
	(2)重大事故等対処施設について、事業変更許可申請書ならびに技術基準規則およびその解釈等の要求事項を満足するために必要な設備または運用が漏れなく抽出されているか。
様式-3	施設ごとに適用される条文が、別添-2 図 1.3-3「技術基準規則の適用要否判断フロー」および別添-2 図 1.3-4「適用要否判断」欄の記載フローに基づき、適正に抽出されているか。
様式-4	様式-3の結果と整合しているか。
様式-5	(1)様式-2で抽出された仕様書の記載設備がそれぞれの施設区分ごとに適切に整理されているか。
	(2)様式-2で抽出された仕様書として記載要求のない設備がそれぞれの施設区分ごとに適切に整理されているか。
	(3)様式-2で抽出された設備または運用が漏れなく記載されているか。
	(4)様式-2で抽出された設備または運用が事業変更許可申請書の記載順で「施設区分」、「設備区分」、「機器区分」ごとに整理されているか。
	(5)それぞれの設備に対して、必要な設工認添付書類が全て星取りされているか等、必要な内容が記載されているか。
様式-6	技術基準規則の条文ごとに、基本設計方針で記載する事項の技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方、事業変更許可申請書本文およびその添付書類に記載されている内容のうち基本設計方針として記載しない場合の考え方ならびに詳細な検討が必要な事項として含めるべき設工認添付書類との関係が明確にされているか。
様式-7	技術基準規則の各条文およびその解釈ならびに関係する事業変更許可申請書本文およびその添付書類に記載されている内容から、設計すべき項目を基本設計方針としてもれなく作成しているか。
様式-8	(1)様式-8の基本設計方針と設工認本文に記載された基本設計方針との対応について、第三者が容易に確認できる状態にあるか。
	(2)それぞれの設備に対して、基本設計方針を満たす設工認設計結果が記載されているか。
設工認設計資料	「基本設計方針」および「基本設計方針を用いて実施した、適合性確認対象設備に対し追加・変更された要求事項への適合性を確保するための詳細設計」を基にとりまとめた設工認設計資料の内容は妥当か。

注：設計のレビューの対象に応じて、本表に示す「確認項目」を、様式-10-1の「確認項目」欄に転記すること。その際、空白となる確認項目行については、様式から削除すること。

〇〇部 〇〇課・G

承認	審査		作成
課長・GL	〇〇	〇〇	〇〇
(. .)	(. .)	(. .)	(. .)

設計のレビューの記録（設計段階）

【 再処理施設 / 廃棄物管理施設 】

設計の レビュー の対象			設計区分
			新規・変更
日付	〇〇〇〇年〇月〇日 ~ 〇〇〇〇年〇月〇日		
場所			
参加者	当該設計段階に 関連する部門の代表者		
	当該設計に係る専門家		
	その他の参加者		
確認項目			確認結果
			良・否
			良・否
			良・否
			良・否
			良・否
問題点および必要な措置の提案結果			
必要な措置の提案結果に基づき講じる措置			

〇〇部 〇〇課・G

承認	審査		作成
課長・GL	〇〇	〇〇	〇〇
(. .)	(. .)	(. .)	(. .)

設計のレビューの記録（設計段階）の確認結果

【 再処理施設 / 廃棄物管理施設 】

確認対象		設計区分
		新規・変更
確認対象に 関係する設計を 主管する箇所		
確認項目		確認結果
確認対象に関する設計を主管する箇所の長が、確認対象に対して漏れなくレビューを実施しているか。		良・否
確認対象に関する設計を主管する箇所の長が、業務管理文書「再処理施設および廃棄物管理施設の適合性確認について」の別添-1「設計のレビュー・検証の実施方法」に基づきレビューを実施しているか。		良・否

〇〇部 〇〇課・G

承認	審査		作成
課長・GL	〇〇	〇〇	〇〇
(. .)	(. .)	(. .)	(. .)

設計の検証の記録

【 再処理施設 / 廃棄物管理施設 】

設計の 検証 の対象			設計区分
			新規・変更
実施者	適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職位の者		
	その他の実施者		
確認項目			確認結果
各施設と技術基準規則の各条文との関係が、漏れなく適切に整理されているか。 (様式-3 ⇒ 様式-4 ⇒ 様式-5 ⇒ 様式-8 の作成単位 (施設名、条文番号) が対象)			良・否
要求事項を満足するために必要な設備または運用が、設備ごとに漏れなく適切に抽出されているか。 (様式-2 ⇒ 様式-5 ⇒ 様式-8 の「施設区分」、「設備区分」、「機器区分」、「関連条文」、「機器名」欄が対象)			良・否
技術基準規則の各条文およびその解釈ならびに事業変更許可申請書および設工認添付書類の内容に対する考え方 (基本設計方針) が、漏れなく適切に記載されているか。 (様式-7 ⇒ 様式-8 の「基本設計方針」、「要求種別」欄が対象)			良・否
対象設備の仕様の決定を含む設計がなされ、基本設計方針に適合するために必要な設計が、漏れなく適切に記載されているか。 (様式-7 ⇒ 様式-6 ⇒ 様式-5 ⇒ 設工認設計資料 ⇒ 様式-8 の「設工認設計結果 (設計方針)」欄が対象)			良・否
適合性確保に必要な設計方針の妥当性を示すための記録等が、漏れなく適切に記載されているか。 (様式-5 ⇒ 設工認設計資料 ⇒ 様式-8 の「設工認設計結果 (記録等)」欄) が対象)			良・否
問題点			
問題点に対して講じる措置			

〇〇部 〇〇課・G

承認	審査		作成
課長・GL	〇〇	〇〇	〇〇
(. .)	(. .)	(. .)	(. .)

設計のレビューの記録（工事段階）
【 再処理施設 / 廃棄物管理施設 】

設計の レビュー の対象			設計区分
			新規・変更
日付	〇〇〇〇年〇月〇日 ~ 〇〇〇〇年〇月〇日		
場所			
参加者	当該設計段階に 関連する部門の代表者		
	当該設計に係る専門家		
	その他の参加者		
確認項目			確認結果
「設工認設計結果」欄を踏まえ、工事で実現するための「設備の具体的設計結果」欄が、漏れなく適切に記載されているか。			良・否
適合性確認検査（使用前事業者検査）として確認が必要な項目（検査に繋がる情報）が明確にされているか。			良・否
問題点および必要な措置の提案結果			
必要な措置の提案結果に基づき講じる措置			

〇〇部 〇〇課・G

承認	審査		作成
課長・GL	〇〇	〇〇	〇〇
(. .)	(. .)	(. .)	(. .)

設計のレビューの記録（工事段階）の確認結果

【 再処理施設 / 廃棄物管理施設 】

確認対象		設計区分
		新規・変更
確認対象に 関係する工事を 主管する箇所		
確認項目		確認結果
確認対象に関する工事を主管する箇所の長が、確認対象に対して漏れなくレビューを実施しているか。		良・否
確認対象に関する工事を主管する箇所の長が、業務管理文書「再処理施設および廃棄物管理施設の適合性確認について」の別添-1「設計のレビュー・検証の実施方法」に基づきレビューを実施しているか。		良・否

各様式の作成に当たっての基本的な考え方

目 次

1. 各様式の作成	1
1.1 様式-1 (本工事計画に係る設計の実績, 工事及び検査の計画)	3
1.2 様式-2 (設備リスト)	17
1.3 様式-3 (技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方)	26
1.4 様式-4 (施設と条文の対比一覧表)	31
1.5 様式-5 (設工認添付書類星取表)	32
1.6 様式-6 (設工認申請書各条文の設計の考え方)	45
1.7 様式-7 (要求事項との対比表)	49
1.8 様式-8 (基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表)	69
1.9 様式-9 (適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理グレード及び実績 (設備関係))	71
2. 各様式のチェック	74
3. 各様式の管理	75

1. 各様式の作成

各部署は、以降に示す基本的な考え方にに基づき、本別添に定める各様式を作成する。

なお、様式-1 と様式-9 は、再処理施設または廃棄物管理施設の設工認添付書類として作成する。

一方で、様式-2～様式-8 は、本業務管理文書本文（以下「本文」という。）で規定するプロセスのアウトプットとして作成することから、例えば異なる施設間で共用する場合、共通で利用できるよう作成することができる。

参考として、本文にて規定する各様式の間を 図 1-1 に示す。

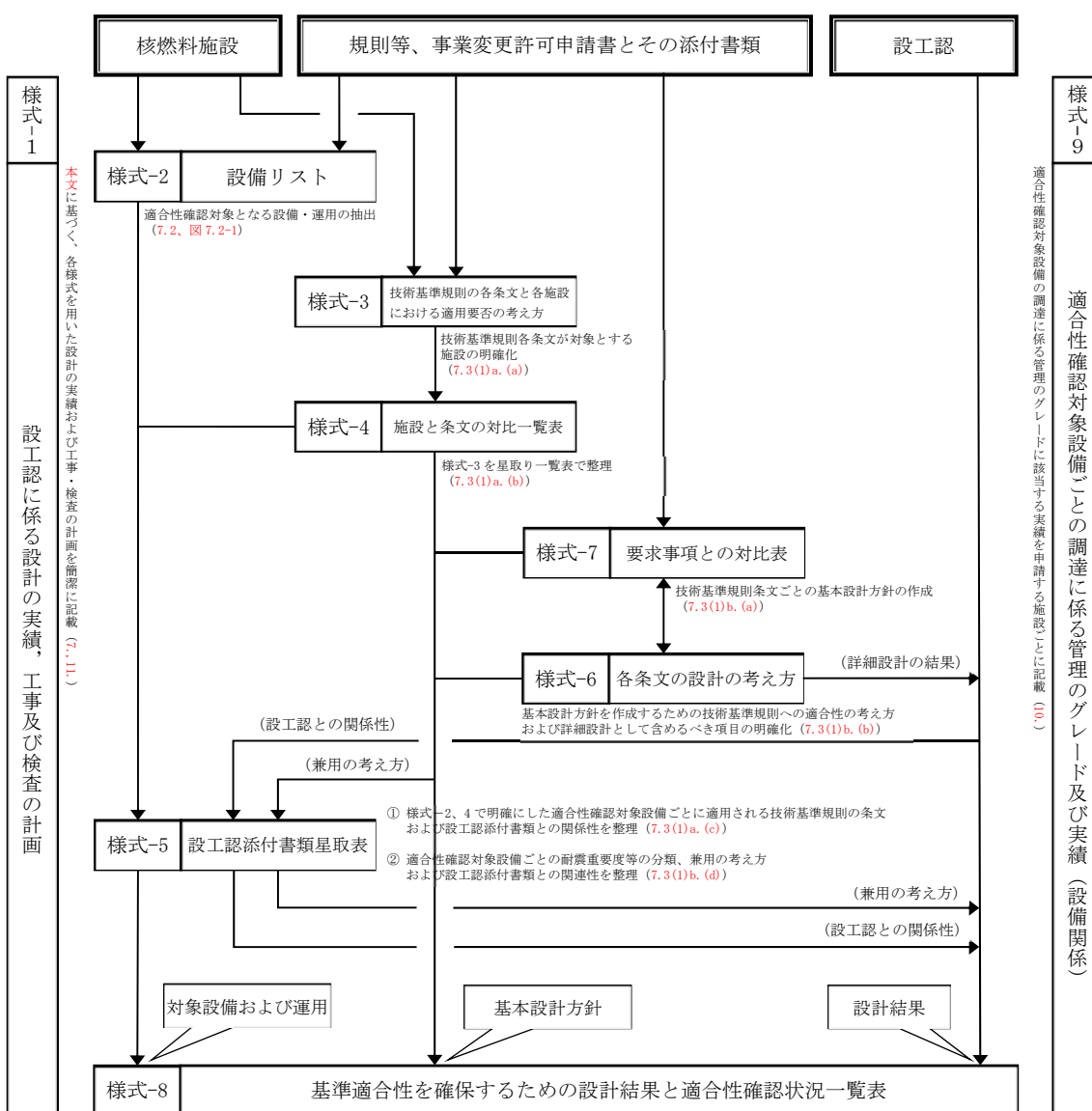


図 1-1 本文で規定する各様式の関係

また、本文にて規定するプロセスを含む、設工認添付書類「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」にて説明予定のプロセスの概要を表 1-1 に示す。

表 1-1 設工認における設計、工事及び検査の各段階

各段階		概要	
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	技術基準規則等に対応するための設備または運用の抽出
	3.3.3(1)	基本設計方針の作成（設計1）	要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3(2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3.3.3(4)	設工認申請（届出）書の作成	設工認申請（届出）書の作成
	3.3.3(5)	設工認申請（届出）書の承認	設工認申請（届出）書の承認
	3.3.4	設計における変更	設計対象の追加や変更時の対応
工事及び検査	3.4.1	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施（設計3）	設工認を実現するための具体的な設計
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	適合性確認対象設備の工事の実施
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様およびプロセスのとおりであることならびに技術基準規則に適合していること
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様およびプロセスのとおりであることを確認する計画と方法の決定
	3.5.3	検査計画の管理	使用前事業者検査を実施する際の工程管理
	3.5.4※	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理
3.5.5	使用前事業者検査の実施	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様およびプロセスのとおりであることを確認することを確認	
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	適合性確認に必要な、設計、工事および検査に係る調達管理
トレーサビリティ及び識別管理	3.7.2	識別管理及びトレーサビリティ	適合性確認に必要な、識別管理およびトレーサビリティの確保

※：廃棄物管理施設では、使用前事業者検査（溶接検査）を実施しないことから本項は適用範囲外である。

1.1 様式-1 (本工事計画に係る設計の実績, 工事及び検査の計画)

設計または工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の設計に係るプロセスの実績を設工認申請（補正や届出の扱いについては追而提示）ごとに作成する。また、**設工認申請に係る総括を主管する箇所**は、設計または工事を主管する箇所の長の作成した実績を取りまとめるとともに、工事・検査に係るプロセスの計画を作成する。各部署は、作成に当たって、以下に示す手順に従う。

なお、記載内容の統一の観点から、様式-1に係る共通的な表記方法を「標準的記載」等として記載したが、設計の実績等の表現により適した表記を用いる場合は、これを妨げるものではない。

様式-1の各欄と以降の説明項目の関係図を図1.1-1に示す。

各段階	プロセス(設計対象) 実績: 3.3.1~3.3.3(5) 計画: 3.4.1~3.7.2	組織内外の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連		インプット	アウトプット	他の記録類
		当社	供給者			
設計	3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化				(1)	
	3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定				(2)	
	3.3.3 (1) 基本設計方針の作成(設計1)				(3)	
	3.3.3 (2) 適合性確認対象設備の各々の設計(設計2)				(4)	
	3.3.3 (3) 設計のアウトプットに対する検証				(5)	
	3.3.3 (4) 設工認申請(届出)書の作成				(6)	
	3.3.3 (5) 設工認申請(届出)書の承認				(7)	
工事 及び 検査	3.4.1 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)				(8)	
	3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施					
	3.5.2 使用前事業者検査の計画					
	3.5.3 検査計画の管理					
	3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理					
	3.5.5 使用前事業者検査の実施				(9)	
3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ						

図 1.1-1 様式-1の各欄と以降の説明項目の関係

(1) 「3.3.1」段階

本段階は、設計に必要な新規制基準の要求事項を明確にするプロセスであるが、
本文「7.1」により、以下の事項を要求事項としてあらかじめ明確化する。

【再処理施設の場合】

- ・「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 27 号）」に適合しているとして許可された「再処理事業変更許可申請書」
- ・再処理施設の技術基準に関する規則

【廃棄物管理施設の場合】

- ・「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 31 号）」に適合しているとして許可された「廃棄物管理事業変更許可申請書」
- ・特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則

そこで、図 1.1-2 に示す内容を標準的な記載とする。

組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
当社	供給者			
◎	-	「事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書」、技術基準規則、【事業指定基準規則または事業許可基準規則】	-	業務管理文書「再処理施設および廃棄物管理施設の適合性確認について」

図 1.1-2 様式-1 「3.3.1」欄の標準的記載

(2) 「3.3.2」段階

本段階は、(1)で明確にした要求事項への対応に必要な設備を、本別添「[図 1.2-2](#)」に基づき、様式-2 を用いて適合性確認対象設備となる設備または運用を抽出するプロセスである。

また、本文「[6.2](#)」に基づき、本段階のアウトプットである様式-2 をレビューするプロセスを含んでいる。

以上のプロセスを実績として記載するにあたり、[図 1.1-3](#) に示す内容を標準的な記載する。

組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
当社	供給者			
◎	-	【事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書】、技術基準規則、【事業指定基準規則または事業許可基準規則】	様式-2	設計のレビューの記録(設計段階)

図 1.1-3 様式-1 「3.3.2」欄の標準的記載

(3) 「3.3.3(1)」段階

本段階は(1)で明確にした要求事項のうち、技術基準規則をインプットとして実施する、以下のプロセスである。

- ・技術基準規則各条が対象とする施設を、様式-3 および様式-4 を用いて明確にする。
- ・様式-2 および様式-4 で明確にした適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条番号と設工認添付書類の関連を、様式-5 を用いて整理する。
- ・基本設計方針を作成するための技術基準規則への適合性の考え方および詳細設計として含めるべき項目を、様式-6 を用いて明確にするとともに、技術基準規則条文ごとの基本設計方針を、様式-7 を用いて作成する。
- ・様式-5 を用いて、様式-2 で明確にした適合性確認対象設備と、安全重要度分類、耐震重要度分類、機種区分、1.2Ss 機能維持に該当の有無、品質重要度分類および兼用の考え方を整理する。

また、本文「6.2」に基づき、本段階のアウトプットである様式-3～様式-7 をレビューするプロセスを含んでいる。

以上のプロセスを実績として記載するにあたり、図 1.1-4 に示す内容を標準的な記載する。

組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
当社	供給者			
◎	-	技術基準規則	様式-3, 4	設計のレビューの記録(設計段階)
		様式-2, 4, [事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書], 技術基準規則	様式-5	設計のレビューの記録(設計段階)
		[事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書], 技術基準規則	様式-6, 7	設計のレビューの記録(設計段階)

図 1.1-4 様式-1 「3.3.3(1)」欄の標準的記載

(4) 「3.3.3(2)」段階

本段階は詳細設計に係るプロセスであるが、その実績を表記するにあたっては、設計の要求レベル（簡易的な設計で済むもの、詳細な設計を要するもの等）やヒアリングでの折衝経緯等により、設備で記載内容に差異が生じる。

そこで、本段階のプロセスの実績を、以下の a～c に分割して表記する。

a. 共通的に適用される設計

本段階は、様式-5 および基本設計方針をインプットとして、以下のプロセスを経て得られた設計結果を、様式-8 を用いて整理して、技術基準規則への適合に必要な設計が網羅的に行われていることを明確にするプロセスである。

- ・ 条文ごとに作成した基本設計方針に対する、要求種別ごとの分類
- ・ 分類した基本設計方針に対する、設計図書等の記録をインプットとした詳細設計の方針を定めるための設計
- ・ 様式-6 で明確にした詳細な検討を必要とした事項を含めた、詳細設計の方針に基づく詳細設計（該当する場合は、評価、兼用設備の設計、他設備の設計に含めた設備の設計、他施設と共用する設備の設計を含む。）の実施

また、本文「7.3.(2)b.(c)」に基づき、「運用要求」に分類された基本設計方針について保安規定に取りまとめるプロセスを含んでいるほか、本文「6.2」に基づき、本段階の最終的なアウトプットである様式-8 をレビューするプロセスを含んでいる。

以上のプロセスのうち共通的な設計の実績を記載するにあたり、図 1.1-5a に示す内容を標準的な記載とする。

組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
当社	供給者			
◎	-	様式-5、様式-7(基本設計方針)	様式-8	設計のレビューの記録(設計段階)

図 1.1-5a 様式-1 「3.3.3(2)」欄の標準的記載（共通設計項目の部分）

b. 個別に適用される設計

詳細設計の結果である、設工認に記載された内容について、図 1.1-5b-1 に示すフローに基づき実施した設計のインプットの資料とそのアウトプットである設工認設計資料を記載する。

なお、本段階は設工認の記載内容そのものを記載するものではないが、項目単位を設工認添付書類（説明書）の目次単位で作成、設工認にて使用する用語を用いる等、設工認と様式-1 とで整合性があるように記載する。

この他、記載にあたっては、以下の事項に留意する。

- (a) 原則、基本設計方針ごと（技術基準規則の条文ごと）に、〇〇に関する設計等として、項目を記載する。

ただし、基本設計方針に基づかない設計の場合等については、それぞれの項目を起こして記載することができる（設工認設計資料に関する設計行為が、全て拾い上げられる様に記載する必要がある）。

- (b) 設工認添付書類の説明書の目次順序で整理する（各設計のアウトプットとして何らかの説明書が含まれるため、その説明書と紐付けし、並べ替える）。

- (c) 設計の過程において、供給者への委託（調達）が存在する場合は、「供給者」欄には「○」を記載する（完全に自社設計の場合のみ「-」を記載）。

- (d) 「インプット」欄には、図 1.1-5b-1 の「インプット(機器ごとに設計するために必要な資料)」欄に相当する資料を、固有名で記載し、識別できるようにする。

ただし、様式名称や基本設計方針（様式-7）は記載しない（「a. 共通的に適用される設計」にて、設計に係る共通的なインプットとして既に記載されているため）。

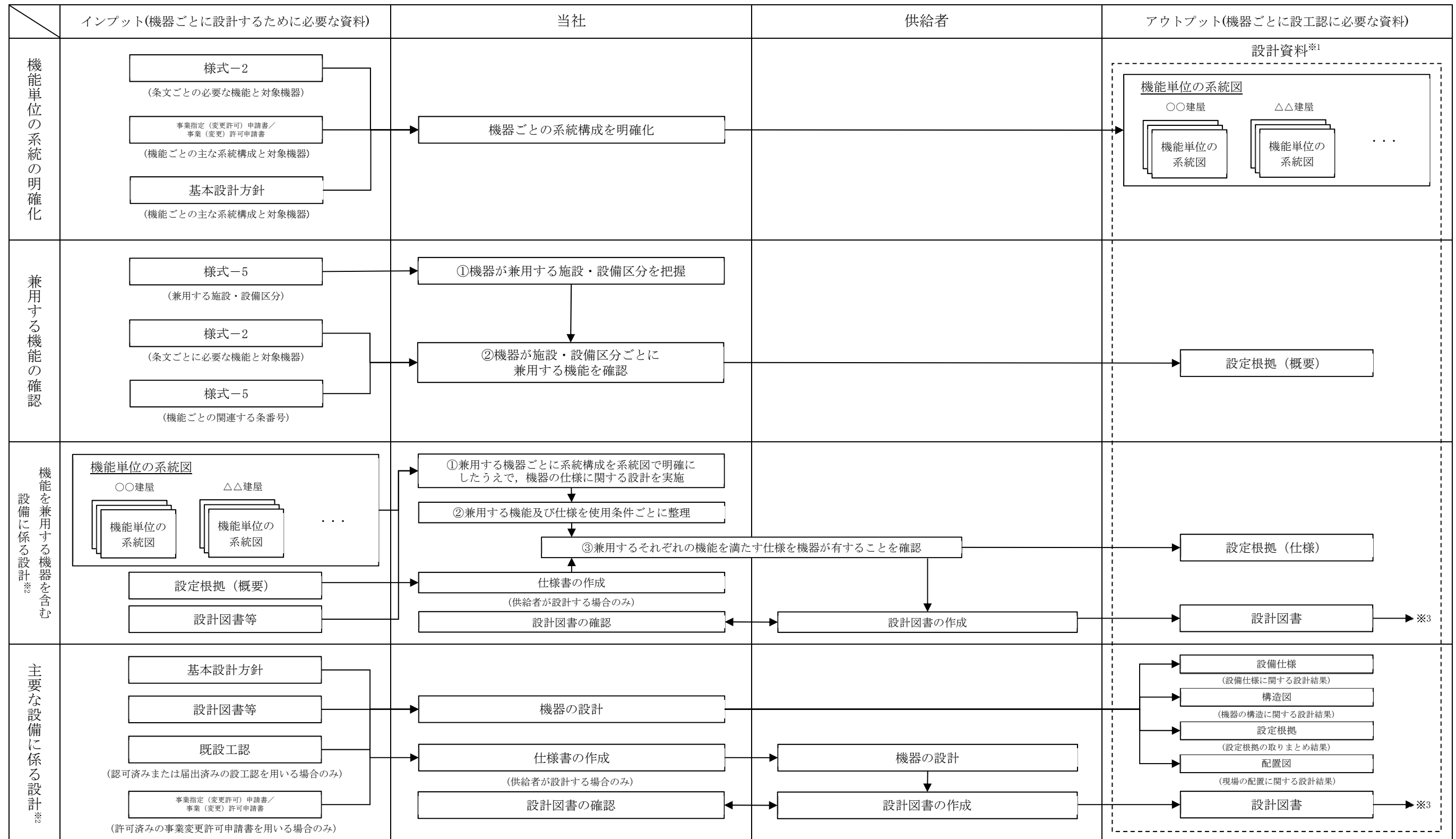
例：事業指定（変更許可）申請書、既設工認、設計図書、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、JSME、機械工学便覧、〇〇の技術基準、技術検討書、現場状況の確認結果

- (e) 「アウトプット」欄には、図 1.1-5b-1 の「アウトプット(機器ごとに設工認に必要な資料)」欄に相当する設工認の構成要素となる設計資料を、以下の例のとおり固有名で記載し、識別できるようにする。

例：設計資料（仕様表、〇〇に関する説明書、系統図、配置図、構造図）

- (f) 「その他の記録」には、「設計のレビューの記録（設計）」と記載する（別添-1にて、これらの各様式に基づき作成される設計資料についても設計のレビューの対象とすることを規定）。

また、以上を踏まえた、例文を図 1.1-5b-2 に示す。



※1：設工認の構成要素となる設計資料であり、別添-1に示す設計のレビュー・検証の対象になる。技術検討書等といった業務管理文書や社内記録が該当する。
 ※2：必要に応じて、「再処理事業部 設計管理要領」に従った設計管理を並行して実施する。
 ※3：供給者から提出された設計図書を設工認へのインプットとして使用する場合は、当社が承認した後を使用する。

図 1.1-5b-1 主要な設備の設計 (本文 図 7.3-1 再掲)

プロセス(設計対象) 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
	当社	供給者			
添付資料Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書					
火災等による損傷の防止に関する設計	◎	○	[事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書]，設計図書，建築基準法，消防法	設計資料(仕様表，火災及び爆発の防止に関する説明書，系統図，構造図)	設計のレビューの記録(設計段階)
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
添付資料Ⅳ 主要な再処理施設の耐震性に関する説明書					
安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の地盤等に関する設計	◎	○	[事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書]，既設工認	設計資料(主要な再処理施設の耐震性に関する説明書)	設計のレビューの記録(設計段階)
地震による損傷の防止に関する設計	◎	○	[事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書]，既設工認，設計図書，JIS，JEAG，JSME，機械工学便覧	設計資料(主要な再処理施設の耐震性に関する説明書)	設計のレビューの記録(設計段階)
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

図 1.1-5b-2 様式一1 「3.3.3(2)」欄の記載例 (個別設計項目の部分)

(5) 「3.3.3(3)」段階

本段階は、本文「7.3(3)」に基づき、(4)のプロセスの最終的なアウトプットである様式-8 に対して、そのインプットとなる(3)の様式-2~7 の内容を、漏れなく適切に受けていることを検証するプロセスである。

以上のプロセスを実績として記載するにあたり、図 1.1-6 に示す内容を標準的な記載とする。

なお、様式-8 の作成に至るまでの過程で作成する各種設工認設計資料についても、設計の検証の対象ではあるが、様式-2~7 から設計-8 に至るまでの中間アウトプットであると整理し、様式-1 の本欄には明記しない方針とする。

組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
当社	供給者			
◎	-	様式-2~8	設計の検証の記録	

図 1.1-6 様式-1 「3.3.3(3)」欄の標準的記載

(6) 「3.3.3(4)」段階

本段階は、本文「7.3(4)」に基づき、設計 1、2 のアウトプットである様式-8 を基に、本設工認に必要な書類等を取りまとめて設工認を作成するプロセスである。

また、「再処理事業部 設工認対応業務細則」に基づくチェックのプロセスを含んでいる。

以上のプロセスを実績として記載するにあたり、図 1.1-7 に示す内容を標準的な記載とする。

組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
当社	供給者			
◎	-	設計-1, 2	設工認申請書案	設工認図書チェックシート

図 1.1-7 様式-1 「3.3.3(4)」欄の標準的記載

(7) 「3.3.3(5)」段階

本段階では、「再処理事業部 設工認対応業務細則」に基づき、原子力規制委員会へ申請する設工認を安全委員会に付議し、審議・承認を得た設工認の提出手続きを実施するプロセスである。

以上のプロセスを実績として記載するにあたり、図 1.1-8 に示す標準的な記載とする。

組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
当社	供給者			
◎	-	設工認申請書案	設工認申請書	[再処理または貯蔵管理] 安全委員会議事録

図 1.1-8 様式-1 「3.3.3(5)」欄の記載区分

(8) 「3.4.1～3.5.4」 段階

本段階は、以下の事項を含む、工事や使用前事業者検査の計画に係るプロセスである。

- ・設工認を実現するための具体的な設計の実施
- ・適合性確認対象設備の工事の実施
- ・適合性確認対象設備が設工認に適合していることを確認するための使用前事業者検査の計画と方法の決定
- ・使用前事業者検査を実施する際の工程管理
- ・容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理

また、「設工認を実施するための具体的な設計の実施」、「適合性確認対象設備の工事の実施」および「容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理」では、工事等の実施に伴い「**調達管理要則**」等に基づく調達管理を実施するプロセスを含んでいる場合がある。

更に、本文「6.2」に基づき、本段階のアウトプットである様式-8をレビューするプロセスを含んでいる。

なお、ここで挙げたプロセスは計画であり、実績は伴わないことから、記載に当たっては、品質マネジメントシステム（本文のほか「**調達管理要則**」や「**再処理事業部 使用前事業者検査実施細則**」等）に従い、図 1.1-9 に示す内容を標準的な記載とする。また、「3.5.4 容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際のプロセスの管理」については、様式-1の対象施設に係る使用前事業者検査（溶接）を実施する予定がない場合、「組織内外の相互関係」欄は「-」、その他の欄は「空欄」とし、廃棄物管理施設では、使用前事業者検査（溶接）を実施しないことから、当該項目は作成しない。

プロセス(設計対象) 実績：3.3.1～3.3.3(5) 計画：3.4.1～3.5.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
	当社	供給者			
設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)	◎	○	設計資料	様式-8、仕様書	設計のレビューの記録(工事段階)
具体的な設備の設計に基づく工事の実施	◎	○	仕様書	工事記録	
使用前事業者検査の計画	◎	○	様式-8(「設備の具体的な設計結果」欄)	検査整理表、検査実施計画	
検査計画の管理	◎	○	検査実施計画	検査管理表	
容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理	【◎または-】	【○または-】	【設計資料】 【使用前事業者検査(溶接)計画】	【使用前事業者検査(溶接)計画】 【使用前事業者検査(溶接)記録】	

図 1.1-9 様式-1 「3.4.1～3.5.4」 欄の標準的記載

(9) 「3.5.5」「3.7.2」段階

本段階は、適合性確認対象設備が技術基準規則の要求事項に適合していることを確認する、使用前事業者検査の実施に係るプロセスである。

また、使用前事業者検査の実施においては、品質マネジメントシステム（「再処理事業部 計測器管理細則」等）に基づき判定基準を測定する計測器のトレーサビリティ、適合性確認対象設備の識別（現場表示）を実施するプロセスを含むことになる。

なお、ここに挙げたプロセスも(8)と同様に計画であることから、記載に当たっては、図 1.1-10 に示す内容を標準的な記載とする。

プロセス(設計対象) 実績：3.3.1~3.3.3(5) 計画：3.4.1~3.7.2	組織内外の相互関係 ◎：主担当 ○：関連		インプット	アウトプット	他の記録類
	当社	供給者			
使用前事業者検査の実施	◎	○	検査整理表、検査実施計画 検査要領書	検査要領書 検査記録	
識別管理及びトレーサビリティ	◎	○	—	検査記録	

図 1.1-10 様式-1 「3.5.5」「3.7.2」欄の記載区分

以上の手順を踏まえた様式-1 の記載例を図 1.1-11 に示す。

各段階	プロセス(設計対象) 実績: 3.3.1~3.3.3(5) 計画: 3.4.1~3.7.2	組織内外の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連		インプット	アウトプット	他の記録類				
		当社	供給者							
設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	◎	—	[事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書], 技術基準規則, [事業指定基準規則または事業許可基準規則]	—	業務管理文書「再処理施設および廃棄物管理施設の適合性確認について」			
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	◎	—	[事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書], 技術基準規則, [事業指定基準規則または事業許可基準規則]	様式-2	設計のレビューの記録(設計段階)			
	3.3.3 (1)	基本設計方針の作成(設計1)	◎	—	技術基準規則	様式-3, 4	設計のレビューの記録(設計段階)			
					様式-2, 4, [事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書], 技術基準規則	様式-5	設計のレビューの記録(設計段階)			
					[事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書], 技術基準規則	様式-6, 7	設計のレビューの記録(設計段階)			
	3.3.3 (2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)	◎	—	様式-5, 様式-7(基本設計方針)	様式-8	設計のレビューの記録(設計段階)			
					...					
					添付資料Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書					
					火災等による損傷の防止に関する設計	◎	○	[事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書], 設計図書, 建築基準法, 消防法	設計資料(仕様表, 火災及び爆発の防止に関する説明書, 系統図, 構造図)	設計のレビューの記録(設計段階)
					...					
					添付資料Ⅳ 主要な再処理施設の耐震性に関する説明書					
					安全機能を有する施設及び重大事故等対処施設の地盤等に関する設計	◎	○	[事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書], 既設工認	設計資料(主要な再処理施設の耐震性に関する説明書)	設計のレビューの記録(設計段階)
	地震による損傷の防止に関する設計	◎	○	[事業指定(変更許可)申請書または事業(変更)許可申請書], 既設工認, 設計図書, JIS, JEAG, JSME, 機械工学便覧	設計資料(主要な再処理施設の耐震性に関する説明書)	設計のレビューの記録(設計段階)				
3.3.3 (3)	設計のアウトプットに対する検証	◎	—	様式-2~8	設計の検証の記録					
3.3.3 (4)	設工認申請(届出)書の作成	◎	—	設計-1, 2	設工認申請書案	設工認図書チェックシート				
3.3.3 (5)	設工認申請(届出)書の承認	◎	—	設工認申請書案	設工認申請書	[再処理または貯蔵管理] 安全委員会議事録				
工事 及び 検査	3.4.1	設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)	◎	○	設計資料	様式-8, 仕様書	設計のレビューの記録(工事段階)			
	3.4.2	具体的な設備の設計に基づく工事の実施	◎	○	仕様書	工事記録				
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	◎	○	様式-8(「設備の具体的な設計結果」欄)	検査整理表, 検査実施計画				
	3.5.3	検査計画の管理	◎	○	検査実施計画	検査管理表				
	3.5.4	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査の管理	[◎または-]	[○または-]	[設計資料]	[使用前事業者検査(溶接)計画]				
					[使用前事業者検査(溶接)計画]	[使用前事業者検査(溶接)記録]				
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	◎	○	検査整理表, 検査実施計画	検査要領書				
検査要領書					検査記録					
3.7.2	識別管理及びトレーサビリティ	◎	○	—	検査記録					

図 1.1-11 様式-1 の記載例

1.2 様式-2 (設備リスト)

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性を確保するため、以下に従って、安全機能を有する施設と重大事故等対処施設で、それぞれ事業変更許可申請書に記載されている設備および技術基準規則への対応に必要な設備を適合性確認対象設備として抽出する。

様式-2の各欄と以降の説明の関係を図1.2-1に示す。

〈安全機能を有する施設【再処理施設・廃棄物管理施設 共通】〉

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
再	事業指定基準規則 技術基準規則	事業指定基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等(設工認 名称)	設備 運用	既設 新設	常設 可撤	条文要求に対する適合性を説明する設備か (○, △)
廃	事業許可基準規則 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等(設工認 名称)	設備 運用	既設 新設	常設 可撤	条文要求に対する適合性を説明する設備か (○, △)

	A	B	a	b		⑩	⑪	
再	既設工認 で認可済の設備か (○, ×)	仕様表作成対象となる設備か (○, ×)	事業変更許可申請書 での仕様情報 の記載有無 (○, ×)	既設工認(仕様表) 記載有無 (○, ×)	再	必要な対策が区分A~Dのうちどこに対応するか A:仕様表(新規)+基本設計方針+添付書類 B:仕様表(追加/変更)+基本設計方針+添付書類 C:基本設計方針+添付書類 D:工認に記載されないもの(事業者が自主的に要求事項にないことについて対応するもの等)	再処理規則 及び 事業変更許可申請書 に関連する 施設・設備区分	備考
廃	既設工認 で認可済の設備か (○, ×)	仕様表作成対象となる設備か (○, ×)	事業変更許可申請書 での仕様情報 の記載有無 (○, ×)	既設工認(仕様表) 記載有無 (○, ×)	廃	必要な対策が区分A~Dのうちどこに対応するか A:仕様表(新規)+基本設計方針+添付書類 B:仕様表(追加/変更)+基本設計方針+添付書類 C:基本設計方針+添付書類 D:工認に記載されないもの(事業者が自主的に要求事項にないことについて対応するもの等)	廃棄物規則 及び 事業変更許可申請書 に関連する 施設・設備区分	備考

〈重大事故等対処施設【再処理施設】〉

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
再	事業許可基準規則 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等(設工認 名称)	設備 運用	既設 新設	常設 可撤	条文要求に対する適合性を説明する設備か (○, △)	重大事故等対処施設に該当するか (○, ×)

	A	B	C	a		⑩	⑪	
再	既設工認 で認可済の設備か (○, ×)	SA専用か (○, ×)	既設工認(仕様表) 記載有無 (○, ×)	事業変更許可申請書 での仕様情報 の記載有無 (○, ×)	再	必要な対策が区分A~Dのうちどこに対応するか A:仕様表(SA専用:新規作成)+基本設計方針+添付書類 B:仕様表(DB専用:新規作成)+基本設計方針+添付書類 C:仕様表(DB専用:仕様表変更)+基本設計方針+添付書類 D:工認に記載されないもの(事業者が自主的に要求事項にないことについて対応するもの等)	再処理規則 及び 事業変更許可申請書 に関連する 施設・設備区分	備考

図 1.2-1 様式-2の各欄と説明項目の関係

1.2.1 安全機能を有する施設【再処理施設・廃棄物管理施設 共通】

- (1) 事業変更許可申請書に記載された設備を抽出する。
- (2) 更に、事業指定（許可）基準規則および技術基準規則の安全機能を有する施設に関する要求事項を満足するために必要な設備または運用を、「図 1.2-2 適合性確認対象設備の抽出について」のフローを用いて抽出する。
- (3) 抽出した結果をもとに、図 1.2-1 に示す様式-2 の各欄に、表 1.2-1 に示す内容を記載する。
- (4) 「図 1.2-3 適合性確認対象設備の設工認に記載する箇所の選定（安全機能を有する施設）」のフローを用いて、設工認に記載する箇所を選定し、表 1.2-2 に示す各欄を様式-2 に記載する。

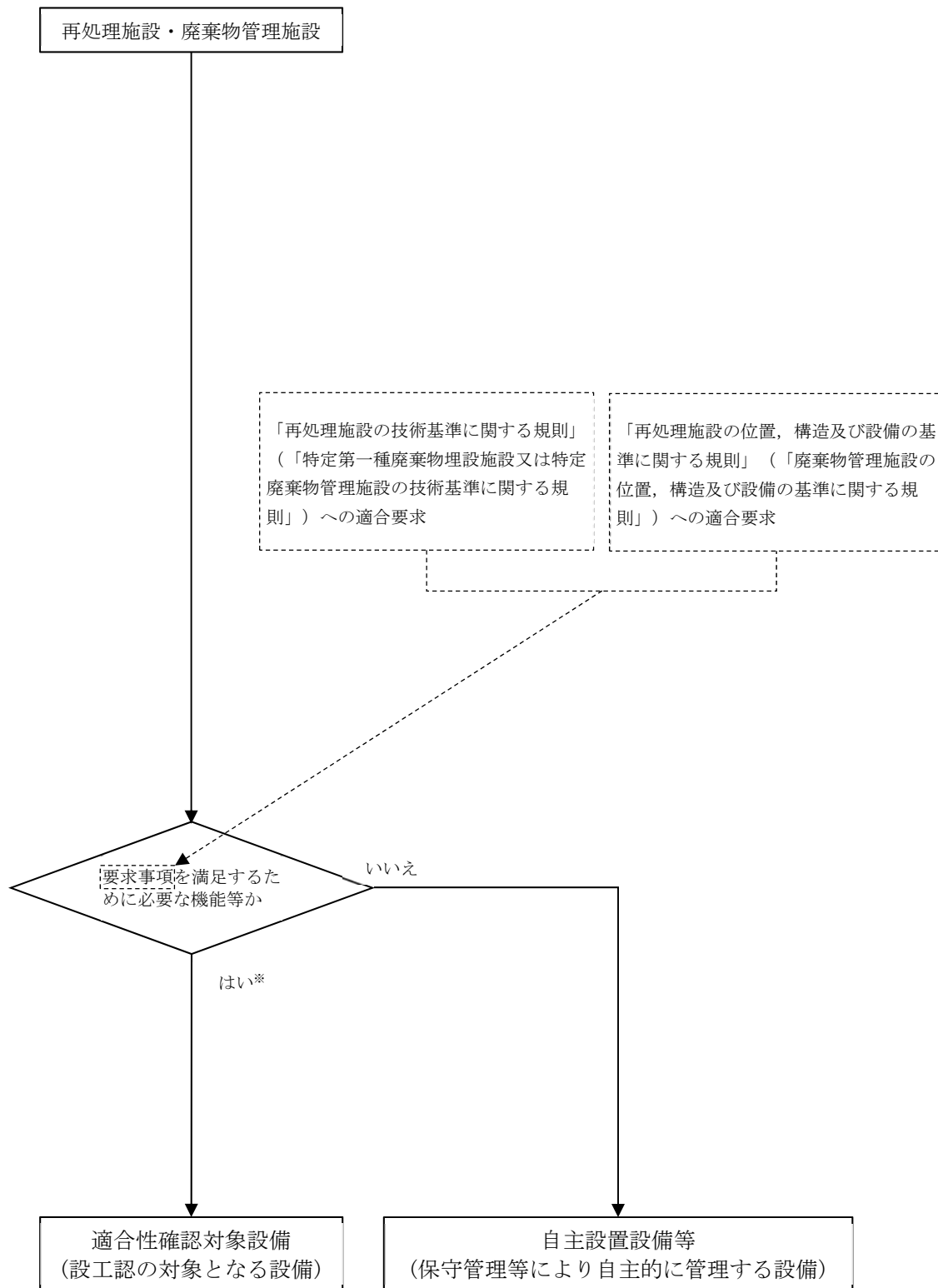
1.2.2 重大事故等対処施設【再処理施設】

- (1) 事業変更許可申請書に記載された設備を抽出する。
- (2) 更に、事業指定（許可）基準規則および技術基準規則の重大事故等対処施設に関する要求事項を満足するために必要な設備または運用を、1.2.1(2)と同様に、「図 1.2-2 適合性確認対象設備の抽出について」のフローを用いて抽出する。
- (3) 抽出した結果をもとに、図 1.2-1 に示す様式-2 の各欄に、表 1.2-3 に示す内容を記載する。
- (4) 「図 1.2-4 適合性確認対象設備の設工認に記載する箇所の選定（重大事故等対処施設）」のフローを用いて、設工認に記載する箇所を選定し、表 1.2-4 に示す各欄を様式-2 で記載する。

1.2.3 適合性確認対象設備の具体的な抽出手順

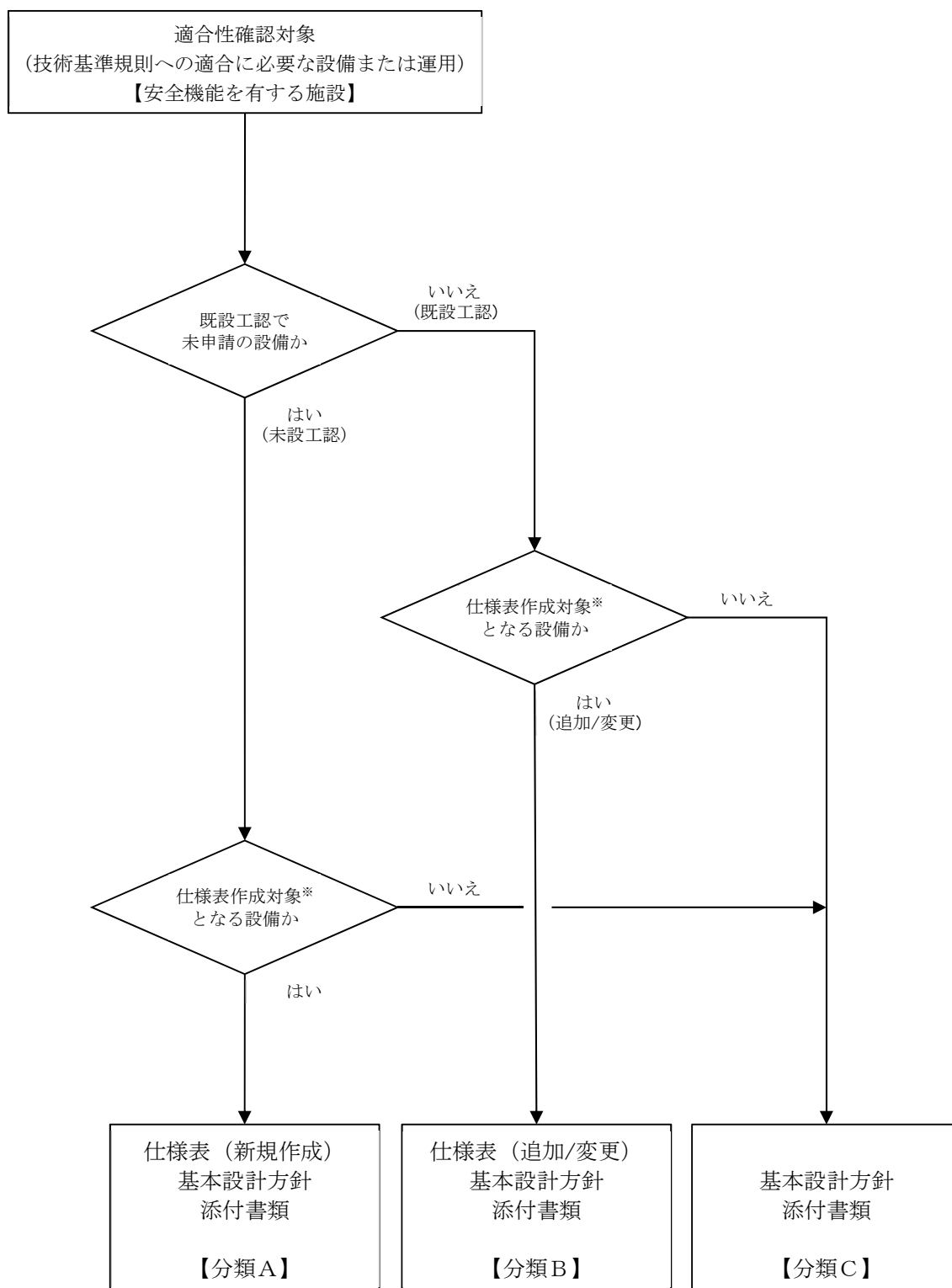
事業変更許可申請書および技術基準規則への対応に必要な適合性確認対象設備を漏れなく網羅的に様式-2 で抽出するための具体的な手順として、後述の様式-6、7にて整理する「要求事項を満足するために必要な機能等（設計条件及び設計項目）」に対し、系統図、配置図、構造図等の設計図書等を用いて対象設備、範囲に色塗り等を行い抽出する（表 1.2-1 および表 1.2-2 の「④必要な機能等」および「⑤機器等」の抽出作業に該当）。

なお、詳細な抽出手順は、別途「適合性確認対象設備選定ガイド」に定める。



※：事業変更許可申請書本文または再処理施設の添付書類六、廃棄物管理施設の添付書類五に記載された機能等が該当する。

図 1.2-2 適合性確認対象設備の抽出について（本文 図 7.2-1 再掲）



※：仕様表作成対象は、別途定める業務管理文書「設工認作成要領」による。

図 1.2-3 適合性確認対象設備の設工認に記載する箇所を選定 (安全機能を有する施設)

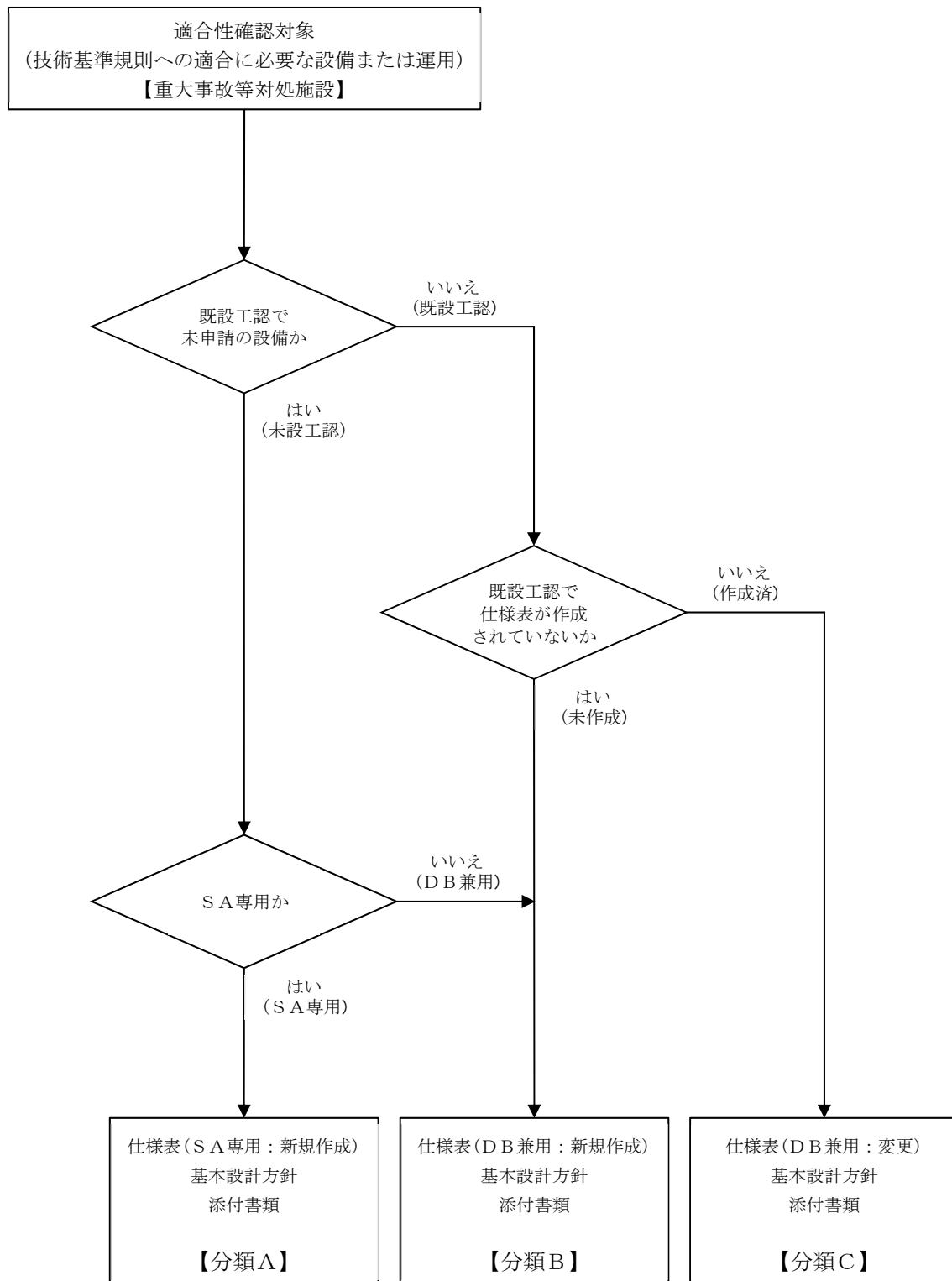


図 1.2-4 適合性確認対象設備の設工認に記載する箇所の選定 (重大事故等対処施設)

表 1.2-1 様式-2 (安全機能を有する施設) の各欄の記載区分 (1/2)

様式-2 の欄	記載内容	備考
①事業指定(許可)基準規則/技術基準規則	事業指定(許可)基準規則の条項と、これに対応する技術基準規則の条項を併記する。 【記載例】 ○○条(事業指定(許可)基準規則の条番号) ○○ (上記条番号の題目:火災等による損傷の防止) / △△条(技術基準規則の条番号) △△(上記条番号の題目:火災等による損傷の防止) なお、対応する条項がない場合は「-」と記載する。	-
②事業指定(許可)基準規則及び解釈	①の○○条の事業指定(許可)基準規則およびその解釈の規定文章を、法令から転記する。	-
③技術基準規則及び解釈	①の△△条の技術基準規則およびその解釈の規定文章を、法令から転記する。	技術基準規則の解釈は「材料及び構造」以外なし
④必要な機能等	①～③で追加または変更された要求事項を満足するために必要な機能等を④に記載する。 注:設計図書等(系統図、配置図、構造図等)の色塗り等により、対象設備、範囲を漏れなく抽出する。	-
⑤設備等	④に必要な設備または運用(手順や資機材)を記載する。 なお、設備(機器)名については、事業変更許可申請書、既設工認の名称と整合させる。 注:設備名については、①事業変更許可申請書、②既設工認、③設計図書の紐付けが必要である(3段階)。これらについても、設計図書等(系統図、配置図、構造図等)の色塗り等により、対象設備、範囲を漏れなく抽出する。	名称整合順位を事業変更許可申請書、既設工認の順位とする。
⑥設備/運用	⑤で抽出したものが設備ならば「設備」、運用ならば「運用」と記載する。 また、⑤で抽出したものが火災範囲、遡上高さ、雷撃範囲等想定に係るものならば「評価条件」、熱影響、溢水影響など評価をもって適合性を確認するものならば「評価結果」と記載する。	-
⑦既設/新設	⑥で「設備」としたものについて、抽出した設備が既設のものは「既設(新基準施行前)」、新設のものは「新設」と記載する。 ⑥で設備以外のものは「-」と記載する。	-
⑧常設/可搬	⑥で「設備」としたものについて、抽出した設備が常設のものは「常設」、可搬のものは「可搬」と記載する。 ⑥で「運用」としたものは「-」と記載する。	-
⑨条文要求に対する適合性を説明する設備か(○, △)	図 1.3-3「技術基準規則の適用要否確認フロー」および図 1.3-4「適用要否判断」欄の記載フローに従って選択する。 ただし、ここでは、他条文の要求による工事影響等は考慮せず、当該条文の要求事項のみに従って判断する。	-

表 1.2-1 様式-2 (安全機能を有する施設) の各欄の記載区分 (2/2)

様式-2 の欄	記載内容	備考												
㉔事業変更許可申請書での仕様情報の記載有無 (○, ×)	事業変更許可申請書 (本文または添付書類六 (五)) において、仕様を示す情報を記載している場合は「○」、そうでない場合は「×」を記載する。													
㉕既設工認 (仕様表) 記載有無 (○, ×)	既設工認本文の仕様表がある場合は「○」、ない場合 (本文添付図、添付書類) は「×」を記載する。													
㉖必要な対策が A, B, C, D のうちどこに対応するか	表 1.2-2 の㉔および㉕に応じて記載する。(図 1.2-3 のフローで選定) 区分 A: 仕様表 (新規) + 基本設計方針 + 添付書類 区分 B: 仕様表 (追加/変更) + 基本設計方針 + 添付書類 区分 C: 基本設計方針 + 添付書類 区分 D: 設工認に記載されないもの (事業者が自主的に要求事項にないことについて対応するもの等)													
㉗再処理規則 (廃棄物規則) 及び事業変更許可申請書に関連する施設・設備区分	<p>㉕で抽出したものが該当する、再処理規則 (廃棄物規則) および事業変更許可申請書に関連する「施設区分」、「設備区分」「機器名」を記載する (機器名は事業変更許可申請書または既設工認機器名を記載)。 また、仕様表を作成しないもの、共通事項のための代表施設に記載し他施設がこれを読み込むものは、「基本設計方針」と記載する。</p> <p>【記載例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>再処理規則及び事業変更許可申請書に関連する施設・設備区分</th> <th>再処理施設の構成 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール水冷却系熱交換器 A</td> <td>使用済み燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設 使用済み燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系</td> <td>施設 設備 設備又は系 系</td> </tr> <tr> <td>燃料横転クレーン</td> <td>再処理施設本体 セン断処理施設 燃料供給設備</td> <td>施設 設備</td> </tr> <tr> <td>敷地内の道路において降下火砕物が堆積した場合の除灰作業</td> <td>施設共通 基本設計方針</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	設備等	再処理規則及び事業変更許可申請書に関連する施設・設備区分	再処理施設の構成 (参考)	プール水冷却系熱交換器 A	使用済み燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設 使用済み燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系	施設 設備 設備又は系 系	燃料横転クレーン	再処理施設本体 セン断処理施設 燃料供給設備	施設 設備	敷地内の道路において降下火砕物が堆積した場合の除灰作業	施設共通 基本設計方針	-	-
設備等	再処理規則及び事業変更許可申請書に関連する施設・設備区分	再処理施設の構成 (参考)												
プール水冷却系熱交換器 A	使用済み燃料の受け入れ施設及び貯蔵施設 使用済み燃料の貯蔵施設 使用済燃料貯蔵設備 プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系	施設 設備 設備又は系 系												
燃料横転クレーン	再処理施設本体 セン断処理施設 燃料供給設備	施設 設備												
敷地内の道路において降下火砕物が堆積した場合の除灰作業	施設共通 基本設計方針	-												

表 1.2-2 様式-2 (安全機能を有する施設) の各欄の記載区分

様式-2 の欄	記載内容	備考
㉘既設工認で認可済の設備か (○, ×)	適合性確認対象設備のうち、既設工認で認可済みの設備のものは「○」、それ以外の設備のものは「×」 注: 既設工認申請特定のための作業手順については別途定める。	-
㉙仕様表作成対象となる設備か (○, ×)	別途定める業務管理文書「設工認作成要領」に示される仕様表の作成対象は「○」、それ以外のものは「×」	

表 1.2-3 様式-2（重大事故等対処施設）の各欄の記載区分（1/2）

様式-2 の欄	記載内容	備考
①事業指定基準規則／技術基準規則	事業指定基準規則の条項と、これに対応する技術基準規則の条項を併記する。 【記載例】 ○○条（事業指定基準規則の条番号） ○○（上記条番号の題目：火災等による損傷の防止） ／ △△条（技術基準規則の条番号） △△（上記条番号の題目：火災等による損傷の防止） なお、対応する条項がない場合は「-」と記載する。	-
②事業指定基準規則及び解釈	①の○○条の事業指定基準規則およびその解釈の規定文章を、法令から転記する。	技術基準規則の解釈が「材料及び構造」以外ないことから、機能要求が確認できる事業指定基準規則および解釈の項目を記載する。
③技術基準規則及び解釈	①の△△条の技術基準規則およびその解釈の規定文章を、法令から転記する。	技術基準規則の解釈は「材料及び構造」以外なし
④必要な機能等	①～③で追加または変更された要求事項を満足するために必要な機能等を④に記載する。 注：設計図書等（系統図、配置図、構造図等）の色塗り等により、対象設備、範囲を漏れなく抽出する。	DBと同項目名で整理する。
⑤設備等	④に必要な設備または運用（手順や資機材）を記載する。 なお、設備（機器）名については、事業変更許可申請書、既設工認の名称と整合させる。 注：設備名については、①事業変更許可申請書、②既設工認、③設計図書の紐付けが必要である（3段階）。これらについても、設計図書等（系統図、配置図、構造図等）の色塗り等により、対象設備、範囲を漏れなく抽出する。	名称整合順位を事業変更許可申請書、既設工認の順位とする。
⑥設備／運用	⑤で抽出したものが設備ならば「設備」、運用ならば「運用」と記載する。 また、⑤で抽出したものが火災範囲、遡上高さ、雷撃範囲等想定に係るものならば「評価条件」、熱影響、溢水影響など評価をもって適合性を確認するものならば「評価結果」と記載する。	-
⑦既設／新設	⑥で「設備」としたものについて、抽出した設備が既設のものは「既設」、新設のものは「新設」と記載する。 ⑥で設備以外のものは「-」と記載する。	-
⑧常設／可搬	⑥で「設備」としたものについて、抽出した設備が常設のものは「常設」、可搬のものは「可搬」と記載する。 ⑥で「運用」としたものは「-」と記載する。	-
⑨条文要求に対する適合性を説明する設備か（○，△）	図 1.3-3「技術基準規則の適用要否確認フロー」および図 1.3-4「適用要否判断」欄の記載フローに従って選択する。 ただし、ここでは、他条文の要求による工事影響等は考慮せず、当該条文の要求事項のみに従って判断する。	-

表 1.2-3 様式-2（重大事故等対処施設）の各欄の記載区分（2/2）

様式-2の欄	記載内容	備考
⑩重大事故等対処施設に該当するか	適合性確認対象設備のうち、重大事故等対処施設に該当する設備のものは「○」、それ以外の設備（安全機能を有する施設または自主対策設備）のものは「×」	
⑪事業変更許可申請書での仕様情報の記載有無（○、×）	事業変更許可申請書（本文または添付書類六）において、仕様を示す情報を記載している場合は「○」、そうでない場合は「×」を記載する。	
⑫必要な対策が A, B, C, Dのうちどこに対応するか	表 1.2-4 の④～⑥に応じて記載する。（図 1.2-4 のフローで選定） 区分 A：仕様表（SA 専用：新規作成）＋基本設計方針＋添付書類 区分 B：仕様表（DB 兼用：新規作成）＋基本設計方針＋添付書類 区分 C：仕様表（DB 兼用：仕様表変更）＋基本設計方針＋添付書類 区分 D：設工認に記載されないもの（事業者が自主的に要求事項にないことについて対応するもの等） ※安全機能を有する施設の記載箇所の選定が C：基本設計方針＋添付書類となったものが SA 設備で兼用する場合は、区分：B が選択されることから仕様表は DB 条件＋SA 条件の双方を記載する。	—
⑬再処理規則及び事業変更許可申請書に関連する施設・設備区分	⑤で抽出したものが該当する、再処理規則および事業変更許可申請書に関連する「施設区分」、「設備区分」「機器名」を記載する。（機器名は事業変更許可申請書または既設工認機器名を記載する。） また、共通事項のための代表施設に記載し他施設がこれを読み込むものは、「基本設計方針」と記載し、仕様表が作成されない（自主対策設備）は「その他」と記載する。	

表 1.2-4 様式-2（重大事故等対処施設）の各欄の記載区分

様式-2の欄	記載内容	備考
④既設工認で認可済の設備か（○、×）	適合性確認対象設備のうち、既設工認で認可済みの設備のものは「○」、それ以外の設備のものは「×」を記載する。	
⑤SA 専用か（○、×）	追加する設備が SA 専用のものは「○」、DB 兼用のものは「×」を記載する。	—
⑥既設工認（仕様表）記載有無（○、×）	既設工認本文の仕様表がある場合は「○」、無い場合（本文添付図、添付書類）は「×」を記載する。	

1.3 様式-3 (技術基準規則の各条文と各施設における適用可否の考え方)

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため、以下に従って、技術基準規則の条番号ごとに各施設との関係を明確にし、明確にした結果とその理由を取りまとめる。

様式-3の各欄と以降の説明項目の関係を図1.3-1、図1.3-2に示す。

技術基準規則 第〇〇条(〇〇〇〇〇)		条文の分類	表 1.3-1	
再処理施設の技術基準に関する規則		再処理施設の技術基準に関する規則の解釈		
1.3(1)	対象施設	適用可否判断 (○△-)	理由	
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	表 1.3-3	1.3(2)、(3)	
再処理設備本体	せん断処理施設			
	溶解施設			
	分離施設			
	精製施設			
	脱硝施設			
	酸及び溶媒の回収施設			
	製品貯蔵施設			
	計測制御系統施設			
	放射性廃棄物の廃棄施設			
	放射線管理施設			
その他再処理設備の附属施設	電気設備			
	圧縮空気設備			
	給水処理設備			
	冷却水設備			
	蒸気供給設備			
	分析設備			
	化学薬品貯蔵供給設備			
	火災防護設備			
	竜巻防護対策設備			
	溢水防護設備			
	化学薬品防護設備			
	補機駆動用燃料補給設備			
	放出抑制設備			
	緊急時対策所			
通信連絡設備				
洞道				
施設共通 (基本設計方針)				1.3(2)c.

図 1.3-1 様式-3の各欄と説明項目の関係【再処理施設】

技術基準規則 第〇〇条 (〇〇〇〇〇)		条文の分類	表 1.3-2	
特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の 技術基準に関する規則		特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の 技術基準に関する規則の解釈		
1.3(1)		対象施設	適用要否判断 (○△-)	理由
廃棄物 管理 設備 本体	処理施設	表 1.3-3		1.3(2)、(3)
	管理施設			
放射性廃棄物の受入施設				
計測制御系統施設				
放射線管理施設				
その他 廃棄物 管理 設備の 附属 施設	気体廃棄物の廃棄施設			
	液体廃棄物の廃棄施設			
	固体廃棄物の廃棄施設			
	火災防護設備（消防用設備）			
	電気設備			
	通信連絡設備			
	圧縮空気設備			
給水処理設備				
蒸気供給設備				
洞道		1.3(2)c.		
施設共通（基本設計方針）				

図 1.3-2 様式-3 の各欄と説明項目の関係【廃棄物管理施設】

- (1) 技術基準規則第1条～第3条（第1章 総則）を除く技術基準規則（第〇条単位）で、条文番号およびその題目ならびに技術基準規則の規定文章を、法令から転記する。また、「条文の分類」欄は、共通条文と個別条文で表 1.3-1、1.3-2 の区分を記載する。

表 1.3-1 「条文の分類」欄の記載区分【再処理施設】

条文の種類	具体的な条番号	区分
共通条文	DB：第4条～第18条、第26条、第27条 SA：第32条～第37条	施設共通
個別条文	DB：第19条～第25条、第28条～第31条 SA：第38条～第51条	個別設備

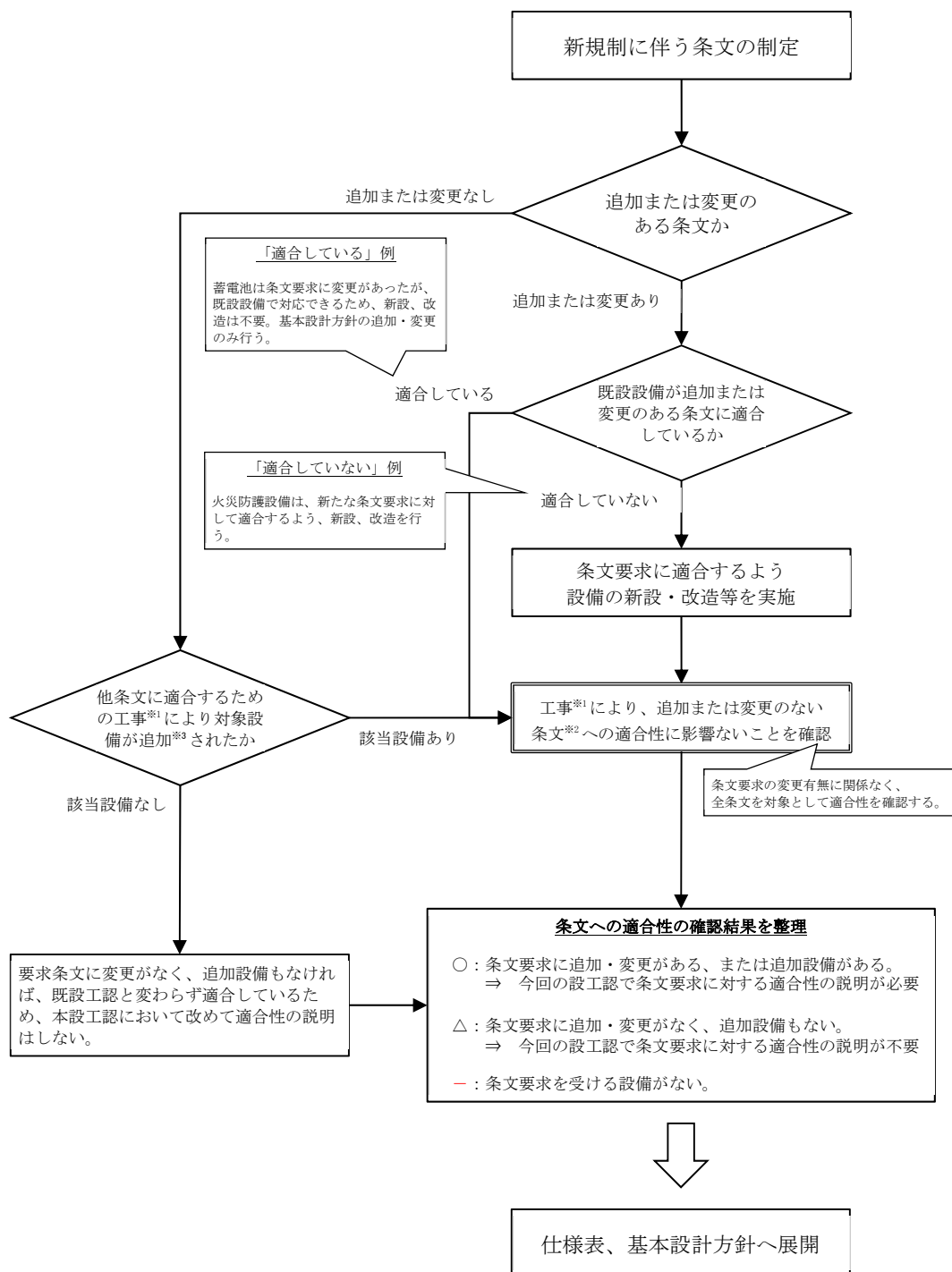
表 1.3-2 「条文の分類」欄の記載区分【廃棄物管理施設】

条文の種類	具体的な条番号	区分
共通条文	DB：第4条～第14条、第19条、第20条、第23条※ ※：第23条は安全避難通路に関する事項のみ	施設共通
個別条文	DB：第15条～第18条、第21条～第23条	個別設備

- (2) (1)で抽出した技術基準規則の条文ごとに、図 1.3-3 のフロー図により、技術基準規則の適用要否を確認する。この作業は、条文要求の変更有無に関係なく全条文を対象として適合性を確認する。
- a. 共通条文においては、再処理規則または廃棄物規則に定める施設区分の施設全体として技術基準規則の適用要否を確認する。
 - b. 個別条文においては、条文要求に適合するために必要となる設備のうち、技術基準規則の要求事項が新規追加または変更となった設備について、その設備が該当する再処理規則または廃棄物規則に定める施設区分を通して、技術基準規則の適用要否を確認する。
 - c. 仕様表作成対象ではない設備、施設共通事項となる設備または運用等についても、図 1.3-3 のフロー図を参考に技術基準規則の適用要否を確認する。
- (3) (2)の確認結果に応じて、図 1.3-4 のフロー図を用いて表 1.3-3 の区分を「適用要否判断」欄に記載するとともに、その確認結果に至った理由を「理由」欄に記載する。

表 1.3-3 「適用要否判断」欄の記載区分【再処理施設・廃棄物管理施設 共通】

確認結果	区分
条文要求に追加・変更がある、または追加設備がある。	○
条文要求に追加・変更がなく、追加設備もない。	△
条文要求を受ける設備がない。	—



※1：「工事」とは、設置、改造、補修、取替に係る工事のうち、設工認本文（基本設計方針、仕様表）の変更を伴う工事をいう。
 ※2：要求事項に追加または変更のない条文でも、対象設備の追加がある条文は、適合性に影響がないことを確認する必要がある。
 例えば、再処理施設：第10条「閉じ込めの機能」の要求事項には変更・追加はないが、第39条「冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処する設備」にて塔槽類塵ガス処理設備とのバウンダリ範囲が拡大されたため、適合性を確認する必要がある。
 ※3：他条文に適合するために対象設備を変更（共用範囲の増加等）する場合を含む。

図 1.3-3 技術基準規則の適用要否確認フロー

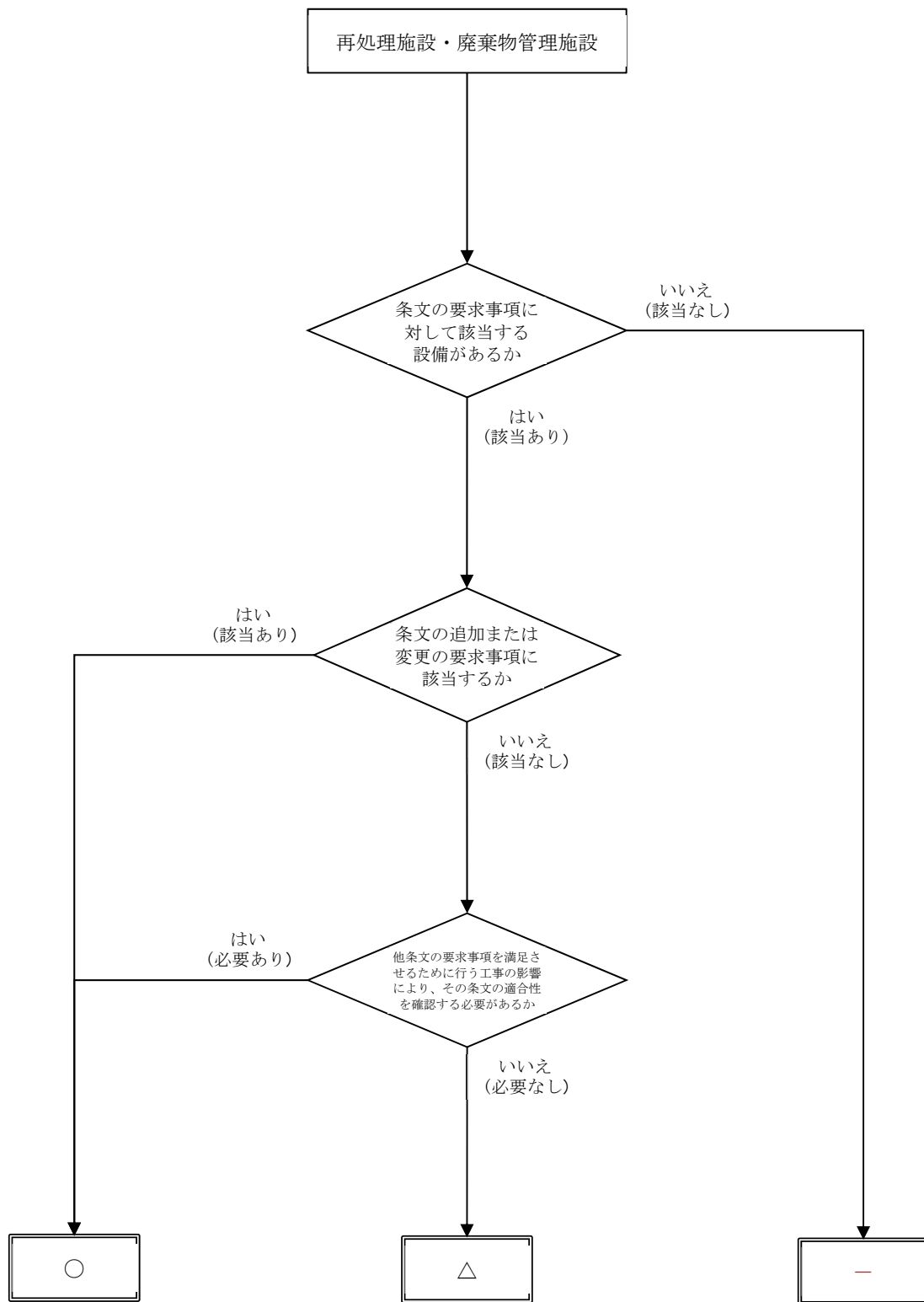


図 1.3-4 「適用要否判断」欄の記載フロー

1.4 様式-4（施設と条文の対比一覧表）

設計を主管する箇所の長は、技術基準規則の条文ごとの各施設との関係を星取りとして明示するため、各条文番号で、それぞれ様式-3 で明確にした技術基準規則への適用要否の確認結果を取りまとめる。

様式-3 から様式-4 の流れを図 1.4-1 に示す。

技術基準規則 第〇〇条 (〇〇〇〇〇)		条文の分類		
再処理施設の技術基準に関する規則		再処理施設の技術基準に関する規則の解釈		
		①		
対象施設	適用要否判断 (○△-)	理由	備考	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設				
再 処 理 設 備 本 体	せん断処理施設			
	溶解施設			
	分離施設			
	精製施設			
	脱硝施設			
	酸及び溶媒の回収施設			
製品貯蔵施設				



条番号が一致する様式-4 の列 (①) の各施設の欄に、
様式-3 の「適用要否判断」欄に記載した区分を転記 (②) する。

施設 / 設備区分		①						
		第1章 総則						
再処理施設の種類の分類		-	-	-	共通	共通	共通	共通
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設								②
再 処 理 設 備 本 体	せん断処理施設							
	溶解施設							
	分離施設							
	精製施設							
	脱硝施設							
	酸及び溶媒の回収施設							
製品貯蔵施設								

注：図は再処理施設の例であるが、廃棄物管理施設も同様である。

図 1.4-1 様式-3 から様式-4 への流れ

1.5 様式-5（設工認添付書類星取表）

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条文および抽出した適合性確認対象設備を兼用する際の考え方ならびに工事有無、他施設との共用有無を明確にし、また適合性確認対象設備に必要な設工認の基本設計方針および添付書類との関連を明確にするため、以下に従って、施設区分ごとに安全機能を有する施設、重大事故等対処施設に対して、安全重要度、耐震重要度、機種区分、品質重要度、1.2Ss 機能維持、申請区分の考え方およびこれらと設工認との関連性を取りまとめる。

- (1) 様式-2 で抽出した適合性確認対象設備を、（再処理施設の場合は、安全機能を有する施設と重大事故等対処施設で重複する設備を統合し、）原則として事業変更許可申請書の記載順で「施設区分」、「設備区分」の順に並べ替えたのち、図 1.5-1 のとおり、施設ごとに「設備種別」（「既設／新設」「常設／可搬」）と合わせて様式-5 の縦軸方向に転記する。

また、「技術基準規則」の条番号を「関連条文」欄に転記する。この際、様式-4 で整理した施設と条文の対比を参考にする。

なお、「基本設計方針対象設備（仕様表として記載しない設備）」は、「設備区分」を持たないため、前記で並べ替えられた設備の下行にある「基本設計方針対象設備（仕様表として記載しない設備）」欄にて整理する。

その後、表 1.5-1 の区分を「機器区分」欄に記載するとともに、「施設区分」、「設備区分」の順はそのままに、表 1.5-1 の記載順で「機器区分」の順に並べ替える。

次に、「数量 容量」欄に対象機器の数量・容量（単位を含む。）を記載する。

また、「工事有無（要求条文）」欄については、設工認本文（基本設計方針、仕様表）の変更を伴う工事がある場合は「◎」、設工認本文（基本設計方針、仕様表）の変更を伴わない工事がある場合は「○」、工事がない場合は「×」を記載する。

更に、「他施設との共用」欄については、再処理施設、加工施設（J-MOX）、廃棄物管理施設のいずれかで共用する施設がある場合は「再処理、MOX、廃棄物」のいずれかを記載し、ない場合は「-」を記載する。

様式-2 (1/2) (安全機能を有する施設)

再	① 事業指定基準規則 技術基準規則	② 事業指定基準規則及び解釈	③ 技術基準規則及び解釈	④ 必要な機能等	⑤ 設備等(設工認 名称)	⑥ 必要な対策が区分A~Dのうちどこに対応するか A:仕様表(新規) + 基本設計方針 + 添付書類 B:仕様表(追加/変更) + 基本設計方針 + 添付書類 C:基本設計方針 + 添付書類 D:設工認の記載されない(事業者が自主的に要求事項にないことについて対応するもの等)	⑦ 再処理規則 及び 事業変更許可申請書 に関連する 施設・設備区分
廃	事業許可基準規則 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等(設工認 名称)	必要な対策が区分A~Dのうちどこに対応するか A:仕様表(新規) + 基本設計方針 + 添付書類 B:仕様表(追加/変更) + 基本設計方針 + 添付書類 C:基本設計方針 + 添付書類 D:設工認の記載されない(事業者が自主的に要求事項にないことについて対応するもの等)	廃棄物規則 及び 事業変更許可申請書 に関連する 施設・設備区分

様式-2 (2/2) (重大事故等対処施設)

再	① 事業許可基準規則 技術基準規則	② 事業許可基準規則及び解釈	③ 技術基準規則及び解釈	④ 必要な機能等	⑤ 設備等(設工認 名称)	⑥ 必要な対策が区分A~Dのうちどこに対応するか A:仕様表(SA専用:新規作成) + 基本設計方針 + 添付書類 B:仕様表(DB専用:新規作成) + 基本設計方針 + 添付書類 C:仕様表(DB専用:仕様変更) + 基本設計方針 + 添付書類 D:設工認の記載されない(事業者が自主的に要求事項にないことについて対応するもの等)	⑦ 廃棄物規則 及び 事業変更許可申請書 に関連する 施設・設備区分
---	-------------------------	-------------------	-----------------	-------------	------------------	---	---

I. 安全機能を有する施設と重大事故等対処施設で重複する設備を統合
 II. 事業変更許可申請書の記載順で「施設区分」、
 「設備区分」の順に並べ替え
 III. 「基本設計方針対象設備(仕様表として記載しない設備)は、下行にある欄にて整理

										<p>基本設計方針</p> <p>【安全重要度分類】※ 【新規重要度分類】※ 【設置区分】※ 【品質重要度】※ ※「設工認添付書類呈報表 略語の定義参照」</p> <p>【申請区分】 D-1: DB新設(既設の新規登録含む) D-2: 基本設計方針 D-3: 新設基準変更・追加 D-3(上): 基準重要度の変更(新規クラス) D-3(中): クラス設備へのR/Cクラス設備の波及的影響 D-3(下): 既設の互換性のある新規クラス設備 D-3(左): R/Cクラス設備のクラスへの転上げ D-3(右): クラスから(S) (S) (S) (S) クラスへの格下げ D-3(別): 他機文からの転写で新規設計(S) D-4: 構造・強度に係る設計条件変更・追加(新規以外)※ D-4(電着): 外部からの衝撃による損傷の防止(電着) D-4(火山): 外部からの衝撃による損傷の防止(火山) D-4(水災): 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災) D-4(水災): 水災による損傷の防止 D-4(漏水): 漏水による損傷の防止 D-4(腐食): 化学薬品の漏れによる損傷の防止 D-4(材料): 材料及び構造(耐圧強度) D-4(別): その他の設計条件変更・追加 ※D-4に分類されるものについては、具体的な設計又は詳細の内容を簡潔に記載する D-5: 設備の追加・変更に伴うバウンダリ(安全範囲含む)変更 D-6: 認識の適正化 - 変更なし (SA専用の場合は斜線とする)</p> <p>【新規重要度分類】※ T-2S:機能維持※ 【品質重要度】※ ※「設工認添付書類呈報表 略語の定義参照」</p> <p>【申請区分】 S-1: SA新設(既設の新規登録含む) S-2: 基本設計方針 S-3: DB/DBS専用(条件変更なし) S-4: SA既設条件アップ S-5: SA既設使用目的変更 (DBのみ場合は斜線とする)</p>										
施設区分	設備区分	機種区分	機器名	数量 容量	既設 / 新設	実用 可能	関連条文	工事有無 (要求条文)	他施設との 共用	安全機能を有する施設(DB)					重大事故等対処施設(SA)					
										主登録	兼用登録	安全重要度	新規重要度	機種区分	品質重要度	申請区分	新規重要度	T2S 機能維持	品質重要度	申請区分

〇〇施設
 一機器に対して、関連
 条文が複数存在する場
 合は、関連条文欄のセル
 を分割し、1セル1
 条文単位で記載する。

様式-5

図 1.5-1 様式-2 から様式-5 への流れ

表 1.5-1 「機器区分」欄の記載区分 (1/2)

No.	区分	備考
1	建物・構築物	(例) 前処理建屋、高レベル廃液供給槽セル、洞道、貯蔵ホール
2	主排気筒	—
3	北換気筒	—
4	貯蔵ピット	—
5	貯蔵建屋床面走行クレーンのしゃへい容器	—
6	グローブボックス	(例) 定量ポットグローブボックス
7	容器	(例) 燃料貯蔵プール、プルトニウム溶液受槽、抽出塔、T B P 洗浄塔
8	ミキサ・セトラ	(例) プルトニウム洗浄器、ウラン逆抽出器
9	一般のガス系の塔	(例) ルテニウム吸着塔
10	洗浄塔	(例) 廃ガス洗浄塔
11	凝縮器	(例) 廃ガス凝縮器
12	蒸発缶	(例) ウラン濃縮缶、低レベル廃液蒸発缶
13	熱交換器	(例) プール水冷却系熱交換器、低レベル廃液蒸発缶復水器、安全冷却水冷却塔
14	配管類	(例) 主配管
15	ダクト	(例) 主要ダクト、可搬型ダクト
16	ホース	(例) 可搬型建屋外ホース
17	弁類	配管類、ダクト、ホースに流れる流体の流量を調整する機能を有する設備 (例) 抽出塔溶解液供給しゃ断弁、建屋給気閉止ダンパ
18	ポンプ・圧縮機類	(例) 冷却水循環ポンプ、空気圧縮機
19	緊急時対策建屋加圧ユニット	—
20	排風機	(例) 中央制御室送風機、建屋排風機、代替制御室送風機
21	フィルタ	(例) 高性能粒子フィルタ、よう素フィルタ
22	搬送設備	(例) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン、燃料移送水中台車、燃料取出し装置、充てん台車
23	可搬型タンクローリ	(例) 軽油用タンクローリ
24	ポンベ	(例) 可搬型圧縮空気ポンベ
25	フェンス	(例) 可搬型汚濁水拡散防止フェンス
26	可搬型放水砲	—
27	機械装置類	上記に分類されない装置類 (例) 還元炉、溶接機

表 1.5-1 「機器区分」欄の記載区分 (2/2)

No.	区分	備考
24	M/C/P/C/MCC/ 分電盤/リレー盤	(例) 6.9kV 非常用メタクラ
25	発電機	(例) 第1 非常用ディーゼル発電機、可搬型発電機
26	蓄電池	(例) 110V 非常用蓄電池
27	非常用無停電電源装置	(例) 105V 非常用無停電電源装置
28	その他電気設備	上記に分類されない電気設備 (例) 運転保安灯、電源ケーブル
28	計測制御設備	(例) 圧力計、可搬型酸素濃度計
29	安全保護回路	(例) プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高
30	放管設備	(例) 主排気筒ガスモニタ、モニタリングポスト、ダストモニタ、 データ収集装置
31	通信連絡設備	(例) データ収集装置
32	—	設備以外の運用等

- (3) 様式-2 で選定した設工認添付書類に記載する箇所のうち「仕様表」への記載有無の情報から、表 1.5-3 に示す区分「仕様表」欄に記載する。

表 1.5-3 「仕様表」欄の記載区分

様式-2(1/2) (安全機能を有する施設) ^{※1}	様式-2(2/2) (重大事故等対処施設) ^{※2}	区分	内容
A	A	◎	申請対象（新規に仕様表を作成）
	B		
B	C	○	申請対象（既設工認仕様表を追加／変更）
C	D	×	記載なし
D			

※1：様式-2(1/2) 「必要な対策が区分A～Dのうちどこに対応するか」欄

※2：様式-2(2/2) 「必要な対策が区分A～Dのうちどこに対応するか」欄

- (4) 図 1.5-3 に示す様式-5 の「基本設計方針」欄に属する各欄に、表 1.5-4～12（うち、表 1.5-4、5、7、9、10、11 は様式-5 の「設工認添付書類星取表 略語の定義」をいう。）に示す内容を記載する。

なお、「申請区分」欄については、一機器に対して、関連条文が複数存在し、関連条文欄のセルが分割されている場合は、条文ごとに対応する申請区分の内容を記載する（「関連条文」欄と「申請区分」欄は同数となる）。

DB① DB② DB③ DB④ DB⑤					SA① SA② SA③ SA④			
安全機能を有する施設 (DB)					重大事故等対処施設 (SA)			
安全重要度	耐震重要度	機種区分	品質重要度	申請区分	耐震重要度	1.2Ss 機能維持	品質重要度	申請区分

図 1.5-3 「基本設計方針」欄に属する各欄と以降の説明項目の関係

表 1.5-4 (1/2) DB①「安全重要度」欄の記載区分【再処理施設】

区分	定義
安重	<p>安全機能を有する施設のうち、下記の分類に属する施設を安全上重要な施設とする。</p> <p>(1) プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器</p> <p>(2) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統</p> <p>(4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等</p> <p>(5) 上記(4)の換気系統</p> <p>(6) 上記(4)のセル等を収納する構築物及びその換気系統</p> <p>(7) ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器の換気系統</p> <p>(8) 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源</p> <p>(9) 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器</p> <p>(10) 使用済燃料を貯蔵するための施設</p> <p>(11) 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設</p> <p>(12) 安全保護回路</p> <p>(13) 排気筒</p> <p>(14) 制御室等及びその換気系統</p> <p>(15) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等</p>
非安重	安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設以外の施設

表 1.5-4 (2/2) DB①「安全重要度」欄の記載区分【廃棄物管理施設】

区分	定義
安重	<p>安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>(収納管、通風管、貯蔵区域しゃへい、ガラス固化体検査室しゃへい及び貯蔵建屋床面走行クレーンのしゃへい容器)</p>
非安重	安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設以外の施設

表 1.5-5 DB②「耐震重要度」欄の記載区分【再処理施設・廃棄物管理施設 共通】

区分	定義
S	耐震重要度分類におけるSクラス施設
B	耐震重要度分類におけるBクラス施設
C	耐震重要度分類におけるCクラス施設
B (Ss) C (Ss)	耐震重要度分類におけるB又はCクラス施設のうち、Sクラス施設への波及的影響を与えないようSクラス施設に適用される地震力に対し、耐えるように設計している施設
—	当該施設において安全機能を有する施設として使用しないもの

表 1.5-6 (1/2) DB③「機種区分」欄の記載区分【再処理施設】^注

区分	定義
再処理第1種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈のうち、「別記 再処理施設の溶接の方法等について」に規定する「再処理第1種機器」、「再処理第1種容器」、「再処理第1種管」
再処理第2種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈のうち、「別記 再処理施設の溶接の方法等について」に規定する「再処理第2種機器」、「再処理第2種容器」、「再処理第2種管」
再処理第3種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈のうち、「別記 再処理施設の溶接の方法等について」に規定する「再処理第3種機器」、「再処理第3種容器」、「再処理第3種管」
再処理第4種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈のうち、「別記 再処理施設の溶接の方法等について」に規定する「再処理第4種機器」、「再処理第4種容器」、「再処理第4種管」
再処理第5種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈のうち、「別記 再処理施設の溶接の方法等について」に規定する「再処理第5種機器」、「再処理第5種容器」、「再処理第5種管」
機種区分外	再処理第1種～第5種以外の設備

注：当該区分については、「再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）」にて「機器区分」と定義されているが、帳票上の用語として、「機器区分」が既に使用されているため、ここでは「機種区分」という表現を用いる。

表 1.5-6 (2/2) DB③「機種区分」欄の記載区分【廃棄物管理施設】^注

区分	定義
廃棄第一種	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈のうち、「別記 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法等について」に規定する「廃棄第一種機器」、「廃棄第一種容器」、「廃棄第一種管」
廃棄第二種	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈のうち、「別記 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法等について」に規定する「廃棄第二種管」
機種区分外	廃棄第一種～第二種以外の設備

注：当該区分については、「再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）」にて「機器区分」と定義されているが、帳票上の用語として、「機器区分」が既に使用されているため、ここでは「機種区分」という表現を用いる。

表 1.5-7 (1/2) DB④「品質重要度」欄の記載区分【再処理施設】

区分		定義
機械設備	クラス1	「再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）」の定めによる。
	クラス2	
	クラス3	
	クラス4	
	クラス5	
電気計装設備	クラスX	
	クラスY	
	クラスZ	

表 1.5-7 (2/2) DB④「品質重要度」欄の記載区分【廃棄物管理施設】

区分		定義
機械設備	クラス1	「再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）」の定めによる。
	クラス2	
	クラス3	
	クラス4	
	クラス5	
電気計装設備	クラスX	
	クラスY	
	クラスZ	

表 1.5-8 (1/2) DB⑤「申請区分」欄の記載区分【再処理施設・廃棄物管理施設 共通】

区分	定義	解釈
D-1	DB 新設（既設の新規登録含む）	<ul style="list-style-type: none"> 新規で設置するDB設備（常設・可搬） 既設工認において未申請設備をDBとして使用する設備
D-2	基本設計方針	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計方針のみで適合性説明するもの
D-3	D-3 (S) : 基準地震動の変更（耐震 S クラス）	<ul style="list-style-type: none"> 耐震重要度分類における耐震 S クラス施設 (例) 耐震クラス A、As ⇒ S に読み替える設備
	D-3 (波) : B, C クラスの S クラスへの波及的影響	<ul style="list-style-type: none"> 耐震 S クラス設備への波及的影響を及ぼすおそれのある耐震 B、C クラス設備 (例) 北換気筒 等
	D-3 (共) : 共振のおそれのある耐震 B クラス設備	<ul style="list-style-type: none"> 耐震 B クラスのうち、共振のおそれのある設備
	D-3 (up) : B, C クラス設備の S クラスへの嵩上げ	<ul style="list-style-type: none"> 放射線被ばくのリスクから公衆を守る観点より更なる設備の信頼性確保するため耐震 B、C クラスから耐震 S クラスへ嵩上げする設備。 廃棄物管理施設は対象設備なし。 (例) 前処理建屋換気設備 建屋排気系のうち、建屋排気フィルタユニットから建屋排風機下流の逆止ダンパの取合い部の範囲を嵩上げする。
	D-3 (down) : S クラスから B (Ss) , B, C (Ss) , C クラスへの格下げ	<ul style="list-style-type: none"> 耐震 S クラスから耐震 B、C クラスまたは B(Ss)、C(Ss) への格下げをする設備 (例) 定量ポット、中間ポット 等
	D-3 (他) : 他条文からの要求で機能維持 (Ss)	<ul style="list-style-type: none"> 他条文（溢水等）からの要求で機能維持(Ss)と必要となる設備 (例) 防水扉（または水密扉）、堰、感知器 等
D-4*	D-4 (竜巻) : 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻)	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））に係る設計条件が変更または追加されたもの
	D-4 (火山) : 外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準（外部からの衝撃による損傷の防止（火山））に係る設計条件が変更または追加されたもの
	D-4 (外火) : 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災)	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準（外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災））に係る設計条件が変更または追加されたもの
	D-4 (火災) : 火災等による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準（火災等による損傷の防止）に係る設計条件が変更または追加されたもの
	D-4 (溢水) : 溢水による損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準（溢水による損傷の防止）に係る設計条件が変更または追加されたもの
	D-4 (薬品) : 化学薬品の漏えいによる損傷の防止	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）に係る設計条件が変更または追加されたもの
	D-4 (材構) : 材料及び構造（耐圧強度）	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準（材料及び構造（耐圧強度））に係る設計条件が変更または追加されたもの
D-4 (他) : その他の設計条件変更・追加	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の設計条件が変更または追加されたもの 	

※：区分の記載に合わせて、具体的な設計または評価の内容を簡潔に記載する。

表 1.5-8 (2/2) DB⑤「申請区分」欄の記載区分【再処理施設・廃棄物管理施設 共通】

区分	定義	解釈
D-5	設備の追加・変更に伴うバウンダリ(安重範囲含む)変更	・安重区分の見直し、S A設備の追加等に伴い、バウンダリ範囲を変更する系統および設備
D-6	記載の適正化	・仕様表の変更がある設備のうち、軽微な変更があるもの (例) 耐震クラスの読み替え(耐震クラス A、As ⇒ S)、SI 単位化による修正、仕様表の記載内容が基本設計方針の記載と重複しているため削除 等
—	変更なし	・設計条件の変更も仕様表の変更もないもの

表 1.5-9 SA①「耐震重要度」欄の記載区分【再処理施設】

区分	定義
耐震重要	常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設(耐震 S クラスに属する施設)に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの
耐震重要以外	上記以外の常設重大事故等対処設備
—	可搬型重大事故等対処設備

表 1.5-10 SA②「1.2Ss 機能維持」欄の記載区分【再処理施設】

区分	定義
○	技術基準規則第 36 条(30 条)の要求事項である、基準地震動を 1.2 倍した地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する設備
—	上記以外

表 1.5-11 SA③「品質重要度」欄の記載区分【再処理施設】

区分	定義
クラス I	「再処理事業部 品質重要度分類基準(要領)」の定めによる。
クラス II	
クラス III	
クラス IV	

表 1.5-12 SA④「申請区分」欄の記載区分【再処理施設】

区分	定義	解釈
S-1	SA 新設 (既設の新規登録含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・新規で設置するSA設備 (常設・可搬) ・既設工認において未申請設備をSAとして使用する設備
S-2	基本設計方針	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計方針のみで適合性説明するもの
S-3	DB の SA 使用 (条件変更なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・DB兼SA設備 (既設工認で申請した設備をSAで使用する) のうち、環境条件 (使用条件、保管条件等) がDBから変更がないSA設備 (例) 内の事象で使用するSA設備のうち、電気・計装系等の常設設備等
S-4	SA 既設条件アップ	<ul style="list-style-type: none"> ・DB兼SA設備 (既設工認で申請した設備をSAで使用する) のうち、環境条件 (使用条件、保管条件等) がDBから変更するSA設備 (例) 内の・外的事象で使用するSA設備のうち、動的機器等
S-5	SA 既設使用目的変更	<ul style="list-style-type: none"> ・DB兼SA設備 (既設工認で申請した設備をSAで使用する) のうち、系統機能をDBから変更するSA設備 (例) 蒸発乾固の機器注水対策で用いる配管 (エアページ用の計装配管を機器注水用の配管として使用する。)

- (5) 後記の様式-7 で作成する基本設計方針において、複数の機能（施設間を含む。）を兼用する設計を行う設備が「機器名」欄に記載されている場合は、図 1.5-4 のように、「兼用する場合の施設・設備区分」欄に属する各欄に登録する区分を記載する。また、兼用する設計がない場合は、当該欄に「-」を記載する。

様式-7

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	設計基準施設の施設と兼用する圧縮空気設備の一部である安全圧縮空気系として使用することから、			



(例)

DB：その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備

SA：再処理設備本体 溶解施設 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系

施設区分	設備区分	機器区分	機器名	数量 容量	既設 / 新設	常設 / 可搬	関連条文	工事有無 (要求条文)	他施設との 共用	兼用する場合の施設・設備区分	
										主登録	兼用登録
その他再処理設備の付属施設	圧縮空気設備		空気圧縮機							その他再処理設備の付属施設	再処理設備本体 溶解施設
										圧縮空気設備	代替可溶性中性子吸収材緊急供給系

様式-5

図 1.5-4 「兼用する場合の施設・設備区分」欄に属する各欄の記載例（再処理施設の例）

- (6) 「機器名」欄に記載された設備ごとに(2)～(5)を繰り返すことにより、様式-5のすべてのセルを埋める。

1.6 様式-6（設工認申請書各条文の設計の考え方）

設計を主管する箇所の長は、設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成するため、後記 1.7 の様式-7 の作成にあわせ、以下に従って、基本設計方針として記載する事項およびそれらの設工認添付書類の設工認資料作成の考え方（理由）、基本設計方針として記載しない場合の考え方ならびに詳細な検討が必要な事項として含めるべき設工認添付書類との関係を、技術基準規則の条番号ごとに取りまとめる。

- (1) 様式-7 で作成した基本設計方針について、技術基準規則の条文および解釈を受けた事項、また事業変更許可申請書本文以外で詳細設計が必要な事項を抽出する。

抽出した結果をもとに、図 1.6-1 に示す様式-6 の「技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方」に属する欄に、表 1.6-1 に示す内容を記載する。

第〇条 (〇〇〇〇)					
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方 (理由)	項・号	解釈	添付書類
①	〇〇〇設計の方針	技術基準の要求を受けている内容	〇〇	〇〇	a, b
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ
⋮					
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	仕様表				
b	〇〇に関する説明書				

図 1.6-1 様式-6 の各欄と説明項目の関係 (1)

表 1.6-1 「技術基準の条文への適合に関する考え方」の記載区分

様式-6 の欄	記載内容
Ⓐ No.	〇の囲い文字 (数字) で、1 からの通し番号を付与する。 この番号はⒷに関連する様式-7 の記載箇所との紐付けに使用する。
Ⓑ 基本設計方針に記載する事項	技術基準規則の条文および解釈を受けた事項、また事業変更許可申請書本文以外で詳細設計が必要な事項を記載する。
Ⓒ 適合性の考え方 (理由)	Ⓑの基本設計方針で記載する事項を受けて、適合させるための詳細設計の内容 (概要) を記載する。
Ⓓ 項・号	Ⓑに関連する技術基準規則の項番号以下を記載する。(関連する条文が規定する条項が識別できる程度でよく、号等の最小単位とする必要はない。)
Ⓔ 解釈	Ⓑに関連する技術基準規則解釈の項番号以下を記載する。
Ⓕ 添付書類	Ⓒの考え方に仕様表または添付書類名の記載がある場合 (仕様表記載等) は、その添付書類の具体的名称を、様式-6 「4. 添付書類等」欄に記載するとともに、その通し番号 (a から始まる英小文字) を本欄に記載する。

(2) 様式-7 で記載した事業変更許可申請書本文の記載事項のうち、基本設計方針として記載しない事項を抽出する。

抽出した結果をもとに、図 1.6-2 に示す様式-6 の「事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方」に属する欄に、表 1.6-2 に示す内容を記載する。

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
①	○○○	「○○○」については、技術基準の要求事項を受け、「△△△」と記載する。	a、b
④	⑤	⑥	⑦
⋮			
4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	仕様表		
b	○○○に関する説明書		

図 1.6-2 様式-6 の各欄と説明項目の関係 (2)

表 1.6-2 「事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方」の記載区分

様式-6 の欄	記載内容
④ No.	□の囲い文字（数字）で、1からの通し番号を付与する。 この番号は⑤に関連する様式-7 の記載箇所との紐付けに使用する。
⑤ 項目	事業変更許可申請書本文の記載事項のうち、基本設計方針として記載しない事項を記載する。
⑥ 考え方	基本設計方針として記載しない理由を記載する。 (理由例) ・第○条に対する設計方針であり、第○条に記載するため記載しない ・具体的な設計方針となっている添付書類を採用するため記載しない ・仕様表に記載する内容のため記載しない
⑦ 添付書類	⑥の考え方に仕様表または添付書類名の記載がある場合（仕様表記載等）は、その添付書類の具体的な名称を、様式-6「4. 添付書類等」欄に記載するとともに、その通し番号（a から始まる英小文字）を本欄に記載する。

(3) 様式-7 で記載した事業変更許可申請書添付書類の記載事項のうち、基本設計方針として記載しない事項を抽出する。

抽出した結果をもとに、図 1.6-3 に示す様式-6 の「事業変更許可申請書の添六※のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方」に属する欄に、表 1.6-3 に示す内容を記載する。

※：再処理施設の場合であり、廃棄物管理施設の場合、「添五」となる。

3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
◇	本文と添六における同じ趣旨の記載	本文と趣旨が同じであり記載しない	a、b
①	②	③	④
⋮			

4. 添付書類等	
No.	書類名
a	仕様表
b	〇〇に関する説明書

図 1.6-3 様式-6 の各欄と説明項目の関係 (3)

表 1.6-3 「事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方」の記載区分

様式-6 の欄	記載内容
① No.	◇の囲い文字（数字）で、1 からの通し番号を付与する。 この番号は②に関連する様式-7 の記載箇所との紐付けに使用する。
② 項目	事業変更許可申請書添付書類六の記載事項のうち、基本設計方針として記載しない事項を記載する。
③ 考え方	基本設計方針として記載しない理由を記載する。 (理由例) ・ 第〇条に対する設計方針であり、第〇条に記載するため記載しない ・ 事業変更許可申請書本文と内容が重複するため記載しない ・ 仕様表に記載するため記載しない
④ 添付書類	③の考え方に仕様表または添付書類名の記載がある場合（仕様表記載等）は、その添付書類の具体的な名称を、様式-6 「4. 添付書類等」欄に記載するとともに、その通し番号（a から始まる英小文字）を本欄に記載する。

1.7 様式-7（要求事項との対比表）

設計を主管する箇所の長は、設計すべき項目を基本設計方針としてもれなく作成するため、様式-6の作成に合わせ、以下に従って、技術基準規則の各条文およびその解釈ならびに関係する事業変更許可申請書本文および添付書類に記載されている内容を引用し、作成した基本設計方針を技術基準規則の条文ごとに取りまとめる。

なお、様式-7にて作成した基本設計方針を、設工認としてまとめる構成等については、別途定める業務管理文書「設工認作成要領」による。

1.7.1 基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方

基本設計方針の作成に当たっては、「品管説明書」の添付 2「技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に基づき、以下の事項を基本的な考え方とする。

- (1) 事業変更許可申請書との整合性を確保する観点から、事業変更許可申請書本文に記載している適合性確認対象設備に関する「設備の基本設計方針」および設備と一体となって適合性を担保するための「運用」と基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。

補足： 基本設計方針の記載内容は「事業変更許可申請書」での約束事項を「設工認申請書」での約束事項として整合性を確保する観点も踏まえて、事業変更許可申請書本文をベースに記載する。

- (2) 技術基準規則への適合性を確保する観点で、事業変更許可申請書本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項があるものは、その理由を明確にしたうえで記載する。

補足： 技術基準規則への適合性を示すにあたり、詳細設計としての記載が必要であるという観点と事業変更許可申請書本文の記載事項をカバーする観点から、事業変更許可申請書添付書類六（五）の記載を引用して基本設計方針に記載する。

また、技術基準規則およびその解釈に記載される要求事項を基本的に網羅して記載する。

- (3) 事業変更許可申請書本文または再処理施設の添付書類六、廃棄物管理施設の添付書類五に記載された機能等を有する設備に該当しない、自主的に設置したもの（自主対策設備）は、原則記載しない。

- (4) 基本設計方針（設計要求事項）は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の記載順位となるように構成し、箇条書きにする等表現を工夫する。

補足： 基本設計方針の記載順位は、原則、技術基準規則条文の記載順とする。ただし、それに

より事業変更許可申請書本文側が細切れになり、見にくくなる場合は、文章の繋がりを考え再構成することができる（基本事項、〇〇の発生防止、〇〇の拡大防止、〇〇の影響緩和等といった事業変更許可申請書に示す安全設計の深層防護の考え方の記載順位等）。

- (5) 基本設計方針の作成にあたっては、必要に応じて以下の点に留意して作成する。また、これらを踏まえた具体的な記載例とその考え方を、表 1.7-1 に示す。

a. 手段の明確化（表 1.7-1 基①）

事業変更許可申請書本文の記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保するうえで、その「性能」を持たせるために特定できる手段がわかるように記載する。

また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

なお、手段となる「仕様」が仕様表で明確な場合は記載しない。

b. 運用の担保先の明確化（表 1.7-1 基②）

事業変更許可申請書本文の記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所（品質マネジメントシステム文書で定める場合は「保安規定」を記載する。）の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

c. 評価に対する対応（表 1.7-1 基③）

事業変更許可申請書本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。

- (a) 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。
- (b) 今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計または工事）を明確にし、評価の方法および条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。

d. 該当しない条文（表 1.7-1 基④）

- (a) 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。

- (b) 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。

補足： ただし、技術基準規則要求が「なお、…」のように補足的な説明をしている箇所は、その対象設備を設置しない場合、対象設備を設置しない旨の記載は不要とする。

e. 指針等の引用（表 1.7-1 基⑤）

技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。

なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。

- (a) 原子力規制委員会の審査ガイドは、今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。
- (b) 特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。
- (c) 上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載しない。

(d) 条文等で特定の版が示されているが、施設管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先を示すとともに、当該文書名および必要に応じそのコード番号を記載する。

(e) 解釈等に示された条文番号は、当該文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題（必要に応じ、上位の表題でも可）で記載する。

(f) 条件付の民間規格または事業変更許可申請書の評価結果等を引用する場合は、可能な限りその条件等を文章として反映する。また、事業変更許可申請書の添付書類を呼び込む場合は、対応する本文のタイトルを呼び込む。

補足： 上記(d)～(f)については、現時点において該当する箇所はないとの想定であるが、これらは品管説明書の添付として説明する事項であることから、本別添では記載する。今後、該当する

場合が生じた際は、これらの考え方に従うこと。

(6) 記載に当たっての作法、注意事項

- a. 基本設計方針の冒頭に「概要」、「基本事項」、「基本的考え方」の見出しは記載しない。
- b. 同様の趣旨の文章が重複しない記載とする。
- c. 文章の語尾については、統一的に「～設計とする。」とはせず、文脈の流れの中で、適切な語尾とする。
- d. 「～の設備を設置している。」、「～することになっている。」等、現在の状況を示す意味を持つ語尾は使用しない（「現状ありき」の表現としない）。
- e. 基本設計方針の内容は、箇条書きではなく、可能な限り文章で繋げて記載する。
- f. 基本設計方針に記載する適合性の内容は、「主語」、「述語」をはっきりさせ、規制対象が何であるかを明確にする。
- g. 「運用」で担保するものと「設計（設備）」で担保するものが混在する記載は避ける。
- h. 基本設計方針の本文中に「事業変更許可申請書添付書類六に規定された仕様を満たす…」等の表現はしない（添付書類の記載は、基本的に、規制対象外として扱う）。
- i. 基本設計方針の記載のうち、設工認で担保することになる設計方針（変更する際に設工認の手続きが必要となる部分）を明確にするため、当該箇所の様式-7 備考欄に㊦の記号を記載する。また、参考として、事業変更許可申請書との関連を明確にするため、当該箇所の様式-7 備考欄に、㊧の記号を記載する。

<備考欄 記載例>

㊦基①：事業変更許可申請書に関する場合

㊧基①：技術基準規則に関する場合

㊦㊧基①：事業変更許可申請書および技術基準規則の両方に関する場合

なお、文章を構成するための冒頭宣言（前書き等）の場合は、備考欄にその旨を記載し基本設計方針に記載している理由を明確にする。

- j. 用語は、事業指定基準規則（事業許可基準規則）およびその解釈ならびに技術基準規則およびその解釈の用語を使用し記載する。また、必要により、事業指定基準規則（事業許可基準規則）およびその解釈にて使用される用語を技術基準規則およびその解釈の用語に置き換える。
- なお、用語や主語の置換等を行うことにより、規制対象範囲が変わる場合があるため、置換等の際には、対象範囲の確認を行うこと。
- k. 事業変更許可申請書に記載している概略図の読み込みは、基本設計方針に記載せず、設工認申請書添付書類として配置図、系統図等で記載する。
- l. 仕様が仕様表で明確な場合は、基本設計方針には記載しない。
- m. 仕様表対象外設備は、基本設計方針に記載するが、設備数が多い場合は、全てを記載すると文章が読みづらくなるため、代表的な設備を数件記載し、「等」でまとめることができる。
- n. 個別機器等で、技術基準規則に要求のある仕様表対象外設備については、その設備の種類ごとに仕様（「名称」、「個数」等）を文章中に記載し、個体の識別ができる記載とする。
- o. 事業変更許可申請書添付書類六（五）のみに記載されている「運用」については、原則、以下のとおり対応する。
- ・基本的には基本設計方針に記載しないが、様式-6「各条文の設計方針の考え方」に、「保安規定」にて担保する内容であることを記載する。
 - ・事業指定基準規則（事業変更許可基準規則）にはなく、技術基準規則のみに要求がある条文で運用に関わるものは、基本設計方針に記載する。

n、oについては、「設工認作成要領」（仕様表や添付書類として記載すべき情報の設定等）との調整が必要な事項であるため、現時点ではHOLDとする。

表 1.7-1 基本設計方針作成の基本的な考え方に対する具体的記載例

記載方針	記載例			考え方					
	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類						
基 ① (手段の明確化)	<p>事業変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。</p>	<p>【濃縮】 【例①-1 廃棄施設、換気設備】</p> <p>b. 廃棄物の処理能力 排気処理を行う気体廃棄物の廃棄設備の系統には、<u>周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、十分な捕集効率を有するフィルタユニットを設けるとともに、放射線障害を防止するために必要な換気を行うために十分な風量を有する排風機を設ける設計とする。</u> また、<u>フィルタユニットのプレフィルタ及び高性能エアフィルタの前後の差圧を測定することにより、フィルタの目詰まりを監視し、高性能エアフィルタについては交換後に捕集効率の測定を行う。プレフィルタ及び高性能エアフィルタは、フィルタユニットに取り付けられ、取替えが容易な構造とする。</u></p>	<p>(イ) 気体廃棄物の廃棄設備 (2) 廃棄物の処理能力 第1種管理区域の気体廃棄物の廃棄設備は、第1種管理区域を第2種管理区域、非管理区域及び建屋外より負圧に維持し、かつ<u>気体廃棄物の周辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できる能力を有するものとし、その処理能力は、次表に示すとおりである。</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>ウラン濃縮建屋 排気風量</td> <td>約 287000m³/h</td> </tr> <tr> <td>高性能エアフィルタの捕集効率</td> <td>99.9%以上 (1段) (注)</td> </tr> </table> <p>(注) 0.3 μ mDOP 粒子</p>	ウラン濃縮建屋 排気風量	約 287000m ³ /h	高性能エアフィルタの捕集効率	99.9%以上 (1段) (注)	<p>ト 放射性廃棄物管理 (イ) 放射性気体廃棄物 (1) 排気設備 第1種管理区域内の気圧は、隣接する第2種管理区域、非管理区域及び建屋外より負圧に維持するとともに、<u>第1種管理区域からの排気は排気ダクトを通じ、プレフィルタ1段及び高性能エアフィルタ1段で処理した後、排気口を通じて屋外に排出する。</u> (2) 排気管理 (中略) ② <u>プレフィルタ及び高性能エアフィルタの前後の差圧を測定することにより、フィルタの目詰まりを監視する。また、高性能エアフィルタは交換後に捕集効率の測定を行う。</u></p>	<p>下記性能と手段がわかるよう、本文の記載を基本設計方針に記載。</p> <p>「性能」 放射線障害を防止するために必要な換気能力 「手段」 排気風量</p> <p>「性能」 放射性物質濃度を濃度限度以下とする廃棄能力 「手段」 フィルタユニットの捕集効率</p> <p>※負圧維持は「閉じ込め」で記載</p>
	ウラン濃縮建屋 排気風量	約 287000m ³ /h							
高性能エアフィルタの捕集効率	99.9%以上 (1段) (注)								
	<p>【濃縮】 【例①-2 安全機能を有する施設】</p> <p>c. <u>機器の損壊に伴う飛散物に対する考慮として、飛散物となり得るクレーンその他の機器に対する構造強度確保、配置上の考慮等の対策を講じることにより、UF₆を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>⑤ <u>本施設は、クレーンその他の機器の損壊に伴う飛散物により、閉じ込めの機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>(へ) 内部飛来物に対する考慮 本施設は、クレーンその他の機器の損壊に伴う飛散物により、UF₆を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわないように、以下の対策を講じる。 (1) 天井走行クレーン <u>天井走行クレーンに対する落下防止対策を講じる。具体的には、以下のとおりとする。</u> <u>ウラン貯蔵・廃棄物建屋内のA～Cウラン貯蔵室の天井走行クレーン、1号均質室、2号発回均質室の天井走行クレーンは、その落下の衝撃や飛散物によって貯蔵しているUF₆シリンダ類及び付着ウラン回収容器が破損し、UF₆が漏えいするのを防止するため、第1類の地震力に対して天井走行クレーンが落下しない設計とする</u> (2) 遠心分離機 <u>遠心分離機については、回転体の破損による衝撃力に対して、閉じ込め性を損なわないように、ケーシングの肉厚を確保し、必要な強度を持たせる設計とする。</u> (3) ポンプ (回転機器) 本施設内に設置している回転機器には送風機、排風機、ポンプ類があり、<u>送風機及び排風機については、UF₆を取り扱う機器のある室には設置しないことにより、損壊に伴う回転体の飛散物によって他のUF₆を取り扱う機器の閉じ込めの機能を損なわない設計とする。</u> また、<u>UF₆を取り扱う機器のある室に設置しているポンプ類は小型とし、ポンプ類の損壊に伴う回転体の飛散物によりUF₆を取り扱う機器の閉じ込め機能に波及的影響を与えない設計とする。</u></p>	<p>本文の記載 (性能) だけでは、手段がわからないので、手段として対策を講じることを追記</p> <p>「性能」 クレーン等の内部飛来物による閉じ込め機能を損なわない 「手段」 ・クレーン：耐震性 ・遠心機：ケーシング強度 ・ポンプ：配置等</p>					

表 1.7-1 基本設計方針作成の基本的な考え方に対する具体的記載例

記載方針	記載例			考え方
	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	
	<p>【濃縮】 【例①-3 臨界】 (1) 基本事項 (中略) a. 単一ユニットの臨界管理 核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、<u>臨界管理の対象に選定する設備及び機器は、濃縮度、減速度及び形状寸法の核的制限値を定め、濃縮度と減速度及び濃縮度と形状寸法管理を組み合わせる。</u></p> <p>(2) 臨界管理の基準 (中略) a. 濃縮度管理 (中略) b. 形状寸法管理 ウランを収納する設備及び機器のうち、その形状寸法を制限し得るケミカルトラップ (NaF) は、<u>形状寸法を核的制限値以下に制限する</u></p> <p>c. 減速度管理 UF₆を取り扱う設備及び機器において、<u>収納するウランの質量、容積及び形状のいずれをも制限することが困難なもの（コールドトラップ、製品シリンダ、中間製品容器、付着ウラン回収容器及び減圧槽）は、UF₆を密封系統内で取り扱うことにより、大気中の水分との接触を防止する。原料UF₆を系統内に供給する際には、必要に応じて脱気を行い、不純物（HF等）を除去することで減速条件を核的制限値以下に制限する。また、この場合には、誤操作等を考慮する。原料UF₆供給時の脱気の実施については加工施設保安規定に定めて管理する。</u></p>	<p>ロ 加工施設の一般構造 (イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造 (中略) ・核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、<u>臨界管理の対象に選定する設備及び機器は、濃縮度、減速度及び形状寸法の核的制限値を定め、濃縮度と減速度及び濃縮度と形状寸法管理を組み合わせる。</u></p> <p>ホ 濃縮施設の構造及び設備 (二) 主要な核的及び熱的制限値 (1) 核的制限値 ① 単一ユニット (中略)</p>	<p>ロ 臨界安全設計 (1) 単一ユニットの臨界安全 <u>核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、臨界管理の対象に選定する設備及び機器は、濃縮度、減速度及び形状寸法の核的制限値を定め、濃縮度と減速度及び濃縮度と形状寸法管理を組み合わせる。</u></p> <p>② <u>ウランを収納する設備及び機器のうち、その形状寸法を制限し得るケミカルトラップ (NaF) は、形状寸法を核的制限値以下に制限する。</u></p> <p>③ <u>UF₆を取り扱う設備及び機器において、収納するウランの質量、容積及び形状のいずれをも制限することが困難なもの（コールドトラップ、製品シリンダ、中間製品容器、付着ウラン回収容器及び減圧槽）は、UF₆を密封系統内で取り扱うことにより、大気中の水分との接触を防止し、原料UF₆を系統内に供給する際には、必要に応じて脱気を行い、不純物（HF等）を除去することで減速条件を核的制限値以下に制限する。また、この場合には、誤操作等を考慮する。</u></p> <p>単一ユニットの核的制限値及び臨界安全値は、次表によるものとする。</p>	<p>基本設計方針の記載で形状寸法管理を実施すること、減速度管理をすることがわかるので具体的な核的制限値（本文、添付書類ともに記載）は基本設計方針に記載しない。</p> <p>「性能」 臨界防止 「手段」 濃縮度管理、形状寸法管理、減速度管理</p>

設備及び機器	臨界因子	核的制限値	核的制限値	核的制限値
カスケード設備	濃縮度	UF ₆	55 (注1)	—
コールドトラップ	濃縮度	UF ₆	55	—
製品シリンダ 中間製品容器 付着ウラン回収容器	濃縮度	UF ₆	UF ₆ -255 1.7 (注2)	UF ₆ -255 10 (注2)
ケミカルトラップ(NaF)	濃縮度	UF ₆	55	—

表 1.7-1 基本設計方針作成の基本的な考え方に対する具体的記載例

記載方針	記載例			考え方
	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	
<p>また、技術基準規則への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>	<p>【濃縮】 【例①-4 外部衝撃（外部火災）】 c. 防護設計の基本方針 （中略） (c) <u>森林火災評価に用いる植生に関する定期的な現場確認、植生に大きな変化があった場合の再解析、外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価、外部火災に対する事前散水を含む消火活動、カスケード設備の生産運転停止等の措置、ばい煙等が予想される場合の送排風機の停止・送排気系ダンパ閉止に関すること等の外部火災防護に関する運用を加工施設保安規定に定めて管理する。</u></p>	<p>—</p>	<p><u>③防護設計の基本方針</u> （中略） <u>c. 敷地内に消防自動車等の消火設備を配備するとともに、通報連絡者及び初期消火活動のため自衛消防隊を本施設内に常駐させる。また、火災発生時の対応については、火災防護計画を定める方針とする。火災防護計画の具体的な内容としては、散水により防火帯外側、建屋外壁等へ熱影響を緩和する等の措置を講じる方針とする。さらに、航空機燃料からの有毒ガス、輻射熱を考慮し、防火服等の装備品を整備する。</u></p> <p><u>⑩ 手順等</u> <u>外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理を適切に実施するための対策を火災防護計画等に定める。また、保安規定にて、火災防護計画を定めることを明確にする。</u> <u>a. 防火帯の維持及び管理においては、手順を整備する。</u> <u>b. 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更にあたっては、外部火災によって、防護対象安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する手順を整備する。</u> <u>c. 敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動については、消防自動車（化学消防自動車）等の消防資機材を用いて実施する手順を整備する。また、航空機墜落火災による有毒ガスや輻射熱等を考慮し、消火活動に必要な資機材を整備する。なお、敷地内外の外部火災発生時に実施する消火活動には、建屋外壁への散水活動を含む。</u> <u>d. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順に関する教育並びに総合的な訓練を定期的実施する手順を整備する。</u> <u>e. 本施設敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する手順を整備する。また、FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析等を実施する手順を定める。</u> <u>f. 上記 b. 及び e. に記載する事項以外に外部火災の評価の条件等に変更があった場合においても、防護対象安全機能への影響評価を実施する手順を定める。</u> <u>g. 外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、本施設のリスク低減を目的に運転を停止し、必要に応じて消火活動等の支援を行うように手順等を整備する。</u></p>	<p>○自然現象への防護設計を示すうえで、関連する運用（ダンパ閉止、生産運転停止等）も示す必要があるため、添付書類記載事項を基本設計方針に示す。 「手段」として、どのような運用を行うかわかるように記載する。</p>
<p>なお、手段となる「仕様」が仕様表で明確な場合は記載しない。</p>	<p>上記の例①-1、①-3 のとおり。</p>	<p>上記の例①-1、①-3 のとおり。</p>	<p>上記の例①-1、①-3 のとおり。</p>	<p>例①-1 フィルタの捕集効率、例①-3 ケミカルトラップの外径は仕様表で示す。</p>

表 1.7-1 基本設計方針作成の基本的な考え方に対する具体的記載例

記載方針	記載例			考え方	
	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類		
基② (運用の担保先の明確化)	<p>事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所（QMS 文書で定める場合は「保安規定」を記載）の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。</p>	<p>【濃縮】 【例②-1 外部衝撃（火山）】 また、火山事象が予想される場合のカスケード設備内部のUF₆の排気回収の措置、送排風機の停止・送排気系ダンパ閉止、降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護対象施設への影響を確認するための点検に関することを加工施設保安規定に定める。</p>	<p>また、UF₆を内包する設備及び機器のうち2号カスケード棟のカスケード設備は、火山事象が予想される場合に、内部のUF₆の排気回収を行い、建屋により防護を行う2号発回均質棟のケミカルトラップに回収するとともに、送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。 降下火砕物の堆積が確認された場合は除去作業を行うとともに、防護対象施設への影響を確認するため点検を実施するものとし、その手順書を整備する。</p>	<p>また、UF₆を内包する設備及び機器のうち2号カスケード棟のカスケード設備は、火山事象が予想される場合に、内部のUF₆の排気回収を行い、建屋により防護を行う2号発回均質棟のケミカルトラップに回収するとともに、送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉止する。 降下火砕物の堆積が確認された場合は除去作業を行うとともに、防護対象施設への影響を確認するため点検を実施するものとし、その手順書を整備する。</p>	<p>○運用は必ず順守する条件がわかる程度の記載とする ○運用の担保先として保安規定を記載する。</p>
	<p>また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。</p>	<p>上記の例①-4のとおり。</p>	<p>上記の例②-2のとおり。</p>	<p>上記の例②-2のとおり。</p>	<p>本文以外の運用を記載する際においても、遵守する条件、運用の担保先（保安規定）がわかるように記載する。</p>
基③ (評価に対する対応)	<p>事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。</p> <p>a. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設工認の対象とする。</p>	<p>【廃棄物】 c. 外部火災 廃棄物管理施設は、想定される外部火災（「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災）において、火災源を再処理事業所敷地内及び敷地外に設定し外部火災防護対象施設に係る温度や距離を算出し、それらによる影響評価を行い、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設は、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により、外部火災に対して安全機能を損なわない設計とする。 (略)</p> <p>(a) 防火帯幅の設定に対する設計方針 <u>自然現象として想定される森林火災については、森林火災シミュレーション解析コード（以下、「FARSITE」という。）を用いて求めた最大火線強度（9,128kW/m）から算出した防火帯（幅25m以上）を敷地内に設け、設計対処施設への延焼を防止し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>ロ. 廃棄物管理施設の一般構造 (ロ) 外部火災 安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、<u>廃棄物管理施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に解析によって求めた最大火線強度（9,128kW/m）から算出される防火帯（幅25m以上）を敷地内に設ける。</u></p>	<p>1.6.7 外部火災防護に関する設計 1.6.7.1 外部火災防護に関する設計方針 1.6.7.3 森林火災 (1) 概要 想定される森林火災については、外部火災ガイドを参考として、初期条件（可燃物量（植生）、気象条件及び発火点）を、廃棄物管理施設への影響が厳しい評価となるように設定し、森林火災シミュレーション解析コード（以下「FARSITE」という。）を用いて影響評価を実施する。 この影響評価の結果に基づき、必要な防火帯及び離隔距離を確保することにより、設計対処施設の温度を許容温度以下とし、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。 (2) 森林火災の想定 (略) (7) 防火帯幅の設定 <u>FARSITEによる影響評価により算出される最大火線強度（9,128kW/m（発火点2））に対し、外部火災ガイドを参考として、風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯の関係から、必要とされる最小防火帯幅24.9mを上回る幅25m以上の防火帯を確保することにより、設計対処施設への延焼を防止し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>既に事業変更許可申請書で解析コードを用いた影響評価が実施されて評価結果が示されている場合</p> <p>(評価結果) 外部火災ガイド（FARSITE）による影響評価により算出される最大火線強度（9,128kW/m（発火点2））に対し、風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯の関係から、必要とされる最小防火帯幅24.9m</p> <p>(必要な措置) 最小防火帯幅を上回る（幅25m以上）を敷地内に設置</p>

表 1.7-1 基本設計方針作成の基本的な考え方に対する具体的記載例

記載方針	記載例			考え方										
	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類											
<p>b. 今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計又は工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対象とする。</p>	<p>【廃棄物】 竜巻 廃棄物管理施設は、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成25年6月19日 原規技発第13061911号 原子力規制委員会決定）（以下「竜巻ガイド」という。）を参照し、竜巻及び随伴事象等に係る影響評価を設工認段階で行い、必要に応じて構造強度計算及び竜巻防護対策を行うことで安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>（評価条件） 竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は 100m/s とし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。 また、飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるものうち、運動エネルギー及び貫通力の大きさを踏まえ、設計上考慮すべき飛来物（以下「設計飛来物」という。）を設定する。 (1)設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重 設計竜巻：100m/s (2)飛来物の衝撃荷重として考慮する設計飛来物 種類：鋼製材 長さ：4.2m 幅：0.3m 奥行き：0.2m、 重量：135kg 最大水平速度：51m/s 最大鉛直速度：34m/s (3)設計竜巻荷重の組合せ 設計対処施設の設計に用いる設計竜巻荷重は、竜巻ガイドを参考に風圧力による荷重（W_w）、気圧差による荷重（W_p）及び設計飛来物による衝撃荷重（W_M）を組み合わせた複合荷重とし、複合荷重W_{T1}及びW_{T2}は米国原子力規制委員会の基準類を参考として、以下のとおり設定する。 $W_{T1}=W_p$ $W_{T2}=W_w+(1/2) \cdot W_p+W_M$ 設計対処施設にはW_{T1}及びW_{T2}の両荷重をそれぞれ作用させる。 (4)設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 a. 設計対処施設に常時作用する荷重及び運転時荷重 b. 竜巻以外の自然現象による荷重 風：設計竜巻荷重に包絡 落雷：荷重は発生しない。 積雪：190cm</p>	<p>ロ. 廃棄物管理施設の一般構造 (イ) 竜巻 安全機能を有する施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風速は 100m/s とし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他竜巻以外の自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして設定する。 安全機能を有する施設の安全機能を損なわないようにするため、安全機能を有する施設に影響を及ぼす飛来物の発生防止対策として、飛来物となる可能性のあるものうち、運動エネルギー及び貫通力の大きさを踏まえ、設計上考慮すべき飛来物（以下「設計飛来物」という。）を設定する。飛来物となり得る資機材及び車両のうち、衝突時に与える運動エネルギー又は貫通力が設計飛来物によるものより大きくなるものについては、固定、固縛、建屋収納、退避又は撤去を実施する。 また、再処理事業所外から飛来するおそれがあり、かつ、再処理事業所内からの飛来物による衝撃荷重を上回ると想定されるものがある場合は、設計飛来物として考慮の可否を検討する。</p>	<p>1.6.6 竜巻防護に関する設計 1.6.6.1 竜巻防護に関する設計方針 原子力規制委員会の定める「事業許可基準規則」第八条では、外部からの衝撃による損傷防止として、廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならないとしており、敷地の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、竜巻を挙げている。 廃棄物管理施設の供用期間中に極めてまれに発生する突風、強風を引き起こす自然現象としての竜巻及びその随伴事象等によって安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計であることを評価するため、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成25年6月19日 原規技発第13061911号 原子力規制委員会決定）（以下「竜巻ガイド」という。）を参照し、以下の竜巻影響評価について実施する。 (1) 設計竜巻及び設計荷重（設計竜巻荷重及びその他の組合せ荷重）の設定 (2) 廃棄物管理施設における飛来物に係る調査 (3) 飛来物発生防止対策 (4) 考慮すべき設計荷重に対する設計対処施設の構造健全性等の評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持されることの確認 安全機能を有する施設は、廃棄物管理施設が竜巻の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、竜巻に対して安全機能を損なわない設計とする。 （中略） なお、ガラス固化体を収納した輸送容器は廃棄物管理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、竜巻によりガラス固化体を収納した輸送容器に波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>1.6.6.3.2 設計飛来物の設定 （中略） 第1.6-9表に廃棄物管理施設における設計飛来物を示す。</p> <p>第 1.6-9 表 廃棄物管理施設における設計飛来物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>飛来物の種類</th> <th>鋼製材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>最大水平速度 (m/s)</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>最大鉛直速度 (m/s)</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>1.6.6.3.3 荷重の組合せと許容限界</p>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	最大水平速度 (m/s)	51	最大鉛直速度 (m/s)	34	<p>（評価の段階） 竜巻防護に係る強度計算を設工認で評価する。</p> <p>（評価条件） (1)設計竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重 設計竜巻：100m/s (2)飛来物の衝撃荷重として考慮する設計飛来物 種類：鋼製材 長さ：4.2m 幅：0.3m 奥行き：0.2m、 重量：135kg 最大水平速度：51m/s 最大鉛直速度：34m/s (2)設計竜巻荷重の組合せ 設計対処施設の設計に用いる設計竜巻荷重は、竜巻ガイドを参考に風圧力による荷重（W_w）、気圧差による荷重（W_p）及び設計飛来物による衝撃荷重（W_M）を組み合わせた複合荷重とし、複合荷重W_{T1}及びW_{T2}は米国原子力規制委員会の基準類を参考として、以下のとおり設定する。 $W_{T1}=W_p$ $W_{T2}=W_w+(1/2) \cdot W_p+W_M$ 設計対処施設にはW_{T1}及びW_{T2}の両荷重をそれぞれ作用させる。 (3)設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおりとする。 a. 設計対処施設に常時作用する荷重及び運転時荷重 b. 竜巻以外の自然現象による荷</p>
飛来物の種類	鋼製材													
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2													
質量 (kg)	135													
最大水平速度 (m/s)	51													
最大鉛直速度 (m/s)	34													

表 1.7-1 基本設計方針作成の基本的な考え方に対する具体的記載例

記載方針	記載例		考え方	
	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文		事業変更許可申請書 添付書類
	<p>降雹：設計竜巻荷重に包絡 降水：設計竜巻荷重に包絡</p> <p>(竜巻に対する影響評価方法と防護設計)</p> <p>竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して強度計算を実施し、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(竜巻)を考慮しても倒壊等に至らないよう必要に応じて補強すること等により、周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、ガラス固化体を収納した輸送容器は廃棄物管理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、竜巻によりガラス固化体を収納した輸送容器に波及的破損を与えない設計とする。</p> <p>竜巻随伴事象に対する設計は、竜巻ガイドを参考に、過去の他地域における竜巻被害状況及び再処理施設の配置から、竜巻随伴事象として火災、溢水を想定し、これらの事象が発生した場合においても、以下の設計とすることで竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(1) 火災 火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「1.6.7 外部火災防護に関する設計」にて考慮する。</p> <p>(2) 溢水 溢水源と竜巻防護対象施設を収納する建屋の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、溢水が竜巻防護対象施設を収納する建屋の開口部まで到達しないよう施設を配置する。</p> <p>また、建屋貫通部への止水処理をすることにより、屋外タンク等の破損による溢水が建屋内に浸入することを防止する。</p> <p>飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについての設置場所に応じた固定、固縛、建屋収納又は敷地からの撤去、車両の飛来対策区域外の退避、車両と離隔対象施設との距離などの竜巻防護に係る運用管理、竜巻による損傷を考慮した代替設備による機能を確保及び保守、修理並びに教育、訓練を保安規定に定めて管理する。</p>	<p>竜巻に対する防護設計においては、機械的強度を有する建物により保護す</p>	<p>(1)設計対処施設に作用する設計竜巻荷重 (中略)</p> <p>(2)設計竜巻荷重の組合せ 設計対処施設の設計に用いる設計竜巻荷重は、竜巻ガイドを参考に風圧力による荷重(W_w)、気圧差による荷重(W_p)及び設計飛来物による衝撃荷重(W_M)を組み合わせた複合荷重とし、複合荷重W_{T1}及びW_{T2}は米国原子力規制委員会の基準類を参考として、以下のとおり設定する。 W_{T1}=W_p W_{T2}=W_w+ (1/2)・W_p+W_M 設計対処施設にはW_{T1}及びW_{T2}の両荷重をそれぞれ作用させる。</p> <p>(3)設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定 設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は、以下のとおりとする。 a. 設計対処施設に常時作用する荷重及び運転時荷重 b. 竜巻以外の自然現象による荷重 竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり、積乱雲の発達時に竜巻と同時に発生する可能性がある自然現象は、落雷、積雪、降雹及び降水である。これらの自然現象により発生する荷重の組合せの考慮は、以下のとおりとする。 なお、風(台風)に対しては、「1.6.1 (4) a. 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針」にて考慮することとしている「建築基準法」に基づく風荷重が設計竜巻を大きく下回ることから、設計竜巻荷重に包絡される。 ただし、竜巻と同時に発生する自然現象については、今後も継続的に新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。 (a)落雷 竜巻及び落雷が同時に発生する場合においても、落雷による影響は雷撃であり、荷重は発生しない。 (b)積雪 廃棄物管理施設の立地地域は、冬季においては積雪があるため、冬季における竜巻の発生を想定し、「建築基準法」に基づいて積雪の荷重を適切に考慮する。 (c)降雹 降雹は積乱雲から降る直径5mm以上の氷の粒であり、仮に直径10cm程度の大型の降雹を仮定した場合でも、その質量は約0.5kgである。 竜巻及び降雹が同時に発生する場合においても、直径10cm程度の降雹の終端速度は59m/s、運動エネルギーは約0.9kJであり、設計飛来物の運動エネルギーと比べて十分小さく、降雹の衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。 (d)降水 竜巻及び降水が同時に発生する場合においても、降水により屋外施設に荷重の影響を与えることはなく、また降水による荷重は十</p>	<p>重 風：設計竜巻荷重に包絡 落雷：荷重は発生しない。 積雪：190cm 降雹：設計竜巻荷重に包絡 降水：設計竜巻荷重に包絡</p> <p>(評価方法及び措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻防護対象施設を収納する建屋は設計荷重(竜巻)及び設計飛来物に対する構造強度計算 ・建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設は気圧差荷重に対する構造強度計算 ・竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設は設計荷重(竜巻)及び設計飛来物に対する構造強度計算及び必要に応じて補強する設計 ・竜巻随伴事象に対する設計 <ul style="list-style-type: none"> (1) 火災 火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえた熱影響評価 (2) 溢水 溢水源と竜巻防護対象施設を収納する建屋の位置関係を踏まえた影響評価、溢水が竜巻防護対象施設を収納する建屋の開口部まで到達しないような施設配置及び建屋貫通部への止水処理 ・竜巻防護に係る運用管理を保安規定で定めて管理

表 1.7-1 基本設計方針作成の基本的な考え方に対する具体的記載例

記載方針	記載例		考え方
	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	
		<p>ること等により、<u>安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること若しくは竜巻による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障が生じない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>分小さいため、<u>設計竜巻荷重に包絡される。</u></p> <p>(4)許容限界 (中略)</p> <p>1.6.6.4.1 竜巻防護対象施設を収納する建屋 <u>竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重（竜巻）に対して、主架構の構造健全性を維持するとともに、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>また、設計飛来物の衝突に対しては、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。具体的には以下のとおりである。 (中略)</p> <p>1.6.6.4.2 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施設 <u>外気と繋がっている竜巻防護対象施設は、気圧差荷重に対して構造健全性が維持できるものとする。具体的には以下のとおりである。</u> (中略)</p> <p>1.6.6.4.3 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設 <u>竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設については、設計荷重（竜巻）を考慮しても倒壊等に至らないよう必要に応じて補強すること等により、周辺の竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u> (中略)</p> <p>1.6.6.5 竜巻随伴事象に対する設計 <u>竜巻ガイドを参考に、過去の他地域における竜巻被害状況及び再処理施設の配置を図面等により確認した結果、竜巻随伴事象として以下の事象を想定し、これらの事象が発生した場合においても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>(1) 火災 <u>竜巻により屋外にある危険物貯蔵施設等（ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所、ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所及びボイラ用燃料貯蔵所）が損傷し、漏えい及び防油堤内での火災が発生したとしても、火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とすることを「1.6.7 外部火災防護に関する設計」にて考慮する。</u></p> <p><u>建屋内に設置される竜巻防護対象施設には、開口部を有する室に設置されるものはないため、設計飛来物の侵入により建屋内に火災が発生し、竜巻防護対象施設に影響を及ぼすことは考えられな</u></p>

表 1.7-1 基本設計方針作成の基本的な考え方に対する具体的記載例

記載方針	記載例		考え方
	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	
			<p>い。</p> <p>(2) 溢水 <u>再処理事業所内の屋外タンク等の破損による溢水を想定し、溢水源と竜巻防護対象施設を収納する建屋の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、溢水が竜巻防護対象施設を収納する建屋の開口部まで到達しないよう施設を配置する。</u> <u>竜巻防護対象施設を収納する建屋のうち開口部を有する室については、設計飛来物の侵入による建屋内の溢水が発生したとしても、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与えることはない。</u> <u>また、建屋貫通部への止水処理をすることにより、屋外タンク等の破損による溢水が建屋内に浸入することを防止する。</u></p> <p>(3) 外部電源喪失 (中略)</p> <p>1.6.6.6 手順等 <u>設計竜巻による飛来物の発生防止を図るため、以下の事項を考慮した手順を定める。</u> ・資機材で飛来物となる可能性のあるものは、浮き上がり又は横滑りの有無を考慮した上で、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応じて固定、固縛、建屋収納又は敷地からの撤去を行う。 ・車両については、周辺防護区域内への入構を管理するとともに、飛来対策区域を設定し、竜巻の襲来が予想される場合に車両が飛来物とならないよう固縛又は飛来対策区域外の退避場所へ退避する。 ・飛来対策区域は、車両から距離を取るべき離隔対象施設と車両との間取るべき離隔距離を考慮して設定する。 <u>離隔距離の検討に当たっては、先ず解析により車両の最大飛来距離を求める。解析においては、フジタモデルの方がランキン渦モデルよりも地表面における竜巻の風速場をよく再現していること及び車両は地表面にあることから、フジタモデルを適用する。フジタモデルを適用した車両の最大飛来距離の算出結果を第 1.6-11 表に示す。車両の最大飛来距離の算出結果は 170mであるが、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、算出結果に安全余裕を考慮して、離隔距離を 200mとする。</u> <u>飛来対策区域を第 1.6-10 図のとおりとする。</u> ・車両の退避場所は、周辺防護区域内及び周辺防護区域外に設ける。また、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、周辺防護区域内の退避場所に退避する車両については固縛の対象とする。 ・竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、教育及び訓練を定期的実施する。</p>

表 1.7-1 基本設計方針作成の基本的な考え方に対する具体的記載例

記載方針	記載例			考え方
	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	
<p>基④ (該当しない条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適用するものであることを確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。 	<p>【MOX】 【例④-1 閉じ込め】</p> <p>4. 閉じ込めの機能</p> <p>4.1 放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を保持するための基本事項</p> <p>技術基準規則第 10 条第 1 項第 2 号にある「六ふっ化ウランを取り扱う設備」は、MOX 燃料加工施設に設置しない。</p>	—	—	<p>技術基準への適合性について、該当しない場合は理由を記載する。適用する設備がない場合は、その設備を設置しない旨を記載する。</p> <p>○適用する設備がない場合の例 「六ふっ化ウランを取り扱う設備」は、MOX 燃料加工施設に設置しない。</p>
<p>基⑤ (指針等の引用)</p> <p>技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。</p> <p>なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。 	<p>【MOX】 【例⑤-1 外部衝撃（竜巻）】</p> <p>a. 竜巻</p> <p>加工施設は、想定される竜巻（最大風速 100m/s）が発生した場合において、作用する設計荷重（竜巻）を設定し、設計荷重（竜巻）に対して竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 13061911 号 原子力規制委員会決定）を参照し、影響評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持される設計とする。</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (1) 安全機能を有する施設</p> <p>①外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>b. 竜巻</p> <p>安全機能を有する施設は、<u>想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の<u>最大風速は 100m/s</u> とし、・・・</p>	<p>(ロ) 竜巻</p> <p>(1) 竜巻防護に関する設計方針</p> <p>原子力規制委員会の定める事業許可基準規則の第九条では、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全機能を有する施設は、<u>想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしており、敷地の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、竜巻を挙げている。</u></p> <p>MOX 燃料加工施設の供用期間中に極めてまれに発生する突風、強風を引き起こす自然現象としての竜巻及びその随伴事象等によって安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計であることを評価するため、「<u>原子力発電所の竜巻影響評価ガイド</u>」（平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 13061911 号 原子力規制委員会決定）（以下「竜巻ガイド」という。）を参照し、以下の竜巻影響評価について実施する。</p>	<p>○適合性判断の基準となるガイド原子力規制委員会の審査ガイドは制定日、発行番号を記載する。</p> <p>「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」（平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 13061911 号 原子力規制委員会決定）</p>
	<p>【MOX】 【例⑤-2 外部衝撃（風(台風)）】</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>d. 風（台風）</p> <p>外部事象防護対象施設等は、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>f. 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象</p> <p>(a) 風（台風）</p> <p>安全機能を有する施設は、風（台風）に対し、<u>安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは風（台風）による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせること</u>でその安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(ロ) 竜巻、森林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針</p> <p>① 風（台風）</p> <p>敷地付近の気象観測所で観測された日最大瞬間風速は、八戸特別地域気象観測所での観測記録（1951 年～2018 年 3 月）で 41.7m/s（2017 年 9 月 18 日）である。外部事象防護対象施設及びそれらを内包する建屋（以下「外部事象防護対象施設等」という。）衝の設計に当たっては、この観測値を基準とし、<u>建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</u>建築基準法に基づき算出する風荷重は、設計竜巻の最大風速(100m/s)による風荷重を大きく下回るため、風（台風）に対する安全設計は竜巻に対する防護設計に包絡される。</p>	<p>○適合性を説明するために使用する法令、規格・基準について記載する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。 	(現状該当なし)	(現状該当なし)	(現状該当なし)	

表 1.7-1 基本設計方針作成の基本的な考え方に対する具体的記載例

記載方針	記載例			考え方
	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	
<p>・上記以外の法令, 規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は, 必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし, 基本設計方針に記載しない。</p>	<p>【MOX】 【例⑤-4 外部衝撃 (積雪)】 h. 積雪 外部事象防護対象施設等は, 六ヶ所村統計書における最深積雪である 190cm を考慮し, 積雪による荷重及び閉塞に対して, 外部事象防護対象施設を収納する建屋が機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。また, 換気設備の給気系においては防雪フードを設置し, 降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに, 給気を加熱することにより, 雪の取り込みによる給気系の閉塞を防止し, 外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>(e) 積雪 安全機能を有する施設は, <u>積雪による荷重及び閉塞に対し, 安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して, 代替設備により必要な機能を確保すること, 安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで, その安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>⑤ 積雪 建築基準法施行令第 86 条に基づく六ヶ所村の垂直積雪量は 150cm となっているが, 敷地付近の気象観測所で観測された最深積雪は, むつ特別地域気象観測所での観測記録 (1935 年～2018 年 3 月) によれば 170cm (1977 年 2 月 15 日) であり, 六ヶ所村統計書における記録 (1973 年～2002 年) による最深積雪量は 190cm (1977 年 2 月) である。したがって, <u>外部事象防護対象施設等の設計に当たっては, 六ヶ所村統計書における最深積雪深である 190cm を考慮し, 積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。また, 換気設備の給気系においては防雪フードを設置し, 降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに, 給気を加熱することにより, 雪の取り込みによる給気系の閉塞を防止し, 外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</u></p>	<p>共通項目の「準拠法令一覧表」で示す一般的なその他法令であるため基本設計方針に記載しない。</p>
	<p>【MOX】 【例⑤-3 外部衝撃 (竜巻)】 (b) 竜巻に対する影響評価 竜巻に対する防護設計においては, 設計荷重 (竜巻) に対して, 安全機能を損なわないよう, 機械的強度を有する建物により防護する設計を基本とする。竜巻防護対象施設を収納する建屋は, 設計荷重 (竜巻) に対して, 強度評価を実施し, 建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。</p>	<p>竜巻に対する防護設計においては, 機械的強度を有する建物により保護すること等により, 安全機能を有する施設が安全機能を損なわない設計とすること</p>	<p>d. 許容限界 建屋・構築物の設計において, 設計飛来物の衝突による貫通及び裏面剥離発生の有無の評価については, 貫通及び裏面剥離が発生する限界厚さ及び部材の最小厚さを比較することにより行う。さらに, 設計荷重 (竜巻) により発生する変形又は応力が安全上適切と認められる以下の規格及び規準等による許容応力度等の許容限界に対して安全余裕を有する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法 ・日本産業規格 ・日本建築学会等の基準, 指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 (日本電気協会) ・原子力エネルギー協会 (NEI) の基準・指針類 	

1.7.2 基本設計方針の具体的な記載方法

その他の基本設計方針の具体的な記載方法について以下の事項に示す。

(1) 基本設計方針のみに記載する設備の記載事項

基本設計方針のみに記載する設備（仕様表対象外）のうち、技術基準規則およびその解釈で機能・性能が要求されている設備については、図 1.7.2-1「基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー」および図 1.7.2-2「基本設計方針へ機器仕様を記載する機器の選定順序について」に従い、明確にすべき（必要な）機能・性能または仕様を整理（選定）し、基本設計方針に記載する。

また、基本設計方針に記載された仕様の設定根拠について、「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」で説明する場合があります、図 1.7.2-1 および図 1.7.2-2 にも参考として手順の概略を示しているが、詳細は別途定める業務管理文書「設工認作成要領」による。

(2) 兼用設備の記載

兼用設備については、以下のとおり、登録先が明確になるよう記載する。

- a. ある設備を複数の施設で使用する場合には、兼用設備として記載する。ただし、他の施設で登録した設備を、間接的に使用する情報提供系、サポート系（換気空調系、電源系等）の設備に関しては、施設区分の兼用はしない。
- b. 兼用設備のうち、主登録施設（以下「主施設」という。）では仕様表対象設備であるが、兼用先の施設（以下「従施設」という。）では仕様表対象外となる設備
従施設の基本設計方針に、兼用設備リストとして整理する。兼用設備リストのフォーマット等については、別途定める業務管理文書「設工認作成要領」による。
- c. 兼用する設備のうち、兼用先全てで仕様表対象外であり、基本設計方針にのみ記載する設備
兼用先の施設名を基本設計方針の本文中（原則として、兼用設備名称の後に括弧書き）に記載するが、主施設と従施設を区別するため、主施設と従施設を以下のとおり記載する。
 - ・主施設側：（[従施設の名称]の設備と兼用）
 - ・従施設側：（[主施設の名称]の設備を[従施設の名称]の設備として兼用）なお、2以上の従施設で兼用する場合は、主施設には全ての従施設の名称を記載し、従施設には兼用する主施設の名称のみを記載する。

(3) 可搬型設備の記載

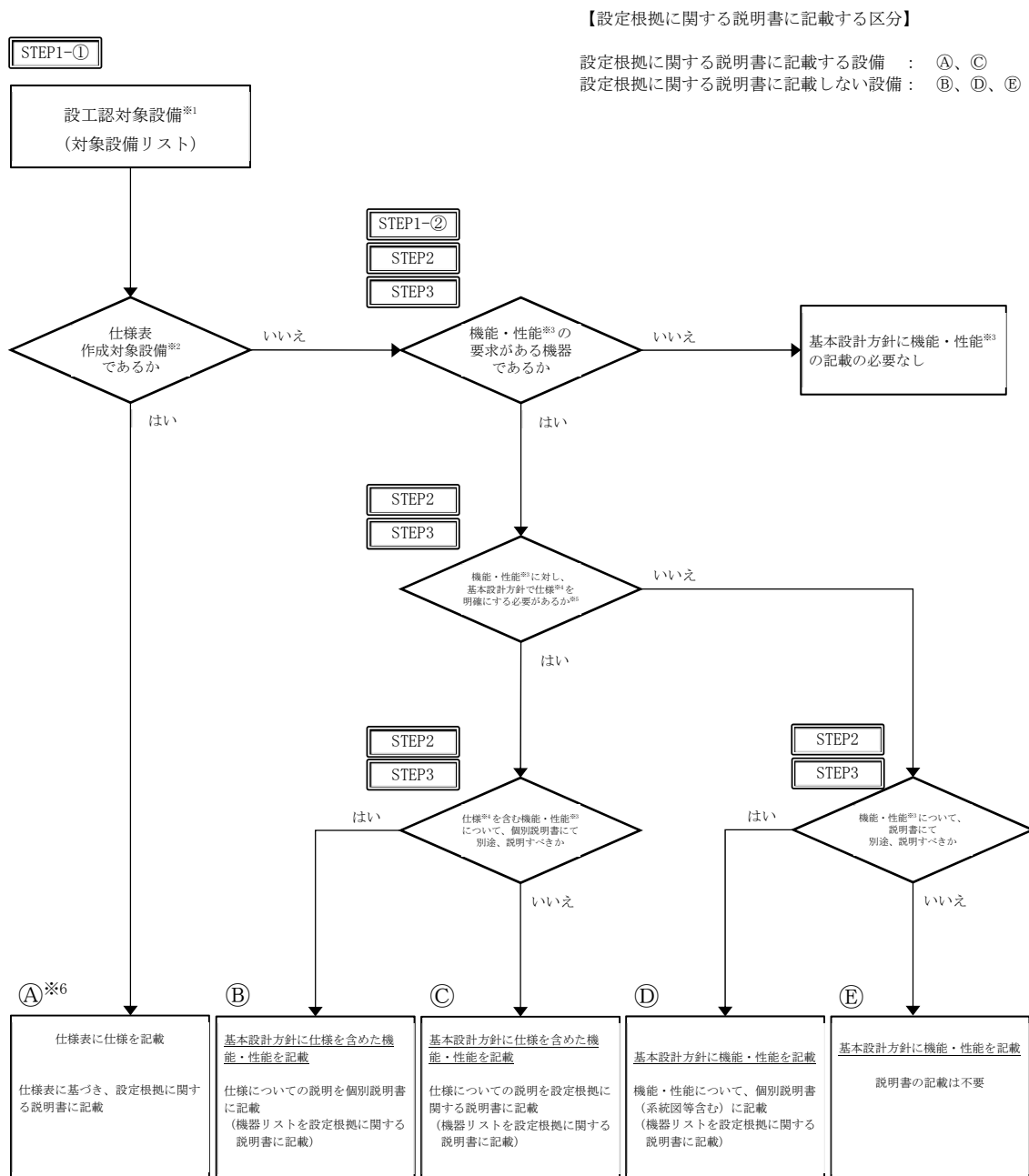
基本設計方針のみに記載する設備（仕様表対象外）は、基本設計方針の中で常設または可搬型を明確にする必要があるため、可搬型設備については、名称の前に「可搬型である」と明示する。ただし、以下のように可搬型であることが明らかな設備を除く。また、常設と可搬型が混在する設備があれば、個別検討し記載する。

- a. 名称に「可搬型」、「携帯型」等が含まれているもの
- b. 文中に「配備」、「保管」、「(使用時等に) 設置」を用いているもの（なお、常設設備については、「設置」を用いる。）

(4) 共通項目における基本的設計と個別設計の記載

「第1章 共通項目」には、原則として基本的設計のみを記載し、個別設計への展開は「第2章 個別項目」に記載するが、基本設計方針で明確にすべき個別設計を記載する施設（系統）区分が個別項目にない場合は、共通項目に個別設計の設備がわかるように記載する。

1.7.2 ならびに図 1.7.2-1 および図 1.7.2-2 については、「設工認作成要領」（仕様表や添付書類として記載すべき情報の設定等）との調整が必要な事項であるため、現時点では HOLD とする。



※1：事業変更許可申請書または技術基準規則の要求より抽出した設備またはその性能・機能。別途定める業務管理文書「設置認作成要領」に従い作成する設備リストによる。
 ※2：仕様表対象の該当の有無については、別途定める業務管理文書「設置認作成要領」による。
 ※3：ここでの「機能・性能」とは、技術基準規則要求に適合させるために必要な役割等、定性的に記載できるものをいう。
 ※4：ここでの「仕様」とは、容量、時間、効率、伝達率、個数等に関する定量的な数値で記載できるものをいう。
 ※5：「基本設計方針で仕様を明確にする必要がある」対象は、以下のとおりである。
 ・技術基準規則で仕様要求があるもの。
 ・技術基準規則で定量的な機能が要求されている機器のうち、仕様表で要求機能が確認できないもの。
 ・事業変更許可申請書本文に仕様を記載しているもの。
 ※6：設定根拠の要求項目機器であっても、機能・性能以外の要求のみにより申請対象となり、従前（既認可）から要求されている機能・性能に変更がない機器については、設定根拠に関する説明書は不要とする。

図 1.7.2-1 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー

STEP1-① 技術基準規則要求設備（機器）の抽出

別途定める業務管理文書「設工認作成要領」に従い作成する「設備リスト」を使用し、技術基準規則要求（仕様表対象外含む。）設備（機器）を全て抽出する。

設備リスト ① ② ③ ④ ⑤

----	----	----	----	----	----	----	----	----
----	----	----	----	----	----	----	----	----
----	----	----	----	----	----	----	----	----
----	----	----	----	----	----	----	----	----
----	----	----	----	----	----	----	----	----
----	----	----	----	----	----	----	----	----

STEP1-② 基本設計方針記載の設定根拠作成対象設備の選定（色分け）

a. 基本設計方針に記載している設備について、選定フローにより抽出する（分類ごとに色分け）。

b. 基本設計方針記載内容と技術基準要求機器リスト（整理用）（STEP2資料）とのリンクが分かるように、色分けした箇所に番号を付ける。

基本設計方針 ② ③ ④ ⑤

変更前	変更後

*****	*****
*****	*****
*****	*****

STEP2 基本設計方針へ機器仕様を記載する機器の選定

STEP-1-①、②で抽出された設備から、基本設計方針へ機器仕様を記載する必要のある機器を選定する。選定にあたっては、以下のとおりとする。

- 設工認添付書類呈取表から②、③、④、⑤に整理された設備を「技術基準要求機器リスト（整理用）」に反映する。その際、「関連条文」、「DB/SA」および「系統」の情報も合わせて記載する。
- STEP1-② bの番号と機器リスト記載の機器がリンクするように番号を記載する。
- STEP1-② aの基本設計方針を基に、技術基準要求機器リストを作成する。
- 基本設計方針に記載する内容を具体的に記載する。機器仕様を記載する設備は、仕様を記載する。
- 選定フローにて②、③、④となった機器に対して、関係する資料名を記載する。

【技術基準要求機器リスト】（整理用） ② ③ ④ ⑤

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー	機能・ 性能	明確にする 必要がある仕様	基本設計方針 記載内容	記載資料名	備考		
施設 区分	系統	機器名											
a			b			c			d			e	

STEP3 設工認申請書への添付*

設工認申請書に添付するフォーマットに編集し、「設定根拠に関する説明書」の一部とする。

設定根拠に関する
説明書
(全体)

③
設定根拠に関する
説明書
(個別)

【技術基準要求機器リスト】（設工認添付用） ② ③ ④

申請対象設備		基本設計方針	記載内容	明確にする必要がある仕様	記載資料名
施設区分	機器名				

② ④
個別説明書にて
容量等の根拠を
記載

②：基本設計方針にのみ記載する設備で、仕様については個別説明書に記載
 ③：基本設計方針にのみ記載する設備で、仕様については設定根拠に関する説明書に記載
 ④：基本設計方針にのみ記載する設備で、機能・性能については個別説明書に記載

※：STEP3は、設工認申請書の作成段階に実施されるものであり、詳細は別途定める業務管理文書「設工認作成要領」による。ここでは参考として記載。

図 1.7.2-2 基本設計方針へ機器仕様を記載する機器の選定順序について

1.7.3 様式-7 の各欄への記載

- (1) 基本設計方針を技術基準規則の記載順となるように構成し、技術基準規則の各条およびその解釈と、関係する事業変更許可申請書本文および添付書類六※に記載されている内容を、図 1.7.3-1 のとおり技術基準規則の条番号ごとに記載する。

※：再処理施設の場合であり、廃棄物管理施設の場合、「添付書類五」となる。

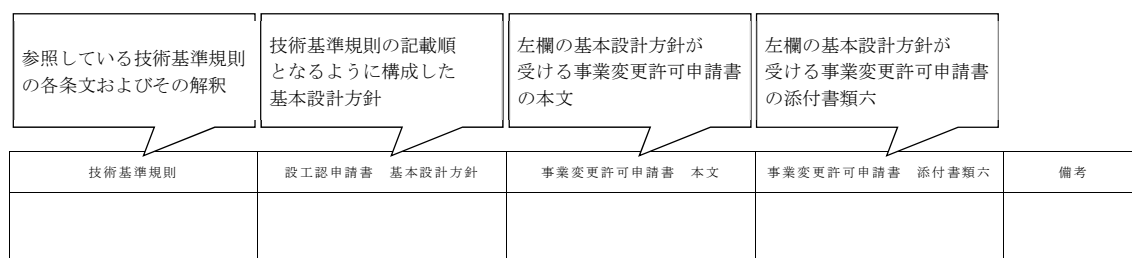


図 1.7.3-1 様式-7 の各欄への記載内容

- (2) 表 1.6-1~3 の④欄に関する各説明のとおり、様式-6 で整理した「技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方」、「事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方」、「事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方」に関する記載箇所、それぞれ○□◇の囲い文字（数字）を付記して紐付ける。

1.8 様式-8（基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表）

設計または工事を主管する箇所の長および検査を担当する箇所の長は、「技術基準規則への適合に必要な設計」、「本設工認を実現するための具体的な設計」および「技術基準規則への適合性確認検査」が網羅的に実施または計画されていることを明確にするため、基本設計方針に基づく詳細設計の結果、詳細設計結果を受けた工事での設計計画および適合性確認のための検査の計画を、以下に従って、それぞれ施設区分ごとかつ技術基準規則の条番号ごとに取りまとめる。

- (1) 様式-5で整理した関連条文の条番号ごとに様式-8のワークシートを作成する。
 また、様式-5で整理した縦軸方向の情報（「施設区分」、「設備区分」、「機器区分」、「機器名」および「関連条文」）を、図1.8-1のとおり、施設ごとに様式-8の縦軸方向に転記する。

様式-5

施設区分	設備区分	機器区分	機器名	数量 容量	既設 / 新設	常設 / 可搬	関連条文	工事有無 (要求条文)	他施設との 共用	兼用する場合の施設・設備区分	
										主登録	兼用登録
①	②	③	④				⑤				



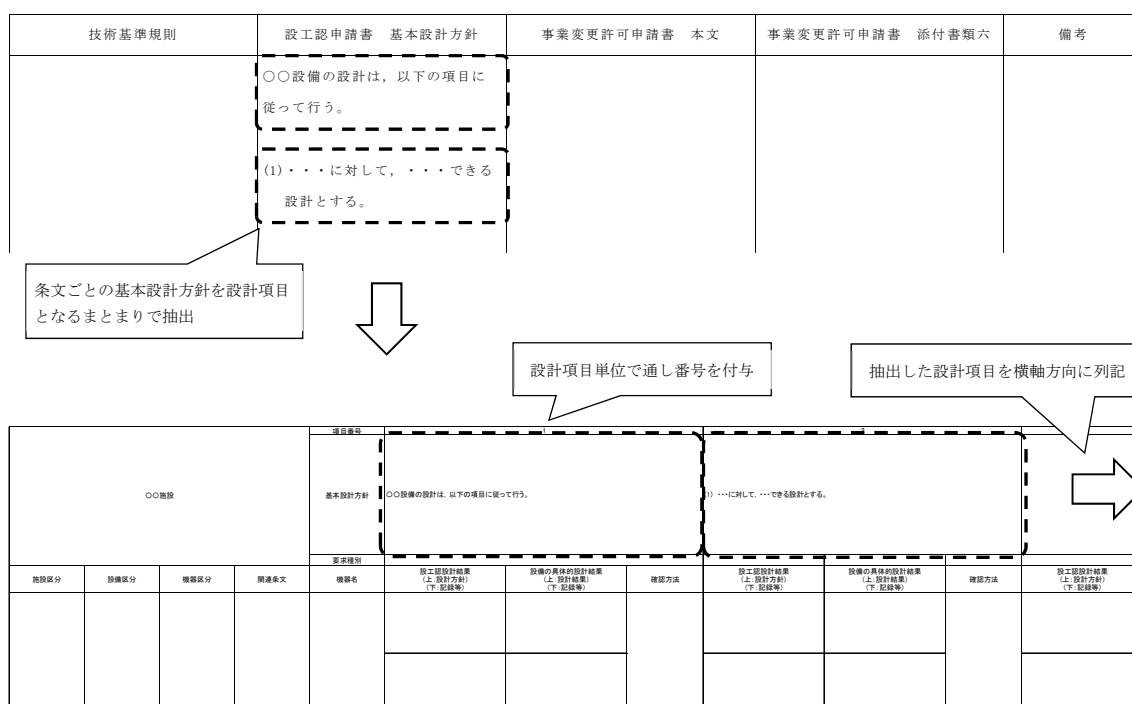
○○施設				項目番号			
				基本設計方針			
施設区分				要求種別			
				施設区分	設備区分	機器区分	関連条文
①	②	③	⑤	④			

様式-8

図1.8-1 様式-5から様式-8への流れ

- (2) 様式-7で整理した基本設計方針を、設計項目となるまとまり単位（段落単位、箇条書き単位等で設計方針が分かる単位（例えば、文末を「～する設計とする。」として結んでいるもの）、以下「設計項目」という。）に再整理したのち、図1.8-2のとおり、技術基準規則の条番号ごとに様式-8の横軸方向に転記する。
- また、このあとの「設工認設計結果（設計方針）」欄の記載の際、紐付け記載のインデックスに用いるため、通し番号を付与する。

様式-7



様式-8

注：安全機能を有する施設も重大事故等対処施設も手順は同様である。

図1.8-2 様式-7から様式-8への流れ

- (3) 「設工認設計結果」欄、「設備の具体的設計結果」欄および「確認方法」欄の記載等、(1)、(2)以降の作成要領については、別添-3「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧（様式-8）の作成要領について」による。

1.9 様式-9（適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理グレード及び実績（設備関係））

設計または工事を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の設計管理および調達管理の適用グレードを明確にするため、以下に従って、適合性確認対象設備の調達に係る管理グレードと実績を、設工認申請（補正や届出の扱いについては追而提示）ごとに、以下に従って、様式-9に取りまとめる。様式-9の各欄と説明項目の関係を図1.9-1に示す。

図 1.9-1 様式-9の各欄と説明項目の関係

(1) 様式-5に記載された、適合性確認対象設備の施設区分、設備区分、機器区分および機器の名称を、図1.9-2のとおり、該当する各欄に記載する。

ただし、「基本設計方針対象設備（仕様表として記載しない設備）」欄にて整理された、仕様表として記載しない設備は記載しない。

様式-5

施設区分	設備区分	機器区分	機器名	建設/新設/可搬	常設/可搬	調達系文	工事有無(要求系文)	他施設との共用	兼用する場合の施設-設備区分		安全機能を有する施設(DB)				重大事故等対応施設(SA)				
									主登録	兼用登録	安全重要度	耐震重要度	機種区分	品質重要度	申請区分	耐震重要度	1.25倍機能種別	品質重要度	申請区分



施設区分/設備区分/機器区分	名称	品質重要度分類																	
		1	2	3	4	5	X	Y	Z	I	II	III	IV						

様式-9

図1.9-2 様式-5から様式-9への流れ

- (2) 各設備について、様式-5に記載された品質重要度を、「品質重要度分類」欄の星取りとして記載する。
- (3) 当該設備に対して、設工認申請後、「再処理事業部 調達管理要領」に基づき調達管理（施工設計・工事等）を実施する場合（既に着手済であり設工認申請後も継続する場合を含む。）は、以下に従って記載する。
- a. 「再処理事業部 設計管理要領」による設計プロセスを適用する予定または適用済の場合、「設計開発の管理区分」欄の星取りとして記載する。
- b. 表1.9-1に示す区分を、「調達の管理区分」欄の星取りとして記載する。通常、「再処理事業部 設計管理要領」による設計プロセスを適用する場合は「グレードⅠ」、適用しない場合は「グレードⅢ」となる。

表 1.9-1 「調達の管理区分」欄の区分

区分	定義
グレードⅠ	「再処理事業部 調達管理要領」の定めによる。
グレードⅡ	
グレードⅢ	
グレードⅣ	

- c. (2)、(3) a, bで抽出した区分を基に、表1.9-2に定める設工認に係る設計・調達の業務の流れに係る区分（業務区分Ⅰ～Ⅲ）を、「該当する業務区分」欄の星取りとして記載する。

表1.9-2 業務区分の定義

区分	定義
業務区分Ⅰ	<p>当該設備に対して「再処理事業部 設計管理要領」による設計プロセスを適用し、かつ当社で設備の設計（自社設計）^{※1}を実施するまたは実施済の場合</p> <p>※1：各様式や設工認の作成は、ここでの自社設計（「再処理事業部 設計管理要領」による設計）には含まない。ただし、調達前に、「再処理事業部 設計管理要領」に基づく設備に対する設計行為（解析や設計に係る技術検討書・設計図書等の作成等）を部分的にでも自社で実施している場合は、「業務区分Ⅰ」とする。</p>
業務区分Ⅱ	<p>当該設備に対して「再処理事業部 設計管理要領」による設計プロセスを適用し、かつ設備の設計を供給者に委託するまたは委託済の場合^{※2}</p> <p>※2：調達前に設備に対して自社設計（各様式や設工認の作成を除く）を実施せず、仕様書を作成する場合は、「業務区分Ⅱ」とする。</p>
業務区分Ⅲ	<p>当該設備に対して「再処理事業部 設計管理要領」による設計プロセスを適用しない可搬型重大事故等対処設備等の購入のみの場合^{※3}</p> <p>※3：「再処理事業部 調達管理要領」による調達プロセスにて、設計プロセスを代替している場合を指す。</p>

(4) 設工認申請前に、その当時における「再処理事業部 調達管理要領」に基づく調達管理に着手しており、既に完了している場合（既設設備であり、新規制基準対応のために新たな工事が発生しなかった場合を含む。）は、図 1.9-3 のとおり、「既に工事が完了している設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。」ことを記載する。

		設計開発の管理区分	調達の管理区分				該当する業務区分 ¹⁾			
Ⅲ	Ⅳ	保安規定 品質マネジメントシステム計画 「7.3 設計開発」の適用	グレード Ⅰ	グレード Ⅱ	グレード Ⅲ	グレード Ⅳ	業務区分 Ⅰ	業務区分 Ⅱ	業務区分 Ⅲ	
		既に工事が完了している設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。								

図1.9-3 調達管理が既に完了している場合における様式-9の記載内容

2. 各様式のチェック

以下のとおり、本文書に定める各様式をチェックする。

2.1 様式-2～様式-7のチェック

設計を主管する箇所の長は、「1. 各様式の作成」で作成した様式-2～様式-7について、別添-1「設計のレビュー・検証の実施方法」に従って、設計のレビュー・検証としてチェックを実施する。

2.2 様式-8のチェック

- (1) 様式-8に係る設計を主管する箇所の長は、「1. 各様式の作成」で作成した様式-8の「設備の具体的設計結果」および「確認方法」以外の欄について、別添-1「設計のレビュー・検証の実施方法」に従って、設計のレビュー・検証としてチェックを実施する。
- (2) 工事を主管する箇所の長は、(1)のチェックの後、「1. 各様式の作成」で作成した様式-8の「設備の具体的設計結果」欄について、別添-1「設計のレビュー・検証の実施方法」に従って、設計のレビューとしてチェックを実施する。
- (3) 検査を担当する箇所の長は、(2)のチェックの後、「1. 各様式の作成」で作成した様式-8の「確認方法」欄について、別添-3「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧(様式-8)の作成要領について」に従って、チェックを実施する。

2.3 様式-1および様式-9のチェック

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、各部署が「1. 各様式の作成」で作成した様式-1および様式-9について、「再処理事業部 設工認対応業務細則」に従って、設工認申請書案としてのチェックを実施する。

3. 各様式の管理

以下のとおり、本文書に定める各様式を記録として管理する。

3.1 様式-2～様式-7の管理

設計を主管する箇所の長は、「2.1 様式-2～様式-7のチェック」でチェックした様式-2～様式-7について、別添-1「設計のレビュー・検証の実施方法」に従って、記録としての管理を実施する。

3.2 様式-8の管理

- (1) 設計を主管する箇所の長は、「2.2(1)」でチェックした様式-8について、別添-1「設計のレビュー・検証の実施方法」に従って、記録としての管理を実施する。
- (2) 工事を主管する箇所の長は、「2.2(2)」でチェックした様式-8について、別添-1「設計のレビュー・検証の実施方法」に従って、記録としての管理を実施する。
- (3) 検査を担当する箇所の長は、「2.2(3)」でチェックした様式-8について、別添-3「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧（様式-8）の作成要領について」に従って、記録としての管理を実施する。

3.3 様式-1および様式-9の管理

設工認申請に係る総括を主管する箇所の長は、「2.3 様式-1および様式-9のチェック」でチェックした様式-1および様式-9について、設工認申請書として管理する。